2025

放送大学文化科学研究

The OUJ Journal of Arts and Sciences

Vol. 5

2025

放送大学文化科学研究

The OUJ Journal of Arts and Sciences

Vol. 5

Contents

［修士研究報告］

精神障害者の地域移行についての一考察
— ホームヘルプサービスの視点から —
岩佐 泰子（生活健康科学プログラム） 6

江戸中期以降における民衆教育の研究
— 越後新発田藩の事例を中心として —
大山 正義（人間発達科学プログラム） 15

弁護士のキャリアを支持・援助するものとは
— TEMを介した当事者語りとその解釈的現象学的分析から —
菅原 直美（臨床心理学プログラム） 25

カサンドラ症候群を訴える女性の自己の問い直しと生成のプロセス
茶円 典枝（臨床心理学プログラム） 33

生活困窮者の生活課題の取り組みにおける自己形成支援のあり方
星加 敦子（臨床心理学プログラム） 42

労働法で貨物軽自動車運送自営業者を保護する可能性
椎橋 庸二（社会経営科学プログラム） 52

隠岐で語られた浦島系孤立伝承「白島の赤法印」
— モチーフ分析と実地調査から浮き彫りになった伝承の姿 —
石橋 直子（人文学プログラム） 61

看図アプローチを活用したライティングの実践研究
— ２つの授業実践における学習者個人の経時的観察からの考察 —
江草 千春（人文学プログラム） 70

光格天皇と雅楽
— 奏楽する天皇の実像とその意味 —
清水 淑子（人文学プログラム） 81

イギリスファシスト連盟およびオズワルド・モーズレーによる
非合理主義的美学要素の政治的利用の分析
竹本 智志（人文学プログラム） 89

ネパール人留学生にとって日本留学とは何か
— 元留学生へのインタビュー分析からの一考察 —
田所 瑞絵（人文学プログラム） 97

八代集における「こころ」の表現と心の構築
— 空間化・実体化比喩を中心に —
鳥越 隆士（人文学プログラム） 105

近づけ・軽んじ・遠ざける，呼称「ちゃん」の考察
— ジェンダーとパワーの観点から —
濱野 綾（人文学プログラム） 113

中学生の雑談に見る自他意識
— 会話における役割性の観点から —
堀井 智栄子（人文学プログラム） 123

フランスのショアーの歴史学はなぜ今日も発展し続けているのか？
— 冷戦終結後の史学史的研究 —
村上 良太（人文学プログラム） 132

地域社会における日本語学習支援活動者の意識に関する研究
— 神戸市と吹田市のボランティア団体を通して —
森山 孝子（人文学プログラム） 140

大江健三郎研究
—「手紙」を通じての解釈 —
安井 茂雄（人文学プログラム） 149

地域特性を生かした脱炭素社会実現への取り組み方法の研究
— ZEBデータの有効活用 —
菊地 真（自然環境科学プログラム） 158

星形成銀河と活動銀河核の進化　及び
死んだクェーサー問題とダウンサイジングに関する研究
住江 伸吾（自然環境科学プログラム） 167

『方丈記』終末部分における長明思想の解明
大野 浩（人文学プログラム） 215

［修士研究短報］

日本語教育における「女ことば」
— 女性文末詞の使用に着目して —
髙木 敬子（人文学プログラム） 178

YMOと，その時代。
— 1978年～1984年，ポップカルチャーについての考察 —
中村 元信（人文学プログラム） 183

［博士課程研究論文］

化粧習慣形成と化粧支援の役割
村上 有美（人間科学プログラム） 190

奈良時代の売券における価・直と価直
福田 美詠子（人文学プログラム） 198

2025年度教育研究活動委員会
オンラインジャーナルワーキンググループ 217
編集後記 218

修士研究報告

精神障害者の地域移行についての一考察
― ホームヘルプサービスの視点から ―

岩佐 泰子†

A Study on the Community Transition of Individuals with Mental Disabilities: From the Perspective of Home Help Services

Yasuko Iwasa

1. はじめに―なぜ精神障害者の地域移行は進まないのか

2002年に精神障害者のホームヘルプサービスが始まった（厚生労働省2002b）。精神保健医療福祉の改革ビジョン（厚生労働省2004）で「入院医療中心から地域生活中心へ」との基本方針が示され，精神障害者の地域移行へと舵が切られた（厚生労働省2024c）。改正精神保健福祉法（厚生労働省2002a 2005a）をはじめ，精神障害者が地域で暮らすための法整備がなされ，2014年には，障害者権利条約（United Nations 2006; 外務省2024a 2024b）が我が国において効力を発生した。しかしながら，精神科病棟長期入院患者の地域移行は進んでいない。特に65歳以上の患者数は増加傾向にある（厚生労働省2014a）。2017年の入院患者数は約30．2万人，その中の約17万人が入院期間1年以上であり，約9万人が入院期間5年以上の患者である（厚生労働省2021c 2022）。

近年，我が国では，高齢者の増加に伴って介護職員の需要が高まり，地域で暮らす障害者の日常生活の支援を担うホームヘルパーは深刻な人手不足に陥っている。その上，そもそもホームヘルプサービスには利益を上げにくい諸状況がある。精神障害者が最も必要としている家事援助のサービスの報酬は低く抑えられており，障害者とホームヘルパーの家事の共同実践を報酬の高い身体介護に分類している自治体も一部あるが，多くは家事援助での分類となる。したがって事業所が，報酬の高い身体介護や高齢者のサービスを優先して引き受けてしまう傾向があると考えられ，精神障害者が支援を受けるにあたって不利になっていることが推察される。どれほど法的整備がなされても，支援する人手がなければそれらは機能しない。ホームヘルパーの人手不足の要因の一つは，特有の労働形態と介護報酬の低さによって生じる低賃金であると考えられる。本稿は，精神障害者の地域移行が進まない要因の一つに地域における支援の不十分さがあること，そして，ホームヘルパーの労働条件を改善して人手不足を解消することが地域移行の促進に寄与し得ることを明らかにすることを目的とする。

2. 地域移行が求められる理由

2.1 社会的入院の解消

昭和40年代には，退院が可能にも関わらず社会的諸条件に阻まれて退院できない「社会的入院」の存在がクラーク勧告（クラーク1968）により指摘されていた。しかしその後も精神科医療は入院中心に行われ続け，諸外国に大きく遅れをとっている（医療経済研究機構2008）。

2.2 障害者基本法

障害者基本法における2004年の改正（内閣府2004）に加え，2011年の改正で「全て障害者は，可能な限り，どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され，地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと（同法三条2号）」（内閣府2011）と規定され，精神科病棟長期入院患者の地域移行は，当事者の自己決定の権利として明確になっている。

2.3 障害者権利条約

我が国において2014年に効力を発生した障害者権利条約では，「障害のある人には，他の人々と平等に，居住地，どこで誰と暮らすかを選択する機会があり，特定の生活環境で暮らす義務」はなく，「地域社会での生活と包摂を支援し，地域社会からの孤立や隔離を防ぐために必要な個人的支援を含む，在宅，居住，その他の地域社会におけるさまざまな支援サービスを利用でき」ると定めている（第19条）。

本条約に基づいて国連障害者権利委員会は，対日審査の総括所見（外務省2022）において，「特に，精神障害者の期限の定めのない入院の継続」について懸念をもって注目

†2024年度修了（生活健康科学プログラム）

しており，「地域社会における精神保健支援とともにあらゆる期限の定めのない入院を終わらせるため，精神科病院に入院している精神障害者の全ての事例を見直し，事情を知らされた上での同意を確保し，自立した生活を促進すること」を要請するとしている。

3. 地域移行が進まない現状

3.1 精神保健医療福祉の改革ビジョンの結果

厚生労働省は，2004年に決定された精神保健医療福祉の改革ビジョンについて総括している（2017a）[1]。改革ビジョンでは，「入院医療中心から地域生活中心へ」の政策理念が明確にされ，受入条件が整えば退院可能な者約7万人，及び約7万床相当の精神病床を，10年後に解消することを目指した。結果として，精神病床数（入院患者数）の変化をみると，2002年の35.6万床（33.2万人）から，2014年に33.8万床（29.6万人）へと，1.8万床（3.6万人）減少している。しかしながら約7万床（7万人）の解消には遠く及ばず，尚且つ，統計の取り方にも課題があるとされ，実際に地域移行できた人数はさらに少ないと推察されている。

3.2 精神科入院医療の課題

改革ビジョンの総括に先立ち，精神科入院医療の課題として次の4つが挙げられた（厚生労働省2014a）。①精神病床の人員配置基準が，（中略）一般病床よりも低く設定されている。②1年以上の長期入院精神障害者は約20万人（入院中の精神障害者全体の約3分の2）であり，そのうち毎年約5万人が退院しているが，新たに毎年約5万人の精神障害者が1年以上の長期入院に移行している。③長期入院精神障害者は減少傾向にあるが，65歳以上の長期入院精神障害者は増加傾向となっている。④死亡による退院が増加傾向となっている（年間1万人超の長期入院精神障害者が死亡により退院）。

以上の課題を踏まえ，平成25年に成立した改正精神保健福祉法（厚生労働省2013）に基づき，指針（厚生労働省2014b）を定め，急性期の精神病床において医師及び看護職員の配置を一般病床と同等とすることを目指すこと，新たに入院する精神障害者は原則1年未満で退院する体制を確保すること，医療保護入院者を中心として退院促進のための措置を講ずることが精神科病院の管理者に義務づけられた。また，第4期障害福祉計画（厚生労働省2015）において1年以上の長期在院者数の減少等の成果目標を設定した。

3.3 精神保健医療福祉の現状

厚生労働省の報告（2017a，2017ｂ）によると，1年以上入院患者（長期入院患者）の割合は，2007年は63％，2016年は62％となっており，療養病棟では2007年は81％，2016年は80％と，大きな変化はない。2015年の新規入院患者41.4万人のうち，1年以上入院した人は5.1万人に留まっているが，かねてからの長期入院患者数は17.9万人となっており地域移行は進んでいない[2]。

3.4 茨城県の精神科病棟長期入院患者の現状

地域移行は各自治体が主体となって行っていることから，茨城県を例にとって見ていくことで，地域移行の実態を把握してみたい。精神科病棟入院患者数について，第2期新いばらき障害者プラン【改訂版】（茨城県2021a）の達成状況（茨城県2021b）を表1に示す。数値目標を達成できている年はない。65歳以上の入院患者数は2018年，2020年には増加してしまっている。先に示した厚生労働省の指摘通り，茨城県においても65歳以上の入院患者数は増加傾向にあることがわかる。特に2020年は65歳未満の入院患者数が62人減少しているのに対し，65歳以上の入院患者数は81人増加しており，65歳未満の入院患者の減少数を19人上回っている。

表 1 茨城県の入院患者数の数値目標と達成状況

		2017年	2018年	2019年	2020年
65歳以上	数値目標	記載なし	1739人	1675人	1609人
	実績	1974人	2077人	2014人	2095人
65歳未満	数値目標	記載なし	1970人	1770人	1568人
	実績	1931人	1821人	1744人	1682人

（出所）茨城県（2021b）を基に筆者作成。

次に，茨城県の精神障害者の地域移行支援・地域定着支援（厚生労働省 2024b）実利用者数の見込量（茨城県2021a）を表2に示す。実績数は公表されていない。

表 2 地域移行支援・地域定着支援実利用者数見込量

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
精神障害者の地域移行支援	年実利用者数(人)	33	38	42
精神障害者の地域定着支援	年実利用者数(人)	14	19	36
精神病床から在宅への退院患者割合	各年度6月末時点患者割合(%)	55	56	57

（出所）茨城県（2021a）を基に筆者作成。

[1] 厚生労働省（2017b）に各データが掲載されている。

[2] いわゆる630調査（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 2020）。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が実施している調査で，6月30日午前0時時点のデータである。精神科病院，精神科診療所等，精神障害者社会復帰施設等，精神科デイケア等，精神科訪問看護，都道府県関連事務等の実態と現況を把握するために行われている。

先に示した入院患者数に対して，地域移行支援の実利用者数の見込量は少ないと言わざるを得ない。また，精神病床から退院後の行き先としては，「在宅」が半数程度（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター2020）である[3]。地域移行が難航していることを示唆している。

4. 地域移行が進まない理由

4.1 精神障害者への視線と，入院による履歴の断絶

横藤田（2020:23）によると，精神障害者に対しての人々の視線は，「危険な人」「何を考えているかわからない人」というものであり，排除されやすく重層的に不利な立場にあると述べている。また榎本も，地域住民の精神障害者に対する先入観，訪問看護等の事業所側に精神障害者に対する無理解があると指摘している（榎本2018）。日本社会事業大学をかこむ地域連絡会・全国精神障害者家族連合会は，「社会の偏見と差別が現実に存在するがゆえに，精神的な疾患について他人に伝えるのは難しい。精神病院に入院するということは，その人の履歴の断絶すら招きかねない」と述べている（岡上1997:92~93）。

4.2 不十分な退院後の生活の支援

病院側に退院が困難と判断された者のうちの3分の1は，住居・支援がないことが理由とされている（厚生労働省2018a）。措置入院患者の症状消退届の記載内容を調査したところ（厚生労働省2017b），「訪問指導等に関する意見」と「障害福祉サービス等の活用に関する意見」について，2割程度が空欄で，記載がある場合でも半分以上は「必要ない」との記載であり「退院後の支援のあり方について，十分に検討が行われていない実態がある」としている。

4.3 介護職員不足による障害福祉サービスの機能不全

（1）なぜ精神障害者の地域移行にホームヘルパーが必要なのか

精神障害者の約7割が支援区分1～3であり（厚生労働省2025b），居宅介護の利用対象である。サービス形態が似ているため，介護保険法（厚生労働省1997）における高齢者の訪問介護と，障害者総合支援法（厚生労働省2005b）における居宅介護を一体的に運営している事業所が多く，訪問介護のホームヘルパーが障害者のホームヘルプサービスを担っているのが現状である。

厚生労働省によると，2019年時点での介護職員数211万人を基準とした場合，2023年には約22万人，2025年には約32万人，2040年には約67万人の介護職員の積み増しが必要であると試算している（厚生労働省2021a）。地域移行のための生活基盤を整えるには，日常生活を支援するホームヘルプサービスが必要である。身体介護のニーズが低い精神障害者が在宅で必要とする支援は，日常生活の家事等への対応である。身体介護だけではなく家事援助のスキルをもあわせ持つホームヘルパーは，他の介護職員に比べてより低い労働条件下にあり，特に深刻な担い手不足に陥っている。判断力が制限され，生活のリズムが崩れやすく感情の波も大きい精神障害者にとっては，日常生活を直接見守るホームヘルプサービスは有効であり，長い入院生活を経て頼れる身寄りのない人にとっては必須とも言える。そのような支援のない地域移行は，病院の外に放り出されるだけであり症状悪化も懸念される。ホームヘルパー不足は，精神障害者が地域で暮らすことを難しくしている要因の一つであると考えられ得る[4]。

（2）精神障害者にとってのホームヘルプサービス

2002年の精神障害者のホームヘルプサービス開始にあたり，鴻巣（2003）は地域で精神障害者が生活する基盤ができたといっても過言ではないと述べている。また全家連保健福祉研究所等（2000:10）のヘルパー研修テキストでは，精神障害者へのホームヘルプサービスの意義の一つとして「社会的入院から地域生活移行の促進」が挙げられている。さらに厚生労働省の調査（厚生労働省2020）によると，「精神障害者における障害福祉サービス等別利用者割合」は，「居宅介護」（ホームヘルプサービス）の利用が28.8%にのぼっている。

栄（2002）が精神障害者のホームヘルプサービスを行うホームヘルパーに調査を行ったところ，「精神障害者との関係づくり」が困難点であるとの回答が最も多かったことから，ホームヘルパーの対人援助技術のレベルアップが求められるとしている。また阪田（2007）は，精神障害への理解を深めるため，ホームヘルパーへの支援体制を充実させる必要があると述べており，妹尾（2009，2011）は，ホームヘルパーの精神障害者への理解が不十分なために，サービスの中断や終了に繋がる場合があり，支援のあり方やコミュニケーションについてヘルパーが学べる機会が求められるとしている。榎本（2020）も，ホームヘルパーのスキルアップや意思決定支援の方法についての研修，病院や相談支援事業所等との連携を強化する必要性を述べている。

---

[3] 地域包括ケアシステムの構築にあたって立案された介護従事介護職員確保のための事業計画（茨城県 2024）は，老人福祉法に基づく「茨城県高齢者福祉計画」及び介護保険法に基づく「茨城県介護保険事業支援計画」の2つの法定計画の総称である「いばらき高齢者プラン２１」の目標達成のための事業計画であるため，高齢者介護に特化されている。障害者の在宅介護のための介護職員確保の事業計画は存在していないが，精神障害者の8割はホームヘルプサービスにおいて，重度訪問介護ではなく居宅介護の対象である。高齢者の訪問介護事業所が居宅介護を一体的に運用していることが多いため，高齢者の介護職である訪問介護のヘルパ―の増加は，地域で暮らす精神障害者がサービスを受けやすくなる可能性があると考えられる。

[4] 鼓ほか（2011）は，精神障害者の地域生活支援の課題に関する先行研究を整理しており，有益である。

一方，萱間ほか（2000）が行った調査では，ホームヘルプサービスの効果は，意欲や人付き合いなどの社会的機能向上や家族の負担軽減にも及ぶとされ，林（2006）は，精神障害者がホームヘルパーを「相談者」「理解者」「対等な人間として対応してくれる存在」として認識し，生活の細部に渡りよい影響を与えたと報告している。清水（2016）の調査においても，ホームヘルプサービスにより，社会的機能の変化や主体性の向上，自己決定など支援効果が拡大していくとしている。デクスターとハーバート（1983/ 1987）は，「ホームヘルパーはまず，クライエントがその日その日の身体的，情熱的ニードに対応できるよう援助することに関心がある（中略）つまりそこには専門職的関係とは違う人間関係が存在する」と述べている。この記述と，林の，利用者はホームヘルパーを「相談者」「理解者」「対等な人間として対応してくれる存在」と認識しているとの報告は符合している。ホームヘルパーには他の専門職にはない「対等性」があると解釈できる。

石田（2006）は，対人関係や社会関係において生活のしづらさを経験している精神障害者が排除のターゲットになる可能性があるとし，関根（2011）は，生活のしづらさの要因は，地域生活での自己否定的な経験であり，自己肯定的な経験を支える支援が必要だとしている。萱間ほかや，清水が行った調査における精神障害者のホームヘルプサービスの効果，及び林，デクスターとハーバートが述べているホームヘルパーの持つ対等性は，石田，関根が提示している課題を解決し得るものであると考えられる。

5. 地域移行と介護報酬との関係

5.1 介護，介護職員，ホームヘルパーをどう捉えるか

厚生労働省（2024a）は，「「介護」とは，歩行，排泄，食事，入浴等の日常生活に必要な便宜を供与すること」と定義している。立岩（2015:198）は，精神障害者のホームヘルプサービスについて「『世話』と言ってもよいし『支援』と言ってもなんといってもよいが，その仕事は不定形な仕事でよい」と述べている。一方小川（河合克義編著1998:109）は，ホームヘルプの有効性を整理し理論化し，専門性の確立のための取り組みが必要であると論じている。石川（2020）は，ホームヘルパーは「公的責任を縮小する政策によって，（中略）低コストの労働者として位置づけられ，職業集団として専門性を構築することが困難な状況が，意図的に作り上げられている」とし，市場原理の導入によって，効率性・コスト性が優先され，ホームヘルプ労働の真の目的が歪められ，社会においてホームヘルパーの価値を低く認識させることにつながっていると指摘している。

また井口（2012）は，介護分野の「現状のような賃金水準の低さ，労働条件の劣悪さは，理論的なレベルから考察して是認されるものではない。（中略）ケアを受ける人の生活と，社会保障制度のもとでケアをになう人（労働者）の両方の生活が成り立ってはじめてそれは『システム』と呼ぶことができる」と主張している。菊池（2000:200~201）は，「介護サービス給付にかかる憲法二五条一項の生存権保障は，基本的には所得保障のように基礎的部分の保障にとどま」ると説いている。この言説は，介護給付が所得保障のような基礎的部分にあたるとの見解である。つまり，介護職員の深刻な人手不足は，生活の基礎的部分が保障され得ない状況をもたらす可能性があると解釈できる。他方で菊池（2019:142）は，「介護支援専門員（ケアマネジャー）の新規合格者の約三分の二が，（中略）介護福祉士によって占められている現状，（中略）最前線の相談支援の主役としての役割をケアマネジャーに期待できるかについては疑問」であると記述している。実際，介護福祉士は，高齢者介護の相談支援を担うのにふさわしい知識，経験を持っており，高齢社会の我が国において地域の相談支援の要となり得る人材である。それを疑問視するこの記述は，介護福祉士が介護現場で担っている業務の範囲や役割の重要性が理解されておらず，評価されていないことを表していると言える。花岡（2015），瀧本（2016）は，介護福祉士の5～6割が介護の仕事に従事していない現状を明らかにしており，瀧本は「介護の専門性」に着目した人材マネジメントが必須であると結論付けている。

以上のように，介護や介護職員，ホームヘルパーについてなされている言及を見ると，業務や役割の評価や価値，意味合いについての捉え方が，それぞれまちまちであり，定まっていないことがわかる。このことが低賃金に留まっている要因の一つとも考えられる。

5.2 ホームヘルプサービスにおいて報酬が支払われない業務

ホームヘルプサービスは利用者宅を訪問して行う介護サービスである。坪井の調査（2015）によると，ホームヘルプサービスの，移動，待機，報告書作成時間など賃金の発生しない付帯労働時間の割合は全労働時間の約40％にものぼるという。そのため賃金が発生する労働時間が短く，「訪問介護員」の賃金は，施設等の「介護職員」の賃金よりも不利な状況にあるとしている（2018）。

5.3 算定されにくい加算，処遇改善手当の給与への反映

介護職員の賃金を改善するために導入されている処遇改善手当を給与水準の引き上げとして活用している事業所は18.6%に留まっていた（厚生労働省2021b）。坪井（2020）は，訪問介護は，複層的な要因や課題により，加算の算定が十分に行われていないと述べている。つまり，処遇改善手当は訪問介護にとって数少ない加算の一つであると言える。介護職員の給与水準改善のため2024年6月から処遇改善の加算率が引き上げられることになり（厚生労働省2024d，2025a），その加算率は14.5～24.5%とされ，月額賃金への反映が定められた。しかしながら複数の条件をクリ

アしなければならず，かつ同時に高齢者の訪問介護の報酬が各項目において引き下げられた（厚生労働省2024e，2024f）。障害者の居宅介護の報酬がわずかに引き上げられてはいるものの，高齢者の報酬減を補うほどの上げ幅ではない（厚生労働省2024g）。したがって事業所にとっては厳しい状況が続くと思われ，処遇改善加算率の引き上げが，ただちに賃金改善につながるかについては懐疑的にならざるを得ない。

5.4 障害者のホームヘルプサービスの報酬算定

（1）精神障害者の居宅介護の報酬

榎本（2018）は，相談支援専門員へのインタビューから，精神障害者への無理解からサービス依頼を引き受けないヘルパーステーションがあるとしている。確かに高齢者を中心にサービスをおこなっているホームヘルパーには，精神障害に対する知識や経験が足りないことは想像に難くない。しかし，妄想や幻覚等の精神症状を伴う認知症の高齢者を日常的に支援しているホームヘルパーにとって，それだけが依頼を断る理由ではない。精神障害者への家事援助の報酬の低さも要因であると考えられる。

障害者への居宅介護（ホームヘルプサービス）の介護報酬はどのぐらいなのだろうか。精神障害者へのホームヘルプサービスは家事援助が大半である。家事援助と身体介護の報酬の差に着目して居宅介護の報酬を見てみる。

表 3　精神障害者関係の報酬算定

家事援助		身体介護		
時間	単位	時間	身体介護（入浴，排せつ等）	身体介護を伴う通院介助
30 分未満	106	30 分未満	256	256
30 分以上 45 分未満	153	30 分以上 1 時間未満	404	404
45 分以上 1 時間未満	197	1 時間以上 1 時間 30 分未満	587	587
1 時間以上 1 時間 15 分未満	239	1 時間 30 分以上 2 時間未満	669	669
1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	275	2 時間以上 2 時間 30 分未満	754	754
1 時間 30 分以上（15 分増すごとに）	311（＋35）	2 時間 30 分以上 3 時間未満	837	837

（出所）厚生労働省（2024 g）を基に筆者作成。

（2）同様のサービスに関して異なる報酬単価

精神障害者が主に受ける支援は家事援助である。家事援助とは，掃除，洗濯，調理等の支援をいう（厚生労働省2024h）。精神障害者への家事援助を1時間未満行った場合の報酬単価は1970円（197単位）[5]である（表3参照）。一方で，高齢者に対して精神障害者への家事援助と同様のサービス（生活介護）を同じ時間行った場合の報酬単価は，2200円（220単位）である（厚生労働省2024i）。ここから分かるように，精神障害者への家事援助と高齢者への生活介護とは同様のサービス内容をなすにもかかわらず，両者の間には報酬単価の差が230円生じている。さらに深刻な問題として，これよりも大きな報酬単価の差が，以下でみる家事の共同実践をめぐって生じている。

高齢者への家事の共同実践は，全国一律で身体介護に分類される（厚生労働省2018b）。これに対して，精神障害者への家事の共同実践は，全国一律の分類でなく自治体ごとに分類が異なり，家事援助に分類する自治体が非常に多い一方で，身体介護に分類する自治体も一部だがある[6]。つまり，家事の共同実践は，高齢者の場合は身体介護のみに分類されるが，精神障害者の場合は自治体によって身体介護か家事援助のいずれかに分類される。

そして自治体間で，精神障害者への家事の共同実践（1時間未満）が身体介護（4040円，404単位）か家事援助（1970円，197単位）のいずれかに分類されるかによって（表3参照），2070円もの報酬単価の差が生じている。また，高齢者への身体介護を1時間未満行った場合の報酬単価3870円（387単位）（厚生労働省2024i）は，精神障害者への身体介護を1時間未満行った場合の報酬単価4040円（404単位）と比べて170円低いが，精神障害者への家事援助を1時間未満行った場合の報酬単価1970円（197単位）と比べると1900円も高い。

以上でみたように同様のサービスに関して報酬単価が異なること（すなわち，精神障害者への家事の共同実践の分類が自治体間で異なることから生ずる自治体間での報酬単価の差と，精神障害者への家事援助と高齢者への身体介護との間で生ずる報酬単価の差）が，精神障害者へのサービスの提供に対して消極的なヘルパーステーションがあることの重要な理由の一つだと考えられる。このため，精神障害者への家事の共同実践を家事援助に分類しないようにすれば（すなわち，精神障害者への家事の共同実践を，全国一律で身体介護に分類するか，あるいは高齢者への家事の共同実践と同じ扱いにすれば），精神障害者へのホームヘルプサービスを積極的に引き受けるヘルパーステーションの数が増える，ということが期待できる。

---

5) さしあたり，1単位を基本単価の10円で計算する（地域によって11.14円まで幅がある）。

6) 家事援助と身体介護どちらに分類するかを公表しているいくつかの自治体の例を挙げると，大阪市→家事援助（大阪市2024），京都市→身体介護（京都市2019），八尾市→身体介護（八尾市2025），立川市→家事援助（立川市2023），岩倉市→身体介護（岩倉市2016）となっている。

6. むすびに

精神保健医療福祉の改革ビジョンにおいて，「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本方針が示され，障害者権利条約において，精神障害者が地域で自立した生活を送るための支援を受ける権利は確固たるものとされたにもかかわらず，精神科病棟長期入院患者の地域移行は進んでいない。その要因の一つとして，退院後の生活基盤を支える地域の支援体制の不十分さが考えられる。

本稿では，精神障害者の日常生活を支援するホームヘルパー不足の根底に報酬算定・労働条件の課題があり，それらの改善が地域移行の促進に寄与し得ることを明らかにした。

精神障害者への家事援助は報酬が低く抑えられており，家事の共同実践を身体介護ではなく，家事援助に分類している自治体が多い。そのような自治体では，事業所が経営の観点や人手不足から，より報酬の高い身体介護や高齢者の介護を優先して引き受けてしまう傾向があると考えられる[7]。多くの精神障害者が利用する家事の共同実践を，全国一律に身体介護とするか，あるいは高齢者の身体介護と同等の報酬単位まで引き上げる等の報酬の改善を行い，さらに移動時間や待機時間等などの労働条件を見直すことで賃金を上げ，人手不足を解消できれば，精神障害者が地域で日常生活の支援をより受けやすくなり，精神科病棟長期入院患者の地域移行を加速させることが期待できる。

なお，すでに地域で暮らす精神障害者や，精神科病棟を退院して地域で暮らしている精神障害者によるホームヘルプサービス利用の実態についての資料を十分に得ることができなかったことに本稿の一つの限界がある。

謝辞

本研究に導いてくださった川島聡教授に，心からの感謝を申し上げます。

文献

井口克郎，2012，「介護労働者の低賃金構造の理論的考察: 介護・サービス労働の特性と社会保障制度」金沢大学大学院人間社会環境研究(24)：125～139.

石川由美，2020，「介護人材確保と専門性構築の矛盾－ホームヘルパーに対する人材確保政策の経緯から－」田園調布学園大学紀要(15)：73～93.

石田賢哉，2006，「地域生活支援とコミュニティの鍵概念―精神障害者の地域生活支援の「地域」とは何を意味するものなのか―」社会福祉学評論(6)：37～45.

茨城県，2021a，「第2期新いばらき障害者プラン【改訂版】」. <https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/kikaku/plan/documents/r2-1_bessatsu.pdf>.

―――，2021b，「第2期新いばらき障害者プランの達成状況について」. <https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/kikaku/plan/documents/r6-1_shiryou.pdf>.

―――，2024，「医療介護総合確保促進法に基づく茨城県計画」. <https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/iryo/keikaku/kikin/documents/r5keikaku.pdf>.

医療経済研究機構，2008，「精神科入院患者の退院支援と地域生活支援のあり方に関する研究」統括・分担報告書：2

岩倉市，2016，「障がい福祉サービスQ＆A」. <https://www.city.iwakura.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000000/114/(QA.pdf>.

榎本悠孝，2018，「精神障害者に対する地域移行支援を実施する相談支援専門員が認識する困難―フォーカスグループインタビューに基づく考察」『皇學館大学日本学論叢』8：161-180.

――― 2020，「非都市部における精神障害者に対するホームヘルプサービスの課題―実践事例分析からの考察」『皇學館大学日本学論叢』10：87-105.

大阪市，2024，「令和6年度　指定障がい福祉サービス事業者等集団指導（訪問系サービス編）」. <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000662/662591/05_houmonnhenn.pdf>.

岡上和雄監修・日本社会事業大学をかこむ地域連絡会・全国精神障害者家族連合会，1997，『精神障害者の地域福祉―試論と実践最前線―』相川書房.

萱間真美・飛鳥井望・三宅由子・田上美千佳・皆川邦直，2000，「精神障害者ホームヘルプサービスの効果　S区

[7] 障害者と高齢者のホームヘルプサービスで，家事援助の報酬が異なる理由，及び，利用者がホームヘルパーと共に家事を行ったとき，高齢者の場合は全国一律で身体介護に分類されるのに対し，障害者の場合は，報酬が半分以下の家事援助に分類する自治体が多数ある理由について，2024年10月8日にメールおよび電話にて厚生労働省へ質問したところ，同月28日に厚生労働省・援護局障害保健福祉部障害福祉課より回答を得た。前者については，「障害と介護では，そもそもの制度やサービスが異なるため，報酬に対する考え方も異なっているため」とし，後者については，「障害福祉サービスにおいては，市町村が個別具体的な状況等を踏まえて支給決定を行っているため，厚生労働省で，サービス内容や分類の違いが生じている明確な理由を回答することはできない」とのことであった。この回答を受けて，同月29日に「障害と介護の報酬に対する考え方の違いとは何か」とさらに質問をしたところ，2024年11月22日に，「介護のサービスでは，利用者の今の機能を維持・向上させることを目的としているのに対し，障害のサービスでは，利用者の障害特性により，できないことをヘルパーが行うことを目的としている。また，報酬単価については，障害と介護のそれぞれが独立して，地域のニーズに応じて報酬改定を行っているため，必ずしも一致するものではない」との回答があった。

によるモデル事業の全数調査」47日本公衆衛生誌第9号:：73～782.
河合克義編著，1998,『ホームヘルプの公的責任を考える』あけび書房.
外務省，2022,「（仮訳）第27会期　障害者の権利に関する委員会　日本の第1回政府報告に関する総括所見」. <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100448721.pdf>.
———，2024a,「障害者の権利に関する条約」. <https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html>.
———，2024b,「人権外交　障害者の権利に関する条約（略称:障害者権利条約）(Convention The Rights of Person with Disabilities)」. <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html>.
菊池馨実，2000,『社会保障の方理念』有斐閣.
———，2019,『社会保障再考』岩波新書.
京都市，2019,「事務連絡」. <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000180/180221/310426jimuren.pdf>.
厚生労働省，1997,「介護保険法」. <https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82998034&dataType=0&pageNo=1>.
———，2002a,「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係通知の改正について」. <https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta5094&dataType=1&pageNo=1>.
———，2002b,「精神障害者居宅介護支援事業の開始について」. <https://www.mhlw.go.jp/topics/2002/04/tp0404-1a.html>.
———，2004,「精神保健医療福祉の改革ビジョン」. <https://www.mhlw.go.jp/topics/2004/09/dl/tp0902-1a.pdf>.
———，2005a,「精神保健福祉法改正について」. <https://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/01/s0125-5c.html>.
———，2005b,「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」. <https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83aa7574&dataType=0&pageNo=1>
———，2013,「平成25年精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行について」. <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaisei_seisin/index.html>.
———，2014a,「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性（長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会取りまとめ）」. <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000051138.pdf>.
———，2014b,「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」. <https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00008830&dataType=0&pageNo=1>.
———，2015,「障害福祉計画の概要」. <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091019.html>.
———，2017a,「これからの精神保健医療のあり方に関する検討会　報告書」. <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000152026.pdf>.
———，2017b,「これからの精神保健医療のあり方に関する検討会　参考資料」. <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000154190.pdf>.
———，2018a,「【講義2】精神障害者の地域移行をめぐる動向②～地域移行支援について」. <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000521956.pdf>.
———，2018ｂ,「老振発0330第2号」. <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000201799.pdf>.
———，2020,「第1回精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会　参考資料　精神保健福祉の現状」 <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000607971.pdf>.
———，2021a,「介護人材確保に向けた取り組み　第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」 <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02977.html>.
———，2021b,「令和2年度介護従事者処遇状況等調査結果」. <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/jyujisya/20/index.html>.
———，2021c,「第494回中央社会保険医療協議会（令和3年11月5日）個別事項　（その3）」. <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000851859.pdf>.
———，2022,「第１３回地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会　参考資料１」. <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000940708.pdf>.
———，2024a,「よくあるお問い合わせ（事業主の方へ）」. <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/otoiawase_

jigyousya.html#:~:text=>.
———, 2024b,「精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要項」. <https://www.mhlw.go.jp/kokoro/common/pdf/4-03-1er.pdf>.
———, 2024c,「地域生活への移行に向けた支援の流れ」. <https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaiseihou/dl/sankou_111117_01-04.pdf>.
———, 2024d,「処遇改善加算の制度が一本化（福祉・介護職員処遇改善加算）され，加算率が引き上がります」. <https://www.mhlw.go.jp/content/001223662.pdf>.
———, 2024e,「第239回社会保障審議会介護給付費分科会（web会議）資料2-1」. <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001195509.pdf>.
———, 2024f,「第239回社会保障審議会介護給付費分科会（web会議）資料2-2」. <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001195510.pdf>.
———, 2024g,「障害福祉サービス費等の報酬算定構造」. <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001205331.pdf>.
———, 2024h,「障害福祉サービスについて」. <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/naiyou.html>.
———, 2024i,「介護報酬の算定構造」. <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001195509.pdf>.
———, 2025a,「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」. <https://www.mhlw.go.jp/shogukaizen/download/r7_index_1.pdf>.
———, 2025b,「障害支援区分の審査判定実績（令和5年10月～令和6年9月）」 <https://www.mhlw.go.jp/content/001523149.pdf>.
鴻巣泰治，2003,「精神障害者とは？―サービス提供の理念と目的」ホームヘルパー（341）：6～9.
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター，2020,「精神保健医療福祉資料630調査」. <https://www.ncnp.go.jp/nimh/seisaku/data/630.html>.
栄セツコ，2002,「精神障害者に対するホームヘルプサービス―全国の市町村における精神障害者居宅介護等事業の取り組みの現状と課題―」ファシリティーズネットVol.5 No.3（会報『全精社協』No.42）：33～37.
阪田憲二郎，2007,「障害者自立支援法における精神障害者ホームヘルプサービスの課題と展望」神戸学院総合リハビリテーション研究2(2)：55～63.
清水由香，2016,「精神障害のある人への居宅介護の支援の特性に関する考察―居宅介護事業所責任者等が認識する支援効果の構成要素とその関連要因―」社会福祉学57（1）：71～86.
関根正，2011,「精神障害者の地域生活過程に関する研究―出身地域以外で生活を送る当事者への支援のあり方―」群馬県立県民健康科学大学紀要6：41～53.
妹尾和美，2009,「障害者自立支援法施行前後における精神障害者ホームヘルプサービス定着の課題」明星大学社会学研究紀要No.29：13～36.
——— 2011,「精神障害者ホームヘルプサービス利用における当事者の負担感について」明星大学社会学研究紀要No.31：15～32.
全家連保健福祉研究所・大島巌・平直子・丸山由香編，2000,『ホームヘルプガイドラインに基づく精神障害者ホームヘルプの進め方ヘルパー研修テキスト』精神障害者社会復帰センター.
瀧本稚子，2016,「介護職員の人材マネジメントの在り方に関する研究」商大ビジネスレビュー6(3)：123～146.
立川市，2023,「立川市障害福祉サービスガイドライン（支給決定基準）の一部改正について」. <https://www.city.tachikawa.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/003/677/20230801_sinnkyuutaisyouhyou_gaidorainn.pdf>.
立岩真也，2015,「精神病院体制の終わり―認知症の時代に」青土社.
鼓美紀・辻陽子・西井正樹・出田めぐみ・祐野修，2011,「文献研究からみる精神障害者の地域生活支援の課題に関する考察」総合福祉科学研究(3)：175～186.
坪井良史，2015,「訪問介護における付帯労働時間についての研究―愛媛県A市の調査から」京都府立大学学術報告（公共政策）(7)：77～96.
———2018,「訪問介護における人材不足の構造的要因についての研究―訪問介護員と介護職員との比較から」日本社会福祉学会中国・四国地域ブロック機関誌中国・四国社会福祉研究(5)：18～28.
——— 2020,「訪問介護において加算の算定が困難となる要因―訪問介護と通所介護における加算項目の比較をとおして―」社会福祉学61(1)：17～31.
デービッド・H・クラーク，1968,「日本における地域精神衛生―WHOへの報告　1967年11月より1968年に至る3ヶ月間の顧問活動に基づいて」. <https://www.ncnp.go.jp/nimh/pmh/pdf/220112_clark_report_translated.pdf>.
内閣府，2004,「障害者基本法の一部を改正する法律の施行について」. <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sekou-zimu.html>.

―――，2011,「障害者基本法の一部を改正する法律【概要】」.
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/pdf/gaiyo.pdf>.

花岡智恵，2015,「介護労働力不足はなぜ生じているのか」日本労働研究雑誌No.658：16～25.

林裕栄，2006,「精神障害者の在宅生活支援の効果と課題―利用者およびホームヘルパー双方からの評価を通して―」日本赤十字看護学会誌6(1)：85～93.

マーガレット デクスター・ウォーリー ハーバート・岡田藤太郎監訳, 1987,『ホームヘルプサービス』相川書房.

八尾市，2025,「障害福祉サービス等支給決定に関するガイドライン」.
<https://www.city.yao.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/012/310/gaidorainnkakutei.pdf>.

横藤田誠，2020,『精神障害と人権―社会のレジリエンスが試される』法律文化社.

Dexter, Margaret and Wally Harbert,1983, THE HOME HELP SERVICE, London: Tavistock Publications.

United Nations, 2006,「Convention on the Rights of Person with Disabilities」
<https://social.desa.un.org/issues/disability/crpd/convention-on-the-rights-of-persons-with-disabilities-crpd>.

URLは全て2024年7月21日に取得したものであるが，2025年12月2日に再度アクセスし，URLに変更のあったものは最新のURLに更新した。

江戸中期以降における民衆教育の研究
― 越後新発田藩の事例を中心として ―

大山 正義†

A study of education for ordinary people in the mid to late Edo period, with mainly focusing on research of the Shibata domain

Masayoshi Oyama

1. はじめに

第二次世界大戦後，日本は存亡の難題が国家と地方を襲った。ほとんどの国民が一からの再出発を潜り抜け，豊かさを求め，その象徴としての中流階級を全国民が目指し一致団結していった。その後の高度経済成長期を駆け上がり，世界的にも経済的な豊かさを誇った。そんな経済的成長の中でも，古くから続く「良き日本」そして「良き地域」を国民一人ひとりがお互いに連携を図りながら維持してきた。しかしながら，その後のバブル期とその崩壊，そして長期のデフレ期を経て，我が国における中流階級の体制が崩壊してきた。それは貧富の差や経済格差を意味し，それは拡大していく格差社会と今まで経験をしたことのない超高齢少子社会たる今の日本を物語っている。そんな中，日本政府は将来的な地方交付税交付金の減額も想定した国内の「平成の市町村大合併」を促進させた。その結果，各地方（地域）における希薄化が一層進み，教育を担う地域や家庭，そして学校の教育や人材育成において好ましくない状況が続いている。とりわけ多くの地方（地域）おいては格差の更なる拡大が見られ，その地域の形骸化に加え，地域連帯感の欠落と家庭間の孤立により，地域社会の更なる崩壊へと繋がっている。それは戦後欧米の指示の下，新自由主義社会の欧米を追い続けてきた現代日本社会の末路のように感じられる。今まさに必要なのは日本の古き良き地方を取り戻し，そして活性化し創生させることであり，そのためにも「良き日本」そして「良き地域」時代が充実してきた江戸中期以降における特に教育や人材育成・活用が，地方においてどのようになされてきたのかを探究することの必要性を切に感じた。とりわけ，我が故郷新発田市は江戸時代新発田藩の領地を有しており，その地における公的（藩校）及び私的（私塾）な人材育成は，全国的にも例をみないほど充実していたことを本研究により明らかにしたいと考えた。

2. 全国的な私塾の開設とその時代背景

江戸中期以降になると，奢侈や華美になった風潮を否定し，質素倹約や新たな経済政策の必要に迫られ，幕府のみならず全国の藩においても藩政改革や地方文化的発展のため，新たな人材養成が求められるようになる。また，各藩による藩士養成校が設立されるだけでなく，地域によっては身分に関係なく若者対象の学び舎の「私塾（家塾）」が，全国的に出現するようになる。この場合の私塾とは，当時の「寺子屋（手習い所）」を終えた若者を原則対象としている。また，経済的に裕福かつ人的交流が比較的しやすい郷村地域においては，村内の更なる繁栄や災害等の対策もあり，実学習得のための人材育成の気運が高まっていく。そのような郷村等の独自による「村塾（郷塾）」も，城下から遠隔地にある郷村においても開設されるようになる。それは「自存自衛」の精神の高まりとも言え，人口増加等に伴う暮らしの繁栄や災害対策や地域の課題解決ための人材が地方においても求められ，現に育成し輩出していくようになる。

2.1 歴史的背景

1）武断政治（武威）から文治政治（文治主義）への転換
江戸時代中期を過ぎると，各藩の武士も事務的経営管理や財政基盤整備，そして企画開発等の能力が望まれるようになった。また，紙の品質の向上と価格の低下で一般民衆にも購入できる状況になり，印刷物の価格低下や普及，それに伴う学習環境の向上にもつながった。

2）各藩の財政難事情　上記同様各藩の財政的厳しさが増す。大きな要因として，武断時代から変わらぬ人件費の圧迫があった。加えて，華やかな文化が栄えた時代の浪費や幕府からのお手伝い普請も要因であった。更に人口の増加や天候不順や災害による享保以降の飢饉も財政難に拍車をかけた。

†2024年度修了（人間発達科学プログラム）

3）新田開発と米の生産性向上の必要性　当時の主力産業である稲作産業の生産性の向上が前述に合わせ，各藩のみならず幕府の財政力を豊かにしていった。新たな開墾地を増やすための土木工事（特に河川や湖水の治水・干拓工事）の技術開発が求められるとともに，農産物の生産性向上のための農業技術，米の品種改良や生産効率のよい肥料の開発が求められた。

4）街道・海運・水運の整備結果による流通と人の往来の活発化　街道や海運・河川の整備に加え，宿場町等の充実・発展は物流の活性化だけでなく，一般民衆の往来も江戸中期以降，飛躍的に盛んになった。観光のみならず，向学心に燃えた地方の若者の全国各地への遊学熱にも影響を与えた。それと伴い各種情報も拡散され，その結果，評判となる私塾は遠隔地でも入塾者が集まるようになる。

5）浅間山大噴火以降の連続複合的災害の影響　18世後期の浅間山大噴火とその後の複合的災害に見舞われた。いち早く人材育成に取り組んだ熊本藩は財政難を克服し，10万両の災害救済金を幕府に拠出している。災害対応として幕府の公助のみならず，共助が復興地では村方三役を中心に行われた。その中には地域の復興を主導し，名望家（めいぼうか）としての役割と責任を果たしていく。幕府も大惨事にも適切に対応できる官僚の養成の必要性を感じた。

6）郷村単位での人材育成の必要性　「まちづくりは人づくり」という概念は，各藩の藩士だけでなく，民衆の人材育成にも浸透し，それに従い領内の郷村（庄屋や名主の管理地）にも拡大していく。そのような中，度重なる災害や飢饉により各郷村単位でも必要な人材育成が叫ばれた。寺子屋レベルの学びに加え，「自営自尊」的観念から実学的な学びを続ける者もいた。地元の名望家（名主や庄屋）等の学びの場が私塾へと発展し，それを当該藩が認証し助成した。郷村単位の問題を村方三役管理の下，各郷村内で解決していく地方自治体制が，幕府を地方から支えた。

7）幕藩体制の衰退の影響　18世紀後期になると日本の沿岸に外国船が多く出没し鎖国体制が揺らぐようになる。その後の有識者への弾圧となる蛮社の獄に見られる幕府の言論制圧，そして天保の飢饉による陽明学者大塩平八郎の乱や越後の国学者生田萬の乱により幕府の権威は一層揺らぎ始めた。そして黒船来航以降，水戸藩を中心に尊王攘夷思想が芽生えるようになる。一方，従来からの儒学を中心とした学びのほか，国学の復興そして新しい蘭学等の洋学の習得や情報収集と分析を通して，地域によっては尊王（勤皇）開国（開明）論が占めるようにもなった。

2.2 社会的（文化的）背景

1）文化的かつ教学的施策の高まり　江戸中期以降，初等教育機関である寺子屋が出現し，日本の識字率は当時の世界一を誇れるようになる。それに合わせて向学心に燃え，その後も更なる高等な学びの場が求められていった。その対象となる民衆の学問所が「私塾」である。また化政期の各種芸術文化が民衆においても隆盛を極めるようになる。その芸術文化は実学教育や思想を究めたい若者にも受け入れられ，逆にそれが実学志向においても必須となっていく。寛政期以降の幕府としても，儒学思想の浸透を取り入れた教学政策により，行き詰まり見せた幕藩体制を地域から再生しようとしたことも見逃せない。また，そのような民衆を含めた地方の若者は一か所の私塾等に留まらず，全国を行脚するような遊学する者も少なくなく，それによる情報交換や評判の拡大につながっていく。

2）家庭教育と職業教育の充実の必要性　上述期においては，特に商工業の担い手育成を図るため，家庭教育が民衆内においても特に家長自らが戸主制度に基づいて行われるようになる。それは単なる躾・礼儀作法のみならず，基本的な手習いや商売教育などが施されるようになる。そして，更なる向上を図るため外部講師の招致や学問所への通学を望むようになる。また，前述の通り農業分野の担い手にも農業振興の実学教育が求められるようになる。

3）日本における儒学（漢学）の開祖とその発展と継承　日本国内における儒学は戦国時代の後期，京都において仏教信者により芽生え，それが儒学者へと移行していった。日本における儒学の開祖的存在が藤原惺窩である。その門人に林羅山と松永尺五がいた。林羅山は徳川家光によって重用され江戸にその後林家朱子学の幕府公認の家塾を開設し，松永は京都にて家塾（講習堂）を開設し，それが伊藤仁斎（古義堂）へと継承されていった。その講習堂の門人には木下順庵がおり，またその門人に正徳の治の新井白石がいた。その後，各種学問領域は朱子学（道学，宋学）へと派生していく。反朱子学派の一つとして，中江藤樹を開祖とする陽明学派，その他には本来の孔子の教えに帰依する荻生徂徠が唱える古文辞学（徂徠学，ソリューション学派）があった。また，垂加神道との合体である山崎闇斎の崎門学派などもあり，本論の主体となる新発田藩が唯一の学問とするのが，この学派である。また，他の学問領域を合わせもつ折衷学も存在するようになり，多様な学びを求めるようになっていった。そして陽明学派の大塩平八郎は，天保飢饉の幕府対応に抗議し反乱を起こした。

4）国学の復興（日本古来の良き古典学のルネサンス）　儒教以前の神ながらの古代精神や人間的生命の根源を求めようとする精神的なる古代への復興運動が，江戸中期以降に国学を通して起きた。国の保護の下に国教化し日常的な精神性に堕落した仏教に反発するとともに，江戸幕府の御用学問化した儒教を批判し，自然な人間性と事由の確立を追求していった。その代表的国学者として荷田春満，賀茂真淵，本居宣長そして平田篤胤の４人があげられる。

5）藩校の出現　前述のように多種多様な状況に対応するべく，有力藩では今の地方自治体の公務員である藩士を養成する藩校が元禄期前後に開校され始めた。そして，財政難等の緊縮財政対応のための人材育成による藩校は，寛政期以降に多く開校されていくことなる。その必要性に伴う開校の早さや学び舎の拡充により，結果的に幕末における討幕有力藩へと移行していく藩も出現する。そして幕末の

頃になると，国内にあるほぼ全藩において設立されるようになった（255校）。寛政期において幕府の学問奨励政策としては，林家朱子学の家塾を幕府官立となる昌平黌（昌平坂学問所）が，寛政改革を主導する老中松平定信1790年に開設された。それ以降の昌平黌の学頭は，林羅山系統の林家が担っていく。その寛政改革の中で，「寛政異学の禁」が施行され，官公立の学問所では，林家朱子学以外の指導は原則禁止された。

表１　全国における藩校一覧（抜粋）

藩名	藩校名称	設立年
岡山藩	岡山学校	1669 年
長州藩	明倫館	1718 年　注１
熊本藩	時習館	1755 年
新発田藩	道学堂	1772 年
薩摩藩	造士館	1773 年
松代藩	文武学校　注２	1855 年

【注１　1715 年享保期設立開始】
【注２　松代藩士の佐久間象山が設立を提唱し開校】

６）洋学（蘭学）の出現と発展　18世紀末期の蘭学者杉野玄白等の解体新書により，日本における蘭方医学が飛躍的に発展した。その後のドイツ人医学者のシーボルトの鳴滝塾へと蘭学への高まり志向は受け継がれていく。天保期，その門人の高野長英や三河田原藩の渡辺崋山は，医学や飢饉対策の農学等に留まらず，その矛先は幕府批判（開国・開明論）にもおよび，その弾圧として蛮社の獄が幕府老中水野忠邦の下，江戸町奉行鳥居耀蔵によって行われた。この鳥居の実父は幕府官立の学問所である昌平黌の大学頭を務めた儒者の林述斎であり，特に異学である洋学には排他心かつ敵対心を抱いていた。結果的にそのような理不尽なる弾圧が世論のわだかまりとなり，幕府衰退の始まりとなっていった。

3. 新発田藩の自然・社会的かつ歴史的背景

新発田藩は極めて特殊な条件と稀有な社会的課題や問題を抱えていた。城主溝口家は元々豊臣秀吉に仕えていたが，関ヶ原合戦以後の加賀大聖寺から越後新発田へ移封となり，自然・地理的かつ社会的課題を移封当時から抱えることになった。そのため藩の存亡を図っていくためには，他藩に見られる政策に加え，独自の学問奨励や各領地内での人材の育成においても，その解決策を早くから見出していく必要性が新発田藩にはあった。

3.1 地理的かつ自然的要因

新潟県には大小関わらず1,167もの河川が存在し，国内でも有数の沖積（堆積）平野が広がっており，国内濃尾平野と並んで一大穀倉地帯を有している。とりわけ，新発田藩は国内二大河川である信濃川（国内最長）と阿賀野川（国内河川幅最長）の両河川を抱えるとともに，多くの湖水（三日月湖，潟湖）の存在が，稲作に古くから大きな影響を与えてきた。つまり，その多くの大河川によって越後平野には肥沃な土地が広がることになった。加えて，冬場の豪雪とその有機的肥料成分を含む雪解け水により，稲作に必要な水資源には困ることなく，良質米が収穫できる半面，その河川の氾濫による水害により，その災害課題を解決するべく土木工事に関する技能・技術が求められる土壌が，古くから新発田藩の領内においては存在していた。新発田藩を含む蒲原郡において，各領地内の人材育成強化が始まり拡充していく1700年代から1800年代中頃にかけ，財政基盤である米の生産高も比例して極端に伸びている。

3.2 社会的かつ歴史的要因

新発田藩は南北に譜代大名（村上藩や長岡藩など），そして西は日本海に面し，東に親藩大名（会津藩）に三方囲まれた唯一の外様大名であった。それゆえ，江戸時代開府当初からその葛藤と改易抑止との闘いの中，その活路を独自の情報戦略と分析で見出す必要があった。その発端として，17世紀中期に起きた親藩会津藩による嫌がらせ事件（塩止め事件：会津藩による新発田藩士 井上久助処刑）がある。その結果，新発田藩は幕府を始め周囲の藩への対応等に神経をとがらせる必要があった。そのような気概や精神が古くから藩内に根づいていた。それにより藩の生き残りかけた情報戦略と交渉術を磨くため，学問奨励施策（その後の尊王思想）が藩士のみならず，民衆にも広がっていった。

3.3 米の生産性の要因

越後国内でも新発田藩領内は有数の穀倉地帯であった故の闘いと幕府からの米生産高拡大への過度の期待もあった。享保以降，新田開発と生産技術の向上による米の積極的な増産命令が幕府からあった。それは，享保以降の飢饉や災害等による米の減収になった場合，そのたびごとに新発田藩から幕府への速やかに報告されたことでも伺える。特に天明以降の天候不順と度重なる河川災害が越後国内でも多く見られた。

3.4 早期からの藩主による学ぶことへの政策の定着

地理的かつ社会的にも隔離された外様大名であるがゆえの独自路線により，早くから独自の学問奨励による尊王思想（垂加神道思想）が，藩内全体に早くから定着していたことは言うまでもない。それはやはり，新発田藩3代以降の歴代藩主の意向や政策も大きかったと考える。のちに新発田藩の藩学となる山崎闇斎の教えである崎門学は，儒学と神道を一体化した学問であり，京都公家の間で浸透していった。それが新発田藩領内における尊王思想の浸透の始まりともなった。

4. 新発田藩内の人材育成術

越後国内では新発田藩が，一番早くに学問奨励策をあら

ゆる角度から着手した。その根底にあるのが新発田藩の初代から培われてきた士庶同学の精神であった。それを藩主のみならず，藩の改易抑止をかけた藩士が呼応し，それを理解した民衆との精神的共有と行動のコラボレーションが，早くから定着したことは言うまでもない。特に学問奨励策を強化させた８代藩主直養が，「学問上の身分の差はない政策」を強く打ち出した影響も大きかったと言える。直養の時代に越後区内では最初の藩校そして医学校が設立されるが，藩士のみならず，藩校においては有能な一般民衆の聴講も許可した。これにより，各藩領内の郷村単位でも教えの場が庄屋や名主宅に整備され，それがのちに有能かつ学識ある庄屋自らが私塾を開設する方向へと発展していくものもあった。全国的にも稀有な独自人材育成が，結果的に戊辰北越戦争時の新発田藩の成果へとつながった。つまり，同じ越後長岡藩のように領内が荒廃し藩士や領民が焼け出されることを，新発田藩の場合は藩士と民衆による協働によって防いだ。その結果，民衆おいても一人の犠牲者を出すことなく新発田藩内における安泰へとつながったことは言うまでもない。

4.1 思想的学問以外に実学が求められた背景など

新発田藩における地理的・自然的要因と社会的・歴史的要因が，実学が民衆にも必然的に求められた背景となっている。教養的な学問だけでなく，暮らしを豊かにする学術が求められたのである。

4.2 歴代の藩主の学問奨励策の変遷

初めて藩学が設けられたのは，4代藩主の時代である。4代溝口重雄は学問好きの江戸幕府5代将軍徳川綱吉の江戸城での講義を聴講した。5代は小浜玄篤（げんあつ）を招き城内で聴講するが，その後伊藤仁斎の門弟を藩士に召し抱え，藩の学問の師範役を命じた。7代藩主時代に後述のとおり，伊藤仁斎の学問が藩で採用されていた。

4.3 ８代藩主による一般民衆向け学問奨励策

直養の政治はまさに山崎闇斎の教えに基づいた仁政を展開し，多くの改革や事業を実践した。その中で民衆も藩士同様，人的財産であるという信条が強かった。仁政とは情け深い政治という意味である。

1）「士庶同学」の精神　学問奨励布告「勧学筆記」を自ら書し民衆にも読見を勧めた。

2）教科書等の印刷　当時の他国他藩ではほとんど見られなかった教科書等の印刷を藩命として行い新発田藩領内に広く配布した。当時の印刷物は高価であり入手困難な状況であった。藩校内には御版行方と称する出版に携わる役人が置かれ，教科書等の印刷を行った。印刷された教科書等は学問に熱心な庶民には褒賞として配布され，希望者には紙代だけの実費で貧困者には無償で配布された。

3）社講制度と褒章制度の導入　８代藩主は，従来の処罰ではなく善行者の表彰に力を入れた。

4）藩校「道学堂」設立のねらい　8代藩主に着任すると初めて学問奨励の論告を出した。これにより，子どもの教育は保護者の責任にて行われることが明記された。学問を奨励するには講義場所も必要ということで，藩校の普請を儒学者でもある石原寛信などに命じ，1772年に開学した。その4年後には藩校を再度ＰＲし，家臣には老若に限らず学問を奨励した。最初は藩士向けの藩校であったが，後に民衆にも聴講の門戸を広げ，向学心のある民衆の聴講も少なくなかった。

4.4 藩学とした山崎闇斎の崎門学の指定理由

これは8代藩主の意向に尽きる。彼は13歳の際，江戸藩邸において父である７代藩主直温の側近藩士で，儒者でもある石原寛信に学問を勧められ，一念発起勉学に志す一方，父の許可を得て石原を自らの補佐とした。山崎闇斎の崎門学に傾倒していた石原寛信が，７代藩主直温に仕え，８代藩主直養に重用されるのが起因である。石原は山崎闇斎の崎門学に信奉し，その門下の稲葉迂斎に師事する。８代藩主もこの稲葉迂斎に直接師事していたのも要因である。その点を考えると，今の信仰宗教の信者に近いものがあったようにも感じられる。

4.5 崎門学以外の儒学や国学との関係性

８代藩主は治世の終わり近くになって山崎闇斎の崎門学を推奨し，他の学問を禁じた。幕府の寛政の改革に見られるような「異学の禁」とは称しなかったが，他の学問は正統ではないと訴えた。新発田藩内では，元禄期あたりから荻生徂徠の古文辞学も広く学ばれており，加えて7代藩主時代の頃は伊藤仁斎の系統学が藩で採用されていた。また，後述の新津地区桂家では古くから伊藤仁斎の学問や国学も学ばれていたが，表面的には8代以降の藩主はそれを罰している。

4.6 寺子屋の実態と私塾との関係性

寺子屋は江戸時代の民衆の教育機関の名称で，初めの頃は寺院において行われていたので，この名称が使われている。神官・医者・僧侶などが師匠となり，読み書きそろばんを主として教え，女子の場合は裁縫を教えるところもあった。新発田城下には26か所の寺子屋があった。就学年齢は6歳7歳が多く，在学期間は3年～5年で，授業時間は概ね午前8時～午後4時で，生徒数は30人～60人であった。教科書としては素読用に「四書五経」，「童子数」などで，習字用には「往来物（おうらいもの）」「いろは歌」などがあった。授業は今で言うマンツーマン指導がとられ，師匠が個人的に教えるほか，兄弟子，あるいは師匠の家族が助手役となって補助するなど，人間味ある個人教授であった。多くの民衆の子どもは寺子屋で学業を終了するが，更なる学問の追究と志高き若者はその後，高等教育機関の私塾に志願するようになる。

4.7 私塾と藩（藩校）との関係性

基本的には新発田藩の藩校と私塾との交流はなかったと言える。今で言う塾の許認可は藩にはなく，自由に開学できたのも要因にある。また，民衆でも藩校の講義を自由に聴講はでき，藩からは各種教科書の印刷配布もあったのは他藩においてあまり例はない。ただ逆に新発田藩の藩士が私塾に通うことはあったという記述はある。

4.8 新発田藩独自の民衆教育制度である「社講制度」

８代藩主独自の教育施策に「社講制度」がある。社講とは，藩内各郷村で行われた講書の会に講師を勤める者の称である。新発田藩領内には各郷村（庄屋管理）を束ねた「組」が14あったが，その組を管理するのが大庄屋となる。今で言う庄屋が村長とすれば，大庄屋は県知事レベルと推察する。８代藩主は，この14組に14人の社講をそれぞれの組内の人材で任命した。組内で適切な人材が見つからないと，他の組から組換えさせられた。旧新発田藩の領地は，現在の新発田市中心部から半径約70㎞にも及んでいた。社講は他にあまり類例がないが，社という字は土地の神を意味し，これが転じて社，あるいは民間団体の意に用いられた。社講が講義を行う場所の多くは庄屋や名主宅であった。これらを社講所と言った。社講の出現は８代藩主の時代であった。この要因として，藩校である「道学堂」に一般民衆の聴講者が横溢するという盛況を見たため，大きくその建て替えを命じたが，普請が成って開講はしたものの近郷の庶民の多くが藩校に出向いて聴講することには何かと不便があったことが挙げられる。なお，社講の名称が公の記録に出てくるのは，藩校設立の7年後に８代藩主が藩校の講堂へ出席したのが最初であった。その後において社講による講義のみならず，８代藩主時代の藩当局は庶民教育政策の徹底を期し，藩命により篤学実行の藩士（藩校教授職）を各郷村へ送り込み，藩内を巡幸し経書を講じて指導に当たっている。この社講制度が新発田藩領内の隅々まで整備され，郷村の農民までもが身近に学問を感じ，更なる学問追究していったことは，他藩や天領ではみられない人材育成制度であったことは言うまでもない。

4.9 新発田藩独自の一般民衆学問奨励・報償制度

８代藩主は藩校の「道学堂」を建設し，身分に関係なく藩士も民衆も皆学ぶべしというお触れを出し民衆教育を推進した。このような民衆教育への熱意とこれに応える民衆の好学の風が相まって社講制度が拡充されていく。その結果，社講制度設定以来功労があった者は歴代に渡り表彰した。表彰者の職業をみると，庄屋など村役人が多く，商人や神官もいるが，新発田藩城下では町検及び商人も対象になっている。

4.10 新発田藩における私塾

8代藩主以降，新発田藩の藩学は山崎闇斎の崎門学とし，それ以外を異学とした。ただ，その異学の禁を藩内に告知はするが，必ずしも処罰の対象になっておらず，幕府の寛政改革とともに同様である。以下の私塾のうち，積善堂ではその門下生に民衆（商人，農民，寺院住職，医者等）のほか，一部藩士の通学もみられた。

１）積善堂（丹羽伯弘）　丹羽伯弘の教え「学問は自己の名声にあらず，先人の智恵を知り人の道を説くもの」と新発田藩領内における教育基盤を整備したと言っても過言ではなく，教育への志と熱意は他の追随を許さなかったと感じている。　積善堂は今の新潟県立西新発田高校の敷地内にあり，それ故この地は新発田藩の領内区分として城下の新発田組に位置していた。丹羽伯弘は1795年丹羽家の長男として生まれる。父の跡を継ぎ藩の郡廻り役という軽輩の身分であったが，幼少より学才があった。29歳時に公務の傍ら，自宅で私塾を開塾し子弟の教育を始めた。塾則は14か条からなっており，授業は毎朝6時からの3時間で授業内容は素読と習字が中心だった。教科書は塾生の学力に合わせたが，四書五経が基本であった。1825年丹羽伯弘30歳の時に藩命で江戸遊学を命じられた。江戸在勤中の5年間新発田藩としては異学の「林家朱子学」に事前に許可なく入門したことにより，後に藩校道学堂の教授らに指弾され，藩士の身分を剥奪され，永遠に藩士身分を失うことになった。学齢奨励に熱い10代藩主は丹羽伯弘をかばおうとしたが，在任藩校の教授らに反対で断念せざるを得なかった。免職後も私塾の塾長は辞めることなく亡くなるまで続けた。後述の大野恥堂や小川心斎などの教育者を育てるとともに博学多識で詩文に長じ絵画を解し，また琴も奏でた。この点は江戸滞在中に親交のあった佐久間象山や梁川星巌とも馬が合ったと言われる。

２）絆己楼（上記の丹羽門下の大野恥堂）　現聖籠町諏訪山に位置し，領内区分の五十公野組に位置していた。前述の丹羽伯弘門下として後述の小川心斎と並んで積善堂の優秀さを誇った。1807年に聖籠諏訪山の代々続く庄屋の家に生まれた。1853年先人の庄屋が建設した学古堂の塾舎として絆己楼を建設し，200人を超える塾生への漢学教授に尽力した。「新発田史」では，江戸後期の名だたる新発田藩領内の私塾の一つとして絆己楼が選ばれている。新発田藩では，藩校のみならず藩内のすべての学塾などでも，崎門朱子学を以外の学問は禁止とするお触れを発令する。絆己楼でも表面上この禁止を無視することはなかったが，大野が主とした学問は，新発田藩士だった丹羽伯弘が重視する林家朱子学だった。後に社講にも任命され藩学教授格にもなり，尊王攘夷を唱えた。著作として「国体論」や「神風実記」などがある。江戸末期の文久年間からの20年はこの塾の繁忙期であった。幕末騒乱期には，北越各地の村役人や富豪の子弟，寺院住職などが入門した。無頼屋と言われた阪口安吾の父の阪口五峰（仁一郎）も塾生であった。大野恥堂の次男であった大野誠も父親から教えを受け，17歳で江戸に出て昌平黌に入学するが，後に古賀謹一郎の私塾で学んでいる。一時帰郷し父親と共に庄屋としての職務に精励するとともに，絆己楼の塾生に学問指導や剣術指導を

行う。40歳の時に最高権力者の一人である伊藤博文の配下で，日本国の施政も貢献することになる。その後，長野県令にも任命され，県令に着任と同時に絆己楼で教授した故郷の同志を数多く長野県庁職員として採用している。

3）小川心斎の庄屋宅（塾名なし） 本塾は新発田組の島潟に位置していた。前述の積善堂門下から大勢の秀才を輩出したが，その中でも聖籠諏訪山の大野恥堂，そして新発田組島潟の小川心斎の2人は「出藍の誉」と言われた。出藍とは弟子が師よりも優秀であることをたとえ荀子の教えの一篇である。小川心斎は丹羽伯弘に学ぶとともに，江戸の安積良斎にも師事している。新発田組の大庄屋の傍ら，史学，詩文を著述するなど，越後国の片田舎の独学者としては珍しい著作を残している。史学の中でも古今史である鎌倉時代の歴史を専門とした。大庄屋としての任務として，新発田藩領内にある三大河川の一つの地元加治川の治水工事に尽力したことに加え，北越戊辰戦争では新発田藩を説き，新政府軍側につかせた。小川心斎の私塾開塾を宣言した記述は乏しいが，大庄屋ゆえに多くの門人や地域領民が平素庄屋宅に集まっていた。戊辰戦争においては新政府軍の新潟上陸に対し多大なる尽力を果たした。その際に領民をわずかの間に大動員できたのは，藩と庄屋，検断（町役人）と町，村役人の緊密な連絡あっての蜂起であり，特に小川心斎の判断とその力量については賞賛に値する。加えて，新発田藩領内を焼け野原にしなかったことも小川心斎の功績と言ってもよい。

4）坂井経堂による庄屋宅（塾名なし） 本塾は岡方組に位置していた。経堂は現新潟市北区上大月の名主の長男として生まれた。坂井家は代々村名主を務め近郊きっての大地主だった。若くして江戸に出て昌平黌の塾頭の佐藤一斎に学び，3000人の門下生の中でも俊秀の組に列せられた。29歳で帰村後は名主職を継ぐとともに，私塾を開塾し1847年には藩から社講に任命される。指導の傍ら村内の水害対策に講じるため植栽事業にも専念した。天保の飢饉後の尊王攘夷の機運が高まると，名主職を辞し江戸に渡って尊王攘夷運動を起こそうとする寸前に早世した。北越戊辰戦争で奮戦した岡方組正気隊員の中には坂井経堂の教え子が多く，加えてこの地一体の農兵隊は直背間接的に経堂の教え子も多く，経堂の勤皇思想の遺志を継承していった。その筆頭が同じく岡方組の曾我士郎であった。士郎は経堂門下では数年で塾頭になる。経堂の死後は門下生を私邸に引き，寄宿しながら教授を続ける。幕末騒乱時には勤王の志を抱き，桜田門外の変後は私財を投じて私邸に武道場を建設した。

5）光晴塾（曽我簡堂） 本塾は上記同様岡方組に位置していた。現新潟市北区浦木の百姓の長男として生まれた。村屈指の資産家で簡堂は幼少期から学問に励み坂井経堂の私塾に入門し経学を修めた。その後7年間，大橋訥庵の恩誠塾で朱子学を，陽明学を昌平黌の指導者である佐藤一斎に学び，1855年に帰村し光晴塾を開塾した。その後，度々藩主に経学を講じするとともに，社講として士籍を列した。北越戊辰戦争では前述の曽我士郎率いる正気隊の軍監として米沢口の戦いや会津との角石原の戦いに従軍している。維新後すぐの1870年には堀越郷学校の指導者となり，文部省から郷学校での功績を讃えられている。簡堂が開塾した光晴塾の名称は，現新潟市立光晴中学校に受け継がれている。

6）遠藤七郎による庄屋宅（塾名なし） 本塾は岡方組の隣である川北組に位置していた。現在川北組も岡方組も同じ新潟市北区にあるが，当時遠藤と同じ世代である曾我士郎や曽我簡堂（前述）と交流したことは記録上残っていない。その要因として学問分野が異なっていたことや，対外的な交流相手が違っていたことがあげられる。庄屋の長男として生まれる。七郎の思想や行動は黒船来航など，多感な少年期を過ごした。加えて，父親より小さい頃から国学を学び，親が招いた国学者平田篤胤門下の鈴木重胤と交流があったことが国学への道へとつながった。加えて，20歳を過ぎた頃から全国各地を巡り勤王の志士と交流したことや庄屋の家に生まれたことなどが，七郎の人生を左右した。戊辰戦争直前まで庄屋を務める中で，水害などで米価が高騰し，生活困窮者を身近にみることで，幕府体制の行き詰まりを感じ，天皇を中心とした新しい時代こそが人々の生活を豊かにすると信じ，勤皇思想を深めていった。七郎の学びは国学が中心であり，これは新発田藩の領内では新津地区大庄屋である桂家の国学者との親交が関係している。それ以外の地域（村）で国学教授が行われた形跡はない。桂家は元々加賀大聖寺の出身であり，関ヶ原合戦後の移封により，溝口家とともに新発田藩の新津地区に赴任した。加賀大聖寺と言えば，京都とも近く交流があることから主に国学普及のあった関西地区から流入があったものと考えられる。北越戊辰戦争ではいち早く庄屋職を辞し，門弟とともに農民隊を組織し，領内における米沢藩や会津藩との戦いに従軍した。若い頃，国内各地を交遊していたことから越後国外の人的交流は極めて盛んであった。それ故，明治維新直後において10代の会津藩士2人を自邸で匿っている。これは会津戦争で敗れた会津藩士秋月悌次郎が，新政府軍の奥平謙輔（長州干城隊）に懇願し，これを七郎が受け入れた。2人のうちひとりが山川健次郎であった。山川はのちの大山巌元帥の妻となる捨松の兄である。山川は物理学者となり，東京帝大総長，京都帝大総長，九州帝大総長を歴任した。

5. 越後国における他地域の私塾

新発田藩領内にある私塾だけが例外ではなく，越後国内では全国レベルに劣らないほどの民衆も対象にした私塾が少なくなかった。

5.1 長善館（燕市粟生津）

長善館は今で言う各種学校扱いの私塾であり，その地方・その時代に相応しい教育を行う教育機関だった。主に

民衆の学舎が担当し，仁義礼智信など儒教の徳目に沿って教授され豪商豪農の子どもが主として学んだ。江戸時代末期，政治の安定しない世相の中で私塾は急激にその数を増やしていく。塾主（長）の深く時宜を得た学問・実学，また高潔な人格に引かれて好学有為な若者が入塾した。本塾は天保期の1833年燕市粟生津に開校された。創始者の鈴木文臺以降三代に渡り80年間教育を施し約千人の門弟を抱えた。主に村の庄屋・社寺・医家が子弟を送り込み，親の期待に応える在地性の濃い塾だった。初代塾長の文臺は，人を思いやり人の心を容れて人のために尽くせば，それまでにない大きな自分に遭遇することができるという古代中国の徳政思想を学んだ。近くにいた良寛からの影響もあり，大きな心や人間愛の心を身につけた。加えて文臺は，一つの学問に限らず地元に合う内容の中から学び取る折衷学を取り入れた。村のリーダーとしての素養を「地域や住民を思い，住民のために尽くすこと」であることとし，如何に徳のある行動をするかにかかっていると説いている。長善館の教育方法として５つの方針があった。

1）全寮制の採用　塾主は学問を教えるだけでなく，寄宿舎全体を通して人間的な繋がりを深め，師弟一体となって人間形成に大きな役割を果たした。

2）都講制度の採用　指導者が全ての塾生を見切ることは不可能であり，勉学が進んだ先輩が後輩を指導するという塾内チューター制度を導入した。この関係は卒業後にも継承され同窓の協力関係があった。

3）実践主義　本塾の学習は漢文から始まる。「読書百編，意自から通ず」を実践し，素読の重要性を説いた。音読素読を通しながら文字を書写しながらまた唱える方法を実践させた。

4）質疑応答の採用　学習過程において質問の時間を設けた。「学問とは学びを問うと書き，問うて学ぶとも言う」質問応答は褒賞主義的にも積極的な学習態度を育てるためにも意図的に設定された。

5）輪講の採用　自由研究も含めて各自が前以て学習・探究してきたものを順番に講義・発表する時間である。質問，意見，論争を通して刺激合いを通しライバルを育てる目的でもあった。しっかりと聞き取り，考えをまとめ，意見や考えを伝えあい，励み合うことを通して人格や徳性を磨くことがこの授業のねらいである。

5.2 三余堂（柏崎市南条）

開設者で塾長の藍澤南城は，1792年片貝村（現在小千谷市）の朝陽館の教授（二代目）であった藍澤北溟の長男として生まれた。その後父が病没したため，母の郷里である南条村（現柏崎市）に移った。その後，一時期朝陽館に学んだが，15歳の時に江戸に出て，父と同門の松下一斎の葛山塾で折衷学を学んだ。1819年郷里南条に戻り，翌年私塾三余堂この地に開いた。在野の儒学者として生きた南城の考え方を端的に表した塾名と言える。南城の質実な学風，厳格な教えが人々に慕われて，越後の諸郡からはもとより，津・能登・備前等からも門人が参集した。1860年までの門人録には723名の門人が記されている。後年，三余堂は明治政府から粟生津村（旧吉田町）の長善館と並び，北越の文教を振興した「私学の双璧」と認められた。当時の私塾の講義の主流である漢学（基本折衷学）のみならず，詩を好んだ南城は，生涯に2,000編に及ぶ詩作を試みた。併せて本塾では土地がらして農民の子弟の入塾も少なくなく，彼らは漢学（儒教）を通して農業に関する実学にも精通できるようになっていったのが，他の私塾との違いとも言える。藍沢南城は開塾以来，ほとんど南条の地を離れずに教育に没頭した。南城没後，三余堂は養子朴斎によって引き継がれた。その後の学制の公布に伴い塾は閉鎖されたが，南城の孫の雲岫は再興を期してその後，藍澤義塾を発足させ，藍澤義塾は1897年まで続いた。三余堂も前述の長善館同様に寄宿舎併設であり，塾長と共に塾に住み，掃除・洗濯・食事の支度など毎日の生活を自分たちでやりながら学問を続けた。休日には塾生と塾長が田畑を耕す等をして食を得る等をし，越後国内の私塾としては塾長と塾生の間は近いように感じる。日本国内最初の公立小千谷小学校の開設に尽力した山本徳右衛門も，この三余堂で12歳から6年間学んでいる。彼は小千谷村生まれで家は有名な小千谷縮を扱う商家であり，豊かな暮らしで育つが，その後家は廃業している。寄宿しながらの三余堂では主に儒学を学ぶとともに，その他興味をもったのは神道学であった。その後は小千谷村に戻り小千谷村年寄役となるが，幕末期妻と息子を相次いで亡くすが，自宅を新政府の民生局に提供し協力を惜しまなかった。子ども達に自ら教育をするだけの学識がありながら目指したのは，公立小学校の建設・開設であり，山本本人はあくまでも影の存在として学校経営に奔走した。明治に改元した翌月の10月1日に公立小千谷小学校の前身の振徳館を開校し，全国初の公立小学校を誕生させている。単なる私塾なら容易に開設できたものを山本はなぜ公立小学校に拘ったのか，それは廃墟になった隣接する長岡藩から焼け出された子ども達を含めた諸藩の子弟を収容し保護し，教育を施すためであった。そのためにも新政府の認可を必要とする公立小学校の設立を目指したのであった。この信念と志とともに，対外的な交渉術や折衝能力に加え，新政府への学校の許認可に向けての上申書等の作成を含めた事務的能力が許認可を受ける際，申請先に良い印象を与え信用度も増し，三余堂における学びの影響は多大であったと推測できる。

5.3 朝陽館（小千谷市片貝）

江戸時代天明期において，地元の豪商や寺院住職らの相談によって設立された全国的に珍しい村塾である。明治政府の学制施行によって片貝小学校に引き継がれるまでの約一世紀，その間に中断することはあったが，8代の塾主によって村塾として稀有で程度の高い教育が行われた。従って，他の町村から学ぶ者もいた。歴代のほとんどの塾長は越後国外から招聘された。それだけ資金が必要な越後国唯

一の村塾だが，なぜ片貝が設立できたか次のように推測できる。　①穀倉地帯にも属し稲作が盛んに行われていたとともに，酒造メーカーが古くから複数存在し，第一産業及び第二次産業が共に盛んであったことから村自体が裕福な環境にあった。　②信濃川流域に近く加えて江戸へと向かう三国街道にも近いことから，物流及び人的交流の拠点でもあった。　③上記のことから学問への機運が高まる要素を持ちえた。この村塾は今で言う公立扱いであった。それ故に明治維新後の数年間先駆的に存在した教育機関であることから，ある意味全国的には郷学校（郷塾）だったとも言える。近世の武士身分の男子だけに制限された藩校と異なり，郷学校（郷塾）階級的かつ性的な差別のない四民平等の開かれた塾であり，また個人開業の私塾や寺子屋とも異なる。人民共立の授業料無償を原則とする学校を目指していた。ただ，人民共立という設置形態は近代的であった。

6. まとめ

6.1 江戸時代中期から幕末維新期までの民衆教育の重要性

1）新発田藩内の私塾と他藩等の私塾との比較考察　新発田藩領内以外において特筆すべき３つの塾を紹介した。前半2つは完全なる私塾であり，どちらも教育方針の一つとして地域性を考慮し加えて広く入塾生を受け入れていたことから「寄宿舎制」を取り入れた。ほとんどの藩校は通学制であったが，この全寮制は他の地域での私塾でも多く見られた。単に居住を提供し，生活スタイルを構築するだけでなく，共同生活を通しての人間形成の役割が大変大きかった。現代でも私立の中高一貫校において採用されているとともに，スポーツに特化した高校や大学のスポーツサークルにも見られる指導システムである。この寄宿舎制の場合，指導者も寄宿舎に同居することからも，師弟の信頼関係の構築に必要と考えられている。もちろん，新発田藩領内の私塾も寄宿制を採用していたものが少なくなかったが，他の私塾に比べ新発田藩領内における塾主の居住地域出身者の入塾生がほとんどであったので，寄宿の必要性もなかったとも言える。また，新発田藩領内では，やはり藩主の意向も強く藩の指定学問である崎門学が形式的でも新発田藩領内の私塾にも採用を命じられていたが，それに従わなくても罰せられることはなかったようだ。一方，前述で紹介した2つの私塾では幕末期多く見られた折衷学が採用されていた。一定の学問に頼らず様々の学問を自己採用することにより，個人の自由な学びを取り入れさせる土壌があった。これは藩校には見られない自由な校風が塾主によってあった。また，前述の長善館における「都講制度」と「輪講制度」については，特殊性をもつ多くの私塾で広く採用されていた制度である。都講制度はいわゆる上級学生が下級生を教えるチューター制度であり，現代の学力に課題を抱える大学1年次生に対する学習支援システムとして見られる。加えて，都講制度は江戸時代の寺子屋でも一般的に見られた制度である。もう一つの「輪講制度」は，今のアクティブラーニングにあたり，ひとつの専門分野や話題などを数人の少人数グループで順々に講義・講釈することである。しかしながら，当時の質問応答において状況はもっと過酷であったように感じる。明治期以降の中等・高等教育では，教壇の教員・教官が教科書の解読をするだけの授業が主流であったことは否めない。とは言え，近年新しい指導法や学習法が取り入れているようにも感じるが，むしろ江戸時代の私塾の方が，実学的な指導が行われていたと言える。

2）卒塾生が社会に与えた影響　越後国内の私塾が輩出した人材で特筆すべき事項は以下のとおりであるが，いくつか分類してみたい。寺子屋や私塾には入学・卒業という概念はなくよって現代のような「式」もなかった。それぞれの学習機関を去るに当たっては，塾生の判断によって行われていた。

イ）戊辰北越戦争での功労　城下町の新発田藩領内の私塾に多く見られる。藩を思う気持ちと早くから尊王思想との交差により，領内を自分たちの力で護る思いが，学問を通して身についていったと言える。多くは自宅で私塾を開設する者がほとんどであった。残念ながら早世と新政府内部の闘争に巻き込まれ，最期は不遇の人生を送った者が少なくなかった。よって，それほど後世に伝えられていないのも事実である。

ロ）政治功労　新発田藩領内出身の大野誠は中央政府の工部省にて日本初の鉄道事業に貢献し，のちに長野県令を務めている。現在の長野県内の主要国道等の整備や教育政策に力を注いだ。一方，長善館出身の二人は国会議員として新潟県内を走る日本最長河川の信濃川の大工事（大河津分水）の着工に尽力し信濃川の水害が激減した。

ハ）教育功労　新発田藩領内の大野恥堂は地元に私塾を開設し，次男誠を指導するとともに，明治期を背負う政治家となる坂口仁一郎も育てた。曽我簡堂も同じく地元人材を養成し光晴（こうせい）塾を設立する。三余堂出身者の山本徳右衛門（比呂伎）は，前述のとおりである。

ニ）産業功労　大倉財閥の創立者の大倉喜八郎である。渋沢栄一と並んで明治・大正期における近代日本の産業界の発展に寄与した。大倉は渋沢栄一と同様に多くの福祉・養護事業にも関わった。

6.2 時代の変遷による私塾の変化と終焉

1）役割の変化とその後の状況　残念ながら1872年の日本政府による学制発布により，今の初等教育機関に当たる寺子屋や家塾を含めた郷学校（郷塾）は，新制度の小学校に移行されていくことから，従来の学び舎は姿を消していく。校舎は以前の家塾や郷学校を再利用するケースもあれば，地域にある寺院を仮校舎として使用されることもあった。日本政府は学制を発布し，学校設立に関する許認可は発行するものの，財政的援助は地方に行わず，新たな校舎を建設するには地元の有力者に資金提供させるなど，地元

表２　各私塾（越後国内）が輩出した人材の功績一覧

藩・地域	塾名	塾長	門下	門下の功績
新発田藩	積善堂	初代丹羽伯弘	大野恥堂	絆己楼の開設
〃	〃	〃	小川心斎	戊辰北越戦争時の功労者
〃	〃	〃	大倉喜八郎	大倉財閥創設
〃	絆己楼	大野恥堂	大野誠	長野県第２代県令
〃	〃	〃	坂口仁一郎	国会議員、坂口安吾の父
〃	なし	坂井経堂	曾我簡堂	光晴塾の開設
〃	〃	〃	曾我士郎	塾頭、戊辰北越戦争への従軍
〃	〃	遠藤七郎	―	塾長は国学者、戊辰戦争功労
粟生津（燕）	長善館	初代鈴木文臺	長谷川鉄之進	戊辰北越戦争時の功労者
〃	〃	〃	大竹寛一	国会議員、大河津分水尽力
〃	〃	〃	萩野左門	〃
南条（柏崎）	三余堂	藍沢南城	山本比呂伎	国内初の公立小学校設立尽力

任せだったのが当時の日本政府の手法であった。地元住民も未来ある人材の育成のためにも，地元の名望家が基本的に立ち上がり各地で学校が建設されていった。中等・高等機関の役割を担った私塾も，公立の旧制中学校や国立大学の出現により，明治期末頃までは若干継続されていくが，指導者の死去等の理由により，地方にある私塾は廃業せざるを得なかった。その根底にあるのはやはり蓄積された財力のなさだったと推測する。幕末期に福沢諭吉によって創始された慶応義塾は，創始者死去後も残された財力と中央政府下にある知名度により適切に事業承継された。

２）学制発布後の学校の特徴　現代にも続く学校システムと江戸時代の寺子屋や私塾のシステムとは異なっていた。変革する必要があった理由は以下のとおりである。

イ）世界の近代化に追いつくためにはそれまでの鎖国から抜け出すとともに封建国家を廃止し，中央集権国家体制の下，世界と同様な帝国主義を目指す必要があった。　ロ）そのための殖産興業や産業の育成，そして法治国家目指すべく憲法の制定や内閣・議会制度の確立，加えて徴兵制の導入を通して兵力増進などを速やかに進める必要があった。

ハ）上記の政策実現には世界に肩を並べることのできる人材を喫緊に育成する必要があった。そのためには，全国統一した学校形態や指導内容（教科書含む）そして指導方法を確立する必要があった。日本国民が学ぶ日本語を国語と称したのもこれが所以である。

3）江戸時代の寺子屋や私塾の教育システムの特徴

①入学式や卒業式もなかった。　②設立・開塾の許認可や届け出制度はなかった。　③指導者の資格条件もなかった。

④学年・学級的なものは存在せず，全員が同部屋で学ぶことから必然的に上級生が下級生を指導するという慣習があった。　⑤使用教材は存在したが，それは塾によって異なっていた。　⑥授業料等も塾によって異なっていた。

⑦江戸時代の寺子屋には，盲児，聾唖児，肢体不自由児，知的障害児童等の障害児がかなり在籍していたという報告はあるが，私塾での事例は確認されていない。上記のとおり江戸時代の寺子屋における特に発達段階にある児童に対する指導体制は，まさに現代の初等教育システムで叫ばれている健常児と障害児とのインクルーシブ教育と言え，温故知新的に教育や人材育成に関して，現代の学校教育体制は江戸時代に見習う必要があると考える。ただこれは，学校だけを責めるものではなく，社会教育における地域や家庭内教育の活性化が土台として求められると考える。

7. 最後に

明治初年の新潟県は，全国屈指の大県として政治・経済・教育文化の各部門とも全国をリードする位置にあった。それが故に新潟県の人口も増加の一途を辿っていた。つまり，人材育成の充実により産業（農業）が活発化され，それに伴い人口における自然増及び社会増も見られた。1873年における日本の人口調査によると，新潟県の人口は全国第一となり第二位の兵庫県を7万人ほど離していた。ところが，明治20年代後半以降からの新潟県は，急速に近代化していく関東圏・近畿圏などの太平洋岸側に立ち遅れ始め，次第に後進県つまり裏日本化への道を進むことになり，それ以後，我が新潟県は若者の関東・関西圏への流出に伴う社会減が止まることのない人口減を筆頭に一層日の目を見ない時代が続いている。とりわけ，中等及び高等教育においては他県に見られるような先進的なシステムや事業は皆無に等しく，教育行政は問題対応などの措置に留まっていると感じる。そんな中，最後に述べたいのが，旧新発田藩の領地だった現新発田市地域における現在の教育は，新潟県内でも劣悪化の一途辿っていることである。これは国全体が超少子高齢社会であるという他力本願的な事由にすることだけでは済まされない現実がある。江戸時代幕末維新期の地方藩かつ外様大名藩であった新発田藩。その藩内における藩士並びに一般民衆の教育・人材育成システムは，今回の探究を通して「日本一」だったと主観的ではあるが，そう感じている。しかしながら，今の新発田

市を含め周辺自治体の教育システムには，幕末維新期当時に見られた良い意味での特殊性や奇抜性は，今の学校教育や社会教育においては微塵も感じられず，改善や充実の現状では見当たらないように本研究を通して感じており，これは生まれ故郷を思う個人としても甚だ残念である。

謝辞

本修士論文作成にあたり，2年間その指導に当たっていただいた岩永先生を始めとする諸先生方から多大なるご指導を賜り感謝に堪えない。ここに厚くお礼申し上げたい。併せて，この岩永ゼミを通して出会った学びの仲間からも直接大きな刺激を受け，本研究に臨む際の気力等にもつながった。今後ともこのご縁を大切にし，今後の研究等に生かしていきたいと考えている。

文献

[1] 全国の伝承江戸時代　人づくり風土記新潟編　14頁～60，88頁～96頁，200頁～289頁　社団法人農山漁村文化協会　1988年
[2] 新発田市市史（下巻）新発田市史編纂委員会　新発田市　1981年
[3] 聖籠町町史近世編　新潟県聖籠町　2004年
[4] 豊栄市市史通史編　新潟市北区郷土博物館　新潟市　2019年
[5] 小千谷市史下巻　小千谷市史編集委員会　国書刊行会　1981年
[6] 柏崎市史下巻　柏崎市史編纂委員会　柏崎市　1985年
[7] 長野県教育史　長野県教育史刊行会　長野県　1983年
[8] 信州教育史再考　伴野敬一　龍鳳書房　2005年
[9] 雪国・小千谷に生まれた日本最初の小学校　立石優　恒文社1995年
[10]「藍沢南城の学問と教育」 458頁～459頁，372頁～388頁　村山敬三　汲古書院　2023年
[11] 佐久間象山の生涯　財団法人　佐久間象山先生顕彰会　1984年
[12] 塾の水脈　11頁～23頁，57頁～97　小久保明浩　武蔵野美術大学出版局　2004
[13] 私塾　近代日本を拓いたプライベートアカデミー　リチャード・ルビンジャー　サイマル出版会　1979年
[14] 日本を教育した人々　12頁～106頁　齋藤孝　ちくま書房　2007年
[15] 江戸の教育力　高橋敏　ちくま書房　2007年
[16] 私塾の近代「越後長善館と民の近代教育の原風景」池田雅則　東京大学出版会　2014年
[17] 江戸時代庶民教化政策の研究　山下武　校倉書房　1969年
[18] 新発田藩における庶民教育政策　～教学精励者の表彰と社講制度の発達を中心として　山下武　早稲田大学教育学部学塾研究紀要　1971年
[19] 近世私塾の研究　梅原徹　思文閣出版　1983年
[20] 日本近世教育史の諸問題　尾形利雄　校倉書房　1988年
[21] 新潟県史資料編１・２近世幕末編　新潟県1984年　学制百年史
[22] 文部省学制百年史編集委員会　帝国地方行政学会　1981年

弁護士のキャリアを支持・援助するものとは
― TEMを介した当事者語りとその解釈的現象学的分析から ―

菅原 直美†

What Supports and Assists a Lawyer's Career
― From Party Narratives Mediated by TEM and Their Interpretive Phenomenological Analysis ―

Naomi Sugawara

1. 弁護士のメンタルヘルスを取り巻く現状

1.1 弁護士業務とストレス

弁護士は，高度な専門性を有する国家資格を取得し，紛争の当事者の代理人となって法律や司法手続きに従い職務を遂行する。その職責ゆえ，業務や依頼者とのコミュニケーション場面では葛藤やストレスが大きいが，これに加えて弁護士法等の諸規定により人権擁護等社会貢献や品位の維持まで要求されている。また，その多くは個人事業主として経営面での悩みやストレスを抱えている。このように，弁護士の役割やその中身からは，個々の弁護士はあらゆる場面でストレスや心理的負担を感じていることは容易に想像がつくことであろう。

弁護士向けの月刊誌が2019年に読者を対象として実施したアンケート調査によると「身近に精神を病んでしまった弁護士がいますか？」の問いには54.5％が，「身近に自殺してしまった弁護士はいますか？」の問いには16.2％がそれぞれ「はい」と回答している（弁護士ドットコム，2019）。同アンケートに寄せられた「うつ病を発症してしまった弁護士の先輩達を知っているので，自分もいつかそのようになってしまうかもしれないという恐怖は感じている。」との声からも，弁護士達にとってメンタルヘルスを害する危険は他人事ではなく，己の身に迫る危険と捉えられていることが伺える。

厚生労働省から毎年発表される「自殺の統計」では「弁護士」の自殺者数とその原因等が明らかにされている。令和４年の統計によると同年中に４名の弁護士が，事業不振，職場の人間関係，長時間労働，仕事疲れをそれぞれ理由として自殺していることが分かる（厚生労働省，2024）。ここで示される弁護士の自死の原因・動機が全て弁護士という仕事に繋がるものであることは，弁護士業務におけるストレスの大きさを物語っている。

この点，日本の弁護士のストレス要因を調査した久保（2023）は，16名の弁護士にインタビュー調査を行い，質的分析により抽出されるストレス要因を４つに分類した。具体的には（ⅰ）職務に由来するストレス要因として，依頼者対応や長時間労働・高度プロフェッションとしての職業イメージ（ⅱ）職場に由来するストレス要因として，職場の規模や人間関係，事務所の経営（ⅲ）ジェンダーに由来するストレス要因として，女性弁護士における就職のハンディや感情労働，弁護士業界の男性優位性，そして（ⅳ）司法制度改革に由来する要因として，経済状況の悪化やスキル格差を挙げている。同研究により，弁護士業務に伴い個々の弁護士が受けているストレスの要因が多種多様であることや，その内容が個人の尊厳や生活に関わる重大で深刻なものであることが明らかとなった。

ここで，弁護士の強制加入団体である日本弁護士連合会のホームページ上で公開されている資料を参照すると，弁護士業界では以前から自分たちのメンタルヘルスに関する危機感が共有されてきたことが伺われる。例えば2011年に開催された弁護士向けのシンポジウムにおいては「弁護士のワークライフバランス」のテーマの一つに「メンタルヘルス」が挙げられ，当時のアンケート調査とその分析が報告されている（日弁連，2011）。また東京弁護士会では2008年から弁護士会員やその関係者向けのメンタルヘルスケアのために「こころの相談”ほっと”ライン」を開設し，心理カウンセラーによるカウンセリングを受けられるサービスを実施していた（東京弁護士会，2013）。このようなカウンセリングサービスは，現在は日弁連メンタルヘルスカウンセリングや東京都弁護士国民健康保険組合メンタルヘルス・カウンセリングなど，実施母体を変更して継続されている（東京弁護士会，2024b）。

弁護士業界では遅くとも2010年頃から，自分たちが弁護士業務に由来するストレスを受けていることやそれがメン

†2025年度修了（臨床心理学プログラム），現所属：成城大学治療的司法研究センター客員研究員

タルヘルスの不調に繋がること，そして弁護士のメンタルヘルスに不調が生じその職務・職責が果たせなくなれば依頼者や社会一般に対してマイナスの影響が大きいことは，ある程度共有されている危機感と言えよう。

1.2 弁護士のメンタルヘルスに関する興味・関心の薄さ

他方で，弁護士業界の外に目を向ければ，弁護士のメンタルヘルスに関する興味・関心はいまだ低いと言わざるを得ない。すなわち弁護士のメンタルヘルスに関する国内の先行研究は，筆者の知る限り先に挙げた久保（2023）のみである。このことは久保（2023）においても「日本においては，弁護士のストレスをテーマとした学術研究は皆無であり，海外においてもほとんど研究の蓄積がない。」と指摘され，「弁護士のストレスについてなぜこれまで研究がなされなかったのかが不思議に思えるほど，数多くの，そして深刻なストレス要因が抽出された」と述べられている。

このような状況の原因の一つとして考えられることは，久保が抽出したストレス要因の一つである「高度プロフェッションである弁護士の職業イメージ」が挙げられる。この点について久保（2023）では弁護士の発言例として「周りが期待する弁護士っていうのがやっぱりある程度なんでも知っていて（中略）この業界に入って，常になんかコンプレックスを抱えているような私は気がします。」が適示されている。そのうえで久保（2023）は「私達が弁護士に抱くイメージは，高度な知識と高いモラルをあわせ持つ姿であり，同時に，弁護士はこのイメージを保持しながら仕事をすることが期待されている。」と指摘する。このような弁護士の職業イメージから描かれる強い人物像と，メンタルヘルスに不調が生じている人物像とでは，一般的には隔たりが大きいと思われる。つまり身近に弁護士を知らない大多数の人たちにとっては，弁護士の職業イメージこそが弁護士の人物像となっており，その人物にメンタルヘルスの不調が生じることは想像すらされてこなかったものと考えられる。

久保自身は，少なくともスノーボール・サンプリングによる調査を実施できる程度には身近に弁護士が存在しているため，弁護士のメンタルヘルスの危機に想像が及んだと考えられる。すなわち，身近に弁護士が存在しなければ，弁護士のメンタルヘルスはそもそも興味・関心を持ちにくい分野である。

1.3 弁護士のメンタルヘルスを取り上げる意義

しかしながら，弁護士がメンタルヘルスに不調をきたせば，その影響は依頼者や社会一般に及ぶ。東京弁護士会のホームページでは，弁護士向けのサポートやメンタルヘルスカウンセリングは「東京弁護士会のコンプライアンス」における「総合的な不祥事対策の取組について」の１項目として挙げられている（東京弁護士会，2024b）。また，東京弁護士会が会員向けに発行している月刊誌でも弁護士による不祥事の原因の一つとして「メンタルヘルス不調に陥って事件処理が回らなくなる」ことが挙げられ（東京弁護士会，2024a），弁護士がメンタルヘルスを害した結果生じる事件処理の着手遅滞や処理遅滞，そしてそれらを隠すために行われる虚偽申告などの不祥事の発生は，当該事件の依頼者に直接的な損害を与えるだけでなく，弁護士業界に対する社会全体の信頼を害するコンプライアンスの問題と捉えられている。このように，弁護士業界は弁護士のメンタルヘルスの問題をその問題と向き合う個人としての弁護士に対する視点ではなく，弁護士がメンタルヘルスを害することで不利益を被る依頼者や弁護士に対する信頼を損なう社会全体に対する視点から取り扱っている。このような視点は，弁護士法１条が弁護士の使命を「基本的人権を擁護し，社会正義を実現すること」とし，弁護士は何よりも人権擁護と社会正義を実現する存在であるよう求められていることに起因しているものと考えられる。

しかしながら，弁護士業務を現に担っているのは生身の人間である。弁護士であると同時にひとりの個人であるその人のメンタルヘルスを直視する視点を持たない限り，弁護士達のメンタルヘルスに関する問題の本質を直視することにはならない。

この点，弁護士という個人を対象としたメンタルヘルスを研究において，ストレス要因の探索は久保（2023）により実施されている。他方で，多くの弁護士達が日々ストレス要因にさらされながらも現に弁護士業務を続けている点に着目した研究はない。すなわち，弁護士達は「数多くの，そして深刻なストレス要因」（久保，2023）を受けながら，何らかの支持・援助によってメンタルヘルスを維持しながら働き続けているという側面に着目することは，弁護士という個人がメンタルヘルスの不調を来さないために必要な何かを発見する契機になりうるものと考える。

そこで，本研究では弁護士のメンタルヘルスについて，弁護士という個人が歩んでいる具体的なキャリアを支持・援助しているものは何かという視点から捉えることを試みたい。このことは，弁護士業界ひいては社会に対して，弁護士達のメンタルヘルスをその職責からではなく一人の人間という視点で捉えることへの興味・関心を想起させる意義があろう。それと共に弁護士達に対しては，自身が弁護士業務を続けるためにそのメンタルヘルスを支持・援助する何かを探索する際の示唆やヒントを与えることを目指したい。

2. 方法

2.1 研究方法

弁護士２名に半構造化インタビュー調査を行い，その際TEM図（Trajectory Equifinality Model：「複線経路・

等至性モデル」に基づき，人が辿る人生の経路を時間と共に描いたもの）を当事者語りのツールとして利用する。TEM図を利用することで，研究協力者は自身のキャリアを視覚的・俯瞰的に捉えることが可能となり，更なる語りを促す効果が期待できる。加えて，筆者が作成したTEM図を研究協力者に示して確認・修正を行うことは，その後の解釈的現象学的分析において筆者が語り手の解釈をより正確に理解・把握することの助けになるものと考える。なおTEM図の作成プロセスは安田・サトウ（2012）に従う。

得られたインタビューデータは解釈的現象学的分析（Interpretative Phenomenological Analysis，IPA）を用いて再解釈を行う。TEM図を利用しつつ解釈的現象学的分析を用いることで，弁護士のキャリアという非可逆な時間軸の中で，弁護士のメンタルヘルスを支持・援助している具体的な何かを捉えることを試みる。

2.2 倫理的配慮

本研究ではインフォームド・コンセントとして研究協力者に対面で説明文書を示し口頭で説明した。研究協力者は説明文書を読んで同意文書に署名し研究責任者に手交し，それをもって同意の確認とした。本研究は放送大学研究倫理委員会の承認（通知番号2023-76）を得ている。

2.3 調査・分析の方法

弁護士２名に，それぞれのキャリアについてインタビュー調査を行う。研究協力者は縁故法により，弁護士業界で「ベテラン」として扱われるキャリアを築いている人として弁護士歴が20年以上ある人を選定した。なお，弁護士業界では未だ女性弁護士の比率が男性よりも低く日本弁護士連合会の公表によれば2024年現在で弁護士歴20年となる2004年時点において，女性弁護士の割合は12.1％となっている（日本弁護士連合会，2024）。すなわち弁護士業界においては，期と性別を併せて表記することで個人が特定されるリスクが高まる。本研究では研究目的の達成と個人のプライバシー保護を両立させる観点から，研究協力者の性別表記は行わないものとした。なお弁護士業界では司法修習を受けた「期」によってキャリアを表記することが一般的であり本研究でも期により幅を持たせた表記を用いている。2024年12月時点において司法修習の期は77期であるため57期以前が弁護士歴20年以上となる。また「いわゆるマチ弁」業務とはあらゆる業務を取り扱うという意味の弁護士業界の用語である。

表１　研究協力者の属性

研究協力者	Aさん	Bさん
司法修習の期	５０期代後半	４０期代後半
経営形態	個人経営	共同経営
取り扱い業務	いわゆるマチ弁	一般民事

面接場所は研究協力者の希望を尊重し，プライバシーが保たれ研究協力者の生活に支障をきたさない場所で実施した。インタビューは研究協力者の同意を得たうえでICレコーダーを用いて録音した。インタビューは1人につき２回実施し，１回の時間は60分から最大90分とした。２回目のインタビューではTEM図を当事者語りのツールとして利用した。具体的には下記①～③の手順に従った。

① 初回インタビュー（60分～90分）

事前に準備したインタビューガイドをもとに行った。ここで準備した質問は「今日はあなたの弁護士のキャリアについて聞かせてください。」「その中でも，特に印象に残っている出来事や時期をお伺いしたいです。」「もし可能なら，弁護士をしていてつらかったことや，メンタルヘルスの危機に関する出来事についてもお伺いできればありがたいです。」など研究テーマに則したものである。

② ＴＥＭ図の作成

初回インタビューのデータをもとに，筆者がＴＥＭ図を作成した。

③ ２回目のインタビュー（60分程度）

作成したＴＥＭ図を研究協力者に示しつつインタビューを行い，研究協力者によって主体的に語られる内容を記録した。「TEM図を見ながら，思い出したこと，語りたいこと，考えたことなど，自由にお話頂きたい。」と質問するほか，語りを促すための質問はするが，自発的に語られる内容は遮らないこととした。

次に，上記①と③のインタビューデータすべてに対して，一人称の経験談を三人称の視点から現象学，解釈学，個性記述学に基づき分析する解釈的現象学的分析（伊賀，2014）を行い統合的に解釈した。解釈的現象学的分析の具体的なプロセスは，研究協力者が自らの経験を解釈して語った内容を研究者が解釈し直すものである。後者の筆者による再解釈は伊賀（2014）の手順を踏襲し下記の４つのステップで行った。なお具体的な例としてその一部を表２に示す。

ステップ１：データを繰り返し読む
ステップ２：興味深い点を書き留める（分析コメント）
ステップ３：テーマの浮上
ステップ４：テーマ間の結合関係
（中テーマ:MT/大テーマ:GT）の発見

表２　IPA 分析の例

大テーマ	テーマ群	分析コメント（抜粋）	データ（抜粋）
人・人生に対する興味	人間のあらゆる側面を見る仕事としての弁護士業	人間のそういう部分とは何か？人間の黒い部分だけではなく，人間のあらゆる側面すべてを指しているように思う	ただ，そういう，人間のそういう部分みたいなのにずっと見てくような生き方をしたいなって思って。
	人生の中で大事なものは変わらない	好きなもの，大事にしたいものは中学くらいから変わらない	そう考えると，中学ぐらいからあんま変わって…大事にしたいものってあんま変わってないですね。その惹かれるもの。

3. 事例分析

3.1 自分らしい生き方を見つけて（Aさん）

3.1.1 はじめに

Aさんは個人事務所を経営し，事務職員を雇わずに１人で仕事をしている。今の仕事スタイルで独立開業に至るまでは，複数の弁護士と事務職員が在籍する弁護士事務所をいくつか数年ごとに移籍しながら弁護士のキャリアを築いていた。仕事内容はいわゆるマチ弁業務が多いが，独立後は自分が取り組みたい分野の仕事を選んでいる。曲がりなりにもこんな感じで経営できていると笑顔を見せられた。

２回目のインタビュー冒頭で筆者が作成持参したTEM図を見たAさんは，キャリアを客観視するフォーマットを与えられてありがたいと言いTEM図を眺めていくつか質問をされたが，修正の希望はなかった。その後，語りの途中で再度TEM図を眺められ，社会的ガイドが社会的方向付けにもなっていたと話される場面があった。

3.1.2 解釈的現象学的分析の結果

Aさんのインタビューデータすべてを解釈的現象学的に分析したところ，テーマ群に共通する中テーマ（Medium theme:MT）を経て結合した大テーマ（Grand theme:GT）が３つ抽出された。解釈的現象学的分析のステップ４で作成した図１を示しつつ，各GTを導いた分析過程は下記の通りである。

【GT１:人・人生に対する興味】

Aさんは「目の前で人のいろんな部分が吐き出される弁護士業の魅力」として人間に対する興味・関心そのものを弁護士業の魅力と捉えており，人間に対する多角的なテーマ群がMT:「人間のあらゆる側面を見る仕事としての弁護士業」を形成している。Aさん自身については「自分の変わらないところが嬉しい」，「…関心は幼少期から」という一貫した人生観がMT:「人生の中で大事なものは変わらない」となった。それぞれの中テーマはAさんが自身や他者という人間そのものやその人生に対する強い興味・関心を表しているものと理解でき，**GT１:「人・人生に対する興味」**として結合された。

【GT２:弁護士業も人生の一部】

Aさんは「オンとオフの感覚がなく，普段の生活と繋がっている弁護士業」として，日常生活と弁護士業が繋がり関連しあっている。「生き方として選んだ弁護士業だから続ける」と言い，弁護士業の価値を生き方とから捉えていることも併せてMT:「人生そのものと繋がる弁護士業」が導かれた。この中テーマを含みながら生き方や日常との繋がりを意識しながら弁護士業について表現されているテーマ群をまとめ**GT２:「弁護士業も人生の一部」**に結合された。

【GT３:自分らしい生き方を選ぶ】

Aさんは「弁護士業は当り前に続けられる仕事ではない」と捉えたうえで「他者の評価を捨て，自分がやりたい仕事で弁護士人生を続ける」とし，弁護士業務を続けるための変化に関するテーマ群がまとまってMT:「人間関係の摩擦をきっかけに弁護士人生をリセット」が導かれた。そこからさらに「自分を見つめ直し，自分が長持ちできる仕事スタイルを選ぶ」，「自らやりたい仕事ができる事務所を作り独立する」という弁護士業のスタイルを選び取るテーマ群により導かれるMT:「自分で選んだ新しい事務所の形」を経て，弁護士業における変化は人生の選択そのものを意味するものと捉えられ**GT３:「自分らしい生き方を選ぶ」**へと結合された。

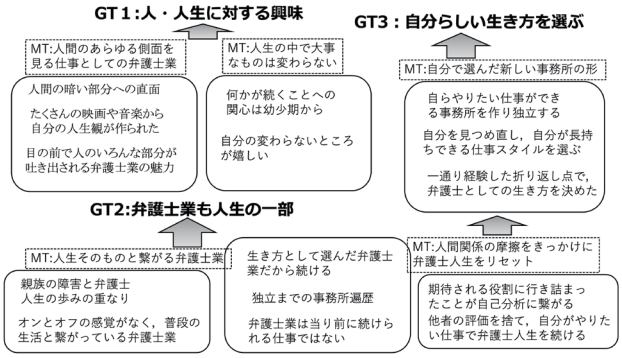

図１ IPA テーマ分析図（A さん）

3.1.3 まとめ

Aさんにとって，弁護士業務を続けることは，自分の人生の歩みを進めることと同じである。人生の中で起こる争い事を仕事とする弁護士は，依頼者の人生に深く関わる仕事である。元々人や人生に対して興味・関心を持っているAさんにとって，弁護士業は自己の興味・関心に沿う職業選択であった。しかしながらAさんはそのキャリアの中で，弁護士業務もやり方によっては自らの望む生き方にそぐわなくなることを知った。

Aさんにとって，自分らしい生き方と，自分がやりたい仕事の仕方は，ほとんど同意義である。今の新しい事務所やその仕事スタイルは，Aさんにとって自ら選んだ生き方そのものとなっている。Aさんは自ら選び取った今の生き方であれば，これからも長く弁護士業を続けることができるものと考えている。

3.2 納得しながら弁護士を続ける（Bさん）

3.2.1 はじめに

Bさんは共同経営者として事務所を経営しており，事務職員を雇っている。弁護士になった当初はイソ弁として数年研鑽を積み，その後共同経営事務所に参画する形で独立開業し，しばらく後に現在の事務所に移籍した。仕事内容は一般民事事件を多く取り扱ってきたがキャリアの途中で公職を兼任しており，公職を退任後は家事事件の割合が大きくなっている。立ち振る舞いのスマートさから自信を感じさせるが，仕事の仕方についてはここ数年悩みが出てきたという。

２回目のインタビュー冒頭で筆者が作成持参したTEM

図を見たBさんは，TEM図の記載内容をより的確なものに修正しようと，いくつかの修正案を示された。筆者はBさんが指摘した箇所の修正案をその場で書き込んだ。修正されたTEM図を眺めながら，Bさんは図には現れていないが話しておくべきと考えられた内容に語りを進められた。

3.2.2 解釈的現象学的分析の結果

Bさんのインタビューデータについてもすべてを解釈的現象学的に分析したところ，テーマ群に共通するMTを経て結合したGTが４つ抽出された。解釈的現象学的分析のステップ４で作成した図２を示しつつ，各テーマを導いた分析過程は下記の通りである。

【GTⅠ:弁護士業への信念】

Bさんは弁護士になった「1年目で裁判官に事案を理解させることが弁護士の務めだと学んだことが原点」といい，「依頼者の意向を酌みつつ，専門家として全体を捉えよい解決を目指す」ことを志向してキャリアを進めてきた。このようなキャリアの歩みはMT:「実務の中で自分を鍛えることで実力が付く」に表される専門職としての成長を支え，**GTⅠ:「弁護士業への信念」**を抱くBさんの弁護士としてのあり方へと結合された。

【GTⅡ:人からの評価が転機に】

「ボスの評価を受けて独立を決める」，「興味があった分野で，先輩から公職を勧められ受ける」など，Bさんにとって人から評価を受けることがキャリア選択の後押しとなっている。Bさんが客観的な評価をキャリア選択の契機としていることはMT:「進路で悩んでいた時に勧められ法律家の道へ」の通りキャリアのスタート時点から現れており，**GTⅡ:「人からの評価が転機に」**繋がっているBさんのキャリア選択の傾向へと結合された。

【GTⅢ:自己と他者を理解する】

Bさんは「事務員の態度が理解できず苛立つことが大きなストレスに」なり対人関係のストレスを経験するが「丁寧なコミュニケーションを納得感を持って辞める」と自分の側で可能な対応を取ることでストレスを軽減させている。このような対処法はMT:「相手を理解できない時は自分の方で切り上げる」というBさんのストレスコーピングへと繋がっている。さらに，Bさんは対人関係を通じて自己の「ストレートな性格の良し悪しを意識する」ようになり自己理解を深めた。Bさんはストレートな性格が「対人関係で最初のストレスは相手にしっかり伝えることで乗り越えた」とポジティブな経験に生きたことを実感しており，MT:「相手を理解することで良い関係が続いた」ことは対人関係における成功体験となっている。このような他者理解と自己理解のテーマ群は**GTⅢ:「自己と他者を理解する」**という対人関係における姿勢へと結合された。

【GTⅣ:納得できるキャリアを模索】

GTⅡ:「人からの評価が転機に」繋がりキャリアを進めてきたBさんであったが，「表面的な分かりやすさではない弁護士という専門家の価値が揺らぐ時代」の変化を感じ，「メールで簡単に早い反応を求められ，依頼者対応の負担感が強くなった」など自己の業務への影響を実感していることが，MT:「積んできたキャリアや特色に合わない今の仕事への迷い」となって表れている。今のBさんは，**GTⅠ:「弁護士業の信念」**を保持しながら**GTⅢ:「自己と他者を理解する」**ことで変化に対応しようとしており，このようなBさんの今が**GTⅣ:「納得できるキャリアを模索」**へと結合された。

3.2.3 まとめ

Bさんは弁護士業において，自ら経験した原点やそこから見出した信念を大事にしながらキャリアを築いてきた。Bさんの仕事ぶりは人から十分な評価を受けるものであり，その評価はBさん自身のキャリア選択の契機となってBさんに影響を与えてきた。Bさんにとって，自己や他者を理解することは，納得感を持って対人関係のストレスを解消することに繋がっている。Bさんは，今は自ら積んできたキャリアや特色に合わない仕事に対する戸惑いや迷いを感じている。これまでのキャリアで培った信念や自己・他者を理解するまなざしをもって，Bさんは自らが納得できるこれからのキャリアについて模索しているところである。

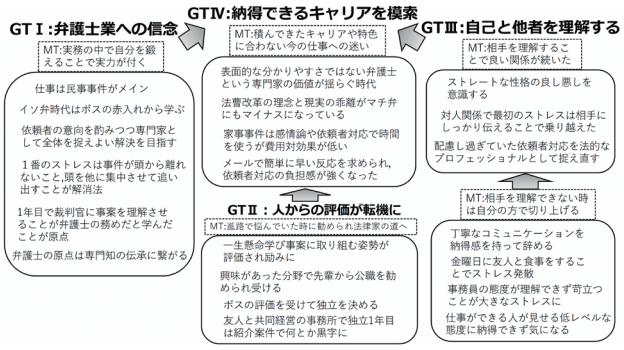

図２ IPA テーマ分析図（B さん）

4. 考察

4.1 事例分析から浮かび上がる支持・援助とは

ここからは事例分析で現れたGTを中心に，それぞれの事例において各人が弁護士業を続ける際に支持的・援助的に作用している「何か」を具体的に検討する。なお本稿において「支持」は支えること「援助」は助けることを指す。

4.1.1 Aさんの事例から

Aさんがメンタルヘルスを維持しながら弁護士業を続けられている主な要因は，自らの生き方に沿う仕事スタイルを見つけることができた点にあると考える（**GT３:自分らしい生き方を選ぶ**）。

もともと人や人生に興味を持っていたAさん（**GT１:人・人生に対する興味**）にとって，弁護士業はまさにその興味に沿う職業選択であった。もともと興味があることを

仕事にできている，という点はBさんにとって一貫して支持的に作用しているようである。

しかしながら，弁護士業といってもその仕事内容や仕事スタイルは多彩である。Aさんは自らのキャリアの中で色々な業務を経験している。そのうえでAさんは今の事務所を開所し，弁護士業を続けられるスタイルを確立した。仕事スタイルを自分に合わせることができた，という点は人間関係の摩擦のようなメンタルヘルスの危機を脱する際に援助的な作用があったといえる。

Aさんにとって，プライベートと区別せず仕事を人生の一部として捉えることにも重要な意味があると考える（**GT２:弁護士業も人生の一部**）。仕事は人生の中で多くの時間と労力を割くものであり，自分らしい生き方を望むAさんにとって，仕事だけを切り離して人生を捉えることはむしろ不自然なことである。このような人生観に支えられ，Aさんにとってはその生き方に仕事スタイルを合わせることで弁護士業は長く続けられる「長持ちできる仕事」となったといえる。弁護士業を人生の一部として捉えることで，人生の歩みと同様に弁護士業を続けていくことを支持するものといえる。

まとめると，Aさんのキャリアにおいて支持的に作用しているものは，**興味に沿う仕事**と**人生の捉え方**であると考える。また援助的に作用しているものは，**仕事スタイルの選択**であると考える。

4.1.2 Bさんの事例から

Bさんがメンタルヘルスを維持しながら弁護士業を続けられている主な要因は，仕事に対する信念を持っていること（**GTⅠ:弁護士業への信念**），ストレスコーピングとなる対処法を身に着けていること（**GTⅢ:自己と他者を理解する**）の２つがあると考える。

Bさんにとって，弁護士業は人から勧められて選んだ進路であった。しかしながら，キャリアの初期に自ら原点と呼ぶ気付きや信念を得たことで，専門家としての芯を持ちながらキャリアを歩んできた。Bさんが自ら見出した弁護士業における信念は，Bさんのキャリアにとって一貫して支持的に作用している。

また，Bさんは対人関係でのストレスを通じて，他者を理解することや自己を理解することが，ストレスを軽減・解消するプロセスに納得感を与えることを体得している。Bさんにとって，自己・他者理解を通じて納得するプロセスを辿ることが，ストレスのかかる状況を乗り越えるために支持的に作用している。

さらに，Bさんの仕事ぶりは人から十分な評価を得ているものである（**GTⅡ:人からの評価が転機に**）。Bさんは弁護士の専門性について「表面的な分かりやすさではない」と考えている。弁護士業は価値が分かりにくい分野でありながらBさんが受けていた客観的な評価は，Bさんにとって専門家としての自らの価値や力量を確認できるという援助的な作用があったものといえる。

まとめると，Bさんのキャリアにおいて支持的に作用しているものは，**仕事への信念**と**納得するプロセス**であると考える。また援助的に作用しているものは，**客観的な評価**であると考える。

4.1.3 事例間の共通項を探る

２つの事例それぞれの考察から見出された支持的・援助的なものは表３の通りである。

表３ 支持的・援助的なもの

	Aさん	Bさん
支持的	興味に沿う仕事	仕事への信念
	人生の捉え方	納得するプロセス
援助的	仕事スタイルの選択	客観的な評価

ここからさらに両者から見出された支持的・援助的なものの間に共通項を見出せるかを検討する。まず，支持的なものの共通項は，仕事に関してそれぞれが重要視している価値（Aさんにおける「興味」とBさんにおける「信念」）が含まれていることである。すなわち弁護士業という**仕事そのものの中に，個人が重要だと捉えている価値が見出されている**ことが共通していると考える。

援助的なものの共通項は，いずれも客観的でポジティブな事象だといえることである。すなわち内的な変化ではなく，外形の変化（Aさんにおける「仕事スタイル」の変化）や外から与えられる評価（Bさんにおける「客観的評価」）という**外からのポジティブな刺激であること**が共通しているものと考える。

4.2 弁護士がメンタルヘルスを保つために

弁護士達が自らのメンタルヘルスを維持し続けるためには何が支持・援助となりうるのか，事例分析を通じて見えてきた共通項を手掛かりとしてまとめてみたい。

4.2.1 仕事の中に価値を見出す

弁護士という仕事は，個人間に起こる民事事件や犯罪を扱う刑事事件，会社に対して法的サービスを提供する企業法務など仕事のバリエーションが多く，それぞれに仕事内容の特色や必要なスキルが異なっている。弁護士は，その所属する事務所の理念やカラーによって取り扱う事件の種類や内容が限定されることも少なくない。このような環境要因もあり，弁護士達にとって自らの興味・関心に沿う仕事を選んで弁護士業務を営むことは容易なこととは言い難い。しかしながら，それでも自らの興味・関心と繋がる仕事を選ぶことができるならば，弁護士業という仕事そのものの中に価値を見出すことができるのではないかと考える。Aさんが既存の事務所から独立開業したことは，やりたい仕事を選ぶためでもあったことが改めて思い出される。

残念ながら自らの興味・関心とは異なる仕事が業務の中

心となっている場合でも，弁護士業という大きな視点で仕事に対する信念を見つけることは可能ではないか。例えば，Ｂさんの「依頼者の意向を酌みつつ，専門家として全体を捉えよい解決を目指す」という信念は，多種多様な仕事に共通しうる大きな視点である。弁護士にとって，このような大きな視点で弁護士としての信念を持つことができれば，今担当している目の前の仕事においても信念を実現するという価値を見出すことができる。

このように，弁護士達が現に行っている仕事の中に，自らにとっての価値を見出すという視点は，弁護士業を続けながらメンタルヘルスを維持するための示唆となりうる。

4.2.2 外からのポジティブな刺激を受ける

弁護士は専門職であり，担当する仕事は自らの判断と責任で職務を遂行することが求められる。加えて弁護士は職務に関して法律上の守秘義務を負い，仕事上の迷いや悩みを相談することにも同義務による制約が生じる。このように，弁護士業は個々の弁護士が仕事上で孤立しやすい構造となっている。加えて，取り扱う事件には一つとして同じものはなく型にはまった正解がない中で，弁護士達は目の前の依頼者にとってより良い解決が何かを悩みながら考え出しそれを実現するための努力を続けなければならない。

このように孤立しながら正解のない仕事に取り組む弁護士達にとって，外から刺激を受けたり評価される機会は自らの自信や存在意義を確認できる貴重な機会となる。ボスや先輩の評価がBさんにとって新たなキャリアへ歩みを進める後押しとなっていたことが思い出される。

他者からの評価だけでなく，何らかのポジティブな外的刺激にも閉塞している弁護士を助ける力があるように思われる。例えば，Ａさんが自ら開業した新しい事務所という外形的な環境刺激は，弁護士業をその一部とするＡさんらしい生き方の実現に寄与している。

弁護士達が外からポジティブな刺激を受けるという視点は，弁護士業を続けながらメンタルヘルスを維持するための示唆となりうる。

もっともこのような外からの刺激は，弁護士自らが外へ意識を向けていないと得られない性質のものであることは付言したい。弁護士達が閉塞的な環境に留まり外への意識を向けられずに居ることは，やがて孤立を深め自死にまで至るリスクある状況となることは第１章で述べた通りである。弁護士達だけでなくその身近な人たちや弁護士会などの所属団体も，弁護士が外からの刺激を受けられるよう意識したり，そのための環境や条件を確保することに注意を向ける必要があろう。

4.2.3 弁護士が専門職であるという視点から

先に挙げた２つの共通項は，弁護士に限って示唆を与えるものではないようにも思われる。**仕事の中に価値を見出す**ということは，弁護士だけでなく自らの判断や責任で仕事をする他の専門職においても，それぞれに個人的な価値を仕事の中に見出しながら仕事を続けているという状況がありうる。また**外からのポジティブな刺激**に関しても，弁護士に限らず閉鎖的な環境で守秘義務を負いながら仕事をしているような専門職にとっては，外からの刺激は閉鎖的な環境から開かれるきっかけになるものと思われる。

すなわち「専門職」という枠組みから弁護士のメンタルヘルスの問題を捉え直すことで，弁護士のメンタルヘルスに関する本研究は他の専門職に対しても示唆となりうるものと考えられる。このことは同様に，他の専門職を対象とした先行研究が弁護士達のメンタルヘルスの維持にも示唆を与えてくれる可能性があることを意味するものとも言えよう。

4.3 今後の課題

本研究はＡさんとＢさんの２名に関する質的研究であり，本研究によって広く弁護士一般に共通する視座を見出すまでには至らない。また，既に述べた通りプライバシー保護の見地から研究協力者の性別を明らかにしないため，久保（2023）が指摘したストレス要因の一つであるジェンダーに由来するストレス要因は考察から外れている。

今後は，ジェンダーに由来するストレス要因についても考察に含められるよう，研究協力者の人数や構成を工夫しつつ更に質的研究を進める必要性がある。筆者による研究に留まらず，弁護士のメンタルヘルスについてより実効的で深まりのある研究が増えることを願っている。

加えて弁護士に関する先行研究に囚われず，その他の専門職のメンタルヘルスに関する先行研究が，弁護士のメンタルヘルスに対しても示唆となりうる点についても今後改めて調査・検討すべき課題であると言えよう。

4.4 むすびに代えて

弁護士達の多くが多種多様なストレス要因に曝されながらも何らかの支持・援助をもってメンタルヘルスを維持しながら弁護士業を続けている，このことを本研究はAさん・Bさんという2名の弁護士が具体的に歩んできたキャリアから捉えようと試みた。そしてそれぞれの事例分析からは，弁護士業を続けることに支持的・援助的なものをいくつか，具体的に見出すことができたと考えている。筆者は2010年12月に弁護士登録を行い，2024年12月時点で14年間自らも弁護士業を営んできた者である。最後に，事例検討から得られた２つの示唆を自身のキャリアに照らして振り返ってみたい。

仕事の中に価値を見出すという点では，筆者が出会った「治療的司法」という理念とその実践が思い出される。被疑者・被告人となった依頼者と向き合い，事件の背景を分析したり裁判後の生き直しに必要な支援・ケアを考える上記理念は，筆者が弁護士業の中でも人と向き合う仕事としての価値を見出すことに繋がっていたように思う。

外からのポジティブな刺激という点では，筆者が弁護士業を通じて様々な専門家と出会い，司法の外からの知見を

得ていたことが思い出される。筆者は依頼者のため必要に迫られて精神医学や心理学，社会福祉等の知見を得てきたが，その都度閉塞的な弁護士業から開かれ外からの刺激を受け続けて来られたのだと改めて自覚することができた。

筆者は今，一旦は弁護士業を離れ臨床心理士を目指すというキャリアの大きな転機にある。新たな専門性の獲得という負荷のかかるキャリア選択ができたのは，弁護士として働いた14年間を通じて筆者のメンタルヘルスが大崩れせず保たれたことも一因ではないかと思う。筆者自身がメンタルヘルスを２つの示唆から振り返ることで，これまでのキャリアを支持・援助してくれていたものを改めて想起することができた。加えて，これからのキャリアにおいても専門職としてメンタルヘルスを維持するためのヒントを得ることができたように思う。

本研究によって，弁護士のメンタルヘルスそのものに対する社会的な興味・関心が少しでも高まることを期待する。加えて，日々多種多様なストレス要因に曝されながら依頼者の人権擁護や社会正義のために尽力している弁護士達に対しても，本研究が少しでも意味を持つことを期待したい。本研究によって見出した２つの示唆が，弁護士達にとって自らのメンタルヘルスを維持するために何が支持的・援助的でありうるかを考える契機や，自分のために支持的・援助的な何かを見出そうと試みるための手助けとして，生かされることがあれば幸いである。

謝辞

本研究にあたり，ご多用の中で自らのキャリアを率直かつ親身にお話しくださった研究協力者のお２人に深い敬意を込めて感謝を申し上げます。

文献

月刊弁護士ドットコム編集部（2019）．特集:アンケート結果と統計データから考える弁護士とメンタルヘルス 月刊弁護士ドットコム, 48, 25-31.

伊賀光屋（2014）．解釈的現象学的分析（IPA）の方法論. 新潟大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編, 6 (2), 169-192.

厚生労働省（2024）．付録2 職業別.原因・動機別自殺者数 自殺の統計:各年の状況 令和４年中における自殺の状況. https://www.mhlw.go.jp/content/R4kakutei-f02.pdf（2024年11月7日取得）

久保真人（2023）．日本の弁護士のストレス要因についての検討:司法制度改革の影響をふまえて. 同志社政策科学研究, 24 (2), 31-41.

日本弁護士連合会（2024）．弁護士数の推移 弁護士白書 2023年版, 24

成城大学治療的司法研究センター（2024）．治療的司法研究センターについて. https://www.seijo.ac.jp/research/rctj/index.html（2024年11月7日取得）

東京弁護士会（2024a）．特集:弁護士業務の落とし穴〈第2弾〉直近の事例をもとに－困った時には相談を LIBRA, 24(6),8.

東京弁護士会（2024b）．東京弁護士会のコンプライアンス 6 (5) & 6 (6). https://www.toben.or.jp/know/toben/kujyou.html（2024年11月7日取得）

東京弁護士会（2013）．特集:東京弁護士会の若手支援制度 LIBRA, 13(4), 12.

安田裕子・サトウタツヤ（2012）．TEMでわかる人生の経路:質的研究の新展開 誠信書房

カサンドラ症候群を訴える女性の自己の問い直しと生成のプロセス

茶円 典枝†

The Process of self-questioning and generating in women suffering Cassandra Affective Disorder

Norie Chaen

1. 問題と目的

「カサンドラ症候群」(Cassandra Affective Disorder以下，CAD）とは，自閉スペクトラム症（以下，ASD）等の要因により共感的・情緒的交流が難しい配偶者・パートナーと，心の通うコミュニケーショが成立しないことで心理的・肉体的苦痛や生活上の困難が引き起こされる状態をさす。そしてそのことを周囲から信じてもらえない状況にあり，医学的には認められていない概念である（宮尾・滝口，2016)。近年，当事者や専門家の書籍等により一般的にその知名度は高まる一方で，ASDの特徴は定型発達の人と境界が曖昧なことから，このような人をパートナーとして持つCADの苦痛や困難は，定型の夫婦とさほど違いはないものとして認識される傾向にある（Deguchi & Asakura，2018)。

また，CAD女性の中には，出産後から夫婦関係にストレスを感じ始める人も少なからず存在することから（岩田，2018)，CAD女性は心理的苦痛や生活上の困難がある中で，日々待ったなしの育児を担う母親であることが多い。子どもの心理状態が夫婦関係における母親自身の心理状態と関連している（数井ら，1996；菅原ら，2002など）ことから，増加傾向にある不登校や引きこもりの背景の一つとしてCADの存在の可能性を否定することはできないであろう。よって育児支援という視点からもCADの現状の把握とCADの支援の必要性があると考えられる。

Deguchi & Asakura（2018）は，ASDの夫を持つ妻の結婚から夫婦関係の危機に陥るまでのプロセスを示した上で，夫に対する不快感と葛藤の多さを報告している。さらに，坂田ら（2022）も，夫のASD特性が高いと，妻は夫との葛藤が多いと認知する傾向にあるという結果を示している。しかし，CADがどのような体験なのか，またCADの困難はどのように収束するのかについての研究の蓄積は乏しく，当事者の抱えている困難やCADからの回復プロセスについて理解する必要性があると考えられる。よって，本研究では，CAD当事者の経験がどのようなものであるか，どのようにその困難を乗り越えて新しい生き方を選択したのかについて，その多様性と共通性を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の方法

上記の目的を達成するため，本研究では研究対象者（以下，対象者）の体験について時間の流れを重視し，社会との関連の中で捉え記述するための手法として，安田ら（2015）による複線径路等至性モデル（Trajectory Equifinality Model以下，TEM）を採用する。

2.1 研究対象者

対象者は，CADを体験し，現在はその困難を乗り越えた者を想定したが，困難を乗り越えたか否かの判断は難しいであろうとの推察から，少なくとも困難の渦中を通過している者として，CAD自助会より紹介を受けた。面接人数については，TEMでは「１・４・９の法則」が提唱されており，４±１人の場合には，経験の多様性や共通性を捉えることが可能となることから，本研究の目的に合致するため，対象者を5名とした（表1)。

表１ 研究対象者の概要

	年齢＊	職　業	学歴	婚姻ステイタスと子どもの職業や疾患など
A	50代後半	パート社員	専門学校卒	結婚継続中 娘（フリーター・グレーゾーン）と息子（大卒後引きこもり）
B	50代前半	看護師	専門学校卒	結婚継続中 息子（不登校を経験）と娘（フリーター）
C	40代後半	障害者施設職員	大卒	授かり婚、離婚後に事実婚 大学生の娘（幼少時に川崎病を患う）
D	30代後半	美容サロン経営	高卒	授かり婚、離婚後に再婚 娘（高）・息子（中・ADHD）
E	70代前半	主婦 元薬剤師	大卒	結婚継続中 息子（就職後結婚）と娘（大卒後からうつ病を罹患）

＊：一回目の面接調査当時の年齢

†2025年度修了（臨床心理学プログラム）

2.2 データ収集

面接は，半構造化面接で，2024年5月から同年９月にかけて1人につき2回ずつ実施した。面接は個室での実施を基本とし外出が難しい対象者にはZoomにて実施した。面接開始前に，対象者の属性や結婚時の年齢，離婚経験がある場合には離婚時の年齢，（元）配偶者のASDの特徴10項目（吉田，2020）への該当・非該当について，調査票により確認を行った。面接に用いた質問は，結婚当初からの対象者と夫との関係性を捉える意図のもと，青年期のアイデンティティや（元）夫との関係性の変化及びCADの渦中の状況について問うものであった。1回目の面接では，質問票に基づき，話の流れに応じて順不同で自由に話すことができるよう面接を進め，2回目の面接では，1回目の面接内容を基に作成したTEM図案を共に見ながら，内容の確認と想起されることを付け加えつつ語りを深めるための質問と傾聴を行った。面接内容は，事前に許可を得てからボイスレコーダーに録音し，後日逐語録を作成した。

2.3 分析の手順

分析は，プロセスを捉えるための枠組みとして，安田ら（2015）によるTEMの諸概念を用いた。概念を適用した各地点を表２に示す。プロセスでは，径路は様々であるが現在の自分，つまりCADの困難を通過している状態を等至点（EFP）に位置づけた。ここに至るまで，ほぼ全員が必然的に通る地点として「離婚への葛藤」等を必須通過点（OPP①），後の径路が多様に分かれていく結節点として「外部とのつながりを持つ」を分岐点（BFP）に設定した。また，対象者のEFPに向かう歩みを阻害するものは社会的方向づけ（SD）として，逆に歩みを後押しするものは社会的助成（SG）として位置づけることで，CADの困難とそれが個人の中で収束していくのに作用する事象を捉えることが可能となる。

また，5名の対象者を，CAD体験の語りの内容に基づいて「離婚」・「離婚しない」を縦軸，その決意をするまでの葛藤の有無（もしくは強弱）を横軸として区分し径路の多様性を示す（表３）。

表２ TEM 概念の本研究における位置づけ

概　念	意味	本研究における位置づけ
等至点 (Equifinality Point：EFP)	多様な経験の径路が収束する地点	〈カサンドラの困難を通過する〉
両極化した等至点（Polarized Equifinality Point： P-EFP）	等至点と対になるような補集合的な事象	〈翻弄される人生〉
必須通過点 （Obligatory Passage Point： OPP）	ほとんどの人が経験する地点	〈離婚の葛藤〉〈主体的に決断する〉〈自分たちの夫婦の在り様をつくってゆく〉〈自分への理解を深める〉
分岐点 （Bifurcation Point：BFP）	複線径路を可能にする結節点	〈外部とのつながりをもつ〉〈自分への理解を深める〉
社会的方向づけ （Social Direction：SD）	等至点への歩みを阻害する力	〈ファミリーコンプレックス〉〈実母からのサポート〉
社会的助成 （Social Guiidance：SG）	等至点への歩みを後押しする力	〈我がままな自分の肯定と受容〉〈IDの連続性〉〈スピリチャルな感性〉

表３ CAD 体験の多様性

		離婚	離婚しない＝婚姻関係の継続
葛藤の有無 （強弱）	有（強）	I．離婚選択型：D 離婚までの葛藤が比較的強く、長時間をかけて行動	III．結婚維持選択型：A、B 過去に比較的強い葛藤を経験しているが、現在まで婚姻関係の維持を選択
	無（弱）	II．早期離婚選択型：C 離婚の決断までほぼ葛藤を経験することなく、短期間で行動	IV．結婚維持消極的選択型：E ほぼ葛藤を経験することなく、婚姻関係の維持以外の選択肢を考えなかった

倫理的配慮

研究参加への同意は，研究主旨や録音及び逐語録作成の旨説明を行い十分な理解を得た上で，同意書への署名をもって確認した。本研究は放送大学研究倫理委員会の承認を得て実施した（通知番号2023-81）。

3. 結果

3.1 プロセスへの各概念の位置づけと時期区分

プロセスについて，等至点，必須通過点，分岐点に関わるエピソードを区分し，抽出した経験について，それぞれを端的に表現する文言を考え，対象者ごとにTEM図を作成した。検討の結果，本研究へのTEMの概念の位置づけは表２に示している。本文中の〈 〉は，TEM図内に挙げている事象を指す。

また，プロセスは４つの時期から成ると考えられ，各時期に見られる対象者の経験を検討し各々のTEM図から共通する事象をまとめた統合版TEM図を作成した。これを図１，また自己の問い直しの過程については別に図２として論文末尾に掲載する。

3.1.1 CAD期（前期・後期）

図１に示すCAD期は，前期と後期の二つに分かれる。前期には，夫との結婚からCAD体験へと陥り困難の渦中にあり，その困難を夫や子どもの発達特性のせいにしたり，日々対応を迫られる育児に専念したりすることで回避する傾向が見られた。そして後期には，徐々に外部とのつながりを得て，自分自身のことを客観的に見つめられるようになると困難に陥っている自分自身について正面から向かい合い始める。その期間は，対象者が生きた時代背景，夫の特性及び当事者の受け止め方により異なるが，葛藤が強かった対象者は後期が比較的長い傾向がみられた。また，実母との結びつきが強かった対象者は，前期が比較的長く，子育てだけでなく両親へのケアにも傾倒しているのであり，長期間，直面する困難に向きあっていない。例えば，Eは「娘がうつ病を発症しなければカサンドラを知ることはなかった」のであり，実母の死後，結婚後２０年以上経過してから，息子の結婚を契機にCADへ陥っているのである。

CAD期にTEMの概念を設定すると，前期にはCADの渦中から径路が多様に分かれ，前期の終盤から後期にかけて多くの女性が経験する離婚への葛藤を必須通過点（OPP①）とした。そ

してこれらの径路が一旦収束した後に多様な径路へと別れていく結束点として〈外部とのつながりをもつ〉を分岐点（BFP）とした。

3.1.2 自己の問い直し期

分岐点を通過した後，全ての対象者は自己の問い直しを経験している。その詳細を示した図２の問い直し過程では，外部とのつながりから〈自分への理解を深める〉で一旦収束する。しかしその地点から再度径路が多様に分かれていることから，〈自分への理解を深める〉は必須通過点（OPP）でもあり，分岐点（BFP）でもある。その後〈離婚を決意し行動する〉か〈離婚を選択しない〉という主体的な判断（OPP）をそれぞれが行っている。CADで心身共にダメージが甚大なCは，それが子どもへの心理的虐待に当たると知り葛藤を経験することなく離婚を即決し行動するが，この場合でも後に自己の問い直しを行っている。

3.1.3 自己実現期

図１に示す自己実現期には，婚姻関係に対する自分の決意もしくはスタンスを踏まえた上で，建設的な行動を重ねてゆくという色合いが濃い。離婚を選択した二名（C・D）は，新たなパートナーを得て，事実婚（C）や状況に合わせて夫が専業主夫となって家族のケアをする（D）という選択をし，自分とパートナーとの関係性を創造している。他方，離婚を選択しなかった3名についても，〈夫と心理的・物理的に境界を設け〉，別居（B）やシェアハウス（A・E）という自分たちに合った形で，〈自分たちの夫婦の在り様をつくり〉自律的・自立的な人生を歩んでいる。このようにして全ての対象者が等至点（EFP）である〈CADの困難を通過〉に到達している。

3.2 プロセスに見られる共通性の語りによる理解

ここからは統合版TEM図（図１）に添って，特徴的な語りを抽出したものを示しながら，対象者が何をどのように経験して自己生成に向かったのかについての理解を深めてゆきたい。なお，対象者の語りは「」で示し，（）は筆者による補足，[ ]は筆者の発話内容，〈 〉はTEM図で挙げている事象を示す。

3.2.1〈結婚〉:〈“ブレのなさ”を意識する〉

対象者は，夫の自己中心的な振る舞いに違和感を持つこともあったが「育った環境の違い」（C）とさほど重視せず，むしろ「自己を貫ける」（A・E）という〈“ブレのなさ”を意識する〉ことが，結婚の後押しになっている。そして「この人（夫）筋通ってるなっていうのが中学の時からの印象で，それが（再会時も）変わってなかった。私は割と何でも相手に対して柔軟に，相手のしたいことを優先に物事を考えてしまうところがあったので，真逆な彼が家族にいたら調和が取れるんじゃないかな。」（D）という家庭像を抱いていた。

3.2.2〈CADの渦中〉

結婚時に感じた違和感は，結婚後に夫婦間で話合いができずやがて生活上の困難に発展する。CADの渦中の対象者の語りのうち，共通する内容について該当する場合には「○」を，該当しない場合には「×」を，言及がなかった場合には「言及無」として表４に示す。CADでは孤独，抑圧，自己不信，怒りと不安，夫に対応するため工夫，諦めの感情を抱くこと（Deguchi &Asakura，2018）が明らかにされているが，それらの感情の基となる夫の行動は，表4に示す「②家庭の場で①がどのように現れるか」の訴えの内容と概ね一致している。また本研究からCAD体験の困難には，夫の支配性，夫の徹底した性役割主義及び義理の両親による二次被害の影響が示唆された。このような婚姻を継続する中で，継続的に離婚や夫の特性を意識し，離婚への葛藤を経験することとなる。

表４ CAD の困難の実情

	CADの訴えの内容	A	B	C	D	E
①夫の特性によるもの	独特なこだわりによる苦しみ	○	○	○	○	○
	共感性のなさ	○	○	○	○	○
②家庭の場で①がどのように現れるか	分かち愛のなさ	○	○	○	○	○
	育児困難（夫の子への対応及び子の発達特性や病気）	○	○	○	○	○
	抑うつや体調の悪化	○	○	○	○	○
	妻として無価値化とアイデンティティの揺らぎ	○	○	○	○	○
	夫の支配性	○	○	○	○	言及無
	徹底した性役割主義	○	○	×	○	○
	義理の両親からの二次被害	○	○	○	○	言及無
	周囲から理解されにくい	○	○	×	×	○
①②の結果として	自己抑制と孤独の中での奮闘	○	○	○	○	×
子どもへの影響	子の動揺、不安、傷つき	○	○	○	○	○
	夫から子への口撃的・支配的な態度（躾）	◎＊	○	○	◎＊	○

＊◎は、暴力があったことを示す

3.2.3〈離婚への葛藤を経験する〉

自らの苦難に加え子どもの傷つきを契機として葛藤は高まる。婚姻継続中の対象者は，夫による直接的な暴力への言及はほぼなかったが，悪影響を懸念していた。しかし，「やっぱり依存して生きていかないといけないと思っていた」（A），「（母が）認知症で，（一人で）子ども二人を育てることは考えられない」（B）のように，経済面，子育てや家族へのケアなど様々な考えから離婚と婚姻継続の間を揺れる。そして離婚は選ばないまま，「我慢，私がなんとかすればいい。自分がね。」（B）という思いで日常を生きている。離婚をした2名は，夫の子どもへの直接的または間接的な暴力を認識したことが離婚の直接的な要因であった。

ここでDの葛藤から，離婚に至るまでの心の揺れを表5に示す。〈CAD期〉に経験し始める葛藤は，当初は夫との夫婦関係を対象とするものであったが，次第に自分との関係を対象とするものへと質的に変化をしてゆく。「（友人）が大泣きしてブチギレたの。Dの体なんだと思ってんの？って泣いて怒ってた。それを見た時に，それしなきゃいけないの私だって思ったの。（中略）そこがまずパンドラの箱だったのか，彼女がそれをバンってやってくれた瞬間，私っておかしいと思ったんですよ。（中略）その時に初めて感じたのが，（問い直しの）最初の出来事。」この語りから，Dが夫との葛藤を抱えつつ表５に示す〈自己の問い直し期〉へと開かれる姿を見出すことができる。

表５ Ｄの葛藤の様子

〈プロセス〉と心理的意味		語りより抽出したDの声
〈離婚への葛藤〉	**〈CAD期〉** 「自分」の声で縛る	「奥さんはこうあるべき」「自分がわがままを言っている」「夫の望む形があるならそうなろう」「今の生活があるのは夫のおかげ」「夫を裏切ってはいけない」「夫の力になりたい」「夫の言うことは間違っていない」
	〈自己の問い直し期〉 外部からの言葉を自己と共鳴させる	「自分の扱いを大切にしていこう、素直に生きよう（友人からの言葉）」「働けば？（夫からの言葉）」「一人で頑張らなくていい（救急隊員の言葉）」「お母さんはお父さんの家来になりたかったんでしょ（子どもからの言葉）」「もう限界」
	夫に「嫌」を伝えると夫が子どもをたたくようになる	「勝手にお前が死んだってことにしたい（夫からの言葉）」「自分を大切にしたいと思ってしまったから、あのまま夫の欠けている部分がわからなかったら子どもがこんな思いをしないで済んだ」「家族のバランサーになる決意」
	飼い犬の糞のまき散らし事件が起こる	夫に怒りをぶつける
	夫を傷つけたことへの罪悪感に襲われる	「夫のことも大事」「すごく傷つけた」「孤独に陥らせた」
	自己抑制的な「自分」と自己主張的な「自分」のせめぎ合い	「このまま夫と許し続けると、子どもの方が父をありのまま受け入れてしまう、子どもは子どもに返してあげたい」
		「離婚となるとどういう形で子どもをまもれるのだろう」「病気の夫をサポートしたい」
	外部からの言葉を自己と共鳴させる	「夫は大人。守るべきは子ども」（市職員からの言葉）「自分はバランサーとしてではなく、子どもたちを安心で包んであげなくてはならない」
	自己抑制的な「自分」や呪縛による引き戻し	「お前みたいな無能が人間の子どもを育てられるのか（夫からの言葉）」「途中で投げ出してはいけない、投げ出す自分は許せないという呪縛」「離婚したら、夫の中で私は卑怯者、冷酷という塊で残るのは嫌」
	〈「イエ」を出る〉 実父母との儀式→自己抑制的な「自分」を成育家族、そして夫との関係性に見送る	「母がなんで、そんなに頑張るの?とか父もなんでそんなに（夫を）許すの?って、でもそうやって育てちゃったのは私だったねって母に言われて、その時は否定する気持ちが湧かなくて、きっとそうだろうなって自分でも思って、その上でこれからは人を愛する生き方じゃなくて、あなたが愛される生き方を生きてほしいって言われた時に、そうやって生きていいんだ。自分が求める側になっていいんだっていう気づきが、そこで大きくありました。」「もう夫のことは愛しきった」「もういい、呪縛をといていいとわかった」
〈主体的に離婚を決断する〉 夫との決別		「自分が親に抱いたこともない気持ち（愛情）を子どもたちが抱いていると言われても信じることができない」という夫の言葉に、絶望と諦めを感じる
ありたい自分像を描く		「夫のために自分の身とか心を削って何かしなくていい」 「自己犠牲をしても何ら心が通じない。もうやめにしよう」 「人は自分のことしか幸せにできない」

3.2.4〈自己の問い直し〉

ここでは，図２（末尾に掲載）で示す自己の問い直しのプロセスの各々の事象について，心理的な意味付けを説明する。まず，徐々に〈外部とのつながりをもつ〉ようになると，他者との言葉のやりとりを通じて自分の状況を客観的に見ることができるようになる。そして〈自分がCADであるかもしれない〉と気づき自助会への参加につながっている（A・B・E）。そうでない場合でも，自分が置かれている状況の異常さに気付き，友人や家族の理解が得られた場合には，より早く次の行動，つまり実家，親戚に身を寄せるという行動につながった（C・D）。家族であれ，自助会であれ，長年得られなかった共感を得られることは共有できる仲間と安心感を得ることを意味する。それが〈相手の特性理解を深める〉という行動につながり，「相手は変えられない・変わらない」ということを悟るのである。ならば「自分はどうするのか，どうありたいのか」という問いが生じ，自分とこれまでの人生へ主体的に関与することで〈自分への理解を深める〉。他者とのやりとりや学びの機会を得ることで，これまでの困難を夫や子どもの発達特性のせいにしていたこと，そして自分の抱える問題は，夫との間に生じる前に成育家族の関係性の中で既に持ち合わせていたことに気付き〈自分の問題に気付く〉，それと向き合うこととなる。そこでは，家族に認められるため，親密性を維持するために親の期待や評価に依存的にまた自己抑制的に生きてきたことが語られ，成育家族の関係性の中に埋没していた自分自身への期待や要請を自覚する。そして，それぞれの形で生きてこなかった方の未完了な思いを完了させる行動は，成育家族の中でその対象となる人物との間で直接的あるいは間接的に行うもの（A・C・D），あるいは人生という時間の枠からそのような機会を授けられるもの（B・E）もあった。この一連の営みを，〈成育家族の「イエ」を出る〉とした。危機的状況にあったCを除いて，全ての女性たちが，この営みを終えたあとで，今後の自分自身に対する期待や要請を含めてありたい自分像を描き，自己抑制的・他者依存的な生き方から自己主張的・自律的な生き方へとそれぞれの信念の変革が生じている。その後，対象者は夫と離婚するのか，離婚は選択せずやっていくのか〈主体的に決断をする〉。つまり，この自己の問い直し期には，自己との不一致を認め，自分とは何なのか，どうありたいのかを問い，自己一致の方向へと向かって主体的な関与が始まる時期といえる。

3.2.5 自己実現に向けて

自己実現期は，自己の問い直しで得たアンサーに基づいて建設的な行動を積み上げていく時期である。

〈夫と心理的・物理的に境界を設ける〉

婚姻を継続している3名は，「それ（女の人が好き）は彼の人生だし。私は一緒の方向は向いてないけど，ここまでやってきたんだから平行線でも行けばいいかな」（A）のように，夫との関係を維持しながら，自分の領域を確保してゆく。しかし，それは夫の特性を「知識としては頭では分かるけど，腑に落ちるまでに長い時間」（B）を要し「色々な経験と知識とが合体して初めてできる」（E）決してやさしくはないものであった。

〈自分たちの夫婦の在り様をつくってゆく〉

婚姻を継続しているＢは，経済的にも自立し別居という形を選択しているが，ＡとＥは，夫と心理的・物理的な境界を設けた生活をしてゆくうちに，家庭内シェアハウスという形をとるようになる。家庭内シェアハウスとは，離婚を選択しない夫婦が配偶者との関係性を維持しながら，自律的に生活するひとつの夫婦の在り方としてＣＡＤ自助会で紹介されている。シェアという概念には妻側の「個」の存在が前提になっており，Eは「夫が悪いわけではなく，嫌いでもなく，でも別々に自分のことに集中していい。（中略）このシェアハウスっていう言葉が出てきたことに

よってなんか変わったと思うんです」と語っている。

そして現在はすべての対象者が，自分がCADか否かというよりも，むしろ自分がどのように生きてゆきたいかに光を当てており，心の中にCADの落とす影は薄くなっている。また，社会の中に自分に合った職を得て，我がままな自分も受容した上で希望をもって人生を歩んでいる様子が語られた。その状態はまさに〈人生の手綱を握る〉状態といえるだろう。しかしそれは，決して自己中心的なものではなく，人とのつながりを大切にして，家族へのケアの責任と両立するものでもあった。

なお，〈CADの困難の通過〉に至るまで，対象者たちの背中を後押ししたもの（表２のSG）として，以下の三点が概ね共通して語られた。一つ目は，外部の要請よりも自分の要請に応える自分と自己抑制的あるいは依存的であったこれまでの自分も受容するという〈矛盾の両立〉の態度が見られることである。二つ目は，青年期から成人期にかけての〈アイデンティティ（ID）の連続性〉である。青年期に得た仕事に関連する職への再就職（A），質的な変化を遂げながら継続する（B・C・E），スキルや経験を発展させた形の仕事を興す（D）など多様な形でアイデンティティの連続性が存在している。三つ目は〈スピリチュアルな感性〉で，自分の意思を超えた超越的なものの存在を感じていることが挙げられる。Aは一時的に宅配便の配達員と「何となくいい感じだったし，何でも聞いたら道もよく知ってるじゃないですか」のような交流が生じたが，その配達員が異動となり，その別れが契機となって約30年ぶりの再就職につながったと語った。他の対象者も，体質上諦めていたが夫の海外赴任を機に子を授かったり（B），必要な時に必要な支援や人とのご縁に恵まれたり（C・D・E）という人生の展開について語られた。一方，対象者の等至点への歩みを阻害する力（表２のSD）としては，概ね共通して，「呪縛」（D・E）と表現された親密性に対する過剰な責任感や自分自身への縛り〈親密性コンプレックス〉のようなものへの言及があった。それは成育家族の関係性の中で既に持っていたと推察される。

4. 考察

ここでは，面接調査の結果をもとに設定した分析の枠組み（表３）が示すプロセスの多様性と社会的・心理的背景及びCADの葛藤体験を通して対象者の変容のプロセスについて検討したい。

4.1 分析の枠組みが示す多様性と社会的・心理的背景

表３に示す分析の枠組みは，調査対象者の4通りの径路を表すものである。まずはプロセスの多様性についてⅠからⅣの４つの径路を説明し，次に４つ区分の意味について検討する。

Ⅰの離婚選択型は，CADの困難に陥ってから離婚への長く強い葛藤を経験して（OPP①）離婚を主体的に決断する（OPP②）に至る。よって離婚を主体的に決断する（OPP②）まで長時間をかけて行動したタイプである。これはDの径路であり，現在は新しいパートナーと再婚をしている。外部とのつながりを持つ（BFP）から主体的に決断する（OPP②）までが長いことが特徴的である。

Ⅱの早期離婚選択型は，CADの困難に陥ってからほぼ離婚への葛藤を経験する（OPP①）ことなく，離婚を主体的に決断する（OPP②）に至る。よって外部とのつながりを持つ（BFP）から離婚を主体的に判断する（OPP②）まで短期間で行動したタイプである。これはCの径路であり，現在は新しいパートナーと再婚をしている。葛藤を経験する（OPP①）がないことが特徴的である。

Ⅲの結婚維持選択型は，CADの困難に陥ってから離婚への長く強い葛藤を経験して（OPP①）婚姻継続を主体的に決断する（OPP②）に至っている。よって婚姻継続を主体的に決断する（OPP②）まで長期間行動したタイプである。これはAとBの径路であり，現在も婚姻関係を維持し別居やシェアハウスのような形で生活をしている。CADの渦中から自己の問い直しの契機となるような外部とのつながりを持つ（BFP）までに長い時間を要する点が特徴的である。

Ⅳの結婚維持消極的選択型は，CADの困難に陥ってからほぼ離婚への葛藤を経験する（OPP①）ことがなく婚姻継続を主体的に決断する（OPP②）に至っている。婚姻関係の維持以外の選択肢を考えず，現在はシェアハウスという形で生活をしている。これはEの経路であり，離婚への葛藤を経験する（OPP①）がない点が特徴的である。

このように，いずれの対象者も全てCADの困難を通過する（等至点）に到達するのであるが，そこに至るまでの径路は多様なものであった。では，この多様な径路にはどのような背景が考えらえるだろうか。同じく表3に示す分析の枠組みを用いて，社会的背景，親密な関係性の中で見られる対象者の態度，アイデンティティの観点から検討してみたい。

まず，社会的背景であるが，Ⅰ・Ⅱが結婚，出産した2000年代は，順に児童虐待防止法，DV防止法及び発達障害支援法が施行され，それらへの社会的認知度が高まり支援体制が整備された時期（下夷，2020）と重なる。これらは，夫の振る舞いが虐待に当たるとの認識，離婚する選択及びその後の生活設計を練る上での社会的素地として機能していたことが推察できる。またそれは本人だけでなく，周囲の者による対象者の状況理解やサポートを促すという意味において大変重要であったと考える。それゆえ，Ⅰ・Ⅱには離婚という選択肢が手をのばしやすい形で存在していたと言える。一方，Ⅲ，特にⅣが結婚，育児をしていた時代には，虐待，DV，発達障害等の概念は一般的に普及しておらず支援体制も整備されていない。また本人でさえASDの行動特性のある夫との夫婦生活について「昔はだいたい男の人ってそういう人が多い。（中略）他（の人に）聞くと結構，カーッときて暴力振る旦那さんもいたし，だ

からそういうのも聞いていたから」（E）と語るように，周囲の夫婦とさほど変わらないものと認識していた。よって離婚への葛藤を経験しないのである。Ⅲについても，CADの困難の渦中の時期が，児童虐待，DV，発達障害等の概念の普及と支援が整備された時期とずれている。そして，自分の置かれている状況が理解できず，支援にもつながらず妻として，母として孤軍奮闘する「暗黒時代」（A）には，親からのサポートを得ることで平衡状態を取り戻している。実家との結びつきが強く夫には回避的であるため，離婚という選択肢が意識には上るものの表面化するのを抑え，自己の問い直しへの契機となるような〈外部とのつながりを持つ〉BFPまでには長い時間を要したと考えられる。

次に，親密な関係性の中で見られる態度の観点から検討すると，Ⅰ・Ⅱについては，ヤングケアラーの経験や家父長的な父親のもとに育ち反発心がありながらも要求に応じていた成育歴への言及があった。小澤・下斗米（2014）は，過剰適応や自己犠牲など自分の欲求を抑えるという自己抑制的な態度には，本人のAuthenticity，つまり自分の感情，態度，信念と行動の一致度を低下させ，結果としてWell-being，関係満足度，本来感を低下させる不適応な側面があることを示している。一方，Ⅲ・Ⅳについては，自己抑制的な態度より，実母との強い結びつきや他者依存的な態度が強く見られる。実際，対象者は自らのことを「共依存」（A・B）であり，「母に認められたかった」（A）「いい人と思われたい」（B，E）のように語っている。そして結婚後も実家と密につながり「娘」としてのアイデンティティが強いままであった。ロジャース（2005）は，役割を演じたり，他者の期待に添ったりする他者依存的な生き方は，自分が自分であるという本来感の喪失につながると説いている。つまり全ての対象者は親密な関係性において本来感がなくなるような自己喪失的な態度をとる傾向が高いことが示唆されるが，その態度には違いが見られた。Ⅰ・Ⅱは，自己の問い直しにおいて自己抑制的なものから自己主張的な態度へと変容したことで新しいパートナーを得て，Ⅲ・Ⅳは，他者依存的なものが自律的な態度に変容したことで，誰かに自分の存在を委ね過ぎることなくほどよい距離を保ち婚姻関係を維持するという状態に至ったとも考えられる。

更に，葛藤の有無（強弱）による区分をアイデンティティの観点から検討すると，Ⅰ・Ⅲは，結婚や出産を機に辞職し専業主婦になっている。自閉的行動特性のある配偶者との結婚生活で，妻としてのアイデンティティが揺らぐとき，職業的アイデンティティを持っていなかったA, B, Dがより強く自己が揺さぶられたのは自然であろう。表4からCADの渦中では，夫婦関係は支配的関係であり，対象者は夫の「所有物」（A），「家来」（D）等であったという語りからも裏付けられるように，Ⅰ・Ⅲは自己の存在を何につなぎとめればよいのか当惑しており，アイデンティティの危機に瀕している状況であった言えるだろう。対象者は，CAD期に自閉的行動特性のある夫による困難という「外圧」と，夫婦関係や子育てを通じて自分の心理的発達課題である親密性や世代性を達成しようとする「内圧」の両方によって，心が揺さぶられており，それらの外圧・内圧が自分を揺さぶり自己の生き方や意識の連続性が断たれている（岡本，2010）と考えられる。一方，Ⅳの対象者（E）は，就職したものの1年ほどで退職，結婚，その後専業主婦になっているため一見葛藤が強かった対象者と同じように思われる。しかし，Eが結婚した1970年代は，主婦は憧れの対象で，青年期に一旦獲得した社会的アイデンティティはむしろ結婚へと向かうコースの布石のようなものだった（斎藤，2001）ことから，主婦もひとつの職業的なアイデンティティであり，自分は家族の関係性の中に位置づけられ揺らがないのである。またCは，体験の過酷さゆえに葛藤の余地がなかったことに加え，夫の「徹底した性役割主義」の項目に非該当（表４）であり，仕事を通じた外部とのつながりを維持し続けていたことも離婚の葛藤を経験していないことと関連していると言えよう。

以上，分析の枠組みの4つの区分に見られる径路の多様性と，その多様性に影響を及ぼしたと考えられる社会的・心理的背景，親密な関係性における対象者の態度の違い，アイデンティティの危機について検討した。このようなことから対象者が多様な径路を辿りながらもCADの困難を通過する（等至点）というひとつの経験に到達するということは，初期状態が最終状態を規定することがなく，最終状態までの複数の径路が保証される（安田ら，2015）というTEMの基本理念と合致するものであった。そしてその経験は，対象者の自己としての存在が，人生の持続する時間の中で実現されてゆく過程におけるひとつの実存的な経験であると同時に，またその先の多様な径路の展開をも包含しているのである。

4.2 葛藤から自己の問い直しと生成のプロセスへ

対象者が多様な径路を経て等至点に至ったという意味では，CADの困難を目的論の立場，つまり次なる次元への成長に至る途上の不適応として捉えることが可能であろう。ここでは，CAD体験をした対象者がどのような変容を遂げ，新しい自己を生成してゆくのか，Dの葛藤の様子（表5）を用いながら，ユングの提唱する個性化のプロセスと関連づけて検討してみたい。

4.2.1 葛藤に見出される意味

孤独，抑圧，自己不信，怒りと不安，夫に対応するための工夫，そして諦め（Deguchi & Asakura，2018）のような感情が混在する〈CAD期〉では，Dは母として，妻としてあるべき姿を自分に課す縛りの言葉が多く見られる。この様子は，表面的には夫との関係を維持するための思考を表す言葉として認知されるが，ここには声として発せられていない“もうひとつの声”の存在が前提にあると考えられる。この観点に立つならば，意識に上らずともCADの渦中から心の中で葛藤は生じているということになり，

その葛藤の中に，夫との関係性にある自己抑制的な「自分」の声と“もうひとつの声”のせめぎあいを捉えることができる。つまり，Dの心の深層では親密な関係性における自己抑制的な「自分」と自己主張的な「自分」の存在をかけた対立がここで生じているのである。このような意味を見出す時，ここから自己の問い直しの過程へと開かれるのは必至であろう。それと意識する前から持続している葛藤は，DがCADの状態から次の段階に進むための寄せては返す持続的な心の動きであり過渡の状況にある（橋本，2007）ことを示していると考えられる。そして，この長い葛藤は，これまで触れながらも意識化し得なかった心の琴線を強化し，その確かな響きを自我に意識化させるための，いわば琴トレの期間であっただろう。また同時に，この後展開されゆく精神的な大仕事をやり遂げるために不可欠な，自我の力を養い，鍛え，整えてゆくための準備期間であると考えられる。

4.2.2 自己の問い直しの過程：没入から「イエ」を出るまで

自己の問い直しは，外部とつながり自分自身の状況を客観的に見る目を獲得することを契機に進んでゆく。そしてまるで「パンドラの箱が開く」ように，夫や家族との親密性を維持しようとする日常に次々と苦難が訪れ，この状態は自己抑制をより強め，「自分」と自己の間を，追い打ちをかけるかの如く引き離してゆく。河合（1980）は，夫婦関係を川に立つ2本の杭であり，関係性を築くことは，2本の杭の間に網をかけるようなものと喩えているが，Dのこの状況は，言うなれば，遠く離れた杭に網をかけようと必死になればなるほど，つまり夫と親密な関係を維持するため自己抑制をすればするほど，深みにはまり溺れゆく，つまり本来感がなくなり自己を喪失してゆく状態だと言えよう。これは，河合（2000）が示すイニシエーションにおける没入に相当すると考えられる。「ある症状や問題に対してそれを消滅させようとか，変化させようとかするのではなくて，ますますそれに深く入っていく」と述べており，自己抑制を強め苦しみが極限に至る時に対象者が陥る自分がなくなる感覚はまさに没入的な体験と言えよう。

しかし，没入している時には自分がそうであることには気づかないものである。そのことに気付くのは友人とのやり取りを通してであり，友人の生身から発せられる言葉から，水中に溺れている「自分」は高所にいる自己主張的な「自分」の存在を衝撃と戸惑いを持って発見するのである。ここで「自分がなくなりそう」と思っている主体としての「自分」の存在に気付き，次第に強く意識するようになる。橋本（2008）は，この点について，喪失されることで所有されるという逆説的な動きを認識することの重要性とその所有の前提として観察自我の存在を説いている。Dは，この瞬間，川底で強力な吸引力を持つものに引き込まれて消えゆきそうにある自分の存在を観察すると同時に，自己主張的な自分の手をしっかりと握りつながることを感じているのである。つまり，ここには，Dという一人の自己の存在の中で，観察自我の見守りのもと，自分を引き込もうとするものの正体を確認し，それと自分とが切り離され自己主張的な自分の在り方へと向かう自我の強力で能動的な働きが示されているのである。Dが受けた衝撃は観察自我の覚醒の証しであろう。

また，観察自我が働いていたからこそDは自分の限界というものも感知し，極限まで来て初めて，夫に嫌と伝えたり，怒りをぶつけたり，一方では未練や自信のなさに揺さぶられながら自分の生き方を問うのである。そして夫との関係性における「自分」は，成育家族の関係性においてもそうであったことに気付き，その「自分」を成育家族での関係性の中に戻した後，「イエ」を出るのである。自己の問い直しから，「イエ」を出るきっかけとなるのは，長い間無沙汰であった母からの電話であった。Dは一時的に実家へ戻り，両親との間で幼い頃より「家の呪縛」に縛られていた自分の未完了な思いを完了させるやりとりがなされている。この一連の営みは，日常から異空間へ誘われ「自分」を「自己」の中へと統合し，次の次元に立つための実存的な儀式でありイニシエーションの意味が見出されるのである。

4.2.3 実存の弁証法によって生み出される自己

儀式を通してDは，「ここで一度どうしたら私が喜ぶのか，幸せなのか〈ありたい自分像を描くこと〉をきっちりやった」のであり，その後は「ただ欲しいと思っていたものが目の前に来ただけだから，手を伸ばせばいいって無意識にできた」（D）というように，「イエ」と分離した個としての「自分」のイメージをありありと自分に意識づけ，これまで自己の中で葛藤をおこしていた“もう一つの声”の主である自分を迎え入れる（橋本，2008）という主体的なコミットメントが見られた。その後Dは夫と離婚し，新しいパートナーと再婚をして自分たちのありたい夫婦の関係性，つまり自律的な個と個が尊重し合う関係性を築いている。また，元夫のことを「私のブロック外しのパートナーであり，魂を愛してあげたい対象」と言っており，Dは，二項対立を超越したより豊かな親密なる世界を創造している。つまり，新しい自己は，意識化された親密性コンプレックスを一つの機能として統合することで意識的に操作することができるようになっているのである。これは，夫婦関係のみに適用されるものではない。一人の社会人としても様々な可能性に開かれ，人生の中で自分の在り方を調整，選択しながら実現しており，まさに人生の手綱を握っている姿と言えよう。CAD体験からこのような賜物を得たのは他の対象者も同様で，それぞれが「必然的に訪れた異次元，異質なものとの出会い」（A）により，「極限状態の中で，自分とは何者かを問い選択を迫られ」（C），親密な関係性の中でも主体的でいられる自己の生成へと開かれている。この道こそが，自我を広範囲に及ぶ自己の欲求に対して開いてゆくことで，個人の内にある可能性を実現し，高次の全体性へと向かって自分自身へ主体的に関わり続ける努力の過程，つまり個性化の過程（河合，1967）なのである。

5. 綜合考察と今後の課題

本研究では，CADの困難の実情と自己生成のプロセスについて検討した。CADの体験は，社会的・心理的な背景により多様ではあるが，親密性コンプレックスを持つ女性が，ASD行動特性のある夫と，家族内で自己犠牲的に親密な関係性を維持しようとすればするほど自己喪失的な状況に陥るという現象であることが示唆された。しかしそれは発達上の課題と直面することを促し，対象者が自己と自分の不一致への気づきを得て，自己一致に向けて自分自身に主体的に，継続的に，責任感を持って関わることで，統合されたより高次の自我を獲得する契機でもあった。この時自己は，小さく固まろうとする自我に対して，コンプレックスという発展の糸口（苦難）をつきつけ，自我がより高度の統合性を志向してゆくようにするプロモーター（河合，1971）として機能しているである。また，対象者は外部とつながって自我が一連の大仕事をやり遂げるまで，外部との関係性を維持し続けたという点においては，親密性コンプレックスが新しい自己の生成を促進させたという肯定的な一面があったことも書き添えておきたい。つまり，中年期以降に親密性コンプレックスによる苦難を経験した女性が，そのコンプレックスを創造的契機として結果的に統合へと導かれ人格を発展させてゆく，生涯発達のひとつのモデルなのである。

本研究の限界点としては，対象者全員が長女であり，家族の親密な関係性を維持するための過剰な責任感や自分への縛りを親密性コンプレックスと表現したが，その定義や詳細について触れていない。また，自助会から紹介を受けたという点で，対象者は既に〈外部とのつながり〉＝必須通過点を経ていることを前提としたプロセスに留まるため，これらの点について更なる知見を積み重ねることが望まれる。更に，母親のCAD体験が子どもの発達に与える影響についても，近年増加傾向にある虐待，不登校，ひきこもり等への臨床的な示唆を得るためにも検討を要すると考える。

謝辞

本研究と論文執筆にあたり，終始多大なご指導と励ましを頂いた放送大学大学院教授の丸山広人先生に心より感謝申し上げます。また，本研究の趣旨へのご理解，また快くご協力頂いた研究対象者の方々に厚くお礼申し上げます。

文献

C.R.ロジャーズ（2005）. ロジャーズが語る自己実現の道. 3. 岩崎学術出版社.

Deguchi, N. & Asakura, T.(2018). Qualitative study of wives of husbands with autism spectrum disorder: Subjective experience of wives from marriage to marital crisis. Psychology, 9, 14-33.

橋本朋広（2007）．心理療法におけるイニシエーション・モデルの検討．心理臨床センター紀要，創刊号，13.

橋本朋広（2008）．対称性と非対称性の弁証法としてのイニシエーション．箱庭療法学研究, 21, 1, 56-58.

岩田ふみ（2018）． カサンドラ症候群に関する調査研究（１）．明星大学大学院教育学研究科年報，3,81-88.

河合隼雄（1967）．ユング心理学入門．培風館，220.

河合隼雄（1971）．コンプレックス．岩波書店，68.

河合隼雄（1980）．家族関係を考える. 講談社，65.

河合隼雄（2000）．河合俊雄「イニシエーションにおける没入と否定」．岩波書店，40.

数井みゆき・無藤隆・園田菜摘（1996）．子どもの発達と母子関係・夫婦関係：幼児を持つ家族について．発達心理学研究, 7 （１）,31-40.

宮尾益知・滝口のぞみ（2016）．夫がアスペルガーと思ったとき妻が読む本.河出書房新社.

岡本祐子（2010）．成人発達臨床心理学ハンドブック． ナカニシヤ書店, 9.

小澤拓大・下斗米淳（2014）．対人場面における自己制御と不適応との関連について．専修人間科学論集,21-23.

斎藤美奈子（2001）．モダンガール論　女の子には出世の道が二つある．マガジンハウス，197，215-216.

坂田侑奈・菅原ますみ・松本聡子・斉藤彩・吉武尚美（2022）．夫婦の自閉スペクトラム症的行動特性と抑うつとの関連．心理学研究，93, 4，292-299.

下夷美幸（2020）．家族問題と家族支援．放送大学教育振興会.

菅原ますみ・八木下暁子・詫摩紀子・小泉智恵・瀬地山葉矢・菅原健介・北村俊則（2002）．夫婦関係と児童期の子どもの抑うつ傾向との関連．教育心理学研究，50,129-140.

安田裕子・サトウタツヤ（2012）．TEMでわかる人生の径路，誠信書房.

安田裕子・滑田明暢・福田茉莉・サトウタツヤ（2015）．TEA理論編．新曜社.

安田裕子・滑田明暢・福田茉莉・サトウタツヤ（2015）．TEA実践編．新曜社.

吉田純子（2020）．HF－ASDのある子どもとASDの特徴を有する夫を持つ母親の葛藤に関する一研究．放送大学文化科学研究，56-57,61.

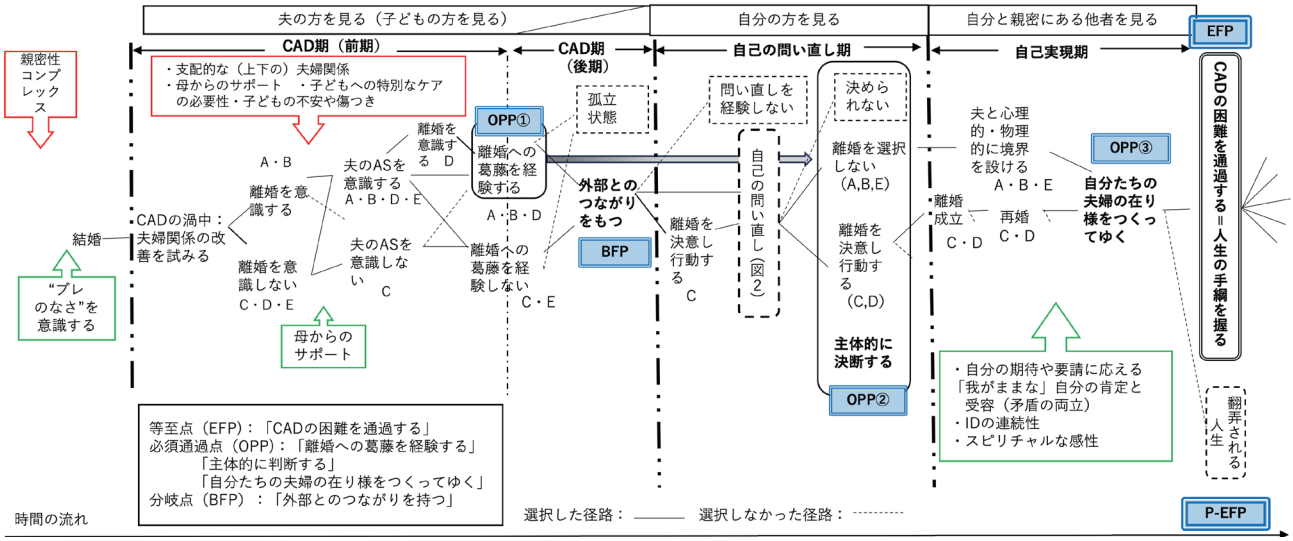

図１　統合版 TEM 図　【CAD の渦中から通過するまでのプロセス】

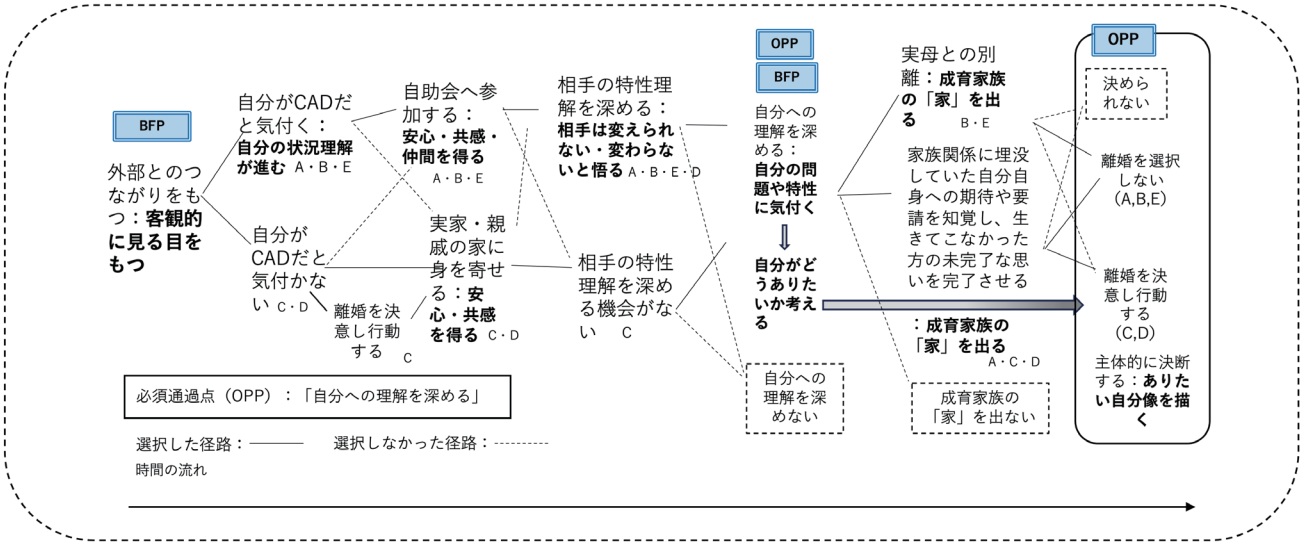

図２　自己の問い直しの過程

生活困窮者の生活課題の取り組みにおける自己形成支援のあり方

星加 敦子[†]

The Role of Self-Formation Support in Addressing Life Challenges Among the Financially Disadvantaged

Atsuko Hoshika

1. 生活困窮者支援の現状とその課題

1.1 2つの貧困観　貧困は個人の責任か社会の責任か

貧困（生活困窮）の要因を個人の努力不足と捉える傾向は根強い。しかし近年，多くの実態調査から，生活困窮者の中に発達障害や知的障害のある人が多く含まれ，その特性による生きづらさが生活困窮という2次障害を引き起こしていることが明らかになっている（辻井, 2019. p.20-31）（的場, 2019. p.769-771）。このことから生活困窮という状態は，必ずしも個人の努力不足の結果ではなく，個人と社会との不調和と捉えることもできよう。よって生活困窮者支援の目的は，生活課題となって表れた個人と社会との不調和を解決することとなるが，それは必然的に生活困窮者自身の自己の成長や変化のプロセスを伴うものとなる。本研究では，そのプロセスに，支援者がどのように関わるべきかを考察していきたい。

まず，歴史の中で貧困（生活困窮）がどのように捉えられてきたか整理してみたい。貧困に対する最初の国家的施策である1602年のイギリスのエリザベス救貧法は，生活困窮者を①労働能力のある有能貧民，②労働能力のない病人や障害者などの無能貧民，③扶養する者のいない子どもの3つに分類し，その能力に応じて強制就労や収容保護を行った。その後，1886～1891年Booth,.C. のロンドン調査や，1899年Rowntree,B.S. のヨーク市の調査 により，貧困の要因に不規則労働，低賃金，疾病，などの社会的要因があることが明らかにされたが，実質的な政策に結びついたのは1941年のベバリッジ報告だった。このような国家的救済の遅れが1869年の慈善組織協会（Charity Organization Society; COS）の発足につながり，COS活動にアメリカで参加したRichmond.M. は，1917年“*Social Diagnosis*”，1922年“*What Is Social Case Work*”を著し，個人と社会環境とに焦点をあてた支援技術が確立され始めた。

1.2 日本における貧困観　相互扶助と生存権の保障

では，日本において貧困はどのように捉えられていたのだろうか。戦前の日本では，貧困は近親者で助け合うことが大前提となっていた。明治政府により制定された1874年恤救規則は「人民相互の情誼」を前提としたため，対象者には「誰も助けてくれない人」という厳しい条件がついていた。そのため恤救規則は功を奏さず，民間の慈善事業家が活躍していく。石井十次の岡山孤児院（1887年），1891年に石井亮一により我が国で初めて設立された知的障害児施設滝乃川学園，キングスレーを拠点とした片山潜のセツルメント運動（1897年），留岡幸助の家庭学校（1899年）などがその代表的なものである。第二次世界大戦後は，国民生活全体が困窮を極める中，1946年GHQが提出した「社会救済に関する覚書」をもとに，同年に生活保護法が制定され，1950年には日本国憲法第25条の理念に基づく新たな生活保護法が成立し，貧困は初めて国家の責任において解決される問題となった。しかし，現行の生活保護法の第4条2項には扶養義務者の扶養を優先して行うと記されており，その範囲も諸外国に比べかなり広いことは，相互扶助の精神が依然として根強いことを物語っている。

1.3 生活困窮者自立支援法の制定とその背景

生活保護法発足当時の生活保護受給者数は約260万人であったが，1990年代半ばから増加に転じ，2014年には216万5,895人と2.5倍に増えた（図1）。

安定した雇用の減少，世帯構造の変化，リーマンショックなどがその要因と考えられ，高齢者のみならず，稼働年齢世代を含めて生活に困窮する人が増加している（令和4年生活困窮者の自立支援対策に関する行政評価監視　結果報告書）。そこで生活保護に至る前の段階で早期に支援を行い，困窮状態から脱却を図ることを目的に，2013年生活困窮者自立支援法が制定され，2015年には生活困窮者自立

[†]2024年度修了（臨床心理学プログラム）

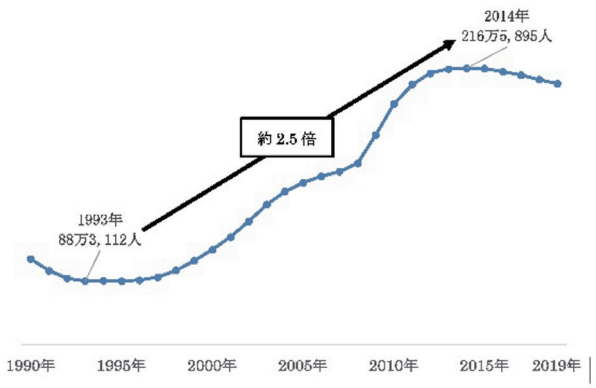

図１　生活保護受給者数の推移
生活困窮者の自立支援対策に関する行政評価・監視 結果報告書（令和４年４月）より 総務省行政評価局が作成
https://www.somu.go.jp/main_contain/000811418.pdf

支援制度が施行された。その特徴は，「相談」という人的支援を主軸にし，支援員が相談者やその家族との信頼関係を基にニーズを的確に把握し，本人自身が主体になって課題解決に取り組むことができるよう支援することにある。「これが，『人が人を支援する制度』と言われる所以である」と新保は語っている（新保, 2018. p.32）。

貧困の救済事業の歴史において，人が人を支援することを行ってきたのは民間の慈善事業であった。そこから始まったソーシャルワークやセツルメント活動は，友愛訪問員や学生が困窮者と直接関わり，その中で社会環境の問題を発見し改善を目指していった。当該制度の骨組みを作った「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」も，民間のホームレス支援団体や子どもの学習支援団体，若者の就労支援団体の代表者等，直接困窮者と関わっている人によって構成されている。よって，この部会による報告・提案が，モノやカネによる支援が主流だった公的な困窮者施策に，人が人を支援するという新たな視点を導入することに繋がったと言えよう。

1.4 生活課題の取り組みと自己形成

「生活困窮に陥った背景や要因は，生まれつきもっている本人の障害・疾病やDV，虐待，いじめ，学校中退，リストラ，失業などさまざまで，しかも多くがこれまで本人が歩んできた人生のなかに秘められています」（自立相談支援事業従事者養成テキストp.17）とあるように，生活困窮に陥る要因は，トラウマとなってその人の人生の中に秘められ続けるため，人への信頼を失い，相談すること自体を避けてしまう人も多い。さらに，貧困を個人の努力不足と捉える社会的風潮が，自己を否定的に意味づける要因になっている。この様な自己の主観的体験を無意識に意味づける枠組みのことを，間主観性理論を提唱したStolorow, R.D. は，オーガナイジング・プリンシプルと呼び，精神分析的治療の目的を患者のオーガナイジング・プリンシプルを変化させ，新しいオーガナイジング・プリンシプルの展開を促すことであるとした（Stolorow, Brandchaft & Atwood, 1995. 丸田訳, 1995. p.8）。この考えに従うのであれば，生活困窮者の支援において，その人の人生の中に秘められた「人を信用すると傷つく」というオーガナイジング・プリンシプルを，「人を信用しても傷つかない」という新たなものに変化させることが目的のひとつになると言えるだろう。

一方で，人生の中に秘められたオーガナイジング・プリンシプルは支援者側にも存在する。例えば，「人が人を支援する制度」（新保, 2018）には，支援する側とされる側という非対称な関係が生じ，副田（1994）が指摘するように，「クライエントがワーカーに出会うときは，（中略）他者（機関，その代表者として相対するワーカー）になんらかのていど依存せざるを得ない状況にある。他方，ワーカーは，援助に役立つ福祉資源やその提供決定方法にかんする情報をかれらよりはるかに多くもっている。（中略）このように，ワーカーとクライエントのあいだには，専門的な情報および実質的な決定権の保持者とそれを全くもたない者という，圧倒的な権限の違いが存在する」（p.3）のである 。このような支援者側の優位性や，生活困窮者にとってスティグマの要因となる社会的認識は，支援者自身のオーガナイジング・プリンシプルにも組み込まれている。このことを支援者側が自覚し，共感的な関わりの中で生活課題に取り組むことは，生活困窮者のオーガナイジング・プリンシプルにどのような影響を及ぼすであろうか。本研究では，4つの事例の分析を通し，社会福祉援助技術に寄与することをめざしたい。

2. 研究の方法

2.1 間主観性理論の視点

間主観性理論は，支援者と対象者の間に生じてしまう非対称性を意識し，それをできる限り排除しようとする。「分析医が，患者の人生や人間の発達・心理的機能に関し，“客観的”知識を所有しているとは考えない。分析医が所有しているのは，多種多様な情報源や発達上における経験に由来した，彼自身の主観的準拠枠であり，その準拠枠をもって分析医は，分析データを，筋の通ったテーマと相互関係というまとまりへとオーガナイズしようとする」（Stolorow, Brandchaft & Atwood, 1995. 丸田訳, 1995. p.6）とし，治療者も自分自身の主観に基づき判断していると指摘する。丸田（2002）は，このような間主観性理論の考え方は「治療者側の理解（主観）を，あたかもそれが科学的事実であるかのように扱う精神分析の客観主義の立場へのアンチテーゼである」（p.79）とし，治療者が「患者のおかれている現実を患者以上に知っていると思うことがあるとすれば，その時点で治療者は自分の主観的体験があたかも客観的事実であるような誤謬に陥っている」（p.78）と言い，「自分を治療者の立場，あるいは，配偶者として優位な立場においている限りこの錯覚から抜け出すことは難しい」（p.81）と指摘している。

一方，社会福祉における援助者の姿勢について定めたソーシャルワーカーの倫理綱領には，あるがままのクライエントを受容するために自らの先入観や偏見を排除するように記されており（日本ソーシャルワーカー連盟, 2020），ソーシャルワーカーに客観性と中立性を求める根拠となっている。しかし，はたしてそれは可能なのであろうか。丸田は次のように言う。「十分な治療効果をあげている治療者が決して映画のスクリーンのような存在ではないことを，学会の症例の発表を聞いたり，症例のスーパービジョンをしてみるとよくわかります。『中立』な治療者は映画のスクリーンでもなければロボットでもない。人間味あふれた存在です。そして『あの人が治療者だったからこの患者はよくなった』という表現で代表されるように，治療経過には，技法を越えて，治療者の人格ももろに出てきます」（丸田, 1992. p.13）。治療者と患者それぞれの主観が働き，両者の間に生じる相互的な現象が治療者と患者の心理的構造に影響を与え，それを言葉などのまとまりとして表現していくことが精神分析的治療における間主観的アプローチである（Stolorow, Brandchaft & Atwood, 1995. 丸田訳, 1995. p.18）ならば，そこにおいては支援者も対象者も主観を持つものとして対等なのである。

これまで支援する側にとっては余計なものとして排除されてきた主観に，はっきりと焦点をあて，その意義を論じたのはKohut.H.であった。Kohutは主観的な体験の起源に焦点を当て，人を外側からでなく内側から理解するために共感的環境の必要性を説いた。そして，自分が理解されている，受け入れられていると感じる情緒的な環境の中で生じる「自己対象」という心理的機能が，自己体験の保持，修復，変形に関与する（Kohut,H., 1977. 本庄・笠原監訳, 1995. p.64-66）と言った。そこには特定の絆が必要となるが，それが人生最早期においては母子関係であり，医療分野においては治療者と患者という関係になる。本研究で検討する生活困窮者支援における支援者と対象者という関係もこれに相当しよう。したがって，本研究では間主観性理論に基づき支援者と対象者の主観に視点を当て，その相互作用が対象者の自己形成にどのような影響を及ぼすのかを検討して行きたい。

2.2 エピソード記述

事例の記述方法として，発達心理学者である鯨岡峻が提唱した「エピソード記述」（鯨岡, 2005）を採用した。この方法は，事象の記述においてこれまで排除されてきた研究者側の主観を記述していくことにその特徴がある。「関わり手はそこにいるというだけで，何らかの影響を関わる相手に及ぼしています。しかも，そこにいるだけの観察など滅多にできるものではなく，多くは相手に関与し，実に多かれ少なかれ影響を及ぼすことを免れません」（鯨岡, 2005. p.55）。それゆえに観察する側が無関与な透明な存在になることは不可能であるという指摘は，治療者が映画のスクリーンのようにはなれないとの丸田の主張にも共通しよう。そして，人は相手の思いや広義の情動を間主観的に掴んで関わり合っており，それを記述するのがエピソード記述であると説明している。このことから本研究では生活困窮者支援において，支援者と対象者の非対称性を回避するために，両者の主観に焦点を当てた相互交流を記述する方法として，エピソード記述を採用する。エピソード記述は，「まずは意味体験が起きる舞台として〈背景〉を読み手に伝え，書き手の心揺さぶられた様を〈エピソード〉に綴り，そして書き手が心揺さぶられた理由を〈考察＝メタ観察〉の形で添えて，読み手に対して私の心揺さぶられた意識体験をわかってほしいと伝える」（鯨岡, 2013. p.59）構成になっている。エピソード記述により事例を考察し，鯨岡が言うように「人は常に周囲他者との動的関係性のなかで時間軸に沿って変容し続ける存在」（鯨岡, 2018. p.5）であることを明らかにしていきたい。

2.3 フィールド　就労準備支援事業について

本研究の事例の対象者は，筆者が支援員として従事するA市の社会福祉法人が実施する自立相談支援事業，および就労準備支援事業の支援を受けたことがある（あるいは現在受けている）4名である。自立相談支援制度には生活困窮者の状態に応じた複数の事業が用意されているが，その中の就労準備支援事業は，生活困窮者自立支援法第3条第4項に規定され，「雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し，厚生労働省令で定める期間にわたり，就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業」とされている。対象者は，疾病や障害等の影響から生活習慣の形成がうまくできない人や，他者とのかかわりに不安を抱えコミュニケーションがうまくできない人とされている。具体的なプログラムは各市町村の現状に応じて実施されているが，A市の場合は，毎週水曜日の午前中に就労準備支援カフェを開催し，家族以外の交流が少ない人などが他者と交流する場となっている。人との交流が苦手な参加者の特性を鑑み，室内でできる簡単な手作業（例えば配布物の仕分けや使用済み切手の処理作業など）を用意し，直接相対する負担を軽減するとともに，ボランティア活動を取り入れ，社会に役立っているという自己肯定感につながるように配慮している。この就労準備支援カフェで人との交流に慣れた後，市内協力事業所での就労体験へと進み就労に必要なスキルを身に着け，最終的にはハローワークと連携した実際の就職活動に進むという一連のプログラムを，半年から1年の期間で実施している。

2.4 事例の選定方法とエピソードの抽出法

本研究で考察する事例の4名は，A市内に在住し家族以外の人との交流がない，あるいは就労に課題を抱えている人である。就労準備支援カフェの案内を広報などで知り自

ら相談に来訪した事例と，市役所やひきこもり支援事業所から繋がった事例が含まれている。この4名を選定した理由は，支援プランの対象者であり，生活課題の取り組みが自己形成に影響を及ぼしたと思われる事例であったことによる。事例対象者になることの承諾については，実際に本人に会い研究説明書に基づいて研究の趣旨や倫理的配慮について説明を行った上で，研究協力同意書への署名をもって協力の同意を頂いた。また4名の事例は，本事業を実施する社会福祉法人が保管する支援経過記録をもとにしているため，当該法人に対し研究協力依頼書を持参し協力を依頼した。その際，研究の趣旨や倫理的配慮を記述した研究説明書をもとに説明し，研究協力同意書への署名をもって協力の同意を頂いた。支援経過記録はそのまま使用せず，重要と思われるエピソードを研究ノートにまとめ，その際個人を特定できる情報はすべてアルファベットで表記した。

本研究は放送大学研究倫理委員会の承認（通知番号2024—12）を得たうえで実施された。

3. 事例とその考察

3.1 事例1. 高校時代、不登校だったAさん（40代女性）の就労支援

背　景

Aさんは高校時代不登校だった。その後20年以上，現在は年金生活をする70代両親のもとで家事手伝いをしてきた。X—1年2月にMRSAで2週間入院，「自分ではどうにもならなくて専門家の力に頼った」，「看護師か看護助手になりたいがどうしたらいいか解らないので，今回も専門家を頼ろうと思った」と言って就労準備支援カフェに参加した。支援員は人との関わりが苦手というAさんに①まずは毎週カフェに来て人と交流し②それに慣れたら就労体験を行い③その上で実際に仕事に応募するというプランを提案した。緊張しながらAさんはカフェに参加し2か月経ったX年6月，介護施設で就労体験を行いプランは順調に進んでいた。ところがその1週間後「就職活動を8月末まで小休止したい」との申し出がある。

エピソード1　　ボランティアスタッフ

「求人票を貰っても整理しきれない。少し時間をかけたいので8月末まで就職活動を小休止したい」とAさんは言った。支援員はAさんのせっかくの意欲を無駄にしたくないと思い＜就職活動は休んでもカフェには続けて参加してほしい＞そして＜気持ちの整理がついたらAさんから声をかけて下さい＞とお願いした。ところが9月末になってもAさんから声はかからない。「就職活動をやらなければならないと思うとブレーキがかかる。就職活動や採用面接に行くことがしんどい」。その時支援員は，Aさんがプランの記入欄に「社会に役立ちたい」と書いていたことを思い出し，咄嗟に＜Aさんの社会に役立ちたいという気持ちを生かしてカフェのボランティアスタッフをやりませんか？＞と提案した。Aさんも「ぜひやってみたい。カフェなら慣れているし迷惑でなければ来週からでもやりたい」と言った。このカフェのボランティアスタッフというアイデアは，既存のメニューにはない支援員が咄嗟に思いついたものだった。

エピソード2　　靴底事件

1か月間のボランティアスタッフを経てX年10月ようやく市内総合病院の看護助手への応募となった。履歴書には高校名が記入されていなかったが支援員はそのことに触れなかった。緊張し肩で息をしているAさんを見て支援員は＜模擬面接をしませんか＞と提案，すると「ぜひお願いしたい。面接で話すことを考えると声が出なくなる」と言った。模擬面接当日，履いて来た黒いパンプスの靴底が劣化し庁舎入口から自分の足元まで黒い跡が繋がっているのに気付いたAさんは「あっ」と顔を真っ赤にして言葉が出ない。支援員は咄嗟に＜大丈夫，すぐ消せるから！＞とAさんをそこから離して模擬面接の部屋に促し，その間こびりついた靴底を数名の職員と必死に剥がした。模擬面接担当の職員によるとAさんは時々言葉に詰まり下を向いてしまうことがあったという。しっかり清書された履歴書には高校名が記入されていた。「採用面接の日程が決まるまで病院から2回連絡があり，職歴がないことについて質問された」と報告もあった。

そして採用面接当日、面接が終わったAさんは高揚した様子で来訪，そして病院の面接室に入るとすぐ自ら「職務経歴書を見て頂いてありがとうございました。私は高校が不登校でしたので職務経験がありません。そのことでご質問がありましたら遠慮なくおっしゃって下さい」と話したと言う。「何を聞かれるかと戦々恐々とするより自分から言ってしまおうと考えた」と言うAさんの高揚した気持ちが伝わってくると同時に，想像もしていなかった展開に支援員は驚きと喜びが入り混じった。その翌日，「お世話になったので早くお伝えしたく電話しました。病院から採用の連絡がありました。本当に良かった，両親もとても喜んでくれている」とAさん。支援員も＜私たちもとても嬉しいです。翌日採用が決まるなんて相当好印象だったのですね＞と喜びを伝えた。Aさんは現在，週4日の勤務で病院のリネン室で働いている。「人と話すことは苦手であったがカフェで普通に話している自分がいる。ここでは皆が褒めてくれる。褒められるのは久しぶりでありすごく嬉しかった」とカフェで体験を語ってくれた。

考　察

「中学の時，部活の顧問に集中攻撃されたことを思い出

し高校の後半不登校になった」以降，20年以上家族以外の人と交流がなかったＡさんを動かしたものは，「自分の力ではどうにもならない」病気の経験だった。他者に頼らざるを得なかった経験が，新たな希望を実現するために，今度は誰かを頼ってみようという心の変化をもたらした。頼ることは依存することでもある。依存についてKohutは，人間の心理的生活には不可欠であると述べている。Stolorow他も，依存せずに，分離・自律することはむしろ発達不全の兆候である（Stolorow, Brandchaft & Atwood, 1995. 丸田訳，1995. p.56）と指摘する。人は生まれた時から関係性の中に存在し，共感的に接してくれる対象を求める。それをKohutは自己対象と呼んだが，その自己対象は自己の融和性と一貫性の確立を助け（丸田, 2002. p.50-51），自己形成に影響を与える。Ａさんの場合も共感的な環境が自己の変化をもたらした。例えば不登校であったわだかまりから最後まで履歴書に高校名を書けなかったＡさんが，採用面接の場で自ら「私は不登校でしたので職歴がありません」と言わせたものは何だったのだろう。それは，就職活動を再開できずにいた時，ボランティアスタッフという助け船を出した支援員がいたこと，靴底事件で窮地に立たされた時，助けてくれる人がいたということが影響したものと思われる。受け入れられていると感じる共感的環境は，Ａさんにとっての自己対象体験の場となり，「人を信じても傷つかない」というオーガナイジング・プリンシプルの変化につながったのではないだろうか。

Ａさんの自己対象体験となったこの2つのエピソードの中で，支援員が咄嗟に思いついたボランティアスタッフというアイデアも，靴底事件での対応も，支援員は無意識に行っている。児童発達心理学者のStern.D.N. は，治療者の「自発的でそのモーメントに特有な治療者の署名入りの（その治療者のその患者とのその瞬間の関係にふさわしい）応対」は治療的変化を生む（Stern.D.N., 1998. 丸田訳, 2002. p.107）と言ったが，支援員の対応もこの「署名入りの応対」であったといえるであろう。しかも，この「署名入りの応対」を無意識に行っていたということは，支援員自身も間主観的コンテクストの中にあったということを示唆している。中学時代，部活の顧問に集中攻撃された時のＡさんを助けてくれる人はいなかった。しかし，今は助けてくれる人がいる。間主観的なコンテクストの中で，Ａさんが時を取り戻すために必要なシーンを，支援員も無自覚ながらに演じていたのかもしれない。

3.2 事例2. 支援員への陰性感情を経て自分を再確認したBさん（40代男性）の就労支援

背　景

BさんはX—5年に父親を病気で亡くした後，預貯金と障害年金で暮らしている。父親の入院時に受けた家族カウンセリングをきっかけに，軽度知的障害と発達障害があることが判った。週1回ヘルパーを利用しながら父親の遺品整理を日課としているが，「一人でいると息がつまる」とX年9月に就労準備支援カフェに参加した。Bさんは高校卒業後介護福祉士の資格を取得し，介護施設で10年ほど働いたが「このまま働くと自分がつぶれてしまう」と退職した。小中高でいじめを受け，職場でも人間関係が上手く行かなかったことが今も心の傷になっているが，就労することを諦めてはいない。そこで支援員が介護職以外の就労体験を提案すると，職場の雰囲気が良ければやってみたいと意欲を示し，X+1年2月生協倉庫で6日間の就労体験を行うことになった。

エピソード　　父親の遺品整理と仕事は両立できない

毎回ぼろぼろのTシャツを着て来るBさんに体験に行く時の服装について尋ねると，「黒いズボンと上はジャージを着て行く」と聞いて支援員はほっとする。Bさんは「就労体験中は他のことは考えず腰を据えて行っていく」と決意を語りつつ「他の職員と上手くやっていけるかどうか」と不安を語った。

体験1日目「特に大変ではなかった。和やかな職場だった」と振り返ったが，3日目になると「次の日が仕事だと思うと緊張して寝付けない」，4日目には「気疲れで疲労が取れない」，5日目には「最初からこうなることは分かっていた。思ったより大変だった。今は家（遺品整理）のことが全くできない」と不満を露わにした。最終日，体験先には「この様な体験をさせて頂き感謝している」とお礼を述べたが，支援員に対しては，「（支援員に）頑張ってと言われるのが嫌だった。既に頑張っているのに更に頑張らなければいけないのか。自分なら『無理しないで』と言う。身だしなみと時間を守れと言われるのが嫌だった」と不満をぶつけ，「もうカフェには来ない」と言って帰って行った。支援員はとてもショックを受けたがBさんとの繋がりがこれで切れたわけではないという感じがしていた。

3か月後，体験先からBさんを採用したいと連絡が入る。支援員はこれでBさんとの関係が修復できると勇んで電話を架けた。初めは緊張気味だったBさんも，支援員が<Bさんが一生懸命やったことが認められたことが嬉しくて電話しました>と言うと，「そう思って貰えて嬉しいです」と明るい声になった。Bさんは少し考えた後，「断っては悪いと思うが仕事に行くと家を空けることになるので難しい」と採用の話を断った。<そうでしたね。今はお父様の遺品整理を最優先して下さいね>と伝えると「この前は言い過ぎてしまって反省しています」と言った。支援員が<いえいえ，私たちはBさんが自分で決められたことを尊重していますよ>と伝えると，「安心しました」と静かに語った。

考　察

Bさんにとって遺品整理は，立派な父親との関係を修復

する行為（喪の作業）なのではないだろうか。小中高時代のいじめ，専門学校の留年，介護職での挫折など，立派な父に褒められることのなかったBさんは，遺品整理をして父への心のわだかまりを整理しているのかもしれない。支援員にぶつけた陰性感情は，誰も自分を理解してくれないという潜在的な不満の現れだったのだろう。Stolorowは，治療者から共感されていないと患者が感じ，患者の主観の中で自己対象絆が途絶した状態を自己対象不全と言った（Stolorow, Brandchaft ＆ Atwood, 1995. 丸田訳, 1995. p.19）が，Bさんの自己対象不全は支援員への陰性感情となって表れた。支援員はそのことにショックを覚え，傷つきながらもそれを受け止めるしかなかった。この時，Bさんとの関係の修復を待つしかなかった支援員の状態も，自己対象不全といえるであろう。ゆえに，体験先からBさんを採用したいという連絡が入った時，支援員は救われた思いがした。Bさんにとっても，採用の知らせは嬉しかったに違いない。しかし，この朗報にBさんは自らの意思で応じなかった。今の自分にとって大事なのは父親の遺品整理であることを再確認したのだ。Stolorowは，断絶した自己対象絆の修復プロセスにおいて，治療者による共感的理解と受け入れは，患者の自己・体験の構造化を直接的に促進する（同書, p.30-31）と言ったが，支援員との関係修復のプロセスにおいてBさん自身が自分に今必要なこと（遺品整理）を再確認し，自己・体験を構造化することができたのである。就労支援の最終的な目標は，安定した就労に就くことにある。しかしBさんは自らの意思で就労することを選ばなかった。その時，誰も自分を理解してくれないというBさんのオーガナイジング・プリンシプルも変化していたのではないだろうか。

3.3 事例3. 幼少期の自己対象体験に恵まれなかったCさん（20代女性）の就労支援

背　景

Cさんは小学校2年から不登校，通信制の高校を卒業後2年間ひきこもり状態であることを心配した祖父が市役所に相談し，X年10月就労準備支援カフェに参加した。幼少の頃は都内で暮らしていたが，食べ物を与えられず，Cさんと弟と妹が飢餓状態で救急搬送された後，児童相談所の介入により母親の実家の祖父母の家で暮らすことになった。母親は療育Bでその後父親と離婚。弟は療育A（施設入所中），妹も療育A（特別支援校）であるためCさんも14歳の時に知能検査を受けたが，手帳取得の必要はないと言われたと言う。

X年11月「眠れない日が続き精神科を受診したいが何処に行ったらよいかわからない」と相談がありX+1年1月精神科に同行。その時Cさん自ら「障害者手帳を取りたい」と主治医に言った。眠れない，力が入らない，起きられない，夢と現実の区別がつかないなど慢性的な不安を抱えていたCさんは14歳の時自殺未遂をしている。「障害者手帳をとりたい」とは，出口の見えない精神的身体的不安の中で，自分の立ち位置を決めようとしているように支援員には見えた。X+1年12月Cさんは療育手帳Cの判定を受け，3か月後に障害年金の受給が決まる。X年11月に靴量販店のアルバイトに採用されたが，重い荷物を持つと膝が痛むと2日で辞め，福祉的就労の事業所では部屋の光や匂いに反応し，体験まで進むことができなかった。しかし自宅から徒歩2分という好条件の介護施設のアルバイトにCさんはとても意欲を示す。

エピソード　　ユニフォームのズボン

「徒歩2分で行ける職場は人生で一番近いかも」とCさんは意欲的だった。ところが，2日後Cさんはカフェを無断で休む。支援員が電話を架けると「介護施設の話は無しでお願いします」，「ユニフォームのズボンが無理なので」と言う。あんなに喜んでいたのになぜ？と思うと同時に，支援員はCさんが一度もズボンをはいてきたことがないことに気が付いた。アトピー性皮膚炎であるため，皮膚を掻き壊すことを防ぐタイツをスカートの下にいつも履いていた。＜ズボンはあまりはいたことがないのかな＞と支援員が聞くと，「肌に触れるのがダメなんで」とCさん。ユニフォームの問題だけなら施設長に相談すれば何とかなると支援員は思い，＜私服での体験ならどうかな＞と聞くと，「私服なら大丈夫です」と言う。あっさりしたCさんの返答に，支援員は拍子抜けと安堵が入り混じった。そして「人生で一番近い職場」と喜んだ気持ちをあっさりと諦めてしまうCさんが気になった。自分の思いを実現するために誰かに相談したり頼ったりすること自体を知らないのかもしれない。そこで，＜気になるところがあったらダメと決める前に，相談するという方法もあるからね＞＜他に気になることはある？＞と尋ねると「それ以外は大丈夫です」と答えた。

X+1年7月体験当日。支援員は介護施設の前でCさんと待ち合わせをしたが，体験が始まると一人で大丈夫と言うのでそのまま介護施設を後にした。翌日Cさんに体験の感想を聞くと，「ユニフォームは試着したがダメだった」という。＜肌に触れるのがダメならタイツの上から履いてみたら？＞と伝えると，その方法があったかという顔をして「今度試してみる」と言った。そしてその時Cさんは，「介護施設の仕事を前に進めても構わない」とぽそっと言った。

翌日＜ユニフォームのズボン，履いてみた？＞と尋ねると「タイツの上にレギンスをはけば大丈夫。ただパツパツに張り付くのでもう少しズボンが大きければ」と言った。＜サイズを変えてもらうことはできるんじゃないかな＞と支援員は返答し，今度はCさんから施設長にお願いしてみることを勧めた。あれから1年，Cさんは週2日のアルバイトを一日も欠かさず行ってい

る。「欠席の連絡をするのが面倒くさいからだ」とCさんは言うが，月末には必ず給与明細を見せてくれている。

考　察

「人生で一番近い職場」と喜んだ気持ちをあっさりと無きものにしてしまう，これは壮絶な養育環境の中でCさんが身に着けた生きる術だったのだろう。食べ物を与えられなかった幼少期の経験は，求める心を失わせるだけでなく，求めようとする気持ちにブレーキをかける。2日後のカフェの欠席はCさんの葛藤の現れではなかったか。Cさんの気持ちを代弁するかのように，＜なぜ諦めるの？人生で一番近い職場と言ったのに＞と支援員は心の中で呟いていた。そしてCさんの本当の気持ちを紐解いていった。Kohutは母子関係をそれ以上分割できないユニットとしてとらえ，自己は新生児のときから何のためらいもなく母親に向けて相互交流を求めるとし，その母親の果たす役割を自己対象と呼んだが（Kohut,H., 1977. 本城・笠原監訳, 1995. p.67），Cさんにはそれが得られていなかったのであろう。Kohut はまた，母親の情動調律が乳幼児の自己の融和性と一貫性を確立するこことを助けると述べているが，Cさんが慢性的に抱える精神的身体的不安は，幼少期母親からの情動調律がなかったからと考えられよう。支援員が精神科受診に同行した際，Cさんは「体を無意識に掻きむしっていることがある」と主治医に訴えた。これに対し主治医は，「痒いから掻くのであって，痒みの原因は何かあるかな」と質問した。Cさんは，「えっ？痒いから掻く？」とその意味がわからず困惑していた。乳幼児は自分と母親の情動を弁別し，体験を言語化する術を身に着ける（丸田, 1992. p.128）。Cさんには，無意識に掻きむしっている自分の体験と「痒い」という言葉を結びつける情動的交流がなかったのであろう。

Cさんは今，課題の多い家族の中で困ったことが起きると，必ず支援員に相談するようになっている。

3.4 事例4. 就労挫折時のトラウマを抱えるDさん（40代男性）の就労支援

背　景

Dさんは大学卒業後，都内の会社に勤務していたがX－5年に体調を崩し退職。両親から支援継続は難しいと言われている。X－1年12月に脳卒中で入院。主治医は就労に問題はないと言ったがDさん自身は仕事復帰への不安を感じ，X年5月相談に来訪した。就労相談をする中でDさんは，「病気をする前から朝は頭が働かない」ので11時以降の勤務を希望，今までやっていたシステムエンジニアの仕事は望まなかった。1か月後，製造ラインのパートに応募するが不採用，続けてスーパーの仕分けの仕事も不採用，翌月応募した店舗バックヤード業務も不採用となる。難易度は決して高くない求人になぜ不採用になるのか支援員は首をかしげた。ようやく運送会社のバイトに採用になった際，「運送会社では脳卒中になったことを話さなかったから採用になったと思う」と本人が語ったことで原因が明らかになる。ハローワークの相談員から＜採用面接で体調に不安があることを強調しない方がよい＞と何度もアドバイスを受けていたにも関わらず，結局Dさんは言ってしまっていたのだ。その運送会社の仕事は，2か月働き1か月休むアルバイトなため無給の1か月が生じてしまう。無給の1か月の生活費をどうするかという支援員の質問が，Dさんにはもっと仕事を増やせと言われているように聞こえたのであろう。「このまま就職活動を続けるなら倒れる前提でやるしかない」と挑発的な返事が返ってきた。関係修復の必要を感じた支援員は，料理が得意なDさんの力量を発揮できる調理実習を実施。終了時，就労中の運送会社から契約社員の誘いがあったと報告がある。

エピソード　「体力に不安がある」という言葉の本当の意味

契約社員になれば無給の1か月がなくなるため，支援員は期待を込めてDさんの話を聞いた。「契約社員は1年契約で半年経ったら有給休暇がつくことが魅力だが，1日5時間で5日働く必要があり，体力に不安があり断ってしまった」と言う。支援員は1日5時間でも体力を理由に断ったDさんの具体的状況を知りたくて，＜体力に不安を感じるほど今の仕事は大変なのですか＞と尋ねると，「仕事は19時までだが帰宅は20時，買い物すると21時になる。それから夕食作りと風呂で就寝は1時になり家事ができない」と言った。「体力に不安がある」との言葉から支援員はてっきり肉体的にきついのかと思ったが，Dさんの答えは時間がないとの内容だったため，＜体力に不安があると言ったのは，もしかして勤務時間を増やすと時間に追われ，やらなければならないと思っていることが思うようにできないことがストレスとなり心身のバランスを崩すという意味ですか？＞と問いかけると，「その通りである」とDさんは言った。この時，支援員は初めてDさんとわかりあえたという気持ちになり，嬉しくなった。

考　察

ハローワーク相談員のアドバイスも空しく，採用面接でDさんが体調に不安があることを訴え続けた要因は，前職でのトラウマだった。「雇用主は契約以上のことをやらせる」「事前にできないことを言っておかないと自分が契約違反と言われる」と，Dさんは自分の正当性を主張し続けた。運送会社のアルバイトに採用されたものの，1か月無給になる間の生活費を心配した支援員に対し，「このまま就職活動を続けるなら倒れる前提でやるしかない」と挑発的な反応をしたのも，その防衛だったのであろう。Dさんと支援員の関係は硬直して行った。だからこそ支援員の問

いかけにDさんが「その通りである」と言った時，何より嬉しかったのは支援員自身だった。現代自己心理学派のBacal.H.A. は治療者も自己対象ニーズをもっており，クライエントを治療することで治療者自身も癒される（Bacal, 1998. 安村訳, 2016. p.8-9）と指摘しているように，Dさんは支援員にとっての自己対象であったのだ。支援員は硬直した関係を少しでも和らげようと，料理を得意とするDさんのために調理実習を企画する。この調理実習が硬直した二者関係に新しい空気を吹き込み，Dさんの方から「契約社員の誘いがあった」と支援員に伝えるような関係性へと変化した。Dさんのケースのように支援者側のアドバイスを受け入れず，自分の正当性を主張し続ける対象者は，「困難事例」とレッテルを張られることが多いが，そこには抵抗するか服従するかの二者関係しかない。Dさんに「その通りである」と言われて救われたのは支援員自身だったように，対象者が支援員の自己対象になっているということに視点を向けたなら，一方的に対象者を「困難事例」と決めつけることはできなくなるであろう。

4. 総合考察

4.1 自己対象と自己形成

第3章で考察した4つの事例はどれも就労支援のケースであるが，抱えていた課題は自己を形成するオーガナイズ・プリンシプルが深く関わっていた。例えば，Aさんが長い間他者を頼らず自分ひとりで解決しようしてきたこと，Bさんが子どもの頃から誰も自分のことをわかってくれないと思ってきたこと，Cさんが望むものは与えられず早々に諦めることを余儀なくされていたこと，Dさんが二度と嫌な目に合わないようにと防衛し続けたことである。そこに変化をもたらしたのは，支援員との関係の中で生じた自己対象体験だった。Aさんは支援員との間主観的コンテクストの中で，自分を開示していった。Bさんは自己対象不全の修復により，自分に今必要なものを再確認した。Cさんは自分の葛藤を誰かに相談するという方法を知った。そしてDさんは，生活上の不全感を言葉を介して支援員と共有することができた。

就労支援の目的は，就労により生活が安定するよう支援することにあるが，4つの事例の結果は必ずしもそうなっていない。Bさんは就労できるチャンスを自ら選ばず，父親の遺品整理を優先すると決め，CさんDさんも生活費として十分な就労収入を得られたわけではない。しかし，共感的環境の中で得られた自己対象体験によって，今まで自分を縛り付けていたものとは違う新たな枠組みが芽生えたのではないだろうか。Kohut（Kohut,H., 1977. 本城・笠原監訳, 1995）は，自己対象という原初的関係が，時代的要因から必要になったことについて，次のように語っている。「比較的最近まで，個人に対する主な脅威は未解決の内的葛藤であった。そして，それと関連して，西洋文明のもとで子供がさらされていた主要な対人関係的布置は，両親と子供たちとの間の情緒的過剰接近と両親間の強いつながりであった（p.213）」。ところが，「これまで脅威を与えるほど近いものとして体験されてきた周囲の環境が，今や脅威を与えるほどに遠いものとしてますます体験されるようになってきた。子供たちは，以前は両親の情緒的（性愛的なものも含めて）生活によって過剰刺激されていたのに，今や子供たちは往々にして過少刺激しかあたえられない（p.215）」。「われわれ西欧世界において今や人間の中心的問題の範例になっているものは，刺激をうけることの少ない子供であり，親から不十分にしか反応されない子供であり，理想化できるはずの母親を剥奪された娘であり，理想化出来るはずの父親を剥奪された息子である（p.227）」。人と人との関係が希薄になっている現代，自己形成に必要な自己対象を得る機会も少なくなっている。この時代的傾向の中で，本研究における4つの事例は，主観的体験を意味づけ「自己」を形成していくプロセスにおいて，「自己対象」という心理的対象が必要であることを再確認するものとなった。

4.2 ソーシャルワークが目標とする人間像とその課題

第1章で述べたように，貧困問題の対応から始まったソーシャルワークの源流は，イギリスの慈善組織COSの友愛訪問員による個別訪問活動にある。アメリカに渡ったCOSに参加したRichmondは，ソーシャル・ケース・ワークを「個人と社会環境との間に働きかける調整」と定義し，その最終目標を「人格の発達」とした（Richmond, 1922. 小松訳, 1991. p.57）。つまり，生活課題を抱える人々が他者の援助を仰ぐことなく，自分自身の力で問題を解決できるように人格を発達させることを最終目標としたのである。そのことが，現在のソーシャルワーカー倫理綱領の「クライエントの自己決定の尊重」に繋がっている。この「自己決定の尊重」に対し衣笠（2009）は，「近代市民社会が要請する自律する個人となるために，援助によって自己決定能力を開発・発露させ，もって個人の尊厳を具象化させるというソーシャルワークの倫理構造（p.23）」があり，そのことが「自己決定」できない人，例えば判断能力に重い障害を持つ人々や，疾患などによって意思表出が困難な状態にある人を，疎外し排除することになるのではないかと問題提起する。誰にも頼らず自己決定できる人間像を最終目標とする考え方は，分離・固体化を発達目標とした精神分析の領域においても見ることができよう。しかしKohutがいうように，それはむしろ発達不全をもたらしかねない。「心理的領域における依存（共生）からの独立（自律）へという動きは，酸素に依存する生活から必要としない生活が望ましいか望ましくないか言うまえに不可能であるのと同様に不可能である」（Stolorow, Brandchaft & Atwood, 1995. 丸田訳, 1995. p.56）のである。ソーシャルワーク領域においても，誰の援助がなくても自己決定できる近代的個人を目標にするのではなく，Kohutが言うように，生まれながらにして自己対象という関係性を求める

人間像を前提とした援助技術が求められる。それが衣笠の問題提起に対する一つの答えになるであろう。

4.3 支援者側の意識改革

子ども時代に負った心の傷のために一生苦しむ人のことを，近年ACEサバイバーという言葉で理解するようになった。ACEとはAdverse Childhood Experiencesの略で，「逆境的小児体験」や「子ども期の逆境体験」などと訳される。ACEは0歳から18歳までの子ども時代に経験するトラウマ（心の傷）となりうる出来事のことであり，そのACEの過去を抱えながら生きている人達がACEサバイバーである。アメリカのサンティエゴに住む健康保険会社の予防医学部主任のFelitti,. V. J. が，疫学者Anda,. R. F. 他とともに，子ども期の虐待，ネグレクト，関連する家庭のストレス要因が長期的に影響するかどうか，1995年から1997年にかけて調査を行った。18歳になるまでに虐待・ネグレクトなどの身体的・心理的（・性的）被害を受けたことがあるか，家庭における何等かの問題（家庭の機能不全）があったかなど，10個の質問を行った結果，ACEが4つ以上の人は0の人に比べて虚血性心疾患には2.2倍なりやすく，がん1.9倍，脳卒中2.4倍，慢性肺疾患には1.6倍なりやすいという結果になった。依存症傾向についても，アルコール依存症に7.4倍，薬物注射10.3倍，50人以上の性交渉は3.2倍，メンタルヘルスについてもうつ病4.6倍，自殺未遂は12.2倍のリスクがあるという結果になった。この結果については，長期的反復的に経験されるACEが，通常の限度を超えるストレス反応を引き起こし，身体に摩耗と損傷を与えるためと説明されている（三谷, 2023. p.14-44）。

事例で検討した4人の対象者も，ACEサバイバーと言える。Aさんは中学時代の部活の顧問に集中攻撃された経験から不登校になり，20年以上家族以外の関わりを求めない生活をしてきた。B さんは小中高といじめに会い不登校になった時期があった。Cさんはネグレクト家庭で育ったことで今も身体的精神的不調を抱えている。Dさんも，小中高と慢性的ないじめを経験している。筆者の経験から，生活保護を受給する人達の中に，過去に身体的虐待，性的虐待，ネグレクト，DVなどを受けたことのある人たちが少なくない。第1章では，生活困窮者が心理的に不利な状況にあることについて社会的認識からのスティグマや，支援者と対象者の非対称性から言及したが，このACEサバイバーの問題は，精神・身体的にも不利な状況にあることを示唆するとともに，生活困窮者の抱える問題はそうそう簡単に解決できるものではないということを警告していると言えよう。「警告」と言う厳しい言葉を使うのは，Dさんのように支援者のアドバイスを受け入れない対象者を，支援者側が安易に「困難事例」とする傾向が非常に根強いゆえである。困難事例の要因について岩間は，①個人的要因，②社会的要因，③不適切な対応という3つの側面から考察し（岩間, 2011. p.136-138），①個人的な要因は本人の疾病や障害による精神不安や判断力の低下，②社会的要因は地域からの孤立や社会資源の不足，③不適切な対応は援助関係の形成不全や援助者主導の援助，などがあるとし，これらの要素が重なるところに支援困難事例が発生すると述べている。困難事例の要因の一つに，支援側の不適切な対応があるという岩間の指摘は，第2章で引用した丸田のことば，「治療者は自分の主観的体験をあたかも客観的事実であるような誤謬に陥っている」状態と共通する。本研究の論理的視点として依拠した間主観性理論では，支援員が客観的知識を所有しているとは考えず，支援者側の主観や自己対象ニーズも観察の対象にする。そして，近代市民社会が前提としたような，個人としての分離や自律，自己決定できる強い自己を最終目標とするのではなく，生まれた時から関係性の中にあり，自分を理解し，自分の一部と感じるような自己対象という心理的構造が自己形成に必要であると説く。このような考え方を支援者側が理解したなら，「困難事例」の捉え方も変わっていくであろう。

本論文では，生活困窮者が個々の生活課題に取り組む時，支援者が対象者とどのような関係を築くことが，対象者の心の変化や成長につながるのか，事例を通して検討した。そこで明らかになったことは，支援者側が自分も主観を持つ一人として，対象者と情緒的なつながりを築こうとすることが，対象者の自己対象体験になるということであった。そしてその自己対象体験は，主観的体験を無意識的に意味づける対象者のオーガナイジング・プリンシプルに変化をもたらすことにつながった。自己対象ニーズは，対象者のみならず支援側にも生じる。このことを支援者側が自覚することは，社会福祉援助技術の向上につながると思われる。

本研究で採用した自己心理学や間主観性理論は，精神分析の領域で展開した理論であるが，人が人を支援する場であれば分野を問わず，支援者に必要とされるオーガナイジング・プリンシプルと言えるであろう。

謝　辞

本研究に快く協力くださいました協力者の皆さま，特に4つの事例の対象者に対し，厚くお礼申し上げます。そして論文作成にあたり，多くのご指導と励ましを頂きました放送大学大学院教授の大山泰宏先生に深く感謝いたします。

文　献

[1] 岩間伸之，“支援困難事例と向き合う - 18事例から学ぶ援助の視点と方法”，中央法規 2014.
[2] 衣笠一茂，“ソーシャルワークの「価値」の理論的構造についての一考察－「自己決定」の原理が持つ構造的問題に焦点を当てて”，社会福祉学，49/4, pp.14-26, 2009.
[3] 鯨岡峻“エピソード記述入門－実践と質的研究のために”，東京大学出版局，2005

[4] 鯨岡峻“なぜエピソードなのか「接面」心理学のために”，東京大学出版会，2013
[5] 鯨岡峻“子どもを育てる新保育論のために -「保育」する営みをエピソードに綴る”，ミネルヴァ書房2018
[6] 厚生労働省社会保障審議会“生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書” https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002tpzu-att/2r9852000002tq1b.pdf
[7] Kohut.H　The Restoration of the Self. International Universities Press, Inc., New York.　1997
[8] 的場由木・斎藤恵美子“都市生活の生活支援付き民間宿泊施設に入所した生活困窮者の健康状態と生活支援ニーズの特徴—新規入所者の年代別検討”，日本公衆衛生雑誌，66　767－777，2019
[9] 丸田俊彦“コフート理論とその周辺—自己心理学をめぐって”，岩崎学術出版社，1992
[10] 丸田俊彦“間主観的感性—現代精神分析の最先端”，岩崎学術出版社，2002
[11] 三谷はるよ“ACEサバイバー - 子ども期の逆境に苦しむ人々”，ちくま書房，2023
[12] 日本ソーシャルワーカー連盟倫理綱領（2024年11月30日取得）https://www.jasw.jp/about/rule/
[13] Richhimond, M. E. What Is Social Case Work ? :An Introductory Description, Russell Foundation, 1922
[14] 新保美香・志村久仁子・鏑木奈津子“生活困窮者自立支援制度における人材養成研究の現状と課題 - 自立相談支援事業の従事者養成研修に着目して”，明治学院大学社会学部研究所　研究年報．48．31—38，2018
[15] 総務省行政評価局 令和4年度「生活困窮者の自立支援対策に関する行政評価・監視」結果報告書（2024年11月30日取得） https://www.somu.go.jp/main_contain/000811418.pdf
[16] 副田あけみ“社会福祉実践における価値と倫理”，人文学報．社会福祉学．10．東京都立大学人文学部，1994
[17] Stolorow, R. D., Brandchaft, B.,&Atwood, G. E. Psychoanalytic treatment: An intersubjective approach. Hillsdale, NJ: The Analytic Press.1987
[18] 辻井正次“無料低額宿泊所において日常生活上の支援を受ける必要がある利用者の支援ニーズ評定に関する調査報告研究事業”，平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業

労働法で貨物軽自動車運送自営業者を保護する可能性

椎橋 庸二[†]

Possibility of protecting self-employed small freight transporters through labor law

Yoji Shiibashi

1. はじめに

本稿は，貨物軽自動車を保有する個人事業主（以下「貨物軽自動車運送自営業者[1)2)]」という。）を対象とし，これらの者が現行労働法規による保護の対象になり得るかを明らかすることを目的とする。

貨物軽自動車運送自営業者は，主に大手運送会社，Eコマース事業者および大手スーパーと契約を締結し，それに基づいて運送業務を請け負っている。しかし，その契約形態は請負契約である為，業務中に負傷した場合であっても労災認定を受けられず，また，契約解除の場面においても労働契約と同等の保護を受けられないといった問題が発生している。

そこで，本稿では，以下のとおり検討を進める。

まず，貨物軽自動車運送自営業者に対する労働法規上の保護の可能性については，各労働法規における「労働者」概念を概観したうえで，貨物軽自動車運送自営業者および就労実態が類似する傭車運転手が当事者になった判例・裁判例を取り上げ，その内容を検討することにより，裁判においてどのように保護が図られてきたかを明らかにする。

次に，行政が示した労働者概念である労働基準法研究会報告書[3)]（以下「60年報告」という。）等を参照しつつ，労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。以下「労基法」という。），労働契約法（平成十九年法律第一二八号。以下「労契法」という。），および労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号。以下「労組法」という。）における「労働者」概念をめぐるわが国の主要な学説の状況について検討する。

さらに，貨物軽自動車運送自営業者に対する法的保護の在り方については，①学説における労働者性拡張の議論を整理する。②現行法令上の対応状況を検討する。さらに，③2024年11月1日施行の特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号，「以下「フリーランス新法」という。」の規定をいかに利用することで貨物軽自動車運送自営業者の保護が可能かを検討する。

2.「労働者」の法的概念および貨物軽自動車運送自営業者の就労実態

2.1 法律によって異なる「労働者」概念

労基法は，同法による保護の対象である「労働者」を「事業又は事業所（以下「事業」という。）に使用される者で，賃金を支払われる者」と定義している（同法9条）。本条の「事業」とは「業」として継続的に行われるものを意味する[4)]。「『使用』とは，指揮監督を受けて働くこと，『賃金』とは労働の対償として使用者が支払う報酬を指す[5)]。」としている。ここでの「使用者に使用され」，「賃金を支払われる」という二つの要素（以下，併せて「使用従属性[6)]」という。）が「労働者」を決める要素とされている。また，労契法は，同法を適用する対象である「労働者」を「使用者に使用されて労働し，賃金を支払われている者」と定義づけている（同法2条1項）。労基法上の「労働者」概念は，労契法上のそれより「事業」に使用されているという要素を加える点で，より限定的なものである[7)]。もっとも，「事業」という要件を除けば，労基法上と労契法上の「労働者」概念は同様であるので，労基法上の「労働者」判断基準は，労契法にもあてはまると考えることができる。

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）には労働者の定義について何の規定も存在していない。しかし，同法の目的が労基法8章に定める災害補償を保険することである点を踏まえると，その「労働者」概念は労基法上の「労働者」と一致するものであり[8)]，判例[9)]においても同様の立場が採られている。

他方，労組法は3条において，「この法律で『労働者』とは，職業の種類を問わず，賃金，給料その他これに準ずる収入によって生活するものをいう」と定義している。

労基法・労契法上の「労働者」と労組法上の「労働者」を比較すると，前者は「使用されること」を要件とするのに対し，後者はこれを要件としていない。また，前者は賃金を「支払われる」ことを要件とするのに対し，後者は賃

[†]2024年度修了（社会経営科学プログラム）

金等の収入「によって生活する」としている。このように，労組法上の「労働者」概念は，労働関係の存在を前提としない点に特徴がある。

さらに，労組法においては，「賃金」だけでなく，「これに準ずる収入」をも含んであることからして，労組法上の「労働者」概念は，労基法・労契法上の「労働者」概念より広いもの解されている[10]。

2.2 貨物軽自動車運送自営業者の現状

貨物軽自動車運送事業者数は増加傾向にあり，国土交通省関東運輸局管内のデータによれば，2016年度の事業者数が63,255者に対し，2020年度は，85,219者となっている。

表１　貨物軽自動車運送事業者数の推移[11]

年度	2016年度	2017年度	対前年比	差引	2018年度	対前年比	差引
事業者数	63,255	66,958	106%	3,703	70,467	105%	3,509
車両数	94,378	101,071	107%	6,693	108,992	108%	7,921
年度	2018年度	2019年度	対前年比	差引	2020年度	対前年比	差引
事業者数	70,467	74,273	105%	3,806	85,219	115%	10,946
車両数	108,992	113,237	104%	4,245	125,140	111%	11,903

近年，貨物軽自動車事業者数と車両数が接近しており，貨物軽自動車事業に従事する個人事業主が増加していることが窺われる[12]。

貨物軽自動車運送事業者の就労実態については，国土交通省が2023年3月に初めて実態調査[13]を実施した。同調査によると，1日の平均労働時間は，8時間以下が41％，9～10時間が18％である一方，11時間～12時間が21％，13時間以上は計21％を占めていた。また，1日あたりの配達個数は，通常期には100個未満が53％で，200個以上は11％であったが，繁忙期には200個以上が26％にのぼった。

2018年には，働き方改革を推進するための関係法令の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）が成立し，その一環として労基法36条が改正[14]され，時間外労働の上限規制が導入された。一般的な業種の年間720時間とされるのに対し，運送事業の運転従事者の場合は年間960時間となった。一般的な業種に対して上限時間が高いが，改正前の「36協定による時間外労働は青天井[15]」という状況から見ると，上限時間が明文化された意義は大きい。上記変更に伴い，自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号[16]，以下「改善基準」という。）も改正された。もっとも，改善基準の規制内容は貨物軽自動車運送事業者に雇用される運転手には適用されるが，前述のとおり，貨物軽自動車運送事業者の多くは個人事業主に該当するため，改善基準が直接適用されることはない。

ただし，国土交通省の「貨物自動車運送事業輸送安全規則第三条第四項の規定に基づく事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準[17]（以下「国交省基準」という。）」には，厚生労働省の「改善基準」とすると旨の記載がある。したがって，国交省基準によって貨物運送事業者の個人事業主にも厚生労働省の「改善基準」の内容が及ぶことになると解される[18]。もっとも，改善基準が直接適用される運転手を雇用する事業主に罰則が適用されることや労働基監督官による査察がある点が大きく異なる。

3. 労働者性に関する判例・裁判例

3.1 労基法上の「労働者」に関する判例～横浜南労基署（旭紙業）事件[19]～

3.1.1 事件の概要

本件は，自己所有のトラックを旭紙業株式会社（訴外会社，以下「旭紙業」という。）に持ち込み，運送業務に従事していた運転手（上告人）が，運送品の積込作業中の事故により負傷した事案である。運転手は，事故による療養と休業について労災保険法所定の療養補償給付等の支給を労働基準監督署に請求したところ，所轄労働基準監督署長（被上告人）は，運転手が労災保険法上の労働者に該当しないとして不支給処分を行った。そこで運転手は，当該処分の取消しを求めて訴訟を提起した。本件の主な争点は，運転手が労災保険法上の「労働者」に該当するか否かである。

3.1.2 判旨

本判決は，一審判決[20]，二審判決[21]と同様に，労災保険法上の労働者概念は労基法上の労働者概念と同一であることとした上，二審（原審）と同様の判断基準を用いて，「上告人は，業務用機材であるトラックを所有し，自己の危険と計算の下に運送業務に従事していたものである上，旭紙業は，運送という業務の性質上当然に必要とされる運送物品，運送先及び納入時刻の指示をしていた以外には，上告人の業務の遂行に関し，特段の指揮監督を行っていたとはいえず，時間的，場所的な拘束の程度も一般の従業員と比較してもはるかに緩やかであり，上告人が旭紙業の指揮監督下で労務を提供していたと評価するには足りないものといわざるを得ない。」と判示した。また，「上告人は，専属的に旭紙業の製品の運送業務に携わっており，同社の運送係の指示を拒否する自由はなかったこと，毎日の始業時刻及び終業時刻は，右運送係の指示内容のいかんによって，事実上決定されることになること，右運賃表に定められた運賃は，トラック協会が定める運賃表よりも一割五分低い額とされていたことなど原審が適法に確定したその余の事実関係を考慮しても上告人は，労働基準法上の労働者ということができず，労働災害補償保険法上の労働者にも該当しないというべきものである。」と結論付けた。

3.2 労組法上の「労働者」に関する判例～INAXメンテナンスサービス事件[22]～

3.2.1 事件の概要

本件は，貨物軽自動車運送自営業者の事例ではないものの，労務供給を行う場所が使用者の目前ではなく，外部で行う点が貨物軽自動車運送自営業者の労務供給の実態と類似しており，貨物軽自動車運送自営業者も判例の射程に含まれると考えている。本件は，住宅設備機器の修理補修等

を業とする会社（被上告人）と，同社と業務委託契約を締結し修理・補修等の業務に従事する者（同社の内部においてカスタマーエンジニアと称されていた。以下「CE」という。）によって組織される労働組合（補助参加人）との間で生じた紛争である。CEらが2004年9月，労働条件変更に際して事前協議などを求め団体交渉を申入れたところ，会社側はCEが同社の労働者には当たらないとしてこれを拒絶した。CE側は救済申立を行い，大阪府労働委員会は会社の対応を不当労働行為に当たるとして救済命令[23]を発した。会社による再審査申立てに対し，中央労働委員会（裁決行政庁，以下「中労委」という。）もこれを棄却し救済命令[24]を維持したため，会社（原告）側は，国・中労委（被告）を相手取り，当該救済命令の取消を求めて提訴した。本件の主な争点は，CEが労組法上の「労働者」に該当するか否かである。

3.2.2 判旨

第一審[25]は，国・中労委の主張を認めたため，会社側が控訴した。国・中労委（上告人）は，CEは労組法上の労働者に当たらないとする会社（被上告人）の主張を認めた控訴審判決[26]の取消しを求めて上告した。

最高裁は，まず，CEが会社の「事業の遂行に不可欠な労働力として，その恒常的な確保のために会社の組織に組み入れられて」いた点を指摘し，CEが個別の依頼内容を変更する余地がないことより，「会社がCEと間の契約内容を一方的に決定していた」ことを認定した。また，報酬についても，会社が修理・補修内容に応じて定めた金額にCEのランクごとの料率を乗じ，さらに時間外手当相当額を加算する方法で支払っていたことから，「労務の提供の対価しての性質を有する」と判断した。さらに，業務依頼に対するCEの承諾拒否がほとんどなかったことから，「CEは，基本的に会社からの個別の修理依頼等に応ずべき関係にあった」とするのが相当とした。加えて，会社のブランドイメージを損なわないように各種のマニュアルの提供を受け，その内容に従って業務の遂行を求められていたことなどを踏まえ，「CEは会社の指定する方法に従い，その指揮監督の下に労務の供給を提供し，場所的・時間的にも一定の拘束を受けていたものということができる」とした。

以上の事情を総合考慮すれば，CEは会社との関係において労組法上の労働者に当たるとして，最高裁は控訴審判決を破棄し，一審判決を支持した。

3.3 労働者に関する下級審裁判例

3.3.1 労基法・労契法上の労働者が争われた事例

旭紙業事件のほか，貨物軽自動車運送自営業者および就労実態が類似する傭車運転手・バイシクルメッセンジャーの労働者性が争われた裁判例を37件取り上げる。内訳は，労災保険法上の労働者性が争われたもの6件，安全配慮義務（現行労契法5条）が争われたもの2件，契約解除が解雇権の濫用（現在労契法16条・17条1項）にあたるのかが争われたもの14件，運送代金が賃金債権にあたるかが争われたもの2件，未払い賃金や年金の請求に関するもの4件，労働（雇用）契約の成立が争われたもの6件，運送業務に使用する車輌代等の控除が不当控除にあたるかが争われたもの3件である。これらの裁判例は労基法上の労働者性を中心としているが，労契法上の労働者概念も「事業」に使用される点を除けば労基法と同一と解される[27]（同法成立前の裁判例も同様のものと考えられる）。そのため，本稿ではいずれの裁判例も取り上げ検討した。

表２　本稿対象の労基法・労契法上の労働者の裁判例[28]

1	*牧車夫事件【労災】広島高岡山支判1962・4・16【使用従属性】*
2	*セキノ興産事件【契約解除】富山地判1974・2・22【非事業者性】*
3	*美樹運輸事件【未払賃金】東京地判1984・5・29【非事業者性】*
4	大阪トヨタフォークリフト事件【契約解除】大阪地判1984・6・29【使用従属性】
5	暁運輸事件【未払賃金】東京地判1984・6・29【使用従属性】
6	うえの屋事件【賃金債権】名古屋高金沢支1986・7・28【使用従属性】
7	*北浜土木砕石事件【契約解除】金沢地判1987・11・21【非事業者性】*
8	*日野興業事件【契約解除】大阪地判1988・2・1【非事業者性】*
9	*井谷運輸産業（佐藤・大段）事件【契約解除】大阪地判1990・5・8【使用従属性】*
10	*新発田労基署長事件【労災】新潟地判1992・12・12【非事業者性】*
11	*大興殖産事件【賃金債権】大阪高決1992・12・21【使用従属性】*
12	*旭紙業事件（一審）【労災】横浜地判1993・6・17【非事業者性】*
13	旭紙業事件（二審）【労災】東京高判1994・11・24【使用従属性】
14	日本通運事件【契約解除】大阪地決1995・2・28【使用従属性】
15	日本通運事件【契約解除】大阪地判1996・9・20【使用従属性】
	旭紙業事件（上告審）【労災】最一小判1996・11・28【使用従属性】
16	協和運輸事件【契約解除】大阪地判1999・12・17【使用従属性】
17	堺労基署長事件【労災】大阪地判2002・3・1【使用従属性】
18	山昌（トラック運転手）事件【不当控除】名古屋地判2002・5・29【使用従属性】
19	呉港運輸・倉本組事件【契約解除】大阪地判2003・8・29【非事業者性】
20	トラック持込運転手事件【労災】神戸地判2003・2・19【使用従属性】
21	御船運輸事件【安全配慮義務】大阪高判2003・11・27【使用従属性】
22	*生興事件【契約解除】大阪地決2005・6・24【非事業者性】*
23	和歌の海運送事件【安全配慮義務】和歌山地判2006・2・9【使用従属性】
24	*アサヒ急配事件【契約解除】大阪地判2006・10・12【非事業者性】*
25	ソクハイ事件【労働契約上の地位】東京地判2010・４・28【使用従属性】
26	キャバレーの女性従業員を送迎する運転手事件【契約解除】東京高判2010・12・13【使用従属性】
27	有限会社甲事件【不当控除】さいたま地判2011・7・1【使用従属性】
28	*日興運送事件【労働契約上の地位】東京地判2012・1・27【使用従属性】*
29	*カーゴスタッフ事件【不当控除】静岡地判2013・8・9【使用従属性】*
30	昭栄運輸事件【労働契約上の地位】大阪地判2013・11・8【使用従属性】
31	弥栄事件【未払賃金】東京地判2014・5・14【非事業者性】
32	*建材の輸送遺族厚生年金事件【未払賃金】名古屋高判2014・5・29【使用従属性】*
33	サンコーシステム事件【契約解除】東京地判2015・8・21【使用従属性】
34	フロンティア事件【雇用関係】大阪地判2016・11・24【使用従属性】
35	企業組合ワーカーズ・コレクティブ轍・東村山事件第1審【雇用関係】東京地判2018・9・25【使用従属性】
36	企業組合ワーカーズ・コレクティブ轍・東村山事件控訴審【雇用関係】東京高判2019・6・4【使用従属性】
37	ロジクエスト事件【契約解除】東京地判2020・11・24【使用従属性】

3.3.2 労基法・労契法上の労働者性に関する判断要素

上記裁判例において「労働者」性を判断するにあたって使用された基準は，次の二つに大別される。すなわち，①使用従属性と報酬の賃金性を重視する基準，②非事業者性を重視する基準である。また，これらの判断基準は，旭紙業事件の最高裁判決が確定される以前と以後では，幾分異なっていると考えられる。

それは，1980年代および1990年代に入って旭紙業事件最高裁判決が下される前には，使用従属性と報酬の賃金性を判断基準として使用したものと，非事業者性を判断基準として使用したものが，それぞれ同数近く存在していた。

しかし，旭紙業事件最高裁判決[29]以降は，事例判断であるとはいっても最高裁が初めて「労働者」性を認定した意義が大きく，その後の裁判例においても使用従属性を重視する判断基準が主流となっている。これは，同判決が依拠したとみられる60年報告[30]と同様の理解が多いといえる。

3.3.3 労組法上の労働者が争われた事例

貨物軽自動車運送自営業者について，労組法上の労働者性が直接争われた裁判例は今のところ存在しない。そこで，本稿では，就労実態がこれに類似する運送従事者である傭車運転手の労組法上の労働者性が争われた事件を取り上げる。また，同様に就労実態が類似する運送従事者の事例としてバイシクルメッセンジャーの労組法上の労働者性が争われたソクハイ事件を検討し，加えて，裁判例ではないものの，労働委員会命令の例として，ウーバーイーツ配達員に関する事例も取り上げる。

表３　本稿対象の労組法上の労働者の裁判例[31]

1	セキノ興産事件富山地判1974・2・22【使用従属性】
2	真壁組事件第一審大阪地判1998・5・27【使用従属性】
3	真壁組事件控訴審大阪高判1998・10・23【使用従属性】
4	加部建材・三井道路事件東京地判2003・6・9【使用従属性】
5	大阪府労委（アサヒ急配）事件大阪地判2007・4・25【使用従属性】
	INAXメンテナンスサービス事件上告審・新国立劇場運営財団事件最三小判2011・4・12【事業の組み入れ重視】
6	ソクハイ事件（不当労働行為）東京地判2012・11・15【事業の組み入れ重視】
7	ソクハイ事件（団交拒否）東京地判2015・9・28【事業の組み入れ重視】
8	ソクハイ事件控訴審（団交拒否）東京高判2016・2・24【事業の組み入れ重視】
9	ウーバーイーツ事件東京都労委命令2022・11・25【事業の組み入れ重視】

3.3.4 労組法上の労働者性に関する裁判例の判断要素

上記裁判例において，労組法上の「労働者」性を判断するにあたって使用された判断基準は，次の二つに大別される。それは，使用従属性（指揮監督下の労務提供・報酬の労務対償性）を重視する基準と，事業への組み入れを重視する基準である。上記表は，これまで取り上げてきた裁判例がどちらの判断基準に基づいて「労働者」性を判断したのかを区別したものである。また，上記裁判例の判断基準は，2011年の2件の最高裁判決[32]が確定される以前と以後では，幾分異なっているように考えられる。それは，2011年の2件の最高裁判決以前は，使用従属性と報酬の賃金性を主たる判断基準としていたためである。

しかし，2011年の2件の最高裁判決降は，事例判断であるとはいっても，最高裁が労組上の「労働者」性を労基法上の「労働者」とは異なる観点から，すなわち事業への組み入れを重視して判断した影響もあり，その後の裁判例でも同様に事業への組み入れを重視する判断が下された。

4.「労働者」概念に関する解釈

4.1「労働者」概念に関する行政上の解釈

4.1.1 労働基準法研究会報告書[33]

1982年5月に労働省（現厚生労働省）は，労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会で労基法上の労働者性に関する調査研究を開始し，その結果を1985年に報告書として公表した。以下では，この報告書の内容を整理する。

4.1.2 労働基準法の「労働者」判断基準[34]

60年報告では，多数説，裁判例等にて用いられてきた具体的判断基準をもとにして，「使用従属性」を判断の中心概念として位置づけたうえで，①仕事の依頼・業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無，②業務上の指揮監督の有無，③業務遂行に伴う拘束性の有無を判断要素としている。

4.1.3 労使関係法研究会報告[35]

2010年11月から，労使関係法研究会において，労基法や労契法上の労働者性との異同等を含む多様な課題があることを認識しつつ，労組法上の労働者性の判断基準等の検討を開始した。2011年4月に，労組法上の労働者性が争われた事例について最高裁判所が一定の判断を示したものの，個別の事例判断にとどまったこともあり，労組法の趣旨・目的，制定時の立法者意思，学説，労働委員会命令・裁判例等を踏まえ，労働者性の判断基準等を示した。その結果，同研究会による報告書が2011年7月に公表された。

4.1.4 労組法上の「労働者」判断基準[36]

同研究会は，労組上の労働者の判断要素として以下の要素を提示した。まず，基本的判断要素として，①事業組織への組み入れ，②契約内容の一方的・定型的決定，③報酬の労務対価性をあげる。次に，補充的判断要素として，④業務の依頼に応ずべき関係，⑤広い意味での指揮監督下の労務提供，一定の時間的・場所的拘束をあげる。さらに，消極的判断要素として，⑥顕著な事業者性をあげている。

4.2「労働者」性に関する学説

4.2.1 労基法上の「労働者」性に関する学説

①使用従属性を重視する立場

菅野教授は，労働者性の判断基準について，労基法9条が定める「使用されて労働し，賃金を支払われる」者としての「労働者」に該当するか否かであるとする。そして，「傭車運転手」のように特定企業に専属的に労働力を提供している実質を有する場合には，契約の形式にかかわら

ず，労働関係の実態として事業に使用され，賃金が支払われていると認められれば，そのような労働関係には労働法上の強行的な規制が及ぶべきであると指摘している[37]。

②相対的な労働者概念とする立場

下井教授は，労基法上の労働者に関するグレーゾーン事例について，「使用従属関係」の性格が多かれ少なかれ存在することを前提にして，適用が問題と問われているルール・制度の目的･趣旨に応じて相対的に「労働者性」を判断すべきであるとしている[38]。

③経済的従属性を重視する立場

西谷教授は，「労働者性」を指揮命令関係の存否にウェイトを置いて判断する手法が適切なのかを再検討する必要があるとする。こうした判断基準では，経済的には労働者と同様の保護を必要とするものの，指揮命令関係が希薄な者を「労働者」でないものとして扱う結果となると指摘する[39]。

④その他の立場

当事者の意思を重視すべきとする柳屋教授の見解[40]のほか，労基法・労契法・労組法上の「労働者」を統一的に捉えるべきであるとする橋本教授[41]や川口教授[42]の立場もある。

4.2.2 労契法上の「労働者」性に関する学説

①労基法上の労働者と同一とする立場

労基法上の「労働者」の定義規定と労働契約法上の「労働者」の定義規定はほぼ同じ内容であるため，労基法において用いられてきた労働者性の判断基準は，労働契約法にも妥当すると考えられる。そして，その立場に立つ多数説は，労基法と同様に「使用従属性」に基づいて労働者性を判断すべきであるとする[43]。

②労契法上の労働者は独自の概念とする立場

これは，労契法上の労働者は労基法上の労働者の範囲より広いと理解する立場である。すなわち，両法の規制内容や法的性格の相違を踏えれば，同一に解する必然性はなく，むしろ，「労契法の契約保護の趣旨に沿って適用範囲＝労働者性を理解するのが適切」という考え方である[44]。

4.2.3 労組法上の「労働者」性に関する学説

①労働の経済的従属性を重視する立場

この立場は，労組法の性格を憲法28条の団結権保障を具体化する法として捉え，憲法28条にいう「勤労者」を労働者と同一の概念とみる。したがって，労組法上の労働者の範囲は，労働基本権保障の趣旨との関連から判断される[45]。

②労働の使用従属性を重視する立場

これは，労組法上の労働者について，「賃金等によって生活する者」と定義されていることや，団体交渉が「労働契約上の処遇」に関する交渉である点に着目し，「使用従属関係」の有無を重視して判断すべきとする立場である。過去にも労基法（労契法）の労働者概念と同一視とするものがあった。しかし，前述の労基法の労働者に関する60年報告の公表以後は，使用従属性を重視するようになった[46]。

③経済的従属性と使用従属性を複合的に判断する立場

これは，労組法上の労働者について，「経済的従属性」を基本としつつ，「賃金労働者に準ずる者」である以上，使用従属性を示す要素も考慮して総合的に判断すべきとする立場である。労組法3条は，労働組合による団体交渉を助成するため，同法の保護を及ぼすべき者をいかに確定するかという観点から定義されたものと解される[47]。

この立場は，事業組織への組入れ，契約内容の一方的決定，報酬の労務対償性を主たる要素として，諾否の自由の有無，指揮命令関係，事業者性を補完的な要素とする。

5. 貨物軽自動車運送自営業者の法的保護の在り方

5.1 現行の法令上での対応

5.1.1 労基法・労契法・労組法上の労働者の労働者性の拡張

労基法・労契法上の労働者を規定する条文は，「使用者に使用されて労働し，賃金を支払われている者（労基法9条・労契法2条1項）」を「労働者」として規定し，使用者の「指揮監督下の労働」をメルクマールとしている。

さらに，60年報告は，多数の学説，裁判例等にて用いられた種々具体的判断基準をもとにして，「使用従属性」を判断の中心概念として位置づけ，仕事の依頼，業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無，業務上の指揮監督の有無および拘束性の有無を判断要素として提示している。

この60年報告の判断要素は，横浜南労働基準監督署（旭紙業）事件[48]以降の労基法上の労働者性に関する裁判例においても採用され，現在では通説[49]となっている。

通説をそのまま貨物軽自動車運送自営業者の就業実態に適用すると，問題が生じる。すなわち，「運転手に対して運送先，運送先での到着時刻以外に運送経路，運送速度等の細かな指示を行なうこと少なく，ましてや通常の労働者のように始業・終業時刻で拘束することは稀であり，また，報酬も出来高で支払うのが通常であるので，これらの特徴を60年報告の基準に当てはめると労働者性を比較的狭く解するようになる[50]」という点が問題となる。

2023年12月，厚生労働省は「貨物軽自動車運送事業の自動車運転者に係る労働者性の判断事例について[51]」を公表した。その中では，「先般，業務委託契約を締結し，個人事業主とされていた貨物軽自動車運送事業の自動車運転者から労災請求がなされた事案において，労働基準監督署による調査の結果，当該自動車運転者が労働基準法上の「労働者」に該当すると判断されたものがありました。」とし，貨物軽自動車運送自営業者が労災認定されている事例が発生していると指摘している。このように，現行の労基法・労契法の範囲においても貨物軽自動車運送自営業者の労働者性が認められる事例が存在することを厚生労働省が公表した点は，極めて意義深いと考えている。

貨物軽自動車運送自営業者に関する労基法・労契法上

の労働者性について厚生労働省が公表したものと同様であったとしても，「雇用保険には，被保険者資格を確認する制度があります[52]。ところが労災保険について言うと労働者性について事前に確認できる制度が実際にはありません[53]。」というのが現状である。すなわち，労災保険が適用されるには，実際に労災が発生し，労災申請を行う必要があるうえ，申請された案件が必ずしも労災として認定されるわけではなく，この点において，予見性がないと考えられる。

労組法上の労働者は，労基法・労契法の判断基準である「使用従属性」ではなく，事業組織への組入れや契約内容の一方的な決定等の要素を重視する基準によって判断される。このため，労基法・労契法上の労働者の労働者性の判断基準とは異なる結論が導かれる場合[54]があり，係争事案によっては，以下のような事態が発生している。

例えば，ソクハイ事件[55]においては，バイシクルメッセンジャーが労基法上の労働者であるとの主張を行ったがそれは棄却された。一方，会社側が主張したバイシクルメッセンジャーが労組法上の労働者には該当しないとの主張も退けられ，労組法上の労働者性は認められた。

すなわち，労基法・労契法上の労働者に該当しないものの，労組法上の労働者ではあると認められる事案が発生している。反対に，労基法・労契法上の労働者が認められながら，労組法上の労働者とは認められなかった事例はこれまで確認されていない。これを踏まえると，労組法上の労働者概念は，労基法・労契法上の労働者概念より十分に広く，これ以上拡張する必要はあまりないと考えられる。

5.1.2 労災保険の特別加入制度の利用に関する検討

①制度の趣旨

「業務の実情や災害の発生状況等に照らし，実質的に労基法の適用のある労働者に準じて保護を与えるにふさわしい者につき，任意加入ではあるが労災保険制度の適用及ぼす[56]」ことが適当と考えられる者について，労災保険法は，1965年11月以来，特別加入制度を設けている。これにより，「労働者」に該当しない一定の者でも，労災保険への任意加入とその適用を受けることが認められている[57]。

②運送事業についての加入の範囲

自動車を使用して行う旅客・貨物の運送事業，または原動機付自転車・自転車による貨物運送事業（個人タクシー業者・個人貨物運送業者等）が特別加入の対象とされる。

③運送事業における給付の範囲

運送事業における労災保険の給付は，運送中およびそれに付随する作業中に発生した災害に限られる。例えば，通勤災害は給付対象外とされる。

④保険料の負担

被用者（労働者）の場合，労災保険料は使用者である事業主が全額負担する。他方，特別加入制度の場合は任意加入であり，保険料は加入者本人が全額負担となる。

5.2 フリーランス新法の規定の参考

5.2.1 フリーランス新法の概要

フリーランス新法は，業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しない個人また法人である特定受託事業者と，発注側である（特定）業務委託事業者との間の「業務委託」に係る取引に適用されるものであり，事業者間（BtoB）における委託取引が対象となっている[58]。

本稿の対象である貨物軽自動車運送自営業者は，業務委託の相手方である事業者であって，従業員を使用しない個人（フリーランス新法2条1項1号），または従業員を使用せず，かつ，その代表者以外に他の役員がいない法人（フリーランス新法2条1項2号）にあたるためフリーランス新法の特定受託事業者または特定受託業務従事者に該当するものと考えている。

5.2.2 特定受託事業者の就業環境の整備（第3章）

フリーランス新法の第3章のうち，本稿に関連する16条中途解除等の事前予告および理由の開示を取り上げる。

①中途解除等の事前予告

一定期間継続する取引において，特定業務委託事業者が契約の中途解除や不更新を特定受託事業者にあらかじめ知らせる場合には，特定受託事業者が次の取引へ円滑に移行できるようにすることを目的として，特定業務委託事業者は，継続的業務委託に係る契約を中途解除したり，更新しないこととしたりする場合には，特定受託事業者に対し，解除の日または契約の満了日の少なくても30日前までに，その旨を予告しなくてはならないとしている（フリーランス新法16条1項）。

②理由の開示

契約解除等の予告を受けた場合に，特定受託事業者が契約の存続に向けた交渉を行う機会を確保するとともに，特定業務委託事業者とのトラブルを回避する観点から，フリーランス新法では，予告の日から契約満了までの間に，特定受託事業者が契約の中途解除や不更新の理由の開示を請求した場合には，特定業務委託事業者は，これを開示しなければならないと定められている（同条2項）。

③違反した場合の対応

フリーランス新法の第3章は，厚生労働省が管轄している。同法の規定に違反した事業者に対しては，当該規定に係る章を所管する省庁が助言，指導，報告徴収・立入検査，勧告，公表，命令をすることができるものとしている。命令違反，検査拒否等については50万円以下の罰金に処するとし，また，法人両罰規定もある。

5.2.3 フリーランス新法と労働法令との関係

①労基法との関係

労基法との関係については，フリーランス新法は「契約形式上は本法の特定受託事業者であっても，実質的に労基法上の労働者と判断される場合には労働基準関係法令が適用され，本法は適用されない[59]。」と定める。したがって，労基法上の労働者に該当すると認められる場合には，フリーランス新法よりも労基法が優先して適用される[60]。

②労組法との関係

労組法との関係については，「フリーランスが本法の適用を受ける場合であっても，労組法上の労働者に該当する場合には，労組法の適用は排除されない[61]。」とされている。これは，フリーランス新法上の特定受託事業者の中には，労組法上の労働者に該当する場合があることを示している。

5.2.4 フリーランス新法の評価

フリーランス新法については，「フリーランスの『無権利状態』を部分的に解消するものであるから，一定の評価が可能である。しかも，フリーランス新法の『特定受託業務従事者の就業環境の整備』については，労働法的，社会法的な整備が図られたものとすることもできる[62]。」とする見解や「課題の多い法律であるが，ないよりはずっと良い法律であることは間違いない。この法律を生かすも殺すも，今後の活用・運用次第である[63]。」とする指摘がみられる。

前述のとおり，貨物軽自動車運送自営業者は，フリーランス新法上の特定受託事業者または特定受託業務従事者に該当するものと考えられる。明確に労働者とまではいえない者に対して，同法は労基法の解雇予告義務に類似する契約解除の予告義務（同法16条）を法定化し，さらにその履行を担保するものとして厚生労働大臣が違反する特定業務委託事業者に対し，その違反を是正し，または，防止するために必用な措置を勧告することができると定めている。

貨物軽自動車運送自営業者が契約解除の場面でこれまで無権利状態に置かれていたことを踏まえると，この勧告措置は，従来にない強力な法的制度であると高く評価し得る。

6. 結論

本稿の検討結果を次のとおりまとめる。

第一に，近年の貨物軽自動車事業者数は，2.2で述べたとおり増加しており，かつ，貨物軽自動車事業者数と車両数がほぼ同水準に近づいていることから，貨物軽自動車運送自営業者が増加していると考えられる。また，貨物軽自動車運送自営業者の就労実態をみても，1日8時間を超えて働く者が約6割，1日の配達個数が100個を超える者が半数近くに上るなど，多くの貨物軽自動車運送自営業者が，大手宅配業者やECサイト等の多数の配達貨物を有する者の下請等として，ほぼ終日従事していることが窺える。それらの点を踏まえると，大手宅配業者に雇用される労働者と比較しても，業務量や事実上の拘束度合には大きな差がないことが明らかである。

第二に，3.より，貨物軽自動車運送自営業者を労基法上の労働者として保護することのハードルが極めて高いことが裁判例から明らかになった。特に横浜南労基署長（旭紙業）事件の最高裁判決以降は，労基法上の労働制が認められた事例はほとんどみられない。その理由として考えられるのは，同判決が依拠した60年報告の「使用従属性」を中心とする判断枠組みが継続して用いられている点があげられる。この判断枠組みを発注者（使用者）の目前で労務提供をしない貨物軽自動車運送自営業者等の運転手に適用すると，労基法上の労働者性が否定されやすい傾向にある[64]ことは，指摘のとおりである。

一方，労組法上の労働者性が認められるハードルは，労基法上の労働者性に比べて低いと考えられる。発注者の目前で労務を提供していないカスタマーエンジニアについて労組法上の労働者性を認めたINAXメンテナンス事件最高裁判決を踏まえると，貨物軽自動車運送自営事業者も労組法上の労働者に該当する可能性は高い。また，「自らの労組法上の労働者性を検討し，労働組合を結成するなどして地位の向上に努めるべき[65]」との指摘もある。

この観点からすれば，貨物軽自動車運送自営業者が労働組合を結成・加入し，発注者を労組法上の使用者として団体交渉を申し入れすることは可能である。もっとも，労組法上の労働者性が認められ，就業先には団体交渉義務が生じるものの，「仮に労組法上の労働者性が認められて確定しても，現実の交渉はなかなか上手くいっていません（ソクハイユニオン，NHK集金業務の労組など）[66]。」との指摘があるように，実行的な交渉には別の高いハードルが存在する。

さらに，労基法上の労働者概念と労組法上の労働者概念に共通しているのは，「『労働者』の概念という問題は，多様な現実に対応しようとすれば判断基準に明確性を欠き，性急に明確な判断基準を求めると現実的必要性をそぎ落しかねないというディレンマを抱えている[67]」という問題が生じていることである。

第三に，4.より，行政が示した労働基準法研究会報告書および労使関係法研究会報告書を検討し，労基法，労契法および労組法上の「労働者」概念をめぐるわが国の学説の状況を整理した。その結果，行政が公表した報告書が裁判例や学説に一定の影響を及ぼしている一方で，学説は，労基法，労契法および労組法上の労働者については，多様な立場が併存し，一致した見解には至っていないことが明らかとなった。

第四に，5.より，貨物軽自動車運送自営業者が自ら労災申請を行ったとしても，労災認定には時間を要し，かつ結論の予見可能性が乏しいことが明らかとなった。したがって，貨物軽自動車運送自営業者の労災や安全衛生面の確保については，労災保険法33条に基づく一人親方等の特別加入制度の利用を促進すべきであると考える。ただし，特別加入制度は労災保険料を自ら負担しなければならず，この点が加入率低い要因となっているという問題[68]もある。

また，貨物軽自動車運送自営業者は，フリーランス新法上の特定受託事業者または特定受託業務従事者に該当し得る存在であり，明確に「労働者」とは位置づけ難い労務供給者について，同法は労基法の解雇予告義務に類似する契約解除の予告義務（フリーランス新法16条）を法定化している。この制度を積極的に活用すべきである。

以上より，現行の労働法体系においても，貨物軽自動車運送自営業者に対して一定の保護を及ぼすことは可能であると結論づけられる。

注

1) 川村雅則　貨物軽自動車運送自営業者の就業・生活・安全衛生に関する調査報告」北海道大学大学院教育学研究科紀要89号（2003）105～151頁。川村教授は宅配業者と契約している個人，協同組合に登録している軽貨物運送業者を「貨物軽自動車運送自営業者」としており本稿もそれに従う。
2) 本稿の貨物軽自動車運送自営業者である貨物自動車運送事業法上の貨物軽自動車運送事業は，1台以上の貨物用軽自動車があり，事業の届出を所轄運輸支局に届出受理されれば事業可能な届出事業である（貨物自動車運送事業法36条）。
3) 労働省労働基準局編『労働基準法の問題点と対策の方向』労働基準法研究会報告書日本労働協会･1986）35頁。
4) 厚生労働省労働基準局編『令和3年版　労働基準法　上巻（労働法コンメンタール№3）』（労務行政・2022）114頁。
5) 水町勇一郎『詳解労働法〔第3版〕』（東京大学出版会・2023）37頁。
6) 河合塾事件最三小判平成22・4・27労判1009号5頁。
7) 菅野和夫・山川隆一『労働法〔第13版〕』（弘文堂・2024）204頁。
8) 井上浩『最新労災保険法〔第2版〕』（中央経済社・1999）44頁。
9) 横浜南労働基準監督署長（旭紙業）事件最一小判平成8・11・28労判714号14頁，判時1589号136頁。
10) 大内伸哉『最新重要判例200労働法［第8版］』（弘文堂2024年）142頁。
11) 国土交通省関東運輸局ウェブサイトhttps://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/content/000257206.pdf　2023年7月24日　閲覧より筆者作成。
12) 前掲注11。
13) 朝日新聞2023年5月29日21面。
14) 荒木ほか編『注釈　労働基準法・労働契約法　第一巻―総論・労働基準法(1)―』（有斐閣・2023）487頁。
15) 荒木ほか編前掲注14)136頁。
16) 改正前の改善基準は，1989年2月7日労働省告示第7号，改正の告示は，2022年12月23日厚生労働省告示第367号。上記改正を簡潔にまとめたものして国土交通省ウェブサイト。https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/truck/notice　2023年8月3日閲覧。
17) 2001年国土交通省告示第 1365 号。貨物自動車運送事業者が運転者の勤務時間及びおよび乗務時間を定める場合の基準は，運転者の労働時間等の改善が過労運転の防止にも資することに鑑み，「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」とするとの記載がある。
18) 同様の趣旨　全日本トラック協会『解説　トラック運転者の改善基準告示　―2024年4月適用―　』の3頁には，「労働者に該当しない個人事業主は，直接，改善基準告示の対象ではありませんが，国土交通省が告示で定める基準により，実質的に改善基準告示の遵守が求められます。」とある。https://jta.or.jp/pdf/kaizen/kaizen_text.pdf　2024年12月2日閲覧。
19) 前掲注9。
20) 横浜地判平成5・6・17労判643号71頁。
21) 東京高判平成6・11・24労判714号16頁。
22) 国・中労委（INAXメンテナンス）事件最判平成23・4・12労経速2105号3頁，判時2117号139頁等。
23) 大阪府労委命令平成18・7・21別冊中労時1351号25頁。
24) 中労委命令平成19・10・3別冊中労時1360号21頁。
25) 国・中労委（INAXメンテナンス）事件　東京地判平成21・4・22労判982号17頁。
26) 国・中労委（INAXメンテナンス）事件　東京高判平成21・9・16労判989号12頁。
27) 菅野・山川前注7)204頁。
28) 筆者作成。
29) 前掲注9。
30) 前掲注3。
31) 筆者作成。
32) 国・中労委（INAXメンテナンス）事件前掲注21，国・中労委（新国立劇場運営財団事件）最判平成23・4・12労経速2105号8頁，判時2114号3頁等。
33) 前掲注3。
34) 前掲注3　53頁以下。
35) 労使関係法研究会報告書（2011年7月25日）。
36) 前掲注35　10～11頁。
37) 菅野・山川前注7)204～213頁。
38) 下井隆史『労働基準法〔第5版〕』（有斐閣・2019）26～35頁。
39) 西谷敏『労働法〔第3版〕』（日本評論社・2020）29～35頁。
40) 柳屋孝安『現代労働法と労働者概念』（信山社・2005）313～373頁。
41) 橋本陽子『労働者の基本概念―労働者性の判断要素と判断方法』（弘文堂・2021年）360～399頁。
42) 川口美貴『労働者概念の再構成』（関西大学出版部･2012）397頁。
43) 菅野・山川前注7)204頁等。
44) 西谷ほか編　別冊法セミ263『新基本法コンメンタール労働基準法・労働契約法［第2版］』毛塚勝利　日本評論社。2020）352頁。
45) 川口美貴「労働組合法上の労働者と理論的課題」労委労協641号（2009）2頁。野田進「就業の『非雇用化』と労組法上の労働者性」労旬1679号（2008）6頁等。
46) 土田道夫「『労働組合法上の労働者』は何のための概念

か」季労228号（2010）127頁等。

47) 例として，菅野・山川前掲注7)937～938頁。

48) 前掲注9。

49) 菅野・山川前掲注7)210～211頁。

50) 鎌田耕一「いわゆる傭車運転手の労災保険上の労働者性が否定された事例―横浜南労基署長事件・最高裁第一小法廷判決の研究」労旬1422号（1997）21～31頁。

51) 労判1302号95頁。

52) 雇用保険法第8条・第9条により被保険者又は被保険者であつた者は，いつでも，厚生労働大臣に対して，労働者が被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの請求をすることができ，請求を受け厚生労働大臣は，それらの確認を行うものとするとしている。

53) 日本労働法学会誌135号（2022年）113頁における古川景一氏のコメント。

54) 国・中労委（新国立劇場運営財団事件）最三小判2011・4・12でも，同時に労働契約の成立の地位確認の訴えも提起されたが，訴えを棄却する判決が確定している。

55) 東京地判平成24・11・15判タ1404号126頁。
その後も，団体交渉に関する対応や，労働組合副委員長に対する業務委託契約の解除を不当労働行為にあたるとする命令の取り消しを求めた訴訟（第一審東京地判平成27・9・28別冊中労時1491号91頁，控訴審東京高判平成28・9・24別冊中労時1496号52頁）では，労組上の労働者に該当しないという原告（ソクハイ）の主張を退けている。

56) 土田ほか『条文から学ぶ労働法』［小畑史子］（有斐閣・2011）335頁。

57) 水町前掲注5)840～841頁。

58) 内閣官房　新しい資本主義実現本部事務局　公正取引委員会事務総局　経済取引局取引部取引企画課　中小企業庁　事業環境部取引課　厚生労働省雇用環境・均等局総務課　雇用環境室 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の概要」労政時報4062号（2023）71頁では図表を使用して説明している。

59) 宮本悦子政府参考人・参議院内閣委員会2023年4月25日№105。

60) 川口美貴『労働法［第8版］』79頁では，「フリーランス新法の特定受託事業者が労基法上の労働者にあたる場合には労基法とフリーランス新法が重畳的に適用されることになろう」とする。

61) 青山桂子政府参考人・参議院内閣委員会2023年4月25日№199。

62) 沼田雅之『フリーランス新法はフリーランスの需要を満たすものか』労旬2035号（2023）15頁。

63) 笠置裕亮『「特定受託業務者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス新法）の解説と今後の課題について』労旬2035号（2023）25頁。

64) 鎌田前掲注50)労旬21～31頁。

65) 土田道夫「新型コロナ危機と労働法・雇用社会(2)」法曹時報73巻6号（2021）66～67頁。

66) 棗一郎「配達員の労働者性をめぐる最新注目事例と今後への影響－　ウーバー・イーツ・ジャパン事件」労働法学研究会報2791号（2023）27頁。

67) 野川忍『労働協約法』（弘文堂・2015）81頁。

68) 一人親方労災保険組合の令和6年4月の加入者データ https://rousai-hoken.jp/10788　によると特別加入者数が88,202名に対して内配達員は411名しかない。この数値より単純に加入率を推測すると約0.5％になる。

隠岐で語られた浦島系孤立伝承「白島の赤法印」
― モチーフ分析と実地調査から浮き彫りになった伝承の姿 ―

石橋 直子†

"Shirashima no Akahōin": An Isolated Urashima-Type Folktale from Oki – Its Characteristics Revealed through Motif Analysis and Field Research

Naoko Ishibashi

はじめに

「白島の赤法印」は，島根県隠岐郡隠岐の島町の北端，白島半島近辺で語られる伝承である。その概要は，助けた亀に連れられて竜宮で乙姫と恋仲になった男が，地上への帰途，侍女と過ちを犯したために侍女が異類に身を堕とされるというものだ。またその異類も，モタ（フカザメ）とする話と，メチ（アシカ）とする話がある。この侍女を弔うべく出家した男が端座合掌するうちに赤い巨石と化したことから，白島には「赤法印」と呼ばれる大きな赤い石がある，として本伝承は締めくくられている。

古くは『丹後国風土記』や『万葉集』『日本書紀』まで遡ることのできる浦島伝承であるが，玉手箱（玉匣）の開封という禁忌を犯したが故に主人公が報いを受けるという基本的な展開は，これら古代の伝承にすでに見受けられ，浦島伝承には不可欠とも言うべき特徴であると言える。また全国に分布する浦島型伝承を見ても，ほぼ全てが玉手箱の開封による別離や老衰で締めくくられている。

ところが，「赤法印型浦島伝承」を見ると，前半は浦島伝承と酷似していながら，主人公が犯す禁忌は侍女との恋であって，玉手箱は一切登場しない。

そこで本研究では，「赤法印型浦島伝承」の構成要素を分解した上で，文献調査と実地調査によって，その成立と分化の背景を解き明かすべく考察を行った。

文献調査では，他の浦島型伝承との比較考察を試みるとともに，歴史的出来事や説話文学における記述等を参考に，「赤法印型浦島伝承」を構成する各種モチーフについて，どの時代の思想や信仰が色濃く読み取れるかという観点からも考察を深めた。

実地調査では伝承地における「赤法印型浦島伝承」の伝承状況や，特徴的な岩石名の使用状況並びに地図・磯図への記載状況，当地で語り継がれるモタ漁・メチ漁の手法をまとめ，地理的・民俗文化的な背景について考察した。

これらの考察を通して，極めて希少性の高い本伝承の特徴を解き明かし，隠岐の歴史に位置づけることを試みるとともに，隠岐特有の歴史的・地理的・民俗学的な背景がいかにして本伝承を生み出したのかについて検証することが本研究の目的である。

1. 赤法印型浦島伝承の概要と孤立性

1.1 伝承の概要―その特徴と二つの類型―

まず，昔話として最もよく知られていると思われる「浦島太郎」の梗概を確認した上で，本論文で扱う伝承の特徴を整理したい。なお，民間説話を扱う際，特定の場所や人物と結びつくものは「伝説」に分類するのが通例であり，浦島説話の中にも「伝説」と称すべきものが多くある。また，「赤法印型浦島伝承」も具体的地名が多く登場することから，一見すると現在確認できる特定の場所と強い結びつきを有する民話のようだが，すでに紹介したように二つの類型が存在し，地名にも一部揺らぎが見受けられること等を考慮して，本稿では一貫して「赤法印型浦島伝承」という表現を用いることをあらかじめ断っておきたい。

次に記すのは，稲田浩二氏・小沢俊夫氏責任編集『日本昔話通観』第十八巻・島根編［1］より引いた「浦島太郎」（梗概）である。

浦島太郎という漁師が，子供にいじめられている亀を買い取って助ける。ある日釣りに出かけると，助けた亀が現れてお礼に竜宮へ案内すると言う。浦島太郎を背に乗せ，竜宮におもむく。竜宮で乙姫が礼を述べ，ごちそうになって月日の経つのも忘れて楽しく暮らす。家が恋しくなった浦島太郎は，蓋を取ってはいけないと言われた玉手箱をみやげにもらって帰る。亀の背に乗って浜辺へ帰り着くとむらの様子はすっかり変わっていた。あけるなと言われた玉手箱をあけると，白い煙がたちこめて顔も髪もまっ白な爺

†2024年度修了（人文学プログラム）

になる。

続いて，隠岐郡隠岐の島町白島半島近辺で語り継がれたとされる伝承を紹介したい。以下は，野津龍氏『隠岐島の伝説』[2] を参照し，論者がまとめなおした「白島の赤法印」概要である。なお，下線部が，前述の「浦島太郎」（梗概）と大きく相違する部分である。

源太夫という漁師が怪我した海亀を助けたことによって，竜宮城に連れていってもらう。源太夫は，竜宮城の乙姫としばらくは楽しい生活を送る。しかし望郷の思いに勝てず，再び隠岐島の中村の里に帰ることになる。乙姫とのつきぬ別れを惜しむが，途中，どうした間違いからか，源太夫はついて来た見送りの侍女と恋に落ちる。乙姫は激しく怒り，見送りの侍女全員を竜宮城から解雇し，追放する。侍女たちは，堕落してモタという鱶の一種になる。白島の「屏風ヶ岩」の近くにある「モタが岩屋」は，棲む所を失ったモタがよく集まって来て，こっそりと昼寝をしたことに由来する。これを中村の漁師たちは苦もなく生け捕りにして，その肉を食べていた。

源太夫は前非を悔いて出家し，「モタが岩屋」の前で，端坐合掌しながら石に化す。これが赤茶色をした人の姿，あるいは緋の衣をまとった僧侶に見えるところから，土地の人は「赤法印」「赤法師」「赤いさん」などと名づけている。

類話は『ふるさとの民話　第九集　隠岐編Ⅱ』[3] にも収録されている。こちらでは話の大筋は前述の白島にまつわる伝承と同様ながら，主人公の名前は源太夫ではなく浦島太郎，侍女たちの姿はモタ（フカザメ）ではなくメチとなっている。メチやミチは，隠岐における方言でニホンアシカのことを指す。現在は絶滅してしまったと言われるニホンアシカだが，明治・大正の乱獲までは日本海に多く生息していたとされ，白島の西に位置する久美地区や西村地区ではアシカ漁の記録が多く残されているため，ここでのメチもニホンアシカを指していると考えて差し支えないだろう。

さて，「赤法印型浦島伝承」にのみ確認できる特筆すべき特徴は，大別して次の五点にまとめられる。

①玉手箱が出てこない
②男の移り気によって侍女がモタ（メチ）に変えられる。
③モタ（メチ）漁の様が生き生きと語られている。
④男は剃髪し，僧となる。
⑤男の存在が，白島の赤い大石の起源とされている。

これらの伝承は，いつ，どのようにして成立したのか。また，登場する異類の相違はどのようなことを意味しているのであろうか。

1.2 文献上の希少性及び，限定的な分布範囲

『日本昔話通観』において浦島にまつわる昔話を引くと，二十九都道府県で確認でき，その話数は九十一話に上った。

未収録府県が十八あり，関西地方・九州地方での採話が少ないが，おおむね全国的に語られた昔話であると言える。しかしながら，稲田氏が「絵本などで普及し，その影響が大きい」と述べられたように，全国各地で収録された話は八割方が定型話と同じ展開をみせ，地域による特色や差異はあまり感じられない。沖縄において亀ではなく女性を助ける話が二話確認でき，また群馬・新潟・山梨・岐阜・和歌山・香川・島根では，他の話と複合されるなどして定型話の枠には収まらない展開のものが，各県一～二話ずつ見られるが，そのいずれも「赤法印型浦島伝承」と重なるものとは言いがたかった。主人公が異郷において乙姫（龍宮の女性）と恋仲になる話はわずかに三例のみである。

これは，「赤法印型伝承」が，全国各地に類話を有することなく，孤立伝承として隠岐の地で独自の発展を遂げたことを意味していると言えよう。

続いて，隠岐郡における伝承の分布について考察する。隠岐は島根半島の北方，四〇～八〇キロの日本海に位置し，住民の住む四つの大きな島と，他の約一八〇の小島からなる諸島群である。本伝承が残る隠岐郡最大の有人離島・隠岐の島を島後，中の島・西ノ島・知夫里島の三島を島前と呼ぶ。昭和四四年に，それまでの四郡一町十一村が隠岐郡一郡となり，現在の町村数は，島後の隠岐の島町と，島前の海士町（中の島）・西ノ島町（西ノ島）・知夫村（知夫里島）の三町一村となっている。

まず，島前地域での伝承状況を確認するため，島根県立隠岐島前高校郷土部編『島前の伝承』１～８号［4］を確認したが，浦島太郎及び赤法印の話は見られなかった。島根大学昔話研究会編『隠岐・島前民話集』[5] も同様である。また，論者が海士町及び西ノ島町において地域の方から聞き取りをした限りでは，前述の『日本昔話通観』に見られるような定型的な「浦島太郎」しか確認することができなかった。なお，『ふるさとの民話　第九集　隠岐編Ⅱ』には知夫村仁夫にて採録された「浦島太郎」も採録されているが，酒井董美氏によって「オーソドックスな筋書きで話が展開している」と評されているとおり，こちらも一般的な「浦島太郎」の話形と同じ内容であることが明らかである。

次に，島後・隠岐の島町についてであるが，この町の各地域は，旧村の区分により，布施，五箇，都万の三地区，そして港のある最大の地区・西郷（旧西郷町南部エリア）に，赤法印伝承の残る白島半島近辺を含む中村（旧西郷町北部エリア）に大別される。

『隠岐・島後民話集』には，都万地区の都万目で採録した「浦島太郎」（日野為義氏・明治三十七年・男）が掲載されているが，定型話と同様の展開に過ぎず，前述した「赤法印型浦島伝承」が有する五つの特徴は見受けられな

い。また，隠岐島前高校郷土部や島根大学昔話研究会の他，島根民話研究会や西郷町保育研究会，西郷町教育文化振興財団によって，布施，五箇，都万，西郷の四地区の民話集が編纂されているが，論者の見る限り他の郷土資料には「浦島太郎」は収録されていなかった。

隠岐地域においては，「浦島太郎」そのものの採録数が少なく，どのように語り継がれていたのかについては，いまだ正当な評価はしがたい状況であるが，これらのことから総合的に判断すると，「赤法印型浦島伝承」は，隠岐郡の中でも白島半島近辺でのみ語り継がれた伝承である可能性が高い。

以上の考察から，「赤法印型浦島伝承」は全国的に類話がなく，隠岐でのみ語られた孤立伝承というべきもので，さらに，隠岐においても分布は極めて限定的であり，隠岐の島町北端・白島半島を伝承地として当地でのみ語り継がれた伝承だったのではないかと結論づけたい。

2. 赤法印型浦島伝承の成立

2.1 伝承地・隠岐の島町中村の概略

伝承地である中村は隠岐の島町の北部の地区名である。

隠岐は離島ではあるものの交易や配流によって本土との人の往き来があり，文化交流もあったことはすでに諸家によって指摘されているが，その影響は周辺地域においてどの程度あったのであろうか。

中村に確認できるもっとも古い人類の足跡は，中村湊遺跡に見られる。出土品は土器と石器，そして夥しい黒曜石で，出土した縄文土器を調査した結果，縄文後期から晩期の集落跡だと確認され，西郷町史跡文化財に認定されている。出土した縄文土器はいずれも本土と同形式であることから，縄文時代から，本土との交流が行われていたことが推察できるという［6］。

また，隠岐に本土からの文化を持ち込んだと考えられる存在として注目したいのが流人の存在である。刑律としての流刑は大宝元年（七〇一年）に成文化され，隠岐が配流地とされたのは神亀元年（七二四年）であった。以降，多くの流人が時の中央政府の命により配流されてきたが，近世前期までにおける隠岐に配流となった人物は，後鳥羽上皇・後醍醐天皇に象徴されるように政争に敗れた天皇をはじめ，身分的に社会の上層部に属する人たちが目立ち，時代が下るにつれ，一般庶民が増えて僧侶や下級武士なども しばしば配流されていたという［7］。

古代から中世にかけての流人は高貴であるがゆえに配所も特定されており，この時代における流人については中村で受け入れたという確たる資料がないが，流人が村々に割り当て配置されるようになった近世は，流人が中村に住まいしていたという記録が残されている［6］。

中村で受け入れた流人の中にも「学者流人貞助」と称されて尊敬され，手習学問を習う者が絶えなかったと伝えられる人物がいる。弘化三年（一八四六年）に隠岐の島へ着岸し，中村（元屋村）に差し置かれた貞助は，自らの手による「日本外史」の写本を隠岐に持ち込み，また，「唐詩選」が隠岐へ移入されたのも貞助によるという。これ以外にも当時隠岐にはなかった多くの書物を貞助が持ち込んだとされている［6］。

さらに江戸時代後期となると北前船を介して本土と隠岐の間で大衆文化の交流が盛んとなり，隠岐に持ち込まれた民謡は今もなお当地で唄い継がれるほど根を下ろしている［8］。

離島であり配流の地として知られる隠岐は，ともすれば文化的にも本土との間に大きな隔たりがあるかのように取られかねないが，その歴史をたどってみると，本土の文化は様々な形で隠岐に持ち込まれており，北端の中村まで及んでいた事例も見出すことができた。

根拠としては必ずしも充分ではなく，まして本土の文化が中村に及んでいたからと言って本土で語られた浦島伝承が隠岐にも持ち込まれていたと結論づけることはできないが，本土文化は，隠岐の島町北端に位置する中村までもたしかに影響を及ぼしていたと言えそうである。

2.2 モチーフ比較から考える伝承の成立事情

ここからは，「赤法印型浦島伝承」の特徴のうち，①玉手箱が出てこない点，②男の移り気によって侍女がモタ（メチ）に変えられる点の二点に着目し，その成立について考察したい。

まず，浦島伝説にとって欠かすことの出来ない存在ともいえる玉手箱についてであるが，現在確認できる最古の浦島伝説と位置付けられている『丹後国風土記』における「浦嶋子」でも，玉手箱は玉匣という名で登場している。なお，この記事が書かれたのは和銅六（七一三）年以前であったと考えられ，また，同じく「玉篋」の記述が見られる『万葉集』の「詠水江浦嶋一首併短歌」作歌者とされる高橋連虫麻呂が七二〇―七三〇年代前後に活躍した歌人とされているから，現存文献からみる，玉手箱（玉匣／玉篋）の開封を契機として禁忌を犯した罰が主人公に降りかかるというかたちの浦島伝説は，八世紀初にはすでに見られたと言えるのである［9］。

さらに『日本書紀』における記述を見ると，浦嶋子が釣りに出たまま蓬莱に行ったという年月が歴史として記されている。『日本書紀』の完成は七二〇年とされるが，国史に位置付けられた浦島伝説をのちに覆すことは困難であろう。なお，『万葉集』には「たまくしげ」という枕詞が二〇首近くの短歌に用いられており，そのほとんどが「開ける」「開く」「見る」などの言葉にかかっている［10］。これは奈良時代において，歌人たちの中ではすでに浦島伝説が流行していたことを物語る事例だと言えよう。平安時代ともなると浦島伝説がさらに一般化して和歌や物語のなかに立ち現れてくる。『源氏物語』「夕霧」の巻では，形見を見て涙に暮れる様子を，玉手箱を手にして変わり果てた故郷を前に呆然とする浦島子になぞらえて語り，女性歌人

中務は，恋人と過ごす夜がはかなく明けてしまうもどかしさを，「夏の夜は浦島の子が箱なれや」と詠んだ。下の句は「はかなくあけてくやしかるらん」と続く。玉手箱が「開けてくやしき」ものだったという認識は，平安知識人たちの中で，共通言語となっていたのである。時代は下るが，承久の乱ののちに隠岐に配流された後鳥羽上皇も浦島伝承に題材を求めた歌を詠んでいる［9］。建仁元年（一二〇二年）二月の歌合わせの歌「ながむれば　松の木陰に　ほの〻と　あくるもつらき　うら島の神」と，文永二年（一二六五年）に成立したといわれる『続古今和歌集』巻一の「みずはまた　くやしからまし　みずのえの　浦島かすむ　春の曙」がそれで，「あくるもつらき」や「みずはまた　くやしからまし」という言い回しは，玉手箱の開封と悔恨という浦島伝承が下敷きにされていることを明確に感じさせる。特に後者の成立が後鳥羽院配流ののちであることは注目に値する。こうした和歌が配流先でどれほど浸透したかは定かでなく，後鳥羽院の配流先は島前ではあったものの，浦島伝承を熟知して歌に詠み込むほどの人物が隠岐にいたことをはっきりと示す事例となるからである。

こうした経緯をふまえると，浦島伝承が国史となって一般化され，隠岐に流入して定着した後に，「赤法印型浦島伝承」が分化したとは考えにくい。伝承地・隠岐の島町中村の文化交流を振り返ると，当地は古代から本土からの交流が盛んであり，本土の伝承が流入する素地は充分にあったと言えるが，仮に成文化された国史や和歌の教養が流入して定着していたとすれば，赤法印型浦島伝承は，そうした中央の文化が流入しようとも影響されない伝説としてすでに隠岐に根を下ろしていた可能性が高い。また，本土の浦島伝承が流入していなかったとすれば，「赤法印型浦島伝承」は，本土の浦島伝承に影響されることなく成立した，浦島伝承と重なる部分を多く有する孤立伝承，ということになるだろう。

したがって，「赤法印型浦島伝承」は，様々な浦島伝承との共通性をもちながらも，『丹後国風土記』をはじめとする現存の古代浦島伝説が明文化されるのと前後して別の物語として語り継がれ，隠岐の文化的背景の中で独自の発達を遂げてきたという可能性が浮かび上がってくるのである。

2.3 海人集団の信仰と浦島伝承

そこで論者は本伝承の成立を考察する上で，水野祐氏が提唱する説に着目している。現在確認のできる古代浦島伝承は，その類同と差異から考えるに，奈良朝及びそれ以前に，すでに異なった伝承を形成しており，それぞれが異伝として伝承集団の中で保持されていたという説，そしてその異伝はいずれも，本質的に海神の女と人間との神婚神話を基本要素とし，元来海を生活圏とし，海によって生活を営んだ人々の間で伝承されていたとする説［9］である。水野氏はその伝承集団の一つに与謝郡を本貫地として山陰地方に広く分布していた大豪族・日下部氏をあげておられるが，縄文時代から黒曜石の産地として山陰諸地域との交流があったとされる隠岐には，海人の足跡が残されており，日下部氏との木簡のやり取りがあったこともうかがえる［11］。

また，この水野氏の主張を踏まえ，瀧音能之氏は，縄文時代からの隠岐と諸地域との広範にわたる交流にふれて，丹後半島と隠岐とが，大化前代において海人集団による交流をもっていた可能性を指摘されたうえで，隠岐にある由良比女神社と丹後の宇良神社との関係について考察されている。丹後半島と隠岐，そして，その周辺地域によって囲まれる日本海を媒介とした海人集団による生活文化圏があり，宇良神社が男神，由良比女神社が女神として一対の神という認識のもと，浦島伝説を語り継いだ海人集団によって祀られていたのではないかとされるのである［12］。

2.4 赤法印型浦島伝承の成立

これら先行研究から，論者は，「赤法印型浦島伝承」が古代の海人たちによって語り継がれた原初的な浦島伝承（古代海人の信仰を反映した異界逗留譚）のひとつの形を残すものではないかという可能性も視野に本伝承を分析した。もちろん，これはあくまでも可能性の話であって，こうした可能性同様に，時代が下ってから，本土で語り継がれていた定型的な浦島伝承に影響を受けた何者かが創作した物語が「赤法印型浦島伝承」となったという可能性もあることを踏まえ，その成立事情は慎重に考察する必要がある。しかし，「赤法印型浦島伝承」の源流となる物語が，『丹後国風土記』をはじめとする現存の古代浦島伝承が成文化されるのと時を同じくして，あるいは先行するかたちで語り継がれており，本土において定型的な浦島伝承が成文化・固定化し，広く語られるようになった中においてもなお，その影響を受けることなく別の文化的背景のなかで独自の発達を遂げてきたのではないかという仮説に立てば，「赤法印型浦島伝承」には，単によく知られた昔話とは異なっているというだけにとどまらない学術的価値を見出すことができる。すなわち，日本各地に根を下ろしている浦島伝承の原初的な形や，古代の海人信仰をいまに物語る伝承であるという可能性を有するものとしてその成立について検証する余地が生まれるのである。

また，赤法印型浦島伝承はその有するモチーフからも，古代の伝承を一部に引き継いでいるのではないかと考えられる部分がある。それは，乙姫との婚姻が内容展開に大きく関わってくるという点と，帰郷の際の見送りをした侍女たちがモタに変えられてしまうという部分である。

まず前者について検討すると，赤法印型伝承は，乙姫との男女関係を作品の中心に据えているからこそ，他の女性との過ちによって破局がもたらされるという結末に帰着するものと考えられる。主人公の男と乙姫が恋仲になるという点，すなわち仙女との神婚説話的側面が強調されているということは，この伝承の根が，『丹後国風土記』成立前

後の，古代日本にあるとするものだという可能性を高める一つの根拠となると言えはしないだろうか。というのも，古代浦島伝説こそ，仙女が主体性をもって主人公の男性に関与し，婚姻関係を結ぶという形が明瞭に見られる傾向にあり［9］［13］，このモチーフは時代が下るとともに浦島伝説からは抜け落ちていくからだ。

多方，日本昔話の起源と展開に大きく関わると推定される国家と民族を比較対象の範囲とし，昔話ごとに，各国で採話された類話がまとめられている『日本昔話通観　研究篇１日本昔話とモンゴロイド―昔話の比較記述』［14］のA「異界招待パターン」には四話の類話が紹介されており，それらは女性を主人公とする一話を除いて，主人公と異界の女性との婚姻が描かれている。大陸で語られた異界訪問譚，古代の浦島伝説，そして赤法印型浦島伝承に共通して，乙姫との結婚（恋）が語られている点は大変興味深い。

さらに，登場する生物にも注目すべき点がある。詳細は後述するが，赤法印型浦島伝承は，伝承地の地理的条件から推察するに，侍女がモタ（サメ）に変えられる話が先行して成立し，そこからメチ（アシカ）に変えられる話が分化したと考えられる。そこで着目したいのが，『古事記』『日本書紀』をはじめとする古代の文献に登場する「ワニ」と読める生物である。これを実在する生物と比定するときに有力といえる説が「サメ」とするものだが，海幸山幸神話に登場する「和邇（『古事記』の表記による。なお，『日本書紀』には「鰐魚」と記述されている）」は，山幸彦が帰郷する際の乗り物に任ぜられている。「赤法印型浦島伝承」の侍女は，主人公の男を送る役目を任された末に男と恋仲になってしまい，乙姫の怒りを買って「モタ」に変えられたとされているが，古代神話も「赤法印型浦島伝承」も，サメの類いが海向こうの異郷の訪問者を送り届ける役目を果たしているのである。この展開は，サメの生息地や漁場といった現実世界の事情のみならず，海人や漁撈民の信仰をも映し出している可能性があるのではないだろうか。

3. 赤法印型浦島伝承の分化

3.1 赤法印型浦島伝承の二類型

「赤法印型浦島伝承」には，主人公の名を「源太夫」とし，侍女が変じた姿を「モタ」とする話と，主人公の名を「浦島太郎」とし，侍女が変じた姿を「メチ」とする話が存在している。ここからは，侍女がモタに変じる話を「赤法印型浦島伝承甲」，侍女がメチに変じる話を「赤法印型浦島伝承乙」とし，その差異に注目して，成立の前後関係及び枝分かれをもたらした背景について考察したい。

結論から述べると，論者は前者が古くから存在し，のちに後者が分化したという仮説を提示する。その最大の根拠は，白島半島の地理的条件である。

3.2 地理的条件から考える赤法印型浦島伝承の分化

二〇一六（平成二十八）年に行ったフィールドワークでは，伝承の結末において主人公が変身したとされる「赤法印の石」（赤帆掛（あかぼかけ））を実際に確認することができた。図1は白島半島から赤帆掛とその周辺を収めたものであり，丸で示した部分が赤帆掛である。たしかに岩屋を見下ろすように赤色の石がそびえたっており，こうした伝承が語られたこともうなずける様相を示している。

図１　2022 年 10 月　論者撮影

また，当地で平成一〇年代に漁師や渡船業・観光業従事者，そして地域の高齢者から聞き取りをした内容に基づいて制作された釣り人向けの地図「中村の海楽釣りマップ」にも，白島の東部，伝承地近辺に，赤帆掛と並ぶようにして「源太夫」という名が記されていた。後述するが，聞き取り調査では「白島東部には古くから『ゲンダイ』と呼ばれる場所がある」という証言も得ることができた。源太夫の名を残す地域は白島東部に確かに存在し，その地と隣接するかたちで，岩屋も存在している。聞き取り内容から総合して考えるに，赤い巨石に対峙するようにそびえる岩屋が「屏風岩」と呼ばれ，赤法印型浦島伝承における主人公が竜宮に行く際に通り抜けた「竜宮の門」であって，その門を抜けた先に「モタが岩屋」があったと言えそうである。

ところが，この岩屋が「赤法印型浦島伝承乙」の伝承におけるメチとなった侍女たちがくつろいだ岩屋と同一の存在であると仮定した場合，ここに不都合が生じるのである。実は，「ミチの洞窟」「メチの岩屋」と呼ばれる地も，隠岐の島町北部に存在する。ところが，その岩屋は，赤帆掛からみると白島半島の反対側，西に位置する小島「松島」の岸壁にあるとされているのである。この岩屋は，ニホンアシカにとって住みやすい特徴をもつもので，明治期には繁殖地として知られていた。このことを裏付ける郷土史料として二点の地誌を紹介したい。

明治十三年に発行された『隠岐國地誌略　全』［15］には次のように書かれている。なお，読みやすさを考慮して，地名が連続するところ等には論者が一部字間を取り，また，全体に句点を施した。二重傍線は本文のママであるが，傍線は論者による。

布施港ハ郡ノ東方ニアリ。深サ九尋港内ノ平島 松島風景最佳ナリ。北ノ岬角ヲ距ル七八町許ニ小峯島アリ。松樹

其頂ニ偃蹇ス。飯美村其北ニ鄰リ東北ニ一港ヲ開ケリ。深サ四尋。其北ニ中島ノ瀬戸アリ。左右 絶壁 中間 小舟ヲ通ス可シ。又北ニ白島﨑アリ。中村ニ屬ス。之ヲ本郡東北ノ極隅トス。海上ニ斗出スル拾壹町傍ニ数十ノ小嶼アリ。總テ白島ト稱ス。最奇トスヘキ者ヲ赤帆掛ト云。高サ八丈圍ミ貳丈 形丈人ノ赤衣黒帽ヲ着シテ長揖スルカ如シ。屏風島ハ形似ヲ以テ名ツク。脚下ニ穴アリ。八方ニ洞通ス。夏日暑ヲ避ルニ宜シ・海ニ循ヒ北ノ方大泊 小泊ヲ經テ瀬落灘ニ到レハ峭壁危險人ヲシテ寒心セシム。二小池アリ。西北ニ松島ノ窟アリ。許多ノ海鹿コヽ二棲息セリ。

「赤帆掛」について言及されており，さらにそれは，傍線を施した記述に見られるように，「丈人」すなわち老人が，赤い着物をまとい黒い帽子をかぶって，「長揖」しているかのようだと結ばれている。「長揖」とは，上体を前方に傾けて頭を下げることを意味し，丁重な敬礼であるから，「赤法印」という言葉こそ見られないものの，遅くとも明治初期には，当地の赤い巨石が「赤い着物で深く頭をたれる人の姿」を想起させる存在になっていたのではないかと考えられるのである。さらに，松島には海鹿すなわちアシカが生息するとされている。

続いて，「隠州視聴合紀」を紹介したい。「隠州視聴合紀」は，江戸時代前期に成立した隠岐の最古の地誌とされ，隠岐郡代になった松江藩士斉藤豊宣が寛文七年（一六六七年）にまとめたものであるが，短期間で完成していることから隠岐の村々の公文（くもん・庄屋）たちの協力を仰いで記述されたという見方がある。本文については，隠岐郷土研究会が編集した『隠岐島史料 近世編 上』［16］に翻刻されたものが収録されているが，この冒頭に参考資料として掲載されている「隠岐島略図」を参照するに，伝承地はこの地図が記された時代に「西村」と呼ばれていたようであり，その記述は次のようになっている（傍線は論者による）。

西村

西村は北は海岸高うして，地上より五町ばかりを去りて人家あり，松処々に生じて礁径縦横にあり，海に鴉島 小白島 帆掛島 屏風島 田島 沖島 海鹿窟なんどいふ処あり窟の上松偃せ波寄せて白練の如く常に見ゆ，岸の長く指出たる処を鷹巣崎といふ此より穏地郡の境なり。岸上の山を白嶋といふ，村の南は所謂松尾といふ村つづき大峯山割成が如く岩峙ち樹旧りて尋常の山にあらず桑山につづきたり，麓に田園連なり，爰かしこに小水流る，瑠璃といふ所より西の方山路十九町を行けば伊後村に出づ，彼大峯を左に廻りて穏地郡なり。

「赤法師」の名は見られないが，屏風島と併記されていることからも，「帆掛島」と記述されているのが，赤法印と呼ばれる赤い巨石であろうと考えられる。「モタが岩屋」にあたる地名は確認できなかったのに対して「海鹿窟」の記述は見られるが，類似した記述を有する「増補隠州記」に解説を施した『新隠岐島史料－増補隠州記－』［17］では，この「海鹿窟」に「現在国の天然記念物『沖島オオミズナギドリ繁殖地』」との注が付されており，この島は隠岐島後の最北端にある「沖ノ島」であって赤い巨石からは遠く離れていることから，やはり近世においてもアシカが数多く確認できた場所と，赤い巨石の場所とは位置的に開きがあったのではないかと推察される。

こうした地理的条件及び地誌の記録から，侍女が転じた動物をモタとする「赤法印型浦島伝承甲」が先行し，メチとする「赤法印型浦島伝承乙」が派生したと結論付けたい。

3.3 歴史的背景から考える分化時期と背景

それでは，「赤法印型浦島伝承乙」はいつ分化し，そこにいたるまでにどのような社会の変容があったのであろうか。それを考える上で，第一に取り上げたいのは，「赤法印型浦島伝承乙」がニホンアシカ絶滅の理由説明としての機能を果たしている点である。

侍女たちが変身を遂げたメチ，それらが集う岩屋は，格好の漁場であった。しかしながら，漁師たちが獲りすぎたことによって，その種は根絶やしとされてしまう……。

「赤法印型浦島伝承乙」にはこのような展開が見られるが，それは明治期におけるアシカ漁の状況と重なると言って余りあるものがある。

「赤法印型浦島伝承乙」において，侍女が変身させられたとされるメチがニホンアシカであれば，日本では明治の乱獲を経て多くの個体が捕らえられ，一九七〇年代の目撃情報を最後にその消息を絶っているとされる。すなわち，環境省が提示している絶滅の定義に立てば，ほどなく絶滅と見なされる存在であり，その理由も人間による乱獲であることは疑いようがない。

フィールドワークでも白島で行われたアシカ漁の様子を聞き取ることができたが，アシカ漁の様を目の当たりにし，さらにはアシカの数が徐々に減っていく様子までも感じ取っていた明治期の隠岐において，「赤法印型浦島伝承乙」は，ニホンアシカの終焉を告げる物語として派生したのではないかと考えられるのである。

「赤法印型浦島伝承乙」が明治時代に派生したと考える根拠がもう一つある。ニホンアシカの乱獲期にあたる明治期，日本には新たな浦島伝説，現在語られる話に最も近い浦島伝説が生まれたとされている。それは国定教科書であった。三浦佑之氏によると，現在我々が昔話「浦島太郎」として知っているストーリーは，文字によって固着してしまったものであり，それは国定教科書によるものだというのである［10］。これは，巌谷小波氏の『浦島太郎』が下敷きになったものだとされているが，一九一〇（明治四十三）年に編纂された第二期国定教科書から一九四九（昭和二十四）年に検定制度へと教科書制度が変わるまでの第六期まで「浦島太郎」は国語教科書の題材として小学二年生に使用され続けている。「赤法印型浦島伝承乙」

が，明治期の産物だと仮定すれば，この伝承において，主人公の名前が「浦島太郎」となっていることは，国定教科書の影響と無関係とは言えまい。

以上のことから，赤法印型伝承は甲（モタ型）が先行し，乙（メチ型）の方はその後に，明治期のアシカ漁の興亡を語り継ぐという非常に興味深い特徴を付加されて生まれたと考えられるのである。

4. 実地調査から見えてきたもの

4.1 実地調査で明らかになった伝承地の実態

論者は，二〇二四年十一月十七日から十一月二十日にかけて島根県隠岐郡隠岐の島町にてフィールドワークを行った。当地でのヒアリングと郷土資料（史料）収集の結果，浮き彫りになったことを報告する。赤法印の巨石は，隠岐の島の北端に位置する白島半島の東部に存在するが，この近辺にはいくつかの小島がある。図2及び図3は，いずれも国土地理院の地図で，図2において囲んでいる部分が赤法印の巨石のあるエリア，それを拡大したものが図3である。図3におけるA～Cの記号及び枠内の地名は論者が追記したもので，Aが赤法印の巨石であり，Bが伝承中で主人公の男が竜宮に行く際に通っていった岩屋で，赤法印の巨石はこの岩屋を見下ろすようにそびえている。Cは伝承中で語られることはないながら，当地の地理的条件をとらえる上で非常に重要な役割を果たす「長島」である。なお「長島」および「帆掛島」が地理院地図に見られる地名で，図3の中のそれ以外の地名については聞き取り調査のなかで挙がってきた当地での呼び名を論者が追記している。ここからは便宜上，伝承中の呼び名を用いてA(赤法印の巨石)，B（竜宮の門）と表現したい。

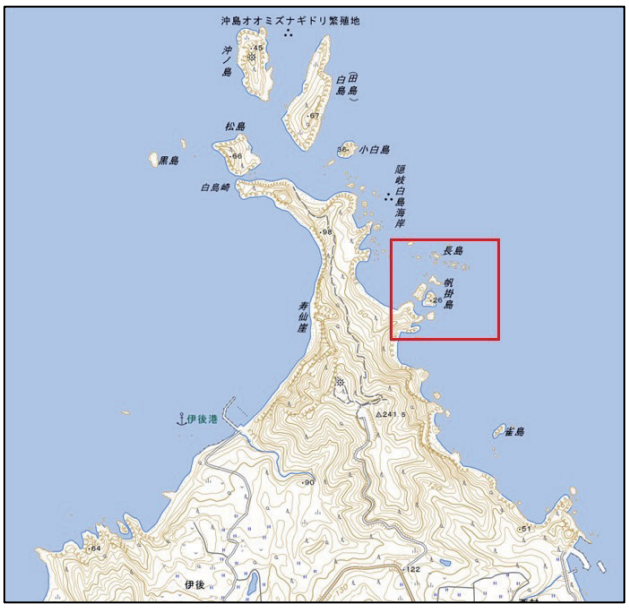

図２　伝承地の位置関係

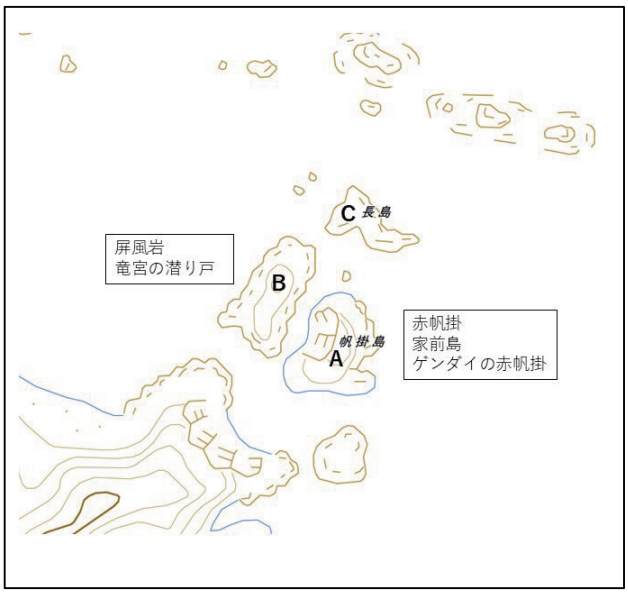

図３　伝承地の位置関係（詳細）

伝承地・隠岐の島町中村における漁・釣りの実態については，当地で長く渡船業と民宿を営んでいた浜田屋第一観光代表であり，渡船の船頭でもあった和田日出喜氏と，現在中村近辺での渡船業を一手に担っている渡船・日新丸の船頭，佐藤格丈氏にお話を伺った。両氏の証言及び当地で釣りを楽しむ地域住民の言葉，並びに郷土資料の記述を総合し，まとめたものが次である。

①A（赤法印の巨石）やB（竜宮の門）の地理的条件

A（赤法印の巨石）及びB（竜宮の門）近辺は，多少の時化にあっても比較的安全に漁や釣りができる場所であった。その沖合に位置するC「長島」が，北西からの風やそれに伴う波を遮るため，それより沿岸側のエリアでは時化の影響を受けにくかったためである。

②漁や釣りの実態

サザエや石鯛が多く，また，それらを餌にしているサメもよく見られた。A（赤法印の巨石）近辺は浅瀬であるため，現在の手法による漁には不向きであるが，地理的に時化の影響を受けにくいこともあり，櫓をこいで漁や釣りをしていた時代にあっては，B（竜宮の門）を船で通り抜ける形で行き来していた。沖合に出るとサザエやアワビの漁場であり，かつ多少の荒天であっても洞窟から出たあたりは安全だと考えられていた。

③サメと人との関わり

B（竜宮の門）を抜けた先で網を使うと，サメがかかることはよくある。当地でよく見られるサメはフカザメ型で，ネコザメやホシザメ（当地ではデンチと呼ぶことが多い）が中心である。漁場を荒らすサメを仕留めるため，夜，イカを餌に突き漁でサメを捕っていたと記した郷土資料もある。

④アシカと人との関わり

白島半島の西側にはかつてアシカの姿があり，沖合で泳ぐアシカの頭部や岩場で昼寝をしている様子が目撃されていた。白島半島の東西で洞窟は異なる様相を示しており，東側は浅くて貝や魚が生息しやすい地形であるのに対し，西側は洞窟の一つ一つが大きくて奥行きと深さがあるため，アシカの繁殖に適していたのではないか。

4.2 漁場名と郷土資料に残された伝承の片鱗

論者の見る限り，「赤法印型浦島伝承」がその内容も含めて記載されている書物は昭和四十一年に刊行された横山弥三郎氏の『隠岐の伝説』[18] より古く遡ることはできないが，「赤法印型浦島伝承甲」の主人公名である「源太夫」及び，その主人公が化した巨石の通称名「赤法印」について，郷土資料に興味深い記述があった。最初に紹介するのは，明治二十六年に刊行された『隠岐雑詞』[19] に残る，「白島」という七言絶句である。

白島

白島岬，在西村。群島碁布，或為石窟，或為巌門，島白嶼黒，就中，巨巌似人，爲赤法印，

白島風光仔細看。　潮痕印石虎龍蟠。
却驚波上巌門外。　浮水巨人衣帯丹。

結句に見られる丹の着物をまとった巨人が，赤法印の巨石を表すことは，詞書きからも明らかであり，明治期にはすでに巨石が当地において「赤法印」と呼ばれていたことがうかがわれる貴重な資料であるといえる。

「赤法印」という語は『隠岐国神社秘録』[20] にも見られる。本書は神社信仰の実態を調査しようと明治二年（一八六九年）から三年（一八七〇年）にかけて行った神社調査及び同五年からの神社整理等の記録資料を収録したものである。それによると，明治三年二月十八日の調査記録に「赤法印」という小祠が確認されたという。今回の実地調査中にその所在を明らかにすることはできなかったが，この日の調査団の足取りを見るに西村を拠点としていたようで，「赤法印」と呼ばれる小祠が伝承地近辺にあったことが推察される。

次に，「源太夫」の名についてであるが，当地出身の大崎明氏から大変興味深い証言が得られた。子どものころから，屏風岩や赤い巨石のある島の一帯のことを「ゲンダイ」と呼び，赤い石を「ゲンダイの赤帆掛け」と呼んでいたということであった。そのいわれは分からないながら，当時は地名として「ゲンダイ」と呼び，明治八年生まれの祖父をはじめ，家族のなかでは当地は「ゲンダイ」という名で通っていたという。これは，二〇一六年に実施した聞き取り調査でご協力いただいた吉田光秋氏の証言とも合致している。大崎氏は「『ゲンダイ』を通り過ぎて帆掛けという島の灘を通って白島の方に出ると，小泊のあたりに『モタが岩屋』がある」と語っていらっしゃった。

最後に，公記録において当地のことがどのように記載されていたかについて紹介したい。隠岐の島町役場・税務課に協力いただき，字限図（あざきりず）を閲覧したところ，赤法印の巨石があるあたりに「赤帆掛」の名を認めることができた。これは，明治初年の地租改正に伴い，一八七七年に全国的に測量，調整されてきた地籍図である。旧来の検地帳の地図を主な資料として作成されたとされているため，この記載内容は近世の資料に依っている可能性が高い。また，松江地方法務局西郷支局で，明治期に制作されたと考えられる土地台帳および土地台帳付属地図を閲覧したところ，土地台帳付属地図に記された赤法印の巨石があるあたりの島の一つに「深太夫」との記載があり，土地台帳にも「深太夫島」という名が明記されていた。現在の地図や空中写真と比較して，島の形状などの把握が不十分であるように見受けられはするものの，沖合には「長島」が記されていることからも，この「深太夫島」が赤法印の巨石を含む島であろうと考えられる。「深太夫」は「源太夫」の誤記ではなかろうか。明治期にあって当地が「ゲンダイ」と呼ばれていたことを裏付ける大崎氏や吉田氏の証言からも，この土地台帳を作成するに当たって資料とされたものに「源太夫」の名があり，それを写す際に読み間違いが生じたのではないかと考えられるのである。

赤い巨石にまつわる伝承が先行して当地の地名になっていったのか，「源太夫（ゲンダイ）」に通じる地名や「赤法印」という小祠があり，それらの情報がひとつの伝承に集約されたのか，その前後関係については今後検討の余地があるが，伝承を構成する大きな要素である「源太夫」及び「赤法印」という語は遅くとも明治期には見出すことができ，資料の成立年代や地域の方の証言から考えるに，近世末期から通称だった可能性がある。ご協力いただいた地域の皆様に，心より感謝申し上げたい。

5. おわりに　―モチーフ分析と実地調査から見えた赤法印伝承の系譜と現在―

本研究では，島根県隠岐郡隠岐の島町中村に残る孤立伝承「白島の赤法印」について，構成要素を分解して成立時期や伝承範囲の絞り込みを図り，さらに結末部分の差異に着目して分化の背景を解き明かすべく考察を行った。

その結果，「赤法印型浦島伝承」は，いまや全国に分布している浦島伝承の原初的な形や，古代の海人信仰をいまに物語る伝承であるという可能性を有していること，伝承中に見られる地名や人物名は明治期以降の郷土資料に散見され，近世末期から明治初期における当地で，人々が口にしていた可能性が高いことが明らかになった。

また，伝承内容と，当地における漁の実態がどのような重なり合いを有していたのかについても，実地に出向き，渡船業の船頭をはじめとする地域住民の協力によって考察を深めることができた。

「赤法印型浦島伝承」は，隠岐の島における代表的ジオサイトの一つ，白島展望台から望める赤い巨石の起源譚となっており，他にも，当地の地形に由来して名付けられた「龍宮の門」や「モタが岩屋」（伝承によっては「メチが岩屋」）が登場する。当地の特徴的な地形と，豊かで多様な文化交流，そして海や海洋生物に寄せる一種の信仰等が相互に影響し，本伝承の成立に至ったのではないかと考えられるが，明文化された資料が少ないことに加えて当地で収集できた郷土資料等についていまだ明らかにできていない点も多く，今後，より詳細な研究が望まれる。

謝辞

本研究の実施に当たり，ご協力いただいた隠岐の島町役場の税務課・隠岐の島町役場中支所・松江地方法務局西郷支局・隠岐の島町図書館・五箇学習センター・布施公民館の皆様，そして地域住民の皆様に感謝いたします。

執筆にあたりご指導を賜った島内裕子教授と宮本陽一郎教授に深く感謝します。

また、実地調査に際しましては、島根県立大学国際関係学部の中村圭教授と陳泓旭氏に多大な協力を頂きました。ここに感謝の意を表します。

本研究の一部は島根県立大学市民研究員共同研究助成金によります。おかげさまで本研究を無事形にすることができました。誠にありがとうございました。

文献

[1] 稲田浩二・小沢俊夫責任編集『日本昔話通観』第十八巻・島根編　同朋舎　1982
[2] 野津龍『隠岐島の伝説』日本写真出版　1977
[3] 酒井董美『ふるさとの民話　第九集　隠岐編Ⅱ』ハーベスト出版　2014
[4] 島根県立隠岐島前高校郷土部編『島前の伝承』１～８号　1975～1978
[5] 島根大学昔話研究会編『隠岐・島後民話集』　1984
[6] 中村郷土誌編纂委員会『中村郷土誌』　1996
[7] 松尾壽『近世後期隠岐嶋流人の研究』清文堂　2021
[8] 三隅治雄『北前船が運んだ民謡文化』第三文明社　2021
[9] 水野祐『古代社会と浦島伝説』雄山閣出版　1975
[10] 三浦佑之『浦島太郎の文学史　恋愛小説の発生』五柳書院　1988
[11] 市大樹「隠岐国の荷札木簡」『しまねの古代文化』島根県古代文化センター　2015
[12] 瀧音能之「浦島子伝承の変容」『駒沢史学』（五六）2000
[13] 渡辺秀夫『かぐや姫と浦島 物語文学の誕生と神仙ワールド』塙書房　2018
[14] 稲田浩二責任編集『日本昔話通観　研究篇１日本昔話とモンゴロイド—昔話の比較記述』同朋社　1993
[15] 清水清太郎『隠岐國地誌略　全』弘文堂　1880
[16] 隠岐郷土研究会編『隠岐島史料 近世編 上』　1963
[17]「隠岐の文化財」編集委員会編『新隠岐島史料—増補隠州記—』　2020
[18] 横山弥四郎『隠岐の伝説』島根出版文化協会　1966
[19] 田子竜 (節山) 著／田巌発行『隠岐雑詞』　1893
[20] 島根県総務部編『隠岐国神社秘録』　1954

看図アプローチを活用したライティングの実践研究 ― ２つの授業実践における 学習者個人の経時的観察からの考察 ―

江草 千春†

A Practical Study of Writing Instruction Based on Kanzu Approach: Longitudinal Observation of Individual Learners Over Two Classroom Practices

Chiharu Egusa

1. はじめに

高等学校では，2022年4月から2018年に告示された『高等学校学習指導要領（平成30年告示）』に基づいて教育活動が行われている（文部科学省, 2018）。この学習指導要領では，「知識及び技能」（p. 20）「思考力・判断力・表現力等」（p. 20）「学びに向かう力，人間性等」（p. 20）という３つの育成を目指す資質・能力の柱が明示された。また，「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」（p. 28）もこの文脈の中で謳われている。さらに外国語科においては，前述の育成を目指す資質・能力の育成や言語活動の重要性が標榜されている（文部科学省, 2019）。しかしながら，高等学校においては教科書を扱って学習活動を行うと，どうしても文法（言語形式）指導に偏ってしまう傾向が見られ，観点別評価における３観点（「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」）のうち，「知識・技能」に関する割合が大きくなってしまいがちであると指摘されている（高杉, 2024）。また，「依然として外国語によるコミュニケーション能力の育成を意識した取組，特に『話すこと』及び『書くこと』などの言語活動が適切に行われていないこと，『やり取り』や『即興性』を意識した言語活動が十分ではないこと，（中略）といった課題がある」（文部科学省, 2019, p. 6）という指摘もある。

このような問題点を解決するための授業づくりの方法，すなわち学習活動を促進する方法の１つが「看図アプローチ」である（鹿内・石田, 2025）。看図アプローチとは，「ビジュアルテキスト」と呼ばれる絵図などに描かれている内容に基づいて学習者が言葉を使って表現活動を行うことを求める授業実践である。この授業づくりの方法は，協同学習の１つの領域（日本協同教育学会, 2019）であり，近年では小学校や中学校などの様々な学校種や様々な専門分野で授業実践研究が行われている（e.g., 織田・加藤, 2023; 大村・池浦, 2020; 大山・山下・石田・鹿内, 2021）。そして，授業の感想として得られた満足度の高さから看図アプローチの有効性や汎用性の高さが確認されている。また，このアプローチは先述した学習指導要領において育成を目指す資質・能力の３つの柱の１つである「思考力・判断力・表現力等」の育成にも寄与する，と鹿内（2019, 2022）は述べている。

以上のように，協同学習を促進するための１つの授業づくりの方法として看図アプローチを活用すれば，他者と協力して学び合うことで学習者の学びを促進し，知識や技能だけではなく，思考力，判断力，表現力も伸ばすことが可能かもしれない。この思考力，判断力，表現力の育成については英語教育，とりわけライティング教育においても重要であると保田（2024）は論じている。

そこで，本稿ではまず看図アプローチの定義と歴史や，このアプローチを活用する際に必要となるビジュアルテキスト，そしてこのテキストを読み解くために必要となる「変換」「要素関連づけ」「外挿」の３つの活動について説明する。また，このアプローチを活用した実践研究がどのように行われているかについて英語教育を中心に概観する。そして定時制高校で４ヶ月間の間に行われた２つの授業実践について詳述する。具体的には，３つの学年の学習者を対象に２つの授業実践に１度も欠席しなかった学習者11名におけるワークシートの記述内容から，どのような傾向や特徴が見られるか経時的観察を行った結果を詳述する。

†2024年度修了（人文学プログラム），現所属：北海道岩見沢東高等学校

2. 看図アプローチ理論と看図アプローチを活用した実践研究

本章では，まず看図アプローチの定義と歴史について説明する。次に，看図アプローチ実践を行うために必要となるビジュアルテキストおよび３つの活動（「変換」「要素関連づけ」「外挿」）について説明する。そして，この理論を用いた実践研究がどのように行われているかについて英語教育分野を中心に述べていく。

2.1 看図アプローチとは（看図作文から看図アプローチへ）

看図アプローチとは，絵図などのビジュアルテキストを適切な発問に解答する活動に参加しながら読み解いていく。そして，その読み解いたことを発信するプロセスを含んだ授業づくりの方法である（鹿内, 2016; 鹿内・佐田・中尾・石山, 2016）。鹿内（2023）は，「看図アプローチでは，ビジュアルテキストを『みる』ものではなく『読む』もの」（p. 31）と定義した。そして，このテキストを読み解いていくために，「変換」「要素関連づけ」「外挿」の３つが授業実践を行っていくために必要な活動であると言及している（鹿内, 2015）。

後述する３つの活動については，看図アプローチの前身である「看図作文」でも行われていた（鹿内, 2014）。この指導法は，元々は中国の小・中学校の国語に相当する科目で指導されていて，絵図を見てその内容を文章で書くものである。（鹿内・葛, 2000）。しかしながら，中国で指導されている看図作文は絵図に特別な工夫がなかったり（鹿内, 2014），絵図から読み解かなくても発問から作文が書けてしまうものがあったりすると仇（2022）は指摘している。また発問についても絵図を見ると誰もが同じ解答をしてしまうものや（仇, 2022），「［前略］看図作文の授業で先生は『絵をよく見て作文を書きなさい』と言うだけです。［後略］」（鹿内, 2014, p. 3）と言った単純な発問が多かったりする，という指摘もある。

このように，先述した例を挙げただけでも中国で行われている看図作文の絵図や発問には改善すべき点が多くある。また鹿内・李（2014）は，看図作文の効果的な授業方法が中国では開発されていないという問題点を指摘している。そこで，鹿内（2014）は，この中国の看図作文に心理学・記号論・物語論等の研究成果を取り入れた「新しい看図作文」を開発した。この「新しい看図作文」は，本稿でも後述するビジュアルテキストを見て，そこから意味を読み解く活動として「変換」「要素関連づけ」「外挿」の３つの活動から構成されている特徴がある。

これらの３つの活動を用いて，様々な授業実践が小中学校の国語の授業で行われている（e.g., 伊藤・渡辺・石田・兒玉・伊藤・鹿内, 2012）。そして，近年では国語の授業だけではなく，他の教科教育や専門分野にもこの「新しい看図作文」における研究成果を応用していくことを「看図アプローチ」と呼び，数多くの研究成果が報告されている（鹿内, 2019）。具体的には，特別支援教育（鹿内, 2018），看護教育（山下, 2020），幼児教育（福永, 2022）などがある。

2.2 ビジュアルテキスト

看図アプローチは，ビジュアルテキストの読解を授業の中に取り入れている特徴がある（鹿内, 2016）。ビジュアルテキストとは，図・写真・動画・グラフなどのことである。従来，ビジュアルテキストは「見るもの」と考えられていた。しかしながら，看図アプローチではビジュアルテキストを「読むもの」として位置づけた。また，このテキストにはある種の「わかりにくさ」が備わっている必要がある（鹿内, 2015）。その「わかりにくさ」には，「曖昧・空所・対立・欠落等」（鹿内, 2014, p. 107; 鹿内・石田, 2025, p. 102）の特性が含まれている。そして，その特性が学習者たちが個々に思考したりペアやグループで協同の学び合いを深めながら，ビジュアルテキストを様々に解釈したり表現したりすることを可能にしている（鹿内, 2015, 2022）。

2.3 ３つの活動（「変換」「要素関連づけ」「外挿」）

ビジュアルテキストを読み解いていくためのものとして次の３つの活動がある（鹿内, 2015）。１つ目が「変換」であり，ビジュアルテキスト中に描かれている（あるいは写っている）諸要素を言語化する活動である。２つ目が「要素関連づけ」であり，ビジュアルテキストを構成している諸要素を相互に関連づける活動である。３つ目が「外挿」であり，ビジュアルテキスト中に表現されている内容を超えて，展開について推量したり結果を予測したりすることにより発展的に考えていく活動である。

2.4 看図アプローチを活用した実践研究

前述で説明したビジュアルテキストと３つの活動（「変換」「要素関連づけ」「外挿」）を用いて，教育現場では，様々な専門分野において実践研究が展開されている。例えば高等学校においては，理科教育分野（溝上・吾妻・鹿内, 2016），国語教育分野（大村・池浦, 2020），数学教育分野（石山, 2024），英語教育分野（江草, 2024）において看図アプローチを活用した実践研究が報告されている。ここでは，本稿と密接に関連する英語教育分野に関して論じていく。

この分野に関しては，中学校（茅野・髙橋・小笠原・細川, 2021）と大学（朝居・織田, 2023）でそれぞれ１つずつ実践研究があるのみである。しかしながら，高等学校においては４つの実践研究が報告されている（e.g., 江草, 2022）。例えば江草（2022）では，定時制高校の１年生，２年生，３年生の３つの学年の学習者を対象に，それぞれ２もしくは３時限の授業計画で「室内光景」というビジュアルテキストを用いて３つの活動（「変換」「要素関連づけ」「外挿」）を行った。ワークシートの感想からは，ほとんどの学習者が，「楽しかった。絵を見て，言葉を作っ

て，それを英文にするのが難しかったが協力してできた」（p. 41）などの肯定的な記述が得られた。江草（2023）では，江草（2022）と同じ学習者である４年生を対象に「糸通し」というビジュアルテキストを用いて３つの活動を行った。ワークシートの感想からは，多くの学習者が江草（2022）と同様に，「みんなの個性が光っていて，前回以上に面白かったです」（江草, 2023, p. 43）「長文の英語が書けるから難しいけど・・・楽しさがある」（同上）などの肯定的な記述が得られた。これらのデータから，他の看図アプローチの実践研究（e.g., 茅野・時田, 2021）と同様の結果となり，看図アプローチの有効性や汎用性の高さを示唆することができた。また，江草（2023）では３つの活動におけるワークシートの記述データと江草（2022）の記述データを数量的に示し，比較を行った。その結果３つの活動すべてにおいて，江草（2023）の方が江草（2022）と比べて数量的に伸びていることが分かり，解答数や表現力に伸びが見られることが分かった。

一方，江草（2025）では１学年を対象に５時限の授業計画で，江草（2022）と同じビジュアルテキスト（「室内光景」）を用いて追実践を行った。ワークシートの感想からは，「［前略］読み取るのは意外と難しくて少ししか書けなかったが，楽しく学ぶことができたと思います［後略］」（江草, 2025, p. 12）など，江草（2022）と同様に肯定的な記述が多く，看図アプローチの有効性や汎用性の高さを追認するものであった。また江草（2025）では，江草（2022）と江草（2025）で行われた４つの授業実践について，３つの活動と感想に分けて考察した。その結果，看図アプローチ授業を実施する時間数，それぞれの活動に取り組む時間の長さ，学年（クラス）の集団や特徴などが異なっていても，ある種の「わかりにくさ」が含まれているビジュアルテキストと，３つの活動における適切な発問の２つの条件があることで，次のことが解明された。それはつまり，前述の２つの条件が融合することで協同の学び合いを充実させたり，多様な解答を産み出させたりして学習を深化させていくことである。そしてそれが，看図アプローチの有効性や汎用性の高さに結びついていくことが示された。

以上，高等学校で行われた看図アプローチの３つの実践研究（江草, 2022, 2023, 2025）について概観してきた。この概観から，ビジュアルテキストと３つの活動が適切に融合することで，看図アプローチの有効性や汎用性の高さにつながっていくことが分かった。それでは，同じ学習者が４ヵ月間の間隔を経た後に異なるビジュアルテキストを用いた授業実践においては，学習者のワークシートの記述データにはどのような特徴や変容が生じるであろうか。次章では，そのことについて詳述する。

3. 2022年３月と７月の授業実践における学習者個人の経時的観察

本稿における看図アプローチを活用したライティングの実践研究は，2022年３月と2022年７月にＡ高等学校（高校）の定時制課程普通科で行われた。Ａ高校の定時制課程は，各学年１クラス規模の学校である。なお紙面の都合上，実践の詳細は2022年３月の実践については江草（2022）の論文を，2022年７月の実践については江草（2023）の論文を参照されたい。

倫理的配慮として，先述の両実践では授業実践に参加する学習者に説明文書を配布して説明し，調査研究への参加の同意書に署名してもらっている。説明文書では，研究の目的・意義，研究方法，研究の期間と場所，資料の開示，研究への参加の自己決定権，研究をお願いする理由，研究への参加に伴う危害の可能性，個人情報の取り扱い，研究終了後の対応と研究成果の公表について記載されている。また，勤務先の管理職にも授業実践を行ってもよいと承諾をもらっている。

3.1 2022年３月の実践で用いられたビジュアルテキストとワークシート

2022年３月の実践では，「室内光景」というビジュアルテキストが用いられた（図１参照）。

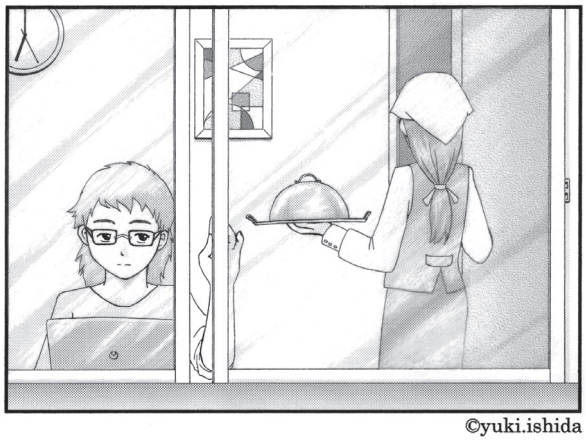

©yuki.ishida

図１ ビジュアルテキスト「室内光景」

また，この実践で用いられたワークシートは以下の４つであり，抜粋したものを示す（ワークシート１～４参照）。ワークシート１には看図アプローチ授業を行うために必要となる３つの活動の１つである「変換」，ワークシート２には「要素関連づけ」，ワークシート３には「外挿」の活動についての発問が記載されている。一方，ワークシート４には感想を記入するための解答欄が記載されている。

＿＿年　名前＿＿＿＿＿＿＿＿
１．ビジュアルテキストに描かれている『もの』を４つ以上書いてください。
（記入欄省略）
２．１.で描かれていた『もの』を英語に直してください。
（記入欄省略）

ワークシート１（「変換」用）

____年　名前_____

3．絵はどこにありますか？答えを５つ日本語で書いてください。
（記入欄省略）

4．3.で書いたものを英語に直してください。
（記入欄省略）

参考情報
There is a pen on the desk.（机の上に１本のペンがあります。）
There are two apples on the table.（テーブルの上に２つのリンゴがあります。）

【前置詞のイメージ図】
in, in front of, behind, on, above, near, beside, under, betweenについてのイメージ図を呈示（イメージ図は，著作権の関係上省略）

ワークシート２（「要素関連づけ」用）

____年　名前_____

5．ビジュアルテキストの左側のお嬢さん（Maki）はどのような行動をしようとしていますか。日本語で考えて書いてください。
（記入欄省略）

6．5.で書いたものを英語に直してください。
（記入欄省略）

ワークシート３（「外挿」用）

____年　名前_____

7．ビジュアルテキストの授業をやってみてどうでしたか。感想などを自由に書いてください。
（記入欄省略）

ワークシート４（「感想記入」用）

3.2 2022年７月の実践で用いられたビジュアルテキストとワークシート

2022年７月の実践では，「糸通し」というビジュアルテキストが用いられた（図２参照）。

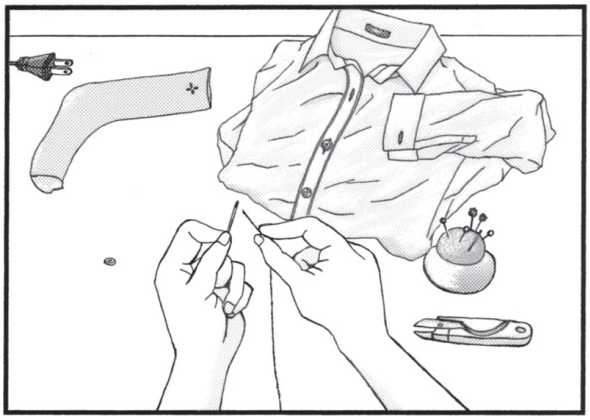

©yuki.ishida

図２ ビジュアルテキスト「糸通し」

また，この実践で用いられたワークシートは５つある。しかし，本稿の内容と関連する以下の４つのみ抜粋したものを示す（ワークシート５～８参照）。ワークシート５には看図アプローチ授業を行うために必要となる３つの活動の１つである「変換」，ワークシート６には「要素関連づけ」，ワークシート７には「外挿」の活動についての発問が記載されている。一方，ワークシート８には2022年３月の実践と比較しての感想と，７月の実践の感想を記入するための解答欄が記載されている。

____年　名前_____

1．ビジュアルテキストに描かれている『もの』を４つ以上書いてください。
（記入欄省略）

2．1.で描かれていた『もの』を英語に直してください。
（記入欄省略）

ワークシート５（「変換」用）

____年　名前_____

3．ワイシャツはどこにありますか？答えを５つ以上日本語で書いてください。
（記入欄省略）

4．3.で書いたものを英語に直してください。
（記入欄省略）

ワークシート６（「要素関連づけ」用）

____年　名前_____

5．この人（Miki）はこれからいくつかの作業をします。どんな作業をどんな順番でしていくと思いますか。ビジュアルテキストに描かれていることを根拠にして，日本語で考えて書いてください。
（記入欄省略）

6．5.で書いたものを英語に直してください。
（記入欄省略）

ワークシート７（「外挿」用）

____年　名前_____

8．2022年３月に行ったビジュアルテキストの授業と比べてどうでしたか。自由に書いて下さい。
本稿の図１ビジュアルテキスト「室内光景」がワークシートに記載している。
（記入欄省略）

9．その他，今回の授業をやってみてどうでしたか。感想などを自由に書いて下さい。
（記入欄省略）

ワークシート８（「感想記入」用）

3.3 看図アプローチ授業における３つの活動から得られた学習者の解答例

ある種の「わかりにくさ」を含んでいるビジュアルテキ

ストを用いて，看図アプローチ授業において３つの活動（「変換」「要素関連づけ」「外挿」）を行った際に学習者がどのような解答をするのかについて，詳しくは江草（2022）および江草（2023）を参照されたい。本稿では，2022年３月の実践から解答例を抜粋して示す。なお学習者は先述の３つの活動で解答する時には，辞書あるいはスマートフォンやクロームブックなどの情報端末を活用していた事を付記する。

3.3.1「変換」の活動における解答例

ワークシート１では，「変換」の指示をしている。学習者たちは，ビジュアルテキストに描かれている「もの」については次のように解答していた。日本語と英語の解答例の一部を示す。

鍵　壁　時計　めがね　窓　パソコン　絵
key wall clock glasses PC picture

3.3.2「要素関連づけ」の活動における解答例

ワークシート２では，「要素関連づけ」の指示をしている。ここでは，ビジュアルテキストの中の「絵」はどこにあるか書いてもらった。学習者たちは，次のように解答していた。日本語と英語の解答例の一部を示す。

・額縁の中　　・時計の右にあります
・時計と扉の間にあります
It’s on the right side of the clock.　in the picture frame
It’s between the clock and the door.

3.3.3「外挿」の活動における解答例

ワークシート３では，「外挿」の活動を行ってもらった。ここでは，「ビジュアルテキストでの左側のお嬢さんは，どのような行動をしようとしているか日本語で書いてください」と指示した。ただし，「お嬢さん」については男性でもいいし名前を変えてもいいと補足説明した。学習者たちは次のように解答していた。日本語と英語の解答例の一部を示す。

・まきは店員に感謝する　　・パソコンを使っている
・国木田独歩は，奥様の作るご飯を待っている
Maki thanks to the clerk.　Maki uses a personal computer.
Doppo is waiting for his wife’s food.

3.4 学習者個人の経時的観察

ここでは，前節の2022年３月と７月の授業実践のワークシートで得られた学習者の記述内容の一部を示し，学習者個人の経時的観察を行う。

3.4.1 2022年度４年生のワークシートの記述内容から

2022年度４年生については，男子５名，女子３名，計８名の学年で2022年３月の時点では３年生，2022年７月の時点では年度が変わり４年生であった。ここでは，前述の両実践に１度も休まず出席した2022年度４年生３名のワークシートから考察する。ただし紙面の都合上，ワークシートの記述内容については，「変換」「要素関連づけ」「外挿」の英語での記述および「感想」の記述を抜粋して１名分のみ載せている（資料１参照）。

資料1
学習者A（2022年度4年生）のワークシートの記述内容（抜粋）

2022年３月の授業実践
【変換】
clock　glasses　window　wall　computer
picture frame　door
【要素関連づけ】
space　wall　In the picture frame
There is a picture in the picture frame.
【外挿】
Maki is opening the window.　Maki is looking out.
Maki is replacing the air.
【感想】
楽しかった。みんなが何をしゃべっているか，わかるぐらいの理解力がほしい。

2022年７月の授業実践
【変換】
needle　thread trimmer scissors　thread　shirt
button　socks　outlet　hand　nail　arm
horizon　tag　pincushion
【要素関連づけ】
The shirt is on the pincushion.
It is on top of thread trimmer scissors.
It is right of socks.　It is top right of the button.
It is in front of me.　It is on the outlet straight line.
【外挿】
1. Thread the needle.　2. Cut excess thread with scissors.　3. Sew the button.
4. Smooth out wrinkles on shirts with an iron.
【感想】
３月の実践と比べて
二度目だったので，想像がしやすく，やりやすかった。他のみんなも工夫されていて，余裕が感じられた。何と言っても楽しくて自分で考えた文を英語にする工程があるので，知らない英語表現が知れて勉強にもなった。
今回の実践について
（３月の実践と比べて）にも書いたが，自分で考えた文を英訳させるのはすごくいいと思う。楽しいし，新しい表現も覚えられる。僕もいくつか新しく覚えられてうれしい。

3.4.2 2022年度３年生のワークシートの記述内容から

2022年度３年生については，男子３名，女子３名，計６名の学年で2022年３月の時点では２年生，2022年７月の時点では年度が変わり３年生であった。ここでは，前述の両実践に１度も休まず出席した2022年度３年生２名のワークシートから考察する。ただし紙面の都合上，ワークシートの記述内容については，「変換」「要素関連づけ」「外挿」の英語での記述および「感想」の記述を抜粋して１名分のみ載せている（資料２参照）。

資料2
学習者B（2022年度3年生）のワークシートの記述内容（抜粋）

2022年３月の授業実践
【変換】
clock　window　computer　eye glasses
woman　male　picture　button　ribbon
hair　picture frame　sling
【要素関連づけ】
There is a picture in the room.
There is a picture on the upper side.
There is a picture on the right side of the clock.
There is a picture on the left side of the door.
【外挿】
Maki was cold so Maki closed the window.
Maki asked for room service.
Maki let the insects in the room escape.
Maki is working with a personal computer.
Maki is looking at the picture reflected on the window.
Maki is looking at the clock reflected on the window.
【感想】
絵に描いてあるものを英語に直すのも楽しかったですが，自分で絵の内容を想像して自由な英文を作るのが楽しかったし，やりがいもありました。

2022年７月の授業実践
【変換】
outlet　socks　button　shirt　town needle
scissors　hand　finger　nail　air　thread　desk
【要素関連づけ】
It is on the desk.　It is next to the socks.
It is next to the needle.　It is in the room.
It is between the socks and the needle.
It is in front of you.　It is on the earth.
It is near the scissors.　It is at the back of the desk.
【外挿】
Miki is working with needles and scissors. Miki is fixing the unbuttoned shirt. Miki is threading a needle. Miki struggled to thread the thread through the hole. Miki has pointed the needle at her finger. Miki fixed the socks with holes. Miki unplugged the sewing machine. Miki is trying to change her shirt to something else.
【感想】
３月の実践と比べて
（３月の実践）は，描かれている人物が２人だったのに対して今回は１人だけで，手の部分しかなかったので，（「外挿」の活動）が難しく感じました。
今回の実践について
またやりたいです。

3.4.3 2022年度２年生のワークシートの記述内容から

2022年度２年生については，男子２名，女子５名，計７名の学年で，2022年３月の時点では１年生，2022年７月の時点では年度が変わり２年生であった。ここでは，前述の両実践に１度も休まず出席した2022年度２年生６名のワークシートから考察する。ただし紙面の都合上，ワークシートの記述内容については，「変換」「要素関連づけ」「外挿」の英語での記述および「感想」の記述を抜粋して１名分のみ載せている（資料３参照）。

資料3
学習者C（2022年度2年生）のワークシートの記述内容（抜粋）

2022年３月の授業実践
【変換】
clock　picture　personal computer　glasses
door　window　people　picture frame
【要素関連づけ】
There is a picture on the wall.
【外挿】
Maki is using her computer.
Maki is opening the window.
Maki is closing the window.
【感想】
楽しかった。絵を見て，言葉を作って，それを英文にするのが難しかったが協力してできた。

2022年７月の授業実践
【変換】
socks　button　needle　thread　shirt　hand
thread trimmer scissors　pincushion　sleeve
outlet　nail　finger　town needle
【要素関連づけ】
It is next to socks.　It is behind the hand.
It is above the pincushion.　On the desk.
It is diagonally above the button.
It is diagonally above the thread trimmer.
【外挿】
Miki is trying to thread a needle. Miki is trying to fix the button on her shirt. Miki is trying to fix the socks with holes.

【感想】
3月の実践と比べて
（3月の実践）よりも広く考えることができた。
今回の実践について
何をしようとしているかや，どこに何があるかを考えられた。

3.4.4 2022年3月と2022年7月の実践のデータ比較

次に，授業実践のワークシートに記述されていた2022年3月と2022年7月の記述データを数量的に示して，どのような変化があったのかについて考察する。ここでは，両実践に1度も休まず出席した2022年度4年生3名，3年生2名，2年生6名，計11名の記述データを示す（表1・2・3参照）。

まず看図アプローチの3つの活動のうち，ビジュアルテキスト中に描かれている諸要素を言語化する「変換」における「もの」の日本語と英語の解答数による2022年3月と2022年7月の比較である（表1参照）。

表1　2022年3月の実践と2022年7月の実践の比較：「変換」における「もの」の日本語と英語の解答数

	日本語の「もの」の解答数			英語の「もの」の解答数		
	N	*M*	*SD*	*N*	*M*	*SD*
2022年7月の実践	11	13.7	2.6	11	13.0	2.0
2022年3月の実践	11	11.7	2.8	11	10.1	2.4

注　*N*は学習者の数，*M*は平均，*SD*は標準偏差を指す。

表1によると，日本語と英語の「もの」の解答数の両方とも2022年3月の実践と比較して2022年7月の実践の方が増加している。ただし，両者の差が統計的に有意かどうかは学習者の数が少ないため，検証していない。以下に示す表2と表3の記述データを数量的に示したものも同様である。

次に看図アプローチの3つの活動のうち，ビジュアルテキストを構成している諸要素を相互に関連づける「要素関連づけ」における日本語と英語の解答数による2022年3月と2022年7月の比較を示す（表2参照）。

表2　2022年3月の実践と2022年7月の実践の比較：「要素関連づけ」における日本語と英語の解答数

	日本語の解答数			英語の解答数		
	N	*M*	*SD*	*N*	*M*	*SD*
2022年7月の実践	11	8.5	2.8	11	7.7	2.1
2022年3月の実践	11	4.9	0.8	11	3.4	1.4

「要素関連づけ」については，2022年3月の実践では「絵」はどこにあるか，2022年7月の実践では「ワイシャツ」はどこにあるか日本語と英語で書いてもらった。表2によると，日本語と英語の解答数とも2022年3月の実践と比較して，2022年7月の方が増加している。

最後に看図アプローチの3つの活動の1つであるビジュアルテキスト中に表現されている内容を超えて，展開について推量したり結果を予測したり，発展的に考えていく活動である「外挿」における2022年3月の実践と2022年7月の実践の比較である。「外挿」については，両実践のワークシートにおける発問が違うため，英作文の使用語数で比較した（表3参照）。第2言語習得研究のスピーキングやライティング研究では，語彙の豊かさや洗練さを示すために，言語表出を測定するために総語数（総発話数）に対して異語数がどれくらいあるかの割合で測定されるType-Token Ratio（Ortega, 1999; Robinson, 2001）や，総語数中における名詞，形容詞，副詞，動詞の異語数で測定されるTotal number of different nouns, verbs, adjectives and adverbsが使われる（江草・横山, 2004; Foster, 1996）。よって本稿では，語数の多さによって表現力の伸びを評価することができると考えた。

表3　2022年3月の実践と2022年7月の実践の比較：「外挿」における英作文の使用語数と重なりを除いた語数

	英作文の使用語数			重なりを除いた語数		
	N	*M*	*SD*	*N*	*M*	*SD*
2022年7月の実践	11	35.3	19.4	11	23.4	10.0
2022年3月の実践	11	24.5	11.8	11	15.9	6.3

注　例えば，Miki has a thread and a needle. という英作文では，使用語数が7語である。また，aが2回使われているので，重なりを除いた語数は6語と算出している。

表3によると，英作文の使用語数と重なりを除いた語数の両方とも2022年3月の実践と比較して2022年7月の実践の方が増加している。

このように，「変換」「要素関連づけ」「外挿」の活動におけるワークシートから得られた記述データを数量的に示してみたが，どの活動においても2022年7月の実践が2022年3月の実践よりも多いことが分かった。また「外挿」の活動においては，語彙の豊かさや洗練さがあり表現力が伸びていることが分かった。

3.4.5 学習者個人の経時的観察のまとめ

本稿では紙面の都合上，2022年3月と7月の看図アプローチを活用した授業実践に1度も休まず出席した2022年度4年生，3年生，2年生それぞれ1名ずつのみのワークシートの記述内容を記載した（資料1・2・3参照）。ここでは，両実践に1度も休まず出席した2022年度4年生3名，3年生2名，2年生6名，計11名のワークシートの記述内容をまとめると次の3つのことが言える。

まず1つ目が，3月と7月の両実践とも楽しかった，面白かったという肯定的な感想を述べた学習者が多かったということである。これについては学習者の数が少ないので，一般化はできないにせよ，これを裏付けるデータとして3月の実践と比べて7月の実践の方が，「要素関連づけ」

の活動における英語の解答数，そして，「外挿」の活動における英作文の使用語数と重なりを除いた語数において数値が伸びている学習者が多かった（表２・３参照）。

２つ目が，３月の実践と比べて７月の実践で用いられたビジュアルテキスト（図２参照）の方が，難しかったと答えた学習者が多かったということである。これについては，本稿で記載した学習者Ｂの感想によると，３月の実践で用いられたビジュアルテキスト（図１参照）では描かれている人物が２人だったのに対して，７月のビジュアルテキストでは１人だけで手の部分しか描かれていなかったので，難しかったと述べていた（資料２参照）。また本稿では記載されていないある学習者は，３月のビジュアルテキストでは情報が少なかったので色々なことが想像できたが，７月のビジュアルテキストでは物がたくさん描かれていてそれで多く書くことができた。しかし逆に，色々な想像ができなくなっていて難しかったとも述べていた。

３つ目が，他の学習者の英文を見たり聞いたりするのが勉強になった，あるいは新しい表現を学ぶことができたと述べる学習者が多かったということである。これについては，他の学習者とのペアあるいはグループによる協同思考や教師とのやり取り，あるいは学習者の発表を見たり聞いたりする中で新たな気づきや発見を促し，新しい英語表現や文法の習得を促進する可能性が看図アプローチの授業実践にはあるのかもしれない，と示唆することができる。

以上から次のことが示唆できる。第１に４か月間で２回の看図アプローチの授業実践を実施することで，学習者は興味を持ちながら新しい表現を学ぶことが出来た。そして，「外挿」の活動における英作文の使用語数において数値が伸びている学習者が多いことが分かった。つまりこのことから，普段の英語の授業に時折看図アプローチを付加することで教科書における既習事項の再確認とともに，新しい語彙や表現を習得できることが示唆できる。第２にビジュアルテキストに描かれている情報量によって，学習者によっては色々な想像や文を考えることを困難に感じることが分かった。また，他の学習者や教師とのやり取りを通して新たな気づきや発見があり，新しい語彙や表現などを学ぶことができた。すなわちこのことから，情報量が異なる様々なビジュアルテキストを看図アプローチに取り入れることにより，「変換」「要素関連づけ」「外挿」のいずれかの活動に困難を感じる学習者は，他の学習者と交流し支援や新たな気づきを得ることで新しい語彙や表現を習得できることが示唆できる。

4. 考察

前章では，2022年３月と７月の授業実践における学習者個人の経時的観察について述べてきた。修士論文ではこの観察を踏まえて，ビジュアルテキスト，看図アプローチ研究の有効性，協同学習，そして，第２言語習得研究の観点から，本稿で詳述した授業実践を今後の看図アプローチ授業にどうつなげていくかについて考察した。しかしながら，本稿では紙面の都合上，ビジュアルテキストの観点からのみ考察する。

前章の経時的観察のまとめでは，2022年７月の実践で用いたビジュアルテキスト（図２参照）の方が，2022年３月の実践で用いたビジュアルテキスト（図１参照）よりも難しかったと解答した学習者が多かったことを述べた。そのため，ビジュアルテキストを第２言語習得研究で言語活動として用いられる（絵を描写する）タスク（Ellis, 2003）と捉えて考えてみる。タスクの中には，言語活動における学習者の情報の伝達が一方向であったり，双方向であったりする情報分布の特徴を持つものがある。また，学習者の解答が１つのみであったり，２つ以上であったりするなどの特徴を持つものもある（河合・平田・新井・横山・大場, 2002; Skehan, 1998）。一方，本稿で用いられたビジュアルテキストをタスクとして考えた時，そのタスクの中に含まれる特徴の１つである情報処理作業量（Brown, Anderson, Shillcock, & Yule, 1984）が関係しているかもしれないと考えられる。Brown他は，タスクの難易度を（１）タスクの種類やタスクに含まれている情報の性質，（２）タスクに含まれている要素の数，という２つの側面から捉えた。種類や情報の性質という面では，難易度から次の３つのタスクの種類がある。１番難易度が低いのが，図を説明するような静的なタスク（Static task）である。次に難易度が低いのが，自動車事故の状況を伝えるような動的なタスク（Dynamic task）である。１番難易度が高いのが，意見を述べるような抽象的なタスク（Abstract task）である。また，要素の数という面では要素の数が多ければタスクの難易度が上がり，表出される言語の複雑性が増すと論じている。例として先述した自動車事故の状況を伝える動的なタスクにおいては，直線道路での自動車１台とトラック１台の衝突事故は，交差点での４台の自動車が関係する事故よりも要素の数が少ないので説明しやすいと考えられる。

そこで，この情報処理作業量の理論から次の２つのこと，すなわち看図アプローチの３つの活動および2022年３月と７月の実践について考察する。

まず３つの活動（「変換」「要素関連づけ」「外挿」）について考えてみる。最初に「変換」の活動では，ビジュアルテキスト中に描かれている「もの」，すなわち要素を１つずつ学習者は表出していた。次に「要素関連づけ」の活動では，「変換」で表出した要素の１つ１つを学習者は関連づけていた。最後に「外挿」の活動では，「変換」や「要素関連づけ」で表出した様々な要素を活用したり，あるいはビジュアルテキスト中に表現されている内容を超えて展開について推量したり，結果を予測したりすることにより学習者は発展的に考えて解答を表出していた。このように，前章で説明した学習者のワークシートの記述内容からも明らかなように「変換」「要素関連づけ」「外挿」という３つの活動を順番にこなすことにより，学習者が扱う要素

も少しずつ増えていく（資料１・２・３参照）。これはつまり，先述の理論から，例えば「変換」では10の要素を用いて10語を表出する。次に「要素関連づけ」では，10の要素に加えて他者との協同思考などにより，さらにもう少しの要素を加え，それらを関連づけて20語を表出する。最後に「外挿」では，先述の２つの活動で表出された要素を活用したりあるいは新たに考え出された要素も活用したりしながら，発展的にも考えることにより40語を表出する。以上のことから，「変換」「要素関連づけ」「外挿」という活動をこの順序で行うことにより，難易度が易しい活動から難しい活動となることが窺える。すなわち３つの活動を順番にこなしていくことで要素の数が活動ごとに増えていき，表出される言語の複雑性が増加すると考えられる。

次に，2022年３月と７月の授業実践について考えてみる。例えば３月の実践では，「変換」の活動でビジュアルテキストに描かれている「もの」について学習者が記述した解答を先述した要素の数として考えてみると，日本語では20であり英語では18であった。一方，７月の実践では，日本語では30であり英語では31であった[1)]。このことから，７月の実践の方が３月の実践と比較して日本語および英語とも「もの」の数，つまり要素の数が多かったため，学習者にとっても難しく感じ表出される言語の複雑性が増加したと考えられる。そして，その影響が「外挿」の活動における英作文の使用語数と重なりを除いた語数の増加につながった可能性があるとも考えられる（表３参照）。

5. おわりに

本稿と密接に関連することで，2025年９月に次期学習指導要領の指針となりうる『教育課程企画特別部会における論点整理について（報告）』が，中央教育審議会教育課程企画特別部会から提案された（文部科学省, 2025）。それによると，現行の高等学校学習指導要領（文部科学省, 2018）と同様に，「『主体的・対話的で深い学び』の視点からの授業改善を通じた資質・能力の育成について，一層の具現化・深化を図るものである」（文部科学省, 2025, p. 3）と言及されている。また知識及び技能や，思考力，判断力，表現力等も「深い学び」につながるように，学習活動のより一層の具現化・深化が重要であると述べられている。

このように，今後も思考力，判断力，表現力の育成が，教育現場では重要な鍵になると予想される。本稿では，この資質・能力に寄与することを２つの授業実践における学習者個人の経時的観察から示してきた。そして，次の２つのことが分かった。１つは，普段の英語の授業に時折看図アプローチを付加することで，教科書における既習事項の再確認とともに新しい語彙や表現を習得できる可能性がある。もう１つは，他の学習者や教師とのやり取りを通して新たな気づきを得ることで，新しい語彙や表現を習得できる可能性がある。

そのため，今後は上掲の成果を再確認するために，普段の授業に定期的に看図アプローチを付加してみる必要がある。その時に本稿と同じビジュアルテキストを用いて追実践を行ったり，あるいは本稿で使用したものとは異なるビジュアルテキスト（e.g., 石田, 2025）を用いたりしてみることも考えられる。本稿では，英作文の使用語数の伸びを数量的に示しただけであった。しかし，今後は看図アプローチ実践を行うごとに，どのような語彙や文法，英語表現を習得していくのか詳細にワークシートの記述内容から調査する必要がある。

近年では，本稿のように教師自らが授業実践を行い，それを実践研究として論文などにまとめ公開して他者と共有することが重要であると言及されている（田中・髙木・藤田・滝沢・酒井, 2019; 柳瀬, 2025）。このような実践研究の積み重ねが，文部科学省（2019）が推奨する，「『主体的・対話的で深い学び』の実現による授業改善の推進」（p. 3）や「『思考力・判断力・表現力等』の育成」（同上）に結びついていくと考えられる。

謝辞

放送大学大学院文化科学研究科教授の大橋理枝先生には，２年間にわたり懇切丁寧にご指導を賜り感謝申し上げます。先生の粘り強いご指導と励ましのおかげで研究が少しずつ発展しています。

北海道教育大学名誉教授の鹿内信善先生には，看図アプローチについてたくさんのご指導，ご助言を頂きました。深く感謝申し上げます。

全国看図アプローチ研究会専属アートスタッフの石田ゆき先生には，ビジュアルテキストの使用の許可を頂きました。深く感謝申し上げます。

注

1) この解答数については，例えば５人の学習者が「時計」と解答しても，「時計」は５つの「もの」ではなく，1つの「もの」，すなわち1つの要素として算出している。

文献

Brown, G., Anderson, A., Shilcock, R., & Yule, G. (1984). *Teaching talk: Strategies for production and assessment*. Cambridge University Press.

Ellis, R. (2003). *Task-based language learning and teaching*. Oxford University Press.

Foster, P. (1996). Doing the task better: How planning time influences students' performance. In J. Willis & D. Willis (Eds.), *Challenge and change in language teaching* (pp. 126-135). Heinemann.

Ortega, L. (1999). Planning and focus on form in L2 oral

performance. *Studies in Second Language Acquisition, 21*, 109-148. https://doi.org/10.1017/S0272263199001047

Robinson, P. (2001). Task complexity, task difficulty, and task production: Exploring interactions in a componential framework. *Applied Linguistics, 22*, 27-57. https://doi.org/10.1093/applin/22.1.27

Skehan, P. (1998). *A cognitive approach to language learning*. Oxford University Press.

朝居朋子・織田千賀子（2023）.「VR看図アプローチを活用した教科等横断型の授業実践報告」『日本協同教育学会　第19回大会　要旨集』, 81-82.

石田ゆき（2025）.『看図アプローチのための教材デザイン―「見ること」でととのう学びのアトモスフィア―』トリアーデ.

石山信幸（2024）.「看図アプローチの理論を活用して数学を学ぶ－『よく看ること』は数学的思考を補完する－」『全国看図アプローチ研究会研究誌』21, 23-33. https://kanzu-approach.com/journal/kanzu-journal.vol.21_pp.23-33.pdf

伊藤公紀・渡辺聡・石田ゆき・兒玉重嘉・伊藤裕康・鹿内信善（2012）.「小学校低学年用看図作文の授業開発（Ⅳ）－フレームワークの付与による小学校第２学年の実践－『札幌大学論叢』34, 153-170. https://sapporo-u.repo.nii.ac.jp/records/6746

江草千春（2022）.「看図アプローチを活用した定時制高校における英作文の授業実践」『全国看図アプローチ研究会研究誌』13, 35-51. https://kanzu-approach.com/journal/kanzu-journal.vol.13_pp.35-51.pdf

江草千春（2023）.「看図アプローチを活用した定時制高校４年生における英作文の授業実践－2022年３月の実践との比較－『全国看図アプローチ研究会研究誌』18, 35-47. https://kanzu-approach.com/journal/kanzu-journal.vol.18_pp.35-47.pdf

江草千春（2024）.「看図アプローチを活用した定時制高校『英語表現Ⅰ』の授業実践－協同学習促進ツール『きゅうちゃん』の有効性－」『全国看図アプローチ研究会研究誌』22, 3-18. https://kanzu-approach.com/journal/kanzu-journal.vol.22_pp.3-18.pdf

江草千春（2025）.「看図アプローチを活用した定時制高校『英語コミュニケーションⅠ』の追実践－2022年３月の実践との比較－」『全国看図アプローチ研究会研究誌』25, 3-21. https://kanzu-approach.com/journal/kanzu-journal.vol.25_pp.3-21.pdf

江草千春・横山吉樹（2004）.「コミュニケーションタスクにおける複雑さの測定方法について－統語的複雑さと語彙的複雑さの考察－」『北海道英語教育学会紀要』4, 53-63.

大村勅夫・池浦恵里（2020）.「看図アプローチ協同学習を用いた古典読解単元の考察その１－『きゅうちゃん』を用いて『伊勢物語』第９段を内容把握する－」『全国看図アプローチ研究会研究誌』4, 14-23. https://kanzu-approach.com/journal/kanzu-journal.vol.4_pp.14-23.pdf

大山和寿・山下雅佳実・石田ゆき・鹿内信善（2021）.「看図アプローチを活用した法学における協同学習実践－民法を中心とした保育に関する問題を題材として―」『全国看図アプローチ研究会研究誌』8, 23-40. https://kanzu-approach.com/journal/kanzu-journal.vol.8_pp.23-40.pdf

織田千賀子・加藤睦美（2023）.「臨床判断を意図した〔VRクリティカル看図アプローチ〕の検討」『協同と教育』18, 75-92. https://doi.org/10.69320/kyodokyouiku.18.0_75

河合靖・平田洋子・新井良夫・横山吉樹・大場浩正（2002）.「アクションリサーチのためのタスク分析」『Hokkaido JACET journal』1, 43-54. https://cir.nii.ac.jp/crid/1540854195286959232

仇志美（2022）.「中国における看図作文授業の改善－日中教育比較を通して―」『全国看図アプローチ研究会研究誌』10, 3-18. https://kanzu-approach.com/journal/kanzu-journal.vol.10_pp.3-18.pdf

鹿内信善（編）（2014）.『見る事を楽しみ書くことを喜ぶ協同学習の新しいかたち・看図作文レパートリー・』ナカニシヤ出版.

鹿内信善（2015）.『改訂増補　協同学習ツールのつくり方いかし方－看図アプローチで育てる学びの力－』ナカニシヤ出版.

鹿内信善（2016）.「看図アプローチによる授業づくり」杉江修治（編）.『協同学習がつくるアクティブ・ラーニング』（pp. 99-106）明治図書出版.

鹿内信善（2018）.「聴覚特別支援学校における看図アプロ―チを活用した授業づくり（Ⅰ）－Ｆ校に対する看図アプローチの紹介活動－」『福岡女学院大学大学院紀要：発達教育学』5, 1-7. https://fukujo.repo.nii.ac.jp/records/2000492

鹿内信善（2019）.「第９章　看図アプローチと協同学習」日本協同教育学会（編）.『日本の協同学習』（pp. 217-238）ナカニシヤ出版.

鹿内信善（2022）.「看図アプローチで読み解く協同教育・協同学習」『協同と教育』17, 7-20. https://jasce.jp/docs/jasce_017.pdf

鹿内信善（2023）.「看図アプローチの可能性を拓く－特集号を編集して－」『協同と教育』18, 31-34. https://doi.org/10.69320/kyodokyouiku.18.0_31

鹿内信善・石田ゆき（編）（2025）.『見方・考え方を育て

る授業デザイン－看図アプローチの理論と実践－』トリアーデ.
鹿内信善・葛敏（2000）.「中国における看図作文の指導（Ⅰ）－小学校低学年の教科書分析を中心に―」『年報いわみざわ』21, 37-45.
鹿内信善・佐田明莱・中尾慎矢・石山信幸（2016）.「看図アプローチをキーワードにした校内授業づくり研修の試み－南筑高校の事例－」『福岡女学院大学大学院紀要・発達教育学』1, 57-63. https://fukujo.repo.nii.ac.jp/records/2000466
鹿内信善・李軍（2014）.「看図作文の教育史と今後の展望」『北海道教育大学紀要（教育科学編）』65(1), 17-31. https://hokkyodai.repo.nii.ac.jp/records/6233
高杉達也（2024）.『思考力・判断力・表現力を育てる中学校・高等学校「タスク×言語活動」英語授業デザイン』明治図書出版.
田中武夫・髙木亜希子・藤田卓郎・滝沢雄一・酒井英樹（編）（2019）.『英語教師のための「実践研究」ガイドブック』大修館書店.
茅野徑子・時田優奈（2021）.「いつでも，どこでも，だれでも，だれとでもできる看図作文指導－『きゅうちゃん，たぶんこうだったんじゃないか劇場』－」『全国看図アプローチ研究会研究誌』6, 3-15. https://kanzu-approach.com/journal/kanzu-journal.vol.6_pp.3-15.pdf
茅野徑子・髙橋桃子・小笠原明子・細川亜紀（2021）.「世界へ飛び出せ，グローバルきゅうちゃん！－ストーリーテラーに挑戦の巻－」『全国看図アプローチ研究会研究誌』9, 3-19. https://kanzu-approach.com/journal/kanzu-journal.vol.9_pp.3-19.pdf
日本協同教育学会（2019）.『日本の協同教育』ナカニシヤ出版.
福永優子（2022）.「看図アプローチを活用した５歳児のおはなしづくり」『全国看図アプローチ研究会研究誌』10, 19-32. https://kanzu-approach.com/journal/kanzu-journal.vol.10_pp.19-32.pdf
溝上広樹・吾妻行雄・鹿内信善（2016）.「高校生物における看図アプローチを利用した授業実践－ウニからその生態と東日本大震災を考える－」『福岡女学院大学大学院紀要：発達教育学』1, 21-25. https://fukujo.repo.nii.ac.jp/records/2000461
文部科学省（2018）.『高等学校学習指導要領（平成30年告示）』.
文部科学省（2019）.『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説　外国語編・英語編』開隆堂出版.
文部科学省（2025）.『教育課程企画特別部会における論点整理について（報告）』. (https://www.mext.go.jp/content/20250925-mxt_kyoiku02-000045057_01.pdf）（2025年11月13日閲覧）
保田幸子（2024）.『「書く力」の発達－第二言語習得論と第二言語ライティング論の融合に向けて－』くろしお出版.
柳瀬陽介（2025）.「実践者論文の意義と原則－RCTに基づく科学論文との対比から－」『KELESジャーナル』10, 29-32. https://doi.org/10.18989/keles.10.0_29
山下雅佳実（2020）.「小児看護学教育における『看図アプローチ』を基盤とした教材開発・授業開発」『全国看図アプローチ研究会研究誌』3, 3-15. https://kanzu-approach.com/journal/kanzu-journal.vol.3_pp.3-15.pdf

光格天皇と雅楽
― 奏楽する天皇の実像とその意味 ―

清水 淑子†

Emperor Kōkaku and Gagaku (The Japanese Court Music)
― The Reality and Significance of his Instrumental Performance ―

Yoshiko Shimizu

1. はじめに

光格天皇は明和8年（1771）に誕生，安永8年（1779）に践祚，文化14年（1817）に譲位，天保11年（1840）に崩御となる近世後期の天皇である。最大の特徴としては閑院宮家に生まれ，後桃園天皇崩御により急遽天皇家を継いだことがあげられる。代表的な事績としては数多くの朝儀を再興したことがあげられる。

さて，順徳天皇による『禁秘抄』「諸芸能事」[1]では，天皇が修めるべきこととして，第一に学問，第二に管絃，続いて和歌をあげている。そして管絃に関しては，醍醐・朱雀・村上天皇の頃からほぼ絶えることなく行われ，必ず1種類の楽器を習得することを説いている。具体的な歴代天皇による雅楽器の習得に関しては，相馬万里子[2]・豊永聡美[3]によれば，中世の天皇は奏する雅楽器によって自らの皇統を示し，持明院統の嫡男と崇光院流は琵琶を，大覚寺統は笛を，後光厳院流は笙と箏を奏したとのことである。後土御門天皇以降の演奏楽器に関して，両者は笙と箏をあげ，猪瀬千尋[4]は箏をあげているが，簡単な言及にとどまり詳細は解明されていない。

そこで，これらの先行研究に加えて後土御門天皇以降の天皇については各『天皇実録』の綱文[5]から，歴代天皇が奏した雅楽器についてまとめたものが，表1である。ここからも先述のとおり，中世における皇統と奏した雅楽器の対応は明らかである。そして，後光厳院流の笙と箏が確認できるのは光格・孝明天皇を除き後奈良天皇までで，正親町天皇以降の天皇は主に箏を奏している。また，光格天皇は8種類の雅楽器を奏している。これは非常に異例のことであり，研究するに値するといえる。さらに，光格天皇に関する先行研究としては藤田覚[6]によるものがあげられるが，管絃や雅楽に関する詳細な研究は管見の限り見当たらない。

以上から本稿では光格天皇と雅楽について，『光格天皇実録』[7]に記された奏楽の実態を明らかにし，光格天皇が奏した雅楽器や奏楽する意味について，さらに光格天皇による雅楽サロンの宮家親王・堂上公家・地下楽人における参仕について考察したい。これにより，従来漠然としていた江戸時代の天皇における雅楽の一側面を明らかにすることが期待できる。具体的には，第2章・第3章では光格天皇が奏楽を行った奏楽関連行事の管絃・内侍所臨時御神楽・御懺法講において，光格天皇が奏した雅楽器やそこで奏する意味を取り上げる。また，第4章では奏楽関連行事に参仕した廷臣とその家職について取り上げる。

さて本文に入る前に，奏楽関連行事における管絃について定義したい。管絃とは，雅楽における演奏形態の1つで，舞と歌を伴わない雅楽器の奏楽のみにより唐楽曲を奏するものであり，それを行う行事も意味する。そこで用いる雅楽器の正式な編成は吹物の笙・篳篥・龍笛，弾物の琵琶・箏，打物の鞨鼓・太鼓・鉦鼓，以上8種類である。この編成は御懺法講にも適用される。さらに，公の場では身分により奏する楽器は決まっており，地下楽人は弾物を奏すことがない一方で，打物を任されている。また天皇は『禁秘抄』の記述から篳篥は避けられたようである。

最後に調査史料に関して，『光格天皇実録』と東京大学史料編纂所による「近世編年データベース」を用いることとする。なお，前者には編纂者による掲載事項の取捨選択が行われる編纂物特有の限界が認められる。そのため，本稿の調査結果が実態の全てとはいえない。しかし，光格天皇の生涯をとおした奏楽関連行事を網羅的につかむことができる史料であるため用いることとした。

2. 管絃における奏楽

2.1 寛政10年の集中的な管絃

『光格天皇実録』における光格天皇の管絃に関する記録は，安永10年（1781年）から天保8年（1837）の56年間で

†2022年度修了（人文学プログラム），現所属：京都芸術大学非常勤講師

表１ 歴代天皇が演奏した雅楽器

皇統など	天皇	笙	龍笛	神楽笛	琵琶	箏	和琴	打物	神	懺
	桓武～村上	◎	◎		◎	コト				
	冷泉									
	円融～白河		◎							
	堀河	◎	◎＊	◎？		◎	＊		内	
	鳥羽		◎＊	◎？					石	遊
	崇徳		◎？							
	近衛		◎							
	後白河		◎？							
	二条				◎＊	◎				
	六条									
	高倉		◎＊		◎					
	安徳									
	（守貞親王）				◎＊					
	後鳥羽		◎＊		◎＊	◎				
	土御門									
	順徳				◎＊					
	仲恭									
	後堀河									
	四条									
	後嵯峨									
持_嫡	後深草				◎＊	◎				
持_嫡	伏見		◎		◎＊					
持_嫡	後伏見				◎＊					
持	花園		◎＊							
持_嫡	光厳		◎		◎＊		◎＊			
持	光明	◎	◎＊							
持_嫡，崇	崇光		◎		◎＊		◎			
崇/伏	（栄仁親王）				◎＊					
崇/伏	（貞成親王）				◎＊					
大	亀山		◎＊		◎＊				内 遊	
大	後宇多		◎＊		◎				内 遊	
大	後二条		◎		◎＊					
大	後醍醐		◎＊		◎＊				内	
大	後村上				◎＊	◎				
大	長慶									
大	後亀山									
後	後光厳	◎＊			◎＊					◎
後	後円融	◎＊	◎＊							◎
後	後小松	◎＊	＊			◎＊				◎
後	称光	◎＊				◎				
崇/伏→後	後花園	◎＊				◎＊				◎
	後土御門	6＊								1
	後柏原	28＊				16＊				
	後奈良	4＊				28＊				1
	正親町					27＊				1
	（誠仁親王）				2	18＊				
	後陽成			1	4＊	＊	1			
	後水尾					4＊				1
	明正					△				
	後光明					11＊				
	後西					1				
	霊元		11＊			8＊				
	東山		11			6				
	中御門		3＊	1		6＊			内 1	
	桜町		1			10＊	3＊		内 3	
	桃園					9＊	2＊		内 2	1
	後桜町									
	後桃園					1＊				
閑	（典仁親王）	(5)	(1)		(1)	(8)	(1)			
閑→天皇家	光格	60＊	58	20	60＊	67＊	7＊	鞨鼓 2 太鼓 2	内 26	12
	仁孝					2＊		太鼓 1		
	孝明	1		1？		1＊	1		内 4	

【凡例】
数字 …『後土御門～孝明天皇実録』綱文検索による演奏件数（一部本文を含む）
◎ … 豊永聡美が提示した演奏楽器　　？ … 演奏の可能性が考えられる事例
網掛 … 豊永聡美による帝器　　△ …『楽家録』にて御師範の記述あり
＊ … 猪瀬千尋による帝器　　（数字） … 若松正志による演奏件数
空欄 … 該当するデータがなかったもの
神 … 内侍所臨時御神楽　　懺 … 御懺法講
内 … 内侍所開催の御神楽　　遊 … 御神楽の御遊，法楽の御遊
石 … 石清水八幡宮開催の御神楽　　コト … 箏・和琴・琴＝七絃琴の総称
持 … 持明院統　　後 … 後光厳院流　　伏 … 伏見宮家　　嫡 … 嫡男
大 … 大覚寺統　　崇 … 崇光院流　　閑 … 閑院宮家

178件を数える。その特筆すべき点として，在位期の寛政10年（1798）に67件と集中的に開催された管絃があげられる。これに至るまでに，11歳の時に御箏始にて雅楽の稽古を開始し，箏・龍笛・琵琶の順に各御師範から正式に習い始め，最も公的な管絃で年中行事でもある御楽始には13歳からほぼ毎年出御し，箏・龍笛・琵琶いずれかを奏している。したがって，寛政10年の集中的な管絃は天皇として修めるべき芸能の1つである管絃の修練の場であり，年齢や雅楽歴から勘案すると満を持しての開催だったと推測される。そこで本節では，開催場所と共に奏した参仕者から管絃の分類を行い，その分類から管絃の種類や光格天皇における演奏楽器との関係について考察したい。

まず，寛政10年（1798）に開催された67件の管絃について，開催場所・参仕者から大きく3つに分類され，各々に名称を付すと表2のとおりとなる。

表２ 管絃の分類

		場所	件数	参仕者	人数	楽器編成	郢曲
① 公的な管絃	御楽始	小御所	1	宮家親王 堂上公家 地下楽人	84	吹：笙，篳篥，龍笛 弾：琵琶，箏 打：鞨鼓，太鼓，鉦鼓	あり
	小御所管絃	小御所	9	宮家親王 堂上公家 地下楽人	32～34	吹：笙，篳篥，龍笛 弾：琵琶，箏 打：---，太鼓，---	---
② 私的な管絃	常御殿管絃	常御殿・小座敷など	55	宮家親王 堂上公家	2～11	吹：笙，（篳篥），龍笛 弾：（琵琶），（箏） 打：---，（太鼓），---	---
③ 個人的な楽	年頭吹始・弾始，追善演奏	常御殿	2	中宮など	1～2	吹：笙，---，龍笛 弾：琵琶，箏 打：---，---，---	---
	楽器始，大曲伝授	小御所	---	御師範	---	吹：---，---，龍笛 弾：琵琶，箏 打：---，---，---	---

【凡例】　--- … 0値，なし　吹 … 吹物の略　弾 … 弾物の略　打 … 打物の略

①公的な管絃には「御楽始」と「小御所管絃」が該当する。これらは禁裏において紫宸殿・清涼殿に次ぐ公的な場である小御所で行われる管絃である。参仕者は宮家親王，朝廷に仕える堂上公家，そして雅楽を家職とする三方楽所の地下楽人で構成されている。演奏楽曲は《調子》と残楽を含む唐楽曲で構成され，御楽始ではこれに朗詠が加わる。したがって，①は大規模な管絃であるといえる。

②私的な管絃には「常御殿管絃」が該当する。これは禁裏において天皇の私的な場である常御殿の小座敷などで行われる管絃である。参仕者は宮家親王と堂上公家に限られ，地下楽人は参仕していない。演奏楽曲は1曲を光格天皇が異なる楽器で集中的に奏する場合と，7～9曲を1つの調子において集中的に奏する場合がみられる。このような管絃を10ヶ月間で55件，少人数で行っていることから，②は同じ楽器同士あるいは他の楽器と対峙する，濃密で実践的な修練の場と呼ぶにふさわしいものだったといえる。

③個人的な楽には，光格天皇が中宮と行った年頭の吹始・弾始と，実父典仁親王の命日に一人で行った追善演奏が該当する。なお③には「楽器始」や「大曲伝授」も含まれる。これらは厳密には管絃といえないが，唐楽曲を雅楽器で奏するという点から管絃に準ずるものとして扱うこととする。

次に管絃の音楽的な特徴に関して，まず，①の小御所管

絃と②における演奏楽曲は輪番制で調子を選び，六調子の楽曲をまんべんなく修練できる仕組みをとっている。これにより早拍子・早只拍子の楽曲はほぼ網羅している。なお調子や曲目において，①の小御所管絃と②との関連は見られないことから，②は①に向けての事前練習ではなく，それぞれ異なる目的で開催されたといえる。つまり，①は禁裏における雅楽サロンの主催者としての光格天皇の存在を示す場であり，②は純粋に一雅楽愛好家として演奏技術の向上をめざす稽古・修練の場であったと考えられる。

次に楽器編成に関して，①と②では笙・篳篥・龍笛・琵琶・箏・太鼓を基本としている。そこに①の御楽始では打物の鞨鼓・鉦鼓と「郢曲」と称する朗詠を歌う人々も加わり，①の小御所管絃では鞨鼓のみが加わる。なお②は笙・龍笛を必須として，それ以外は欠く事例が多くみられた。また参仕者数に関して，①では各雅楽器で定数が決められ，音響的に整ったものといえる。他方②では均質な音響は求めず，参仕できる廷臣と共に，とにかく稽古を行いたいという光格天皇の姿勢が感じられる。

さて，雅楽の教習開始より17年目の寛政10年に光格天皇が奏した雅楽器をみると，吹物では笙・龍笛，弾物では琵琶・箏の4種類もの雅楽器を奏している。これは歴代天皇が雅楽器を1～2種類を奏すことと大きく異なっている。ここから，光格天皇は雅楽器への興味が非常に大きかったといえるだろう。また，①では笙を除く龍笛・琵琶・箏の3種類の楽器のうち1種類のみを奏する一方で，②や③では笙を含めた4種類の楽器から2～3種類を奏している。

光格天皇が最初に始めた雅楽器は箏である。天明元年（1781）5月27日，四辻公亨を御師範に御箏始が行われ，譲位後の文政2年（1819）12月27日，四辻公万から《蘇合香》の大曲伝授が行われる。次の龍笛は天明6年（1786）5月19日，山井景貫（地下楽人・京都楽所）を御師範に《万歳楽》延只拍子を奏する御笛始が行われ，寛政4年（1792）12月16日，同人から《蘇合香》《万秋楽》の大曲伝授が行われる。続く琵琶は寛政9年（1797）5月26日，西園寺賞季を御師範に龍笛と同様の楽曲にて御琵琶始が行われる。なお大曲伝授の記録は見当たらない。以上が『光格天皇実録』に記された御師範による公的な教習についてである。

他方，笙は上記3種類の雅楽器と大きく異なり，御師範よる正式な楽器始の「御笙始」が『光格天皇実録』には見当たらない。したがって，笙は御師範による正式な手順による教習が行われなかったと推測される。そのため演奏可能であっても，①公的な管絃では笙を吹かなかったのだろう。

では誰が光格天皇に笙を教授したのだろうか。第一は地下楽人から，歴代天皇を先例とすると京都楽所の豊家と南都楽所の辻家が考えられる。しかし，豊順秋は寛政7年（1795）に病を理由に楽人を辞し，後継者の文秋は13歳とまだ若い。また，実父典仁親王の師でもある辻則安は天明4年（1784）に，息子近良は寛政6年（1784）に逝去している。以上から，光格天皇の御師範になり得る地下楽人は見当たらない。

第二は実父典仁親王である。若松正志[8]によれば典仁親王の雅楽の教習に関する特徴として，桜町～光格天皇までの各天皇による管絃へ参仕し，笙・箏・龍笛・琵琶の順に教習し，笙は南都方の辻則安・辻近良から，箏は四辻公亨・四辻公万から《蘇合香》《万秋楽》の大曲伝授を受けたことがあげられる。したがって，典仁親王には雅楽への興味と管絃の才が大いにあり，特に笙と箏の習熟度は高かったといえる。ここから，光格天皇への和歌の指導などで参内した際に，笙を内々に教授した可能性が考えられるだろう。

2.2 修学院御幸の様々な奏楽

譲位後の光格上皇は仙洞御所・小御所にて公的な管絃を定期的に行い，個人的な楽としては四辻公万による箏の大曲伝授があげられる。そして譲位後の特筆すべきものが，「修学院山荘管絃之注記」[9]に記された修学院御幸における管絃と様々な演奏形態による楽である。そこで本節では，まず修学院御幸における禁中・洞中では見られない管絃や様々な楽の様子と，光格上皇による演奏楽器をとおして，光格上皇が雅楽に遊ぶ姿を考察したい。

修学院は後水尾法皇が造営した山荘である。比叡山の斜面が利用され，低域には下御茶屋，高域には上御茶屋と称する建物と庭が各々にあり，高域には浴龍池もある。この修学院へ御幸を行った上皇は後水尾法皇・霊元法皇・光格上皇であり，修学院御幸に至る経緯や御幸の催事は三者三様である。光格上皇の場合は将軍徳川家斉とその家族らの官位官職昇進の御礼として，文政7年（1824）に幕府からの申し出により始まり，年1～2回，3～4月または9～10月に開催された。そこでは和歌当座御会や，表3に示したように管絃が毎回行われている。なお各『天皇実録』の調査から管絃を行ったのは光格上皇のみのようである。

さて，修学院における管絃は仙洞御所への還幸前に下御茶屋の寿月観にて行われ，光格上皇と9～13名の宮家親王や堂上公家によって行われている。したがって，②私的な管絃に該当する。この管絃の特徴としては，聴衆として管絃に加わらない御幸に供奉した廷臣たちがいることがあげられる。また楽器編成においては①の小御所管絃と同様に，打物に鞨鼓・太鼓が含まれるが鉦鼓は含まれないことがあげられる。

次に演奏楽曲に関して，禁中・洞中の管絃と同様に輪番制によって調子を決め，該当する調子の楽曲を3曲または5曲奏している。さらに，当初は早拍子・早只拍子の楽曲のみであったが，第9回以降は延拍子の楽曲も含むようになる。ここから，光格上皇や参仕者がより高度な演奏技術と演奏に伴う持久力を身につけていったことが読み取れる。

さて，修学院では下御茶屋にて行われた管絃のほかに，上御茶屋にて行われた楽がある。これは雅楽器によるものであるが管絃とは言い切れない演奏形態であることから，本稿では「上御茶屋の楽」と称することとする。この上御

表 3　修学院御幸における光格天皇の演奏楽器

回	年月日	下御茶屋の管絃			上御茶屋の楽	
		調子	楽器	場所	楽器	場所
1	文政7(1824).9.21	盤渉調,平調	笙,笛,琵琶,箏	窮邃軒	---	
2	文政8(1825).10.23	黄鐘調	笛,琵琶,鞨鼓	寿月観	笛	山上
3	文政9(1826).3.23	双調	笛,琵琶	寿月観	---	
4	文政9(1826).9.18	太食調	笙,箏	窮邃軒	---	
5	文政10(1827).9.21	壱越調	琵琶,箏	寿月観	---	
6	文政11(1828).3.23	平調	笛,琵琶,箏	寿月観	---	
7	文政12(1829).3.26	黄鐘調	箏	寿月観	---	
8	文政12(1829).9.14	盤渉調	箏	寿月観	---	
9	文政13(1830).閏3.16	太食調	笛,琵琶,鞨鼓	寿月観	笛	浴龍池,隣雲亭
10	天保2(1831).10.17	壱越調	笛,琵琶,箏	寿月観	---	
11	天保3(1832).3.23	平調	笛,琵琶	寿月観	---	
12	天保4(1833).3.10	双調	箏	寿月観	笙,笛	窮邃軒,千歳橋
13	天保6(1835).4.7	黄鐘調	琵琶,箏,太鼓	寿月観	笙	窮邃軒,千歳橋
14	天保7(1836).4.7	盤渉調	琵琶,太鼓	寿月観	笙,笛	窮邃軒,千歳橋
【凡例】　--- … なし						

茶屋の楽は計5回の御幸で行われ，光格上皇と推定8～13名の宮家親王や堂上公家によって行われている。その内容は『光格天皇実録』から，次の3つの演奏形態に分類される。

1. 第2回の御幸にて，修学院内の山の上で光格上皇は龍笛で，堂上公家と《仙遊霞》を奏している。

2. 第9回の御幸にて，まず浴龍池にて堂上公家による船楽を光格上皇は隣雲亭から聴き，次に池岸まで下りて，船楽の者たちと龍笛を奏し，その後，船楽の者たちを隣雲亭に召して《越殿楽》を奏させている。

3. 第12回の御幸にて，浴龍池にて二手に分かれ，堂上公家たちは千歳橋から，光格上皇は窮邃軒から笙や龍笛で《青海波》《千秋楽》を奏している。この演奏形態は第13回・第14回でも行われている。なお光格上皇の演奏楽器は吹物の龍笛と笙に限られていることから，上御茶屋の楽は参仕者の演奏楽器も吹物のみであったと推測される。

次に，修学院における光格上皇の演奏楽器に関する特徴としては，吹物の笙・龍笛と弾物の琵琶・箏に加えて，打物の鞨鼓・太鼓を奏している点があげられる。つまり，光格天皇は公的には奏しない笙を聴衆者がいる場で奏したのである。また禁中・洞中の管絃において，①公的な管絃では地下楽人が全ての打物を担当する一方で，②私的な管絃では堂上公家が太鼓を担当する例が散見される。したがって，②では地下楽人の参仕がない場合，堂上公家が打物を奏しても問題がなかったと推測される。また天皇による打物に関して，豊永聡美によれば「天皇の場合は，打楽器を演奏することはなく，専ら「管・絃」を習得していた。」([3]：豊永2017：3頁）とのことである。このような認識から転じて「天皇は打物を演奏しない」という不文律がやがて定説化されていったと推測される。管見の限り，天皇が打物を奏する例は光格上皇以前には見当たらない。しかし，光格上皇は「天皇でなくなれば打物を奏することができる」と読み替えたのではないだろうか。それにより，打物を奏することが問題ではなくなり実践したと推測される。これは笙を奏することにもあてはまり，同様の論理が働いたと考えられる。

3. 禁中・洞中の神事・仏事における奏楽

3.1 内侍所臨時御神楽

内侍所臨時御神楽は八咫鏡を安置する禁裏の内侍所において天皇による御拝の後，その前庭にて行われる歌・舞・楽器演奏を伴う芸能である。一条天皇の時に成立し，後朱雀天皇の時から現在まで続く重要な年中行事の一つである。そこで本節では，光格天皇による内侍所臨時御神楽の開催日・開催理由による分類と，光格天皇による出御・奏楽の実態を提示し，光格天皇が内侍所臨時御神楽で奏楽することの意味について考察したい。

まず，光格天皇が関与した内侍所臨時御神楽を開催日・開催理由から分類すると，表4のとおりとなる。

表 4　内侍所臨時御神楽の分類・該当例

分類			開催理由	該当例	
①毎年12月開催			年中行事	安永9-文化13(1780-1816)，*文化元(1818)	
				【開催なし】安永8(1779)，天明3(1783)，寛政6(1794)，寛政7(1795)，文化10(1813)	
②臨時開催	A	内侍所関連	仮殿渡御	◆天明8(1788).6.6-8	文化7(1810).8. 4
			新造還御	◆寛政2(1790).12.1-3	◆文化7(1810).12.14-16
			御搦	天明2(1782).3.24	寛政5(1793).4.17
				寛政5(1793).4.20	文化5(1808).9.16
	B	天皇・朝廷関連	御代始	◆安永9(1780).12.19-21	*◆文化14(1817).11.10-12
			譲位	文化14(1817).2.20	
			元服	安永10(1781).3.24	
			改元	◆享和元(1801).11.23-25	◆文化元(1804).11.22-24
			前年延引	寛政8(1796).2 20	文化11(1814).3.20
	C	個人的祈願	不予平癒	天明3(1783).9.27	
			古今伝授	寛政9(1797).8.23	◆寛政10(1798).4.3-5
			皇統維持	寛政12(1800).9.3	
仁孝天皇,大嘗会,巳日節会清暑堂神宴,御神楽・御遊			拍子合：文政元年（1818）11月15日		
【凡例】　◆ … 内侍所三ケ夜御神楽　＊ … 御幸（仁孝天皇在位中のもの）					

①は毎年12月開催のもので，年中行事の一つでもある。なお天皇の諒闇中は開催されず，光格天皇の在位中では，後桃園天皇・後桜町天皇の崩御，盛化門院・閑院宮典仁親王・恭礼門院の薨去の年がこれに該当する。

②は①以外に臨時開催されるもので，開催理由から3つに分類される。②Aは内侍所に関連するもので，天明大火による聖護院への遷御，内侍所の建て替えに伴う仮殿渡御・新造還御，八咫鏡を納めた辛櫃に関する御搦があげられる。

②Bは朝廷に関連するもので，即位後の御代始，譲位直前のものがあげられる。その他に元服後，辛酉革命・甲子革令による改元後，諒闇により翌春に延引されたものがあげられる。

②Cは個人的な祈願に関連するもので，不予平癒のものと古今伝授の前後のものがあげられる。不予平癒の祈願は近世初期まで多用されたが，光格天皇は盛化門院へのものを最後に，これ以降は千反楽に統一している。また，皇統の維持を祈願したと推測されるものがあげられる。中宮を生母とする温仁親王の薨去により，親王が恵仁親王（のちの仁孝天皇）のみとなった寛政12年（1800）に，光格天皇は30歳，在位22年目であることから鑑みて，恵仁親

王の無事の成長による皇統の維持を祈願と考えられる。

さらに②において，表4にて◆を付した開催日数が3日間の「内侍所三ケ夜御神楽」と称するものがある。これは②の中でも特に重要なものに対して開催されたと推測される。具体的には，内侍所の新造還御，御代始，改元後，そして古今伝授後のものが該当する。

さて光格天皇の在位39年間で，開催は①で33件，②で19件，計52件である。出御に関しては，盛化門院薨去の翌年天明4年（1784）から譲位する文化14年（1817）まで，風邪と床払い直後の2件を除く43件全てに出御している。ここから，光格天皇が内侍所臨時御神楽をいかに重要視していたかということが読み取れる。内侍所は『禁秘抄』にて「禁中事。一，賢所。」と最初に提示され，賢所つまり内侍所を最重要事項としている。これを受けて，光格天皇は天皇として修めるべきことの第一を「内侍所臨時御神楽への出御」と考えたと思われる。また養母盛化門院の薨去により，心境の変化があった可能性も考えられる。天明4年（1784）の内侍所臨時御神楽への出御は，14歳となった光格天皇が天皇としての自覚を明確に示した姿ではないだろうか。そうであるならば，藤田覚が提示した「にわかに朝廷政務を主導する動きが見られる」([6]：藤田2018：37頁）天明6年（1786）や，四方拝に出御を始めた天明7年（1787）よりも早かったといえる。

また特殊な事例として譲位後，仁孝天皇の大嘗会における清暑堂神宴の御神楽と御遊への関与があげられる。光格天皇はこの予行練習となる文政元年（1818）11月15日の拍子合を，通常の関白邸ではなく自身が住まう仙洞御所で行い，開始から公卿退出までの全行程に出御している。息子への代替わりに伴う関連行事の最後を見届けることで，皇統の継承と維持が叶い，天皇としての責務を無事果たしたことを示す場だったに違いない。

次に，内侍所臨時御神楽における光格天皇による奏楽は，禁裏が新造された寛政2年（1790）から譲位直前までの27年間で29件が確認された。演奏楽器は神楽笛が20件，和琴が6件，判別不明が1件である。近世において内侍所臨時御神楽で奏楽を行った天皇は神楽笛では中御門天皇，和琴では桜町・桃園天皇の計3名であり，神楽笛と和琴を奏した天皇はみられない。つまり光格天皇特有のことといえる。なお後陽成天皇は神楽笛・和琴の灌頂を，孝明天皇は《庭火》の伝授を受けているため表1に記載があるが，内侍所臨時御神楽における奏楽については確認できなかった。

この2種類の雅楽器を奏した理由として，神楽笛に関しては中御門天皇からの皇統を受け継ぐ者として，自らの正統性を示そうとしたのではないだろうか。さらに，神楽笛を奏した中御門天皇を実父とする閑院宮典仁親王妃成子内親王の影響も考えられる。成子内親王は光格天皇の養母であるが誕生前に薨去しているため，実父典仁親王や間接的に成子内親王に仕えた生母岩室（大江）磐代が神楽笛の習得を促したと推測される。さらには，内侍所臨時御神楽で神楽笛を吹くために龍笛を始め，笛の御師範は内侍所臨時御神楽にて神楽笛を担当する山井景貫をあえて選んだとも考えられるだろう。和琴に関しては，桜町・桃園天皇からの継承を示し，桜町天皇を実父に桃園天皇を弟にもつ後桜町上皇の影響も考えられる。

3.2 御懺法講

御懺法講は先帝や母后を追善するために禁中・洞中で十三仏事に行われるものの一つであり，宮中の臨時行事に位置づけられる。しかし，慶応4年（1868）の神仏判然令に始まる神仏分離により宮中で開催されなくなる一方で，前節の内侍所臨時御神楽は年中行事として現在も行われている。つまり，この2つの宮中行事は対照的な側面をもつ一方で，光格天皇を含む歴代天皇が奏楽を行った行事という類似する側面ももつ。そこで本節では，光格天皇による御懺法講の開催状況と光格天皇による奏楽の特徴を提示し，光格天皇が御懺法講で奏楽することの意味について考察したい。

まず，光格天皇による御懺法講は17件が開催され，表5のとおりとなる。

表 5　光格天皇による御懺法講と演奏楽器・行道

追善対象者	後桃園天皇	盛化門院	後桜町天皇
主催・追善者 （対象者との関係）	光格天皇 （先帝・養父）	光格天皇（母后） 新清和院（生母）	光格天皇 （先々帝/上皇/大伯母）
三回忌	天明元（1781）. 11. 5-9	天明5（1785）. 10. 10-12 箏	
七回忌	天明5（1785）. 11. 5-9 箏	寛政元（1789）. 10. 10-12 箏	文政2（1819）. 10. 2-3 箏　［仙洞］
十三回忌	寛政3（1791）. 10. 5-9	寛政7（1795）. 10. 10-12	文政8（1825）. 10. 2-3 箏　［仙洞］
十七回忌	寛政7（1795）. 10. 5-9	寛政11（1799）. 10. 10-12	文政12（1829）. 10. 2-3 箏　［仙洞］
二五回忌	享和3（1803）. 10. 5-9 行道	文化4（1807）. 10. 10-12 行道	天保8（1837）. 10. 2-3 琵琶　［仙洞］
三三回忌	文化8（1811）. 10. 5-9 笛 / 行道	文化12（1815）. 10. 10-12 琵琶 / 箏 / 笛 / 行道	
五十回忌		天保3（1832）. 10. 11-12 箏　［仙洞］	

【凡例】　上段　… 開催年月日
　　下段　… 光格天皇による演奏楽器・行道，［仙洞］… 開催場所が仙洞御所

ここから特徴として，第一に追善対象者は先帝の後桃園天皇と母后の盛化門院に加えて，践祚以来上皇であった後桜町天皇の3者である点があげられる。つまり，本来ならば追善対象者とならない先々帝で大叔母の後桜町天皇に対しても，光格天皇は先帝・母后と同様に御懺法講を行っている。これは光格天皇特有の宮家出身で先帝のいない中で天皇となったという背景が関係しているといえる。

第二に開催年は十三仏事の3・7・13・33回忌だけでなく，17・25・50回忌にも行っている点があげられる。また開催日数は，在位中は先帝に対して5日間・母后に対して3日間，譲位後は全て2日間である。つまり，譲位後も日数を減らし規模を縮小しても必ず開催していたといえる。ここから3者へ厚い追善の意を示しているだけでなく，中世と比べて開催回数を増やせるほどの経済的余裕と演奏可能な楽人などの人員が整っていたことが読み取れる。

第三に御懺法講の音楽的側面に関して，在位期は初

日・中日・結願日に，譲位後は結願日に雅楽器による奏楽が声明と共に行われている。演奏楽曲は《伽陀》における付物と，付楽として《調子》と唐楽曲5曲が初日は盤渉調・中日は黄鐘調・結願日は壱越調から選曲され，譲位後は盤渉調から選曲されている。また楽曲構成は，①延拍子，②早拍子，③早拍子・残楽三返，④早または早只拍子，⑤早拍子の楽曲と音楽的に変化に富んだ構成となっている。

次に光格天皇による奏楽に関して，17件の開催のうち10件が『光格天皇実録』において確認された。演奏楽器は箏を中心に龍笛や琵琶も奏し，さらに行道も行っている。

その特徴としては，第一に演奏楽器は箏・琵琶・龍笛で，笙は奏していないことがあげられる。前章と同様に御懺法講は公の場であるため，笙を奏することが見送られたと推測される。第二に文化12年（1815）の盛化門院33回御忌に関して，3種類の雅楽器を奏し行道も行っていることから，この御懺法講が光格天皇において特別なものであったと推測される。その理由としては，この御懺法講が天皇として行う最後のものであり，その集大成を具現化したと考えられるからである。さらに，同年同月の後桜町天皇3回聖忌の御懺法講は先帝・母后ではないために行うことができなかったと推測される。この幻となった御懺法講への思いも含まれていたのではないだろうか。

4. 光格天皇による雅楽サロンの人々

4.1 堂上公家

奏楽関連行事において，光格天皇と共に奏楽を行った人々は宮家親王・堂上公家・地下楽人であり，彼らは光格天皇による雅楽サロンを構成する者たちといえる。本節では奏楽関連行事に参仕した堂上公家について，参仕と奏楽に関する家職の関連について考察したい。

管絃・内侍所臨時御神楽・御懺法講へ参仕した堂上公家の家数の調査結果は次のとおりである。

奏楽関連行事　… 73家
・管絃　… 64家
・修学院御幸の管絃と楽 … 25家
・御懺法講　… 30家
・内侍所臨時御神楽　… 16家

藤田覚によれば堂上公家の数は寛延3年（1750）134家（[6]：藤田2018：167頁）とのことから，管絃に参仕した家は64家と堂上公家の約半数が関わっている。また，奏楽関連行事により参仕した家の数が異なり，管絃のうち御楽始では30～40名，修学院御幸では10名程度と選抜され，御懺法講では5名程度，内侍所臨時御神楽では歌を除くと3名とさらに限定されている。これは御楽始では天皇がより多くの廷臣と共に奏楽することを目的とする一方で，それ以外は元々人数制限があったことが影響しているといえる。

参仕した堂上公家と家職の関連について，管絃・御懺法講への参仕においては，特に吹物は家職にとらわれないため参仕者の選出は広範囲であり，演奏能力によって参仕の機会をつかみ，排他的な内侍所臨時御神楽への参仕とは異なり，新規参入の余地があったことがわかる。

また，管絃・御懺法講への参仕者とその知行高との関連があげられる。管絃への参仕が非常に多い新家で知行高の低い30石3人扶持の家の者のうち，箏を家職とする西四辻家を除く外山光施・豊岡和資・東久世通岑・園池公翰の4名は奏楽が参仕の機会を生み，それが何らかの形で家の存続につながると考え，必死に雅楽器の修得に取り組んだと推測される。

次に，最も限定的で排他的である内侍所臨時御神楽においては，参仕した16家のうち11家が歌を担当している。そしてこの11家は管絃では郢曲を担当している家でもある。他方，楽器の担当は次のとおり3家が独占している。

持明院家 … 歌，秘曲の本拍子
綾小路家 … 篳篥，歌，秘曲の末拍子
四辻家　… 神楽笛，和琴，歌，秘曲の和琴

また綾小路家は管絃・御懺法講においても篳篥を担当していることから，「篳篥の家」を目指し，そうなりつつあったと思われる。

4.2 地下楽人

光格天皇による雅楽サロンを堂上公家と共に構成したのが地下楽家の人々である。本節では，まず管絃・御懺法講における家職について定説を確認し，次に従来言及されていない内侍所臨時御神楽における家職について提示したい。なお『光格天皇実録』において，地下楽人に関する記述が前節の堂上公家と比べて非常に少なく，寛政11年から譲位した文化14年までの期間（1799～1817）における記述はほぼ皆無であった。そのため，調査結果が非常に限定的なものであることを予め断っておきたい。

奏楽関連行事へ参仕した地下楽人に関して，平出久雄[10]による分類をもとに，より詳細に家職をつかむために各楽家をさらに区分し，担当楽器などに関してまとめると，表6のとおりとなる。

ここから参仕した楽家数は15家，参仕者数は107名である。また，楽所は紅葉山楽所を除く京都・南都・大坂の楽所が確認される。なお，本稿の調査対象には舞を伴う舞楽が含まれないため，南都楽所の東家・南都右方人の家・南都寺侍の家からの参仕は確認されなかった。

次に管絃に関して，地下楽人が参仕したのは①公的な管絃に限定され，御懺法講への参仕は必須だったことが明らかとなった。また担当楽器は，従来どおり吹物3種類と打物3種類で，弾物と郢曲は担当していない。さらに，吹物において独奏が含まれる音頭・残楽・付物は，基本的に地下楽人が担当している。ここから，地下楽人における演奏技術の高さが認められていたといえるだろう。

また内侍所臨時御神楽に関して，堂上公家担当の楽曲では例外を除き神楽笛・篳篥・人長を担当し，地下楽人担当

表6 参仕した地下楽人とその担当

姓		名	管絃・御懺法講		内侍所臨時御神楽	
京都楽所 （計47名）						
安倍	1	季康, 季良, 季挙, 季資	篳篥	打物	篳篥, (人長)	
	2	季文, 季徳			---	
	3	季千, 季随			---	
	4	豊季/季慶, 季考			篳篥	
多	1-A	忠豊, 忠織, 忠暉	龍笛	打物	付歌	末拍子, (人長)
	1-B	忠郷, 忠之, 忠同, 忠以	篳篥			本拍子
	1-C-あ	忠告	篳篥			末拍子
	1-C-い	忠幸, 忠堅	笙			末拍子
	1-D	忠勇	龍笛			【担当不明】
	2-B	久任②, 忠徳	龍笛			末拍子, (人長)
	2-C	忠長, 忠林, 忠恕	笙			本拍子, 人長
	3-あ	久隆, 久視	篳篥			本拍子
	3-い	久弘, 久宣/久敬, 久恭	笙			和琴
豊	1	順秋, 文秋	笙	打物	---	
	2	輝秋				
	3	時習, 治時, 時全	龍笛			
山井	1	景貫, 維寧, 景孝, 基寿, 基孚	龍笛	打物	神楽笛	
	2	景綱, 景和, 景典				
	3	景規, 景命				
南都楽所 （計31名）						
上	1	近周, 近之, 近興, 近季	龍笛	打物	---	
奥	1	好員, 好古	龍笛	打物	---	
	2	好文				
窪	1	近寿, 近義	篳篥	打物	---	
	2	近高, 近満, 近習				
	3	近林				
	4	近章				
久保	1	光重, 光定, 光亨	篳篥	打物	---	
芝	1	葛宗, 葛清, 葛泰	龍笛	打物	---	
	2	但憙				
辻	1	近良, 近耿, 則是	笙	打物	---	
	2	近徳, 近信, 近友				
	4	則辰, 近敦				
	3	高美, 高挙	龍笛			
東			---	---	---	
南都右方人（井上, 乾, 新, 喜多, 中）			---	---	---	
南都寺侍（藤井, 後藤）			---	---	---	
天王寺楽所 （計29名）						
安倍姓東儀	1	季政, 季邦, 季邑, 季誕	篳篥	打物	篳篥	
	2	季郛			---	
太秦姓東儀	1	文順, 文暉	篳篥	打物	---	
	2	文幾				
	3	文恭				
	4	俊昞				
	5	彭明				
	6	如貫, 如寿	龍笛			
岡	1	昌芳, 昌実	龍笛	打物	---	
	2	職昌/倫美				
	3	昌稠				
	4	昌清				
薗	1	広景, 広達, 広勝	笙	打物	---	
	2	広幾				
	3	広綱				
林	1	広猶, 広好, 広範	笙	打物	---	
	2	広武, 広済				
	3	広勤				
【凡例】 / … 改名した同人物, --- … 参仕なし, ( ) … 担当者が1名のみ						

の楽曲ではこれに加えて和琴・歌も担当している。なお例外とは光格天皇が和琴を奏す場合で，この時の神楽笛は地下楽人ではなく，堂上公家の四辻家が担当している。

次に内侍所臨時御神楽における家職に関して，参仕した楽所と楽家は，京都楽所の豊家を除く安倍家2家・多家9家・山井家2家と天王寺楽所の安倍姓東儀家1家の計14家に限定され，堂上公家と同様に内侍所臨時御神楽への参仕は非常に排他的なものだったといえる。

そして担当に関して，神楽笛は山井家2家が，篳篥は安倍家2家と安倍姓東儀家1家が担当し，本拍子・末拍子・和琴・人長は多家9家の各家がそれぞれ決められた担当をしていることが確認される。さらに，歌は本拍子と末拍子を担当する家が区別される一方で，付歌は必須であったようである。また和琴は［多3-い］家が，人長は［多2-C］家の者が担当し，より独占的で限定的だったといえる。

ところで寛政5年（1793）の②Aの内侍所御搦の事例では，［安倍１］家の安倍季良が人長を担当している。『楽家録』[11]によれば，人長の担当は文亀4年（1504）に［安倍1］家へ伝承され，天正元年（1573）に［安倍1］家から［多2-C］家へ伝えられたとのことである。したがって，これは唐突なことではなく安倍家による人長の再興といえるだろう。

4.3 宮家親王

光格天皇による雅楽サロンには宮家親王も参仕している。本節では，修学院御幸を含む管絃に参仕した宮家親王について，各宮家における参仕の背景や「家族」の支援について考察したい。

光格天皇による雅楽サロンに参仕した宮家親王は，次の9名があげられ，彼らが参仕した奏楽関連行事は管絃のみである。

伏見宮家…貞敬親王・邦家親王

有栖川宮家…承真法親王・済仁法親王・尊超法親王

閑院宮家…典仁親王・美仁親王・盈仁法親王・孝仁親王

さて，琵琶を家職とする伏見宮家は，先述の若松正志によれば，貞敬親王は約50名の門人を持っていたとのことである。([8]：若松2021：表2）しかし，光格天皇による管絃への参仕は譲位後のみで，貞敬親王は6件・邦家親王は16件と少ない。この背景には，光格天皇における琵琶の御師範が西園寺賞季であることが影響していると考えられる。つまり，琵琶の家として矜持を保つことと光格天皇による雅楽サロンへの参仕は共存し難かったと推測される。他方，有栖川宮家は和歌や入木道を家職とする家であり，演奏楽器に家職の縛りがなく，承真法親王・尊超法親王は龍笛を，済仁法親王は笙・箏を奏している。修学院御幸へも参仕し，和やかな関係を築いたといえるだろう。

さて，光格天皇の実家である閑院宮家に関しては，演奏楽器に関して，代々の当主が箏を奏す一方で，当主ではない盈仁法親王は箏を奏していない。つまり，かつての持明院統で嫡男のみが琵琶を教習したことと同様に，閑院宮家では嫡男のみに箏の教習を認めていたと推測される。そして，将来的には伏見宮家の琵琶のような家職化を望み，家計の安定につながると考えたのではないだろうか。

次に，光格天皇の実父典仁親王に関しては，先述のとおりであり，典仁親王薨去の後，光格天皇の雅楽サロンを支えたのが同母弟盈仁法親王である。寛政10年（1798）の管絃では驚くべき状況がみられ，67件の管絃のうち47件に参仕している。また①公的な管絃では笙・龍笛において残

楽や音頭を担当し，②私的な管絃では55件のうち40件に参仕し，37件では光格天皇と同じ演奏楽器を奏している。つまり，箏を除く笙・龍笛・琵琶の稽古に打ち込み，演奏技術も高く，兄の光格天皇と同じ楽器を共に奏することで，互いに管絃の技術を磨き，兄を支えていたと推測される。

5. おわりに

光格天皇は雅楽をこよなく愛し，奏楽することを楽しんだ天皇であった。寛政10年の集中的な管絃では笙・龍笛・琵琶・箏といった4種類の雅楽器を奏しており，歴代天皇にはみられない実態が明らかとなった。その背景には，雅楽に長けた実父典仁親王からの導きと影響があったと考えられる。また，上皇となり修学院御幸にて行われた管絃と楽は②私的な管絃に分類されるため，公の場では奏されない笙に加えて打物の鞨鼓・太鼓も奏していた。それほどまでの雅楽への探求心は光格天皇独自のものであるといえる。さらに内侍所臨時御神楽において，光格天皇は在位中ほぼ欠かさず出御し，『禁秘抄』に示された天皇像を具現化していた。そして廷臣とともに神楽笛や和琴を奏することにより，皇統を受け継ぐ自身の正統性を公に示したといえる。また御懺法講において，譲位後ではあるが後桜町天皇へも開催していた。そして奏楽し行道することにより，先帝・母后・上皇への追善の思いを公の場で示したのである。それは禁裏における3人の「父母」への孝が込められていると考えられるだろう。

さらに，光格天皇による雅楽サロンの堂上公家は奏楽を家職とする者だけでなく，多くは自力で演奏能力を身につけた者であった。そして，光格天皇に仕える場を多く持つための手段が管絃への参仕であり，新規参入が可能である場が管絃の場であったといえるだろう。また，地下楽人は従来示されている家職に基づく雅楽器を担当し，内侍所臨時御神楽では新たな家職といえるものが明らかとなった。そして，人長をめぐって家職を保持する家と家職の再興を試みる家の姿がみられた。宮家親王に関しては，伏見宮家・有栖川宮家は雅楽サロンに対して各々の距離間が確認された。他方，閑院宮家は箏を家職とすることを模索しつつ，実父典仁親王と同母弟盈仁法親王は家族として光格天皇を支え，その雅楽器の習得において欠くことのできない存在であったことが明らかとなった。

以上から，光格天皇において奏楽することの意味とは，中世の天皇のように演奏楽器を選択するのではなく，歴代全ての天皇が奏した雅楽器を全て習得し，廷臣の前で奏楽することにより皇位継承者であることを示すためだったのである。また，廷臣と共に奏楽することは共食に類似する効果によって，その結びつきがより強くなったことは間違いない。そして，天皇としての自身を支え導いた天皇家と閑院家の2家における「父母」への孝を示すためでもあったのである。

文献

[1] 順徳天皇，承久3年（1221）成立，「禁秘抄」（塙保己一編『群書類従』第26輯・雑部・巻第467，続群書類従完成会，1991年・訂正3版，）.
[2] 相馬万里子「琵琶の時代から笙の時代へ—中世の天皇と音楽—」（『書陵部紀要』49，1998年）.
[3] 豊永聡美『中世の天皇と音楽』（吉川弘文館，2006年），同『天皇の音楽史—古代・中世の帝王学—』（吉川弘文館，2017年）.
[4] 猪瀬千尋「琵琶の時代の特質」（同『中世王権の音楽と儀礼』笠間書院，2018年）.
[5]『後土御門天皇～孝明天皇実録』（東京大学史料編纂所ウェブサイト「近世編年データベース」より閲覧）https://wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/w33/search（2025年10月31日参照）.
[6] 藤田覚『光格天皇—自身を後にし天下万民を先とし—』（ミネルヴァ書房，2018年）.
[7]『天皇皇族実録　光格天皇実録』1～5（藤井譲治・吉岡眞之監修・解説，ゆまに書房，2006年）.
[8] 若松正志「近世中後期における朝廷文化の広がり」（『日本史研究』702，2021年）.
[9] 光格天皇「修学院山荘管絃之注記」（東山御文庫蔵，勅封番号110-8-33，宮内庁書陵部にてマイクロフィルムを閲覧）.
[10] 平出久雄編「日本雅楽相承系譜（楽家篇）」（平野健次ほか共監『日本音楽大事典』平凡社，1989年）.
[11] 安倍季尚「楽家録，巻之四・人長目録，第十九・安倍氏人長之事」（元禄3年（1690）成立，覆刻日本古典全集『楽家録一』現代思潮社，1977年）.

イギリスファシスト連盟およびオズワルド・モーズレーによる非合理主義的美学要素の政治的利用の分析

竹本 智志†

An Analysis of the Political Utilization of Irrationalist Aesthetic Elements by the British Union of Fascists and Sir Oswald Mosley

Satoshi Takemoto

1. はじめに

1930年代のイギリスファシスト連盟（British Union of Fascists（BUF））に関する現在までの研究は，そのイデオロギーや組織構造の分析が中心であり，視覚的表象の検討には追加研究の余地が残されている。本研究は，BUFを率いたオズワルド・モーズレーのレトリック，制服，視覚デザインを分析し，ファシズム運動における非合理主義的な「美学」が果たした政治的動員の機能を明らかにすることを目的とする。

ファシズムの定義については，Nolte（1963/1965）やPayne（1980）らによる類型化の試みを経て，本稿の理論的枠組みは，ファシズムを「再生的超国家主義（palingenetic ultranationalism）」を核とするイデオロギーとして捉えるGriffin（1993）の「ニュー・コンセンサス」に依拠する。この枠組みは，ファシズムを単なる権威主義やナショナリズムの亜種ではなく，既存の体制が「退廃」したという認識に基づき，国家の全面的「再生」を目指す，急進的かつトランスナショナルな政治運動として捉える視座を提供する。本稿は，この「退廃からの再生」というプロセスにおいて，政策提言もさることながら，「美学」がいかに非合理的な動員の推進力として機能したかを解明する。このアプローチは，ベンヤミンやモッセが体系化した「政治の美学化」という概念を，従来あまり注目されてこなかったイギリスの事例において再検討する試みでもある。

本稿の分析は，BUFの美学が持つ二重性，すなわち「イギリス固有の要素」と「トランスナショナルな要素」を明らかにする。第一に，イギリス固有の文脈である。BUFが用いた軍服調の制服「黒シャツ」は，19世紀末から米英の友愛結社や宗教団体において「サブカルチャー」として受容されていた軍服文化を，既存体制への「カウンターカルチャー」の装置として再発明した点にその特異性がある。

第二に，トランスナショナルな文脈である。BUFの機関紙*Action*の分析から，同運動がモーターサイクルや航空技術，流線型デザインといった「機械の美学」を多用していたことがわかる。これは，モーズレー自身が「時代の信条」と呼んだ，国境を超えたモダニズムと技術への憧憬を，政治的動員の非合理的な推進力として利用する戦略であった。

本稿は，この歴史的分析を通じて，「美学化されたイデオロギー」が持つ動員のメカニズムを解明する。そしてこの視座は，リバタリアニズム的な思潮が，同様に技術的進歩の美学を非合理的な推進力としうる可能性を検討する上で，重要な示唆を提供するものである。

2. 見せかけの合理と，非合理な本質

2.1 ポピュリズム的レトリックと「停滞感」の共有

オズワルド・モーズレーの政治運動は，戦間期イギリスが直面した経済危機と政治的停滞への「回答」として提示された。現存する彼の演説記録にも「何度も繰り返している通り/もはや毎度のことではあるが（again and again）」（British Movietone, 1931）というフレーズが繰り返しみられる。ここにみられる通り，モーズレーの政治活動は，国民が望む断固とした行動が議会によって阻害されているという「停滞感」を大衆と共有することから出発した。The Greater Britain（Mosley, 1932）の中表紙に「今度ばかりは，どうにかこの難局を切り抜けることすらできないのだ」と記されているように，世界の勢力図が変化するなか，この停滞感は未曾有の国家的な存立危機感として強調された。

この停滞の元凶として，彼は既存の二大政党（保守党と労働党）を「オールド・ギャング（The Old Gang）」と蔑称し，「国民を欺き，国民の行動への意志を麻痺させてきた」（Mosley, 1933, p. 92）と批判した。このポピュリズム

† 2024年度修了（人文学プログラム）

的なレトリックは，単なる政権批判に留まらず，既存の議会制民主主義そのものの抜本的な刷新，すなわち国家の「合理化」の要求へと結びついていく。

2.2 合理的経済政策とケインズとの共鳴

モーズレーの初期の主張は，経済的な合理性に裏打ちされていた。世界恐慌とイギリスの特権的経済地位の崩壊を背景に，彼はケインズとも通底する介入主義的な経済政策を提言した。モーズレーは，国際金融資本が実体経済を破壊していると批判し，「ウォール街の国際金融…（が）何百万人もの失業者を生み出したりする」（Mosley, 1938/2012, p. 3）と述べ，「科学的保護（scientific protection）」や「絶縁（insulation）」を主張した（Mosley, 1932; Mosley, 1938/2012）。「イギリス産品を買う国から，我々も買おう」（Mosley, 1932, p.135）というスローガンのもとに，帝国圏内での経済的自給自足（アウタルキー）を目指したのである。

この国内需要重視の姿勢は，ケインズが1933年に「経済的ナショナリズム」を擁護し，「物品は自国産とし，金融は主として国内にとどめるべきである」（Keynes, 1933, p. 181）と述べた主張と，著しい類似性を持っていた。実際，BUFの中心的論客であるレイブン・トンプソン（1937）は，ケインズの著作『雇用・利子および貨幣の一般理論』を好意的に紹介し，投資の過熱や政府介入の必要性において，その主張とBUFの綱領との共通点を喧伝している。

しかし，この両者の決定的な分岐点は，ケインズが既存の政治システムの枠内での「合理化」を模索し続けたのに対し，モーズレーは経済問題の根源を政治システムそのものの致命的な機能不全にあるとみなし，単なる経済政策の提言を超えた体制変革へと傾倒していった点にある。

2.3「第三の道」と「合理化された国家」

モーズレーの危機感には，オールド・ギャングの無能力そのものの他に，帝国の退廃が共産主義革命の火種となりかねないという意識が含まれていた。彼は，共産主義の暴力革命が「人口の半分ほどが飢え死にする」破滅的な結果を招く（Mosley, 1932, pp. 95-96）と警告し，かといって社会主義者の漸進的な改革は「時代がダイナミックであるという厳然たる事実」（Mosley, 1932, p. 93）に対応できないと断じた。「マルクス主義を打ち負かすために保守主義に頼れば，マルクス主義に打ち負かされることになる」（Mosley, 1932, p.81）との論にも見られる通り，モーズレーは現状維持（オールド・ギャングによる政治）も暴力革命（共産主義革命）も否定する「第三の道」の必要性を訴えた。この二重の脅威に対する唯一の解決策として彼が提唱したのが，秩序ある「コーポレート経済」であった。

この「コーポレート国家」を説くモーズレーの言説において特徴的なのが「科学（scientific）」「合理化（rationalise）」「機械（machine/machinery）」という語彙によるレトリックである。彼は，停滞した経済を立て直すため，エリートによる計画経済的な介入を「科学的な計画」と呼び，工業生産の効率化と同様に，政治システム自体も「合理化された国家」へと作り変える必要があると説いた（Mosley, 1932, p. 67）。彼が目指した「合理化された政治」とは，すなわちコーポラティズム（職能代表制）の導入に他ならない。地理的な選挙区ではなく職業的な利害に基づいて選出された議会による，より専門的で「科学的」な意思決定を遂げようとする試みである（Mosley, 1935）。

なお，ここでいう「機械」とは，「オールド・ギャング」に支配された非効率な旧来の政治機構（political machine）と対比される，緻密かつ合理的・効率的な機械のように行動することができる統治機構（Machine）という，美学的な理念であることに注意されたい。

2.4 合理性と軍事的美学との融合

この「合理」と「科学」を志向するロジックは，しかし，それと表裏一体の「軍事」という非合理主義的な美学と結びつくことで，大衆動員の性格を強めていった。モーズレーは「海外市場を待ち受ける鉄条網は，強力な砲撃によって撃ち抜くことができる」（Mosley, 1932, p.135）といった軍事的比喩を多用した。このレトリックは，BUFの視覚的象徴である「黒シャツ」と不可分に結びついている。

黒シャツ着用の目的は，表向きには階級間の障壁を壊すことだと説明された（Mosley, 1932）。だが，そのデザインは運動の発展と共に急速に軍服調へと遷移していく。1934年の集会では，すでにモーズレー自身が軍服調の制帽と乗馬ズボンの軍服を着用し，党員も規格化された制服と腕章を身につけて敬礼する様子が撮影されている（図１参照）。

このような視覚的効果は，BUFという組織の準軍事的なマナリズムを示している。服装にとどまらず，モーズレーのレトリックもまた「もし共産党員が現れれば，ファシスト・マシンガンを以てそれに立ち向かう」（“Sir Oswald Mosley’s Lively”, 1934, p. 14）という直接的な暴力を示唆する内容へとエスカレートしていった。

図１　軍服調に規格化された「黒シャツ」に身を包みモーズレーに敬礼する BUF 党員たち

このように，モーズレーの大衆への訴求力は，ケインズとも比較しうる合理的な政策提言と，軍服と暴力的なレトリックが一体となった非合理的な美学の提示とを往復することで構築されていた。彼の提示した「合理化された機械（国家）」というビジョンは，実際には，黒シャツという非合理的な美学によって大衆の情動を動員することによってはじめて完成するものであった。

3. 制服のカウンターカルチャー的再発明

3.1 禁じられた制服への執着

モーズレーが黒シャツに固執したことは，1936年の治安維持法（Public Order Act）制定後の彼の行動からも明らかである。同法が政治的制服を禁じると，BUFは公的には着用の取り止めを余儀なくされた一方，モーズレーは表向きあくまで「新聞販売のための制服」であるという論理で，簡素化された「制服」の着用を続けた（“Sir O. Mosley sells”, 1937, p. 2）。この執着は，制服がBUFの内外に向けた宣伝ツールの最たるものであったことを示している。

BUFによる制服の採用は，必ずしも制服というカルチャーそのものを開拓する行為だったとは言えない。BUF以前の19世紀末から20世紀初頭の米英社会において，軍服調の制服はすでに広く受容された「サブカルチャー」であった。

3.2 軍服のサブカルチャー（1）：アメリカの友愛結社

BUFに先行するサブカルチャーとしての軍服文化に共通するのは，軍服が本来持つ暴力性を捨象し，社会秩序に順応・適応するための文化装置として機能していた点である。

アメリカでは，南北戦争後の「友愛の黄金時代」において，爆発的に増加したさまざまな友愛結社が軍装を採用した（Meyer, 1901）。例えば，1864年設立の「ピュティアス騎士団」は，古代ヨーロッパ的な儀礼を持つ一方で，服装の統一にあたっては近代的な軍服様式を積極的に導入した（Carnahan, 1888）。同団体の「制服階級」の統括者カーナハンは，「少将」の軍装でサーベルを構えた自身の肖像（図２参照）を著作の巻頭に掲げている。

また，「モダン・ウッドメン・オブ・アメリカ（MWA）」は，北米入植・開拓時代の木こりを象徴する「斧」をレガリアとしたが，近代軍服を身にまとい，儀礼・集会においては斧を小銃に見立て，軍隊式の「執銃時の敬礼」を行っていた（図３参照）。

これらの団体は，パレードなどを通じて「兵士として振る舞うこと」の魅力を一般市民に示し，軍服は社会的上昇の擬似体験や社会変動への集団心理的対応の装置として機能した。アメリカ陸軍の士官は，この魅力的な力が「わずか3年で，点在する少数の訓練部隊が2万以上の剣を持つ軍団へと変貌を遂げ」させたと，その大衆訴求力の高さを証言している（Thompson, 1888, p. 451）。軍服着用という行為は，急速な都市化や移民の増加（Chamberlain & Yanus, 2022）の中で，社会規範の確認と集団帰属を可視化する装置だったのである。

図２　軍装のカーナハン「少将」の肖像

図３　葬列で斧を掲げる MWA の会員たち

3.3 軍服のサブカルチャー（2）：キリスト教的男性性

しかし，BUFの黒シャツにより直結する系譜は，イギリス固有の文脈に見出される。19世紀後半のイギリスでは，工業化に伴う都市問題への対応として，キリスト教勢力が軍装を積極的に採用した。ウィリアム・ブースが設立した「救世軍（Salvation Army）」は，貧困層への効率的な支援（Soup, Soap, Salvation）のために軍隊的組織編制と制服を導入した（Booth, 1890）。これに続いてウィルソン・カーライルが設立した「教会軍（Church Army）」もまた，彼自身が軍服を率先して着用し（図４参照），制服としてもそのスタイルが採用された。

さらに，この流れは青少年教育にも波及する。「少年旅団（Boys’ Brigade）」は，日曜学校の出席率低下に悩んだウィリアム・スミスが，キリスト教的規律と軍事訓練を融合させた組織であり，制服と模擬銃を用いた演習が導入された（Birch, 1965）（図５参照）。

これらの活動の思想的背景には，同時代に育まれた「キリスト教的男性性（Christian Manliness）」という理想像があった。これは，クリミア戦争の英雄の「殉教」がメディアを通じて理想化されたことで形成された。例えば，ヘドリー・ヴィッカース大尉の戦死を描いた伝記は，福音

図４　軍服とメダルを着用するウィルソン・カーライル

図５　制服を纏う南ロンドン少年旅団の少年たち

主義的信仰と軍務の調和的実践を描き，出版後1年で7万部を売り上げるベストセラーとなった（Broughton, 2015）。また，チャールズ・ゴードン将軍のハルトゥームでの戦死は，彼を「善良なキリスト教徒」「優秀な軍人」「忠実な帝国臣民」という三位一体の殉教者として神格化した（Laffer, 2010）。Adonis（1965）が指摘するように，「兵士はよきキリスト教徒たりえる」という認識の支持要因となり，軍装はキリスト教的な社会福祉と宗教的実践のシンボルとしてイギリス社会に定着していった。

3.4「退廃への不安」と「男性性の復活」

この軍装受容の背景には，ヴィクトリア朝後期からイギリス社会に蔓延していた「民族の退廃」への広範な危機意識があった。ボーア戦争（1899-1902）では，都市部の志願兵の多くが虚弱さを理由に不適格となり，ボーイスカウトの創設者となるベーデン＝パウエルが「我々の人種の退廃」（Baden-Powell, 1915, p. 177）と嘆くなど，国家の将来的な機能不全への懸念が広がっていた（Tanaka, 1995）。

また，1895年のオスカー・ワイルドの逮捕は，単なるスキャンダルを超え，「女々しい」都会的ダンディズムへの道徳的パニックを引き起こし，帝国の存続に関わる「男らしさ」の危機として認識された（Kaplan, 2004）。パブリック・スクールが「女々しい」知的活動への対抗軸として，スポーツを通じた「キリスト教的男性性」の涵養に努めはじめたのも，この文脈においてである。

BUFはこの文脈を逆転させた。モーズレーは，社会適応的（サブカルチャー）であった軍服を，軍服が持つ求心力を逆手に取り，既存体制に敵対する「カウンターカルチャー」の装置として再発明したのである（Coupland, 2004）。黒シャツは，フロックコートやシルクハットに象徴される「オールド・ギャング」の政治家たちへの明確な視覚的アンチテーゼであった。

この戦略は，ヴィクトリア朝時代からの「民族の退廃」への不安とも呼応した。BUFの機関紙Actionは，「男性性の復活」と題した表紙（図６参照）で，兵士や体操する若者たちの肉体と並置するように，円盤投げという古代的な身体モデルを提示し，制服が担う「退廃からの再生」というGriffin（1993）のいう「再生的」な役割とその男性的身体性を暗示させた。

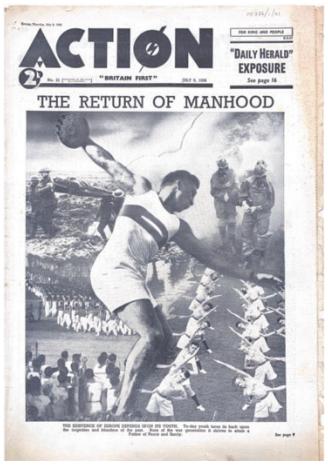

図６　表題「男性性への回帰」のコラージュ写真

とりわけ重要なのは，準男爵という貴族階級出身のモーズレー自身が軍服を纏ったことである。イギリスにおいて軍服と戦闘は伝統的に貴族の特権的営みであった（Yamada, 1994）。その貴族である彼が軍服を着ることは，「内部から貴族制の解体を志向する」という自己破壊的なイメージを演出し，彼をカリスマ的指導者として際立たせた。BUFの「劇場的」とも評された党大会は，旧社会へのカウンターという理念のもとに連帯した民衆の上に，エリートと民衆の境界を踏み越えたモーズレーが君臨するという図式そのものであった。こうして黒シャツとそれによって維持される強い男性性は，イギリス固有の階級意識と時代の不安感を背景に，言葉を超えた訴求力を生み出す戦略的な文化装置となったのである。

4. 機械の美と国家を超えた「時代の信条」

4.1 トランスナショナルな視覚言語：ロゴ，光，歯車

BUFが利用した美学は，黒シャツというイギリス固有の文脈に留まらない。モーズレーが追求した「モダン」の精神は，国境を超えた同時代的な美学，すなわち技術への

憧憬と強く結びついていた。

その象徴が，党のロゴ「フラッシュ・アンド・サークル」である（図７参照）。モーズレーはこれを「結束（円）の中の行動（稲妻）」（Mosley, 1936/2006, p. 8）と説明した。世襲的権威を象徴するイギリスの伝統的な紋章（Honda, 1999）とは対照的に，このロゴは直感的・直線的であり，意図的に「モダン」なシンボルとして設計されている。

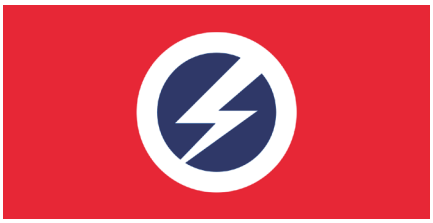

図７　BUF シンボル“Flash and Circle”

この「モダン」の志向は，*Action*のグラフィックデザインにも顕著である。同誌紙面上にみられるさまざまなモチーフは，政治的立場や国境を超えて共有されていたアール・デコ様式に強い影響を受けたものであると見られる。そのようなモチーフは，例えば1933年のシカゴ万国博覧会（図８参照）と，BUF幹部のレイブン・トンプソンが出版した*The Coming Corporate State*の表紙（図９参照）に見られる放射線状の直線的な光や直線的な建造物などの点に共通点が認められる。

ほかにも*Action*では，込み入った曲線の多い伝統的な街並みの闇夜を照らす直線的なサーチライトの挿絵や，機械のシンボルとしての歯車の挿絵など，直線的，機械的，産業的なグラフィック表現が用いられている。根源を辿れば，これらは同時代のマーガレット・バーク＝ホワイトの工業写真や，チャップリンの『モダン・タイムス』に登場する巨大歯車とも共通する，機械文明の象徴的表現であった。しかし，そうしたモチーフが，先述の通り，たびたび強い男性性を備えた人物とともに描かれるという点に特異性が見られる。直線的なタッチ，歯車，ファスケスとローマ式敬礼，そして機械と融合する裸体の男性像を描き入れた*Action*の挿絵（図10参照）は，BUFの非合理的な美学要素を凝縮したものだと言えるだろう。

図８（左）：「センチュリー・オブ・プログレス」1933 年シカゴ万国博覧会のシーズンチケット
図９（右）：*The Coming Corporate State* の表紙

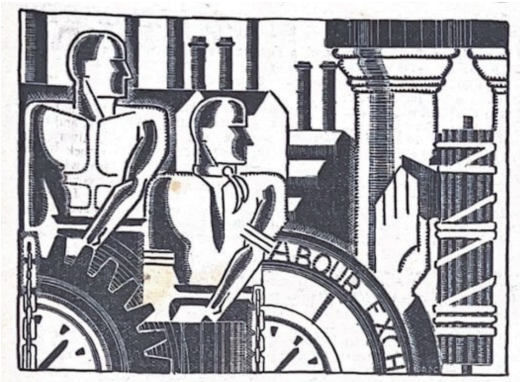

図 10　機械のハンドルを握る裸体の男性の挿絵

4.2 技術への憧憬：機械と身体との融合

イギリスファシズムにおいて，無機的な「機械」と有機的かつ男性的な「身体」と融合する。その構図は，現実の事象と呼応し，またBUFおよびモーズレーの政治活動へと回帰する。

「機械と融合する」という，現代からすれば特異な身体性を示す一例として，BUFのモータースポーツへの視線が挙げられる。*Action*のスポーツ欄には，「観客ではなく，プレイヤーになれ」というスローガンのもと，ボクシングや柔術といった格闘技による身体の陶冶を推奨すると同時に，モータースポーツを「ファシズムの原則」に基づくものとして取り上げた（Dundas, 1936, p. 15）。マン島TTレースに象徴されるように，ライダーと機械が一体となるモーターサイクル文化（Blankenship, 2013）が，ファシズムの理想とした「人間と機械との結びつき」による身体性と効率性の結合を体現していたからに他ならない。疾走する機械と一体化する情動的経験（affective experience）は，言語化し得ぬ非合理的な高揚感を提供したのである。

技術への憧憬は，航空機において頂点に達した。1930年代，大恐慌下の人々に希望を与えたのは，目覚ましい進歩を遂げる航空技術であった（SFO Museum, 2019）。Actionにも「管制塔の下に（Under the Control Tower）」という専門欄が設けられ，新型航空機のお披露目（"The jumping giro", 1936）から民間航空路の拡大（"Air lines in", 1937）に至るまで，さまざまな航空関連のニュースがほぼ毎号掲載された。

そうした人々の航空機への熱情は，航空機というトピックそのものから乖離し，やがてその形状，すなわち流線型が航空機のような未来的・機械的なものの象徴として迎えられるようになる。航空機が生み出した工学的な「流線型」の美学は，ノーマン・ベル・ゲデスやレイモンド・ローウィをはじめとするアメリカのデザイナー達によって，本来その形状を必要としない自動車（図11参照）や鉄道，家電製品（図11参照）にまでことごとく適用されていった。

ゲデスは，航空機の美しさを「そのオブジェクトの目的

図 11　ルレル・ギルドによるエレクトロラックス社の掃除機の流線形デザイン

に最も適した形態」であると述べ（Geddes, 1932, p. 20），機能性を超えた「未来への推進力」を象徴する「ストリームライン・モデルヌ」が世界的に受容された。

このようなデザイン思想は，単なる意匠の問題ではなかった。それは「アメリカ国民の精神を合理化する」というエリート的な道徳的規範意識（Maffei, 2009）に裏打ちされていた。そして，この思想は，エンジニア的エリートが国家を工学的に「チューニング」すべきと説いたアメリカのテクノクラシー運動（Miyamoto, 2002）と強く呼応している。政治機構（political machine）を，効率的な機械（Machine）へと作り変えるというこの思想は，モーズレーの「合理化された国家」という政治論理と，国境を超えて正確に重なり合う。

モーズレーは，ファシズムを「イギリスの国民性に合致した，イギリス的な方法によって，我々の時代の信条をイギリスにもたらそうとする」運動（Mosley, 1936/2006, p. 14）と定義した。彼にとって，イギリス的ファシズムの土台となるべき「時代の信条」とは，国境を超えて共有されたこの「モダニズム」と「機械の美学」に他ならなかったのである。

5. 結論：イデオロギーの美学化の現代的意味

本研究は，BUFの美学が持つ二重性，すなわち「イギリス固有の要素」と「トランスナショナルな要素」を明らかにした。第一に，モーズレーは，イギリスの階級意識や「男性性の危機」という固有の文脈を背景に，既存の「サブカルチャー」であった軍服を「カウンターカルチャー」の装置として再発明した。第二に，彼は，航空機や機械といった「モダニズムの美学」を，国境を超えた「時代の信条」として受容し，非合理的な動員の推進力とした。

1930年代のBUFの事例は，トランスナショナルな「合理」と「科学」の美学，および大衆の間に広がっていた技術への信頼と憧憬が，論理を超えた推進力として活用された様相を明確に示している。本研究の知見が示唆するのは，この「美学がイデオロギーに付加する大衆動員の力」というメカニズムの幅広い応用可能性である。

戦間期に航空技術が果たした役割と同様に，現代ではAIや航空宇宙技術の指数関数的な発展が，新たな思想的潮流の非合理的な推進力となっている。その代表が，シリコンバレーの起業家精神を基盤とする「新反動主義（neo-reactionism）」や「加速主義（accelerationism）」であり，これらは総じて「暗黒啓蒙（dark enlightenment）」と呼ばれる。

これらの思潮は，集権的な20世紀型ファシズムとは対極的に，一般的にはリバタリアニズム（自由至上主義）を志向する傾向がある。BUFが「オールド・ギャング」からの国家権力の奪取を目指したのに対し，暗黒啓蒙が共有するのが「〈声〉よりも〈出口〉」（Land, 2012/2020）と呼ばれる思想である。すなわち，既存の国家の枠内で改革を進め，異議を申し立てる（〈声〉をあげる）のではなく，そのシステム自体から離脱し（〈出口〉），新たな統治形態を模索すべきだ，という意味である。

この思想の背景には，ピーター・ティール（Thiel, 2007）が9.11事件を契機に発表した，啓蒙主義的な合理的人間観（homo economicus）の限界についての論が存在する。彼によると，リバタリアンである彼らにとって，現代の世界および国家体制では，もはや自由と民主主義の両立は困難である。そしてその解決策は，改革という枠を遥かに超えた国家の「合理化」にある。カーティス・ヤーヴィン（Moldbug, 2007）は，国家を企業になぞらえ，また統治者と被統治者を株主と役員になぞらえる「新官房国家（neocameralist state）」を構想した。BUFの超国家主義が既存国家の「再生」を目指した（Griffin, 1993）のに対し，暗黒啓蒙は土地や民族に紐付いた国家を，もはや超克すべき対象としてすら認識しない。BUFの黒シャツが特定の「イギリス的」文脈（階級，貴族制）を踏まえてナショナリズムを力の源泉としたのに対し，暗黒啓蒙の美学は，むしろ特定の国民性に根差さず，グローバルなテック・エリートの行動規範を敷衍するためのツールとして国家という枠組みを捉えようとする。

このように政治的立場は対極にありながら，両者は「美学の利用」という一点で構造を共有しうる。ニック・ランドらが体系化した加速主義の根底には，「実現し得たはずのもう一つの『近代』＝『未来』を取り戻す」（Kizawa, 2019）という「未来へのノスタルジー」が存在する。ティールが指摘したように，人々は「未来的であった過去」（『宇宙家族ジェットソン』や『スタートレック』といった1960年代のSF作品が描いた世界）へと戻りたいというレトロフューチャーの美学を持っている（Dowd, 2017）。そして，そうした未来的なライフスタイルが現代の加速度的な技術発展によってリアリティを帯びるなか，それを真に実現するためには，国家の利益と相反する巨大国際IT企業の行動規範によって成し遂げられるというものである。

1930年代の「機械の美学」がそうであったように，現代の「技術の美学」（AI，宇宙開発，トランスヒューマニズ

ム）もまた，政治的立場とは無関係に，非合理的な動員の推進力として機能しうる。イーロン・マスクの呼びかけにより設立された米政府の「政府効率化省（DOGE）」構想（Honderich, 2024）は，リバタリアン的な合理化のビジョンと，大衆的なセンチメント，そしてテック・エリートとしての急進思想が，「レトロフューチャーの美学」のもとに融合しうる可能性を示している。

20世紀の先端技術がBUFの「時代の信条」となったように，21世紀の技術環境と美学が結びつく時，それは「ファシズム」とは全く異なる政治的信条の動員力となり得る。本研究の視座は，技術と結びついた美学が持つ，こうした非合理的な政治的含意を分析的に理解することの重要性を示している。

謝辞

本論文の執筆にあたり，指導教官である宮本陽一郎先生に心より感謝申し上げます。 理系の学部出身である私に対し，先生は文系における研究のメソドロジーを一から丁寧に指導してくださいました。一連のご指導を通じて，私の中の学術的な態度が育まれただけでなく，知識を生み出す技術の習得と，研究というプロセス自体へ敬意を深めることができました。 先生の御指導は，決して干渉しすぎることなく，しかし研究が道筋を必要とする重要な要所において常に的確なアドバイスをくださるものであり，まさに「心強い伴奏者」として私の研究を支えていただきました。ここに記して，厚く御礼申し上げます。

参考文献

Air lines in 1937. (1937, January 2). *Action*, p. 10

Baden-Powell, R. (1915). *Scouting for boys: A handbook for instruction in good citizenship* (7th ed.). C. Arthur Pearson Ltd.

Birch, A. E. (1965). *The story of the Boys' Brigade*. Muller.

Blankenship, P. D. (2013). *Gender, style, technology: The changing landscape of motorcycle culture* [Master's thesis, The University of Texas at Arlington]. UTA's institutional repository and archival hub. https://mavmatrix.uta.edu/sociologyanthropology_theses/5/#:~:text=edu/sociologyanthropology_theses/5-,Download,-191%20DOWNLOADS

Booth, W. (1890). *In darkest England, and the way out*. The Carlyle Press.

British Movietone. (1931). Sir Oswald Mosley expounds creed, champion of new young socialism enlarges his manifesto [Newsreel]. AP Newsroom. https://newsroom.ap.org/editorial-photos- videos/detail?itemid=b3f06d4dced14e27b5cb9c49be1798dd&mediatype=video&source=youtube

Broughton, T., (2015). The life and afterlives of captain Hedley Vicars: Evangelical biography and the Crimean war. *Interdisciplinary Studies in the Long Nineteenth Century*, 20(1), https://doi.org/10.16995/ntn.710

Chamberlain, A., & Yanus, A. B. (2022). Shaping the rise of brotherhood: Social, political, and economic contexts and the "golden age of fraternalism". *Social Science Quarterly*, 103(7), 1673-1686. https://doi.org/10.1111/ssqu.13222

Coupland, P. M. (2004). The black shirt in Britain: The meanings and functions of political uniform. In J. V. Gottlieb & T. P. Linehan (Eds.), *The culture of fascism: visions of the far right in Britain* (pp. 100-115). I.B. Tauris & Co Ltd.

Dowd, M. (2017, January 11). *Peter Thiel, Trump's tech pal, explains himself*. The New YorkTimes. https://www.nytimes.com/2017/01/11/fashion/peter-thiel-donald-trump-silicon- valley-technology-gawker.html

Dundas, I. H. (1936 March 19). Motoring notes. *Action*, p. 15.

Geddes, N. B. (1932). *Horizons*. Little, Brown, and Company.

Griffin, R. (1993). *The nature of fascism*. Routledge. https://doi.org/10.4324/9781315003627

Honda, M. (1999). Eikoku no monsho [Coat of arms in Britain]. *Lilium* (17), 1- 12. https://doi.org/10.51095/lilium.17.01

Honderich, H. (2024, December 6). *What we know about Musk's cost-cutting mission*. *BBC*. https://www.bbc.com/news/articles/c23vkd57471o

The jumping giro: The advantage of the autogiro – if it had come first – over the blackshirt camp. (1936, July 30). *Action*, p. 10

Kaplan, M. B. (2004). Literature in the dock: The trials of Oscar Wilde. *Journal of Law and Society*, 31(1), 113-130. https://doi.org/10.1111/j.1467-6478.2004.00281.x

Keynes, J. M. (1933). National self-sufficiency. *Studies: An Irish Quarterly Review*, 22(86), 177– 193. [suspicious link removed]

Kizawa, S. (2019). Beautiful harmony: Kasokushugi wa alternative na kindai wo shikousuru [Beautiful harmony: Accelerationism aims for alternative modernity]. *Shobunsha Scrapbook*. http://s-scrap.com/3041#_ftnref8

Laffer, S. (2010). *Gordon's ghosts: British major-general Charles George Gordon and his legacies, 1885-1960* [Doctoral Dissertation, The Florida State University]. FSU University Library, Digital Repository. http://purl.flvc.org/fsu/fd/FSU_migr_etd-3319

Land, N. (2020). *Ankoku no keimousho* [The book of dark

enlightment] (S. Kizawa, Trans.). Kodansha. (Original work published 2012)

Maffei, N. P. (2009). Both natural and mechanical: The streamlined designs of Norman Bel Geddes. *The Journal of Transport History*, 30(2), 141-167. https://doi.org/10.7227/TJTH.30.2.3

Meyer, B. H. (1901). Fraternal beneficiary Societies in the United States. American Journal of Sociology, 6(5), 646–661. [suspicious link removed]

Miyamoto, Y. (2002). *Modan no tasogare: teikoku-shugi no kaitai to postmodernism no seisei* [The twilight of the modern : Transformation of U.S. cultures of imperialism and the birth of postmodernism]. Kenkyu-sha.

Moldbug, M. (2007 August 16). Against political freedom. *Unqualified Reservations*. https://www.unqualified-reservations.org/2007/08/against-political-freedom/

Mosley, O. (1932). *The greater Britain*. B.U.F. Publications.

Mosley, O. (1935, March 11). These things need doing now. *The Daily Mirror*, p.12

Mosley, O. (2006). *Fascism: 100 questions asked and answered*. Friends of Oswald Mosley (Original work published 1936)

Mosley, O. (2012). *Tomorrow we live*. Black House Publishing. (Original work published 1938)

Nolte, E. (1965). *Three faces of fascism: Action Francaise, Italian fascism, national socialism* (L. Vennewitz, Trans.). The New American Library. (Original work published 1963)

Payne, S. G. (1980). *Fascism: Comparison and definition*. University of Wisconsin Press.

SFO Museum. (2019, March 16). *Streamlines: Air age aesthetics for industrial design*. https://www.sfomuseum.org/exhibitions/streamlines-air-age-aesthetics-industrial-design

Sir O. Mosley sells papers - for a “uniform”. (1937, January 28). *The Daily Mirror*, p. 2

Sir Oswald Mosley’s lively duel with K.C. in libel suit. (1934, November 6). *The Daily Mirror*, p. 14

Tanaka, H. (1995). *Boy Scout: niju-seiki seishonen undo no genkei* [The Boy Scouts: the prototype of Twentieth-Century century youth Movement]. Chuoh-koron-Sha.

Thiel, P. (2007). The Straussian moment. *Politics and Apocalypse*, 189-215.

Thompson, J. (1888). Military value of the uniform rank. In J. R. Carnahan (Ed.), *Pythian knighthood: its history and literature* (pp. 451-463). The Pettibone Manufacturing Company.

Thompson, R. (1937, January 30). Mr. Keynes and the coming slump: Is it conceivable that the government should do anything in time?. *Action*, 9.

Yamada, M. (1994). *Igirisu kizoku: dandy tachi no bigaku to seikatsu* [The British nobility: The aesthetics and life of the dandies]. Sogen-sha.

図版出典

図１：Central Press, “Oswald Mosley”, © National Portrait Gallery, London.

図２：Carnahan, J. R. (1888). Pythian knighthood: its history and literature. The Pettibone Manufacturing Company.

図３：Modern Woodmen Fraternal Financial , “Photograph of foresters offering salute”, Public Domain.

図４：Bassano Ltd, “Wilson Carlile”, © National Portrait Gallery, London.

図５：Fred C Palmer, “46 S London BB”, Public Domain.

図６：Cadbury Research Library, Special Collections, University of Birmingham, *Action* (Jul, 9, 1936, p. 1), © Friends of Oswald Mosley.

図７：R-41, “Flag of the British Union of Fascists”, Public Domain.

図８：Chicago Public Library, “1933 Century of Progress World's Fair season ticket”, Public Domain.

図９：Cadbury Research Library, Special Collections, University of Birmingham, *Action* (January 30, 1937, p. 12) [Advertisement of *The Coming Corporate State*]. © Friends of Oswald Mosley.

図10：Cadbury Research Library, Special Collections, University of Birmingham, *Action* (October 17, 1936 p. 5) [Illustration for “The world of labour”], © Friends of Oswald Mosley.

図11：Brooklyn Museum, “Lurelle Guild. Vacuum Cleaner”, Public Domain.

ネパール人留学生にとって日本留学とは何か
― 元留学生へのインタビュー分析からの一考察 ―

田所 瑞絵†

Understanding the Meaning of Studying in Japan for Nepalese International Students: An Analysis Based on Interviews with Former Students

Mizue Tadokoro

1. 研究の概要

1.1 背景と動機

近年日本におけるネパール人留学生が急増している。日本学生支援機構の「外国人留学生在籍状況調査」によると，ネパール人留学生は，2023年にはベトナム人留学生を上回り，中国に次いで2番目に多くなった。人数としては，留学生全体が279,274人であるのに対し，ネパール人留学生は37,878人であり，留学生全体の13.6%を占める（2023年5月1日時点）。このような状況下，筆者は日本語学校及び専門学校で教員として働く中で，多くのネパール人留学生とかかわってきた。その中で，日本語力が伸長しようがしまいが，日本語学校を終え専門学校に進学し卒業すると，日本で仕事を得て日本での滞在を継続している彼らの姿を多く見てきた。「日本語力がなければ就職は厳しい」と説き授業をする一方で，日本語力が相当低くても日本国内で就職していく留学生が多いという実態がある。「これは何なのか」という疑問が本研究の動機である。彼らにとって日本語力の伸長は必ずしも一義的な意味があるものではなく，もっと大きく「日本留学」そのものに意味があるのではないかと考えた。

ネパール人日本留学生を対象にした調査研究は，留学背景や留学中の様相に関するもの等「在学中の留学生」を対象としたものが多く，留学生活を終えた後を対象とした研究はまだあまり見られない。本研究では，「元日本留学生」に焦点を当て，日本留学が彼らにとってどのような意味を持つのかを探る。

1.2 目的と意義

本研究では，ネパール人留学生の留学背景や特徴等に関する先行研究や統計データを踏まえ，ネパール人元日本留学生にインタビュー調査を実施した。留学生活を終え，日本での就職という目的を果たして日本で生活している今，実際に彼らが日本留学をどう捉えているかを考察する。

本研究の意義は主に3つある。第一に，ネパール人留学生に関する既存研究の多くが在学中を対象としているのに対し，本研究は留学後という時間軸を含めた連続的な経験を扱う点である。第二に，彼らの語りを質的研究法である「M-GTA（修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ）」を用いて分析することで，個々の経験から抽象化された理論的枠組みを導くことである。第三に，教育現場にいる日本語教師としての問題意識を基点にしながら，留学生支援や進路支援に関する実践的な示唆を導く点である。

2. ネパール人日本留学生の特徴と課題

2.1 ネパールの基本情報

ネパールは，正式名称を「ネパール連邦民主共和国」といい，南アジアに位置する内陸国である。北は中国，南はインドと国境を接し，面積は約14.7万㎢であり，日本の北海道の約1.8倍に相当する。人口は約3,054万人（2022年）とされる（外務省）。

ネパールの主要産業は農林水産業であり，労働人口の約6割が農林水産業に従事している。国内総生産（GDP）に農林水産業が占める割合は最も多いが24.1%にとどまり，生産性は低い。一方で，ネパールでは古くから海外出稼ぎが盛んである。2024年現在までの海外出稼ぎ労働者数は649万人であり，ネパールの人口の2割以上が海外へ出稼ぎに行っていることになる。2022/23年度の郷里送金額は1兆2,206億ルピーで，これはGDPの22.7%に相当する。主な出稼ぎ先はマレーシア，カタール，サウジアラビア等であるが，インド・ネパール間の国境は通行自由であり，公的統計はないもののインドが最大の出稼ぎ先であると推測される（在ネパール日本国大使館, 2024）。

†2024年度修了（人文学プログラム），日本語教師（現所属：中央情報経理専門学校）

2.2 ネパールの教育

ネパールの学校教育は，基礎教育（class1～8），中等教育（class9～12）から構成される。基礎教育の開始年齢は通常5歳とされるが，実際には4歳での入学が多く，逆に10代後半以降での就学者も珍しくない（引田, 2024）。義務教育は無償とされるものの，実際には学年が上がる度に入学金を払ったり，補習や部活動に追加費用が必要になったりするなど完全に無償とは言いがたい。全国的な義務教育制度は定められておらず，転校や退学が原因でclass1入学時の人数がclass5までに75%に減った例もあるという。

学校は私立と公立に分かれる。公立学校ではネパール語を中心に授業が行われるが，私立学校の多くは英語による授業を行うため，英語力において大きな差が生じる傾向がある。ネパールの教育で，試験は大きな意味を持つ。引田（2024）によると，ネパールの多くの学校では試験が学習の中心にあり，特に卒業試験は重視される。試験に合格するために，宿題が多く課されるが，一方で予習復習をする習慣はなく，理解より暗記が重視される傾向がある。学区はなく経済的に余裕のある生徒は，遠方の卒業試験合格率の高い人気校に通うこともある。進級のための試験は小学校から大学まであり，大学の進級も1年ごとに試験が行われ，その合格率は20%とも言われておりネパールの大卒資格を取得するのは容易ではない。

以上からネパールの教育では，卒業や進級のための試験が重視され，詰め込み型の勉強をする一方，自ら予習復習をする習慣はないこと，理解度を測るという日本のテストの目的は理解されにくいこと，英語教育に力を入れているネパール内でも公立と私立の学校間でかなりの差があること等が分かった。

2.3 留学の背景

ネパールは，人口規模こそ大きくないものの，海外の高等教育機関へ進学する若者が非常に多い国である。UNESCO（2022）によれば，海外留学生数は95,092人にのぼり，統計対象210か国中10位に位置する。さらに，海外留学生比率（OMR）は20.64％と高く，国民所得が低い（1人当たりGDP世界166位）にもかかわらず海外進学志向が強いことが特徴である。

海外留学が増える背景には，ネパール国内の教育機会や就業機会の不足がある。佐藤（2012）は，国内に十分な雇用機会がないため，海外移住の第一段階として留学をする傾向が強いと述べている。

そのなかで日本は，英語圏に比べ学費や生活費が相対的に安く，来日前の高い語学力も求められない点で魅力的な選択肢とされる。加えて，「働きながら学べる」という斡旋業者による宣伝や，2008年の「留学生30万人計画」に後押しされた日本語学校の積極的な受入れ拡大等が，留学先としての日本の存在感を押し上げている。そのため，ネパール人留学生の中には，日本語や日本の文化，技術を学びたいという理由ではなく，欧米留学が難しい場合の第二の選択肢として日本を選ぶ者も多い。

2.4 留学生活の様相と課題

ネパール人日本留学生の留学中の生活について，岩切（2015）は福岡県内の日本語学校A校の現状をまとめている。彼らの多くは，本国での日本語学習経験が短く，ひらがな，カタカナの読み書きも不十分な「ゼロ初級」の状態で来日する。授業中にはネパール語での私語や居眠りが目立ち，指名した学生とは別の学生が代わりに答えるなど，「彼らは日本語の学習意欲が低い上，基本的な勉強の仕方自体が，私たちの考えているそれと大きく異なっている」。引田（2024）が指摘した，試験重視で宿題が多い一方で自律的な予習・復習の習慣が十分に育っていないという教育文化の影響も示唆されるが，彼らが置かれた状況にも着目する必要がある。佐藤（2016）によると，ベトナム，ネパール，タイ，インドネシア，中国の5か国の留学生を比較すると，ネパール人留学生はアルバイトの時間や収入が最も多く，アルバイトに頼って生活することが分かった。このことからも，ネパール人留学生の多くは，働きながら学ぶ生活スタイルを余儀なくされ，生活維持のためのアルバイトと日本語学習の両立に苦労すると推測できる。

2.5 卒業後の進路

日本語学校や高等教育機関を卒業したネパール人留学生は，どのような進路に進むのだろうか。

一般財団法人日本語教育振興会の調査結果によると，令和4年度（2022年度）中に日本語教育機関を修了したネパール人は793人であり，そのうち757人（95.5%）が進学している。進学先は専修学校（専門課程）が730名（96.4%）である。専門学校進学者の割合が他国と比較して突出して高いのがネパール人留学生の特徴である。

なお，専門学校卒業後のネパール人留学生の進路については，日本学生支援機構によると，2017年は日本国内での就職率は37.5%だったものの，年々増加し2022年には78.4%と8割近い専門学校卒業生が日本国内で就職している。このことから，ネパール人留学生の多くが，日本語学校を経て専門学校を卒業後，日本での就職を果たしていることが分かる。

2.6 本章での気付き

以上の先行研究や統計データからは，ネパール人日本留学生の背景には国内の教育機会や就業機会の不足によって海外へ活路を見出さざるを得ない事情や，日本側の事情として「留学生30万人計画」に後押しされた斡旋等，様々な要因が絡み合っていることが分かった。また，留学生活では生活のためのアルバイトが切り離せないこと，卒業後は多くが日本国内での就職を果たしていることも分かった。

ただ，最終的な目標が「日本での就労」ならば，「特定技能」等の就労目的で来日してもいいはずである。それを彼らが「留学」という形で来日する選択そのものに，どのような意味付けを見出しているのか，また日本で最初に学ぶ場である日本語学校がどのように経験されているのかという点は，検討すべき重要な課題ではないかと考えた。これ

らの点について，インタビュー調査により分析・考察する。

3. 調査の設計

3.1 調査目的と倫理的な配慮

本研究では当初，来日の形として「留学」を選ぶネパール人留学生にとって日本語学校が重要な役割を果たしているのではないかという関心を持って調査を開始した。しかし，インタビュー分析を深める中で，日本語学校の存在は筆者が想定したほど大きくなく，それより学校外の生活や進路選択，周りの人達との関係等の方が大きいことが分かってきた。つまり，当初の想定そのものが思い込みだったと分かってきたのである。そこで，彼らが日本留学をどう経験し，どのように意味付けているのかという，より広いテーマへと再設定した。

なお，調査に先立ち放送大学研究倫理委員会に倫理審査を申請し，承認を得て調査を実施した。

3.2 調査の概要

調査協力者は，「ネパール人留学生として来日し，日本語学校を経て専門学校や大学等の高等教育機関を卒業し，現在日本で就労し生活しているネパール人元日本留学生」とした。具体的には筆者が勤務する専門学校の卒業生に声をかけ，他の協力者を紹介してもらう「雪だるま式標本法」を採用し6名の協力を得ることができた。協力者の概要は表1のとおりである。調査協力者には，研究の目的，匿名性，守秘義務，協力の拒否権当を書面と口頭で説明し，理解を得た。インタビューは１：１（DさんとEさんは，本人の希望により２：１）の半構造化インタビューを行った。調査は2023年12月から2024年6月にかけて実施した。

インタビューは，協力者の居住地近くの喫茶店や貸会議室等で実施し，インタビュー時間は各54分～74分だった。質問のトピックは「日本への留学理由」「留学前の準備」「日本の生活で困ったことと解決方法」「ネパールと日本の学校での勉強方法の違い」「日本語学校の勉強外のサポート」「来日後サポートしてくれた人や影響を与えられた人はいるか，誰か」「進学について」「就職活動について」「仕事を始めてからの価値観」「将来の希望」「将来の夢はネパールと今と変わったか」「あなたにとって日本語学校の意味は」「あなたにとって日本留学はどんな意味があるか」等である。

表１　調査協力者

	年齢	性別	現在の職業	日本語能力	来日時期	就職時期	母国最終学歴	日本最終学歴
A	35	男性	会社員	N3	2016	2021	高校	専門学校
B	31	男性	会社員	N3	2018	2023	高校（大学中退）	専門学校
C	28	男性	会社員	N2	2017	2022	高校	専門学校
D	30	男性	会社員	N3	2017	2022	高校（大学中退）	専門学校
E	32	男性	会社員	N3	2018	2022	高校	専門学校
F	27	女性	アルバイト・主婦	N3	2017	2021	高校	専門学校

3.3 調査の限界

ここで調査の限界について述べる。第一に協力者の性別の偏りである。男女比にばらつきがないようにしたいと考えたが，女性の卒業生は就職や結婚で遠方へ引っ越したり育児中であったりして協力者を得ることが困難だった。日本学生支援機構の調査によると，実際に協力者が留学生であった2019年頃のネパール人留学生の男女割合は女性が37%であり男性に比して人数的にも少なかった。そのため，女性も含めた研究は今後の課題としたい。

第二に調査協力者と研究者との関係性による影響である。調査協力者のうち5名は，筆者が勤務している専門学校の卒業生である。このインタビューは筆者個人の研究であり学校とは何も関係ないこと，どんなことを答えても本人が不利な扱いを受けることはないこと等を話し了解を得た。その結果，良いことだけでなくネガティブな部分も率直に話してくれたものの，関係性による影響が否定できない点は本調査の限界である。

4. 分析の方法

4.1 M-GTA分析とは

本研究の分析には，質的研究法の一つである「M-GTA（修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ）」を用いた。山崎（2019）によると，M-GTAは，人と人とのかかわりあいで成り立つ人間の実践を理論化する質的研究アプローチである。オリジナル版GTAのこだわりは理論生成それ自体にあるが，M-GTAのこだわりは理論生成の意味と生成された理論の実践的応用にある。そこで重視されるのが【研究する人間】であり，M-GTAでは【研究する人間】が方法論的に強調される。これは徹底的に内省的で実践的な研究者のあり方を指す。

木下（2007）によると，M-GTAは次の点を備えた研究に適しているとされる。第一に実践的な領域，つまり健康問題や生活問題を抱えた人々に専門的に援助を提供するヒューマン・サービス領域である。第二に，サービスが行為として提供され，利用者も行為で反応する直接的やりとり（社会的相互作用）がある場合である。第三に，現実的に問題となっている現象で，研究結果がその解決に向けて実践的に活用されることが期待されている場合である。第四に，研究対象自体がプロセス的特性をもっている場合である。

4.2 本研究にM-GTA分析を用いる理由

上記を踏まえ，本研究でM-GTAを分析方法として選択した理由は次の二点である。第一に，留学という行動が，人が外国から移動し学習，生活をする中で様々な人との直接的なやり取りが生じる，つまり，社会的相互作用が欠か

せない行動だからである。第二に，本研究は今後も増加が予想されるネパール人日本留学生にとって日本留学が持つ意義を研究対象にしており，研究結果を実践的な現場に還元して改善していける可能性があるからである。

4.3 M-GTAによる分析手順

M-GTAでは，データの収集と分析は分離するという立場をとる。まず，半構造化インタビューによってデータを収集し，その後，分析焦点者の視点から分析テーマに沿って意味の解釈を行う（根本, 2024)。具体的な分析手順は次の通りである（木下, 2003, 2007, 2020）

①分析テーマを設定する。②分析焦点者を設定する。③インタビューデータの逐語録を丁寧に読み込み，逐語録から，分析焦点者の視点で分析テーマと照らして重要だと思われる個所を抜き出し，「バリエーション（具体例)」として「分析ワークシート」に書き込む。④バリエーションを，分析テーマに沿って深く解釈し，概念名を付ける。また，意味を定義として文章化する。この段階では，概念名も定義も暫定的なもので構わない。⑤概念・定義を解釈する際に気付いたことや，先行研究で明らかになっている理論的裏付け等を，理論的メモ欄に書く。⑥更に，逐語録からバリエーションを抜き出し，概念・定義，理論的メモ欄を書く。その際，既に書かれた概念・定義の対極例や，類似例等を検討していく。⑦ ③～⑥を繰り返す。繰り返しながら，概念名や定義を修正していく。⑧新たな概念・定義が生み出されなくなった段階で，分析を終了する。これを「理論的飽和化」という。⑨生成した概念同士の関係を検討し，カテゴリーおよびサブカテゴリーを生成する。⑩カテゴリー，サブカテゴリー，概念の関係を結果図としてまとめ，ストーリーラインで表す。

4.4 概念の生成例「みんなしてるから」

ここでは，本研究で実施した具体的な概念生成過程について，概念「みんなしてるから」生成の例を用いて説明する。

まず，調査協力者Aさんへのインタビューの音声を文字に起こし，逐語録を作成した。逐語録を読んでいくと，下記のような語りがあった。以下，イタリック体で書いた部分は語りの引用である。

「お姉さん（従姉）もいるから，お姉さんからも良い国言われて，まあ日本に留学したほうがいいと思います。(A-41)」

「はい。一緒に仕事した友達もみんな，あの，留学しましたんで。(A-55)」

Aさんはネパールで仕事をしていたが，日本への留学ビザ申請を３回行うも許可が下りず，4度目の申請でやっと許可が下り28歳で来日した。お姉さん（と呼ぶが，実際は父親の兄の娘である従姉）も，ネパールで一緒に仕事をしていた仲間も皆，日本への留学を果たす中，なかなか日本留学の許可申請が通らずに諦めかけていたので，留学許可の知らせは本当に嬉しかったという。このことから，日本への留学動機は自分で思いついたことではなく，周りに経験者が多く，特に珍しいことではないのではと推測した。

次に，他のデータにも同じような語りがないか確認したところ，Bさん，Dさん，Eさん，Fさんにも，下記のような語りがあった。

「もうほぼほぼの友達は，色々な国に留学してて，あの友達と友達たちに誘われて私も留学しようかなと。(B-2)」

「一緒にいた友達，日本は私より前来ていたから，じゃ，１回申し込みしてみますって，日本に申し込みするエージェントさんに行って，そこから相談して日本に来ました。(D-175)」

「友達とかもいるんで。(E-144)」

「お母さんのきょうだいの子どもとか，今はそう。先に行って，今は埼玉にいる。(E-148)」

「いとこ２人が日本では留学してたから，最初は，友達も勉強してたから一緒に勉強しようと思って。(F-125)」

これらの語りを，分析ワークシートのバリエーション欄に具体例として書きこんでいったところ，上記のような語りは今回の調査協力者6名のうち5名に見られた。そのため，具体例が豊富な概念になり得ると判断した。

これらの語りから，ネパール人元日本留学生は，親戚や友達に留学経験者がいるケースが多く，日本留学は限られた人にだけの特別なことではなく，みんなしているから自分もしよう，という動機につながっていると考えた。そこで，「親戚や友達に日本への留学経験者がいる。『みんなしてるから』自分も日本に留学する。日本への留学は特別なことではない。」と定義し，「みんなしてるから」と概念名を付けた。この時作成した分析ワークシートは表2のとおりである。

表２ 分析ワークシートの例

概念名	みんなしてるから	
定義	親戚や友達に日本への留学経験者がいて、「みんなしてるから」自分も日本に留学する。	
バリエーション（具体例）	A-41	・お姉さん（従姉）もいるから、お姉さんからも良い国言われて、まあ日本に留学したほうがいいと思います。
	A-55	・はい。一緒に仕事した友達もみんな、あの、留学しましたんで。
	B-2	・もうほぼほぼの友達は、色々な国に留学してて、あの友達と友達たちに誘われて私も留学しようかなと。
	D-175	・22 歳から 24 歳まで（中国に留学していた）。ネパールに帰って、大体 1 年半ぐらいは遊んだり、旅行したりしていた。仕事は何もやらなかったから、何をしようかと思った。日本に留学してきた友達が日本に来て、と言った。その友達は中国にもいた。一緒にいた友達、日本に私より前来ていたから、じゃ、1 回申し込みしますって、エージェントさんに言って私も行きたい言って、相談して日本に来ました。
	E-144	・友達とかもいるんで。
	E-148	・お母さんのきょうだいの子どもとか、今はそう。先に行って、今は埼玉にいる。
	F-114	・いとこ２人が日本では留学してたから、最初は、友達も勉強してたから一緒に勉強しようと思って
	F-125	・（日本に親戚がいるから、そんなに怖いとか、大変そうだなとか）それはないです。
理論的メモ	・親戚や友達等、身近な人が既に日本に留学しているケースが多い。 ・D さんは日本留学の前に、中国に留学した経験があり、留学に抵抗がない。 ・友達が、日本だけでなく、アメリカに留学している方もいた。 ・ネパールの海外留学比率は 7.7%で、国民所得に比して高い。ネパール国内の経済状況の悪さ、雇用機会や高等教育機会の不足、日本の「留学生 30 万人計画」の影響等。	

概念生成の段階では，概念ごとに分析ワークシートを立ち上げて書き込み，類似性や対極性等に着目して比較検討をしながら，この作業を繰り返す。

4.5 カテゴリー生成，理論的飽和化の判断

生成した概念を比較検討し，カテゴリーと必要に応じてサブカテゴリーを生成する。そして，新しい概念はこれ以上生成されないだろうという所で理論的飽和化を判断する。

理論的飽和化の前提として，データ自体が一定量であるかどうかの判断も重要である。木下（2003）は，M-GTAは目安として10～20件のデータがあれば結果をまとめることが可能とする。一方で，データ数が最低いくつ必要かというのは問題ではない。データ範囲の限定理由の方が重要であり，対象者が少ないことはあり得るとする。本研究では調査協力者は6人と確かに少ない。しかし，研究目的に照らし，次の2点から一定の結果が得られると判断した。第一に調査協力者の条件に大きなばらつきがないことである。このため，同じような条件下でのネパール人元日本留学生についての一定のデータが収集できると考えた。第二に，M-GTAは主に限定された領域内で説明力を持つ「領域密着理論」の生成を目指すものであり，研究の目的に則して考えれば，今回収集したデータからでも限定された領域での理論生成が可能だと考えたためである。

4.6 結果図とストーリーラインの作成

データから概念を生成し，概念間のカテゴリーを生成した後は，分析を理論へとまとめる段階となる。具体的には結果図とストーリーラインを作成する。

5. 調査の結果と分析

5.1 分析テーマと分析焦点者

M-GTAの分析は，分析焦点者の視点で分析テーマと照らし合わせて意味の解釈を行う（根本, 2024）。M-GTAでは【研究する人間】の視点から研究者を研究方法の中に組み込み，方法論化する者であると説明されている。そのためには，分析テーマと分析焦点者の設定が不可欠である（木下, 2020）。本研究では，下記のとおり設定した。

・分析テーマ：ネパール人元日本留学生にとっての日本留学の意味

・分析焦点者：ネパール人元日本留学生（日本語学校から専門学校等を経て日本で働き，生活するネパール出身者

5.2 概念とカテゴリー

分析の結果，28の概念が生成され，6つのカテゴリー，６つのサブカテゴリーにまとめられた。概念の一覧は表3の通りである。

表３ 生成されたカテゴリー，概念と定義

カテゴリー	サブカテゴリー	概念	定義
いい暮らしへの身近な選択肢	―	もっといい暮らし	ネパールにいるより日本に留学した方が良い暮らしができると思う。
	身近な選択	みんなしてるから	親戚や友達に日本への留学経験者がいて、「みんなしてるから」自分も日本に留学する。
		お金を準備すれば	お金を準備すればエージェントが書類を作って、ビザ申請してくれる。
	異言語の壁が低い	多言語環境	ネパールの国語はネパール語とされるが、他にも言語が沢山ある多言語環境。
		英語は小学1年から	公立と私立によって、又は学校によって英語の勉強の割合は違うが、小学校１年生から英語を学ぶ。
		ヒンディー語は分かる	ヒンディー語はネパール語と言語的に似ており、学ばずともネパールで放映されるインドのドラマ等を通して分かるようになる。
	―	日本語はちょっと勉強する	日本への留学準備として日本語の勉強は1日1時間程度、ちょっとする。
学習観の違い	―	できないと進めないネパール	ネパールでは、小学校1年生でも試験に合格しなければ落第する。試験に合格して進級、卒業するために必死に勉強する。
	―	できなくても進める日本	日本の学校は、試験の成績が悪くても出席さえしていれば進級も卒業もできる。
	―	漢字と言葉が難しい	日本語で難しいのは漢字と言葉。教科書で学ぶ言葉と会話の言葉が違うのも難しく感じる。
留学生活はサバイバル	ライフライン	生活基盤作りは日本語学校頼み	日本語学校のサポートで一番よかったのは、来日直後の住民登録、銀行口座、アルバイト紹介など生活面のサポートやお金の補助等、生活基盤作りに関するもの。
		まずアルバイト	アルバイトをしないと留学生活は続けられない。はじめは学校の紹介に依存。より条件の良いアルバイトを探して変える。
		夜勤は仕方ない	食品工場やコンビニでの夜勤は、生活のためにやっていた。本当は授業後、夕方から夜働きたかった。
	サポーター	優しい先生	日本語学校の先生がハローワークで一緒にアルバイトを探したり住民登録の手続きや部屋探し、生活面でのサポートを献身的に行ってくれた。お金を貸してくれることもあった。
		ネパール人仲間	ネパール食材店の店主やそこの常連客、アパートのオーナー、先に日本に来ている先輩等、学校の職員や先生以外のサポートがある。自分も後輩のサポートをしている。
	―	学校行事	日本語学校や専門学校で楽しかったのは、運動会や旅行、学園祭、授業以外の外出。国の祭りを行事として実施してくれたこと。
日本語の壁	―	就職しやすい専門学校へ	日本語学校卒業後の進路は、就職しやすいだろうと専門学校を選ぶ。日本語力を向上させて大学や難度の高い資格を目指したり、自分の興味や能力を生かすという視点はない。
	―	少ない就職選択肢	友人や専門学校からの紹介等、狭い範囲、少ない選択肢から就職先を選ぶ。応募基準の日本語力に足りないこともあり選択肢は少ない。
	―	日本語がもっとできれば	日本語がもっとできれば今の状況が違っているのでは、という思いもある。
	―	就職後の葛藤	就職した会社の条件が悪い場合、慣れてから交渉して待遇改善を求めたり、労働時間や給与を重視して良い条件の会社に転職したりする。
冷静な自己評価	―	良かったが100%ではない	より良い暮らしを求めて日本に留学したが、概ね良いものの、100%幸せなわけではない。
	―	大切なものは自分軸	一番大事なものは、自分軸で考えている。家族であれ、仕事であれ、やる気や健康、お金であれ、今の自分にとって一番大事なのは自分。
希望と不安	現実的な目標	将来はネパールへ	日本に暫くいても、将来、最後はネパールに帰りたい。
		将来は日本のパスポート	将来ずっと日本にいたい。そして、できれば日本のパスポートが欲しい。
		将来は親と	日本でもネパールでもどちらでもいいが、将来は親と一緒にいたい。本当は今も一緒にいたいけれど、無理なので、せめて将来は一緒にいたい。
	不透明な将来	ビザ更新の不安	ビザ（就労の在留資格）が何年更新できるのか、10年いれば永住権や国籍が申請できるというが本当に取れるのか、希望どおりに日本にいることができるか。
		将来は分からない	日本に最後までいたいわけではない。かといって、ネパールに積極的にすぐに帰りたいわけでもないし、帰っても生活が成り立つか不安。
		もう帰れない	日本の生活が長くなり、ネパールには仕事等の居場所がなくなっていてもう帰れないかもしれない。

5.3 結果図とストーリーライン

以上で分析した概念とカテゴリーを結果図としてまとめたものが，次ページの図１である。この結果図から次のようなストーリーラインを描き出した。なお，ストーリーラインの【　】はカテゴリー，[　]はサブカテゴリー，〈　〉は概念名を表す。

ネパール人元日本留学生は，【いい暮らしへの身近な選択肢】として日本へ留学する。彼らはネパールにいるより〈もっといい暮らし〉の可能性を模索していた。そのため

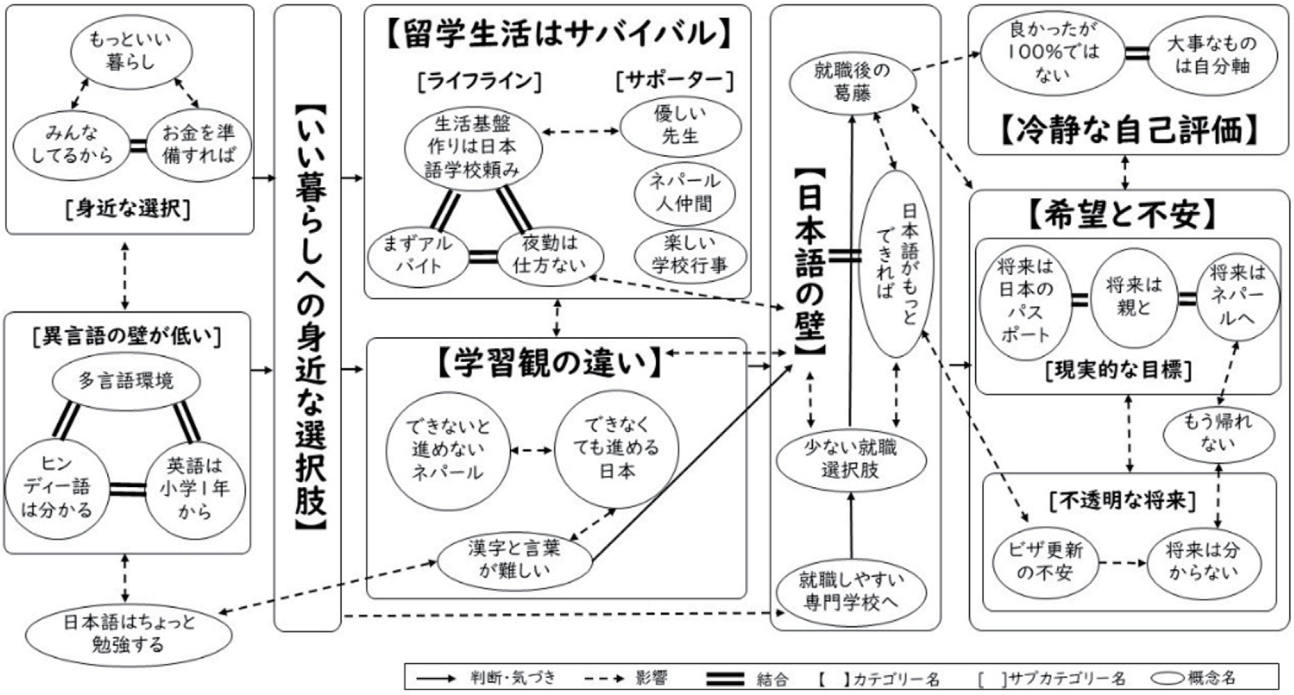

図１「ネパール人元日本留学生にとっての日本留学の意味」結果図

に国外へ行くことを考えるが，彼らの親戚や友人は，既に日本に留学している者も多く，日本留学は〈みんなしているから〉する[身近な選択]である。留学エージェントも多くあり，〈お金を準備すれば〉申請書類を書いたり，ビザ取得の手続きを行ったりしてくれる。また，もともとネパールは〈多言語環境〉である。隣国インドとは地理的・言語的に近く学ばなくても自然と〈ヒンディー語は分かる〉。〈英語は小学１年から〉学校で学び，[異言語の壁が低い]。このため，渡日前の日本語学習をさほど厳しいと感じることもなく〈日本語はちょっと勉強する〉だけで渡日する。

日本への留学を叶え渡日したネパール人元日本留学生にとって，【留学生活はサバイバル】である。まず，言葉が通じないために市役所の手続きや銀行口座開設等の[ライフライン]を整える〈生活基盤作りは日本語学校頼み〉である。特に彼らにとって〈まずアルバイト〉探しは死活問題である。ここで日本語学校からの紹介があればいいが，ない場合は大変な苦労になる。この時[サポーター]として頼りになるのが，日本語学校の〈優しい先生〉である。ハローワークで一緒にアルバイトを探してくれたりしたことは，深い感謝として心に刻まれている。また，先に日本に来ている〈ネパール人仲間〉にも助けられ留学生活を進めていく。アルバイトは言葉ができないため選り好みをすることはできず〈夜勤は仕方ない〉。厳しい生活を送る彼らにとって〈楽しい学校行事〉は良い思い出となる。

学校では【学習観の違い】もあり，勉強は必ずしもうまくいかないことが多い。ネパールでは進級や卒業のための試験が非常に厳しく合格しないと落第するため必死に勉強してきた。一方，日本の学校は出席重視であるものの，試験で悪い点数をとっても進級・卒業できる。そのため〈できないと進めないネパール〉，〈できなくても進める日本〉という認識になり，〈漢字と言葉が難しい〉と感じる日本語も，必死に勉強せずにやり過ごす。その結果，日本語力があまり向上せず，日本語学校を卒業後は，自分の興味や特性等を重視するわけでもなく〈就職しやすい専門学校へ〉進学する。専門学校でも学ぶ努力をせず過ごした場合，就職をする際に初めて【日本語の壁】に直面し，〈少ない就職選択肢〉から就職することになる。〈もっと日本語ができれば〉という思いを持ち就職した彼らには〈就職後の葛藤〉があり，就職後暫くしてから会社に待遇改善を求めていく。【学習観の違い】に囚われず地道な努力をして日本語力を向上させ専門資格を取った場合も，より良い仕事への転職等〈就職後の葛藤〉を通して，職業生活を充実させていく。

留学生活を終えて振り返ると，日本留学は〈良かったが100%ではない〉。そして，仕事であれ家族であれ〈大事なものは自分軸〉で考えるという【冷静な自己評価】をしている。今後について〈将来は日本のパスポート〉が欲しい，或いは〈将来はネパールへ〉帰りたい，〈将来は親と〉いたいという[現実的な目標]を持つ一方で，〈ビザ更新の不安〉，或いはネパールには〈もう帰れない〉という気持ちから，〈将来は分からない〉といった[不透明な将来]への不安もある。このように【希望と不安】を持ちながら日本での生活を送っている。

6. 考察と結論

6.1 ネパール人日本留学生にとっての日本留学

ネパール人日本留学生が日本留学を目指す動機の根底にあるのは，「より良い暮らしがしたい」という根源的な幸

せへの欲求がある。そこには「日本語を学びたい」「日本文化を学びたい」「日本が好きだから」等の文化的，言語的，或いは情緒的な理由は見当たらない。

ここで参考として，日本から世界各国へ留学する日本人留学生の留学動機を見てみると，その特徴は大きく異なる。日本学生支援機構（2019）の調査によると，日本からの留学生の留学動機は「語学を本場で学びたかったから」が58.5%で最も高く，次いで「海外で勉強してみたかったから」が45.0%である。留学期間を見ると「3か月未満」が36.4%で最も高く，次いで「6か月～1年未満」が23.0%である。ネパールからの留学生の殆どが，1年半から2年の日本語学校を経て専門学校を終えるまでに要す期間は3年半から4年以上であるが，日本からの留学生の場合，4年以上の留学期間は全体の4.6%に過ぎない。このことは，一口に留学と言っても，ネパール人日本留学生と日本からの留学生にとっては，全く別の意味合いがあることを示唆している。つまり，ネパール人日本留学生にとって「留学」とはいうものの，学業最優先にはできずに生活と直結しているのである。この点は，ネパールからの留学生を受け入れる日本社会として認識しておくべき重要な点であろう。

6.2 学習観の違いをどうするか

ネパール人元日本留学生が日本語学校や専門学校で十分に学習が進まない背景には，ネパールと日本の学習観の違いが影響していることが考えられる。

ネパールでは試験に合格しなければ進級できないという厳しい教育制度があり，子ども時代から「できないと進めない」というプレッシャーの中で学習してきた。一方，日本語学校や専門学校では，出席重視で，「できなくても進める」という認識が広がり，学習に対して必死さに欠けるネパール人留学生もいる。しかし，それが原因で日本語力を思うように伸ばすことができなかった場合には進学や就職時に【日本語の壁】となる可能性が高い。ネパール人日本留学生にとって，日本留学をより充実したものにするためにも，初めて学ぶ日本語学校で「自律的な学習の習慣形成」をどう実践するかは大きな課題である。

また，留学前には大学進学を希望しながらも実際には専門学校に進学するネパール人日本留学生が多いことの背景には，適切な情報提供が不足している可能性もある。インタビュー分析で見たように〈日本語はちょっと勉強する〉だけで来日する留学生が，大学入学に足る日本語力をつけるのは相当な努力が必要である。このことを，留学前にも留学後にも適切な情報提供により，希望と現実的な選択に差が生じないような策も必要であろう。

6.3 今後の展望　ー彼らに接する教師ができること

本研究は，筆者が日本語学校及び専門学校で教師としてネパール人日本留学生に接する中で感じた，「なぜこんなに日本語ができない学生が多いんだろう。それなのになぜ皆就職を果たして日本に住み続けるのだろう」という疑問からスタートした。本研究を通してネパール人日本留学生にとって日本留学の意味の一端が明らかになった今，改めて彼らに接する教師として今後の展望を考えたい。

まず，彼らは決して勉強を拒否しているわけではないことが分かったのは非常に大きい。彼らにとっては，アルバイト必須の生活に加え，自律学習の経験が少ないという背景がある。この点を理解して自律学習の習慣形成や，短時間でも持続可能な学習方法，学び方そのものを指導する仕組みを検討していきたい。また，彼らが「先生」に対して強い感謝を示したことが印象的であった。この点は，教師が単なる授業提供者にとどまらず，生活や進路，日本社会への橋渡しを担う存在として受け止められていることをうかがわせる。今後は教師自身の力量形成に加えて，学校として留学生を支える体制が十分かどうかを改めて問い直す必要があると感じている。

ネパール人留学生は，これからも日本社会に存在し続けるであろう。彼らが日本社会で安心して学び，働き，生活していくためには，一層丁寧な実態の把握と教育機関や地域社会による継続的な支援の在り方を検討する必要がある。本研究での学びを起点とし，筆者自身も現場でできる実践と研究を続けていきたい。

謝辞

本論文の作成にあたり，多くの示唆と励ましを頂きました放送大学教授の滝浦真人先生に心から感謝申し上げます。また合同ゼミでご指導いただきました大橋理枝先生，宮本徹先生，多くの示唆を頂きました大学院教育支援者の藤平真由美さんに深く感謝申し上げます。共に学び合ったゼミの皆様にも心より感謝いたします。そして，快く調査にご協力くださった皆様に，心から御礼を申し上げます。

文献

岩切朋彦（2015）「日本語学校におけるネパール人学生の様相とその諸問題－福岡県A校に通うネパール人学生へのライフストーリーインタビューから－」『西南学院大学大学院国際文化研究論集』9, pp.79-112

木下康仁（2003）『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践　質的研究への誘い』弘文堂

木下康仁（2007）『ライブ講義　M-GTA―実践的質的研究法　修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチのすべて』弘文堂

木下康仁（2009）『質的研究と記述の厚み　M-GTA・事例・エスノグラフィー』弘文堂

木下康仁（2020）『定本M-GTA　―実践の理論化をめざす質的研究方法論』医学書院

是川夕（2019）「教育達成を通じた移住過程としての日本語学校－日本の『中長期在留外国人の移動過程に関す

る縦断調査（PSIJ）』を用いた分析－」Working Paper Series(J)国立社会保障・人口問題研究所
佐藤由利子（2012）「ネパール人日本留学生の特徴と増加要因の分析－送り出し圧力が高い国に対する留学生政策についての示唆－」『留学生教育』No.17, pp.19-28
佐藤由利子（2016）「ベトナム人，ネパール人留学生の特徴と増加の背景－リクルートと受け入れにあたっての留意点－」ウェブマガジン『留学交流』, 2016年6月号 Vol.63, pp.12-23
澤宗則・南埜猛（2022）「ネパール人留学生に関するトランスナショナルな関係－ネパールの日本語学校の立地と戦略に注目して－」『移民研究』第18号, pp.1-36
根本愛子（2024）「M-GTAによる日本語教育研究―M-GTA文献データベースにおける日本語教育領域論文の分析－」『日本語教育』187号, pp.60-73
引田梨菜（2024）『ネパール人学習者の日本語習得　－音声を中心に―』専修大学出版局
山崎浩司（2019）「3-2　修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ」サトウタツヤ, 春日秀明, 神崎真実（編）『ワードマップ質的研究法マッピング　特徴をつかみ，活用するために』3章, 新曜社, pp.108-115

参考資料

UNESCO Institute for StatisticsよりGLOBAL NOTE「海外留学生数」https://www.globalnote.jp/p-data-g/?dno=8620&post_no=12641（2024年12月1日参照）
UNESCO Institute for StatisticsよりGLOBAL NOTE「海外留学生比率」https://www.globalnote.jp/p-data-g/?dno=8621&post_no=12641（2024年12月1日参照）
一般財団法人日本語教育振興協会（2024）「令和5年度日本語教育機関実態調査結果報告」https://www.nisshinkyo.org/article/pdf/overview2023.pdf（2024年12月1日参照）
外務省（2024）「ネパール（Nepal）基礎データ」https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nepal/data.html（2024年12月1日参照）
グローバルノート（2024）「世界の１人当たり名目GDP 国別ランキング・推移（IMF）」https://www.globalnote.jp/post-1339.html（2024年12月1日参照）
在ネパール日本国大使館（2024）「図説　ネパール経済2024」https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100643794.pdf（2024年12月1日参照）
総務省統計局「世界の統計2024」https://www.stat.go.jp/data/sekai/0116.html（2024年12月1日参照）
独立行政法人日本学生支援機構（2019）「平成30年度海外留学経験者追跡調査～海外留学に関するアンケート～」https://ryugaku.jasso.go.jp/link/link_statistics/link_statistics_2019.html（2024年12月1日参照）
独立行政法人日本学生支援機構（2024）「2023（令和5）年度外国人留学生在籍状況調査結果」https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/enrollment/data/2405241100.html（2024年12月1日参照）
独立行政法人日本学生支援機構（2024）「2022（令和4）年度外国人留学生進路状況調査結果」https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/career-and-degrees/data/2405241100.html（2024年12月1日参照）
文部科学省（2017）「ネパール連邦民主共和国」https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/__icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396848_010.pdf（2024年12月1日参照）

八代集における「こころ」の表現と心の構築
― 空間化・実体化比喩を中心に ―

鳥越 隆士†

The Expression and Construction of Mind in Hachi-Dai-Shu
Focusing on Spatialization and Substantiation Analogies

Takashi Torigoe

1. はじめに

紀貫之は『古今和歌集』[1]仮名序で，「やまとうたは人の心を種としてよろづの言の葉とぞなれりける」と述べ，和歌詠出の根底に心があるとした。また藤原定家は，「情（こころ）は新しきを以て先となし，詞は旧きを以て用ゆべし」[2]と，使用される言葉に制限を加えた一方，表現される心は多様に発展していくべきと述べた。

詞に関しては，枕詞，掛詞，縁語，見立てなど，様々に整理，分析されてきた。それに対し，和歌詠出の起点として位置づけられている心はどのように捉えられ，理解されてきたのであろうか。また『古今和歌集』以来，定家の言う「新しい心」がどのように和歌の中に創出され，展開してきたのだろうか。本論文では，「こころ」という語に着目し，その表現の拡がりを分析・検討したい。

2.「こころ」の表現に関する先行研究

神田洋[3]は『古今和歌集』の「こころ」の用例を抽出し，４つのグループに分類した。「歌の情趣のようなもの」，「人への思い，あるいはこうしようという意志のようなもの」，「情感として，あるいは客観的に単にこころ」，「浮遊する心」である。肉体から離れ「浮遊する心」は，魂的な意味を担っており，上代にまで遡ることのできる「古代の心」とした。ただこの論文では，「浮遊する心」についての検討のみであり，それ以外の心の表現の詳細な検討はない。

これ以降では，「心のすゑ」（院政期和歌，樺沢綾[4]）や「心の闇」（八代集，佐藤雅代[5]）など，心を含む表現の分析や「こころ」と他の語との関連，例えば，「身」との関わりで「こころ」の表現を論じた研究がある（古今集，高木和子[6]，紫式部，和泉式部の和歌，野村精一[7]，新古今和歌集，坂野みずえ[8]）。これらの研究で「こころ」の表現の一側面は明らかになったが，網羅的な分析がなされておらず，「こころ」の表現の全体像を明らかにするまでには至っていない。また「こころ」に関わる表現が分析されたとしても，そもそも心がどのように捉えられてきたか，言わば心の構築に関する視点が欠落している。

心がどのように捉えられているか，心の構築という観点から踏み込んだ研究として半沢幹一の研究[9]ある。比喩の観点から『万葉集』と八代集で「こころ」の表現を検討した。まず『万葉集』の「心のうち」の表現を取り上げ，「うち」が空間に関わる言葉であり，その表現に心の空間的なイメージを喚起させていると指摘した。さらに八代集における用例を検討し，「心のうち」の用例が増加するだけでなく，「心の闇」，「心の隈」，「心の底」，「心の奥」等，新たな空間化表現の創出や空間化を前提とする形容詞（「心の深さ」，「浅き心」，「長き心」，「心広し」等）の表現が多様に展開していることを示した。また「身」と「心」がともに詠みこまれている歌を取り上げ，万葉集が３首であったのに対して，以降の八代集で多く見られるようになり，身との対比を通して心が比喩化されていることを示した。これらのことから万葉集から八代集の間に，心に関して現実世界からそれとは異なる比喩世界の設定が意図的になされたと結論づけている。ただ万葉集との比較対照はあるものの，八代集内でどのように変遷してきたのか，和歌史的な検討がなされていない。

そこで本研究では，まず『古今和歌集』を対象として，「こころ」の用例を抽出し，個々の歌の中で，「こころ」がどのように表現されているのか，またその背景としてそもそもどのように心が捉えられているのかを明らかにする。さらにそれらが時代とともにどのように変遷してきたのか，八代集を対象に和歌史的検討[10]を試みたい。

†2023年度修了（人文学プログラム）

3.『古今和歌集』における「こころ」の表現

3.1 用例の抽出と分類

本研究では，「こころ」の表現の和歌史的検討の出発点として，まず『古今和歌集』歌の「こころ」の表現の網羅的な分析を行った。『古今和歌集』で「こころ」の語が用いられている和歌を抽出した。全部で124首あった。全歌（1111首）のおよそ11％に当たる。「こころ」の語が用いられている124首の和歌（うち3首は長歌であり，分析対象外とした）を質的に分析した[11]。一つ一つの和歌で用いられている「こころ」の形式（複合語や定型句を形成しているかなど）や表していると思われる意味等により分類を試みた。その結果，大きく５つのグループに分けることができた。⑴慣用的，定型的な表現（19首），⑵心の働きの一部に焦点化した表現（17首），⑶心全体を対象とした表現（38首），⑷景と関連づけた比喩的な表現（41首），⑸擬人的表現（6首）である。

第１グループは，「こころみる」（377，518，568，750，1025，数字は歌番号を示す），「こころづから」（85）など，「こころ」の慣用的，定型的表現であり，「こころ」の語そのものの担う意味が縮小していると考えられる。第２グループは，「またく心」（1014），「まどふ心」（597）など，多くの場合心情語を用いて，心の一部の働きを表現するものである。感情や気持ちが心情語で表され，この場合も「こころ」の意味そのものは縮小していると言えよう。心の働きの一部を，第４グループは景の特徴と重ね合わせて（例えば，花の色がうつろうように恋心もうつろう，797），第５グループは本来心を持たない動植物や自然現象の特徴に重ね合わせて（桜に心があれば墨染めに咲いて欲しい，832）表現しようとするものである。いずれも心の働きの一部に言及するものであり，心全体を捉えて表現するものではない。これらに対して，第３グループは，心全体を対象として捉え，表現しようとするものである。その背景に心をどのように捉えているのかが想定でき，ここから心の構築の手がかりを得ることができるだろう。したがって，本論文では，以下，第３グループの用例のみを取り上げて分析を進める。

第３グループの「こころ」は，心全体を対象として表現しているものであるが，心は捉えどころのないものであり，比喩が有効な手段として用いられる[12]。用いられた比喩によって，このグループはさらに２つのサブグループに分かれた。一つは心を空間的な拡がりのあるもの，あるいは空間をもつ容れ物のようなものとして表現しているもの（「心の空間化」とする，14例），もう一つは，心を実体あるものとして，あるいは他物と対比したり，数えたりすることができる個物のようなものとして表現しているもの（「心の実体化」とする，24例）である。

3.2 心の空間化

まず心の空間化の用例を以下に示す。

かきくらす心の闇にまどひにき夢うつつとは世人定めよ
（646）
思ふてふ人の心の隈ごとに立ち隠れつつ見るよしもがな
（1038）

「闇のような心の中でまどう」(646)，「入れ物のように存在する心の隅に人が立ち隠れる」(1038)と表現し，心そのものを空間的な拡がりのあるものと捉えようとしている。

空間的な拡がりをもつ心はまた様々な事象が現れる場でもある。

限りなき雲ゐのよそに別るとも人を心におくらさむやは
（367）
秋霧の晴るる時なき心には立ちゐのそらも思ほえなくに
（580）
かく恋ひむものとは我も思ひにき心の占ぞまさしかりける
（700）
我が袖にまだき時雨の降りぬるは君が心に秋や来ぬらむ
（763）

「あなたを私の心の中に置いたり」（367），「心の中で秋霧が晴れなかったり」（580），「心の中で占いが行われたり」（700），「あなたの心の中に秋がやってきたり」（763）している。

空間的な心はまたその外部と対比させて捉えることもできよう。内面としての心であり，それはまた外から見えない心でもある。

人はいさ心も知らずふるさとは花ぞ昔の香ににほひける
（42）
思ひせく心の内の滝なれば落つとは見れど音の聞こえぬ
（107）
かたちこそみ山隠れの朽木なれ心は花になさばなりなん
（875）
人知れず思ふ心は春霞立ち出でて君が目にも見えなむ
（999）

107歌は「心の内」，42歌，999歌は「人は知らず」「人知れず」と外から見えない心を表現している。875歌は，外から見える「朽ち木」のような姿に対して華やかな心が内側にあると表現している。

外から見えない心を外に現れる言葉と対比して表現することもできる。

相坂の関の流るる石清水言はで心に思いこそすれ（537）
いで人は言のみぞよき月草のうつし心は色異にして
（711）
時雨つつもみづるよりも言の葉の心の秋にあふぞわびしき
（820）

いずれも外に現れる言葉と対比させて内にある心を表現しようとしていると言えるだろう。

3.3 心の実体化

まず心がどのようなものと考えられるか，言葉で説明的に捉えようとする表現がある。

心をぞわりなき物と思ひぬる見るものからや恋しかるべき (685)

捉えどころのない心を「わりなき物」として言葉で具体的に捉えようとしている歌である。このように心を言葉で説明し，理解しようとする用例は一例のみであった。捉えどころのない心を実体的なモノとして考え，比喩的に理解しようとする用例を以下に示す。

まず心を個物として捉え，複数個想定して，それらを対比させて心を理解しようとする表現があった。「もとの心」(219，886，887）という表現では過去と現在の心を対比させていた。

秋萩の古枝に咲ける花見ればもとの心は忘れざりけり (219)
石上ふるから小野のもと柏もとの心は忘られなくに (886)
いにしへの野中の清水ぬるけれどもとの心を知る人ぞ汲む (887)
いにしへになほ立ちかへる心かな恋しきことに物忘れせで (734)

初めの三首はいずれも現在の心と対比させ，過去の心（「もとの心」）に焦点化させている。734歌の「立ちかへる心」も過去の心に焦点化させている点で共通していると言えよう。

対比は，自分の心と他者の心の間でも可能だろう。

心かへするものにもが片恋は苦しきものと人に知らせむ (540)

540歌では，「自分の心と他者の心を取り換えて，苦しさをあなたに知らせよう」と表現している。

心の実体化では，また心とそれ以外のものを対比させることにより，心の様相を表現しようとする。典型的には「身」との対比である。以下にいくつか用例を示す。

よるべなみ身をこそ遠くへだてつれ心は君がかげとなりにき (619)
身を捨ててゆきやしにけむ思ふよりほかなるものは心なりけり (977)
白雪のともに我が身はふりぬれど心は消えぬ物にぞありける (1065)

「身は遠く離れても心は影のようにあなたの近くにいる」(619)，「心は身を捨ててあなたのところに行ってしまった」(977）と，身から空間的に離れている心を表現しようとしている。また1065歌では，「身は年を取って変化（髪が白くなる）してきたが，心は変わらない」と，身と心の乖離が空間的なものだけでなく，時間的にも扱われている。

身が歌の中に明示されなくとも，心と身との乖離が読み取れる和歌もあった。

留むべき物とはなしにはかなくも散る花ごとにたぐふ心か (132)
山高み雲ゐに見ゆる桜花心の行きて折らぬ日ぞなき (358)
雲ゐにもかよふ心のおくれねば別ると人に見ゆばかりなり (378)
白雲の八重にかさなる遠にても思はむ人に心隔つな (380)
立ち帰りあはれとぞ思ふよそにても人に心をおきつ白浪 (474)

いずれにおいても「私の心は思う人（378，380，474）あるいは花（132，358）の近くにいるが，身はそこから遠く離れている」と読み取ることができるだろう。

これら身から乖離する心の用例は，先に紹介した「浮遊する心」と共通する表現であろう。ただ「浮遊する心」では，肉体を離れ，コントロールできない心に焦点が当たっていたが，ここでは心が離れてしまった身（「よるべない身」，「捨てられる身」，「桜を見る（身）」，「おくれねば別ると人に見ゆる（身）」）にも焦点をあてていることが特徴的であろう。

以上の和歌で表現される身と心は，作歌者のそれであったが，以下のように，これらとは異なる身と心の関係が表現される歌もあった。

たらちねの親のまもりとあひそふる心ばかりはせきなとどめそ (368)
わりなくも寝てもさめても恋しきか心をいづちやらば忘れむ (570)
ふるさとにあらぬものから我がために人の心のあれて見ゆらむ (741)
いづくにか世をば厭はむ心こそ野にも山にもまどふべらなれ (947)

368歌では，身から離れるのは第三者（親）の心であり，741歌では，あなたの心が私から離れる。また570歌（「心をどこにやればあなたを忘れることができるのか」）と947歌（「心は野山にうろうろしている」）は，いずれも心は身から離れ，浮遊するものの特定の場所をめざしているのではない。

身と心が単に乖離しているだけでなく，身と心の上に主体を置き，両者を統合する視点を提示していると思われる歌もあった。

慕はれて来にし心の身にしあれば帰るさまには道もしられず　(389)
惜しむらく人の心を知らぬ間に秋の時雨と身ぞふりにける　(398)
人を思ふ心は我にあらねばや身のまどふだに知られざるらむ　(523)
身は捨てつ心をだにもはふらさじつひにはいかがなると知るべく　(1064)

389歌では，あなたを慕って身も心もここに来たのに，帰る時には，茫然となって（帰る身からこのままここに居ようとする心が離れて），主体である私は「帰るさまには道も知られず（帰り道もわからなくなっている）」と解釈できる。398歌は，人の心（私に対する恋心）と「身をふる」（私が年をとる，時が流れる）の間に「知らぬ間」（主体である私の認識）を介在させている。523歌では，あなたを思う心はもう自分の身から離れてしまっているが，その身も迷ってしまい，主体である私も「知られざるらむ（わからなくなってしまっている）」と解釈できよう。1064歌は，身（社会的な身分，役割等）を捨てたとしても，それに伴う心（これまで培ってきた経験や気持ち等）は捨てず，さらにこれから自分がどんなふうになっていくのか，主体である私が「知るべく（確かめたい）」と表現している。

これら4首においては，「知る」という動詞によって，主体としての「私」が措定されていた。ただこれら4首のうち3首の「知る」は否定形であり，結局主体である私は「知る」ことができず，戸惑いが表現されているのであるが，いずれにせよ，離れ離れになった身と心をより高い位置から認識（あるいは統御）しようとする主体を措定することは新たな人間理解の端緒を指し示していると言えるのではないだろうか。

3.4 小括

『古今和歌集』の「こころ」の用例を分析し，心の構築の分析的枠組みを導出した。その中で，本論文では，心全体を対象とした比喩的表現（「心の空間化」と「心の実体化」）に着目した。心の空間化は，空間的な拡がりを持つものあるいは空間をもつ容れ物のようなものに喩えて表現する。心が闇のようであったり，外面に対する内面と捉えられたりしたが，さらにその空間は様々な事象が現れる場であり，また外（外見，言葉など）と対比される内なる（外から見えない）場として捉えられていた。心の実体化は，心をモノとして捉えようとし，過去の心や他者の心と対比させたり，身と対比させたりして，心を表現しようとした。また単に身と心が分裂していることを表現するだけでなく，身と心より高い位置に主体を措定し，統合する視点を提示した歌もあった。

4.「こころ」の表現の変遷

4.1『古今和歌集』以降の用例の抽出と分類

『古今和歌集』の分析で明らかになった「こころ」の用法とその意味に関し，同様の枠組みで『古今和歌集』以降の八代集[13]で分析を行い，心に関わる表現，特に心の空間化と心の実体化がどのように変遷し，展開してきたかを明らかにする。

まず「こころ」の語を用いている和歌を各集からから抽出し，抽出した和歌数と割合（母数は全和歌数）を算出した。『後撰和歌集』183首（13.0%），『拾遺和歌集』134首（9.9%），『後拾遺和歌集』146首（12.0%），『金葉和歌集』72首（10.8%），『詞花和歌集』54首（13.0%），『千載和歌集』163首（12.7%），『新古今和歌集』177首（8.9%）であった。多少の変動はあるものの，いずれも『古今和歌集』同様10%前後であった。このことから八代集を通して「こころ」の表現が重要な役割を担っていることがうかがわれる。

「こころ」の表現を『古今和歌集』で得られた分析的枠組みで分類した。第３グループに分類された和歌数と割合（母数は，「こころ」の語が用いられた和歌総数）は，『後撰和歌集』43首（23.5%），『拾遺和歌集』29首（22.5%），『後拾遺和歌集』39首（26.7%），『金葉和歌集』18首（25.0%），『詞花和歌集』18首（33.3%），『千載和歌集』63首（38.2%），『新古今和歌集』40首（23.0%）であった。いずれも20%以上あり，八代集を通じて，心全体を比喩的に捉え，表現しようとしていることがうかがえる。以下，それらの表現の変遷を，心の空間化と心の実体化に分けて詳述する。

4.2 心の空間化の変遷

『古今和歌集』以降に新たに加わった特徴を，以下，用例とともに示す。『古今和歌集』では，「心の闇」，「心の隅」，「心の内」などの表現が見られたが，以降の集でも同様の用法が見られた。新たに加わった語句は，「心の底」（千載，1149，新古今，792），「心のはて」（千載，291，新古今，1766），「心のそら」（新古今，1010，1978），「心の奥」（新古今，1618）などであった。心に関わる新たな語句が『千載和歌集』，『新古今和歌集』で試みられたことが示された。

空間化に関連する形容詞や形容詞的表現（「深し」，「限りなし」）を用いて，以下のような表現が見られた。

八重葎心の内に深ければ花見にゆかむいでたちもせず　（後撰，140）
見えもせぬ深き心を語りては人に勝ちぬと思ふものかは　（後撰，1278）

天地の神ぞ知るらん君がため思ふ心の限りなければ
（拾遺，659）
限りなく思ふ心の深ければつらきも知らぬものにぞありける
（拾遺，942）

三代集以降での新たな表現としては，「はてなき心」（後拾遺，744），「心広し」（金葉，594）があった。

『古今和歌集』では，単に心を空間的に捉え表現するだけでなく，その心の場で起きていることを具体的に表現していた（あなたがいたり，霧が晴れなかったり，秋がやってきたりなど）。以降の集でも心の場で生じている情景を具体的に描くことにより，「こころ」の様相を多様に表現していた。

身に寒くあらぬ物からわびしきは人の心の嵐なりけり
（後撰，1246）
晴れずのみものぞ悲しき秋霧は心のうちに立つやあるらん
（後拾遺，293）
紅葉ゆへ心のうちにしめ結ひし山の高嶺は雪降りにけり
（後拾遺，405）
千代を祈る心のうちのすずしきは絶えせぬ家の風にぞありける
（後拾遺，439）
世とともに心のうちにすむ月をありと知るこそ晴るるなりけれ
（金葉，642）
笠取の山の世をふる身にしあれば炭やきもをるわが心かな
（金葉，407）
山城の石田の森のいはずとも心のうちを照らせ月かげ
（詞花，304）
月みればはるかに思ふ更科の山も心のうちにぞありける
（千載，280）
山よりは深き所をたづね見ばわが心にぞ人はいるべき
（千載，912）

以上の用例で，空間的拡がりを持つ心の中で，嵐が吹いたり，霧が立ったり，しめ結をしたり，風が吹いたり，月や山があったり，炭やきやあなたがいたりなど，比喩的に心の様相を具体的に表現していた。これらはある時点を切り取った心の様相の叙述と言えるが，さらに時間的経緯を含める和歌が『千載和歌集』以降見られた。

日のひかり月のかげとて照しける暗き心のやみ晴れよとて
（千載，1245）
闇はれて心のそらにすむ月は西の山辺や近くなるらん
（新古今，1978）

千載1245歌は，「心の暗い闇が日のひかりによって晴れていく」，新古今1978歌は，「心の空が，闇から晴れ，さらに澄んだ月が西の山辺に近づいている」と，いずれもあたかも時間経緯を伴う物語のように，心の中で生じている事象の推移を具体的に叙述している。

心の内と外（外見や言葉）との対比的な表現は，『古今和歌集』で見られ，以降の集でも多く見られた。さらに『金葉和歌集』以降，新たな展開が見られた。心の内と外の間に「涙」を置く（あるいは心の外を涙で代表させる）表現である。

色見えぬ心ばかりはしづむれど涙はえこそしのばざりけれ
（金葉，42）
帰るべき旅の別れとなぐさむる心にたがふ涙なりけり
（金葉，336）
わびぬればしひて忘れむと思へども心よはくも落つるなみだか
（詞花，203）
人知れず思ひそめてし心こそいまは涙の色となりけれ
（千載，687）
忍び音の袂は色に出でにけり心にも似ぬ我涙かな
（千載，694）
しのぶるに心のひまはなけれどもなをもる物は涙なりけり
（新古今，1037）

以下，内容を対比的に示すと，「しのぶ心（心の内）と外に現れる涙（心の外）」（金葉，42），「いずれ帰ってくだろうと自分を慰める心（心の内）にたがい，やはり別れは悲しいと涙する（心の外）」（金葉，336），「つらくてあなたを忘れようとする心（心の内）と弱くて忘れられず落ちる涙（心の外）」（詞花，203），「忍ぶ恋（心の内）が高じて涙の色（心の外）として外に現れてしまった」（千載，687），「忍ぶ恋（心の内）で声を忍んで泣いていたら，袂に涙の色（心の外）があらわれてしまった」（千載，694），「忍ぶ恋（心の内）が涙として漏れてしまった（心の外）」（新古今，1037）である。

いずれも心の内は忍ぶ恋，心の外は涙（あるいは紅涙）であった。涙は身体の反応であり，のちに述べる心と身とを対比させる表現でもあると言えるが，他方，涙は心とも直結している。心（悲しいという気持ち）を原因として涙が外に現れると言えよう。ただ涙は受動的にふるまうのみでない。新たな心の構築が『千載和歌集』で試みられる。

恋しともいはぬに濡るる袂かな心を知るは涙なりけり
（千載，662）
色見えぬ心のほどを知らするは袂を染むる涙なりけり
（千載，688）

千載662歌は，「忍ぶ恋（心の内）を口に出さずにいたのが，それを涙が知って袂を濡らす（心の外）」，千載688歌は，「忍ぶ恋（心の内）の程度を知らせるのは涙の色の濃さ（心の外）だ」と，いずれも涙が心の受け身的な現象でなく，主体的な役割を担っている。また「知る」という動詞が共通して用いられている点興味深い。いずれにせよ，心の内と外の間に涙の様々なふるまいを介在さ

せることにより，より繊細な心の様相の表現を可能にしていると言えよう[14]。

4.3 心の実体化の変遷

心の実体化には二つの方向が考えられる。一つは複数の心（例えば，今の心と過去の心，他者の心と自分の心）を対比させて表現する方向，もう一つは，心を他のもの，例えば身と対比させて表現する方向であり，両者とも『古今和歌集』にすでにそれらの用例が見られた（3.3）。

前者では，『後撰和歌集』に，「同じ心」の用例が特に多く（5首）見られた（古今1例，541，拾遺2例，787，820，千載1例，1223，新古今2例，773，1143のみ）。

つらからば同じ心につらからんつれなき人を恋ひむともせず（後撰，592）
はかなくて同じ心になりにしを思うがごとは思らんやぞ（後撰，594）
わびしさを同じ心と聞くからにわが身を捨てて君ぞかなしき（後撰，595）
ひとりのみ思へば苦し如何にして同じ心を人に教へむ（後撰，602）
思ひつつまだ言ひそめぬ我が恋を同じ心に知らせてし哉（後撰，1012）

いずれも恋部にあり，あなたを思う私の心と私を思うあなたの心を対比的に表現している。

心は本来一つであるはずなのに，それを分割させ，様々な思いを対立させて心の様相を表現する試みが見られた。

いかでかく心ひとつをふたしへにうくもつらくもなして見すらん（後撰，555）
うれしきもうきも心はひとつにてわかれぬ物は涙なりけり（後撰，1188）
うしと思ふ物から人の恋しきはいづこを偲ぶ心なるらん（拾遺，731）
かくばかり憂しと思ふに恋しきは我さへ心二つありけり（拾遺，989）

後撰555歌，同1188歌では，「心ひとつ」と認識しているが，恋する心（うれしき心）と憂しと思う心に分裂させ，対立させている。さらに『拾遺和歌集』でも同様に，731歌と989歌で，恋しいと思う心と憂しと思う心を対比させている。後者では，結局分裂した心を自分の中に「心二つあり」と認識するに至っている。

単に「恋しい」と「憂し」と二つに分裂した心の葛藤だけでなく，様々に分割した心の対立を用い複雑な気持ちや思いの葛藤を表現する用例も見られた。

降らぬ夜の心を知らで大空の雨をつらしと思ひける哉（拾遺，797）
陸奥の思ひしのぶにありながら心にかかるあふの松原（金葉，429）
思はじと思へばいとどこひしきはいづちか我が心なるらん（詞花，204）

拾遺797歌で，「雨の降ったときの心と降っていないときの心」が，金葉429歌では，「逢わずに忍ぶ心と会いたいと期待する心」が，詞花204歌は，「恋する心と恋すまいと思う心」が表現されている。最後の歌では，まさに「いづちか我が心なるらん」と心の葛藤そのものが言葉に現れている。

心の実体化のもう一つの方向，心と身の対比による表現について述べる。『古今和歌集』では，ただ単に心が身から遊離するのみならず，心が離れた身の方に着目したり，さらに心と身の関係性を越えた主体の参入があったりして，心のふるまいがより深く探求され，その表現が模索されていた。『古今和歌集』以降の集においても，身から遊離する心よりも，むしろ身の方へ叙述が焦点化される和歌が多くあった。

春の野に心をだにもやらぬ身は若菜はつまで年をこそつめ（後撰，9）
思いやる心にたぐふ身なりせば一日に千度君は見てまし（後撰，678）
身は早くなき物のごと成りにしを消えせぬ物は心なりけり（後撰，1213）
人知れず思ふ心を留めつついくたび君が宿を過ぐらん（拾遺，687）
明けぐれの空にぞ我は惑ひぬる思ふ心の行かぬ間に間に（拾遺，736）
道とほみ行きては見ねど桜花心をやりて今日はくらしつ（後拾遺，97）
わかれゆく舟は綱手にまかすれど心は君がかたにこそひけ（後拾遺，1077）
恋ひわぶる心は空に浮きぬれど涙の底に身は沈む哉（千載，947）
心こそあくがれにけれ秋の夜の夜ぶかき月をひとりみしより（新古今，406）

「（身は）年を積む」（後撰，9），「もし心から離れないなら何度でもあなたに会うことができる」（後撰，678），「身がなき物のようになってしまっている」（後撰，1213），「あなたの宿の前をたびたび通ったり」（拾遺，687），「道に迷ったり」（拾遺，736），「今日はくらしつ」（後拾遺，97），「（身は）舟のゆく方向に任せる」（後拾遺，1077），「身は涙の底に沈む」（千載，947），「（身は）ひとりで月を見る」（新古今，406）と，いずれにおいても離れてしまった心よりも残された身の方に焦点化されていると言えよう。

また身と心との関係に，『千載和歌集』と『新古今和歌

集』では，新たな模索がなされていた。

琴の音に通ひそめぬる心かな松ふく風にあらぬ身なれど（千載，676）
いとはるる身を憂しとてや心さへ我を離れて君に添ふらん（千載，830）
数ならで心に身をばまかせねど身にしたがふは心なりけり（千載，1096）
そむきてもなを憂きものは世なりけり身を離れたる心ならねば（新古今，1752）

千載676歌は，「琴の音と松風が似通うというけれど，自分の身は松風ではないが，琴の音に心が引かれる」と，身と心が必ずしも対立していない内容である。同830歌の内容は，「あなたから厭われる身が嫌で，心も自分から離れてあなたに添う」と，心と身が共に離れている様子を表現している。また同1096歌は，「数ならぬ身なので，心の思い通りに生きることはできないけれど（心の葛藤あり），心は自分からこの身の境遇に流されてしまっている（心の葛藤なし）」との内容で，いわば葛藤そのものを放棄していると考えられよう。新古今1752歌も複雑な心の葛藤を叙述している。内容は，「身は世を捨てたのに，心は世を捨てきれない（身と心の対立）が，心は身から離れることはできない（心と身の一致）ゆえに，心も身も世に執着してしまう」である。

さらに次に挙げる和歌は，身と心の他に「我」（主体）が導入され，これら三者の複雑な関係性が表現されている。

花に染む心のいかで残りけん捨てはててきと思う我が身に（千載，1066）
極楽へまだわが心ゆきつかずひつじのあゆみしばしとどまれ（新古今，1933）
月のゆく山に心をおくり入れてやみなるあとの身をいかにせん（新古今，1781）
おろかなる心の引くにまかせてもさてさはいかにつゐの思いは（新古今，1749）

千載1066歌の内容は，「出家して身も心も捨てたはずなのに，花に執着する心はどうして残ったのか」で，統御できない心の葛藤を内省的に自問している。新古今1933歌は，「心は極楽へまだ到達していないが，身は着々と死に向かっている」と述べ「ひつじのあゆみしばしとどまれ」と主体を導入し，心と身の乖離を解決しようとしている。同1781歌は，「心の方は，月のゆく山を慕ってそこに送り込んだとしても，残った闇の身をどうしたらいいのか」と，心はよしとしても，身（社会的な存在も含め）へと焦点化して，主体による自問が吐露されている。同1749歌は，「身を心に任して思うままに生きたとして，最後の瞬間，どんなふうに思うだろうか（後悔はないのか）」との内容で，心の葛藤から抜け出ることはできないのではと主体が自問している。

以上，身と心が対立せず一致していたり，身との関係で複数の互いに葛藤する心が表現されたり，身と心を統合する主体が導入され，自問による解決が試みられたりなど，身と心と主体の複雑な関係性が表現されていた。主体は心の一部である。自問する主体としての心と身と関係づけられる客体としての心と，心の階層性が表現され，そこに心を捉える新たな試みがなされていると見ることができよう。

5. おわりに

本研究は，『古今和歌集』仮名序「人の心を種として」を出発点として，「こころ」の表現とそこに底在する心の構築について検討することを目的とした。さらに古今集以降の八代集を対象に，それらの表現がどのように変遷していくのか，心の捉え方がどのように変化していくのかを検討した。

心の空間化では，「心の隅」，「心の底」など，単に心を空間として表すにとどまらず，その空間の中で生じている情景を具体的に表現したり，心の内と外を対比的に表現したりする試みがなされていた。また古今集以降，心の内と外の間に「涙」を措定し，涙の歌語化と相まって，心の様相を様々に表現する試みがなされた。心の実体化では，心をモノとして捉える表現から，「身」への着目，複数の心や心の分割による対比，心の葛藤への着目，主体など第三の視点の導入など新たな表現の模索が蓄積されていた。

唐木順三は，『万葉集』から『古今和歌集』への流れの中で，「見ゆ」から「思ふ」へと主要な表現形式の中心が移り，その背景には「身体の眼」から「心の眼」への変化があるとした[15]。さらに下西風澄は，この「心の眼」による現実の再構成を可能世界と現実の二重化として捉え，前者で表現される世界が，『古今和歌集』以降，心の果たす役割の拡張を通して展開してきたとした[16]。本研究で得られた「こころ」の表現とその変遷に関する分析結果は，まさにこの「心の眼」を通した和歌的世界の構築と展開の一端を示すものと位置づけられよう。

現実世界から離れた心の世界は，まず外に対する内の世界が様々に構築され，心が様々に分割されたり，涙や主体が導入されたりすることにより，より複雑な心の様相が和歌の言葉に移し替えられる。和歌史的には，時間軸の導入により，物語的な世界が叙述されるようになったり，心の葛藤の解決に向け主体により自問されたりするなど，心の世界への認識の深化と思われるような事象が様々に見られた。これらの考察により和歌の世界のより深い理解が達成されよう。ただ本研究での表現の変遷による検討は，勅撰集の用例に限られており，今後，私家集も含めたより広範囲な和歌資料を加えた検討が必要であろう。

注

[1] 片桐洋一『古今和歌集全評釈(上)(中)(下)』講談社学術文庫，2019年

[2] 藤平春男校注『詠歌大概』（日本古典文学全集，歌論書，小学館，1975年）

[3] 神田洋「古今集にみる古代の「こころ」」福田晃古稀記念論集刊行委員会編『伝承文化の展望』279 - 292頁，2003年

[4] 樺沢綾「歌語『心のすゑ』」『武庫川国文』78巻，45 - 58頁，2014年11月

[5] 佐藤雅代「歌ことばとしての『心の闇』」『山陽論叢』25巻，274 - 286頁，2019年8月

[6] 高木和子「古今集の「身」と「世」」『古今和歌集研究集成』2巻，205 - 240頁，2004年

[7] 野村精一「紫式部とその自然」『日本文学』21巻，84 - 95頁，1972年10月

[8] 板野みずえ「新古今時代の和歌における〔身〕」，『国語と国文学』99巻，20 - 35頁，2022年1月

[9] 半沢幹一「古代和歌における「こころ」の空間化表現」『国語学研究』34巻，56 - 64頁，1995年3月，「古代和歌における「身」と「心」」『文芸研究』145巻，1 - 11頁，1998年3月。いずれの論文も，『古代歌喩表現史』（笠間書院，2022年）に収録されている。

[10] ツベタナ・クリステワ『涙の詩学―王朝文化の詩的言語』名古屋大学出版会，2001年。『古今和歌集』から『新古今和歌集』にいたる八代集を通して，歌語「袖の涙」を取り上げ，その表現（関連表現を含め）がどのように変遷しているか，「詩的言語化過程」として，意味生成・展開過程を明らかにしている。本研究の和歌史的な分析の枠組みとして参考にした。

[11] 質的な分析手法として，佐藤郁哉による『フィールドワーク』（新曜社，1992年）や『質的データ分析法』（新曜社，2008年）を参考にした。

[12] 認知言語学では，比喩表現が単なる修辞法にとどまらず，人間の認識の基盤的な役割を担っていると主張する。本論文では，この主張に基づき，ジョージ・レイコフ『認知意味論』（紀伊国屋書店，1993年）を参照している。

[13]『後撰和歌集』（片桐洋一校注，新日本古典文学大系6），岩波書店，1990年，『拾遺和歌集』（小町谷昭彦校注，新日本古典文学大系７），岩波書店，1990年，『後拾遺和歌集』（久保田淳，平田喜信校注，新日本古典文学大系8）岩波書店，1994年，『金葉和歌集　詞花和歌集』（川村晃生，柏木由夫，工藤重矩校注，新日本古典文学大系９）岩波書店，1989年，『千載和歌集』（片野達郎，松野陽一校注，新日本古典文学大系10）岩波書店，1993年，『新古今和歌集』（田中裕，赤瀬信吾校注，新日本古典文学大系11）岩波書店，1992年

[14]（前掲）ツベタナ・クリステワ『涙の詩学』。「袖の涙」の詩的言語過程の中で，「涙」が心に直結し，「袖」が心の外を表象していると述べている。

[15] 唐木順三『日本人の心の歴史』筑摩書房，1976年。『万葉集』では「見ゆ」という言葉が多く使われているが，『古今和歌集』になって「見ゆ」が激減し，代わりに「思ふ」の使用頻度が多くなったと指摘し，この背景に，日本人の意識の変化，すなわち，見ることで存在を確かめることから心に思うことを重視する意識の変化があると述べている。

[16] 下西風澄『生成と消滅の精神史』文芸春秋社，2022年，「『万葉集』から『古今和歌集』へ―言葉から心へ」（315 - 341頁）。唐木順三の論考をもとに，古今集になって，身体の眼でなく，心の眼を通して現実を再構成し，和歌表現するようになったと述べている。

近づけ・軽んじ・遠ざける，呼称「ちゃん」の考察
― ジェンダーとパワーの観点から ―

濱野 綾†

Approach, Belittle, Distance: An Analysis of the Address Term -*chan* in Relation to Gender and Power

Aya Hamano

1. はじめに

1.1 研究の背景

人の名に付けて敬意を表す接尾語に，「さま」「さん」「ちゃん」「くん」などがある。「ちゃん」は人名の他に，「お父ちゃん」「お姉ちゃん」のように親族名称につけて用いられ，一般的に親しみを伝える呼称と認識されている。辞書などにも，親しい間柄，うちわの相手に親しみを込めて呼ぶ時に用いるなどと記述されている。一方，女性は，親しみを伝えるはずの「ちゃん」を男性から用いられると違和感を持つことがある。インターネット上でも，その理由を知りたいと思う人による投稿が少なからず見られる。筆者自身も同様の経験があり，それがこの研究の背景となっている。

1.2 研究目的と研究課題

こうした背景から，「ちゃん」には軽卑的な用法や意味合いがある可能性が考えられた。濱野（2021）では，社会人女性5名を対象にインタビュー調査を行い，「ちゃん」が女性同士では人間関係の距離感を反映し，遠近だけでなく，あいまいな距離感でも用いることができること，また，女性が男性から呼ばれると，庇護的にも軽卑的にも受け止めうることを示した。男女で異なる感情や意識がある可能性が示唆されたため，呼ぶ側の男性を対象に調査を行うとともに，呼ばれる女性についても濱野（2021）の調査データから再分析を行う。

本論では，男性が女性を呼ぶ「名＋ちゃん」（以降〈名ちゃん〉）という呼称において，呼ぶ側の男性と呼ばれる側の女性それぞれが持つ感情や意識の非対称性を明らかにする。さらに，この呼称が女性に与える影響を検討し，〈名ちゃん〉が持つ意味特徴を明らかにすることを目的とする。

1.3 音声から見る「ちゃん」

「ちゃん」は「さん」の「さ」が「ちゃ」に語形変化（硬口蓋破擦音化）し派生した（杉本, 2005: 307-308）。白勢（2019: 88-89）によると，子音の出現順は，「ちゃ」の子音［tɕ］の方が，「さ」の子音［s］より早い。［s］が発音できない時期に「3歳」が「ちゃんちゃい」と発音されると，子どもっぽくかわいらしい響きとなる。このことは「ちゃん」が含み持つ意味合いに影響する。『NHKことばのハンドブック第２版』（NHK放送文化研究所編, 2005: 68, 129-130）には，学齢前の幼児と，小学生にも「本人が痛ましい事件に巻き込まれた場合」や「愛らしさを特に強調したい場合」に「ちゃん」を使用してよいと記述されており，「ちゃん」がかわいい子ども向けの呼称であり，かつ“弱い”という意味合いも含まれる呼称であることが示唆される。

金水（2023: 109）は，元来幼児語であった「ちゃん」が，大人の女性にも使用されることについて，「女性にとって『幼い』という特性が『かわいい』という評価とつながって，よいこととして受け入れられやすい通念が存在すること」と関連づけ述べている。入戸野（2009: 19-30）は，「かわいい」について，「幼児に対する愛情から派生して」「保護したいというポジティブな感情を喚起させる対象をさす形容詞である」と定義している。これらから，“自分より下”かつ“自分より弱い”とみなす対象が「かわいい」であるといえる。「ちゃん」が「さん」からの音変化であることは，「ちゃん」が，呼ぶ側よりより劣っており，それゆえ半人前であるといった意味合いと，呼ぶ側のパワー，呼ばれる側の被支配を含み持つ基盤になると考えられる。

2. 先行研究・辞書・報告書からの論点整理

2.1 呼称と人間関係

人を呼ぶ際には相手との人間関係や心理的な距離感が反

†2023年度修了（人文学プログラム）

映された呼称が選択される。（滝浦, 2008: 79；滝浦, 2013: 84-85）。また，人を呼ぶことは文化人類学的にセンシティブな意味合いを持つ（穂積陳重・穂積重行, 1992: 105；滝浦, 2008: 79）ため，直称を避け，敬避的・遠隔的に，呼ばないように呼ぶことが為される（滝浦, 2005: 110；滝浦, 2008: 78）。

穂積陳重（1919: 103）が「近きは賤しく，遠きは貴し」と表したように，相手との距離を置く場合は敬避的な敬称，親しい相手に近づける場合は親称，あるいは距離に反して近づける場合は蔑称となる（穂積陳重・穂積重行, 1992: 121；滝浦, 2008: 78-79）。親しい関係では，相手に直に触れるように呼んでも人間関係が損なわれないため，共感的・近接的な呼称となるが，力の差が大きい場合には権力性を帯び軽卑的に響く（滝浦, 2008: 78-79）。また，日本語の呼称では，目上と目下という対立概念が基本となっており（鈴木, 1973: 149），目上には代名詞や名で呼ぶことはできず，名で呼べるのは相手が対等か目下のときである（滝浦, 2008: 80-81）。名で呼ぶことは相手を“上に見ない”という意味を含み持つといえる。

2.2「ちゃん」の距離感

本論では，名（省略形を含む）に「ちゃん」をつける呼称を〈名ちゃん〉，名に接尾辞をつけない呼称を〈名呼び捨て〉，名に「さん」をつける呼称を〈名さん〉のように記述する。

〈名ちゃん〉は，他の呼称と同様に人間関係の距離感を反映した相対的な距離感を表す。〈名呼び捨て〉より接尾語がつく分だけ遠く，〈名さん〉より「ちゃん」と「さん」との距離の差分だけ近い。〈姓さん〉と比べる場合は，「ちゃん」と「さん」との差分に加え，「名」と「姓」の差分が重なり，さらに近い呼称となる（滝浦, 2008: 83）（図1）。

図１　〈名ちゃん〉の距離感

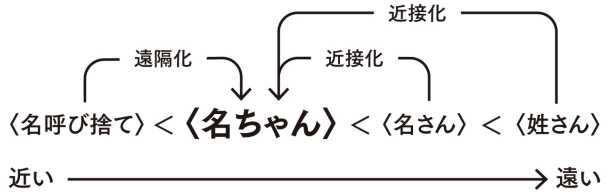

2.3 接尾辞

「さん」「ちゃん」「くん」の意味用法を辞書の記述から整理する。辞書は，『日本国語大辞典 第二版』，『デジタル大辞泉 第二版』，『大辞林 第四版』，『三省堂国語辞典 第七版』，『新明解国語辞典 第八版』の5書を参照した。

2.3.1「さん」

人名，人を表す語，職名などの後につけて敬意を表す。『これからの敬語』（国語審議会, 1954）は「標準の形」とした。福田（2013:182）は，「さん」は「さま」より「社会的役割関係の表示とは無関係」でくだけた呼称であると指摘している。他方，辻村（1970: 95）は，「さん」だけでは人間関係を表せず，「氏」や「翁・女史・くん・ちゃん」などが用いられていると指摘した。年齢（上下関係），男女（ジェンダー）を示さずにコミュニケーションを図ることは困難であることが示唆される。

2.3.2「ちゃん」

「さん」よりくだけた表現で，人名，人を表す語などの後につけて親しみの意を表す。参照した辞書では，敬意，上下関係，ジェンダーについては触れられていない。また，「ちゃん」には女子・女性同士の用法や下の女性に対する男性の用法，女性の自称詞としての用法などもあるが，いずれの辞書にも記述が見られない。

三島（2003）は，小学生の女子同士では，「ちゃん付け」が最も多く，一緒に遊ぶ友だち同士内からも，一緒に遊ばない同級生からも呼ばれうると指摘している。劉（2016）は，大学生の同級生女子同士では，親しい場合は「愛称・あだ名」の次に「名ちゃん」「名だけ」が多く，親しくない場合は「名ちゃん」が最も多いと述べている。宮城・黒木（2018）は，大学生の同級生女子同士では，初対面時や相手に「あだ名」がない場合は，「ちゃん」が最も多く使われることを明らかにしている。和田・伊藤（2018）は，大学生の女子同士では，「ちゃん」は，呼ばれた感情，呼ぶ人への感情において，ポジティブ感情もネガティブ感情も低く，呼ぶ人との親密さの認知も低いことを明らかにしている。濱野（2021）は，女子・女性同士では，ウチ・ソトだけでなく，あいまいな関係でも用いることができ，近づきすぎず，よそよそしくもない，程よい距離感，あるいはあいまいな距離感を表すと述べている（図2）。先行研究からは，「ちゃん」は，女性同士では互いの関係性によらず用いることができ，辞書の記述などよりも“遠い”呼称であることが示唆される。

図２　女子同士の〈名ちゃん〉の使用範囲

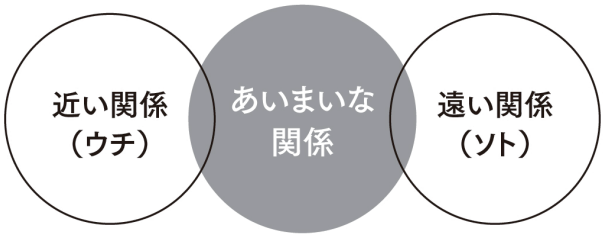

神谷（2021）によると，「ちゃん」は「いい子ちゃん」「可愛子ちゃん」など外見や性質を表す肯定的な語にも付き，侮蔑や揶揄の意味で用いられる。また，上の男性から呼ばれると庇護的にも軽卑的にも受け止められうる（濱野，2021）。これらの指摘から，「ちゃん」には軽卑的あるいはジェンダーとかかわる用法があり，“女”や“子ども”，“庇護の対象”であることが立ち現れる呼称であることが示唆される。

2.3.3「くん」

同輩やそれ以下の人の名前につけて，親しみと軽い敬意を表す。成田（2013）は，「くん」は「典型的には男性を対象と」し，「さん」「ちゃん」と使いわけられている可能性を指摘している。山下（2017: 100-107）によると，学齢前の男子にも「くん」が使われ「ちゃん」は使われない傾向にある。男子・男性に「くん」が使用される文脈では，「ちゃん」で示される対象が女子・女性あるいは“幼い”ことの指標になると考えられる。

2.4 呼称とジェンダー

呼称は他の呼称と使い分けられる場合にジェンダーの指標になることがある。男性を「くん」，女性を「さん」で呼び分ける場合，標準形（無標）の「さん」も女性を指し示すこととなり有標となる。佐竹（2005）によると，「女―さん／男―くん」という使い分けは，性別を明確に表示する一般的なジェンダー規範に合致している。

相手を姓で呼ぶか名で呼ぶかという呼称選択にもジェンダーがかかわる。斎藤（2010: 189）は「男性は『姓』，女性は『名』で表記される男女非対称もある」と述べている。また，女性を名で呼ぶことは「男女の社会的な階層差を背景にした権力（地位）の誇示」であり（上野・メディアの中の性差別を考える会, 1996: 46），一方が権力を持っており，女の従属性を可視化している（Spender,1987: 44）との指摘も見られる。

職場では，劉（2017）によると，親しくない同輩・部下に対しては「姓＋さん」で呼ぶことが一般的であり，男性は女性を「姓＋さん」で呼ぶことが最も多いが，女性の同輩・部下に対しては多種多様な呼称が使用される。小林（1997: 130-131）によると，男性は女性に対して役職名以外では「［名字］さん」を用いている。女性同士ではさまざまな呼称が用いられるのに対し，男性は「名」や「あだ名」で呼ばれることも「ちゃん」をつけて呼ばれることもない。一方，国立国語研究所（1982: 305-337）は，男性の下位者には「姓クン」，姓の呼びすてが用いられ，女性事務員には「姓サン」，名の一部に「ちゃん」をつけた形を含む愛称が用いられていると表した。人事院（2018）は，セクシュアル・ハラスメントの事例として，部署のトップが下の女性職員に対して「呼び捨て」や「○○ちゃん」などの愛称で呼ぶ事例を挙げている。

呼称選択には上下関係が関与し，男女で非対称が見られる。これらから〈名ちゃん〉は，下位者に対するパワーの行使，あるいは性的な意味合いを含み持つ可能性が示唆される。

3. 調査

3.1 調査の目的

男性による女性への〈名ちゃん〉の使用実態とその動機を聞き取ること，女性が男性から〈名ちゃん〉と呼ばれる際の受け止め方や感情を明らかにし，男女の意識の非対称性を検討する。

3.2 調査方法

質問内容を事前に準備しつつ状況に応じて柔軟に変更する「半構造化インタビュー」（大谷, 2019: 140；太田, 2019: 88）と，「インタビューが相互行為を通したアクティヴなもの」としてインタビュアーとインタビュイーが「共同で知識を構築」する「アクティヴ・インタビュー」（Holstein & Gubrium, 1995/2004: 10, 21）を組み合わせた，いわば「半構造化アクティヴ・インタビュー」とでも呼べる手法を採用した。筆者がインタビュアーとして典型的なジェンダー観や社会規範を投げかけ，ときには共感を示すなど，能動的に参与することでインタビュイーが自身の経験に基づく〈名ちゃん〉の“意味”を語る，あるいは語らないといった，やまだ（2006）が指摘するような対話的でアクティブな相互行為を通じた共同生成的な場を構築しながら進めた。

3.3 調査対象者と実施時期

3.3.1 男性への調査

関西圏に住む44歳から73歳，平均年齢53.4歳の男性5名を対象に，2022年7月～2023年1月にかけて，女性を呼ぶ呼称〈名ちゃん〉にフォーカスし，個別に音声電話でインタビュー調査を実施した。調査参加者は，鎌元剣士（53歳，会社員），上田光敏（53歳，会社員次長），神谷寿之（44歳，語学スクール経営），山本直人（44歳，学校職員），道岡尚紀（73歳，NPO法人代表）（すべて仮名）。

3.3.2 女性への調査

濱野（2021）のデータを利用した。関西圏に住む22歳から38歳，平均年齢32.6歳の女性5名を対象に，2021年4月～9月にかけて，学齢前からインタビュー時までの呼称歴の調査を実施した。調査参加者は，土井結花（35歳，教育機関職員），森聡美（33歳，ヨガインストラクター），小川由梨（38歳，イベントコンパニオン），中原理乃（22歳，販売員），若野恵美（35歳，会社員）（すべて仮名）。本論では年齢・立場が上の男性から呼ばれる〈名ちゃん〉を分析対象とする。

3.4 倫理的配慮

すべての調査参加者に回答は任意であること，中断の権利，匿名性とプライバシーの厳守について伝え，本研究での使用の承諾を得た。個人が特定される可能性のある情報はすべて改変した。ただし，女性の氏名についてはモーラ数や音感が呼び方に影響するため，それらの特徴を損なわないよう留意した。

4. 分析方法

4.1 分析の手法

インタビューの逐語録（質的データ）をマトリックス法

を用いて分析した。マトリックス法とは，質的データを表形式で整理し行と列の二方向から分析することでデータに潜んだ意味を可視化する手法である（大谷，2019: 182；佐藤，2008: 70-71）。逐語録から語用論的観点を含む観点を8つ抽出した（4.2参照）。観点ごとにマトリックスを作成し，その観点があるかないかの二項対立で分析した。横軸に人間関係の親疎（［親］／［疎］）と二項対立（［＋］／［－］），縦軸に上下関係（［↑］：上の相手／［→↓］：同じまたは下の相手）を取り，個人別の個別マトリックスと全体の集計マトリックスを作成した（表1）。

表１　マトリックスの例

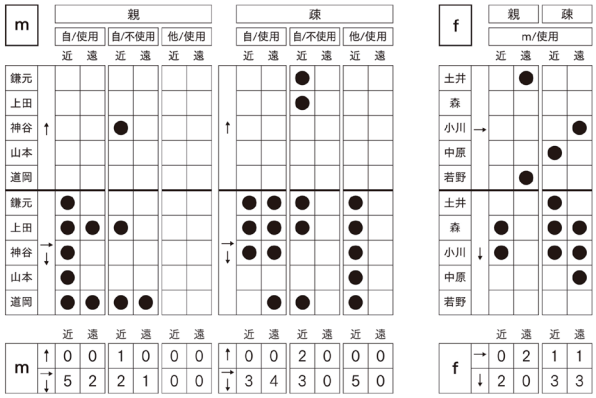

4.2 分析に用いる観点

逐語録から抽出した，遠近，敬意，軽卑的といった語用論的観点を含む8つの観点を用いた。①遠近：近接化［近］／遠隔化［遠］，②敬意：失礼［失］／丁寧［丁］，③軽卑的：軽卑的［＋］／非軽卑的［－］，④権力：権力的［＋］／非権力的［－］，⑤親しみの表明：表明［＋］／表明しない［－］，⑥好意：ある［＋］／ない［－］，⑦女性の違和感：認識［＋］／非認識［－］，⑧〈名ちゃん〉と呼ぶ行為：否定的［否］／肯定的［肯］。①から⑤は男女に共通して見られ，⑥から⑧は男性にのみ見られた。調査参加者ごとに各観点への言及の有無を確認した。［近］［遠］，［＋］［－］などの［　］表記はマトリックスで用いる。

5. 横断的分析

観点ごとに分析した結果から，主に男性の［→↓］（立場・年齢が同等か下の女性へ呼びかける場合），女性の［↓］（立場・年齢が上の男性から呼ばれる場合）の語りにフォーカスし，8つの観点を横断的に分析する。まず，本論の基本となる観点①「遠近」を起点とし，他の観点を重ね合わせ，自他で異なる男性の意識を見ていく。

5.1 自他で異なる男性たちの意識

〈名ちゃん〉使用について，男性たち自身は倫理的（丁寧／非軽卑的／非権力的／好意なし）に使用する意識だが，他人については非倫理的（失礼／軽卑的／権力的／好意あり）に使用すると述べ，8つの観点のほとんどにおいて自他で意識が異なる。

5.1.1 観点①「遠近」

男性自身は［→↓］の女性に対し，［親］（親しいと認識する相手）でも，［疎］（親しくないと認識する相手）でも〈名ちゃん〉を使用するが，親疎によって遠近の意識が異なる。［親］で〈姓さん〉よりより近づけ（［近］），［疎］で〈名呼び捨て〉よりより遠ざける意識（［遠］）を持つ傾向にある。少数だが［親］で［遠］，［疎］で［近］の意識を持つ人も見られ，矛盾しているようにも見える。しかし，呼称は人間関係を反映した相手との距離感を伝える機能を有するため（滝浦，2008: 79），呼ぶ側がみなす相手との関係によっては遠近の向きが逆になることもありうる（表2，表3）。また，ほとんどの男性が他人は［疎］で〈名ちゃん〉を使用し相手を近づけていると語り，自身の使用意識とは異なる。

表２　男性の〈名ちゃん〉使用における遠近の意識（m［自］［→↓］）

［親］［近接化］		［親］［遠隔化］	
〈名ちゃん〉使用	〈名ちゃん〉不使用	〈名ちゃん〉使用	〈名ちゃん〉不使用
〈姓さん〉では遠すぎる 〈名さん〉では遠すぎる	〈名ちゃん〉では近すぎる （〈名さん〉を使用）	〈名呼び捨て〉では近すぎる	〈名ちゃん〉では遠すぎる （〈名呼び捨て〉を使用）
距離を置きたくない	近づいては失礼	近づいては失礼	距離を置きたくない

［疎］［近接化］		［疎］［遠隔化］	
〈名ちゃん〉使用	〈名ちゃん〉不使用	〈名ちゃん〉使用	〈名ちゃん〉不使用
〈姓さん〉では遠すぎる 〈名さん〉では遠すぎる	〈名ちゃん〉では近すぎる （〈名さん〉〈姓さん〉を使用）	〈名呼び捨て〉では近すぎる 〈名ちゃん〉は距離を保てる	
距離を置きたくない	近づいては失礼	近づいては失礼	距離を置きたくない

表３　男性の〈名ちゃん〉使用における遠近の意識（m［他］［→↓］）

［親］［近接化］		［親］［遠隔化］	
〈名ちゃん〉使用	〈名ちゃん〉不使用	〈名ちゃん〉使用	〈名ちゃん〉不使用
〈姓さん〉では遠すぎる 〈名さん〉では遠すぎる	〈名ちゃん〉では近すぎる （〈名さん〉を使用）	〈名呼び捨て〉では近すぎる	〈名ちゃん〉では遠すぎる （〈名呼び捨て〉を使用）
距離を置きたくない	近づいては失礼	近づいては失礼	距離を置きたくない

［疎］［近接化］		［疎］［遠隔化］	
〈名ちゃん〉使用	〈名ちゃん〉不使用	〈名ちゃん〉使用	〈名ちゃん〉不使用
〈姓さん〉では遠すぎる 〈名さん〉では遠すぎる	〈名ちゃん〉では近すぎる （〈名さん〉〈姓さん〉を使用）	〈名呼び捨て〉では近すぎる 〈名ちゃん〉は距離を保てる	
距離を置きたくない	近づいては失礼	近づいては失礼	距離を置きたくない

5.1.2 観点①「遠近」×観点②「敬意」

自身は［親］［近］，［疎］［遠］のどちら相手にも敬意を示すが，［疎］の方が敬意を示す意識が強い。〈姓さん〉などの他の呼称が選択される場合には，〈名ちゃん〉では敬意を示せないとする意識が見られる。他人については，［疎］で近づけるように呼びかけており（［疎］［近］），その行為が失礼であると述べている。

5.1.3 観点①［遠近］×観点③「軽卑的」

自身は［親］で相手を近づける意識だが軽んじる意識は

見られない。一方，他人は，［疎］で相手を近づけ軽んじていると述べている。

5.1.4 観点①［遠近］×観点④「権力」

観点④「権力」についての言及は少ないが，意識の傾向は自他で対照的だ。自身は［親］で相手を近づける意識だが，権力を誇示する意識は見られない。他人については［疎］で相手を近づけ，権力を誇示していると述べている。

5.1.5 観点①「遠近」×観点⑤「親しみの表明」

自身は［親］で相手を近づける意識と同時に親しみを表す意識が見られ，［疎］でも親しみについての言及が見られる。他人については，［親］［疎］のいずれの場合も言及が見られない。

5.1.6 観点①「遠近」×観点⑥「好意」

観点⑥「好意」，すなわち女性への性的な期待についての意識は，観点④「権力」についての意識の傾向と類似している。自身については，［親］で相手を近づける意識だが，好意的な意識は見られない。一方，他人については，［疎］で相手を近づけ，好意的な意識があると述べている。

5.1.7 観点①「遠近」×観点⑦「女性の違和感」

自身については，［親］で相手を近づける意識だが，自身が呼びかけた女性は呼ばれたことに違和感を持っていないとの意識が見られる。［疎］では，相手と距離を置く意識だが，呼びかけた女性が違和感を持っているかどうかについてはどちらの意識も見られる。一方，他人が［疎］で近づけるように呼びかけた女性は違和感を持っていると述べている。

5.1.8 観点①「遠近」×観点⑧「〈名ちゃん〉と呼ぶ行為」

〈名ちゃん〉と呼びかける行為について，調査参加者の男性5名全員が，［親］で肯定的，［疎］で否定的かつ非倫理的との意識が見られ，それため〈名ちゃん〉ではなく他の呼称を選択することも多く見られる。他人についても5名全員が［疎］で否定的な意識を持つ。観点⑧の［疎］では自他の意識が一致しているように見える。しかし観点①に照らすとそうではないことがわかる。自身は［疎］で相手に近づくことを是とせず近接化の〈名ちゃん〉の使用を避け，あるいは遠隔化の〈名ちゃん〉を使用し距離を保つ意識が見られる。一方，他人は［疎］であるにもかかわらず近接化の〈名ちゃん〉を使用していると述べている。距離を保つべき相手へは距離を置く意識で〈名ちゃん〉を使用し，近づかないよう他の呼称を選択する自己と，近づけるように呼びかける他者とでは意識が異なっている。

5.1.9 観点③［軽卑的］×観点④「権力」×観点⑥「好意」

自身は［親］［疎］とも，軽卑的・権力的な意識も，好意的な意識（性的な期待）も見られないが，他人については一転し，軽卑的・権力的あるいは性的な意識を持つと述べている。

5.2 ［↑］上の女性に対する男性たちの意識

5.2.1 観点①「遠近」×観点⑧「〈名ちゃん〉と呼ぶ行為」

上の女性には〈名ちゃん〉を使用しないだけでなく，強いタブーの意識が見られる。

5.2.2 観点①「遠近」×観点②［敬意］

〈名ちゃん〉が近接的で失礼であるため［親］の相手でも選択しないとする傾向が見られる。〈名ちゃん〉は男性にとって，親疎にかかわらず上の女性には使用できない下向きの呼称ということになる。男性が女性に〈名ちゃん〉を使用する際には，ヨコ方向（親疎／遠近）だけでなく，タテ方向（主に年齢の上下）にも意識が向けられているといえる。

5.3 女性たちの意識

女性の意識は相手との力関係に影響される。観点①「遠近」を起点に他の観点を重ね合わせて見ていく。

5.3.1 観点①「遠近」×観点②「敬意」×観点③「軽卑的」

［→］では［親］［疎］とも，交際相手・交際前の相手から呼ばれる場合に〈名呼び捨て〉と対比させ，〈名ちゃん〉を距離を保つ敬称と捉え，軽卑的・権力的との意識は見られない。［親］［→］観点②［敬意］では，［失］（失礼），［丁］（丁寧）が拮抗したが，この意識の差異には男女の呼称観が反映されている。交際相手に〈名呼び捨て〉で呼ばれたいと伝えているにもかかわらず“かわいい”という理由で〈名ちゃん〉と呼ばれると，自身の呼称観と合致せず失礼と受け取るが，“〈名呼び捨て〉が権力的である”という理由で〈名ちゃん〉と呼ばれると，自身と対等であろうとする相手の呼称観に対し，丁寧に扱われたと共感的に受け取ることにもなる。

［↓］では〈姓さん〉と対比させ，近接的な意識が強く見られる。［疎］［↓］では［近］［遠］が拮抗した。［疎］［↓］［遠］の男性から娘や妹のように庇護的に扱われていると認識する場合は，丁寧・非軽卑的と受け取り，権力の影響は見られないが，［疎］［↓］［近］の場合は，軽卑的あるいは権力的と受け取っている。呼ぶ男性との力関係が呼ばれる意識に影響する可能性が示された。

5.3.2「親疎」×観点④「権力」×観点⑤「親しみの表明」

［親］［↓］［近］の場合，互いが持つ“近い”という距離感に差異がなければ，相手からの親しみの表明を違和感なく受け取っている。［疎］［↓］［近］の場合も，互いが持つ“遠い”という距離感に差異がなく，男性の権力性を受け取らなければ，違和感を持たずに「親しみ」を受け取るケースが多い。一方，親しみと同時に，失礼，軽卑的あるいは権力的と受け取ることもある。相手の権力性が意識される場合には，〈名ちゃん〉が含み持つ親しみの意味が，かえって軽卑的な違和感につながることになると考えられる。

5.4 男女非対称な意識

〈名ちゃん〉に対する男女で非対称な意識について各観点を重ね合わせて見ていく（表4）。

表 4　男女非対称な意識

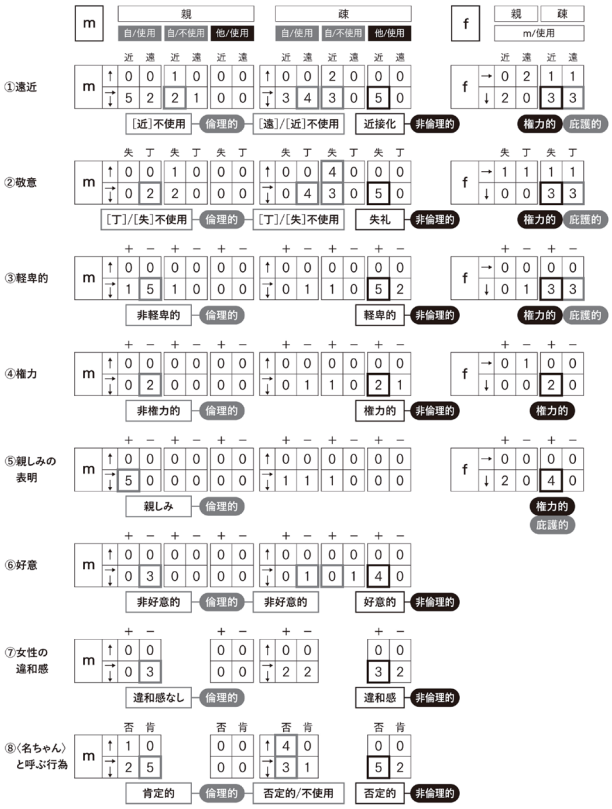

5.4.1 観点①「遠近」×観点④「権力」

［親］の場合，男性は［→↓］で［近］かつ非権力的な意識が見られるが，女性は［→］で［遠］と受け取り，相手の権力についての言及は見られない。

［疎］の場合，女性は［↓］で［近］かつ相手の権力性を受け取っている。一方，男性は［→↓］で［遠］かつ非権力的な意識の傾向が見られた。男性が語る他人の男性は，［近］かつ権力的に女性に呼びかけていた。つまり男性は自身の〈名ちゃん〉使用においては［遠］かつ非権力的な意識だが，同時に［近］かつ権力的な側面も認識しているといえる。このことは，男性の呼称行為が，自身の意識によらず呼ばれた女性や第三者から近接的，権力的だとみなされる可能性があるとことを示している。

女性は，呼ぶ側の男性の立場・年齢（同等か上）の差異に敏感であり，とりわけ上下関係が伴う場合には，〈名ちゃん〉を庇護的ないし権力的な意味合いを持つものとして受け止めていることが示唆され，男女の意識に非対称が見られる。

5.4.2 観点①「遠近」×観点⑤「親しみの表明」

男性は［親］［→↓］で，［近］かつ親しみを伝える意識が見られる。女性も［親］［↓］で親しみを受け取るが，［疎］［↓］で親しみを受け取る人がより多い。つまり男性は親しい関係で，女性は親しくない関係で親しみがより意識されており，ここにも男女の非対称がある。

5.4.3 敬称，蔑称，親称

〈名ちゃん〉をどのような呼称と捉えているかについても，観点①「遠近」と他の観点を重ね合わせることで見えてくる。

（1）観点①「遠近」×⑤「親しみの表明」

男女とも［親］［↓］で，距離を近づける共感的な親称（滝浦, 2008: 76）として捉えている（表5）。

（2）観点①「遠近」×②「敬意」×③「軽卑的」

男性自身は［親］［疎］［→↓］で距離を置く敬避的な敬称（滝浦, 2008: 76）と捉え，他人は［疎］［→↓］で距離を近づける軽卑的な蔑称として使用していると捉えられる。女性は，［疎］［↓］で［近］なら蔑称，［遠］なら敬称として受け取っていると捉えられる（表6）。

表 5　親称

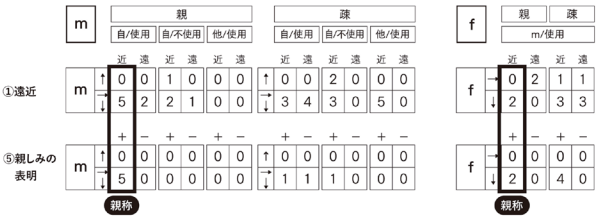

表 6　敬称，蔑称

6. 総合的考察と結論

6.1 呼ばれる女性にとっての〈名ちゃん〉

6.1.1 男性のパワーとのかかわり

女性が男性から〈名ちゃん〉と呼ばれると，共感的，庇護的，失礼，軽卑的など，さまざまな意識で受け取る。その受け止め方は，女性自身の呼称観と相手のパワーが影響している。

対等な相手，親しい男性上司，親しくない相手でも擬似家族的な関係の場合は，相手のパワーは関与しないと考えられる。娘や妹のように〈名ちゃん〉と呼ばれると「ちゃん」が元来持つ“かわいい”，“子ども”という意味合いが前面化し，庇護的に呼ばれているという意識を持つことがある。

一方，親しくない上司から呼ばれると，女性自身の距離感より近づけられたと受け取り，相手のパワーが意識され違和感を持つことがある。この違和感について言及している2名の女性の語りからは，パワーと同時に性的な含みを受け取っていることがうかがえた。「ちゃん」が“女である”ことが立ち現れる呼称であることが，女は“性の対象

物”であり“半人前である”（中村, 1995: 59, 64）とするジェンダー・イデオロギーと結びつくと，「ちゃん」が，“女である”ゆえに“性的である”という含みと，“下である”ゆえに“半人前である”という含みとが重なり，軽卑的な側面が前面化すると考えられる。山根（1986: 214）は「『かわいい』ものは，自分よりも弱い。楽々と自分に取りこめる見こみがある」と述べており，“かわいい”ことが従属性と結びつき，「ちゃん」に軽卑的な意味合いを与えている可能性が示唆される。

職場では姓で呼ばれることが一般的だが，男性が姓，女性が名で呼ばれることもある。このような呼称の使い分けが男性のパワーを表すものである以上（上野・メディアの中の性差別を考える会, 1996:46；斎藤, 2010:189；Spender, 1987:44），そこに相手との距離感の遠さが重なると〈名ちゃん〉は蔑称として機能し，女性は性的な違和感を持つことになると考えられる。

他方，男性のパワーや性的な含みを感じ取りながら，親しみも受け取るという矛盾した意識を持つケースも見られた。“遠い”相手から伝えられる〈名ちゃん〉が含み持つ“親しみ”が，軽卑的な違和感に繋がっているのではないだろうか。

6.1.2 女性同士の〈名ちゃん〉

女性同士では人間関係の距離感を反映し，ときには近づけ，ときには程よく遠ざけ，ときにはあいまいな距離感でも使用できる相対的で便利な呼称として機能する。つまり女性同士，〈名ちゃん〉をヨコの意識で使用しているといえる。それに対して，男性から呼ばれパワーが意識される場合は，上から下へのタテが意識されているといえよう。女性同士をウチ，男性をソトとするなら，ウチではヨコ，ソトからはタテの意識ということになる（図3）。女性は，ウチでの〈名ちゃん〉の用法があるために，ソトからタテ向きに使用されると，ウチでは感じなかった上下関係を強く感じる可能性がある。

図３ 〈名ちゃん〉に対する女性のタテヨコの意識

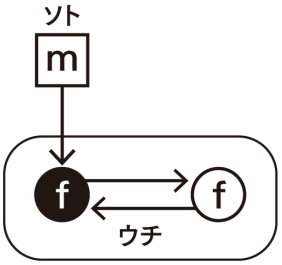

6.2 呼ぶ男性にとっての〈名ちゃん〉

6.2.1 自己と他者

自身が使用する〈名ちゃん〉の意味機能と，他人が使用するそれとでは，ほとんどの観点で逆向きの意識が見られ，自身は倫理的，他人は非倫理的に使用すると述べられた。自身は親しい相手に親しみを込めて近づけ，親しくない相手には敬意とともに距離を置く意識を持ち，近づきすぎると意識されると他の呼称を選択することも為される。一方で，他人は親しくない相手に近づき失礼であると述べている。親しくない下の女性に対する距離感について自他で差異があると捉えられ，その差異が倫理観に影響していると考えられる。

このような自己と他者で異なる意識を持つことは，「行為者とその行為を観察している者とでは原因帰属が異なる」とする「行為者－観察者バイアス」（森, 2015:101）などの認知バイアスである可能性がある。「他者の行動の原因を考える際」，外的要因より内的要因を重視する傾向を「人間がおかしがちな本質的で普遍的な帰属の誤りであるという意味で『基本的な帰属のエラー』という」（森, 2015: 98）。認知バイアスと見られる男性の語りの例を挙げる。

・行為者としての語りの例

（職場での下の女性に対する呼称について）

「何々ちゃん」。ただ長い時間を共有してる人には「ちゃん」になる。建前上，そこはやっぱり仕事の中やから，名字で呼ばなあかん。そういうときってあるやんか。仕事の中で。ビジネスのときっていう意味ね。ただただ，休みの時間があったりするとかそういうとき。【鎌元】

・観察者としての語りの例

（部下の女性に〈名ちゃん〉と呼びかける上司についての話題の中で）

その女の人に好意的やったら，だから「ちゃん」って呼ぶんやろ？普通に会ってる時間を増やしたいから，ということや。ま，周りには明らかに見え見え。あの上司，気ありますよねって。【鎌元】

自己も誰かにとっては他者である以上，自己の呼称行為の認識がどうであれ他者からは自己の認識とは異なる認識で捉えられる可能性が常にある。〈名ちゃん〉が含み持つ意味合いを鑑みれば，呼ばれた女性からパワーとともに性的に軽んじられたと受け取られる蓋然性は高いといえる。

6.2.2 職場での〈名ちゃん〉

調査参加者の男性5名全員が，職場では〈姓さん〉を使用すると語り，多くが職場での〈名ちゃん〉使用が社会倫理に反するとした。一方，本論の調査では職場の下位女性に対し〈名ちゃん〉を使用するケースが多く見られ，それぞれの呼称観が語られた。

2020年，厚生労働省によって労働施策総合推進法，男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正され，職場でのパワーハラスメント防止が事業主の義務となった。企業倫理として同僚や部下の女性を〈名ちゃん〉などの名で呼ばないように変化してきており，上位者の下位女性に対する呼称がセクシュアル・ハラスメントにあたる可能性が指摘されている（人事院, 2018）。職場で下位女性に〈名ちゃん〉と呼びかけることは，無意識のうちに性的な意味合いとパワーを相手に伝えている可能性が示唆される。

6.3〈名ちゃん〉使用における男女の非対称

6.3.1 下向きの〈名ちゃん〉

下向きの〈名ちゃん〉における男女で異なる意識を整理する（表7）。

表７　男女で非対称な〈名ちゃん〉の意識

関係	m	f
［親］［近］	「敬意」がある	「敬意」の言及なし
［親］［遠］	「敬意」がある	言及なし
［疎］［近］	「失礼」なため呼ばない 「軽卑的」の言及なし 「権力的」の言及なし	「失礼」 「軽卑的」 「権力的」

親しい関係では，遠近の両方で男女の意識に非対称が見られる。男性は女性に丁寧さをもって近接的に呼びかけている意識だが，女性は敬意については意識を向けていない。また，男性は女性に丁寧さをもって遠隔的に呼びかけている意識だが，女性はそもそも遠隔的に呼ばれる経験を語っていない。

親しくない関係では，近接化の場合に男女の非対称性が顕著になる。男性の語りからは，親しくない女性に近づきすぎることが失礼にあたるとして〈名ちゃん〉使用を避けようとする意識が見られる。一方，女性の語りからは，近づけられるように呼ばれ失礼だと受け取っている様子が見られた。さらに，男性の語りには「軽卑的」「権力」という観点が現れないが，女性の語りからは，軽卑的・権力的に呼ばれ，相手のパワーとともに性的なニュアンスを受け取っている様子がうかがえた。

> そういえば，イベントでリボンを切る鋏を渡す係やったとき，リハーサルで舞台に上がってたら，男性の上司が選挙のときのメガホンみたいなやつ，あれで「ゆりちゃん」って言ったんですよ。「えっ？」ってなったんですけど，そのときはどうもできないじゃないですか？ 舞台からはけたときに，他の女の子から「ゆりちゃんって呼ばれてるん？」ってびっくりされたことありました。次にその上司が舞台に戻ってきたら，「小川さん」に戻ってたんで，誰かに注意されたんやと思います。【小川】

6.3.2 親疎と上下関係

男性は〈名ちゃん〉使用について，親しい関係の相手に親しみを込めて呼びかける近呼称と，親しくない関係の相手に敬意を示し呼びかける遠呼称のヨコ方向に意識が向けられている。一方，上の女性への〈名ちゃん〉使用についてはタブーのような意識を語っており，タテ方向にも強い意識が向けられている。その意識の強さから，下の女性に対してのみ使用できる呼称であると認識していると考えられる。

> （年上の女性に〈名ちゃん〉と呼びかけることについて）
> 年上にあんまそんなんせえへんやんな。言えへんわな。【上田】
> 僕は「ちゃん」は先輩にはないな。そこはやっぱり失礼や。僕は使わない，使わない。【鎌元】
> 年齢が上の人は基本的に敬う対象なので，敬う対象の人に「ちゃん」はないですね。【神谷】

女性は，女性同士や同等の男性との関係，あるいは上の男性との関係が擬似家族的である場合にも遠近のヨコ方向に意識が向けられている。親しくない上の男性から呼びかけられると，相手のパワーが強く意識されタテ方向に強い意識が向けられる。タテヨコいずれにおいても，親称，敬称，蔑称と多様に受け取っており，その意識の多様さから，上の男性から一方向的に呼ばれる側として，相手から示される関係性や意識を敏感に読み取らざるをえないと考えられる。

6.4 結論：〈名ちゃん〉とは何か

呼称は呼びかける側が認識する距離感を相手に伝える道具であるため，まず呼ぶ側が呼ぶことで距離感を提示する。本論で検討した男性が女性を呼ぶ〈名ちゃん〉という呼称における距離感の提示は，男性から女性への一方向である。呼ばれる側の女性は呼ばれてはじめて，呼ぶ側の男性が持つ距離感を認識することになる。この一方通行の距離の提示は，女性が違和感などのさまざまな感情や意識を持つことの基底となる可能性がある。

男性が呼称によって示す距離感が，女性が持つ距離感と異なれば，伝える意味と受け取る意味が異なり女性は違和感を持つ。男性は親しみや敬意の意味を〈名ちゃん〉に込めている一方で，他人の行為として〈名ちゃん〉が一方向的でパワーと性的な近接を伝える機能を含み持つ呼称であることを認識している。この男性の自他の認識の差も女性の違和感に影響している可能性がある。

さらに，〈名ちゃん〉が“相手のパワー”あるいは“性的である”という意味合いを含み持つことが，女性が呼ばれた違和感を言い出せないことにも影響している。Uchida（1992: 562）は，「男の権力によって，男は女の意味を『誤解』しても罰せられないが，男の行動を誤解した女を罰することができる」と述べている。男性の呼称行為を性的だとほのめかすことは，男性を誤解しているとみなされ，怒りを向けられることになる。この潜在的な恐れが，呼ばれた女性に男性のパワーを意識する要因となっていると考えられる。呼ぶ側の男性の倫理観にかかわらず，呼ばれる側の女性が示される意味に違和感を持つとき，その〈名ちゃん〉はパワーかつ性的な呼称として機能しているといえよう。

6.5 今後の課題

本論では男性が下の女性を呼ぶ〈名ちゃん〉について考察したが，職場以外での上下関係における使用，女性の自称，男性を呼ぶ用法，〈姓ちゃん〉，動物名・食べ物名につ

ける用法など多様な「ちゃん」の用法，また地域差については取り上げていない。そのため，「ちゃん」の全体像は明らかになっておらず，今後，さまざまな視点からの研究が求められる。

謝辞

本研究を進めるにあたり，多大なるご指導，ご助言，ご協力を賜りました皆様に心より感謝申し上げます。

文献

上野千鶴子・メディアの中の性差別を考える会（1996）『きっと変えられる性差別語：私たちのガイドライン』三省堂
大谷尚（2019）『質的研究の考え方―研究方法論からSCATによる分析まで』名古屋大学出版会
太田裕子（2019）『はじめて「質的研究」を「書く」あなたへ―研究計画から論文作成まで―』東京図書
神谷和音（2021）「接尾辞『ちゃん』の新しい意味用法―『いい子ちゃん』を中心に―」『愛知論叢』110, pp. 127-146. 愛知大学大学院院生協議会
金水敏（2023）「日本語の人称詞の問題点―人称詞と『品』『格』『性』『年』の観点から―」『日本語学』42(3), pp. 100-110. 明治書院
小林美恵子（1997）「対称としての『[名字] さん』『[名字] 先生』」『女性のことば・職場編』ひつじ書房
国語審議会（1954）『これからの敬語』https://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/sisaku/joho/joho/kakuki/01/tosin06/index.html（2023年11月28日最終閲覧）
国立国語研究所（1982）「企業の中の敬語」『国立国語研究所報告』73. 三省堂
佐竹久仁子（2005）「〈女ことば/男ことば〉規範をめぐる戦後の新聞の言説：国研『ことばに関する新聞記事見出しデータベース』から」『阪大日本語研究』17, pp. 111-137. 大阪大学大学院文学研究科日本語学講座
斎藤正美（2010）「差別表現とガイドライン：差別をつくる／変えることば」中村桃子（編）『ジェンダーで学ぶ言語学』世界思想社
佐藤郁哉（2008）『質的データ分析法　原理・方法・実践』新曜社
白勢彩子（2019）「幼児期の音声生成」麦谷綾子（編著）『こどもの音声』コロナ社
杉本つとむ（2005）『語源海』東京書籍
鈴木孝夫（1973）『ことばと文化』岩波書店
滝浦真人（2005）『日本の敬語論―ポライトネス理論からの再検討』大修館書店
滝浦真人（2008）「〈距離〉とポライトネス―“人を呼ぶこと”と“ものを呼ぶこと”の語用論」『ポライトネス入門』4, pp. 75-96. 研究社
滝浦真人（2013）『日本語は親しさを伝えられるか』岩波書店
辻村敏樹（1970）「現代の敬語」森岡健二・永野賢・宮地裕（編）『講座 正しい日本語 コミュニケーション編』6, 明治書院
中村桃子（1995）『ことばとフェミニズム』勁草書房
成田徹男（2013）「接頭辞「お～」と接尾辞「～さん」をともなう語彙の意味用法の記述」『人間文化研究』19, pp. 109-120. 名古屋市立大学大学院人間文化研究科
NHK放送文化研究所（編）（2005）『NHKことばのハンドブック 第２版』NHK出版
入戸野宏（2009）「“かわいい”に関する行動科学的アプローチ」『広島大学大学院総合科学研究科紀要. I, 人間科学研究』4, pp. 19-35. 広島大学大学院総合科学研究科
濱野綾（2021）「女性を呼ぶ『名ちゃん』は呼ばれる女性にどう影響するか―5人のケーススタディから―」放送大学卒業研究
人事院（2018）「セクシュアル・ハラスメント，パワー・ハラスメント」『平成30年度年次報告書』https://www.jinji.go.jp/hakusho/h30/1-2-02-2.html（2023年10月1日最終閲覧）
穂積陳重（1919）『諱に関する疑』（帝国学士院第一部論文集 邦文第二号）帝国学士院
穂積陳重［穂積重行校訂］（1992）『忌み名の研究』講談社
福田一雄（2013）『対人関係の言語学―ポライトネスからの眺め―』開拓社
三島浩路（2003）「学級内における児童の呼ばれ方と児童相互の関係に関する研究」『教育心理学研究』51(2), pp. 121-129. 日本教育心理学会
宮城実佳・黒木俊秀（2018）「呼称選択からみた大学生の友人関係と性格特性」『九州大学心理学研究』19, pp. 9-14. 九州大学大学院人間環境学研究科
森津太子（2015）『改訂版 現代社会心理学特論』放送大学教育振興会
山下洋子（2017）「『ちゃん/ 君/ さん』動物が『死亡する / 亡くなる』について～『日本語のゆれに関する調査』の報告～」NHK放送文化研究所（編）『放送研究と調査』67(11), pp. 100-107. NHK出版
やまだようこ（2006）「非構造化インタビューにおける問う技法-質問と語り直しプロセスのマイクロアナリシス」『質的心理学研究』5(1), pp. 194-216. 日本質的心理学会
山根一眞（1986）『変体少女文字の研究―文字の向うに少女が見える―』講談社
劉寧（2016）「日本人大学生の呼称使用について―上下・親疎・性差が及ぼす影響―」『東北大学言語学論集』24, pp. 129-140. 東北大学言語学研究会
劉寧（2017）「職場における呼称使用に関する日中対照研

究」『東北大学言語学論集』26, pp. 61-76. 東北大学言語学研究会

和田実・伊藤晴香（2018）「同性からの呼ばれ方と性別による呼ぶ人と呼ばれることに対する感情，および関係親密さ認知との関連」『人間学研究』16, pp. 29-44. 名城大学人間学部

Holstein, James A. & Gubrium, Jaber F. (1995) *The Active Interview*. SAGE Publications, Inc.［邦訳　ジェイムズ・ホルスタイン，ジェイバー・グブリアム／山田富秋，兼子一，倉石一郎，矢原隆行（訳）『アクティヴ・インタビュー―相互行為としての社会調査』（2004）せりか書房］

Spender, Dale (1985) *Man made language*. Routledge & Kegan Paul.［邦訳 D.スペイダー／れいのるず＝秋葉かつえ（訳）（1987）『ことばは男が支配する：言語と性差』勁草書房］

Uchida, Aki (1992) When “difference” is “dominance”: A critique of the “anti-power-based” cultural approach to sex differences. *Language in Society* 21(4), pp. 547-568. Cambridge University Press.

中学生の雑談に見る自他意識
― 会話における役割性の観点から ―

堀井 智栄子†

Self–Other Awareness in Junior High School Students' Casual Talk: From the Perspective of Role Dynamics in Interaction

Chieko Horii

1. はじめに

中学生は，発達心理学では青年前期に位置づけられる。第二次性徴という身体的変化を通して，自分についての認識が深まる時期である。これは，人間の自己概念が，認知的な発達（内的要因）に関連するものと，社会的な影響（外的要因）に関連するもの，またそれらが相互作用を成すことによって形成されていくためであると考えられる。

こうした時期にある中学生が日常的にどのようなやり取りを行っているのかを捉えるために，本研究では，中学生の雑談に着目する。雑談は特定の目的をもたずに交わされるやり取りであるため，話者の自然なふるまいがあらわれやすい。そこには，自分をどのように位置づけるのか，相手とどのような距離感を保ち，相手との関係をどのように捉えているのかといった，「自己意識」や「他者意識」にかかわる側面がにじみ出ると考えられる。また，会話は「話し手」と「聞き手」の相互行為によって成り立っている。「話し手」，「聞き手」の役割をどのように担うかということに，「自己意識」や「他者意識」が反映されると考えられる。

このような観点から，中学生の雑談におけるふるまいを観察・分析することによって，彼らが持つ「自己意識」や「他者意識」を明らかにすることを本研究の目的とする。

2. 先行研究

2.1 中学生の自他意識

発達心理学では，人の発達の過程を身体的・精神的発達の度合いに応じて区分したものを発達段階と呼ぶ。年齢による区分ではないが，青年期の開始は第二次性徴が見られる12歳ごろとされる。前期・中期・後期と分ける場合は，前期を12歳ごろから15歳ごろまでとすることが多い。

エリクソン（仁科訳1977）の心理社会的発達理論では，8つの発達段階それぞれに心理社会的危機が存在するとされる。青年期（13～19歳ごろ）の発達課題はアイデンティティの確立で，青年期は，自分は何者であるのか，どのような価値観を持ち，将来どのような方向に進むべきかなどを思い悩み，葛藤する時期であるとした。

ピアジェは認知発達段階説を提唱した。こどもの認知機能の発達は，「シェマ（スキーマ構造）」の質的変化が4つの段階（感覚運動期，前操作期，具体的操作期，形式的操作期）を経て進むとし，青年期（11歳ごろから）は具体的操作期から形式的操作期へ移行する時期と捉えた。具体的なできごとから離れて抽象的な思考が可能となり，他者の視点や思考も含んで考えられるようになる。セルマン（Selman, R. 1980）の役割取得能力による発達段階では，青年前期（12～14歳）に第三者の視点に立つことができる三人称相互的役割の取得，さらに，青年前期のうちに，より一般的な第三者の立場から見ることができる社会的視点を取得するとした。このように，青年前期の認知の発達は，他者の視点から第三者の視点へ，さらに社会的視点へと進むと考えられる。

若本（2011）はハーター（Harter, S. 2006）を元に，各発達期における自己概念を概観し，青年期の自己概念を関係的自己の発達を軸として説明している。関係的自己とは，自己に対して複合的に持つ知識や概念が，他者との関係に即してあらわれたもので，青年期前期は，場面や相手との関係性，文脈などに応じて異なる自己を発達させるとした。他者の影響を大きく受けているが，そのことに当人は気づかない，構わない傾向があり，自分に対して，常にだれかからの視線が投げかけられるように感じる自己中心的な部分も残っているという。

自己概念の発達を支える社会的相互作用（外的要因）については，さまざまなものからの影響が考えられる。認知の発達（内的要因）によって他者や第三者の視点，社会的視点を取得し，自己を客観視できるようになるため，他者や社会からより大きな影響を受ける。また青年前期は，中

†2024年度修了（人文学プログラム）

学校入学のタイミングと重なるため，とりまく状況の変化や学校生活，同年代の仲間から受ける影響が大きくなる。

このように，中学生が位置づけられる青年前期は，自己概念が大きく変化し，他者の視点や社会的視点を取り入れながら自己を捉え直していく時期である。また，他者との関係性のあり方が自己概念の形成と密接に結びつくことも指摘されている。このような知見は，本研究が中学生の雑談におけるふるまいを分析対象とする意義を裏づけるものである。青年前期は，自己や他者をどのように位置づけるかという課題に直面する時期であり，その過程がふるまいとして表出する可能性が高い。とりわけ雑談は特定の目的に制約されず，その場での相互行為に依存して進行するため，自己概念の揺らぎや関係への意識がより自然な形で観察できると言える。本研究は，先行研究で示された自己概念の発達的特徴を踏まえつつ，それが実際の会話の中にどのようにあらわれるのかを明らかにすることを目指す。

2.2 雑談

村田・井出（2016）は，特定の達成すべき課題がなく，私的でインフォーマルな場面で面白さを優先し，一部の者のみが使う特殊な言葉遣いなどを用いる傾向がある会話が雑談であるとした。雑談は，話題があらかじめ決まっている会話やフォーマルな会話などとは違い，偶発性・アドリブ性があり，会話の相手との関係性を構築・維持することや場の空気をつくることが優先されるという。

清水（2017）は，雑談には達成すべき短期的目的（課題）はないが，長期的目的があるとした。それは，相手との良好な人間関係を構築・維持することであると述べている。以上のように，雑談は特定の課題達成を目的としないがゆえに，その場にいる話者同士がどのような関係を築こうとしているのか，また，どのような距離感を保とうとしているのかといった相互行為のあり方が前面にあらわれやすい。村田・井出や清水が指摘するように，雑談は関係性の構築・維持を中心的機能としており，話者はその場の空気を読みながら，自分の立ち位置や相手との関係を微調整している。

2.1で述べたように，雑談は特定の目的に制約されず，その場での相互行為に依存して進行するため，自己概念の揺らぎや関係への意識が，より自然な形で観察できると言える。本研究は，このような特徴を持つ雑談を観察・分析の対象とすることによって，中学生の自己の位置づけや他者への認識の様子を明らかにする。

2.3 ターン・テイキングのしくみ

１人が発話を始めてから話し続けることをやめるまでをターン，１人が話し続けることをやめて別の人物が話し始めることをターン・テイキングという。ターンを構成する単位を順番構成単位（TCU），TCUが終わり得る点，つまりターン・テイキングが行われる可能性がある場を移行適切場（TRP）と呼ぶ。Sacks, Schegloff and Jefferson（1974）によると，TRPでは次のルールがこの順の通りに適用される（高木ほか2016）。〈1〉現在の話し手が次の話し手を選択した場合，その人が次の話し手になる。〈2〉現在の話し手が次の話し手を選択しなかった場合は，最初に話し出した者が次の話し手となる。〈3〉現在の話し手が次の話し手を選択せず，また他の人で話し出す人がいなければ現在の話し手がさらに話し続ける。〈3〉の場合は次のTRPで〈1〉～〈3〉が繰り返される。

このように，会話にはターン・テイキングをめぐる一定の組織原理が存在し，話者はルールに基づいて発話の交替を行っていると考えられる。こうしたターン・テイキングのしくみは，話者が相手との関係性や場の状況をどのように読み取り，どの程度積極的に発話権を取ろうとするかといった，相互行為の特徴を明らかにする上で重要な手がかりとなる。そこで本研究では，中学生の雑談がこのターン・テイキングのルールに沿って進められている様子，あるいはルールからの逸脱が生じる様子を観察・分析する。これにより，彼らが自己をどのように表し，他者との関係をどのように調整しているのかを明らかにしたい。

2.4 ターン・テイキングの表示

Sacks，Schegloff and Jefferson（1974）は，会話参加者は自分のターン開始と終了を示さなければならないとした。日本語の会話分析を行った李（1995）によると，ターン開始表示には自己選択の場合の開始表示（「えー(↓)」「うん(↓)」），他者選択の場合の開始表示（「はい(↓)」「えー(↓)」「うん(↓)」），注目行動の要求表示（「あのう」「～ねぇ」「～さあ」「あのねぇ」「ほら」）などがあり，ターン終了表示（「はい(↓)」「えー(↓)」「うん(↓)」），ターン譲渡表示（「ねぇ」「でしょう(↑)」）などもある。

本研究においても，これらの表示に注目する。表示がどのタイミングで用いられ，どのように会話の進行に寄与しているかを観察・分析することで，会話における役割の担い方を明らかにする一助としたい。

2.5 スピーチスタイル・シフト

日本語会話では敬語と関連して丁寧体と普通体に焦点をあてた研究が多く，言語形式の丁寧度を表す「スピーチスタイル」，「スピーチレベル」，「待遇レベル」などの用語が使われてきた（宮武2009）。これらは，会話の中で言語形式の丁寧度を切り替えることを指す。さまざまな社会的規範に従って切り替えが行われ，基本的な機能には，会話相手との親密さや隔たりを表示する対人機能があるという（三牧2013）。

千々岩（2016）によると，スピーチスタイルのアップシフト（普通体を使用する話者が丁寧体を一時的に使用する現象）に関する研究では，その機能として，「新しい話題の導入」「ふざけ，遠慮，皮肉，冗談など心の動きを表す」「話が本筋にあることを示す」などの項目があり，アップシフトは親しさとの関わりだけではないと論じている。

本研究では，丁寧体へのシフトがどのような場面で，ど

のような相手に対して用いられているのかについても観察・分析の対象とする。そうすることで，話者がどのように自己および他者を意識し，その関係性をどのように位置づけているのかが見えてくると考える。

2.6 借り物スタイルへのシフト

大津（2007）は，スピーチスタイルを「同一人物が場面に合わせて変える話し方」と捉え，「ある人物の通常とは違う話し方」を「借り物スタイル」という概念で説明した。

本研究では，この先行研究を踏まえて，「通常とは異なる別人のような話し方」を用いる現象を「借り物スタイル」として扱う。どのような場面で，何のために，どのような借り物スタイルを用いているかを観察・分析の対象とすることで，彼らの持つ自己意識や他者意識を明らかにしたい。

2.7 聞き手の発話と役割・話者交替の関係

小暮（2002）は，さまざまなあいづち研究で，「あいづちは聞き手の発話であるが話者の交替が起きているとは見なさない」という点で一致すると述べている。一方で，「聞き手が話す」という行為は，「一時的な話者の交替が起きているのであって，その場における話者の役割は依然として聞き手のままであり，役割の交替は起きていない」としている。つまり，小暮は，役割の交替と話者の交替とは一致しないことがあると捉えている。

本研究では，聞き手の短いあいづちや笑い声も，聞き手としての役割を果たす重要なふるまいであると捉え，話者の交替は起きていると考える。また，話者の交替が生じても話し手・聞き手としての役割は継続することがあり，話者の交替と役割の交替は必ずしも一致しないという小暮（2002）の見解に沿って分析を行う。このような話し手・聞き手の役割の担い方に，その人の自己や他者への意識があらわれると考え，これを本研究の主要な分析観点とする。

3. 調査の方法

3.1 調査協力者

中学校の美術部に在籍する中学生12名と教員1名。
（1年生女子9名，2年生女子1名，3年生女子2名）

3.2 調査の内容

中学校の美術部の部活動中の会話をICレコーダーで録音した（2023年7月から9月にかけて6回実施）。

4. 分析の方法

4.1 分析の観点

本研究では，話し手として会話の主導権を握って会話に参加する「話し手役割」と，聞き手として主導権を握らずに会話に参加する「聞き手役割」を設定し，それぞれの「役割」をどのように担っているかを分析の観点とする。

具体的には，「話し手役割」としてのターン・テイキングとその表示，話題の選択，役割の継続と展開，スタイル・シフト（丁寧体へのシフトと借り物スタイルへのシフト），また，「聞き手役割」としてのターン・テイキングとその表示，話し手役割への対応と支援，役割の継続と展開，スタイル・シフト（丁寧体へのシフトと借り物スタイルへのシフト）に注目する。これらに基づいて会話を観察・分析することで，中学生がどのように会話の「役割」を引き受け，ふるまっているかを立体的に捉え，彼らの持つ自己意識や他者意識を浮かび上がらせることを目指す。

本研究では，先行研究を参考に，「会話参加者の役割の交替と，話者の交替（ターン・テイキング）は一致しない」と捉える立場をとる。聞き手の発話はすべて独立したターンとして扱い，そのつど一時的なターン・テイキングが生じていると考える。したがって，短いあいづちや笑い声も，単独でターンを構成するふるまいとして分析対象とする。

4.2 分析の対象と方法

会話データのトランスクリプトを作成し，表1に示した記号を付与した。発話者名には学年を示す〇数字を添え，名前は元の語感や雰囲気を参考にすべて仮名とした。改行は音声的かたまりごとに行った。分析には，左側に話し手役割担当者の発話，右側に聞き手役割担当者の発話を配置した役割別トランスクリプトを用いた。

会話データを長い沈黙で区切り，発話が連続する部分を「テーマ」とした。さらに各テーマを「場面」に分割した。場面とは「１つのテーマ内で話し手役割と聞き手役割の交替がなく，かつ，話題の変更もない会話が続く部分」を指す。以上の方法で，22のテーマ，58の場面を設定し，これらを分析対象とした（表2）。分析対象の会話参加者は，中学生10名（3年1名，2年1名，1年8名）と教員1名である。「6. 分析のまとめ」と「7. 考察」では，複数の場面に参加する中学生5名に焦点をあてて検討する。

表１　トランスクリプトの記号一覧

。	下降調か平調のイントネーションで発話が終了している
、	ごく短い沈黙
?	上昇調のイントネーション
♪	歌うように発話している　歌っている　鼻歌を歌っている
[	オーバーラップが始まる時点
]	オーバーラップが終わる時点
=	２つの発話が途切れなく、間を空けずに発話されている
hh	息を吐く音。ｈの数が多いほど長い　笑いの場合もある
.hh	息を吸う音。ｈの数が多いほど長い　笑いの場合もある
¥　¥	発話が笑い声でなされている
(数字)	沈黙の秒数
「　」	人物の呼び名、地名などの固有名詞
(XXX)	聞き取り不能の発話
(　　)	(　　) の後の発話が (　　) 内の様子である
!	声が弾んでいる
:	直前の音がひきのばされている　コロンの数はひきのばしの相対的な長さ
＜　＞	発話のスピードが遅い　ゆっくり発話
＞　＜	発話のスピードが速い　早口
°　°	相対的に音が小さい　小声
＿＿	相対的に音が大きい　大声
↑	↑の後の音が相対的に高い　高い声
↓	↓の後の音が相対的に低い　低い声
((　))	注記

表２　分析対象とするテーマ・場面と場面参加者の一覧

テーマ	場面番号	場面参加者							
		話し手役割			聞き手役割				どちらでもない
1. アイドル	(1)	教員			①ひかり	③ふうか			
	(2)	③ふうか	教員		①ひかり				
	(3)	③ふうか			①まゆ	①ひかり	①ゆいな		
	(4)	①まゆ			①ひかり	①ゆいな	③ふうか		
2. 神	(1)	①まゆ			③ふうか	①ひかり	①ゆいな		
	(2)	③ふうか			①ひかり	①まゆ			
3. 教会	(1)	①ひかり			①まゆ	③ふうか	①ゆいな		
	(2)	③ふうか			①まゆ	①ひかり			
4. ゴッホ	(1)	①まゆ			①ひかり				
	(2)A	教員			①ひかり	③ふうか			
	(2)B	①ひかり			①まゆ				
5. 調子	(1)	③ふうか			①ひかり				
	(2)	①ひかり			③ふうか				
	(3)	③ふうか			①ひかり	①ゆいな			
6. 横顔	(1)	①ゆいな			③ふうか	①ひかり			
	(2)	①ひかり			③ふうか				教員
	(3)	③ふうか			①まゆ	①ひかり			
7. 鞄	(1)	①ゆいな	③ふうか		①まゆ	①ひかり	①かほ		
	(2)	①かほ			①ひかり	①まゆ	③ふうか	教員	
	(3)	①ひかり			①かほ	①ゆいな			
	(4)	①かほ			①ひかり				
8. 引き笑い	(1)	①かほ			①まゆ	①ひかり	③ふうか		
	(2)	①まゆ			①ひかり	①かほ			
9. 三輪車	(1)	①ひかり			①かほ				
	(2)	①かほ			①まゆ	①ひかり	③ふうか	①ゆいな	
10. 駿河屋	(1)	①かほ			①まゆ				
	(2)	①まゆ			①かほ	①ひかり			
	(3)	①かほ			①まゆ	①ひかり			
11. 隠れ	(1)	①かほ			教員	①まゆ			①ゆいな
	(2)	①かほ	①まゆ	①ひかり	①ゆいな				
12. 帰る	(1)	①まゆ			①かほ				③ふうか
	(2)	①ゆいな			①かほ	①ひかり	①まゆ		
	(3)	①かほ			①ゆいな	①ひかり			
13. 鍛えよう	(1)	①ひかり			①かほ				
	(2)	①ゆいな			①かほ	①ひかり			
	(3)A	①かほ			③ふうか				
	(3)B	①ゆいな			①ひかり				
14. 色	(1)	③ふうか			①ひかり	教員			
15. 妖怪	(1)	①ひかり			③ふうか	教員			
	(2)	③ふうか			教員	①ひかり			
	(3)	③ふうか			①ひかり				
16. 断末魔	(1)	①ひかり			③ふうか				
	(2)	③ふうか			①ひかり				
17. パンプキン	(1)	③ふうか			①ひかり				
	(2)	①ひかり			③ふうか				
18. そなた	(1)	③ふうか			①ひかり				
	(2)	①ひかり			③ふうか				
	(3)	③ふうか			①ひかり				
	(4)	①ひかり			③ふうか				
19. 教頭	(1)	①ひかり			③ふうか				
	(2)	③ふうか			①ひかり				
20. 不等式	(1)	①かほ			※①ゆいな				
	(2)	①ゆいな			①かほ	①さよ	①ちはる		
	(3)	①ゆいな			①かほ	①さよ	①りお		
	(4)	①かほ			①さよ	①りお			
21. ファミチキ	(1)	①かほ			①ゆいな	①さよ	①ちはる		
	(2)A	①ゆいな			②しの				
	(2)B	②しの			①かほ	①あやか			
	(3)A	①りお			①あやか				①ゆいな
	(3)B	②しの			①かほ				①ゆいな
22. スランプ	(1)	③ふうか			①ひかり	教員			
	(2)	教員			③ふうか				

注：
Ａ・Ｂは，同時進行する会話を区別するための表示である。
※は，会話の構造上，聞き手役割を担うと想定される人物が，その役割を担わなかったことを示す。

5. 分析

5.1「話し手役割」・「聞き手役割」の様子の例

以下では，○を話し手役割，●を聞き手役割として，分析例を示す。

5.1.1 テーマ「神」場面(1)

表３　神(1) 役割別トランスクリプト

話し手役割		聞き手役割					
①まゆ		③ふうか		①ひかり		①ゆいな	
		6	˚え、なんで？今日、ここのか？˚				
7	(0.5) ＞˚違います˚＜＝						
		8	＝あ、違う？＝				
9	＝＞違います＜＝						
		10	¥違う¥=				
11	＝＞違います＜。						
		12	hahahaha				
13	＞あなたは神を信じ[¥ますか？＜¥hahhhh]						
				14	[buhahahahahahaha]		
		15	[ha[hahahahahahaha]				
						16	[hahahahahahaha]
		17	hahahahahahaha [hhhhhhh				
				18	ahahahahahhhh、¥やばい、[やばい hhhhhh やばい、やばい¥		
19	[fufufufu]						
				20	¥宗教:::¥ .hhhhhhh		
		21	hahahahahahahaha				
22	¥（×××）¥						
				23	¥やばい、やばい¥		
		24	¥この人、何:::?¥ hahahaha				
				25	ahahahahhh ¥やば¥[hhhh]		
26	[hhhh（×××）						
						27	[hhhhh
		28	¥怖いわ。この人、ホント¥				
						29	ha[ha]
				30	¥[あなた]は神を信じますかっ t:¥hhhhh		
		31	hahaha[hahahahaha				
				32	[hhhhhhhh(咳払い)		

○話し手役割①まゆ開始部：AI風借り物スタイルへシフト。後の流れから，ふざけた発話と分かる。
●聞き手役割③ふうか開始部：聞き返す。戸惑った様子。①まゆの発話が冗談とは気づいていない様子。
○話し手役割①まゆ継続部：借り物スタイル継続。
●聞き手役割③ふうか継続部：冗談と気づいた様子。
○話し手役割①まゆ継続部：間を空けずに繰り返す。借り物スタイル継続。
●聞き手役割③ふうか継続部：冗談を理解して笑う。
○話し手役割①まゆ継続部：冗談発話。ニセ神父風借り物スタイルへのシフト。
●聞き手役割①ひかり③ふうか①ゆいな継続部：３人が笑う。①ひかりが感想のツッコミを繰り返す。
○話し手役割①まゆ継続部：オーバーラップして笑う。
●聞き手役割①ゆいな③ふうか①ひかり継続部：①ひかり・③ふうかのツッコミが繰り返され笑いが続く。①ひかりのツッコミの繰り返しと冗談の反復，③ふうかのツッコミ。①ゆいなは笑う。

5.1.2 テーマ「神」場面(2)

表４　神(2) 役割別トランスクリプト

話し手役割		聞き手役割			
③ふうか		①ひかり		①まゆ	
33	(0.5) ねぇ、あの (0.5) 車に貼ってある::hahahahaha				
		34	hahahaha[hahaha		
35	[え:::、なんかさぁ、なんか(×××)				
				36	うん？
37	通る車に:(0.5) ˚たまに:::、ついてる[の:::、あなたは神を[信じますかって˚				
		38	[え::::::		

○話し手役割③ふうか開始部：短い沈黙後に話し始め，ポーズ後，引き継ぐ話題。言い切らずに音をひきのばして笑う。注目を集める。
●聞き手役割①ひかり開始部：③ふうかの発話の内容はまだ不明だが，①ひかりが笑う。
○話し手役割③ふうか継続部：前置きのような発話。聞き手の注目を集める。
●聞き手役割①まゆ継続部：③ふうかの発話に聞き返す。
○話し手役割③ふうか継続部：体験談を話す。通常の音量から短い沈黙後，小声でヒソヒソと話す。沈黙や音のひきのばしで注目を集める。
●聞き手役割①ひかり継続：オーバーラップして発話。

5.1.3 テーマ「教会」場面(1)

表 5　教会(1) 役割別トランスクリプト

話し手役割		聞き手役割					
①ひかり		①まゆ		③ふうか		①ゆいな	
1	話しかけられ:::::、え、話しかけられたことある=						
		2	=ダサぁ、[hhhhh ちょ、↑ダサいなぁ。hhhhh				
				3	[hahahahahahahhhhhhh		
4	(0.5) 小5 (0.5) 6くらいの時に::::::						
				5	[↑うん::		
6	姉と（1.0）夜散歩してたんですよ[:::						
				7	[↑うん::		
8	↑そ、そん時[に、]柱のところに座ってたら[:::						
				9	[↑うん::] [↑うん::		
10	○○教会の人に:::::、↑あなたは神を信じますかって[言われて						
				11	[はっはっはっはぁ！hhhh		
		12	[hahahahahaha				
13	.hhhhhh（1.0）んで、いえ、いや信じませんが::: みたいなこと言ったら:::						
				14	[↑うん::		
15	¥あ、↑祈りをさせてくださいって言って::¥hhh						
				16	¥↑なんで祈りさせられるんだよ、[信じなかったら::¥ ahahahahhh		
						17	[ahahahaha
18	hhhhhh.hhhh 遠慮しますって、＞2回、2、3回くらい言ったのに、いややらせてくださいって＜.hhhh						
		19	やば[いヤツ[やん。				
				20	[hahahahahaha		
21	それで、なんか、祈り、も、し、したら:::						
				22	¥↑うん¥ hhh		
23	んで:::、なんか:::、お茶もらっ:::						
		24	↑お茶:::?！				
25	そう、¥↑いらんわ:::って¥ hhhhhh						
				26	なんで↑お茶::hh		
		27	↓毒はいってるんちゃうん::				
28	やばい？やばい？=						

○話し手役割①ひかり開始部：体験談の前置き発話。音のひきのばし，言い淀みで注目を集める。
●聞き手役割①まゆ③ふうか開始部：①まゆが間を空けず笑いながら反応。後半は大げさ。①ひかりの発話内容ははっきりとしないが前話題を引き継ぐ話と認識し，否定的なツッコミ。③ふうかは笑う。
○話し手役割①ひかり継続部：自己開示的な体験談。笑い声がおさまるのを待ち，短い沈黙後，注目を集めた状態で始める。終わりは音をひきのばし，続きがあることを示す。
●聞き手役割③ふうか継続部：オーバーラップしたあいづち。積極的に聞いていることを示し，話の続きを促す。話し手役割の継続を支援。
○話し手役割①ひかり継続部：短い沈黙を挟みながら時系列に沿って語る。丁寧体へシフト。丁寧さを示すためか，あるいは改まった雰囲気をつくるためと考えられる。高い声，言い淀みで注目を集める。
●聞き手役割③ふうか継続部：継続支援のあいづち。
○話し手役割①ひかり継続部：時系列に沿った語り。大きい声で１つ目のオチ。オチ直前の音のひきのばしは長く，注目を集めるために間をおく。
●聞き手役割③ふうか①まゆ継続部：③ふうかはわざとらしく大声で笑う，①まゆも笑う。
○話し手役割①ひかり継続部：聞き手の笑いの後，自分も笑う。沈黙後に継続を示し，時系列に沿った語りを続ける。
●聞き手役割③ふうか継続部：①ひかりの語りの継続に対し，継続支援のあいづち。
○話し手役割①ひかり継続部：語りの登場人物の言葉を高く大きな声で笑いながら発話。２つ目のオチ。
●聞き手役割③ふうか①ゆいな継続部：③ふうかが語りの登場人物にツッコむ。①ゆいなが笑う。
○話し手役割①ひかり継続部：後半は早口で一気に語りを継続，笑いを誘い自分も笑う。３つ目のオチ。
●聞き手役割①まゆ継続部：語りの内容について感想を述べる。少し深刻な感じ。
○話し手役割①ひかり継続部：フィラー，いい淀みで継続を示し，注目を集める。
●聞き手役割③ふうか継続部：笑いながら高い声であいづち。継続を支援。
○話し手役割①ひかり継続部：音をひきのばして語りを継続。注目を集めて最後のオチ。
●聞き手役割①まゆ継続部：高い声で驚いている。
○話し手役割①ひかり継続部：自分の体験にツッコみ笑う。
●聞き手役割③ふうか①まゆ継続部：③ふうかが一部高い声でツッコみ，笑う。①まゆは低い声で不安そうに発話。心配している様子。
○話し手役割①ひかり継続部：疑問形で役割を終了。

5.1.4 テーマ「引き笑い」場面(1)

表 6　引き笑い(1) 役割別トランスクリプト

話し手役割		聞き手役割					
①かほ		①まゆ		①ひかり		③ふうか	
1	おまえら、笑い声でかすぎやろ						
		2	(×××)を感じる hhhhh				
				3	.hihihihihihi、hi、hi、[hi(笑いが止まらず)		
		4	[hahahaha ちぉえぇって::::hhhhh				
5	でも、まゆの笑いかたのほうがおもろいけどな。						
				6	haha[hahaha		
7	［あははは っ、あははは っ、あははは っ、.hii、(0.5)hii、(0.5)hii、(0.5)[hii、(0.5)hii、(0.5)hii (咳き込む)						
				8	[.hhhhhhhh [hahahahahahaha		
9	￥ [笑いかた、こんなんじゃない？￥						
						10	笑い方えぐない？fu[fufufu
				11	[hahahahahaha		
12	hhhh(1.0).hii！						
				13	[hahahahaha]		
		14	[hahahahaha]				
15	￥めちゃめちゃ引き笑いやんか￥						
						16	だれ、だれにしてもやばい
				17	hahahahahaha (咳き込む)		
18	(咳き込む) 今、息できへんわ、まじで。あぶね:::::						

○話し手役割①かほ開始部：乱暴な言い方で①ひかり①まゆの行動にツッコミ。
●聞き手役割①まゆ①ひかり開始部：①まゆが発話後笑い，①ひかりは息苦しくなるほどに笑う。①まゆも笑いツッコむ。①ひかりは笑いが止まらない様子。
○話し手役割①かほ継続部：からかう発話。
●聞き手役割①ひかり継続部：自分へのからかいに笑う。
○話し手役割①かほ継続部：①まゆの笑い方を大げさに真似，その後咳き込む。

●聞き手役割①ひかり継続部：笑い，咳き込む。
○話し手役割①かほ継続部：笑いながら問いかける。
●聞き手役割③ふうか①ひかり継続部：③ふうかがツッコみ，笑う。①ひかりが笑う。
○話し手役割①かほ継続部：再び大げさに真似る。
●聞き手役割①ひかり①まゆ継続部：笑う。
○話し手役割①かほ継続部：一部を強調してからかう。
●聞き手役割③ふうか①ひかり継続部：③ふうかが①かほの真似にツッコみ笑う。①ひかりが笑って咳き込む。
○話し手役割①かほ継続部：激しく咳き込む。その後，真似をして息苦しいという内容の発話。

5.2「話し手役割」のふるまい

5.2.1 ターン・テイキングと表示

話し手役割開始時のターン・テイキングはすべて自己選択で行われている。場面開始時の約半分に沈黙がある。また，「ねぇ」「なんか」「はぁー」「てか」といったフィラーが23の場面で見られ，韻律の操作となる音声的要素（高い声，音のひきのばし，繰り返しなど）が多い。これらはターン開始表示や注目を集める表示で，スムーズに会話を行うための工夫と考えられる。継続部にも表示が見られる。開始部に比べるとフィラーは少なく，音声的要素は多い。継続部は，注目を集め続ける必要があるためと考えられる。しかし，このようなふるまいが見られない者もいる。

5.2.2 話題の選択

話し手役割開始部では，それまでの文脈を引き継ぐ話題が33場面，新しい話題が25場面で見られた。いずれの場合も，内容は自己開示的なものが多い。「冗談を言う」，「冗談っぽく言う」発話が多く，相手の間違いを冗談っぽく指摘する，話が真面目になりすぎるのを避けて冗談っぽく話すなどの様子が見られる。冗談を言うためには，言語能力だけでなく，相手や場面，その時の状況などを正しく把握する能力が求められ，認知的能力と社会的判断力の双方が必要である。一方，自己開示的な内容を話さない者，冗談を言わない者もいる。

5.2.3 役割の継続と展開

役割を継続するには，話を展開していかなければならない。「教会(1)」では何段階ものオチがある語り，「神(2)」では聞き手の反応を見て説明を加えるなどの様子が見られた。冗談で始まる場面は継続部でも冗談が展開することが多い。開始部に冗談が見られなくても継続部で見られることもある。冗談に対して聞き手からの反応がなく，自分でツッコミを入れる様子もある。しかし，会話を継続する様子がない者や話の意図が見えない者もいた。

5.2.4 スタイル・シフト

話し手役割の丁寧体へのシフトは13場面で見られ，丁寧さを表すものはそのうちの3場面である。その他，冗談を言うためや不満を強調するためなどのシフトが見られた。借り物スタイルへのシフトは16場面で見られた。それらはすべて「冗談を言う」，「冗談っぽく言う」ためのものである。借り物スタイルへのシフトでは，さまざまな音声的要素が観察された。しかし，どちらのシフトも，限られた者にしか見られなかった。

5.3「聞き手役割」のふるまい

5.3.1 ターン・テイキングと表示

２人の時は，話し手役割と聞き手役割のターンが交互に展開するため，沈黙やオーバーラップは少ない。３人以上になると，聞き手役割を担うかどうかの選択が生じる。分析対象の雑談はいつでもだれでも会話に参加でき，やめることもできるため，その選択は個々に任される。ずっと役割を担う者，一言だけ参加する者，話しかけられても答えない者もいる。話し手役割の「冗談を言う」，「冗談っぽく言う」行為を受けて，聞き手役割は笑いやツッコミの反応が多く見られ，沈黙はほとんど見られない。開始部では笑いが多く，継続部ではツッコミの発話が多く見られた。

5.3.2 話し手役割への対応と支援

「教会(1)」では，話し手が体験談を長く語り，聞き手が積極的なあいづちで語りの促進に貢献する様子が見られた。話し手の「冗談を言う」，「冗談っぽく言う」行為を冗談と理解し，笑いやツッコミの反応をしている。聞き手が複数人いても，ツッコミの発話はほとんどオーバーラップせず，タイミングを見計らっていると考えられる。冗談に対して常に笑う，ツッコむ，反応がない者もいる。ツッコミを展開し，さらなる笑いを生もうとする者もいる。

5.3.3 役割の継続と展開

話し手役割が長く継続するほど，聞き手役割のターン数が多くなる。しかし，話し手役割が継続していても，聞き手役割から離れる者や，話し手役割が話しかけているのに聞き手役割を担わない者がいる場面もある。

5.3.4 スタイル・シフト

聞き手役割の丁寧体へのシフトは8場面で見られ，そのうち5場面が丁寧さを表すものだった。借り物スタイルへのシフトは6場面で見られ，すべて「冗談を言う」，「冗談っぽく言う」ためのものだった。借り物スタイルへのシフトにはさまざまな音声的要素が観察された。しかし，どちらのシフトも，限られた者にしか見られなかった。

6. 分析のまとめ

6.1「３年ふうか」のふるまいの特徴

３年ふうかのターン・テイキングは，はっきりとした表示が見られ，非常にスムーズである。沈黙，韻律の操作，フィラーなど，豊富なバリエーションで意思を表明している。また，ポーズ，言いさしの形で長く音をひきのばすといった，注目を集める工夫が見られる。

話題が豊富で，文脈を引き継ぐものもあれば，新しい話題もある。言葉の言い換えや具体例をあげて説明する，自分の考えを述べる行為が多い。正しく伝えるための工夫と努力が見られる。自己開示的な内容の発話が多く，自分の

状況や思いを語るときは，真面目になりすぎるのを避けるためか，冗談っぽい言い方になることがある。自分の失敗や悩みを告白する時は自虐的な言い方が多い。

内容で笑いを誘う冗談が非常に多く，韻律の操作や借り物スタイルへのシフトなどの形式面が常にともなう。バリエーションが豊富で，わざと小声でヒソヒソ話し，秘密の話を共有するようにして注目を集めるふるまいも見られる。借り物スタイルを使い分け，さまざまな人物に変幻自在である。人をおとしめる冗談はなく，自虐的なものが多い。自分の冗談に反応がなくても，自分でツッコミを入れて完結させる。会話の流れ全体を把握し，デザインしている様子である。長く語る時は，情報を絞って展開し，注目を維持している。聞き手の反応を見て情報を追加・修正し，話を展開させる。

教員と話す時は丁寧体へシフトする。教員の冗談に参加して自分も冗談を言ったり，真面目な相談ごとをしたりする場面もある。借り物スタイルへシフトし，乱暴な言い方で教員の冗談にツッコミを入れることもある。社会的関係が上の立場である存在には丁寧体へシフトするが，堅苦しくない雰囲気を保ったまま会話を進める様子が見られる。

話し手役割への貢献度が非常に高い。積極的なあいづちは，話し手の邪魔をしないよう配慮している。聞き返してほしそうな発話には聞き返し，冗談にはツッコミを入れて笑いを増幅させる。他者をしつこくからかう発話が続いた時は，冷静なトーンでツッコミを入れ，会話を落ち着かせている場面があった。場の空気をつくることへの貢献度も高い。だれの発話にも共感的で友好的な態度で会話に参加している。

３年ふうかのふるまいの質は，会話の相手などによって変化することはなく，常に安定している。後輩に対する時も，教員に対する時も，状況を把握しようと努めている。内容面と形式面が連動しており，常に他者と協働して会話を構築しようとする様子が見られ，他者への配慮が感じられる。かといって，それに縛られることはなく，自分の話し方を確立しているように見える。会話全体を自分自身でデザインしている様子がうかがえる。

6.2「１年ひかり」のふるまいの特徴

１年ひかりのターン・テイキングには音声的要素が多く見られる。長く体験談を語る場面では，前置きの発話からスムーズに語りを開始している。開始部にフィラーが見られる場面もあるが，３年ふうかに比べると少ない。

文脈を引き継ぐ話題，新しい話題の両方が見られ，自己開示的な内容が多く含まれる。他者の話題を引き継いで自分ごとを話す場面がある。「冗談を言う」，「冗談っぽく言う」行為はあまりないが，笑い声や笑いながらの発話が非常に多い。共感的・友好的な雰囲気をつくり，対立する意見にも否定する発言や態度は見られない。何段階ものオチがある語りを行う時は，音のひきのばしや言いさしの形，スピードやリズムを変えるなどさまざまな韻律操作がある。臨場感たっぷりに語り，聞き手が理解しやすく楽しめるようにする配慮もある。聞き手の反応を見てタイミングをはかる様子も見られる。

先輩や教員に対してはっきりと丁寧さを表すスタイル・シフトは見られないが，言いさしの形が多く，堅苦しさを回避するために，あえてシフトしない可能性がある。

話し手役割よりも聞き手役割を担当する頻度が高い。だれかが話し始めると率先して笑い等で反応し，話し手を支援する。だれも答えないという状況を回避しようとしていると考えられる。聞き手が自分以外にもいる時は，役割から離れることもある。状況を判断して選択している様子である。聞き手としてのターン数は多いが，ターン自体は短く，笑いのみの反応が圧倒的に多い。借り物スタイルへのシフトはバリエーションが少なく，継続しない。

１年ひかりのふるまいには，常に共感的で友好的な雰囲気がある。話題や相手などに関係なく，楽しそうに会話に参加している。長く語る際は話の展開に工夫が見られるが，聞き手役割のふるまいは受動的な様子が見られる。

6.3「１年まゆ」のふるまいの特徴

１年まゆは，話し手役割をあまり担わない。聞き手役割を担う場合も中心にはならない。一言で完結する話し方が多く継続しない。ターン・テイキングの表示がなく，いきなりボソッと話す。冗談を言うときは，韻律操作や借り物スタイルへのシフトがあり，大きな笑いを生む。会話の流れを把握している。しかし，会話の途中で役割を離れることや役割を継続しているか判断しづらいこともある。また，否定的な内容や言い方の発話が多く見られる。

１年まゆの会話におけるふるまいは，全体的に言葉数が少なく消極的である。冗談を言うときは独創的な視点のものがあるが，聞き手として話し手への支援はほとんど見られず，全体的に淡泊な感じのふるまい方である。

6.4「１年かほ」のふるまいの特徴

１年かほのターン・テイキングは，表示が見られることもあるが，唐突なこともある。他者を否定する内容や不満を述べる発話が多く，話したいことを話したいタイミングで話している様子である。話し手役割が他者へ移っても言いたいことがあれば言う。参加する会話が展開しているのに，他の会話に参加することがある。独り言のような発話は他者からの聞き返しを期待している様子である。友好的・共感的なふるまいは見られず，他者への配慮は感じられない。韻律操作や音声的要素は多く，借り物スタイルへのシフトもあるが，強調したい時は大声で繰り返すといった単純なものである。先輩に対しては丁寧さを表す丁寧体へのシフトが見られ，普段とは違って慎重に話を展開している。その場合は唐突な話題選択はなく，表示も見られた。

聞き手役割として，冗談に対する笑い，ツッコミ，短いあいづち的な返事などが見られる。人をからかう冗談をよく言うが，逆に自分がからかわれると不満そうな態度をと

る。聞き手役割としての反応は淡泊で，話し手を支援する様子はなく，場の空気をつくることに貢献していない。１年かほのふるまいは，自己中心的で自分の話したいことが優先される傾向が強い。しかし，会話の相手が先輩の時は，ふるまいに大きな違いが見られる。

6.5「１年ゆいな」のふるまいの特徴

１年ゆいなは，発話が単発的である。自分の意見を独り言のように述べることはあるが，聞き返しを期待している様子は見られない。問いかけに答えず，他者の話し手役割を奪うことがあるが，そのことを気にかける様子は一切ない。話し手役割はほとんど継続せず，継続する場合は，自分の好みや要求を繰り返す傾向がある。冗談発話はなく，一人で言葉遊びを行う。冗談への笑いはあるが，他の聞き手からは遅れる。ツッコミやあいづちは見られず，冗談を認識できていない可能性が考えられる。１年ゆいなのふるまいは，役割を担おうとする意思が感じられず，思いついたことを発している様子である。

7. 考察

３年ふうかのふるまいの特徴は，常に安定していることである。状況が変わっても基本的にふるまいの質に変化はない。だれに対しても共感的だが，他者にふりまわされることなく，自分の意見や気持ちを表現する。その場にふさわしいふるまいを瞬時に選択する。こうした会話におけるふるまいを通して立ちあらわれる自己のあり方を，本章では自己の「表象」と呼ぶことにする。彼女の自己の表象には一貫性があり，場面をこえて矛盾が少ない。自己への理解が深く，客観的視点を持ち合わせているため，自分が話したいことと話すべきことを区別しながらも，それらを同時に進めることができる。また，他者への理解が深く，場の全体を把握している。

１年ひかりのふるまいの特徴は，話し手役割と聞き手役割で大きく違うということである。それぞれの役割で見せるふるまいは安定しており，場面や会話の相手によって変化はしない。会話の中で自分の考えや気持ちを表現する場面は少なく，実際の体験や自分の状況を語ることで自己描写を行っている。他者の発話に必ず反応を示すのは，彼女にとって他者の存在が大きく，他者との関係を重要視しているからと考えられる。また，自らの体験や境遇を語る場面が多いのも，それを他者と共有することで仲間意識を高めようとするふるまいであると考えられる。

１年まゆのふるまいの特徴は，話し手役割をあまり担わないことである。言葉数は少ないが，会話の流れはよく理解しており，ボソッとおもしろいことを言ったりする。一方で，自己を描写する内容の発話は少ない。冗談で場の空気をつくろうとする意識は見られるため，客観的な視点は得ていると考えられる。

１年かほのふるまいの特徴は，自己中心的な傾向が見られることである。主張の繰り返しや他者を攻撃する冗談が多く，いつのまにか役割を離れることもある。役割を担う上で他者への意識が薄い。客観的な視点には立っておらず，自己と他者の区別はあるが第三者の視点はなく，自分から見える一方的な世界に他者を位置づけていると考えられる。また，自己表象は一貫性がなく，場面や会話相手によって矛盾することがあるが，本人は気に留めていない。普段は自己中心的なふるまいだが，先輩に対しては「丁寧にふるまう後輩」という自己を見せ，自己と他者を区別し，先輩という存在を強く意識している様子である。「先輩―後輩」という立場の関係性を強く意識する社会性を持ち合わせていると言えるだろう。しかし，先輩が一緒にいる場面でも，同級生をからかう行為や乱暴なふるまいを見せる。このように，自己の表象には矛盾があるが，そのことについて本人は気に留める様子がない。

１年ゆいなのふるまいの特徴は，役割を担わないことである。自分の言いたいことを言いたい時に言っている様子である。自分ができること，自分の好きなことといった，自分の好みや所有しているもので自己を描写している。

本研究で焦点をあてた５名の中学生のふるまいには，発達心理学でいう青年前期の発達段階に応じた自己のあり方や，他者との関係の結び方が，各人各様にあらわれていると考えられる。

３年ふうかは，場面や相手が変わっても安定した役割遂行で，一貫した自己表象と高い対人理解を示していた。これらの特徴は，自己概念の確立に向けた発達がすでに進んでいることを示唆しており，社会的視点を踏まえて自己と他者を位置づける力が成熟しつつあることがうかがえる。

一方，１年生の４名には，青年前期に見られる自己理解の模索や，他者との関係性の中で自己を捉えようとする過程があらわれていた。

１年ひかりは役割によってふるまいが大きく異なるが，その安定した二面性からは，他者とのつながりを強く意識しながら自己の描写を試みている様相がうかがえる。１年まゆは，自己表現はまだ限定的であるものの，場面理解やユーモアの操作といった認知的発達が見られ，自己への意識が深まりつつある状態であると言える。１年かほは，自己中心的なふるまいと先輩への丁寧な対応という相反する自己像を場面に応じて用い分けており，関係的自己の特徴が顕著に見られた。これは，自己概念がまだ定まりきらず，対人的文脈に強く左右される発達段階にあることを示唆している。１年ゆいなは，自分の好みや所有物によって自己を示す傾向が中心であり，自己理解がまだ表層的であることがうかがわれた。自己についての主観的・客観的な認識の双方が発展途上である可能性がある。

これらの特徴から，中学生の会話には，自己の確立度や他者理解の深さが如実に反映されることが推察される。また，これらの結果は，自己概念が対人関係の中で形成されていくという発達心理学の見方とも整合しており，本研究の知見を理論的にも位置づけるものと考えられる。さら

に，会話における話し手役割・聞き手役割の担い方には，各自の自己概念の成熟度や，他者との関係の捉え方が密接に関与していることが示唆された。ただし，本研究の分析は限られた会話データに基づく推察であり，個人の心理発達を断定するものではない。とはいえ，会話でのふるまいと発達心理学的視点を接続することで，青年前期にある中学生の内的世界の一端が浮かびあがったと言えるだろう。

8. おわりに

焦点をあてた５名の中学生は，３年生１名と１年生４名であった。３年生のふるまいには，状況に応じて適切に行動しようとする姿勢や，自己の一貫したあり方が明確に示されており，自己概念がほぼ確立されつつある状態にあることがうかがえた。一方，１年生の４名は，それぞれ異なる特徴的なふるまいを示し，自己の捉え方や他者との関係の築き方に個人差が大きいことが見て取れた。自己中心的な関わりを見せる者，他者とのつながりを強く求める者，自己表現がまだ十分に発達していない者，会話の役割を安定して担えない者など，各人各様の発達の姿が観察された。これらは，自己概念が形成途上にあることによる揺らぎや，対人関係のなかで自己を模索する青年前期の特徴と一致すると考えられる。

このように，非常に限られた人数の分析ではあるものの，３年生は大人に近づく発達段階の特徴を示し，１年生は個々の発達のペースや特徴に応じて異なる幼さ・未熟さを見せていると言えるだろう。

本研究は，中学生の雑談という自由度の高い会話データをもとに分析を行った。雑談を対象としたことで，学校生活の中で自然に立ちあらわれる中学生の言語行動を，よりありのままに観察できた点に意義があると考える。また，発達の渦中で揺れ動く中学生の自己・他者への意識を，会話という日常的ふるまいを通して捉える方法のひとつとして，実際の会話データの活用が有効である可能性を示すことができた。

本研究で得られた結果は，他の観点から再分析することで，さらに多面的な理解が可能になるだろう。それは今後の課題としたい。

文献

千々岩宏晃（2016）「スピーチスタイルアップシフトの会話分析を用いた研究―日本語の雑談における反応要求の技法―」『日本語・日本文化研究』26,115-126.

Erikson, E.H.（仁科弥生 訳，1977）『幼児期と社会1』みすず書房

Harter, S.(2006)The self. In W. Damon, R. M. Lerner, & N. Eisenberg（Eds.）, Handbook of child psychology: Vol. 3. Social, emotional, and personality development (6th ed., pp. 505-570). New York, NY: Wiley.

小暮律子（2002）「母語場面と接触場面の会話における話者交替―話者交替をめぐる概念の整理と発話権の取得―」『言葉と文化』3, 163-180.名古屋大学大学院国際言語文化研究科.

李麗燕（1995）「日本語母語話者の会話管理に関する一考察―日本語教育の観点から」『日本語教育』87, 12-24. 日本語教育学会.

三牧陽子（2013）『ポライトネスの談話分析―初対面コミュニケーションの姿としくみ―』くろしお出版.

宮武かおり（2009）「日本語会話のスピーチレベルを扱う研究の概観」『コーパスに基づく言語学教育研究報告』No.1, 305-322.

村田和代，井出里咲子（2016）『雑談の美学―言語研究からの再考―』ひつじ書房.

大津友美（2007）「会話における冗談のコミュニケーション特徴―スタイルシフトによる冗談の場合―」『社会言語科学』10(1), 45-55.

Sacks, H., Schegloff, E., & Jefferson, G.（1974）A simplest systematics for the organization of turn-taking for conversation. Language, 50(4), 696-735.

Selman, R.（1980）The growth of interpersonal understanding. New York: Academic Press.

清水崇文（2017）『雑談の正体―ぜんぜん雑じゃない，大切なコミュニケーションの話』凡人社.

高木智世，細田由利，森田笑（2016）『会話分析の基礎』ひつじ書房.

若本純子（2011）「自己概念の発達：乳児期，幼児期，児童期，思春期」『鹿児島純心女子大学大学院人間科学研究科紀要』6, 25-32.

フランスのショアーの歴史学は なぜ今日も発展し続けているのか？ ― 冷戦終結後の史学史的研究 ―

村上 良太†

Why is the historiography of the Shoah in France still developing today? ― Historiographical research after the end of the Cold War ―

Ryota Murakami

1. はじめに

第二次世界大戦が終結して，2025年で80年を迎えた。戦争体験を引き継ぐことは重要だが，欧州のユダヤ人絶滅政策（ショアー）に関する歴史学は経験者が世を去った後でも発展可能なのだろうか？ そこでフランスに目を向けてみると，極めて活気に富んでいた。新たなテーマの研究が次々と生まれ，論壇では気鋭の歴史家たちが次々登壇している。強制収容所からの生還者が死に絶えても発展していける新しい歴史学の方法論も築かれつつあった。そこで経験者が減り始めた冷戦終結以後（1989－）に焦点を当て，フランスのショアーの歴史家たちがこの時期にいかに研究を発展させていったかを検証してみた。

本論考では上記のテーマを以下の三点から論じる。

- ●歴史家たちは証言も記録も残さずに死んでいった人々の歴史を探る方法を構想し，新しい歴史記述に挑戦し始めたがそれはどういうものか。
- ●ショアーに関わったフランスの官僚たちの個人情報が公開されたことでショアーの歴史学がいかに活性化されたか。
- ●欧州連合の統合の過程で歴史家のアイデンティティとして「欧州人」が立ち上がったことでショアーの歴史学にいかなる変化が生まれたか。

2. 事実の記述の欠落をいかに埋めるか？

2.1 歴史叙述に「Je＝私」を挿入する

冷戦終結後に始まった歴史叙述の試みの１つとして，イヴァン・ジャブロンカ著『私にはいなかった祖父母の歴史』（2012）を取り上げる。ユダヤ系フランス人の歴史家ジャブロンカ（1973－）が生まれた時，父方の祖父母がアウシュビッツで殺されてから四半世紀以上が過ぎていた。経験者が死亡しており，その人の日誌や証言などの記録がほとんど存在しない場合，いったい歴史家に何ができるのだろうか。その人の生の軌跡は永遠の消失ということになるのだろうか。 ジャブロンカは不在の祖父母の人生を調査と想像力で描いてみる試みを始めた。

「彼らの歴史について本を書こう，むしろ正確には，彼らについての歴史の本だ。依拠するのは，保存資料，インタビュー，文献，文脈化，社会学的論証であり，これらを通して私は＜彼らを知る＞ことになろう。 その本は彼らの人生についての語りと私の調査の報告で構成され，目指すのは彼らの理解であって，再び生かすことではない」[1]

調査で判明した事実を叙述した「語り」に，調査のプロセスやその時の Je ＝ 私の感情や想像を加えることでこの歴史書には祖父母が実際に生きた過去と作者が調査を進める現在の２つの時間が交錯する。現在の介入により，歴史家が案内人となることで読者を過去へ導き入れやすくなる。ジャブロンカは2019年6月の日仏会館での来日講演「社会科学における創作」[2]で，その方法論について語った。事件が起きた正確な時間や場所，その時の祖父母の思いなどがわからないとしても，問いを喚起したり，調査したり,考えたり感じたりする私＝Jeを書き込む。わからなさいことや欠落はそのまま生かして歴史叙述を進める。ジャブロンカはこれを「方法としてのJe」と呼んでいる。「方法としてのJe」の介入により，歴史学に限らず社会科学は無味乾燥さを克服して，イノベーションを行うチャンスが生まれると言うのだ。それは「科学」に文学を導入することでもある。その科学も様々な領域を架橋するものだ。

歴史家のジャブロンカは神の視点から歴史を書くのではなく，虫の視点（＝Je）から，限られた史料や情報を総合し，そこから想像する自由を彼の実践する歴史学で活用す

†2024年度修了（人文学プログラム）

るのである。こうすることで彼は史料も乏しく，文章も特に残さず歴史の闇に消えてしまった祖父母の人生に対して記録の欠落を欠落として提示することで迫っていく。これは生存者が絶えた後にも有効な方法であろう。生きている家族や子孫の視点＝「方法としてのJe」があるからだ。

そこで私なりにフィクションの文学作品をここで考えてみよう。セルバンテスが神の視点を排して人間の視点で『ドン・キホーテ』（1604－1605）を記したことからこの小説は近代文学の始祖と位置づけられた。神の視点ではないがゆえに世界は謎と多義性をはらんでおり，事実を見ている人次第で解釈も異なり，そこに味わいも生まれる。『ドン・キホーテ』の翻訳者である牛島信明によると『ドン・キホーテ』はシーデ・ハメーテ・ペネンヘーリなる歴史家がアラビア語で書いた騎士道の古文書を，モーロ人がスペイン語に訳し，それをセルバンテスが発見して「編集」したという仕掛けになっている。[3]そのため，あちこちに作者のセルバンテスにも埋められない情報の欠落がある。たとえばセルバンテスは「騎士の苗字についてはQuixadaか，あるいはQuesadaと言い伝えられており（これじゃ，まるであごの骨か，チーズケーキだ），これについてはこれを論じた著者たちの間にいささか不一致が認められる」と冒頭で打ち明けている[4]。ジャブロンカは，ノンフィクションの世界においても謎と多義性を活かすことができると考える。それが知的な面白さにつながるからだ。

ジャブロンカは，祖父母が生まれたポーランドの村に足を延ばし，ユダヤ人が一人もいなくなった村を歩き，かつての街並みを想像した。公文書館では1930年代の反体制的労働組合運動に関する警察の報告書の束から祖父に関する裁判記録を発見する。 祖父母は共産主義者で搾取のない世界を目指し，シオニズムを含めたすべてのナショナリズムに反対していた。 祖父のマテスも祖母のイデサも共産主義の革命家だったため，ポーランドで蔓延していた反ユダヤ主義と政府の弾圧から逃れてフランスに渡ったのだった。

1940年生まれのジャブロンカの父は，両親が1943年にユダヤ人として検挙されたため，両親についてはごくわずかの記憶しかない。最も身近な肉親にして，この圧倒的な記憶の欠落こそが，皮肉にもジャブロンカの調査の飛躍台となったのである。

次の描写は祖父母がユダヤ人であるがゆえに検挙され，パリ郊外のドランシー収容所に入れられて，ポーランドへの移送を待つひと時を孫のジャブロンカが資料と現地調査をもとにそこで問いかけ想像する自分をも加えて書いた文体である。

> 「ドランシーでの生活は，ほかの強制収容所とほとんど変わりがない。6時にコーヒーのドラ，便所とシャワーの混雑，中庭で延々と続く点呼，パンとコーヒー，具のないスープの配給行列という具合である。マテスは遅れて到着したために，少なくとも初めのうちは，イデサと同じ部屋に入っていない。イデサは第十五階段の五階。 マテスは第九階段の四階である。ドランシーにいる数日の間に，彼らはおそらく知っている顔に出会っていよう。 クレプフとカレル・ソメルは彼らと同じ時に収容所にいる。 しかし彼らがおしゃべりをしたり，トランプをしたり，洗濯をしたりしている様を私は思い描けない。自分の部屋から引き出され，階段を引っ立てられ，子供から引き離されて，この先どこかに強制移送されるという時，いったい人は何を考えるのだろうか。 生を見ているのか，それとも死なのか」[5]

もし「方法としてのJe」を使わなければ，未知の対象，記録のないことについては何も語れなくなってしまう。一方，「方法としてのJe」を介入させれば欠落にブリッジを施すことができ，さらには実際がどうだったかわからなければそう隠さず叙述すればよいのである。

では，歴史研究の執筆と一般にノンフィクション作家が行っている執筆との違いはどこにあるのだろうか？それは著者が歴史家であるがゆえに，歴史研究の方法を用い，いかに文中に「私」を挿入したり，想像力を羽ばたかせたりしたとしても事実の確認を怠らず，真偽を判別し，事実と想像を峻別し，事実と事実を結ぶ線を歴史家として着実に引いたということであろう。それは祖父母の最期について記した次の叙述にさりげなくも刻印されている。

> 「1946年，パリ。イデサもマテスも戻らなかったが，アネットはマテスの死亡について，たとえごくわずかだとしても正確な情報を得ている。言い換えれば，証人がいたのである。アウシュビッツの文脈では，個別の死（処刑，心臓へのフェノール注入，チフス，衰弱，自殺）か，ゾンダーコマンドの集団粛清（1944年11月ハイム・ヘルマンが亡くなる場合のように）が考えられる。いずれにしても，誰かが見て，誰かが聞いて，誰かが確かな内容をもたらすことができたのだ。『彼女については何もわかりませんが，何も期待できません』このまったく否定的な文からは，一つ確かなことが浮かび上がる。イデサはすぐに死んだ，ということである」[6]

ジャブロンカは収容所に到着した人々がどのような状態なのか，人間関係はどうなのかといった実態を調査でつかんでいるからこそ，このように結論づけることができた。たとえ，当時の状況に自由に想像力を羽ばたかせたとしても，起こり得る事実の可能性の範疇の中にとどめて，その枠も締めていく。この数行の中に歴史家（人文科学者）の調査と思考が凝縮されている。その合理的な推察のプロセスと目標への地道な歩みこそが歴史学の道行きであろう。読書論的には筋書きがハラハラドキドキで面白いのではなく，探求という行為自体が探偵小説や警察小説のように基本的にハラハラドキドキで知的魅力に富んでいるのである。また本書においてはあっさりと史的事実が判明する場合よりも，むしろ最後まで情報の欠落があることが幸いし

たと思われる。 歴史家が調査によって得た情報の積み重ねから当時起こり得たいくつかの可能性を様々に想像して読者に提示することで，彼の叙述は１つの家族の物語を越えて時代全体の状況まで射程を広げることになったからである。これは１つの家族や地域の歴史を世界に「開いていく」行為なのだ。その意味でも過去を多くの人々と共有するためのプラットフォームを築いたのが本書の調査執筆とその方法論であろう。

2.2 記録を残さなかった人を対象とする歴史研究

ジャブロンカの先駆として，アラン・コルバンが1998年に出版した『ルイ＝フランソワ・ピナゴの見出された世界～ある無名人の痕跡をめぐって，1798－1876』が挙げられなくてはならないだろう。コルバンはアナール学派に属し，『においの歴史～ 嗅覚と社会的想像力～』（1982）など，感性や心性の歴史について挑戦的な作品を多数記してきた。 彼は王侯貴族や軍人や政治家を中心とした政治史と異なり，無名の庶民の生を取り上げ，そこからもう一つの歴史を編み上げた。 では無名の人たちに歴史の光を当てることに意味があるのだろうか。コルバンは本書でノルマンディ地方の森に住む一人の木靴職人の人生を描くのだが，この本が挑戦的であるのは木靴職人のピナゴが日記とか発言記録と言ったようなものは何一つ残していない無名の人物だったことにある。序文でコルバンはまさにこういう人を主人公として探していたと告白しているのだ。

> 「私のねらいは史料を集め，次にピナゴの生の複数の痕跡を組み立てていく作業となるが，しかし，それらの痕跡はもともとピナゴの存在を組み立てるために存在したものではないし，そもそも誰かの存在を組み立てるための要素ですらない。要は最初から散逸していた要素（断片）で１つのジグゾーパズルを組み立てるということなのだ。そして歴史の中に呑み込まれてしまった人々，痕跡が消し去られた人々，しかし，だからといって証言をさせろと要求することもない人々について書き記すということである」[7]

コルバンは19世紀フランスの農村の文化史的な文脈を活用し，ピナゴの場合はどうだったかを様々な時期ごとに推測し，叙述した。コルバンのねらいは明白だが，しかし，無名なら誰でもよかったわけではなかっただろう。 どの地方の誰を選んで書くかで印象は大きく変わるはずだ。ルイ＝フランソワ・ピナゴが選ばれた１つの理由はピナゴの生まれた年と没した年が1798年と1876年であることではなかっただろうか。ピナゴの人生が1789年のフランス革命から1870年の第三共和政の確立にいたる激動の1世紀とほぼ重なることは，コルバンにとって魅力的な調査対象だったに違いない。パリの政治の表舞台では様々な英雄が跋扈し，王，皇帝，大統領まで華麗で毒々しい政争と喧噪に満ち溢れ，ドイツとも戦火を交えた時代である。 森に生き，読み書きのできない木靴職人にも時代の変化はひたひたと押し寄せてくる。徴兵，教育，税金，飢饉と物価高と物乞いたち，さらにはドイツ軍の侵攻と占領である。木靴を生産する職人の人生は，ピナゴの息子たちが木靴職人を継いだように，たとえ貧しくとも確かな技術を持って地域に根差し，家族とともに生きた，いわば地に足の着いた人生だった。であればこそ，喜怒哀楽はあっても確かな人間関係があるので，当時の農村の文化史的背景をおさえればピナゴの人生はコルバンにとって比較的想像しやすかっただろう。驚くべきことにコルバンは最終章で「市民権の構築」について語るのだ。ここに来て，読者はコルバンの隠れたもう１つの意図に気づくだろう。ピナゴの生きた時代は革命時代から男子普通選挙制度が導入され，さらに共和政が確立するまでの進歩派と守旧派が繰り広げる闘争の世紀だった。国民主権という革命的な政治思想や普通選挙，さらには徴兵制を農村の彼や子供たちがどう受け入れたのか。 これはまさにアナール学派が伝統にする心性の歴史研究を押し進める試みと言えよう。

> 「ルイ=フランソワは民主主義を構築する権利について人々がゆっくりと学んでいった時代を生きた。男子の普通選挙である。したがってたとえ森の脇に住まいを構えていた男だったとしても，政治の議論から排除されるいわれはないのだ」[8]

フランスにおける心性史や文化史，社会史の発展が歴史学の革新を下支えしているのだ。移民史のように，国家の枠からはみ出た人々や非正規雇用の労働者，複数のアイデンティティの保有者など，単純に１つのアイデンティティに帰属させられない人々の歴史に関して，彼らの新しい歴史学のアプローチ（「私」の援用や心性史や文化史のアプローチなど）が新たな扉を開く可能性がある。

3. 歴史学発展の触媒としての個人情報公開

3.1 冷戦終結後に公開された戦時中の官僚たちの個人情報

本章では二人の歴史家に焦点を当てる。まず一人は2003年に『政令による略奪～フランスの金融機関のアーリア化と復元 1940－1953～』を記したジャン＝マルク・ドレフュスである。「アーリア化」とは，経済の領域におけるユダヤ人排除のプロセスであり，ユダヤ人の企業や金融機関からユダヤ人を追放して非ユダヤ人に買い取らせたり，接収したり，消滅させたりした一連のナチスの政策を指す。ドレフュスは導入で「アーリア化が独立したテーマとして浮上してきたのはようやく最近の1990年代半ばのことだった。以前は「破壊」（※ショアーを指す）の発端の一つとしてしかとらえられていなかった。すなわち，ナチスがユダヤ人の殺人と移送を行う前の必要な一段階という風にである」[9]と記している。「当時（冷戦終結以前）アクセスできたアーカイブは周知のとおり，このテーマを扱うにはいかなる意味においても不十分だった」。フランスでアーリア化の実態の研究が始まるのは冷戦終結を待たなくてはならなかった。共産主義の終焉により，中欧では国に接

収された財産の返還や補償を求める運動が起き，実際に財産の返還作業が行われた。これに刺激される形でフランスでもユダヤ人の企業や財産のアーリア化への補償問題が提起されるようになった 。そうなると犠牲者の救済のためには被害の特定と証明が必要になるため，アーリア化の具体的な実態解明が歴史学に求められた。しかし，そのためにはアーカイブでの個人情報の開示が必要になる。 アーリア化がようやくアクチュアルなテーマとして前面化したのは，おそらく弁護士セルジュ・クラルスフェルトらによる一連の訴訟のおかげだろう。歴史家のアネット・ヴィヴィオルカはショアーの全貌解明に向けて，CDJC（現代ユダヤ記録センター：1943－）のすべての史料が1997年のリオネル・ジョスパン首相（当時）の政令で完全公開されたことが大きな弾みとなったことを指摘していた[10]。1997年とはヴィシー政権の官僚だったモーリス・パポンが「人道に反する罪」で告訴され，その裁判がようやく始まった年である。1997年10月にジョスパンが出した情報開示の政令の対象は1940年から45年，すなわちフランスの敗戦から第二次世界大戦終結までの政府の公文書に該当するものである。 ジョスパンが政令実施に向けて記し回覧に付したテキストには歴史への真摯さが凝縮されている。

「1940年から1945 年の間にわが国で起こった出来事の記憶を永続させることは共和国の義務です。 このためには歴史の研究が不可欠です。研究者の研究や出版物は，忘却，歴史の歪曲，記憶の改竄との闘いにおいて効果的な武器となります。したがって，それらは当時の記憶が鮮明かつ忠実に保たれることに貢献するのです。このような研究を可能になるためには，著者がその時代に関連するアーカイブに簡単にアクセスできなくてはなりません」[11]

ジョスパンは政令の精神を冒頭で記した後，年明け（1998）に施行される条文の中身に入る。

「第二次世界大戦中に作成された行政文書は，原則としてすべての人がアクセスできます。 これはアーカイブに関する1979 年 1 月 3 日の法律第 79－18 号の第 6 条に基づき，公文書は三十年の期間の保存期間満了後，自由に公開できるようになるためです」[12]

とはいえ，第7条で例外規定を定め，市民の私生活や国家安全保障や国防に関わるようなものは60年以内の公開は原則不可とされた。それでもジョスパンは研究者には例外を認めるように求めた。また情報公開申請への可否については公文書館と当該情報の所轄官庁に判断を迅速にするようにも求めたのである。

ジョスパンの政令によれば公文書の公開申請につき「科学界は特定の政権の過剰な警戒や遅さに不満を抱いている」とあり，以前から情報公開申請への省庁の回答には平均三か月を要していた。ジョスパンの政令が出るまで戦時中の公文書を秘めておきたい「特定の政権」との確執があり，1998年の政令施行後にも葛藤は継続するのである。

強制収容所に移送される前に職と財産を奪われ，人間関係を破壊され，生きる術を奪われていくプロセスはガス室での殺戮に勝るとも劣らぬ残酷さだが，ドレフュスが書いているように，人間を非人間化させるこの恐怖のプロセスには冷戦終結まではあまり光が当てられてこなかったのだ。

3.2 2008年7月のアーカイブに関する法律

もう一つの際立つ歴史書が，2011年に刊行されたローラン・ジョリーによる『L'antisémitisme de bureau（役場の反ユダヤ主義）』である。ここでの「役場」の1つは1941年3月にヴィシー政権が設立したユダヤ人問題全般を扱う警 察 部 門CGQJ（le Commissariat-Général aux Question Juives）である。もう１つは占領からほどない1940年秋に設立されたパリ警視庁ユダヤ人課である。本書にはこれらの組織にどのような幹部がいて，彼らの人事や出世のシステム，思想や価値観，命令系統はどうだったかにつき具体的に記されている。調査が可能になったのはパリ警視庁の倉庫に保管されていた個人情報を含むカードが公開されたためだ。本書の序文によると，2008年7月に制定されたアーカイブに関する法律によって国家公務員個人の情報が集められた史料にもアクセスできるようになった。ジョスパンの1997年の政令が出た後も未だ，情報を秘めておこうという力学が公文書館に残っていたため，約10年後に情報公開の対象がさらに拡大されたのである。その甲斐あって，ジョリーが手にした警察の史料は段ボール箱75箱，計2250ファイルにも上った。ジョリーによると2008年制定のアーカイブに関する法律では，基本的に誰でも情報請求をすればアクセスできるようになる画期的なものだ。しかし，やはり防衛・外交あるいはプライベートな情報などについては例外を設けてもいる。個人の医療データもそうである。

ジョリーは戦犯裁判で光を当てられたような一部のトップレベルの行政官だけでなく，末端職員に至るまでの全体に目を向けた。それまでの戦犯裁判では十分に見えなかったヴィシー政権の組織全体を内側から，そして上から下までその人間模様に着目して，彼らの論理がどういう風に構築されていったのかを探ろうとしたのである。 これはアイヒマンが抗弁したような，公務員は独裁者が決定したことを粛々と実施するだけの機械の歯車に過ぎない，という考え方とは真逆である。特にこの歴史書で興味深い点は，ユダヤ人排外政策に携わることでキャリアアップを目指した公務員や刑事たちの章（第三章：「ユダヤ人案件」でキャリアをつける）であろう。ジョリーは新たに設けられたユダヤ人取り締まりの職務をマスターすることで一定人数の役人や刑事が出世するチャンスをつかみ，昇給を得たと指摘しているのだ。たとえば，アンドレ・トゥラールはパリ警視庁内に新設された「外国人およびユダヤ人問題対策セクション」のリーダーに1942年2月に抜擢された。それまでも旅券管理なども扱うパリ警視庁第四課の課長としてユダヤ人の事案を数多く担当しており，複雑なケースにも経験を積んだ結果，その実績が買われたのである。トゥラ

ールは新たな部署に着任するにあたり，パリ警視総監に手紙を書いて責任の重さに見合う昇給を願い出た。願いは聞き入れられ，1942年7月に年収が6000フランから12000フランへと倍増されることが決定された。折しも1942年の春からユダヤ人の東部への移送が始まっていた。情報提供者などユダヤ人摘発の協力者の管理も含め，大きな負荷が部署にかかる時期に来ていた。彼はパリ近郊のユダヤ人の一斉摘発に使われたユダヤ人ファイルの作成者となった。

4. 冷戦終結とEU拡大 / 歴史家のアイデンティティの変容

4.1 ナチスの東方拡大の背景に着目 ～若いナチ・エリートたちの構想～

フランス人であっても隣国ナチスドイツの実態研究で近年注目されるのが歴史家のクリスチャン・イングラオ（1970－）である。イングラオはその著書『信じることと破壊すること～戦争機械SSの知識人たち』や『東方の約束～ナチスの希望とジェノサイド　1939－1943』で，ナチスの最も暴力が激発した東方支配（ポーランドやベラルーシ，ロシアなどを指す）にナチ・エリートたちがなぜ，いかに関与したかを探っている。イングラオの研究に加わる形で「東方構想」「ナチ・エリート」「暴力」に焦点を当てた研究は最新の大きな流れの１つとなっている。たとえば歴史家のヨハン・シャプート（1978－）やニコラ・パタン（1981－）の研究であり，文化史や人類学を交えたアプローチにより，これまでにない角度から歴史に切り込んでいるのだ。

ショアーの犠牲者（ここではユダヤ人に限る）はフランスで約8万人，オランダで約10万人だが，ポーランドでは約293万人，旧ソ連では約167万人（ウクライナやベラルーシを含む），ハンガリーでは約56万人と「東方」では段違いに多い。東方構想とはユダヤ人とスラブ系住民を殺戮し，追放した後に，マスターレイスであるアーリア人種をドイツや近隣地域から移住させ，血統的に純粋なアーリア人種の楽園を作るというものであった。

イングラオが最初に刊行したショアーの歴史書は「ディルレヴァンガー旅団」（正式名称：第36 SS武装擲弾兵師団）の実像を描いた『黒い狩人たち～ディルレヴァンガー旅団～』（2006）である。この旅団はベラルーシやポーランドなどの「東方」でユダヤ人や現地住民の虐殺を行う異色の部隊だった。ドイツ軍がソ連の赤軍と戦っている東部戦線の背後のドイツ占領地域でパルチザンを掃討する任務を請け負った師団である。 資料の入手先として，イングラオはドイツのベルリンとフライブルクに加えて，ルブリン（ポーランド），ワルシャワ，ミンスク（ベラルーシ），モスクワ，モギリョフ（ベラルーシ），ワシントンD.C.を挙げている。 冷戦終結後に旧東独，旧東欧，旧ソ連における戦犯裁判資料などが解放されたことで初めて実現できた研究である。

東方構想の実現にはおびただしい数の殺人と住民の強制移動が前提になっていた。そのためアインザッツグルッペンやゾンダーコマンドと呼ばれた殺戮を専門にする部隊が多数結成され，占領地に続々と派遣された。中でもディルレヴァンガー旅団は暴力性で知れ渡っていた。それは警察長官ヒムラ―の肝いりで組織されたこの旅団が刑務所の囚人や軍の規則違反により懲罰部隊に服役していた者の中から「狩猟能力」に長けた者だけを選抜して作られたことによる。彼らはワルシャワ蜂起の際も蜂起軍の掃討作戦に駆り出された。しかも，ほとんど無差別とも言える市民への殺人，レイプ，放火，略奪も行っており，指揮官から兵士まで飲酒は常態だった。クリストファー・ブラウニングの『普通の人びと～ホロコーストと第101警察予備大隊』が虐殺を命じられた普通の人々の心理の葛藤を描いたのに対し，イングラオは暴力的性向の部隊に関する社会人類学的な探求を行ったのである。

4.2 起点としての第一次世界大戦の読み直し

イングラオは序文で先の研究には先行研究が少なからずあることに言及し，それらを大別すれば二つになると述べた。一つ目のグループは1980年代に盛んだった「戦争の文化」というカテゴリーである。様々な戦争経験の型やそうした経験がどのように語り継がれるかという社会的環境，また，それらの解釈の伝播についてである。二つ目のグループは1980年代から90年代にかけて盛んになった研究で，戦争の核心にある「暴力行為」を丹念に記述し，分析することである。二つ目のカテゴリーの研究方法は，イングラオによれば1990年代になってようやく開花したものだ。戦争史家のジョン・キーガン（1934－2012）やヴィクター・デイヴィス・ハンソン（1953－），ステファヌ・オードワン＝ルゾー（1955－）らが先駆をなした。オードワン＝ルゾーはイングラオの学生時代の恩師に当たる歴史家で，27歳年上の歴史家ジャン＝ジャック・ベッケール（1928－2023）やその娘で歴史家のアネット・ベッケール（1953－）らと第一次世界大戦の歴史を読み直すグループを形成していた。オードワン＝ルゾーの著書には『14－18 塹壕の兵士たち』（1986）や『子供と戦争 1914－1918 』（1993）などがある。グループの長老格と思われるジャン＝ジャック・ベッケールはゲルト・クルマイヒとの共著『仏独共同通史　第一次世界大戦』や『第一次世界大戦』などを著している。ベッケールは後者の序論で第一次世界大戦が現代世界のひな型になったことに触れている。

> 「我々が生きてきた世界の大部分はこの大戦の産物であり，逆にいえば大戦は現世界の母体だったのだ。にもかかわらず，この巨大な戦いは，根本的には不可解なままだった。非常に近い文化を持った人びとが，なぜ分裂し，互いに破壊しあうほど激昂したのか？この信じがたいがなお現存する過去の探求こそが，生まれ変わった本書の根拠である」[13]

オードワン＝ルゾーはアネット・ベッケールとの共著

『第一次世界大戦を再発見する』で戦争における暴力を１つの「文化」として位置づけて分析した。ナショナリズムがどう兵士の動員に利用されたかということや，終わることのない喪の感覚を記述することなどに力を注いだのだ。史学史的に興味深いことはこの研究者のグループおいては＜責任が誰にあるか？＞を度外視する姿勢である。＜責任が誰にあるか？＞にこだわってしまえば国境で立場が分断される。加害者と被害者という二分法に立ってしまえば真実の追求はむしろ困難になると考えたのだろう。ジャン＝ジャック・ベッケールとドイツ人のゲルト・クルマイヒの共著『仏独共同通史 第一次世界大戦』もナショナリズムを越えたところから歴史を見つめようとした試みである。彼らは戦争の起源や実態を「国家」の枠組みに縛られずに検証しようとした。近代兵器としての戦車や毒ガスが登場したのは第一次世界大戦である。塹壕での持久戦，プロパガンダによる大衆動員，砲弾の破壊力の強化による負傷者の肉体の傷痕，住民の疎開など前世紀までの戦争とは様相を変えた戦争だった。彼らは第一次世界大戦において生じたこの根本的な戦争の変化こそ20世紀文明の基底を作ったと考え，第二次世界大戦も第一次世界大戦の続編だと考えた。こうした認識から，ベッケールは欧州連合の船出に向けて歴史学に新しい時代を開こうとした。

> 「ドイツの歴史家であろうとフランスの歴史家であろうと，戦争に関するアプローチは『当たり前のように国民的（一国史的）』なものであったことは言を俟たない。他者の歴史を理解しようとする用意はほとんどなかったのである。その克服のためには一種の実習のようなものが必要であった。この実習はその多くをペロンヌの大戦歴史博物館の設立に負っている。そこでは第一次大戦の歴史が国際的なチームによって『書かれ』，ともに研究し，問題をともに理解するということが習慣となった。このような戦争の歴史はもはや国民単位のものであってはならないし，またそのような一国史的枠組みは重大な誤認をもたらすことになるだろう，と考えられるようになったのである」[14]

第一次世界大戦の激戦地となった北フランス・ソンム県のペロンヌに大戦歴史博物館・研究センターが1992年に開館され，ジャン＝ジャック・ベッケールが名誉所長をつとめた。グループはこの名を取ってペロンヌ歴史博物館派と呼ばれている。欧州連合の統合が深まった時期にナショナリズムを排し，「欧州人」というカテゴリーの歴史家に彼らはなりつつあった。

ナチ・エリートの多くは第一次世界大戦のドイツの敗北の原因を「背後からドスを突き立てられた」として内側の裏切り者に求めた。それは人種に紐づけられた敵としてのユダヤ人であり，そのユダヤ人が発明したと彼らが主張する国際共産主義である。イングラオは『信じることと破壊すること』の研究の際，ナチズムの思想に染まることは第一次世界大戦で壊された世界への信念が再生されるための過程だったとの仮説を立てた。彼は指導教官オードワン＝ルゾーのアドバイスに従い，戦争と親衛隊のエリートたちの持っていた信念についての関係を調査することを決めたのである。イングラオは親衛隊情報部（SD）のマルティン・ザントベルガー，ラインハルト・ヘーン，ヴェルナー・ベスト，オットー・オーレンドルフ，フランツ・ジックスといったエリート幹部に光を当て，彼らの青春期や自己形成，敗戦後の顛末などについて群像的に記した。ここから何がわかるかと言えば，それぞれが少年時代の戦争にまつわる苦境や悲痛，恨みからナチスに傾倒していったことである。第一次世界大戦とその後の賠償金支払いやハイパーインフレーションといった次々とドイツを襲った苦難により，若者たちは「敵に囲まれている世界」という信念を持つに至った。ナチズムはレイシズムを鍵に世界を読み解く。ナチズムに影響された若者たちは，北欧（Nordic）に起源をもつゲルマン民族が世界を再生させる，という幻想を心に抱くようになり，間違った信念で敗れ果てるのである。

4.3 継続する歴史と歴史学

歴史家ヨハン・シャプートの『服従する自由』（2020）は，イングラオの研究領域をさらに第二次大戦後の世界の行方にまで広げた書である。中心はイングラオの『信じることと破壊すること』でも登場した親衛隊の大物経済官僚のラインハルト・ヘーン（Reinhard Höhn）だ。本書によると，ヘーンがナチスでトップ官僚に上り詰められたのは，ナチスが東方で占領した広大な領域を少ないドイツ人で何とか統制するための効率的なモデルを考案したからである。本部で目標を設定したらあとの細かいことは現地に大きく裁量を委ねる方式である。ナチスと言えば細かい規則だらけの命令体系に思う人もいるかもしれないが，実は極めて多様なマネージメントが現地では行われていた。ナチスドイツを急速に海外に拠点を拡大する現代のグローバル企業にたとえるなら，本部から津々浦々の現地工場あるいはローカル地域の拠点に派遣できるマネージャーの数が限られていたため，本部ではノルマだけ決めてオペレーションの大半を現地裁量に委ねたということだ。

ヘーンは敗戦後，戦犯裁判にかけられることもなく，ナチスのネットワークを頼りに地下に潜伏した。彼が再度ドイツの表社会に姿を見せたのはドイツが東西に分裂した1949年である。アデナウアー首相は同年12月31日の法律で，80万人もの旧ナチス関係者に恩赦を与えて復権させた。その後，表社会に復帰したヘーンは1953年に新しい経営を研究するシンクタンク（DVG）のディレクターに抜擢された。さらに1957年にはこのDVGが設立したドイツ版ハーバード・ビジネススクールに匹敵するエリートの経営者養成校Akademie für Führungskräfte der Wirtschaft in Bad Harzburgの校長になった。このビジネススクールはニーダーザクセン州の温泉街バートハルツブルクにあり，ドイツ企業の幹部を育成する学校である。開校からヘーンが死亡する2000年まで，ヘーンが育てた経営者は60

万人に上る。彼らの赴任先には，Aldi，BMW，Krupp，Opelなど錚々たるドイツの名門ブランドが並ぶ。ヘーンがナチ時代から確立した「権限の委譲」というコンセプトは，「バートハルツブルクのコンセプト」とされ，戦後に世界中で導入された。その効率的経営でドイツ企業は「奇跡」の発展を遂げ，ヘーンにとってはナチ時代からの仇敵だったソ連を経済の面でついに打倒したのである。そして冷戦終結後，ドイツ経済界はナチ時代に実現できなかった東欧へ，武力ではなく経済で進出していくのである。

シャプートは『服従する自由』で，現代に継承された経営効率化を提唱し推進したラインハルト・ヘーンの思想形成や歴史観を読み解いていく。戦前の日本と同様，ナチスには社会ダーウィニズムに染まった指導者が多かった。政治学者の山口定によると，人間は人種レベルでも個人レベルでも生来基本的に不平等なもので,支配者たるべき存在と劣等で奴隷たる他ない存在との間に厳然たる違いがあり，生存競争を通じて秀れた個人や人種は一層発展し，劣った個人や人種は没落するというのが『自然の法則』で『神の掟』であると彼らは考えていた。[15] ここから，社会主義や共産主義における国家による様々な統制や平等や福祉を敵視する視点が育まれる。そしてそれらを束ねているのがソ連の革命を率いた（とナチスではされていた）ユダヤ人であるとされた。

> 「国内秩序において国家はゲルマン民族を妨げ，奴隷にするものである。国家は静的であり，生命の躍動を否定する。一般的，さらには普遍的であっても，国家は特定の人（人種的アイデンティティ）に奉仕するものではなかった。国家は，人工的であり，自然を否定する。国家は生者を捕らえる死者である。
> これらすべての欠点がなかったとしても，国家はいかなる場合でも無用だろう。ゲルマン民族は，自然の法則（創造し，戦い，統治する）を尊重しながら自らを統治するすべを本能的に知っているのだ。つまり，唯一の価値のあるこの法は，市民の平和を保証し，ルールがきちんと守られているか見張っている（国家という）超越的機関の下に置かれる必要はさらさらないということである。善良な人種の人間はみな健全な精神を持ち，自然の規範を尊重し，平和が支配し，子供たちが生まれ，体は養われるのである。公的秩序はゲルマン人の身体，心，魂の間の予定調和から生まれるため，『法典』（民法と刑法）など不必要なのだ。人種的に健全なすべての人間はナチスにしかなりようがなく，結局のところ，人生それ自体の司令官である『総統』の命令に従うことしかできない」[16]

冷戦終結前後に定着した新自由主義は国境や規制をできるだけ排除し， 限りない競争を是とする点で社会ダーウィニズムに通じるものであろう。そこでは弱者が滅びることが社会の進化を促すので善なのだ。ドイツ企業は冷戦終結後に東ドイツとポーランドなどの東欧諸国へ市場と労働力の確保に武力なき進出を行った。もちろん，これを1939年のナチスの侵攻と同一視はできない。むしろＥＵ側としては市場民主主義の拡大と考えていただろう。しかし,中欧出身の人類学者アイヴァン・カルマ―が指摘するように，中欧には西欧がレイシズムを有し，中欧を植民地化しているという見方があり，ハンガリーの権威主義政権を率いるオルバーン首相の登場のように現地の民族主義を駆り立てていることは注意を要する[17]。ただし，新自由主義と社会ダーウィニズムとファシズムの関係やドイツの戦時中と現在の関係については今後精査される必要があろう。

5. まとめ

フランスのショアーの歴史学が冷戦終結後に新たな勢いを得ていることを三つの観点から見てきた。共通して言えることは，これらの歴史研究が扱うテーマが冷戦終結後に時々刻々とアクチュアルな問題として浮上してきたことであろう。世界大戦を二度経験し，今もウクライナ戦争が直撃する欧州人にとっては，戦後は戦間期だったのではないかとの疑いがあるのかもしれない。前回の大戦の帰結が何だったかは，ますます生々しいテーマとなるだろう。

謝辞

修士論文の指導および査読と口頭試問をしていただきました河原温教授（主査）と野崎歓教授（副査）に感謝します。

注

[1] イヴァン・ジャブロンカ，『私にはいなかった祖父母の歴史』（名古屋大学出版会，2017），p.84
[2] 日仏会館における講演（2019年6月24日）
Ivan Jablonka : « La création en sciences sociales »
https://www.youtube.com/watch?v=ZFwscHUY0Kc
2025年11月18日アクセス
[3] 牛島信明,『反＝ドン・キホーテ論 ~ セルバンテスの方法を求めて~ 』,弘文堂，1989，p.120
[4] Cervantes, Don Quixote, Penguin, 2003, p.25
[5] 『私にはいなかった祖父母の歴史』，p.274
[6] 同上，p.317
[7] Alan Corbin, *Le monde retourvé de Louis-François Pinago sur les traces d'un inconnu 1798-1876*, Flammarion, Paris, 1998, p.8
[8] *Le monde retourvé de Louis-François Pinago sur les traces d'un inconnu 1798-1876*, p.247
[9] Jean-MarcDreyfus, *Pillage sur ordonnances ～ Aryanisation et restitution des banques en France 1940-1953*, Fayard, Paris, 2003，p.8
[10] Annette Wieviorka, <Comprendre, témoigner, écrire>,

Nouvelles perspectives sur la Shoah（共著），2013

[11] CNRS, Circulaire du 2 octobre 1997 relative à l'accès aux archives publiques de la période 1940-1945　2024年12月11日アクセス＜https://dgdr.cnrs.fr/bo/1998/01-98/433-bo0198-cirdu02-10-97.htm＞

[12] 同

[13] ジャン＝ジャック・ベッケール，『第一次世界大戦』，（白水社，2015），p.8

[14] ジャン＝ジャック・ベッケール＆ゲルト・クルマイヒ,『仏独共同通史　第一次世界大戦（上）』，（岩波書店，2012），はじめにp. xii

[15] 山口定,『ファシズム』，（岩波書店，2006），pp.188-189

[16] Johann Chapoutot, *Libres d'obéir: Le management, du nazisme à aujourd'hui*, Gallimard, France, 2020 pp.49- 50

[17] Ivan Kalmar: The Relationship Between Europe's East and West. How Racist and How Colonial? https://www.youtube.com/watch?v=ZOOMYEFFx6o&t=1s 2025年11月20日アクセス

参考文献

〇外国語文献

S. Audoin-Rouzeau & Annette Becker, *14−18 retrouver la Guerre*, Gallimard, Paris, 2000

J. Chapoutot, *Libres d'obéir: Le management, du nazisme à aujourd'hui*, France, 2020

J. Chapoutot, *La révolution culturelle nazie*, Galimmard, Paris, 2017

A. Corbin, *Le monde retourvé de Louis-François Pinagot sur les traces d'un inconnu 1798-1876*, Flammarion, Paris, 1998

J.Dreyfus, *Pillage sur ordonnances ～Aryanisation et restitution des banques en France 1940-1953*, Fayard, Paris, 2003

C.Ingrao, *Believe & Destroy～Intellectuals in the SS war machine ～*, Polity, Cambridge, 2015

C. Ingrao, *Les chasseurs noirs～La brigade Dirlewanger*, Perrin, Paris, 2009

C. Ingrao, *The promise of the east ～Nazi hope and genocide 1939-43*, Polity, Cambridge, 2019

J. Laurent, *L'antisémitisme de bureau*, Grasset, Paris, 2011

N. Patin, *La Catastrophe Allemande 1914-1945*, Fayard, Paris, 2014

N. Patin, *Krüger: Un bourreau ordinaire*, Fayard ,Paris, 2017

〇日本語文献

アドルノ ＆ ホルクハイマー，『啓蒙の弁証法～哲学的断想～』，岩波書店，2007

アンリ・ルソー，『過去と向き合う～現代の記憶についての試論～』，吉田書店，2016

イヴァン・ジャブロンカ，『私にはいなかった祖父母の歴史』，名古屋大学出版会，2017

牛島信明，『反=ドン・キホーテ論: セルバンテスの方法を求めて』，弘文堂，1989

小倉孝誠，『歴史をどう語るか～近現代フランス，文学と歴史学の対話～』，法政大学出版局，2021

川上勉，『ヴィシー政府と「国民革命」』，藤原書店，2001

クリストファー・ブラウニング，『普通の人びと～ホロコーストと第101警察予備大隊』，筑摩書房，2019

ジャン＝ジャック・ベッケール＆ゲルト・クルマイヒ，『仏独共同通史　第一次世界大戦』（上下），岩波書店，2012

ジャン＝ジャック・ベッケール，『第一次世界大戦』，白水社，2015

フランツ・ノイマン，『ビヒモス～ナチズムの構造と実際～1933－1944～』，みすず書房，1963

ラウル・ヒルバーグ，『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅』（上下），柏書房，2016

ロバート・O・パクストン，『ヴィシー時代のフランス～対独協力と国民革命　1940－1944』，柏書房，2004

山口定，『ファシズム』，岩波書店，2006

渡辺和行，『ホロコーストのフランス　歴史と記憶』，人文書院，1998

渡辺和行，『近代フランスの歴史学と歴史家』，ミネルヴァ書房，2009

地域社会における日本語学習支援活動者の意識に関する研究
― 神戸市と吹田市のボランティア団体を通して ―

森山 孝子†

Research on the reflections of Japanese study support volunteers in Kobe City and Suita City

Takako Moriyama

はじめに

1990年代以降，日本における在留外国人の増加に伴い，多文化共生社会の実現のためにも在留外国人の日本語習得が大きな課題である。その在留外国人への日本語学習支援活動においては，地域のボランティアの役割が重要となっている。

筆者は2010年に神戸のNPO法人「実用日本語教育推進協会（THANK's)」の「日本語ボランティア養成講座」を受講したのがきっかけで日本語教育に関わっている。THANK'sではいわゆる伝統的な文型積み上げ型の教授法で地域の在留外国人に日本語の学習支援活動を行っているが，地域における在留外国人は生活に必要な日本語力を身につけることが重要課題だと思われる。

そこで，地域における日本語学習支援活動の文型習得と対話活動の関連性を調べるために，教授法が違う2つ団体のテキストやボランティア意識を調査した。そして，双方の同意点と相違点を整理することによって，地域のボランティアの日本語学習支援活動の今後の課題及び，よりよい方向性を探りたい。

1.「多文化共生社会における日本語教育」

1.1 国内の日本語教育の現状

令和元年（2019）末に293万3,137人まで増加していた在留外国人数はコロナ感染拡大などの影響により，令和2年（2020）末は288万7,116人（前年末比4万6021人，1.6%減少）に，令和3年（2021）末は276万635人（前年末比12万6,481人，4.4%減少）になった。しかし，令和4年（2022）末の在留外国人数は307万5,213人（前年末比31万4,578人，11.4%増加）で，過去最高を更新し，初めて300万人を超えた。（出入国在留管理庁，2023a.3.24.）

そこで，「国内の日本語教育の概要」（文化庁国語課，2021）をみてみると，表1-2.「国内 日本語機関・施設等数/教師数/日本語学習者数」で示されている通り，2021年度11 月現在，国内における日本語教育実施期間・施設等数は2,541，日本語教師等の数は 39,241 人，日本語学習数数は123,408人となっている。

統計の結果から，機関・施設等数も教師数においても任意団体等は法務省機関に次ぐ2位の位置を占めており，在留外国人支援において重要であることがわかる。特に，職務別でボランティアによる数がトップであることは，やはり日本語学習支援活動において，彼らの役割が重要である事を証明している。

1.2「多文化共生」社会に向けて

「地域における多文化共生推進プランについて」（総務省，2006）によると，「多文化共生」に関しては「国籍や民族などの異なる人々が，互いの文化的違いを認め合い，対等な関係を築こうとしている。さらに，「多文化共生の推進に関する研究会報告書（改訂)」（総務省，2020）によると，「地域における多文化共生の意義を①コミュニケーション支援（地域における情報の多言語化，日本語及び日本社会に関する学習支援)，②生活支援（居住，教育，環境，医療・保健・福祉，防災等)，③多文化共生の地域づくり（地域社会に対する意識啓発，外国人住民の自立と社会参画）及び④推進体制の整備について」（p.5）と具体的な施策で示されている。上記のように，外国人の自立と社会参加による「多文化共生社会」の地域づくりを目指すためにも，地域における在留外国人への日本語学習支援が重要であると言える。

1.3 生活者としての日本語教育

地域における在留外国人の日本語能力に関して，『「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について』（文化審議会国語分科会，2022）に

†2023年度修了（人文学プログラム）

おいては，その目的及び目標に関して以下のように定義されている。

> 目的としては 言語・文化の相互尊重を前提としながら，生活者としての外国人が日本語で意思疎通を図り生活できるようになること，目標としては日本語を使って，健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること，日本語を使って，自立した生活を送ることができるようにすること，日本語を使って，相互理解を図り，社会の一員として生活を送ることができるようにすること，日本語を使って，文化的な生活を送ることができるようにすること。（p.11）

なお，生活者としての外国人が自立した言語使用者として日本で生活していく上で必要となる日本語能力は概ねB1レベル（表1-3.「日本語教育参照枠」）と指摘されている。（北村，2022）

2. 地域社会における日本語学習支援活動の4つの観点

2.1 第二言語習得のメカニズム

地域における日本語学習支援活動の4つの観点（「文型習得」「自己表現活動」「対話型活動」「自己主導型学習」）を考察するに当たり，その基本となる第二言語習得のメカニズムを明らかにする。

白井（2008）は，母語のほとんどの知識が無意識的な暗黙的知識であるのに対して，第二言語習得は意識的に学習され，明示的知識が多かれ少なかれ関わってくるという「言語知識の質」に注目し，第一言語（L1）と第二言語（L2）は根本的に違いがあると述べた。

> 子どもの母語習得は大体において「習得」，つまり無意識的におこるものであり，そこには意識的「学習」の占める割合は非常に少ないということです。それに対して，大人の第二言語習得には，かなり意識的「学習」の占める割合が増えてきます。（中略）第一言語と第二言語習得の根本的違いの一つは，言語知識の質だと言えます。母語はほとんどの知識が無意識な暗示的な知識なのに対して，第二言語習得は，意識的に学習された明示的知識が多かれ少なかれ関わってくるということです。（pp.109-111）

従って，第二言語習得のためには，明示的知識による「文型習得型」学習法が4つの観点の基本的なものだと言える。

2.2「文型習得型」の学習法

「文型習得型」の学習法として，「文型積み上げ型」の教師指導型教授における「教える―教えられる」の関係について考察する。

許（2011）によると，「教えられる」人は「教える」行為の対象であり，個々に「教える」行為は必然的に「教えられる」対象を伴うとしている。「教える」者は，「教えられる」者に対し発言することによって，自らを「教える」者にし，相手を「教えられる」者にする。言語規則の共有には相手にそれを「教える」一方，「教えられる」者との合意に達する必要がある。このような「教えられる」者の能動性を前提とする「教える―教えられる」関係を「教える―学ぶ」と捉える。

地域日本語学習支援活動においても，「教える―学ぶ」の「学び合い」の構築，すなわち，学習支援活動は単なる外国人に日本語を教えるだけの活動に留まることなく，日本語を通して様々な言語や文化的背景を持つ人々のコミュニケーションによる「学びの場」と捉えることが重要であろう。

2.3「自己表現活動」の学習法

キューや例文を使って「文型習得」学習を重ねることにより，学習者は最終的に自己表現ができることが目標である。

> ナラティブというマスターテクストがユニット授業の流れとその中で授業＝学習の活動や学習者自身による学習などの全ての基盤になっているところから，このような方法をマスターテクスト・アプローチと呼んでいる。そして，その基礎日本語教育全体の教育方法としては，自己表現中心のマスターテクスト・アプローチ，略してSMTアプローチ（self expression-based master text approach）となる。（西口，2015. pp.117-118）

このアプローチでは，学習者が教科書の様々なテーマについて自分のことについて話すことを自己表現活動と呼んでいる。この活動において，学習者は無自覚的に，あるいは意識的に表現者としての自分自身と向き合う経験をすることになる。学習過程において表現のためにことばやフレーズについて探したり，教師に尋ねたりということもあるが，そういう日本語の学習だけが行われるのではなく，コミュニケーション活動において，学習者は自分自身のことが日本語で伝えられることが優先課題といえる。そして，学習者は支援者に対して自身の経験や家族のことなどに関して話をするときはリラックスして，表情も和む感じがする。従って，マスターテクスト・アプローチによる自己表現活動においては，自然な日本語で物語を語るようにナラティブに話ができるようになるのではないだろうか。

2.4「課題遂行型」の学習法

2.4.1 ことばのジャンルと言語的交通

「課題遂行型」の学習法を考察するに当たり，バフチンの“ことばのジャンル”に対して，西口（2015）は次のように述べている。

> ことばのジャンルに基づく言語習得あるいはイデオロギー的形式という観点の一方で，第二言語習得は発達においては，言語事項の習得を伴うパフォーマンスの向上が求められる。対話的な脈洛でヒューリスティック[1)]に学習者本人によって援用されたり，講師によって補充されたりするリソースである言葉遣いは，ことばのジャンルに基づく言語習得観と，具体的な語の文

法的な構成体の習得やその補強を伴うL2習得現象を架橋するキー概念となる。(pp.29-30)

さらに，西口（2015）は“言語的交通”に関して，次のように述べている。

人と人との実際の対面的コミュニケーションは，当事者たちの生の営み（生産活動や生活活動）の基盤とその上での具体的な接触があってこそ営まれる。そこで，取り交わされる発話は，そのような基盤と具体的な接触の上に行われることばの行為（verbal act）である。ここでは，人と人が出会ってことばを交わしながら交流するそうした活動を一般的に“社会的交通”と呼んでいる。どのような社会的交通も，いうまでもなく，具体的で個別的で唯一である。同じ社会的交通というものはない。言語現象に関するバフチンの関心は，そのような社会的交通やそこで交わされる発話に向けられている。(p.100)

つまり，バフチンによると，発話による人間の言語活動はすべての活動領域と連携しており，“ことばのジャンル”と言われるものである。このことばのジャンルによる日常的な相互行為 は“社会的交通”と言われ，対話原理に基づくコミュニケーションによるものである。これはことばのジャンルを基にして発話の構築法を習うことであり，このような言語習得観から，単語や文法などの言語事項は言葉遣いに織り込まれた要素として習得されるとしている。

2.4.2 対話型活動

単語や文型などから自由会話へ発展させていく「文型積み上げ型」に対して，対話原理に基づくコミュニケーションから言語習得を目指す「対話型活動」に関して考察する。

澤田（2022）よると，会話とはライフスタイルや価値観が近い親しい人同士のおしゃべりや常会話のことで，対話とは1対1が原則で，相手に寄り添いながら，相手のことを知り，相互理解が目的のおしゃべりのことだという。

ここでいう「対話」とは単なる「おしゃべり」ではなくて，日本語教育を意識した会話のやり取りということであり，その対話活動が成立するためには，お互いに相手の話に謙虚に向き合う姿勢がなければ成り立たないと指摘されている。(フレイレ，2018)

対話は人と人がお互いに出会い，お互いの知恵を共有するような行為だから，どちらか一方が謙虚さを持たなければ，対話として成立しない。(p.176)

日本語習得環境としての地域日本語教室で，学習支援者と学習者は相互学習を構築させていく過程において対話型活動が重要であると考えられる。つまり，学習者は学習支援者に寄り添ってもらいながら，実際に話す体験を積み重ねることで，コミュニケーション能力が身についていく。そのためには，支援者もある程度の日本語教育のスキルと対話をつくり出していく話題作りのネタ（おしゃべりのたね）などに，常にアンテナを張っていることが大切だと言えるだろう。

2.5「自己主導型」の学習法

2.5.1 言語学習におけるアドバイジングの価値

日本語学習法における最新の教授法として「自己主導型，自律型学習法」について考察する。

言語学習におけるアドバイジングの価値に関して，加藤/マイナード（2022）は「言語学習におけるアドバイジングとは，学習者が効果的で意識的で内省的な言語学習者になるのをサポートするプロセスのことです。アドバイザーと学習者の間の対話は，学習者の振り返りを促進するプロセスの要です。」(p.3) と述べている。

また，加藤/マイナード（2022）はアドバイジングの捉え方に関して，モッツォン・マクフィアソンを引用して，次のように述べている。

アドバイジングの捉え方は，学習者主体の自律的な言語教育に加えて，ヒューマニスティックカウンセリングやライフコーチングにも通ずるものがあります。（中略）コーチングやチュータリングが文法や発音に関する知識といった学習能力の熟達に焦点を当てるのに対し，アドバイジングは，言語学習に関して学習者が重要だと考えることを見極め，焦点を当てそして達成することを支援するために学習者と共に取り組むことに焦点を当てます。(pp.3-4)

このように，「自己主導型」学習はカリキュラムが決まっている日本語学校などではなくて，地域の日本語教室においては有効な学習の方法だと考えられる。しかし，ゼロ初級やまだコミュニケーションが成り立ちにくい初級前半の学習者に対して，有効性があるのだろうか。そこで，今回のインタビュー調査においては学習者の学習における自律面に焦点を当てることにした。

2.5.2 リフレクション（振り返り）を促進する対話と自己主導型学習

加藤/マイナード（2022）はマクギル・ビーチを引用して，「意図的な対話は人々の間で自然に生じる通常の対話とは異なるもので，効果的な振り返りによる学習には，意図的な対話が必須であります。（中略）そして，言語学習におけるアドバイジングの分野では，学習者とアドバイザーの間の対話は，より深い振り返りを促進するためにも意図的に構成される必要があります」。(p.9) と指摘している。

確かに，レッスン後の振り返りを通して，学習者もアドバイザーも授業の良かった点や改善点を多く見つけ出すことによって，次のレッスがよりよいものへと繋がってい

[1] ヒューリスティックとは，思考における簡便で直感的な方略をさす。(現代心理学辞典，Japan knowledge　Lib)［筆者注］

く。そして，毎回のレッスンの振り返りを記録として残しておくことによって，双方の気づきの促進が体系化されいくだろう。アドバイジングを行うことで，ボランティアと学習者双方が，現在の状況，これから先の到達目標を共有でき，学習を続ける中で原点を振り返る時のよりどころが出来るだろう。そこから修正したり，変更したりしながら学習を支援していくことが，地域社会におけるボランティアの大きな役割であり，ボランティアだからこそできることではないだろうか。

3. 日本語学習支援活動に関するボランティアの意識

3.1 ボランティアの意識に関する先行研究

地域社会における日本語学習支援活動に欠かせないボランティアが，どのような意識で日本語学習支援活動を行っているのかのインタビュー調査の項目を考える上で参考にするため，先行研究を調べた。

新庄（2008）はアンケート調査[2)]から，「ボランティア市民は，なぜ地域日本語活動に参加したのか。」（p.88）という参加の動機に関して，「海外での経験」を挙げている。自分が海外で「外国人」として生活していたときにホスト住民から受けた「恩」を同じように日本社会における「外国人」に返すことで，かつての恩人に「恩返し」をしたいという「『恩』返しの循環」（新庄/西口，2007）の意識である。

次に，「国際交流・支援への興味や関心」には，「異文化に対する関心，興味が強いこと」つまり，外国や外国人との接触を基本的な関心事とし，日本語ボランティアという手段を用いて，自分の興味や関心と広く深くつながろうとしている姿が窺える。（新庄，2008）

さらに，「地域日本語教育」に関わる人々の活動を形作る意識とビリーフ」に関して，星（2015）は日本語教授型，交流型のいずれか，もしくはその両方の活動を行っている方々に協力を求め，インタビュー調査[3)]を行った。その結果，ボランティアの活動の中心はことばや人とのつながりに関する体験を元に，外国人の日本での立場に思いを寄せ始め，原動力となる喜びを見出し，外国人と直接向き合い活動の内容や方法を試行していく日本語支援の『活動の構造化』が示された。その場には，「人とつながる文脈」「ことばの文脈」「ボランティア文脈」という3つの文脈があること，そして，その『活動の構造化』を支え，モニターし，発展させていくためのものとして『過去リソース』と『外部リソース』の2つが存在し『日本語支援活動の構造化』のためのリソースとなっていると述べている。この星（2015）の先行研究が，筆者のインタビュー調査の結果図を作成する上で，非常に参考になった。

4.「文型積み上げ型（構造シラバス）」と「対話型活動（話題シラバス）」による学習支援活動

4.1「文型積み上げ型[A]」（THANK's）と「対話型活動[B]」（SIFA）のテキスト

これまで述べた通り，日本語教育の方法には大きく分けて4通りあるが，今回は「文型積み上げ型」のテキスト（以下[A]と略記）を使っているボランテイア団体と，「対話型」のテキスト（以下[B]と略記）を使っているボランテイア団体を調査した。前者として神戸市のTHANK's，後者として吹田市交際交流協会SIFAに協力していただいた。

THANK'sのテキスト[A]は『初級会話テキスト』（9か国語版）（2017）の他に『指導書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ』（2020）があり，初歩のボランティアでも教えやすいように文型習得のためのキューや例文及びモデル会話が編集されている。

一方，SIFAは文化庁委託事業として，日本語交流活動教材『にこにこ』（2015）及び『はじめてのにこにこ』（2017）[B][を作成した。これらはユニットごとに話題シラバスで構成されており，日本語交流を通して吹田市で暮らす外国人と日本人の豊かな関係を構築させることを願って作成されている。

両方のテキストを比較してみると，[A]のテキストは文型の例文はわかりやすいし，「文型積み上げ型」の「キュー」による代入練習，変換練習，質疑応答練習などで文型の定着は図りやすい。しかし，その文型を使用した会話文ではストーリー性が少ないため，文型を使用する背景がわかりにくい。従って，学習者は代入練習や変換練習はできても，自由会話になると誤用が多くなったり，支援者との会話が続きにくかったりするのではないかと考えられる。

一方，[B]のテキストでは，話題シラバスでストーリー性がある文章の中で文型が使用されているため，その文型を使用する背景はわかりやすい。しかし，文型や助詞などの規則性に関してはさらに練習をしないと，学習者は定着が難しいと思われる。また，ストーリー性がある文章を学習者がどの程度覚えて，自己表現へと発展できるかが問題と思われる。

そこで，テキスト[A]使用している団体のボランティアとテキスト[B]を使用している団体のボランテイアに，インタビュー調査を依頼して，2つの団体のボランティアの方々の意識に関する同意点と相違点を調査することにした。

---

2) アンケート調査は，第1回目として2006年6月，第2回目として2007年2月に行った。第1回目は20名分（回収率95.2%），第2回目は17名分（回収率81.0%）であった。対象者は，2006年5月から活動を開始した「X会」というグループで，日本語学習支援活動を主な活動として，Z大学の外国人研究者やその家族と交流する仲間の会である。

3) 2011年11月から2013年12月にかけて，日本語支援活動に関するボランティア活動者9名を対象に調査を行った。

4.2 THANK'sのボランティアへのインタビュー調査

NPO法人　実用日本語教育推進協会（THANK's）は2005年に当時日本語講師だった女性7名が立ち上げたボランティア団体で，阪神地域を中心に外国人が効率的に日本語を学習できるように，また日本語を効果的に教えられるボランティアを養成することを目的としている。さらに，日本語を通して在住外国人との交流事業を行い国際交流全般にも寄与することも目指している。THANK'sのインタビュー調査対象者を「表1」にまとめた。

インタビュー調査は調査対象者に同意書に署名を得てから，全員Zoomによるオンラインで施した。調査事項に関しては，1）ボランティアを始めた時期及びその動機，2）日本語の「文型習得」，3）学習者自身のことを話してもらう「自己表現」，4）学習者と支援者の「対話型活動」，5）学習者に自律性を促す「自己主導型」，6）「文型積み上げ型」の学習ついて，の6項目とその他である。なお，2）～5）のテーマに関してはそれぞれ①支援者のやりがい・達成感，②支援者の楽しさ・嬉しさ・おもしろさ，③支援者の難しさ・負担感・不安感の意識調査を行った。

表１「[A] のインタビュー調査対象者」（2023.6 ～ 8）

	年代・性別・経験年数	動機・きっかけ	日本語支援活動
I.M.さん	40 歳代女性 約５か月	元小中学生の塾の英語教師、現在は学校給食の栄養教諭。外国人、交流、ボランティアでTHANK'sのホームページを検索した。	THANK'sのボランティア養成講座受講後、インストラクターとして活動。
N.T.さん	30 歳代後半女性 約3年	3人の子育て中であるが、一番下の子どもが幼稚園に入園して午前中の時間ができた。	大学・大学院で日本語教育専攻、大学院時代日本語非常勤講師の経験あり。
Y.Y.さん	50 歳代女性 約1年半	ホストファミリーとして、外国の高校生を1年間預かった時に、日本語のことを知らないことに気づいた。	日本語教育の能力試験合格。日本語学校の非常勤講師。
O.M.さん	60 歳代男性 約5年半	会社を定年退職後、言語関係に興味があり、外国人と接することがしたいと思った。	日本語能力試験合格。取り出し授業担当。
Y.M.さん	70 歳代女性 約5年	知人の紹介で THANK'sの団体のことを知り、外国人に日本語を教えることにも興味があった。	THANK'sのボランティア養成講座受講後、インストラクター。他に神戸の2団体でもボランティア活動。
F.S.さん	70 歳代男性 約 10 年	会社を定年退職後、元上司の関係でインドで日本語学校設立の話があったが実行せず、奥さんの薦めもあって日本語学習支援活動を開始。	THANK'sのボランティア養成講座受講後、インストラクターとして活動。

4.3 SIFAのボランティアへのインタビュー調査

1991年に財団法人吹田市国際交流協会が設立し，2013年からは公益財団法人吹田市国際交流協会に移行している。日本語学習支援事業としては，講師による日本語1・2（入門・初級クラス）と使える日本語（中級クラス）及び，ボランティアによる日本語交流活動がある。ボランティアによる活動では，日本語での交流活動を通して，外国人と日本人が共に学び，相互理解を深めることを目的としている。そこでは，1対1でのペアやグループ学習など多様なクラスがあり，ボランティアの自主的な活動を支援している。SIFAのインタビュー調査対象者を「表2」にまとめた。

表２「[B] のインタビュー調査対象者」（2023.7）

名前	年代・性別 経験年数	動機・きっかけ	日本語支援活動
S.T.さん	20 歳代前半女性 約４か月	人間科学部専攻の大学生で、卒論のテーマが日本語教育。	大学４年生で来春から、企業に就職内定。
U.T.さん	40 歳前半女性 約2年	コンビニでアルバイト定員をしている時に、外国人の顧客の日本語の上達に関心したこと。	420 時間の日本語教育養成講座受講中。
H.M.さん	60 歳代前半男性 約2年	会社を定年退職後、海外移住も視野に入れて、日本語教育に関心があったこと。	420 時間の日本語教育養成講座終了後、日本語学校の非常勤講師。
E.K.さん	60 歳代女性 約7年	元高校の英語教師。定年退職後、ボランティアで日本語支援が有意義だと思ったこと。	特に日本語教育の資格はないが、「にこにこ」の立ち上げメンバー。
E.M.さん	60 歳後半男性 約２年	若い頃に台湾駐在をした時に、よくしてもらった思いがあり、会社を定年退職後、「恩返しの循環」。	日本語能力試験合格。420 時間の日本語教育養成講座を受講中。
M.K.さん	７０歳代後半 約7年	50歳代から日本語のボランティア活動をしており、日本語なら外国人に教えられると思ったこと。	「にこにこ」の立ち上げ時のメンバー。「にこにこ」の作成者、澤田幸子さんをご存知。

インタビュー調査はTHANK'sの場合と同じく調査対象者に同意書に署名を得てから，1名は対面で，5名はZoomによるオンラインで実施した。調査項目としては，1）～5）まではTHANK'sの調査項目と同様で，6）「対話型活動」の6項目とその他が異なる。そして，2）～5）の項目においてもTHANK'sの調査項目と同様に①～③の意識調査を行った。

5. 考察

5.1「文型積み上げ型[A]」と「対話型活動[B]」におけるボランティアの意識の結果図

「文型積み上げ型[A]」と「対話型活動[B]」のテキストを使用して日本語学習支援活動を行っているボランティアの意識に関するインタビュー調査をした結果を図に表わした。（図1．図2）

インタビュー調査の4つのテーマ「文型習得学習」「対話型活動」「自己表現活動」「自己主導型学習」を中心にして，ボランテイア意識のプラス面（楽しさ・嬉しさ・面白さ）とマイナス面（難しさ・負担・不安感）に繋がる項目を列挙した。その項目に関しては，[A]と[B]の団体のボランティア経験年数（1年未満・1年から5年・5年以上）によって，色別して表記した。そして，プラス面とマイナス面からの意識の到達項目とその流れを明らかにすると共に，[A]と[B]の団体の4つのテーマの流れをストーリーラインとした。

さらに，日本語学習支援のアプローチが違う[A]と[B]のボアンティアの意識に関する結果図を基にして，「地域社会における日本語学習支援活動者の意識に関する結果図」（図3）を作成した。

[A]と[B]の団体のボランティアの意識から具体的な項目を列挙することによって，3つの概念「知的好奇心や知的情報への関心」「ボランティア精神」「日本語教育及び指導法の向上心」を中心にした。そして，それぞれの概念からボランティアの総合的な意識を明記して，到達目標項目に繋げた。さらに，ボランティア意識の到達目標項目への補佐的な項目も明記して，それらの流れを矢印で示した。

6. 結論

6.1 テキストの違いによるボランティアの意識

文型積み上げ型[A]と対話型活動[B]のテキストによるボランティアの意識における4つの「概念」（文型習得学習・自己表現活動・対話型活動・自己主導型学習）のストーリーラインには差異が見られる。しかし，双方とも学習者が文型習得や学習支援者の説明を理解して課題ができたという上達が見られると，ボランティアも嬉しかったり，楽しかったりして，それがボランティアの達成感にも繋がっている。ただし，この学習者が「わかった」段階と「できた」熟達度の認識には，両方のボランティアとも，1年未満のボランテイアと5年前後のボランティアではボランティア経験年数によって意識の差が見られる。さらに，[A]の5年以上のボランティアによると，学習者の熟達には「大量練習」が必要だと，[B]の初級前半を教えているボランティアによると，「対話型活動」のテキストにおいても練習の「積み上げ」が大切だと認識している。この点に関して，特に初級前半レベルでは，学習者の「自己主導型学習」を重んじるというよりは日本語学習に必要な語彙や文型を「大量練習」して「積み上げ」ていくという姿勢が重要かと思われる。ただし，学習者の間違いに関して，特に[A]のボランティアが指摘しているように，ボランティアがすぐに正解を言ってしまうのではなくて，学習者が自ら間違いに気が付いて正しい答えが導けるように指導するというアドバイジングの姿勢が重要視される。

ところで，両方のテキストによるボランティアともボランティア経験の年数に関わらず，「自己表現活動」や「対話型活動」において，学習者の出身国の文化や習慣などの知らなかったことやリアルな情報及び，日本と世界の国々との違いなどの知的情報が得られることが日本語学習支援活動のやりがい，達成感に繋がると指摘している。このことは，いわゆる専門学校や日本語学校で，カリキュラムが組まれて学習している日本語学習者への日本語教育とは異なることであり，地域社会における日本語学習支援者ゆえに得られる意識だと言えるだろう。そして，そのために，[A]のボランティアは日常的に社会の情勢や話題などにアンテナを張って「対話型活動」が楽しくできるようにすること，[B]のボランテイアはテーマに沿った話題が発展していくように進めていくことが必要で大切だと指摘している。これらは，まさに学習支援者の「学びの構築」であり，学習者とボランティア双方の協働学習と言われるものであろう。

アプローチが違う[A]や[B]のテキストを使用した日本語学習支援活動において，「文型習得学習」や「対話型活動」の概念に関しては，確かにテキストの違いによるボランティアの意識の違いがあり，コアとなる4つのテーマのストーリーラインにも違いが見られる。他方，学習者の学習の上達に関してや，「自己表現活動」及び「対話型活動」における学習者からの情報や知識の習得に関しては，テキストの違いというよりは日本語学習支援のボランティア意識によるものと思われる。つまり，地域社会の日本語学習支援活動におけるテキストに関して，ボランティアはいわゆる「テキストを教える」ではなくて「テキストで教える」ということが大切だと言えるだろう。

6.2 課題と今後の展望

本研究においては，アプローチが違うテキストを使用して地域社会の在留外国人に日本語学習支援活動を行っている2つのボランティア団体を通して，学習支援者としてのボランティアの意識の類似点や相違点を研究した。2つの

図１「文型積み上げ型（A）におけるボランティアの意識」（ボランティア経験が１年未満＝オレンジ １年～５年＝緑 ５年以上＝青）

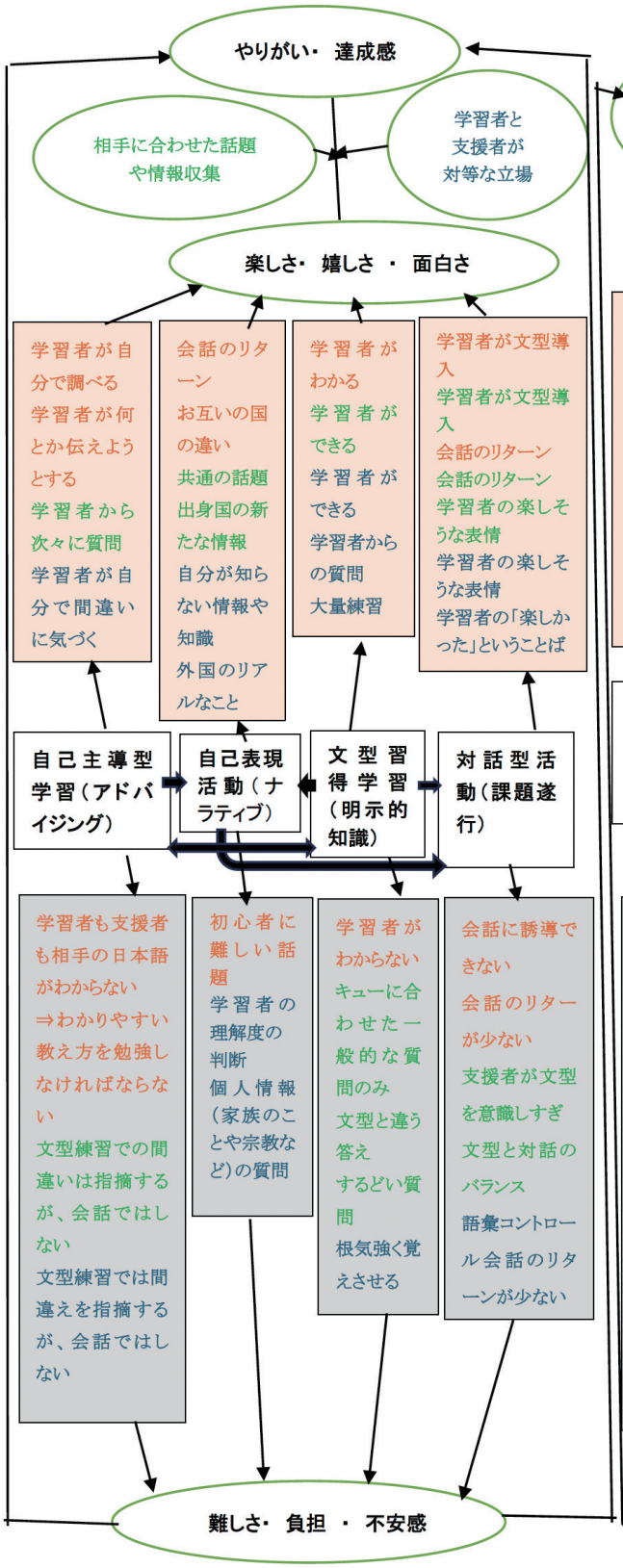

図２「対話型活動（B）におけるボランティアの意識」（ボランティア経験が１年未満＝オレンジ １年～５年＝緑 ５年以上＝青）

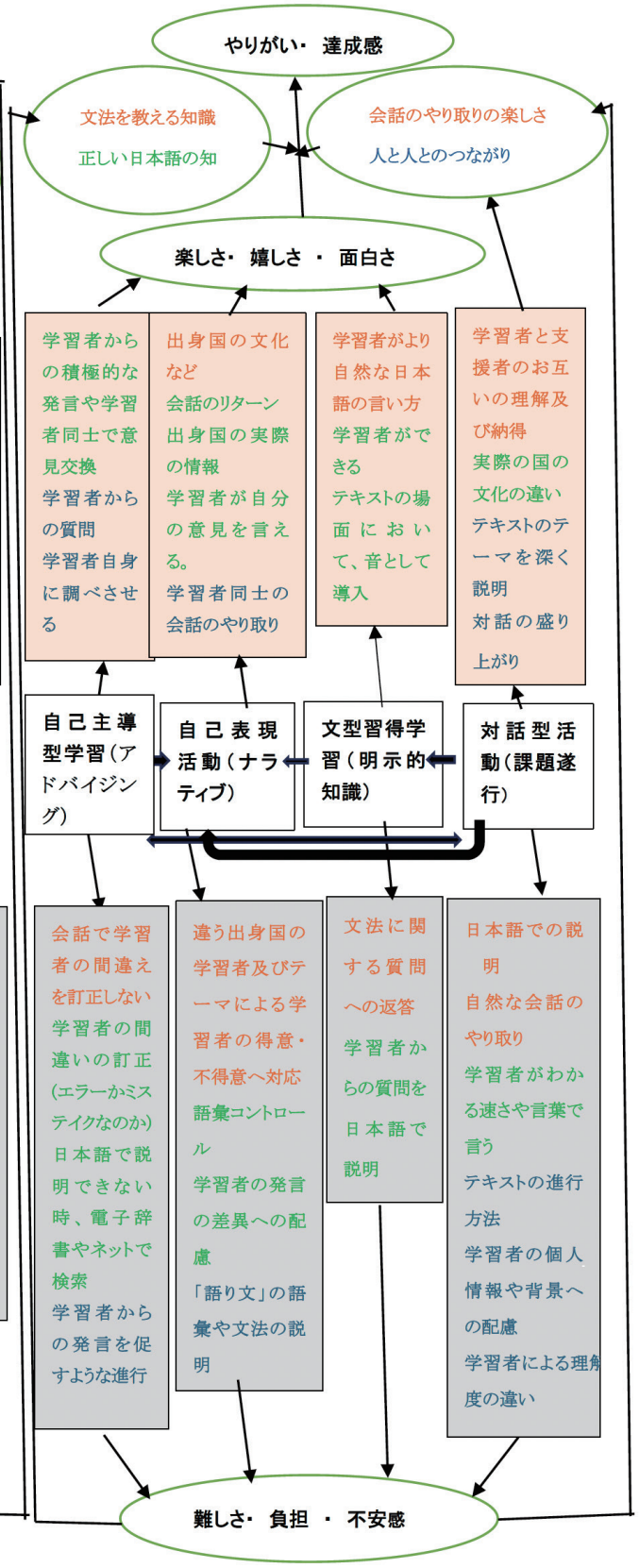

図３「域社会における日本語学習支援活動者の意識に関する結果図」

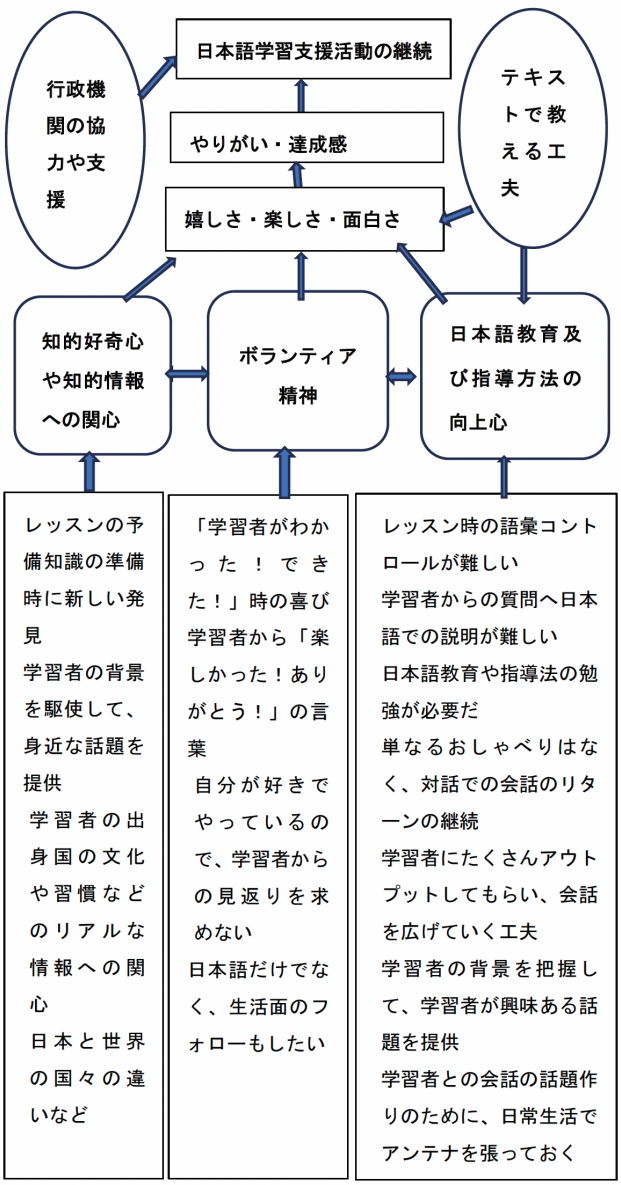

テキストの違いによって，ボランティアの学習支援活動におけるマイナス面として「難しさ・負担・不安感」には確かに相違点が見られた。一方，プラス面として「楽しさ・嬉しさ・面白さ」において，双方のボランティアの意識には類似点が多くみられ，それらが学習支援活動の「やりがい・達成感」に繋がっていることがわかった。さらに，マイナス面としての意識もボランティアの課題修正や向上心などの意識によってはプラス面に繋がっていく可能性がある。つまり，双方の団体ともボランティア経験年数の差によって，「難しさ・負担・不安感」や「やりがい・達成感」などの意識に差が見られたものの，それに対する課題の克服や学習支援面の向上においては両団体のボランティアともそれぞれに提案されている。結局，これらはボランテイアが学習支援を継続していく上で大きな力となり，いわゆる学習支援者と学習者の双方の「学び合いの構築」となるものであろう。

地域社会における日本語学習支援活動においては，在留外国人が多文化共生社会において自立した生活が行われるための日本語学習支援活動が重要な課題である。従って，ボランティアの学習支援活動においては，彼ら自身が何よりも「楽しさ・嬉しさ・面白さ」を多く感じ，そしてそれらが「やりがい・達成感」に繋がることによって学習支援活動が継続されることが最大のポイントであろう。そのためには，学習支援者と学習者の双方の「学び合いの構築」はもちろん，地域社会の行政の協力も必要とされるであろう。

謝辞

本研究におきましては，放送大学大学院人文プログラムの研究指導責任者の大橋理枝教授のご指導はもとより，公益財団法人吹田国際交流協会作成の日本語交流活動教材『はじめてのにこにこ』＆『にこにこ』のテキスト作成の一員の澤田幸子様に大変お世話になりました。また，NPO法人実用日本語教育推進協会と，『はじめてのにこにこ』と『にこにこ』のボランティアの12名の方々にもインタビュー調査に際して，ご協力をいただきました。ここに，厚くお礼申し上げます。

＜引用文献＞

加藤聡子/マイナード，ジョー（2022）「研究からの示唆アドバイジングとは」（義永美央子/加藤聡子監訳 他）『リフレクティブダイアローグ：学習者オートノミーを育む言語学習アドバイジング』大阪大学出版

北村裕人（2022）「国内の日本語教育の動向」『兵庫県地域日本語教育シンポジウム2022.8.2』配布資料，文化庁国語課　地域日本語教育推進室，（公財）兵庫県交際交流協会（HIA）

許之威（2011）「なぜ，日本語を『教え』てはいけないのか：地域日本語活動における『教える―教えられる』関係に対する批判の再考」『京都大学院人間・環境学研究科』 20，（pp.59-65）

澤田幸子（2022）「第3回，活動方法の引き出しを増やそう！―対話活動で伸びる・伸ばすコミュニケーション力―」配布資料，（公財）兵庫国際交流協会主催　外国人県民（成人）への日本語学習支援者対象研修

出入国在留管理庁（2023a.3.24.）「令和4年末現在における在留外国人数について」https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00033.html 2023.7.1.参照

白井恭弘（2008）『外国語学習の科学―第二言語習得理論とは何か―』岩波書店

新庄あいみ（2008）「地域日本語活動の現場から：ボランティアの意識における「やりがい」の循環と「教えること」の固定」『多文化社会と留学生交流：大阪大学

留学生センター研究論集』第12号，pp.87-97
新庄あいみ/西口光一（2007）「地域日本語活動に参加する市民ボランティアの意識：大阪 府下で活動するグループを例として」『多文化社会と留学生交流：大阪大学留学生セン ター研究論集』第11号，ｐｐ.57-64
総務省（2006.3.27.）「地域における多文化共生推進プランについて」（資料7） 総務省自治行政局国際室長，総行国第79号，
https://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b6.pdf
2023.7.1.参照
総務省（2020.8.）「多文化共生の推進に関する研究会 報告書―地域における多文化共生の更なる推進に向けてー」多文化共生の推進に関する研究会
https://www.soumu.go.jp/main_content/000706219.pdf
2023.7.1.参照
西口光一（2015）『対話原理と第二言語の習得と教育―第二言語教育におけるバフチン的アプローチ―』くろしお出
フレイレ，パウロ（2018）（三砂ちづる訳）『被抑圧者の教育学 50 周年記念版』亜紀書房出版
文化審議会国語分科会（2022.5.）『「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について』
https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/nihongo_curriculum/pdf/curriculum_ver09.pdf
2023.7.1.参照
文化庁国語課（2021）「国内の日本語教育の概要」『令和3年度日本語教育実態調査報告書』pp.5-13
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku_jittai/r03/pdf/93791201_01.pdf 2023.7.1.参照
星摩美（2015）「「地域日本語教育」に関わる人々の活動を形作る意識とビリーフ」『人間社会環境研究』第29号，pp.17-34

大江健三郎研究
—「手紙」を通じての解釈 —

安井 茂雄†

Kenzaburo Oe Research
Interpretation through Letters

Shigeo Yasui

1. はじめに

大江健三郎（1935-2023）は，国内二人目のノーベル文学賞受賞等，日本の文壇を牽引し続けてきた。その作品は，サルトルからバシュラールへと移行した文学的想像力に満ちている。バシュラールは，書物は「親密な手紙」と言及した。そして彼の著作物刊行と時を同じくして大江作品にも「手紙」が多用される傾向にある。本稿では，大江が「手紙」を用いて作品をどのように表現したかを分析し，その解釈に「手紙」がいかに働くかを明らかにしていく。

2.では，『個人的な体験』及び『万延元年のフットボール』（以下『万延元年の—』）以前と以降の作品についてみていく。大江が終生固執し続けた私小説の問題も「手紙」を手がかりにして分析する。

3.は，大江がメキシコでの体験で得た，ガルシア=マルケス，ミハイル・バフチンの理論，マルカム・ラウリーの引用等を「手紙」と絡ませて論を進める。

4.は，大江作品を解釈する上で大切な登場人物である三島由紀夫，父親，そして母親が，いかに表現されているかを「手紙」を通じて見ていく。

5.では，遺作となる『晩年様式集（イン・レイト・スタイル）』に至るまでの大江の道程を「手紙」と共に歩む。『懐かしい年への手紙』（以下『懐かしい年—』）後，大江が取り扱ったテーマが「魂のこと」であった。そして，この頃から大江作品には魅力ある女性が登場する。また，この時期には武満徹やサイードとの別れも文学作品に影響を与えている。大江の作品を通時的に捉えながら，「手紙」というフィルターを通して読み解き，新たな解釈の可能性を探っていきたい。

2. 『個人的な体験』以前の作品

2.1「手紙」にみちびかれる「僕」

学生時代から執筆活動に入った大江は，一貫してその文体が「一人称」であったと述べている。[1]そのため初期の作品は，「僕」が内面に語りかける作風であり，「手紙」の登場シーンも少ない。これらの作品について奥は，主人公を「傍観する者」と「自己破壊的に飛び越える者」の二つに分けて解説する。[2] 1958年「見るまえに跳べ」の主人公「ぼく」は「Look if you like, but you will have to leap.」と言われ，また，「絵葉書」も送られるが，一貫して「傍観する者」であり「跳ぶ」ことはしない。[3]こうした作品の多くは，ノーマン・メイラー等の影響を受けていた。このノーマン・メイラーの求める「私」とは，性的な生活に埋没したものであり，大江の作品もそのような「私」を追い求め，「手紙」のやり取りはない。[4]

前田は，『キャッチャー・イン・ザ・ライ』を例にあげ，「ティーンエイジャー・スラングの」告白的性格は一人称作品の「語りの形式に依存している。」という。[5]確かに，1961年「セヴンティーン」においても「俺は十七歳になった，セヴンティーンだ。」のように，スラングを交えた一人称の文体だからこその勢いを感じさせる。「俺」は現実世界の中でうまくいかず，同じ高校に通う女生徒への「手紙」を破り，性風俗関係の女性との性体験をする。それは「自己破壊的な飛び越えをする者」と重なる。[6]この「手紙」を破るという行為として象徴的な作品に『ハックルベリー・フィンの冒険』がある。ハックは，現実世界に背く行為として，「手紙」を破り自ら「地獄へ行こう」という。[7]幼い頃の大江はハックが「手紙」を破る場面に強烈な印象を受けたことを，多くのエッセイの中で紹介している。

『キャッチャー・イン・ザ・ライ』でのサナトリウム内の治療行為を設定した語りは，ストーリーテリング，つまり，「想像上のyouに向かって孤独な独白」の語りであると前田は指摘する。[8] 1962年『遅れてきた青年』もストーリーテリングで治療を受けている「わたし」が独白する等，1960年代の作品では内的独白の文体が散見し，「手紙」

†2024年度修了（人文学プログラム）

を交わすという行為で語られることはない。

1960年「下降生活者」は，「僕」が富と地位のある人生を夢見て，妻には自分の生家を「地方の没落した旧家」と嘘をつく。[9] 結婚式に「招待されなかった母親は喜びの素朴な表出にみちた手紙をよこし，僕はそれを妻の眼にふれないように注意して読んだあと焼きすて」る。現実を見せる「手紙」の場面は少なく，登場しても「手紙」は破られる。ケーテ・ハンブルガーは，「書簡は」「歴史的な記録」と言及する。[10] つまり「手紙」とは，歴史的主体となる要素があり，真実を伝える暗喩である。「僕」にとって知られてはいけない真実が「手紙」にある以上，「僕」は「手紙」を破くという手段をとるしかない。「僕」が「手紙」を破くことなく，「自己破壊的で飛び越える者」として描かれる作品に『叫び声』がある。「僕」は呉鷹男に「手紙」を書くが返事はない。「僕」は「手紙」により叫び声のあがるパリにみちびかれ，男色家から逃れられない状況に陥る。[11]こうした作品を発表しつつも「観念的」で，「行き詰まっている」と苦悩する大江自身に長男誕生という出来事が起きる。

2.2 『個人的な体験』と『万延元年のフットボール』の問題

大江は，過去に渡辺一夫から城の模型を贈られた。その「贈り物についていた先生の手紙には，patience つまり忍苦，忍耐の文字」があった。この「忍耐」という言葉を，「『個人的な体験』の結びで」，子供との共生の「意志をかためた若い父親のために私の書きつけていた言葉」として使用する。[12] それは，渡辺への大江からの敬意でもあり，「手紙」の喚起力が大江を突き動かしたともいえる。この作品内の「手紙」は二種類の方法で登場する。一つは特定の作家の「手紙」の引用である。カフカが父親に宛てた「手紙」には，「子供に対して親のできることは，やってくる赤んぼうを迎えてやること」とあり，その「手紙」に鳥(バード)はみちびかれる。[13]二つ目は，「手紙」が主人公を希望へとみちびくという手法である。ここで鳥(バード)は「魅力的な良い手紙」を「ポケット」にしまう。大江の作品では，「ポケット」は大事なものがしまわれる場所として登場する。[14]

この『個人的な体験』と対をなす「空の怪物アグイー」では，「カンガルーほどの巨きさで木綿の白い肌着をつけた赤んぼうで，名前はアグイー」という幻影を見るDは，「医者と相談して，赤んぼうを殺してしまった」という過去を持つ。Dの持つ時間の観念では，「《時間》のなかであとに形をのこすことをしてはならないわけだ」から，Dは「手紙」を現実世界に残すことはできない。[15]

過去からの「手紙」，または希望ある未来の内容の「手紙」を受け取るという行為は，1967年『万延元年の―』にも見られる。自己の根を探し続ける「僕」に対し，弟鷹四はidentityを確保し自己処罰の死を自ら選ぶ。鷹四の死後，倉屋敷から五種類の「手紙」が見つかる。[16]その「手紙」から曾祖父の弟が現実に逃げることなく積極的に生きた人物だ，という本当のことがわかる。つまり，曾祖父の弟の「手紙」にみちびかれるように，「僕」は鷹四の生き方を捉え直す。また，「僕」は，就職に関する二通の「手紙」から能動的な選択をする。[17]

大江は秋山駿との対談の中で，『万延元年の―』の主人公が誰かという問いに対して，「主人公は，曾祖父の弟でしょう。結局鷹四が自殺したところで大したことはないのです。」と発言をしている。[18]この対談によると，大江は曾祖父の弟を中心にイメージしながら語ったということになる。『個人的な体験』では届けられた「手紙」により主人公がみちびかれるという受動的なイメージがあった。しかし，『万延元年の―』では，差出人である曾祖父の弟を主人公とすることで，「手紙」を届けるという能動的なイメージが生まれ作品はより躍動感あるものに仕向けられる。

2.3「私小説」の問題

大江は1961年当時から私小説に関心を持っていた。[19]しかし，「私小説作家の文体の規範にしたがわせようと」すると，「真実の内奥にふれてゆかなくなる」として私小説の限界を感じてもいた。それでも私小説とは言い難いが，大江は一人称の「僕」を主人公にした作品を書き続ける。

日本の私小説の文体は志賀直哉から成立したといい，志賀の『痴情』内に登場する夫の浮気に哀訴する妻の「手紙」を大江は分析する。「ほんとにほんとに信じて信じてゐてこんな事がありましたので御座いますから，此後はほんとに内しよでもいやで御座い升。」と，哀切な思いが読者に伝わる，この妻の「手紙」を評価する反面，肉を剥ぎ取られたような無個性な志賀の地の文を酷評する。[20]この 1961年時点において，「手紙」の可能性に着目した大江は，私小説作家である志賀の文体を酷評しながらも，自らは「私」に固執した私小説風の作品を作り上げていく。

私小説のように「狭く自分を限る」ということは，「限られ」た世界であるだけに，語りに苦悩するという。[21]しかし，「日本的私小説は乗り越えるべき対象」[22]として，多種の文学的方法を取り入れ日本的私小説を克服していく。私小説の「文体の単一化」の貧しさを指摘する大江は，バフチンの理論との出会いにより，「僕は書き手としての自分の仕事をもふくめて，小説の文体の多声化の方向に見さだめをつけ，そこへの試みに強く関心をいだく。」と宣言している。[23]「私小説」について，小林秀雄も日本文学の持つ「私小説の伝統」がいかに強固であるかを語る。[24]この私小説の伝統とは，その私小説作家の素性を知悉する「日本の読者」が，「作家自身の私生活について」一人称で語ることに期待を込めて私小説作品に向かうことだ，と大江はいう。[25]そうした一人称作品は語りの一面化という欠点を持つ。そしてその克服とは，多声的な効果を狙うために他者の声を入れることであり，その手法として「手紙」が導入される。バフチン著作集刊行の1979年

に大江は，バフチン『小説の言葉』は，「小説の文体の多声化の方向に見さだめをつけ，そこへの試みに強く関心をいだく。」としている。[26]また，このバフチン理論を取り入れるもう一人の作家がガルシア=マルケスである。

3. メキシコでの体験

3.1 ガルシア=マルケス『族長の秋』との出会い

『族長の秋』英語版刊行の1976年，メキシコに大江は滞在する。1978年『小説の方法』内で『族長の秋』に言及していることから，この英語版に触れていたと推定する。[27]『族長の秋』は，「おふくろよ」と呼びかける文体で語られる。[28]この『族長の秋』の特徴的な語りかけの文体が，1979年『同時代ゲーム』に影響を与えたと推測する。ところで，11月刊行の「妹よ，」と呼びかける全編書簡体の『同時代ゲーム』より５ヶ月前の６月号『世界』で大江は，呼びかけの文体を事前に試すかのように「この文章を僕は，架空の青年にむけた手紙のように書く」として随筆をそれも書簡体で掲載している。[29]「＊＊君よ」と呼びかけ，なお且つ書簡体で掲載されたこの文体は，同年11月『同時代ゲーム』でも，「妹よ」と呼びかける形で使用され，1980年「身代わり山羊の反撃」と「『芽むしり仔撃ち』裁判」にも引き継がれていく。特に「『芽むしり仔撃ち』裁判」は，「兄さん」と呼びかけながら英語で書かれた弟の「手紙」を，兄が日本語訳していくという仕掛けを用意する等，入り組んだ構造でつくられた全篇書簡体で語られる。

こうした「手紙」を利用しての挑戦的な文体が，『族長の秋』以降に刊行されていったことは注目に値する。大江とガルシア=マルケスは，両者共にフランソワ・ラブレーの作品に触れているという共通点にも着目したい。ガルシア=マルケスは対談で，「好きな小説の主人公の名前」について，「ガルガンチュア〔フランソワ・ラブレーの『ガルガンチュア=パンタグリュエル物語』の登場人物〕」と言及する。[30]

師の渡辺を追って，大江もラブレーの作品に目を通す中で，ラブレー研究者であるバフチンの理論と出会った。ガルシア=マルケスも同様に，ラブレーを介してバフチン理論と出会い「多声的，多層的な語り」の方法を見出したと考える。実際，ガルシア=マルケスの『族長の秋』にある「独白」には「いろいろな声」があるという評価がある。[31]

3.2 バフチンのポリフォニックな効果

バフチン理論のグロテスク・リアリズムを取り入れ，口述筆記体で語られた1976年『ピンチランナー調書』発表同年，『言葉によって 状況・文学*』にもバフチン理論への言及があり，1975年にも「ポリフォニック」というバフチン理論の用語を大江は口にする。[32]このように1970年代後半，バフチン理論と共に，呼びかけの文体を「手紙」という仕掛けに取り込み語っていく。1980年『方法を読む 大江健三郎文芸時評』では，加賀乙彦の作品内にある「手紙」を例にしながら，「会話の多声的な性格」の有効性を述べている。

> このように多義的な読みとりを楠本の手紙が呼びおこすのは，加賀がその層をかさねる記述によって，この死刑囚に，両面価値的な実在感をあたえたことによる。（略）この種の，グロテスク・リアリズムと呼んでいい細部はしばしばみられ，会話の多声的な性格とともに，それは加賀がドストエフスキーを今日に生かしたものだ。[33]

ここでは他に二つの重要な発言がある。一つが私小説であり，二つ目が「引用」についてである。私小説は登場人物が「一面化する弱さ」を持つことを大江は指摘してきた。そして，その克服のために多層的な文体の必要性を説く。大江は，阪田の作品の登場人物について，阪田が「手紙」等を含めた「引用」を駆使して多層的に登場人物を浮き上がらせているとも批評している。[34]

3.3「手紙」と「引用」

3.3.1『新しい人よ眼ざめよ』と「引用」

「引用の力」を認めた大江は，1982年『「雨の木（レイン・ツリー）」を聴く女たち』でマルカム・ラウリー，1983年『新しい人よ眼ざめよ』でブレイク，1987年『懐かしい年―』ではダンテの引用を，「手紙」の仕掛けに絡めて独特な文体で作り上げる。

ところで，文章は「地の文」と「会話文」に大別できる。小説に登場する「手紙」は，「会話文」と同じ多声的な効果が期待できる。そして，「地の文章」には「引用」の文章を置くことを言及し，「地の文章は，引用の文章に支えられて奥行きをます」とも述べている。[35]

1982年『「雨の木（レイン・ツリー）」を聴く女たち』は，『個人的な体験』等のように「手紙」にみちびかれる手法で語られる。

> 《プロフェッサー，あなたが書く小説は，私らが日本文学の教室で最初に驚かされる，「私小説」ではないはずでしょう？（中略）》僕はハワイで死んだ高安カッチャンの未亡人から，まず右の一節のように書きだす手紙を受け取った。[36]

ペニーは「僕」宛ての「手紙」で，死んだ高安カッチャンの本当の姿を伝える。それは，「僕」が高安カッチャンの一面しか捉えていないという指摘である。「手紙」は語りの方向性を変える手段としても使用される。ペニーの「手紙」により多層的に描かれる高安カッチャンの人物像は神話化される。大江は，「メタファーをさらに強化して，特定の文脈を離れても通用しうるようにした時，それはシンボリズムと呼ぶことができる。物語のなかで，この

シンボリズムに役割をもたせれば，そこに神話が成立する」という。[37]この原理からいえば，高安カッチャンは「手紙」により何度も更新され，神話化されたことになる。

1989年『人生の親戚』は倉木まり恵との「手紙」により，人間全体の悲嘆（グリーフ）を掘り下げる作品である。まり恵は多くの「手紙」を書くことで，まり恵自身が「神話の要素としてシンボリズム」化される。[38]大江は，神話を作り出す装置として「手紙」を利用しながら語っていく。

1983年『新しい人よ眼ざめよ』は，息子との共生を描いた私小説作品であり，その一面性克服のために，ブレイクの詩等の「引用」が導入された。私小説ゆえに家庭内の問題で収まる場合が多く，「手紙」の登場シーンは少ない。野崎は障害者のイーヨーが通学等，外出への危険と共に「子供が無事に帰ってきたことへの安堵と感謝」が作品内に盛り込まれていることを指摘する。[39]このように，障害者を取り巻く狂気を作品内に持ち込むことで作品は多層的になる。障害者は「社会に寄生する無用物」と，「手紙の主」は情け容赦なくいう。[40]「手紙」により無垢な存在を真っ向から否定する暴力を取り入れ，作品はより多層的になっている。「手紙」は吉報を運ぶだけの存在ではない。差出人不明の悪意のある「手紙」も存在する。

「引用」は「一つの柱」であり，「光の存在に社会の側からの照明をあたえる」効果があると大江はいう。[41]それは先ほどの「手紙」により長男が無垢な存在だけでなく無用物という異なった「照明をあたえる」ことで得た多層的な効果と似ている。つまり，多層的な効果を狙う上で「手紙」と「引用」は同等の効果が得られる。1985年『河馬に噛まれる』では，「ブレイクの手紙」の登場を契機として，ネオ･プラトニックな思想が湧出し，それを更にダンテの引用と重ねて語る。そして，次回作品『懐かしい年―』ではブレイクの引用からダンテの引用の世界となる。その準備は『河馬に噛まれる』創作段階でできていた。

3.3.2『懐かしい年への手紙』

「私」が東京と四国の森を行き来しながら「手紙」をやり取りして語られた作品が『懐かしい年―』である。「正直にいいますと，この文章は先にいったギー兄さんのモデルの数人の，そのひとりの実在の人物から私自身がもらった手紙を，そのまま写しました。」とあるように，数人のモデルをギー兄さんに集約させ私小説に陥りがちな一面性を，「手紙」を用いて克服させている。[42]バフチンは，「主人公たちがペア」となることについて，「二人の人物を作り出すことによって，その矛盾を劇化し，広く展開」できると説く。[43]このバフチン理論を取り入れ，『取り替え子』では二人組の片割れが吾良となる。「手紙」による多声的な効果を得る手段を，大江はここでも二人組の方法で語る。もちろん吾良との「手紙」の交換は不可能なため，「手紙」を再生装置「田亀」に変えての語りとなる。二人組の手法は続き，「『おかしな二人組』三部作」が始まる。その三部作の二作目，三作目の「二人組の片割れ」は主人公の近くにいるため「手紙」の登場は少ない。代わりに，谷間の情報を伝える妹のアサが「手紙」を多用する。

1987年『懐かしい年―』と同年刊行の村上春樹『ノルウェイの森』，吉本ばなな『キッチン』の文体を，「文章体というよりむしろ口語体，コロキアルな文体として自然に流れ出させている感じ」と評価する。[44]そして，大江自身も「声に出してみて確実に成立する言葉」である「肉体を備えた言葉」に注目する。大江は南方熊楠を「肉体性を」「備えている文章の書き手」と認め，特に彼の「手紙」に「肉体性が」「さらによく出ている」と評価する。[45]つまり，「手紙」には「言葉の肉体性」を持つ文体の効果があるというのである。そして，この南方の「手紙」に言及した1988年前後の作品，1985年『河馬に噛まれる』，1987年『懐かしい年―』，1989年『人生の親戚』のいずれもが「手紙」を多用している点にも着目したい。

『懐かしい年―』では，「僕」は，ギー兄さんの「手紙」にみちびかれながらピンチをその都度乗り越える。そのギー兄さんも殺され，「僕」は自分の死の時まで「手紙」を書き続ける宣言をする。

> ギー兄さんよ，その懐かしい年のなかの，いつまでも循環する時に生きるわれわれへ向けて，僕は幾通も幾通も，手紙を書く。この手紙に始まり，それがあなたのいなくなった現世で，僕が生の終りまで書きつづけてゆくはずの，これからの仕事となろう。―完―[46]

「循環する時」の中では，老人が再度現れ，青草摘みが何度も繰り返される。2005年『さようなら，私の本よ！』に引用されるＴ・Ｓ・エリオット『四つの四重奏』には，「現在の時間と過去の時間は／おそらく共に未来の時間の中に現在し／未来の時間はまた過去の時間の中に含まれる。」とある。[47]このエリオットの詩の時間の観念を「ベルクソン的時間観念」として，「時間は線的なもの，空間的なものではなく，非空間的な「純粋持続」として捉え」ると，岩崎は解説する。[48]大江の時間観念も，各ユニットを「手紙」が往来するイメージがあり，「ベルクソン的時間観念」と通ずるものがある。

1991年『治療塔惑星』の主人公は，「あなた」に向けて「手紙」を書く。[49] それは読んでもらうための記録のようにして書かれる。1979年『同時代ゲーム』では「僕」が，村＝国家＝小宇宙の神話と歴史を「手紙」として書き，森の谷間に暮らす妹宛てに送る。こうした記録として残すという態度は，1988年『キルプの軍団』にも反映され，「これで僕としての「キルプの物語」は終りですが，（略），いくつかのことを書きたしておきたいと思います。」という記録文の文体でまとめられる。[50]また，1993年『燃え上がる緑の木』でも，「この物語を書き記すよう，私に根気よく勧め」るという助言のもとで記録文として語られる。[51]『個人的な体験』以前の作品では，「手紙」は時として破られることもあった。しかし，大江自身の歴史観の

成熟と共に，作品内に登場する「手紙」は「歴史的な記録」となり，破られることなく胸のポケットにしまわれるかのように記録として残される。[52]

また，この過去のユニットから現実世界にメッセージを送るというイメージは，谷間を舞台とする作品では「御霊（ごりょう）」という方法で使用されている。『M／Tと森のフシギの物語』では，一揆の指導者たる銘助さんが活躍した時代のユニットがあり，銘助さんの死後，村の情念である「御霊（ごりょう）」としてよみがえる時代のユニットが用意されている。1976年『ピンチランナー調書』は都会を舞台としながらも「御霊（ごりょう）」が登場する。その「御霊（ごりょう）」集団を見た主人公「森父」は叫び声をあげる。

> ア，コノ懐カシイ光景ハ見タコトガアル！ソレモカリフォルニアノ研究所ノ食堂壁面イッパイニ描カレテイタ壁画デ！メキシコカラヤッテ来タ画家ノ描イタ大壁画！（傍線は大江）[53]

1980年以降，「懐かしい年」から来る「手紙」のイメージは，1976年では「御霊（ごりょう）」が「懐カシイ」イメージの中で登場していた。「御霊（ごりょう）」と「手紙」は，「懐カシイ」過去から現代，未来のユニットにつないでいく役割を持つことで共通する。過去からのメッセージを運ぶ「御霊（ごりょう）」の文学的役割は，『万延元年の―』でも登場する。

1965年，江藤は対談で自身の歴史観を述べる。[54]「明治と戦後の「重ね合わせ」が書けたら，深いものになるだろうと期待」する江藤であったが，「明治と戦後の「重ね合わせ」」を描いた1967年『万延元年の―』を，江藤は容認せず逆に全否定した。つまり，「循環する」歴史観においても，大江と江藤には文学的な隔たりがあった。[55]

4. 登場人物

4.1 三島由紀夫について

江藤よりも更に大江作品でアイロニーの対象とされる文学者が三島由紀夫である。大江にとって「文学の言葉」は，「そのようにある書き手の自分自身を拒否し，否定し，乗り超えるために書かれるもの」である。故に「文学の言葉」をつむぎだす文学者として，「そのようにある人間としての自分を，全面的に許容することを目的とする。かれ自身に対して許容する言葉を自慰的につむぎだすのみならず，他者に対してなんとかその自己許容の言葉をまるごと認め，受けいれさせようとする」文学者三島を大江は許さない。そして，大江は三島の言葉を「詐欺師の手紙の言葉」と表現している点にも注目したい。[56]

2005年『さようなら私の本よ！』内に，1961年『セヴンティーン』読後の三島から激賞の「手紙」が大江に届く場面がある。そして，その手紙は今は「無い」と答える。[57]大江が三島の「手紙」に返信をし，「ミシマ路線」に与していたら，大江の作品も大きく変わっていた，という現実と虚を錯綜させた内容となっている。「ミシマが“Seventeen”に寄せた賞賛の手紙」について，工藤は大江と三島について，「生身の作家どうしが宿命のライヴァル」と言及する。[58] 更に工藤は，「古義人はミシマ文学の評価について端的に《否定的》」と判断を下している。

大江にとって，義兄の問題を想起させるキーワードが自殺である。ゆえに大江は自殺を慎重に扱いたかったであろう。義兄の自殺について語りたい大江は，まず，三島が北に宛てた自殺未遂の「手紙」を枕にして語りを進める。義兄の問題を持ち出す契機として，三島の「手紙」が持ち出された感がある。[59]この三島から北宛ての，実際の「手紙」が収められた『決定版　三島由紀夫全集　38』は2004年に刊行された。大江は翌年，この「手紙」にアイロニーを添えて作品内に早速持ち込んだのである。

4.2 父親について

大江は多くの作品で父の復元を図っている。1969年「父よ，あなたはどこに行くのか？」では，作品冒頭から「中絶せざるをえない行きづまり」と書き始め，父親の復元の難しさを語り出す。[60]父親復元の資料を母親に求める主人公と資料提供を拒否する母親との確執はひどく，ついに母親は主人公を中傷した内容の「手紙」を，家族のすべてに書留速達で送りつける。この母親の「手紙」は，パロディーとユーモアを含んだものとなっている。[61]父親復元の断念は，主人公の外見を激しく変えた。そして，「どこにも実在しないことのはっきりしたあの人にあてて，われらの狂気を生き延びる道を教えてください，とくりかえす」という「手紙」を書く，と主人公は語る。[62]ここには，狂気に満ちた現実世界に向けて小説家として改めて参加するという大江自身の宣言が読み取れる。この作品と同年刊行，バシュラール『空と夢』には，「イメージを包含している書物は突如われわれにとって親密な手紙となる」とある。[63]大江が何度も使用する「親密な手紙」のイメージが，同年の作品の中で早速使用されている。

1971年『みずから我が涙をぬぐいたまう日』の父親像は，戦時中の軍国少年が憧れるような英雄として描かれる。その少年を「撥ねつけて」，ここでも母親は冷淡に父親像を打ち消す。その父親は「手紙」を新聞社に送りつけたことで憲兵隊が逮捕に来るという妄想を抱く。結果的には，父親の「手紙」は田舎警察からの忠告にとどまり，問題にもされない。この「手紙」を通じて，国家主義の中で無視される父親の卑小さが描かれる。[64]

ところで，2013年『晩年様式集（イン・レイト・スタイル）』には父の復元資料は，「それらの手紙で大切そうなものはみな，封筒だけだったのに始まって，どんな資料的価値もない」と語られる。[65]島崎藤村と大江との密接な関係性を説いてきた尾崎は，藤村が父親を青山半蔵として描いた『夜明け前』に着目している。[66]実際に，「『夜明け前』を書くための重要な参考文献となった古記録で，藤村はこれらのいわば平談

俗語の史料によって父の時代へ迫」ると，三好がいうように，藤村は多くの資料に助けられ，父親復元を果たし，大作『夜明け前』を作り上げた。[67]

また，大江が藤村を意識した理由として，双方の父の死に共通点がある。藤村の父親は「藤村十五歳のとき死去」とある。[68]片や大江は９歳の時に父親と死別している。しかし，大江には父親復元の資料が不足しており，藤村と同等の立場に至ることはできない。

2009年『水死』では，『取り替え子』で国家主義の立場に立つ不気味な存在として登場した大黄が，それこそ父親の生まれ変わりのように，自分の知る父親について古義人に説明していく。[69] 軍隊という暴力により，「赤革のトランク」の「手紙」は将校により燃やされていく。[70]そこには戦争という暴力を描こうとする大江の意志を感じる。将校や兵隊が戦争を「「冗談」やった」で済ませてしまう中で，父親だけは「御自身の思い込みどおりに」「死なれた」，「生命を賭けられた」と，大黄はいう。ここで父親は何のために死んだのかという問題について，夏目漱石『こころ』の先生の死を例に挙げる。[71]ウナイコ率いる劇団が『こころ』の先生の自殺を演劇に取り入れ，先生の自殺が明治の精神に殉ずるのか否かを演劇で観客も交えながら問うていく。そもそも「明治の精神」とは何か？という議論のまま，劇は大盛況となる。劇内では，先生の自殺の原因の結論は出ていないが，「明治の精神」への殉死の肯定とはいえない雰囲気に満ちている。[72]

父親が「昭和の精神」に従う殉死の問題について，大江は青山半蔵の死と重ねたのであろう。半蔵は天皇中心の古代を追い求め明治維新の動乱の中，檻の中で狂死した。[73]「〈古代が来るかと思ったのに近代が来てしまった〉」と三好がいうように，古代の到来を願い殉死を願う半蔵は，新時代の近代到来を前に狂い死にした。[74]

大江の父親の生きた時代も1944年という戦争末期の動乱の中，天皇に命を捧げ殉死する姿が美徳とされた。そのような「殉死」を美徳とする中で，父親たちは逆に大内山（皇居）襲撃を考える。ここで，父親について，「単独の蹶起を実行する。そうやってスジは通す」と大黄はいう。[75]つまり，そこでは「スジは通す」という，人として一貫した生き方の父の姿を大江は描き，「手紙」等の有力な資料が無い中で，父の名誉挽回を主眼とした。

大江は色鉛筆で書き込みをする習慣を持つ。『水死』では，「赤革のトランク」内に父親が色鉛筆で書き込みをした『金枝篇』が見つかる。「文学的なというか，詩的なというか，そうした側面に魅かれてこの本を読んでるのがあきらか。（中略）ぼくは生まれて初めて，そうした父を（いまのぼくより二十五近く若いんですが）発見しました。」という箇所には「文学的な」父を発見した喜びがある。[76]

それは同じ文学者に仕立てたことで，父との同一化を果たすことのできた大江の姿がある。『万延元年の―』では，弟鷹四と曾祖父の弟がシンクロし同一化を図る。シンクロは大江にとって有効な文学的方法の一つである。

確かに藤村のように，精密な父親の復元にまで至ることはできなかった。しかし，『水死』において，文学者の父親と自分をシンクロさせ父親の問題を解決し終える。

ところで，2000年代の大江作品として『水死』は「手紙」が多く登場する。特に妹アサとの「手紙」のやり取りは作品を活気づかせている。『水死』での文体の試みとして，大江はノートに書いていく方法のみに留まらず，日誌に書きそれを読んでもらうという方法も取り入れている。これらの手法は，４年後『晩年様式集（イン・レイト・スタイル）』でも用いられる。

4.3 母親について

1984年「「罪のゆるし」のあお草」は，母親の提案を妹が「手紙」で「僕」に伝える。その母親の提案とは，５歳の長男を東京から四国の森の谷間に引き取る，というものである。提案は，「結局手紙を妻には見せず，妹には返事を書かず，黙殺」される。[77]1986年『M／Tと森のフシギの物語』では，母親が「入院中の病床でひとり録音したカセット･テープ」の内容は，「森のフシギ」の話に満ちあふれている。しかし，母親のカセット･テープの声はもっぱら長男に話しかけられたものである。[78] この一人称の「僕」，そして長男「光」で書かれた『M／Tと森のフシギの物語』と同様に，本名を用いる作品が2007年『臈たしアナベル・リイ総毛立ちつ身まかりつ』である。母親との死別後，女優のサクラさんと谷間の中で映画を作る設定である。ここでは母親が生前，伝承として歌い継いできた「口説き」をサクラさんが，母親になり代わって歌う。「私は目をつぶり，自分の肥っている肩口に，歌っている人の揺する細くなった肩の，鋭い衝撃を受けとめた。母親が嵩ばる衣裳に大きい髪で「メイスケ母」の「御霊（ごりょう）」となって，嘆くように怒りに唸るように，歌い続ける，その全体の眺めが蘇って，いま自分と共にある。そのうち圧力を伝えてくる肩に自分の肩を同調させて，私も身体を揺す」るというシンクロの感覚には，「私」と母親との溝は消え和解が見られる。[79]

義兄の死と同年1997年に亡くなった母が，共同体をみちびく「御霊（ごりょう）」になるという表現には注目したい。この「御霊（ごりょう）」には，大江の持つ歴史観「循環する時」が関係する。つまり，「懐かしい年」のユニットから「手紙」が来るイメージと同等の視点がある。『万延元年の―』においても，鷹四と曾祖父の弟はシンクロし，過去の一揆のあったユニットから現代に暴動をよみがえらせる。そして，村民に認められた鷹四は「御霊（ごりょう）」となり，未来のユニットでも生き続ける。[80]「循環する時」のユニットから，「手紙」として届く方法，又は，「御霊（ごりょう）」という霊的なものとして伝わる方法を用いて，大江の多くの作品は成立してきた。母親が「手紙」を書かない以上，「御霊（ごりょう）」という方法を用いて「僕」が母親の和解へとみちびかれるのは必然的な展開である。

5. 『晩年様式集』（イン・レイト・スタイル）

5.1 魂のこと

『懐かしい年―』でも追究した「魂のこと」をより掘り下げた『燃え上がる緑の木』は，1993年から書き始め完成は1995年であり，1999年『宙返り』が改めて書かれる。その間，1996年の随筆の中で，大切な人である渡辺や武満の死について，大江は「かれらの人間と仕事を語り続けることが，次の世代に日本人の「文化」を手渡すことになる」と語る。この「「文化」を手渡す」というイメージは，まさしく「親密な手紙」を手渡しする行為を想像させる。[81]そして，義兄の死という「悲哀」の中で，「その人を思い出していたい」というテーマから，『取り替え子』では，「手紙」に代わる再生装置「田亀」により呼び起こすという手法をとる。

ところで『懐かしい年―』から『燃え上がる緑の木』に移行した時点で，作品内では「手紙」以外に「ファクス」が登場している。1995年大江は柄谷行人との対談で自分の家へのファックス導入について述べている。[82] 対談同年刊行『燃え上がる緑の木』第三部内で，大江は早速「ファックス」を登場させる。[83]「手紙」と違い即時性のあるファックスは，作品内で「手紙」による伝達と時間的相違がある。しかし，本研究においては「手紙」の一種とみなし研究対象に入れていく。

5.2 女性の登場

1964年『個人的な体験』に登場する女性火見子は，現実を直視しない生活を繰りかえし，作品内で「手紙」を書くことはない。1989年『人生の親戚』の倉木まり恵は二人の最愛の子どもを失いながらも気丈に生き，多くの「手紙」を書く。大江はある講演会で，「女性を主人公にしたのは『人生の親戚』で，女性を語り手にしたのは『治療塔』と『静かな生活』」と言及している。[84]そして，それらの女性達はいずれも作品内で「手紙」を書く。

1985年に大江の作品における「パートナーとしての女性」の欠如を指摘する声があった。[85]この指摘に対して，1987年『懐かしい年―』で幾人もの個性的な女性が登場する。例えば，ギー兄さんの妻となるのがオセッチャンである。オセッチャンのモデルは野上彌生子の『迷路』に登場する，せつという名の女性である。大江は，せつを「優しさと強靭の女性なるもの」と評価する。[86]オセッチャンは「手紙」を書くことはない。しかし，作品最後に紹介される「循環する時」の中で，妹，妻のオユーサン，そしてヒカリと共に「草を摘む輪」の中に入ることのできる人物である。[87]つまり，オセッチャンは「手紙」を書くことは無いが，現実世界を直視する女性と大江は容認し，作品中央に登場させる。こうして様々な魅力のある女性達により，作品は多層的なものに仕立て上げられた。また，大江は「手紙」の多声的な効果として，フラナリー・オコナーの書簡集と津田梅子の「手紙」を紹介しながら，「生きいきした女性の語り口」とその魅力を述べている。[88]大江は女性の語り口に注目し，「手紙」で語らせながら作品を多層的に，また，多声的に仕立てあげる。

5.3 『晩年様式集』（イン・レイト・スタイル）

「小説の語り方」に注目し，たどり着いた方法が，ダックノートに書いて，それを「手紙」のように回していく語りであった。「懐かしい年」のユニットから「手紙」が来る手法で語り続けてきた大江だが，今作品では冒頭で「懐かしい年からの返事は来ない！」と，今までの作品での語りの手法を覆す重い言葉を課して作品は始められる。[89]

2009年『水死』では古義人を取り巻く三人の女性である，妹アサ，妻千樫，そして長女真木が，三者三様の定型化した語り口で登場する。『静かな生活』では，長女が新井くんに襲われる事件を語る以外に，三人の女性に関する大きな事件は無い。それ故，作品内で定型化され輪郭がはっきり描かれた女性達は一面的に捉えられる弱さがある。しかし，「手紙」による語りにより，送る側と受け取る側との距離的そして時間的なズレと共に，女性三様の語り口も加えて一面化の解消を図っている。『晩年様式集』（イン・レイト・スタイル）では三人の女性が，主人公「私」の作家活動を話題の焦点とし様々な意見を重層的に重ねることで，自身の作家活動の総決算を図っている。この妹アサの「手紙」で進行している点も前作『水死』に続く形式であり，妹アサは幾度も上京し，その都度発言をする。つまり，妹アサの語りの占める割合が多いことになり，逆に「私」の発言回数が減少していく。それは，「僕」が作品内の周縁に位置し，三人の女性の声が中心となることである。シュタンツェルは，「一人称の語り手」が「中心ではなく，その周辺」に位置する作品を，〈周縁的な一人称の語り手〉の作品と定義する。[90]

『個人的な体験』以前の一人称作品は，「僕」が中心となって内的に語り続け，作品内に登場する「手紙」は少ない。逆に『個人的な体験』以降の一人称作品は〈周縁的な一人称の語り手〉が語り，「手紙」の登場する作品が多い。三人称作品ではあるが，『万延元年の―』の主人公蜜三郎「僕」も鷹四の周縁に位置し，鷹四の行動を傍観者としながら語り続ける。語りの中心から「私」が外れ周縁に位置することで，語りに多くの人物が登場でき会話や「手紙」，そして「引用」も多くなる。

ところで，1996年武満徹の死去に伴う「手紙」形式の追悼文について大江は，「手紙」とは大切な時に師匠を含めた少数の人に何かをいうためのものと述べる。[91] 広島に続き沖縄にも訪問した大江は，「沖縄問題」についても，「自分の生きている間に問題が解けぬとしても，次の世代に解き方へのヒントをいう手紙は残したい」と，「手紙」を出すイメージでエッセイをまとめている。[92]『治療塔惑星』や『燃え上がる緑の木』で，記録として残すという手法を一貫してきた大江は「沖縄問題」に対しても「手紙」を残すというイメージを持っている。そして，記録と

して残すべき文学作品の文体に生命力を与えるため，バフチンのいう生命力溢れるカーニバル的世界感覚を採用していく。〈周縁的な一人称の語り手〉の作品『晩年様式集（イン・レイト・スタイル）』でも，三人の女性が「多様な声」でカーニバル的世界を作りながら，「手紙」形式で語り合う。

アサは，ファックスとして届いた千樫からの伝言をファックスと言わずに「手紙をいただいて」いるといって皆の前で読み上げる。[93]その「手紙」には，72歳の大江が実際に2007年『新潮』１月号に掲載した「『形見の歌』と名付けた詩」が引用されている。妹アサは，「手紙」を読み終えると「胸のあたりにしまい込」む。大江の作品では，大切なものは胸のポケットにしまわれる。妹アサの姿は「和服を洋風の上衣のように」まとっており，ポケットは無いので「胸のあたり」という表現になる。このアサの姿は「和服」「モンペ」とあるように母親を想起させる。つまり大江は，妹アサと母親を重ねて，母親があたかも読んでいる場面に仕立て上げた。「手紙」は，「懐かしい年」から送られてくる言葉であり，実際にこの「形見の歌」は，「七十歳だった自分から，今の私への手紙のよう」と掲載されたものを，改めて登場させている。[94]

作品最後で「七十歳の自分から，八十歳の定点に向かう私への（中略）手紙だったかも知れない」と古義人はつぶやく。[95] つまり，それは『晩年様式集（イン・レイト・スタイル）』当初の問題であった「懐かしい年から，返事は来たの？」という質問に対して返事は来た，と回答したことを意味する。『晩年様式集（イン・レイト・スタイル）』内での三人の女性との共同作業であった『「晩年様式集（イン・レイト・スタイル）」＋α』の最終号に詩を掲載してこの作品は閉じられる。[96]その詩には「魂」が登場する。大江流のネオ･プラトニズムに基づき「魂は高みに昇り」，「谷間に降り」る。そして，「生まれてくる赤んぼうの胸に入る。」とある。大切なものを胸ポケットに入れる大江のイメージがここにも存在する。この「魂」は形となり，「手紙」に置き換わる。「手紙」も「懐かしい年」と現実世界を行き来し，胸ポケットに入る。大江はそれを確信し，また，それを「希望」として筆を置く。『晩年様式集（イン・レイト・スタイル）』後の大江は古井由吉との対談で，「想像した作者」や「作中人物も遠からずいなくなっている」といい，「文学の読者の存在を信頼して」いるという。[97]「手紙」として，小説を書く作家としての使命感を終え，その「手紙」としての小説を読む，何とも知れない未来の人々の存在を大江は信じている。

6. おわりに

今回，物証的な「手紙」を通じて大江作品を通時的に解釈した。その作業を通じて，「手紙」がバフチン理論による多声的な効果としての方法のみに留まるものでないことも判明した。例えば，ケーテ・ハンブルガーの説く歴史的言表主体の概念のように，大江も「手紙」を記録として作品内に使用していることを論考できた。またエリオットの『四つの四重奏』におけるベルクソン的時間観念をもとにして「懐かしい年」というユニットから「手紙」が届くという大江ならではの時空間の捉え方も論じることができた。

大江は大切なものを胸ポケットにしまうという表現を続け，その胸ポケットにしまわれるものは「手紙」であった。ここからも大江は，「手紙」を通じて語ろうとする意図を感じる。大江という文学的巨人の作品に登場する「手紙」を通して，大江の研究に参加できたことを喜びとし，また，誇りとしつつ今後も様々な研究に関わっていきたい。

謝辞

今回，野崎歓先生には熱心なご指導をいただきました。心より深く感謝申し上げます。また，野崎ゼミの皆様にも貴重なご意見をいただき厚く御礼申し上げます。

文献

[1] 『大江健三郎・再発見』集英社，2001年，55頁。
[2] 奥憲介『「新しい時代」の文学論』NHK出版，95頁。
[3] 「見るまえに跳べ」新潮文庫，1958年，175頁。
[4] 『群像　日本の作家　23』小学館，1992年，157頁。
[5] 前田彰一『物語のナラトロジー』彩流社，195頁。
[6] 「セヴンティーン」新潮文庫，（初出1961年），173頁。
[7] 『鯨の死滅する日』文藝春秋，1972年，233頁。
[8] 前田彰一，前掲書，203頁。
[9] 「下降生活者」新潮文庫，（初出1960年），304頁。
[10] ハンブルガー『文学の論理』松籟社，1986年，30頁。
[11]『叫び声』，講談社文庫，179頁。
[12]『言い難き嘆きもて』講談社，2001年，84頁。
[13]『個人的な体験』，新潮文庫，198頁。
[14] 同書，166頁。
[15]「空の怪物アグイー」新潮文庫，181頁。
[16]『万延元年のフットボール』講談社文庫，296頁。
[17] 同書，361頁。
[18]『群像　日本の作家　23』，前掲書，154頁。
[19]『出発点』岩波書店，（初出『群像』1961年），99頁。
[20] 同書，94頁。
[21]『水死』講談社，2009年，352頁。
[22]『定義集』朝日新聞出版，2012年，219頁。
[23]『方法を読む　大江健三郎文芸時評』，1980年，163頁。
[24] 小林秀雄『小林秀雄全作品6』新潮社，1935年，188頁。
[25]『大江健三郎・再発見』，前掲書，30頁。
[26]『方法を読む　大江健三郎文芸時評』，前掲書，163頁。
[27]『小説の方法』岩波現代選書，1978年，201頁。
[28] マルケス『族長の秋』集英社，1983年。
[29]『青年へ 同時代論集10』岩波書店，1981年，8頁。
[30] マルケス『グアバの香り』岩波書店，2013年，163頁。
[31] 木村榮一『謎ときガルシア=マルケス』新潮選書，169頁。

[32]『大江健三郎同時代論集８』岩波書店，69頁。
[33]『方法を読む　大江健三郎文芸時評』前掲書，81頁。
[34] 同書，187頁。
[35]『私という小説家の作り方』，前掲書，121頁。
[36]『「雨の木（レイン・ツリー）」を聴く女たち』，新潮文庫，158頁。
[37]『新しい文学のために』岩波新書，1988年，135頁。
[38] 同書，138頁。
[39] 野崎歓『無垢の歌』生きのびるブックス，178頁。
[40]『新しい人よ眼ざめよ』，講談社文庫，189頁。
[41]『私という小説家の作り方』，前掲書，117頁。
[42]『読む人間』集英社，2007年，123及び127頁。
[43] バフチン『ドストエフスキーの詩学』ちくま学芸文庫，58頁。
[44]『大江健三郎　作家自身を語る』，前掲書，232頁。
[45]『ユートピア探し物語探し』岩波書店，179頁。
[46]『懐かしい年への手紙』講談社，1987年，471頁。
[47] エリオット『四つの四重奏』岩波文庫，10頁。
[48] 岩崎宗治，所収同書，181頁。
[49]『治療塔惑星』岩波書店，1991年，242頁。
[50]『キルプの軍団』岩波書店，1988年，311頁。
[51]『燃え上がる緑の木』第一部，新潮社，15頁。
[52] ハンブルガー『文学の論理』前掲書，30頁。
[53]『ピンチランナー調書』新潮文庫，1976年，398頁。
[54]『大江健三郎　江藤淳　全対話』中央公論，2024年，（初出『群像』1965年3月号）46頁。
[55] 同書，（初出『群像』1968年1月号），70頁。
[56]『言葉によって　状況・文学＊』，1976年，244頁。
[57]『さようなら私の本よ！』講談社，2005年，209頁。
[58] 工藤庸子『大江健三郎と「晩年の仕事」』，157頁。
[59]『さようなら，私の本よ！』前掲書，318頁。
[60]『われらの狂気を生き延びる（略）』新潮文庫，264頁。
[61] 同書，325頁。
[62] 同書，374頁。
[63] バシュラール『空と夢』法政大学出版局，4頁。
[64]『みずから我が涙を（略）』講談社文庫，96頁。
[65]『晩年様式集（イン・レイト・スタイル）』講談社，2013年，242頁。
[66] 尾崎真理子『大江健三郎の「義」』講談社，3頁。
[67] 島崎藤村『夜明け前　第二部（下）』新潮文庫，358頁。
[68] 平野謙「島崎藤村　人と文学」，所収同書，342頁。
[69]『水死』前掲書，252頁。
[70] 同書，296頁。
[71]『こころ』も遺書という「手紙」を用いた作品である。
[72]『水死』，前掲書，193頁。
[73] 島崎藤村『夜明け前　第二部（下）』前掲書，331頁。
[74] 同書，360頁。
[75]『水死』，前掲書，321頁。
[76] 同書，307頁。
[77]『いかに木を殺すか』文藝春秋，275頁。
[78]『M／Tと森のフシギの物語』岩波書店，399頁。
[79]『臈たしアナベル・リイ総毛（略）』新潮社，210頁。
[80]『万延元年のフットボール』前掲書，396頁。
[81]『言い難き嘆きもて』前掲書，164頁。
[82]『群像　特別編集大江健三郎』講談社，1995年，18頁。
[83]『燃え上がる緑の木』第三部，新潮文庫，270頁。
[84]『人生の習慣』岩波書店，1992年，223頁。
[85] 榎本正樹『大江健三郎の八〇年代』彩流社，1995年，258頁。
[86]「『迷路』原稿」（所収『図書』370号），1980年6月，
[87]『懐かしい年への手紙』，前掲書，471頁。
[88]『人生の習慣』，前掲書，238頁。
[89]『晩年様式集（イン・レイト・スタイル）』，前掲書，30頁。
[90] シュタンツェル『物語の構造』岩波書店，209頁。
[91]『言い難き嘆きもて』前掲書，236頁。
[92] 同書，175頁。
[93]『晩年様式集（イン・レイト・スタイル）』，前掲書，317頁。
[94]『大江健三郎　作家自身を語る』，前掲書，360頁。
[95]『晩年様式集（イン・レイト・スタイル）』，前掲書，324頁。
[96] 同書，325頁。
[97] 対談古井由吉『文学の淵を渡る』新潮社，197頁。

地域特性を生かした脱炭素社会実現への取り組み方法の研究
― ZEBデータの有効活用 ―

菊地 真†

Research on Methods for Achieving a Decarbonized Society Utilizing Regional Characteristics
― Effective Utilization of ZEB (Net Zero Energy Building) Data ―

Makoto Kikuchi

はじめに

1.1 研究目的

公開されているZEB建築データを用いて，空調の一次エネルギー消費量削減率と地形，地質の関係から，地中熱，地下水利用の効果を検証し，地域特性に適した脱炭素モデルを検討する。

1.2 背景

1) 脱炭素社会

脱炭素社会とは，2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする社会であり，「排出を全体としてゼロ」というのは，二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的排出量から，植林，森林管理などによる人為的吸収量を差し引いて，合計を実質的にゼロにすることを意味する。

カーボンニュートラルの達成のためには，温室効果ガスの排出量の削減 並びに 吸収作用の保全及び強化をする必要がある。厳密には脱炭素＝カーボンニュートラルではないが，環境省ではほぼ同義として扱っている。

2) ZEB

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で，「ゼブ」と呼称する。快適な室内環境を実現しながら，建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。ZEBは，使用するエネルギーを減らす省エネと，再生可能エネルギーなどによってエネルギーを作る創エネからなり，一次エネルギー消費量の削減率に応じて，『ZEB』，NearlyZEB，ZEBready，ZEBorientedに区分される。*環境省HPより

3) 地中熱

地中熱とは，浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーである。大気の温度に対して，地中の温度は地下10～15mの深さになると，年間を通して温度の変化が見られなくなる。そのため，夏場は外気温度よりも地中温度が低く，冬場は外気温度よりも地中温度が高いことから，この温度差を利用して効率的な冷暖房等を行うことが可能である。

2. 研究方法

2.1 資料調査

1) 使用した公開データ

研究に使用した公開データを以下に示す。

・ZEB補助事業実績データ(*1)
・ZEBリーディングオーナー登録票(*1)
・国土地盤情報データベース(*2)
・地理院地図ベクトルタイル地形分類(*3)

*1一般社団法人環境共創イニシアチブ（https://sii.or.jp）
*2一般財団法人国土地盤情報センター（https://ngic.or.jp/）
*3地理院地図　国土地理院（https://maps.gsi.go.jp）

2) データのとりまとめ

公開データを用いて以下を整理した。

①ZEB事業地

本研究ではZEB建築の建築地をZEB事業地としてとりまとめた。一般社団法人環境共創イニシアチブ（以降siiと称する）の公開データ（ZEBリーディングオーナー登録票）ではZEB事業地の座標は示されていないため，登録票と建築場所の空中写真などから事業地を特定し，GIS上に整理した。GISは本研究では，フリーオープンソフトのQGIS（https://qgis.org/）を使用した。

②ZEB事業地の地形

国土地理院から公開されている地理院地図ベクトルタイルのうち地形分類（自然地形）を用いて，ZEB事業地の地

†2024年度修了（自然環境科学プログラム）

形分類を行った。地形分類図はズームレベルに応じて，自然地形「詳細版」，人工地形「詳細版」，自然地形「地域版」，自然地形「広域版」が整備されている。本研究では自然地形「地域版」，自然地形「詳細版」を用いてZEB事業地の地形を整理した。

③地中熱，地下水利用事業地

sii公開データから空調に地中熱または地下水（井水）を利用している事業地を抽出し，一覧表およびGIS上に整理した。

④空調の一次エネルギー消費量削減率

地中熱，地下水利用の効果を抽出するため，sii公開データからZEB事業地の空調の一次エネルギー消費量削減率を整理した。空調の一次エネルギー消費量削減率はZEB事業登録時および事業開始後の実績値（公開されている事業地のみ）をそれぞれ整理した。

⑤ZEB事業地の地質

国土地盤情報センターで公開されているボーリング柱状図から，抽出したZEB事業地の地質モデルを作成した。

2.2 ZEB建築データ分析

資料調査で収集したZEB建築データを用いて以下の分析を行った。

①ZEB事業地の地形

本研究では地中熱，地下水利用に有効な地形条件として，地下水の移流効果に着目した。移流効果が期待できる地形を条件として，帯水層の透水係数が高く，動水勾配が大きいことがあげられる。本研究では地形分類を国土地理院の地形分類図を基に行い，台地・段丘と低地との境界，扇状地を移流効果が期待できる地形として分析を行った。

②空調の一次エネルギー消費量削減率上位事業地および下位事業地と地形区分

空調の一次エネルギー消費量削減率の設計値は，省エネ設計地区区分に応じた基準値に対しての値であり，導入する設備（空調，換気，照明，給湯，昇降機），の省エネ効果等から計画される。本研究では地中熱，地下水利用と関係のある空調に着目し，以下について分析を行った。

本研究で着目した移流効果による削減効果は以下の点から検討した。

◎地中熱，地下水利用ZEB事業地の地形分類と空調の一次エネルギー消費量削減率（設計値）の関係。

・設計値に地下水の移流効果が加味されているか

◎地中熱，地下水利用事業地の地形区分と実績削減率の関係。

・設計値に対して，移流効果による削減率の増加が認められるか。

◎全事業地の地形区分との関係。地形が設計値に考慮されているか。

・実績値で削減率が増加した事業地の特徴

3. 研究結果

3.1 ZEB事業地の特徴

1) ZEB事業地

本研究で対象としたZEB事業地を表-1に示す。

siiが公開する，ZEBリーディングオーナー一覧から抽出したZEB事業は，全ランクで540事業である。ZEBランクのうちZEBOrientedは，延べ面積10000㎡以上で用途ごとに一次エネルギー削減量が異なる点で他ZEBランクとの比較が難しいため，本研究の対象から除外した。siiの公開データではZEB事業地の座標は示されていないため，登録票と建築場所の空中写真などから事業地を特定し，GIS上に整理した。ZEBOriented10事業と公開データから位置の特定ができなかった11事業を除いた519事業地を図-1に示す。

表 -1　本研究で対象とした ZEB 事業地（R5 年 7 月）

ZEBランク	事業数	対象
「ZEB」	92（1）	91
NearlyZEB	118(2)	116
ZEBReady	320(8)	312
ZEBOriented	10	0
全ランク	540（11）	519

（　）は位置不明事業地の数

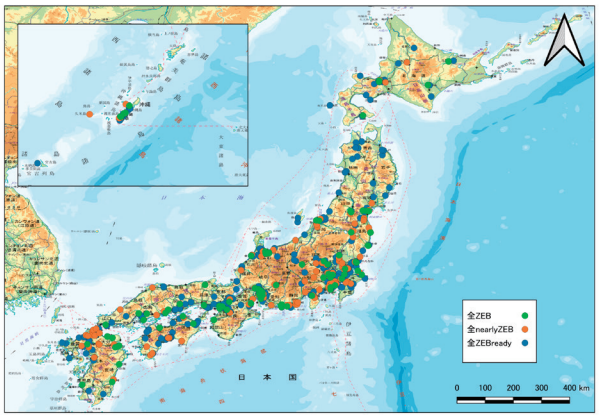

図 -1　本研究で対象とした ZEB 事業地（R5 年 7 月）
背景地図：地理院地図（国土地理院）

2) 地中熱，地下水利用ZEB事業地

本研究で対象とした519事業地から空調に地中熱，地下水利用を採用している事業地を抽出し，表-2に示す。地中熱利用40事業地，地下水利用9事業地，地中熱，地下水併用3事業地の全52事業地である。

表 -2　ZEB ランクごとの地中熱導入事業地数（R5.7）

ZEBランク	全事業数	地中熱導入事業数		
		地中熱利用	地下水利用	併用
「ZEB」	91	11	3	1
NearlyZEB	116	10	3	
ZEBReady	312	19	3	2
全ランク	519	40	9	3

3.2 ZEB事業地の地形

3.2.1 ZEB事業地の地形

1) 地形分類

地形分類は，地理院地図のベクトルタイル地形分類（自然地形）により分類を行った。ベクトルタイル地形分類（自然地形）は，ズームレベルに応じた「詳細版」（ズームレベル14～16），「地域版」（ズームレベル9～13），「広域版」（ズームレベル5～8）が整備されており，本研究では「地域版」および「詳細版」を使用した。

2) 地形分類結果

地形分類ごとの事業地数を表-3に示す。

表 -3　ZEB 事業地の地形分類（自然地形）「地域版」

地形分類（地域版）	事業地数
砂丘	7
低地	298
台地・段丘	144
丘陵・小起伏地	49
残丘状地形	1
山地	5
火山麓地形	12
火山地形（明瞭）	2
火山地形（やや不明瞭）	1
合計	519

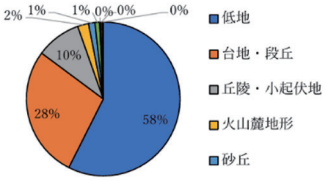

ZEB事業地の地形分類は半数以上が“低地”であり，“丘陵・小起伏地”，“台地・段丘”で96％を占める。市街地や住宅地は平坦地，すなわち低地，台地・段丘あるいは造成丘陵地であることが多く，ZEB事業地の地区分類も同様である。

3) 境界地形

細分類では，大部分を各地形区分を代表する地形が占めているが，数事業地で異地形分類が含まれている（表-4）。低地（地域版）での台地・段丘（詳細版），台地・段丘（地域版）あるいは丘陵・小起伏地（地域版）での氾濫平野（詳細版）などである。これは，扇状地が両地形に分類されていること，台地・段丘，丘陵・小起伏地中の谷などである事業地や，地形分類が近接してる事業地であると推察する。地形分類の近接地では，地域版の縮尺レベルでは境界付近の分類が不明瞭となり，地域版と詳細版での相違が生じている。本研究ではこのような地域を境界地形とした。境界地形のZEB事業地を表-4に示し，境界地形の例を図-2に示す。

表 -4　ZEB 事業地の地形分類（境界地形）

地形分類（地域版）	地形分類（詳細版）	事業地数
低地	台地・段丘	7
	扇状地	32
台地・段丘	氾濫平野	9
	砂州・砂丘	2
	扇状地	3
	凹地・浅い谷	4
	自然堤防	1
	旧水部	1
丘陵・小起伏地	氾濫平野	5
合計		64

境界地形（地形分類「地域版」）　境界地形（地形分類「詳細版」）

図 -2　ZEB 事業地の地形分類　境界地形の例

3.2.2 地中熱，地下水利用ZEB事業地の地形分類

ZEB事業地のうち，空調に地中熱，地下水を利用している事業地の地形分類を表-5に示す。

表 -5　地中熱，地下水利用 ZEB 事業地の地形分類（自然地形）「地域版」

地形分類	事業地数			
	地中熱	地下水利用	併用	合計
低地	22	5	2	29
台地・段丘	13	4	1	18
丘陵・小起伏地	3			3
山地	1			1
火山麓地形	1			1
合計	40	9	3	52

地中熱，地下水利用事業地の地形は，全事業地と同様に低地が半数以上であり台地・段丘，丘陵・小起伏地を合わせて96％を占める。なお，4事業地は前述した境界地形である。

3.3 空調の 一次エネルギー消費量削減率

1) 空調の一次エネルギー消費量削減率（設計値）

ZEB事業地の座標を取得した519事業地のうち，空調データが公表されている438事業地を対象として空調の一次エネルギー消費量削減率を整理した。空調の一次エネルギー消費量削減率の分布は図-3に示すとおりである。最も大きい削減率は76％であり，削減率70％以上の事業地は16事業地である。削減率70％以上の事業地を表-6に示す。省エネ基準は，各地域の外気温傾向や使用されている設備機器等の実態から８の地域区分毎に基準値を設定している。一次エネルギー消費量削減率の設計値は，この地域区分ごとの基準値に対しての削減率である。地域区分を図-4に示す。

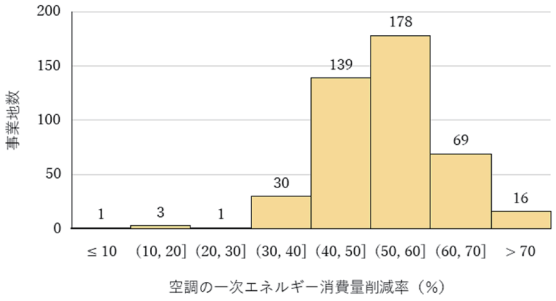

図 -3　空調一次エネルギー消費量削減率の分布

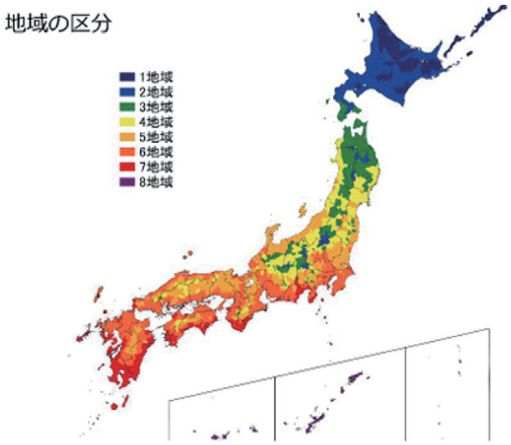

図 -4　省エネ基準　地域区分　「国土交通省 HP より」

表 -6　空調一次エネルギー消費量削減率 70%以上の ZEB 事業地

ZEB リーディング・オーナー登録番号	建物所在地（都道府県）	地域区分	地形分類「地域版」	地形分類「詳細版」	空調の一次エネルギー消費量削減率（%）	ZEB ランク
ZER2020L-00003-P	愛知県	6	丘陵・小起伏地	山地	74	「ZEB」
ZER2020L-00003-P	愛知県	6	低地	氾濫平野	75	「ZEB」
ZER2020L-00003-P	愛知県	6	低地	氾濫平野	75	「ZEB」
ZER30L-00002-P	静岡県	6	台地・段丘	台地・段丘	72	「ZEB」
ZER2019L-00050-P	沖縄県	8	台地・段丘	―	76	「ZEB」
ZER30L-00032-P	沖縄県	8	丘陵・小起伏地	―	73	「ZEB」
ZER2021L-00023-P	大分県	6	低地	旧水部	73	「ZEB」
ZER2019L-00001-G	高知県	7	低地	―	73	Nearly ZEB
ZER2019L-00002-G	沖縄県	8	台地・段丘	―	75	Nearly ZEB
ZER2021L-00013-G	福岡県	6	台地・段丘	自然堤防	72	Nearly ZEB
ZER2020L-00003-P	静岡県	6	低地	扇状地	75	Nearly ZEB
ZER30L-00018-P	東京都	6	低地	氾濫平野	74	Nearly ZEB
ZER2022L-00043-P	香川県	6	台地・段丘	扇状地	72	Nearly ZEB
ZER29L-00021-P	石川県	6	低地	氾濫平野	74	ZEB Ready
ZER30L-00011-P	愛媛県	6	低地	氾濫平野	75	ZEB Ready
ZER2020L-00020-P	神奈川県	6	台地・段丘	台地・段丘	71	ZEB Ready

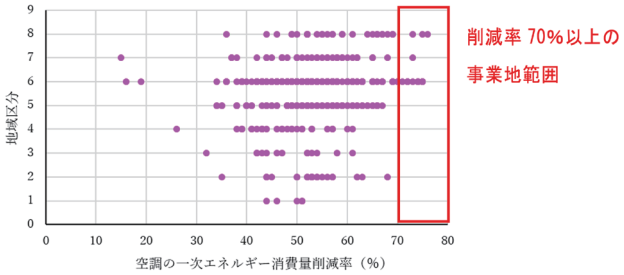

図 -5　空調の一次エネルギー消費量削減率と地域区分

空調の一次エネルギー消費量削減率と地域区分の関係を図-5に示す。削減率70%以上の事業地は地域区分6，7，8である。これらの地域区分は沖縄，九州および関東以西の本州太平洋側であり，比較的温暖な地域で削減率の設計値は高い傾向がある。また6地区は大都市を含む地域であり，データ数も多く，分布範囲も広い。地域区分ごとの削減率の最高値，最低値及び平均値を図-6に示す。最高値，平均値は正の相関を示し，決定係数は最高値で0.72，平均値で0.67である。最低値の決定係数は0.32であるが，8地区の最低値をはずれ値として除外すれば，決定係数0.81となる。この傾向は，温暖な地域では削減率の分布が広く，寒冷な地域では分布が狭い傾向ことを示している。平均値は正の相関であることから，全体とし温暖な地域が削減率に有利である。

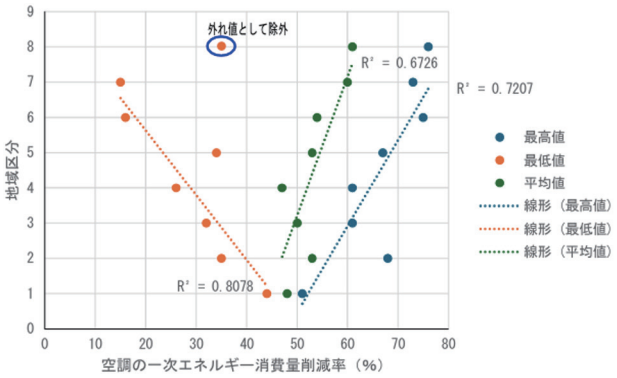

図 -6　地域区分と空調の一次エネルギー消費量削減率の関係

2)　空調の一次エネルギー消費量削減率（実績値）

(1) 実績値公開ZEB事業地

実績値は148事業地が公開されている。実績値は年度毎の報告であり，同一事業地の複数年の実績値が公開されている。本調査ではR１年～R6年までのデータを用い，位置の特定が可能であった事業地のみを対象とした。対象とした事業地は80事業地であり，うち地中熱，地下水利用は3事業地である。対象事業地を表-7，図-7に示す。なお，同一事業地の実績値は，最新年度の値を用いた。

表 -7　本研究で対象とした ZEB 事業地（実績 R1 ～ R5）

ZEB ランク	事業地数	事業地数（地中熱、地下水利用）
「ZEB」	1	1
NearlyZEB	13	
ZEBReady	66	3*
全ランク	80	4

＊ ZEBready の３事業地のうち２事業地は実績報告で NearlyZEB にランクアップしているが本研究では設計時の ZEB ランクで取りまとめた。

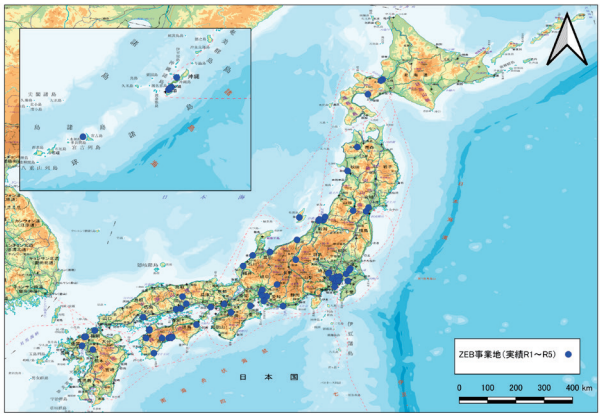

図 -7　ZEB 事業地（実績 R1 ～ R6）
背景地図：地理院地図（国土地理院）

(2) 空調の一次エネルギー消費量削減率（実績値）

実績報告ZEB事業地の空調の一次エネルギー消費量削減率を整理した。空調の一次エネルギー消費量削減率の分布

は図-8に示すとおりである。最も大きい削減率は92%であり，削減率70%以上の事業地は39事業地である。削減率70%以上の事業地を表-8に示す。

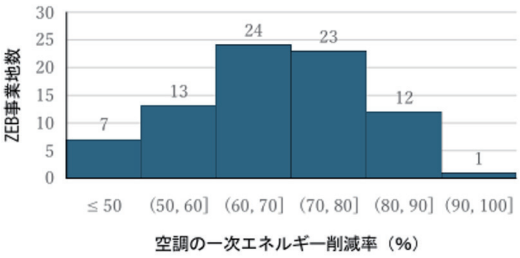

図 -8 空調の一次エネルギー消費量削減率の分布

表 -8 空調一次エネルギー消費量削減率 70%以上の ZEB 事業地

ZEB リーディング・オーナー登録番号	建物所在地（都道府県）	地域区分	地形分類		空調の一次エネルギー消費量削減率（%）		ZEB ランク
			地域版	詳細版	設計値	実績値	
ZEB2019L-00016-P	福岡県	6	低地	扇状地	60	70	ZEB Ready
ZEB2020L-00015-P	東京都	6	台地・段丘	台地・段丘	55	79	ZEB Ready
ZEB2020L-00001-P	新潟県	5	低地	自然堤防	35	81	ZEB Ready
ZEB2020L-00020-P	大阪府	6	丘陵・小起伏地	山地	64	74	ZEB Ready
ZEB2020L-00007-P	高知県	7	低地	氾濫平野	53	83	ZEB Ready
ZEB2021L-00004-P	新潟県	5	低地		41	76	ZEB Ready
ZEB2021L-00024-P	福岡県	6	丘陵・小起伏地	山地	50	76	ZEB Ready
ZEB2022L-00026-P	愛知県	6	低地	氾濫平野	55	74	ZEB Ready
ZEB2019L-00024-P	北海道	2	低地	後背低地・湿地	68	79	ZEB Ready
ZEB2019L-00013-P	東京都	6	低地	氾濫平野	49	81	ZEB Ready
ZEB29L-00050-P	埼玉県	6	低地	氾濫平野	58	86	ZEB Ready
ZEB2021L-00029-P	東京都	6	台地・段丘	台地・段丘	67	78	ZEB Ready
ZEB30L-00004-P	愛媛県	6	丘陵・小起伏地	台地・段丘	70	88	ZEB Ready
ZEB30L-00026-P	東京都	6	台地・段丘	台地・段丘	48	75	ZEB Ready
ZEB30L-00017-P	愛知県	6	低地	氾濫平野	59	70	ZEB Ready
ZEB29L-00052-P	奈良県	5	低地	扇状地	74	92	Nearly ZEB
ZEB29L-00037-P	沖縄県	8	台地・段丘		69	76	ZEB Ready
ZEB29L-00029-P	埼玉県	5	台地・段丘	台地・段丘	63	73	Nearly ZEB
ZEB29L-00040-P	兵庫県	6	低地	台地・段丘	40	73	ZEB Ready
ZEB29L-00050-P	東京都	6	低地	自然堤防	65	83	ZEB Ready
ZEB29L-00044-P	青森県	3	火山麓地形	台地・段丘	51	79	ZEB Ready
ZEB30L-00019-P	愛知県	6	台地・段丘	台地・段丘	57	75	Nearly ZEB
ZEB30L-00007-P	福岡県	7	低地	氾濫平野	59	84	ZEB Ready
ZEB30L-00005-P	高知県	7	低地	氾濫平野	58	83	ZEB Ready
ZEB30L-00018-P	東京都	6	低地	氾濫平野	74	85	Nearly ZEB
ZEB30L-00022-P	茨城県	5	台地・段丘	台地・段丘	45	74	ZEB Ready
ZEB30L-00009-P	沖縄県	8	丘陵・小起伏地		47	71	ZEB Ready
ZEB30L-00011-P	愛媛県	6	低地	氾濫平野	75	84	ZEB Ready
ZEB29L-00032-P	高知県	6	低地	氾濫平野	69	74	ZEB Ready
ZEB29L-00025-P	千葉県	6	台地・段丘	台地・段丘	50	80	ZEB Ready
ZEB29L-00028-P	高知県	7	低地	旧河道	38	70	ZEB Ready
ZEB30L-00001-P	三重県	6	低地	氾濫平野	58	72	ZEB Ready
ZEB29L-00024-P	埼玉県	5	台地・段丘	氾濫平野	57	73	ZEB Ready
ZEB30L-00003-P	新潟県	5	低地	後背低地・湿地	67	76	ZEB Ready
ZEB29L-00006-P	高知県	5	台地・段丘		39	76	Nearly ZEB
ZEB29L-00022-P	高知県	7	台地・段丘	台地・段丘	56	75	Nearly ZEB
ZEB29L-00024-P	宮城県	4	丘陵・小起伏地	山地	60	83	Nearly ZEB
ZEB29L-00035-P	愛知県	6	丘陵・小起伏地	山地	48	81	Nearly ZEB
ZEB29L-00030-P	高知県	7	低地	氾濫平野	46	78	Nearly ZEB

(3) 設計値との比較

空調の一次エネルギー消費量削減率の設計値と実績値を比較し，図-9に示す。

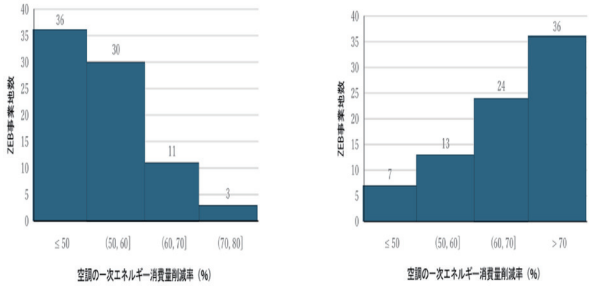

（設計値）　（実績値）

図 -9 空調の一次エネルギー消費量削減率の分布

空調の一次エネルギー消費量削減率は，70%以上の事業地が12倍，50%未満の事業地が約1/5となっている。削減率が増加した事業地は80事業地のうち76事業地であり，ほとんどの事業地で削減率が増加していることが分かった。

(4) 地域区分との関係

実績報告ZEB事業地の空調の一次エネルギー削減率の設計値および実績値と地域区分の関係を図-10に示す。

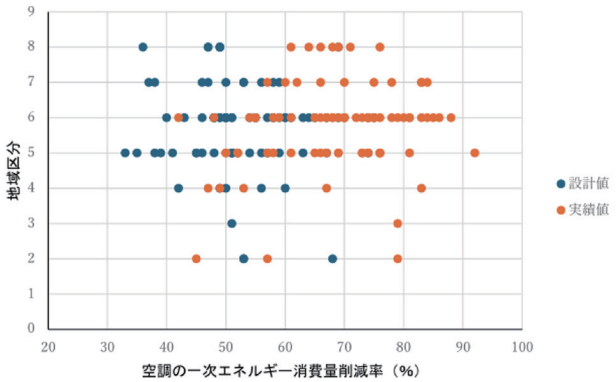

図 -10 空調の一次エネルギー消費量削減率の設計値および実績値と地域区分の関係

実績値では，概ね全ての地区で空調の一次エネルギー消費量削減率が増加している。実績値は大都市が含まれる地域区分5，6で報告数が多く，削減率の分布が広い傾向がある。全ZEB事業地の傾向と同様に温暖な地域で削減率の幅が広く寒冷な地域で狭い傾向であると推察する。

(5) 増加率

実績値の地域区分ごとの設計値からの増加率を表-9に示す。削減率100%を１とした場合の削減率平均値の差分を増加率として示した。

表 -9 地域区分ごとの削減率増加率

地域区分	空調の一次エネルギー消費量削減率（平均値　%）		
	設計値	実績値	増加率
1			
2	58	60	2
3	51	79	28
4	51	60	9
5	50	67	17
6	56	70	14
7	50	72	22
8	49	68	19

増加率が最も大きい地区は3地区，最も小さい地区は2地区である。なお，1地区は実績報告事業地がないため対象外とした。

3) 地中熱，地下水利用ZEB事業地の空調の一次エネルギー消費量削減率

地中熱，地下水利用52ZEB事業地の空調の一次エネルギー消費量削減率を整理した。空調の一次エネルギー消費量削減率の分布は図-11に示すとおりである。

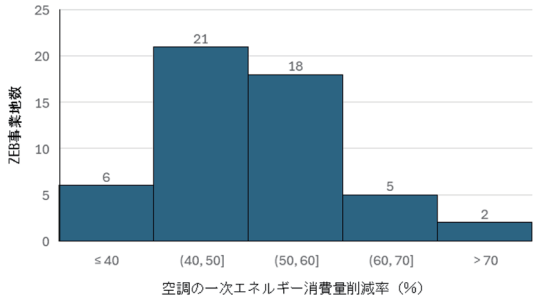

図 -11　地中熱，地下水利用 ZEB 事業地の空調の一次エネルギー消費量削減率分布

(1) 地区分類

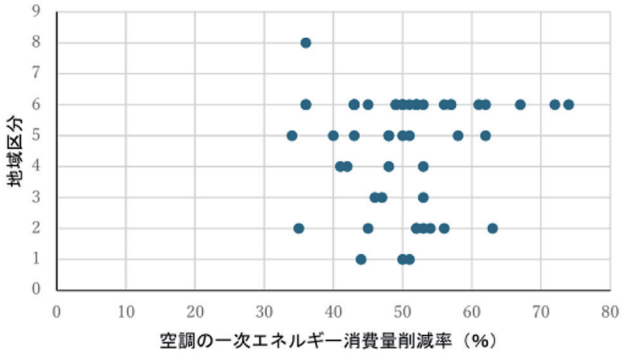

図 -12　地中熱，地下水利用 ZEB 事業地の空調の一次エネルギー消費量削減率と地域区分との関係

地中熱，地下水利用ZEB事業地の空調の一次エネルギー消費量削減率と地域区分との関係は，事業地数が少なく一概にはいえないが全ZEB事業所，実績値との関係と概ね同様と推察する。

(2) 実績値

地中熱，地下水利用ZEB事業地の実績値を表-10に示す。実績ZEB事業地80事業地中，地中熱，地下水利用事業地の実績値は4事業地のみである。

表 -10　本研究で対象とした ZEB 事業地（実績 R1 ～ R5）

ZEB ランク	事業地数	事業地数（地中熱、地下水利用）
「ZEB」	1	1
NearlyZEB	13	
ZEBReady	66	3*
全ランク	80	4

＊ ZEBready の 3 事業地のうち 2 事業地は実績報告で NearlyZEB にランクアップしているが本研究では設計時の ZEB ランクで取りまとめた。

地中熱，地下水利用実績ZEB事業地を表-11，図-13に示す。

表 -11　地中熱，地下水利用実績 ZEB 事業地

ZEB リーディング・オーナー登録番号	建物所在地（都道府県）	地域区分	地形分類		空調の一次エネルギー消費量削減率（%）		ZEB ランク
			地域版	詳細版	設計値	実績値	
ZEB30L-00017-P	愛知県	6	低地	氾濫平野	59	70	ZEB Ready
ZEB29L-00003-P	茨城県	5	台地・段丘	台地・段丘	52	50	ZEB
ZEB29L-00018-P	宮城県	4	台地・段丘	凹地・浅い谷	42	49	ZEB Ready
ZEB29L-00037-P	神縄県	8	台地・段丘		69	76	ZEB Ready

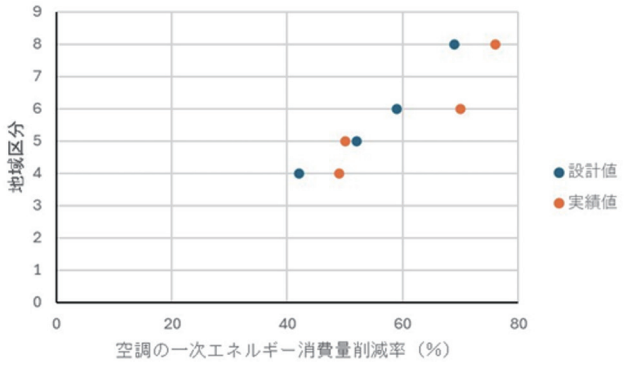

図 -13　地中熱，地下水利用 ZEB 事業地の空調の一次エネルギー消費量削減率（実績値）と地域区分との関係

設計値，実績値ともに温暖な地域で削減率が大きい正の相関（決定係数0.85）が認められるが，事業地数が少ないため検討が必要である。削減率は，ZEB29L-00003-P（茨城県）の事業地でわずかに減少するが概ね増加している。

4. 考察

4.1 地中熱，地下水利用による一次エネルギー消費量削減効果と地形分類

本研究では，地中熱，地下水利用による一次エネルギー消費量削減効果を，地形分類を指標として考察する。

地中熱利用は，空調の省エネ技術として効果的である。地下100m程度のボアホールに熱交換用のUチューブを挿入したクローズドループによる地中熱が欧州などを中心に普及しているが，日本は地下水が豊富であり，内田2018や坂田2020でも地下水の流れによる有効熱伝導率の上昇が日本では有効であるとしている。siiでZEBリーディングオーナー登録されている事業地はR5年7月で540事業地，そのうち建設地が特定できた事業地が519事業地である。519事業地のうち，地中熱，地下水利用の事業地は52事業地であり，全体の10%程度にすぎない。本研究で整理した地中熱，地下水利用事業地の地形分類を表-12に示す。

表 -12　地中熱，地下水利用 ZEB 事業地の地形分類

地形分類（地域版）	事業地数			
	地中熱	地下水利用	併用	合計
低地	22	5	2	29
台地・段丘	13	4	1	18
丘陵・小起伏地	3	0	0	3
山地	1			1
火山麓地形	1			1
合計	40	9	3	52

地中熱，地下水利用ZEB事業地52事業地のうち，低地，台地・段丘が47事業地と約90%を占める。台地・段丘の18事業地中，4事業地は境界地形である。境界地形は段丘中の狭小な谷部であったり，低地のうち扇状地に分類される地形である。地中熱，地下水利用ZEB事業地の空調の一次エネルギー消費量削減率の分布を，削減率ごとの地形分類と合わせて図-14に示す。

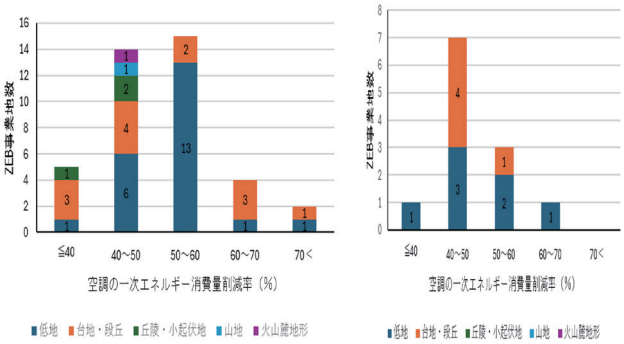

（地中熱）　（地下水利用）

図 -14　ZEB 事業地の空調の一次エネルギー消費量削減率の分布（地形分類）

地中熱利用事業地では空調の一次エネルギー消費量削減率が70%より大きい事業地が2事業地ある一方で，40%以下の事業地も６事業地確認した。削減率70%より大きい事業地と40%以下の事業地をそれぞれ表-13に示す。

表 -13　空調の一次エネルギー消費量削減率が 70%より大きい ZEB 事業地

ZEB リーディング・オーナー登録番号（ZEB ランク）	事業地（都道府県）	地形分類		空調の一次エネルギー消費量削減率（設計値）%
		地域版	詳細版	
ZEB2021L-00013-G（NearlyZEB）	福岡県	台地・段丘	自然堤防 ＊境界地形	72
ZEB30L-00018-P（NearlyZEB）	東京都	低地	氾濫平野	74

空調の一次エネルギー消費量削減率70%より大きい事業地は，低地と台地・段丘に地形分類（地域版）される。福岡県の事業地は，台地・段丘と自然堤防に地形分類され，本研究で定義した境界地形に区分する。台地や扇状地との境界付近は地下水の流れが期待できる地域であり，移流効果が有効熱伝導率を上昇させているとも推察する。地中熱設計時に用いる有効熱伝導率は原位置におけるTRT試験（サーマルレスポンステスト）や各地質区分に応じた一般値から決定される。一般値を用いた場合，設計値には地下水の移流効果は考慮されない。境界地形に地形分類した福岡県の事業地の実績値は公開されていないが，TRT試験などの試験値を用いた設計であることが推察できる。

表 -14　空調の一次エネルギー消費量削減率が 40%以下の ZEB 事業地

ZEB リーディング・オーナー登録番号（ZEB ランク）	事業地（都道府県）	地形分類		空調の一次エネルギー消費量削減率（設計値）
		地域版	詳細版	
ZEB2020L-00011-P（『ZEB』）	兵庫県	低地	氾濫平野	36
ZEB2020L-00037-P（『ZEB』）	茨城県	台地・段丘	台地・段丘	34
ZEB2020L-00040-P（Nearly ZEB）	茨城県	台地・段丘	台地・段丘	40
ZEB29L-00033-P（ZEB Ready）	沖縄県	台地・段丘		36
ZEB2020L-00012-P（ZEB Ready）	熊本県	丘陵・小起伏地	台地・段丘	36
ZEB29L-00001-P（ZEB Ready））	北海道	低地	扇状地	35

空調の一次エネルギー消費量削減率が小さい事業地は低地および台地・段丘に加え丘陵・小起伏地を含む。北海道の事業地は扇状地であり，地形的には移流効果が期待できるが設計値には反映されていない。地質状況，地下水状況にもよるが，低地，台地・段丘の事業地では設計時に移流効果が考慮されていないと推察する。

4.2 空調の一次エネルギー消費量削減率とZEB事業地の地質

ZEB事業地の地質は「国土地盤情報データベース」（一般社団法人国土地盤情報センター）から，近傍の地質データ（ボーリング　柱状図）を入手した。空調の一次エネルギー消費量削減率が70%より大きい3事業および削減率30%以下の事業地の地質を以下に示す

1) 空調の一次エネルギー消費量削減率が70%より大きい事業地の地質

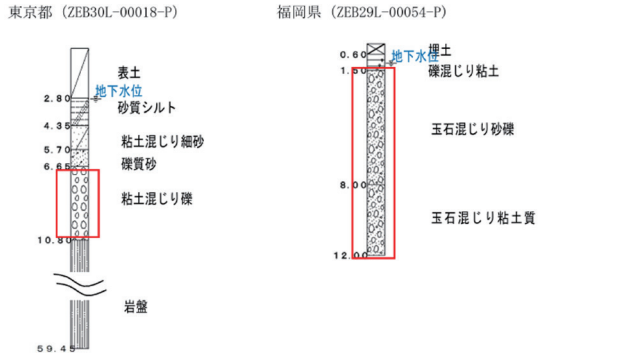

2事業地に共通している地質は，地下水位以下の飽和礫質土（赤枠）である。地中熱のボアホール深度，本数は不明であるが地下水の移流効果が期待できる地質であると推察する。

2) 空調の一次エネルギー消費量削減率30%以下の事業地の地質

茨城県（ZEB2020L-00040-P）の事業地は近隣の地質資料が入手できなかったため，他5事業地の地質を以下に示す。

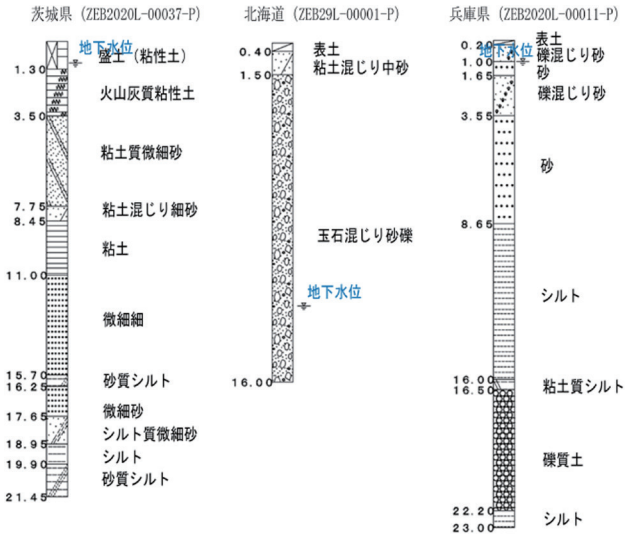

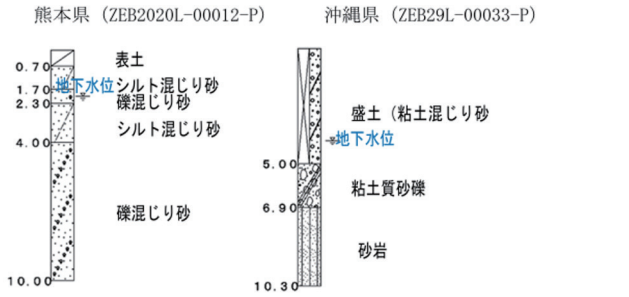

茨城県（ZEB2020L-00037-P）は，台地・段丘に地形区分され，地質も細粒分が多く地下水流れは小さいと推察する。北海道を除く3事業地（兵庫，熊本，沖縄）は，礫を含む粗粒土を含むが，地形分類で熊本は丘陵・小起伏地，沖縄は台地・段丘であり，削減率が大きい事業地がすべて低地であることからも地下水による効果は少ない地域であると判断する。兵庫県（ZEB2020L-00011-P）は低地に地形分類されるが，氾濫平野であり削減率の大きい事業地の特徴である台地・段丘，丘陵・小起伏地などに隣接する地域ではない。北海道（ZEB29L-00001-P）は，削減率が大きい事業地の地質（砂礫，玉石混じり砂礫）に類似しているが，空調の一次エネルギー消費量削減率は小さい（削減率35％）。空調は「地下水利用水冷式パッケージエアコン/地下水利用HPチラー」である。設計上空調の削減率を大きくしていない可能性もあり，地域特性をさらに生かすことが可能な事例として今後の課題としたい。

4.3 実績値公開ZEB事業地の空調の一次エネルギー消費量削減率と地形分類

本研究ではR１年～R6年の公開データのうち，事業地の位置を特定できた実績値公開事業地80事業地を整理した。図-15に示すように実績値は設計値から空調の一次エネルギー削減率が全体に増加する。地中熱，地下水利用ZEB事業地でも同様に実績値の増加が認められた。

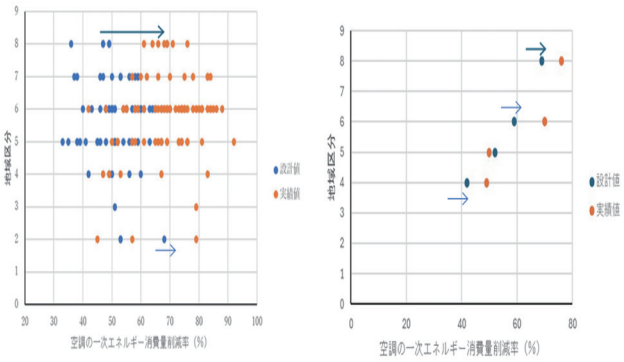

（全実績値）　（地中熱・地下水利用）

図 -15　空調の一次エネルギー消費量削減率の設計値および実績値と地域区分の関係

設計値は，地形や地質，地下水などの地域特性が考慮されているとは限らない。地中熱設計時に用いる有効熱伝導率は原位置におけるTRT試験（サーマルレスポンステスト）や各地質区分に応じた一般値から決定される。一般値を用いた場合，設計値には地下水の移流効果は考慮されていない。またTRT試験は，試験実施時期の地下水流れは考慮されるが，通年を通じた効果は考慮されていないため，設計値は実際の事業地のポテンシャルを低く見積もっている傾向があると推察する。実績値が公開されている地中熱，地下水利用ZEB事業地を表-15に示す。地中熱，地下水利用のZEB事業地で実績値が公開されている事業地は4事業地であり，愛知県と宮城県の事業地は地中熱，茨城県と沖縄県の事業地は地下水利用である。地形分類は，愛知県の事業地が低地（氾濫平野），茨城県，宮城県，沖縄県が台地・段丘である。空調の一次エネルギー消費量削減率の実績値は茨城県以外は設計値から増加している。特に愛知県の事業地は59％から70％と大きく削減率が増加しており，ZEBランクもZEBreadyからNearyZEBへランクアップしている。愛知県の事業地の地形は境界地形ではないが，台地・段丘に近接する低地（氾濫減平野）であり，一次エネルギー消費量削減率が大きい事業地の特徴と調和的である。削減率の上昇は，地下水の移流効果の影響であり，設計値に地下水の移流効果が考慮されていないことが原因のひとつと推察する。宮城県の事業地地形は“境界地形”に分類される。削減率の増加はわずかであるが，愛知県の事業地と同様に地下水の移流効果は考慮されていないことが推察できる。茨城県，沖縄県の事業地は，地下水利用の事業地であり，沖縄県は設計値の削減率も比較的大きい。茨城県の事業地は実績値が設計値と大きな変化はなく，地下水利用事業地の設計値は地下水の効果が考慮されていると推察する。

表 -15　地中熱，地下水利用 ZEB 事業地の空調の一次エネルギー消費量削減率

ZEB リーディング・オーナー登録番号（ZEB ランク）	建物所在地（都道府県）	地域区分	地形分類		空調の一次エネルギー消費量削減率（%）		地中熱、地下水利用
			地域版	詳細版	設計値	実績値	
ZEB30L-00017-P（ZEB Ready）（NearyZEB:R4 実績評価）	愛知県	6	低地	氾濫平野	59	70	地中熱
ZEB29L-00003-P（『ZEB』）	茨城県	5	台地・段丘	台地・段丘	52	50	地下水利用
ZEB29L-00018-P（ZEB Ready）	宮城県	4	台地・段丘	凹地・浅い谷	42	49	地中熱
ZEB29L-00037-P（ZEB Ready）（NearyZEB:R4 実績評価	沖縄県	8	台地・段丘		69	76	地下水利用

5. まとめと今後の課題

地中熱，地下水利用事業地実績値の多くは，設計値からの増加が認められる。このことは設計時のパラメーターに地形分類，地下水の移流効果などの地域特性が考慮されていないことが原因と推察する。実績値に近い設計値を計画することができれば，設備やボアホール本数，深度などの地中熱設備の初期費用を抑えることが可能であり，地中熱の普及へつながることも期待する。本研究で区分した“境界地形”の移流効果を検証することと，林業，酪農，漁業などの一次産業や，観光業などのZEB事業地ごとの地域特性を整理し，地域特性に適した脱炭素モデルを示すことを今後の研究課題としたい。

6. 謝辞

本研究の遂行にあたり，ご指導を賜りました大森教授に深く感謝申し上げます。また，研究に関して有益な助言やご協力をいただいた関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。
研究活動を支えてくださった家族や友人の励ましにも深く感謝いたします。

引用文献

[1] 阪田 義隆，長野 克則. 地中熱利用における課題と地下水学からのアプローチ. 地下水学会誌. 2020;62(4):515-24.
[2] 内田 洋平，吉岡 真弓，シュレスタ ガウラブ，黒沼 覚. 地域の地下水環境を活用した地中熱の研究. 地下水学会誌. 2018;60(4):475-82.

星形成銀河と活動銀河核の進化　及び 死んだクェーサー問題とダウンサイジングに関する研究

住江 伸吾†

Clarification of Dead Quasars and Downsizing of Galaxies with Evolution of Star Forming Galaxy and Active Galactic Nucleus

Shingo Sumie

1. はじめに

太陽質量（M⊙）の100万倍から10億超倍（10^6 M⊙～10^9 M⊙超）の質量を持つ超大質量ブラックホール（Super-Massive Black Hole：SMBH）は，マゼラン星雲のような矮小銀河を除くほぼすべての銀河の中心に存在し，クェーサー（Quasi Stellar Object：Quasar/QSO）やセイファート銀河（Seyfert）やライナー（Low-Ionization Nuclear Emission-line Region: LINER）などの活動銀河核（Active Galactic Nucleus: AGN）の輝きは，SMBHの周りの降着円盤に周辺のガスが質量降着して重力エネルギーが解放され，熱核融合の0.7%に比べて圧倒的に高い10%もの高効率で電磁波やジェットのエネルギーに変換されるためであることが明らかになった（Lynden-Bell 1969）。しかし，近傍宇宙でみられる星形成銀河（Star Forming Galaxy: SFG）とAGNの活動性の違い，初期宇宙での銀河やSMBHの形成過程，銀河とSMBHの共進化（Magorrian et al. 1998）などについては未解明な部分が多い（谷口 2014）。

特に，銀河の進化の観点からは，2つの大きな未解決問題がクローズアップされている（谷口 他 2012）。

1つ目は「死んだクェーサー問題」である。最も明るい部類のAGNであるクェーサーは，宇宙誕生後20億年～30億年（赤方偏移z=2～3）の遠方宇宙には多く存在するが，100億年以上経った近傍宇宙（z < 0.1）にはほとんど無いことが分かっている（Fan et al. 2001）。10億太陽質量（10^9 M⊙）を超えるSMBHは100億年程度では消滅しないので（Hawking 1975），クェーサーが近傍宇宙に無いことは不思議なことである。クェーサーの典型的な光度（単位時間当たりのエネルギー）は10^{45}erg/s～10^{49}erg/sであるため，対数光度は45～49，絶対等級は-23.7～-33.7となる。銀河の個数密度と赤方偏移zの明るさ別の変化（Ueda et al. 2003，Ikeda et al. 2012, Hasinger et al. 2005）で，クェーサーはz=2～3でピークとなり，現在に近づくにつれて減少して近傍宇宙にはほぼ存在しないことがわかる（図1）。

2つ目は「ダウンサイジング」である（Kriek et al. 2007, Ueda et al. 2003, Hasinger et al. 2005, Ikeda et al. 2011, Ikeda et al. 2012）。銀河の進化の過程では，小さい銀河が合体して大きな銀河に成長すると考えるのが自然であるが，観測によると，明るい（=大きい）銀河の個数密度のピークは宇宙初期で，暗い（=小さい）銀河ほど現在に近づくことが分かっている（図1）。すなわち，「大きな銀河ほど先に形成された」ということになり，銀河の進化に大きな矛盾が出てくる。

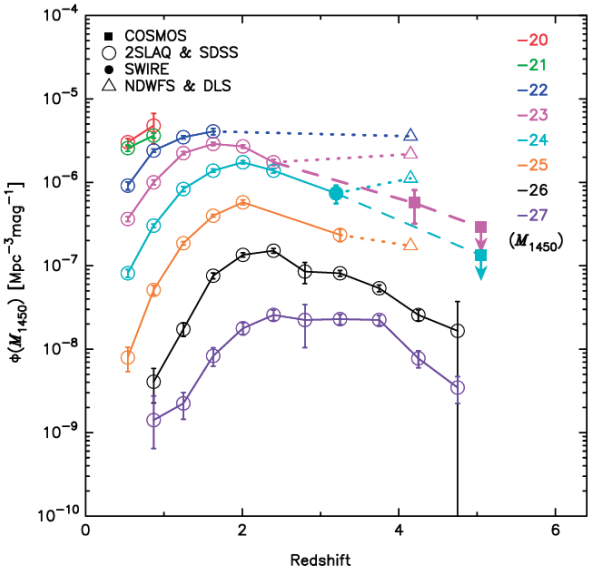

図１　銀河の個数密度と赤方偏移 z の絶対等級毎の変化（Ikeda et al. 2012 Fig.9：紫外線～赤外線）

銀河のマクロ的な進化は，観測値との対応により光度進化（Pure Luminosity Evolution: PLE）と密度進化（Pure Density Evolution: PDE）により説明されている。赤方偏移

†2023年度修了（自然環境科学プログラム）

が減少するにつれて明るいAGNの個数密度が減っていく現象を，光度進化では「AGNの光度が落ちていく」と考え，密度進化では「AGNの数が減っていく」と考える。実際には，光度進化と密度進化は並行して起きているとされている。一方，銀河の進化を引き起こすメカニズムには，下記の要因（A）と要因（B）が考えられる（谷口 2004）。

要因（A）「SFGが合体してAGNに変化」

メジャー・マージャー：巨大な渦巻銀河どうしの衝突により，星間ガスがぶつかり激しいウルトラ・スターバーストを誘起，大量に生まれた大質量星がガスを温めて，強い赤外線を放射する超高光度赤外線銀河ULIRG（Ultra Luminous Infrared Galaxy）が形成され，超新星爆発によるガスの放散によりクェーサー級の高輝度AGNが出現

マイナー・マージャー：渦巻銀河と衛星銀河の衝突により，衛星銀河の中心核はガスとともに渦巻銀河の中心核に落下して，高密度ガスの領域でスターバーストを誘起，ブラックホールへの質量降着が起きてセイファート銀河クラスの中輝度AGNを形成。

要因（B）「AGNの活動性が減少」

ガスの枯渇：AGNを光らせているのは銀河中心部のガスのSMBH（降着円盤）への質量降着で，2 $M_\odot$/年程度。中心部のガスは数万～数億$M_\odot$程度（谷口 他 2012）であるため，数万～数億年程度でガスは枯渇

ADAF：移流優勢流（Advection-Dominated Accretion Flow: ADAF）が形成されると，重力エネルギーの解放で発生した熱は放射で失われることなくSMBHに運ばれるため，放射光度は低下（Ichimaru 1977）

本研究では，SFGとAGNの様々な赤方偏移の宇宙での分布の概略傾向をつかむことにより，上記要因（A）（B）のメカニズムのどちらが支配的であるかを調査し，「死んだクェーサー問題」と「ダウンサイジング」という銀河の進化に絡む未解決問題について解釈することを目的とする。なお，本論文では表現が煩雑になることを避けるために，SFGを「星を作っている銀河，あるいは活動性を示さない銀河」，AGNを「活動銀河核，あるいは活動銀河核を中心に持つ母銀河」とした。

本研究を通じ，密度パラメータとしてΩ_m（バリオン＋ダークマター）=0.3，Ω_Λ（ダークエネルギー）=0.7，ハッブル定数H_0=70kms^{-1}Mpc^{-1}とした（二間瀬敏史 2002）。

2. 方法

2.1 SFGとAGNの放射光の特徴

活動性の観点から銀河の特徴をまとめると，AGNは高温の降着円盤から強い電磁波を放出して活動性を示す銀河であり，SFGはAGNのような活動性を示さない銀河ということができる。SFGとAGNの放射光の特徴を，連続光，水素原子の再結合線，イオンの高階電離輝線ごとに表1に整理した。

AGNでは，降着円盤の周囲には高速（高温）・高密度のガスプラズマから成る0.1pc程度の広さの広輝線領域（Broad Line Region: BLR）が形成され，高速で移動するガスによるドップラー効果によりFWHMで5,000kms^{-1}（500kms^{-1}～10^{4}kms^{-1}）という幅の広い広輝線（Broad Line: BL）を放出する。降着円盤から100pc～1Kpc程度離れたところには低速（低温）・低密度のガスプラズマから成る狭輝線領域（Narrow Line Region: NLR）が形成され，FWHMで400kms^{-1}（200kms^{-1}～900kms^{-1}）と狭い狭輝線（Narrow Line: NL）を放出する。AGNの1型はAGNをフェイス方向から観測した場合でBLRが見えるため，BLとNLの両方の輝線が現れる。2型はエッジ方向から観測し

表 1　SFG と AGN（1 型，2 型）が放射する連続光，水素原子の再結合線，イオンの高階電離輝線の特徴

放射光		SFG	AGN		備考
			1 型	2 型	
連続光		黒体輻射	シンクロトロン放射		AGN の放射はべき乗則
広輝線	水素原子再結合	無（低速）	Hβ 等	無（トーラス遮蔽）	1 型の BLR は>5, 000km/s と高速（高温）なため, Hβ などの広輝線を放射
	イオン高階電離	無（低温）	C_{IV}, C_{III}], Si_{IV}+O_{IV}]等	無（トーラス遮蔽）	再結合線と半禁制線]を放射，大きなドップラー幅のため，スペクトルが混合
狭輝線	水素原子再結合	Lyα, Hα, Hβ, Hγ 等	Lyα, Hα, Hβ, Hγ 等	Lyα, Hα, Hβ, Hγ 等	中心から 1Kpc 程度まで広がった水素原子ガスによるライマン系列やバルマー系列
	イオン高階電離	無	C_{IV}, Mg_{II}, [O_{III}], [N_{II}], [S_{II}], [O_I]等	C_{IV}, Mg_{II}, [O_{III}], [N_{II}], [S_{II}], [O_I]等	AGN の NLR は 2, 000cm^{-3} と低密度のため，許容線と半禁制線]と[禁制線]を放射

BLR：Broad Line Region（広輝線領域：幅広の再結合線と半禁制線]を放射）NLR：Narrow Line Region（狭輝線領域：幅狭の再結合線と半禁制線]と[禁制線]を放射）高階電離輝線の詳細：C_{IV}1549, C_{III}]1909, Si_{IV}+O_{IV}]（Si_{IV}394, 1403, O_{IV}]1402），Mg_{II}2798, [O_{III}]5008, [N_{II}]6585, [S_{II}]6718, [O_I]6302

た場合でBLRはダストトーラスに隠されて見えないため，輝線にはNLだけが現れる。クェーサーではほとんどが1型で2型は0.1%程度と非常に少ないが，セイファート銀河では1型が30%に対して2型は70%と逆転する（谷口 2004）。これは，クェーサーでは強い放射がトーラスを破壊する，あるいは高光度のAGNではトーラスが幾何学的に薄いため，クェーサーではBLRからのBLが隠されないためと考えられている（ピーターソン 2010）。一方，SFGでは降着円盤が働かないためガスは低速・低温で，放出される輝線は主として水素の狭輝線だけである。

2.2 BPT図によるSFGとAGNの分類と赤方偏移依存性

このような輝線の特徴を利用してSFGとAGNを分類する手法には，Lyα輝線の幅の違い（SFG：FWHM≦1,000kms^{-1}，AGN：FWHM>1,000kms^{-1}）を利用する方法（Zhang et al. 2021）や，高赤方偏移宇宙のクェーサーが生じるライマン・ブレークをtwo-color diagramにより検出する方法（Ikeda et al. 2011, Ikeda et al. 2012）や，可視光輝線診断図のBPT図（Baldwin et al. 1981）を用いる方法などがある。本研究では，SFGとAGNを分離できる上にAGNをセイファート銀河，ライナーに分離することができるBPT図を用いることにした。

BPT図は，AGNはSFGより高階電離輝線のフラックス（単位面積・単位時間あたりのエネルギー）が大きいことを利用する方法で，それぞれの銀河の禁制線である高階電離輝線と水素のバルマー輝線フラックスの比を2次元図にプロットし，境界線によって分けられる領域によりSFGとAGNに分離する。縦軸に電離度の高い禁制線[O_{III}]5008とHβ線のフラックス比，横軸に電離度の低い禁制線[N_{II}]6585とHα線のフラックス比をとる図がよく用いられる。

銀河の進化の様子を把握するため，0<z<6.5（現在～宇宙誕生後10億年）の幅広い赤方偏移の宇宙において，SFGとAGNの個数密度の赤方偏移依存性を調査した。

3. サンプル

赤方偏移が0.5を超えるとバルマー輝線が近赤外線領域に偏移してしまうので，BPT図をHα～Hβ領域で作成するためには，近赤外線での分光観測が必要になる。赤方偏移が大きいため銀河の見かけの明るさが暗くなることに加え，近赤外線は可視光よりも検出器の感度が低いので精密な観測が難しい。

地上からの観測では，多くの光を集められる8m～10mクラスの大口径望遠鏡が必要になる。また，同時にできるだけ多数の天体を分光するために，光ファイバーなどを用いた多天体分光による広視野観測が望ましい。このような条件を満たす望遠鏡/装置には，すばる望遠鏡のファイバー多天体分光器（Subaru Fiber Multi-Object Spectrograph: Subaru-FMOS）や，ケック望遠鏡の多天体赤外線分光器（KECK Multi-Object Spectrograph For InfraRed Exploration: KECK-MOSFIRE）があるため，各2つのデータベースを分析した。

2021年末に打ち上げられたジェームズ・ウェッブ宇宙望遠鏡（James Webb Space Telescope: JWST）は，高赤方偏移の宇宙を中心に探査している。本研究では，JWSTの観測データによる2つの新しい論文を分析した。

4. 結果

4.1 BPT図での境界設定とKartaltepe et al. 2015の分析（Subaru-FMOS）

BPT図におけるSFGとAGNの識別境界設定法には，固定境界法（Brinchmann et al. 2004）と可変境界法（Kewley et al. 2013a）があるが，SFGとAGNの個数密度の赤方偏移依存性を把握するという本研究には両法とも大差ないため，計算処理が容易な固定境界法を選んだ。また，分離式の係数には，Brinchmann et al. 2004のFigure 1.に示されている2本の境界線に合致する値とした。その結果，SFGとCMP（Composite）の境界線は，

$$\log\left(\frac{[OIII]5008}{H\beta}\right) = \frac{0.61}{\log\left(\frac{[NII]6585}{H\alpha}\right)-0.07} + 1.30 \quad \text{式 1（青線）}$$

となり，CMPとAGNの境界線は，

$$\log\left(\frac{[OIII]5008}{H\beta}\right) = \frac{0.61}{\log\left(\frac{[NII]6585}{H\alpha}\right)-0.48} + 1.24 \quad \text{式 2（赤線）}$$

となった。

Kartaltepe et al. 2015 Table 2について，各z範囲についてBPT図を作成して，SFGとAGNの個数を求めた（図2）。

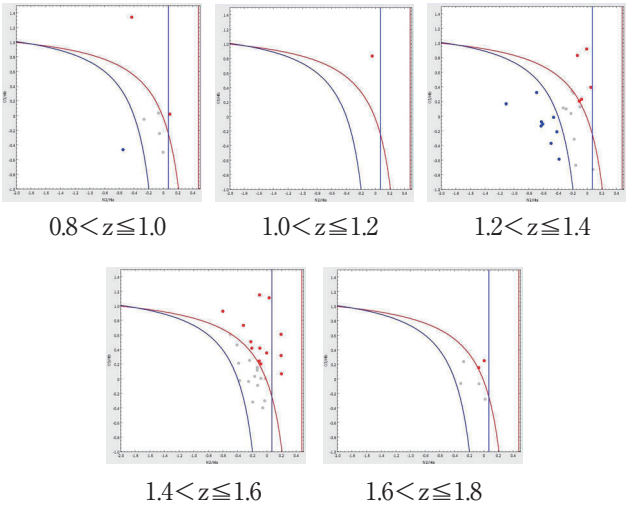

図２　５つのｚ範囲における BPT 図
青：SFG, 赤：AGN（Kartaltepe et al. 2015 Table 2）

図2から求めたSFGとAGNの個数を個数密度に変換するために，各z範囲の最小zと最大zに対応する共動距離（Comoving Radial Distance: CRD）を半径とする球殻の体積を求め，サーベイ面積（COSMOSは2deg^2）の全球面

積（41253deg^2）との比率を乗じてサーベイ体積を求めた。結果を図3に示す。SFGは低zに，AGNが高zに分布する傾向を示した。

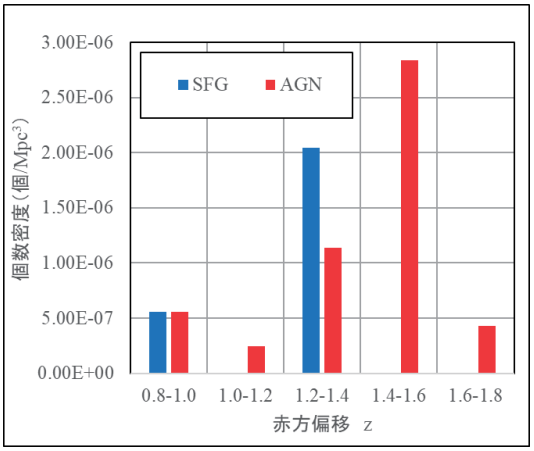

図３　SFG と AGN の個数密度の z 依存性（Kartaltepe et al. 2015 の Table 2）

4.2 FMOS-COSMOS-CATALOG-2019の分析（Subaru-FMOS）

本カタログには，4輝線のFLUX（erg s^{-1} cm^{-2}）と共にFLUX_ERR（erg s^{-1} cm^{-2}）が記入されていたため，S/N（FLUX/FLUX_ERR）の違いによるSFGとAGNの分布の傾向を把握するために，S/N≧3，S/N≧5，S/N≧10の3種類について分析した。ここでは，S/N≧5について，各z範囲のBPT図（図4）と，個数密度のz依存性（図5）を示す（サーベイ面積は1.7deg^2）。

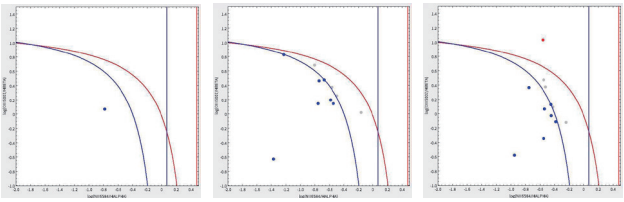

1.2＜z≦1.4　　1.4＜z≦1.6　　1.6＜z≦1.8

図４　S/N ≧ 5 における 3 つの z 範囲での BPT 図（FMOS-COSMOS-CATALOG-2019）

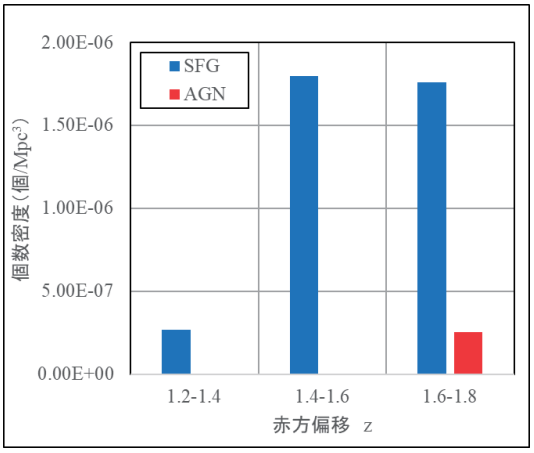

図５　S/N ≧ 5 における SFG と AGN の個数密度の z 依存性（FMOS-COSMOS-CATALOG-2019）

S/N≧5ではSFGは1.2＜z≦1.4，1.4＜z≦1.6，1.6＜z≦1.8の3領域に分布し，AGNは1.6＜z≦1.8の領域にのみ分布した。AGNはSFGより高z領域に存在する傾向は，他のS/Nでも同様であったが，S/Nが向上してデータの信頼性が高まるとより顕著になった。これらのことから，1.2＜z≦1.8の宇宙において，AGNはSFGより高z領域に分布すると考えられる。

4.3 MOSFIRE-KBSSの分析（KECK-MOSFIRE）

Steidel et al. 2014のTable 1に記載されたzが2.0＜z≦2.6の天体251の中で，[O$_{III}$]5008，[N$_{II}$]6585，Hα，Hβの4輝線が測定できている天体168個について，0.2刻みの3つのz範囲（2.0＜z≦2.2，2.2＜z≦2.4，2.4＜z≦2.6）に分けてBPT図を作成し，それぞれについてSFGとAGNを分類した（図6）。個数密度のz依存性を図7に示す（サーベイ面積は0.13deg^2）。

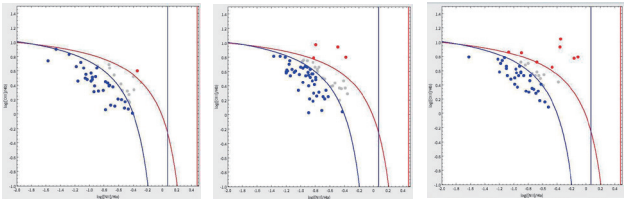

2.0＜z≦2.2　　2.2＜z≦2.4　　2.4＜z≦2.6

図６　3 つの z 範囲での BPT 図（MOSFIRE-KBSS）

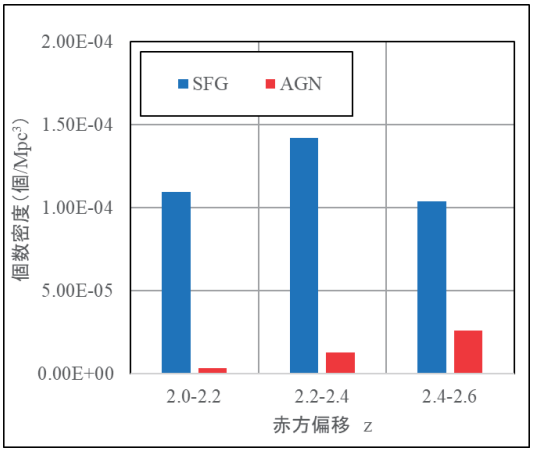

図７　SFG と AGN の個数密度の z 依存性（MOSFIRE-KBSS）

図7より，SFGは2.0＜z≦2.2，2.2＜z≦2.4，2.4＜z≦2.6の各z範囲に大差なく分布するが，AGNは高zに向かうにつれて個数密度が増えることが分かった。分布のピークは，SFGは2.2＜z≦2.4であるのに対し，AGNは2.4＜z≦2.6以上であった。すなわち，2.0＜z≦2.6の宇宙において，SFGは低z領域に分布し，AGNは高z領域に分布することが分かった。

4.4 MOSFIRE-MOSDEFの分析（KECK-MOSFIRE）

本カタログには，[O$_{II}$]3727～[S$_{II}$]6733の16輝線について，INTERCEPT（erg s^{-1} cm^{-2}）～PREFERREDFLUX_ERR

（erg s^{-1} cm^{-2}）の22種類の情報が記入されていた。S/N（FLUX/FLUX_ERR）の違いによるSFGとAGNの分布の傾向を把握するために，BPT図による分析に必要な[O_{III}]5008，[N_{II}]6585，Hα，Hβの4輝線についてFLUX（erg s^{-1} cm^{-2}）とFLUX_ERR（erg s^{-1} cm^{-2}）の比を求め，S/N≧3，S/N≧5, S/N≧10，S/N≧15の4種類のS/Nについて分析した。ここでは，S/N≧10について，各z範囲のBPT図（図8）と，個数密度のz依存性（図9）を示す（サーベイ面積は0.13deg^2）。

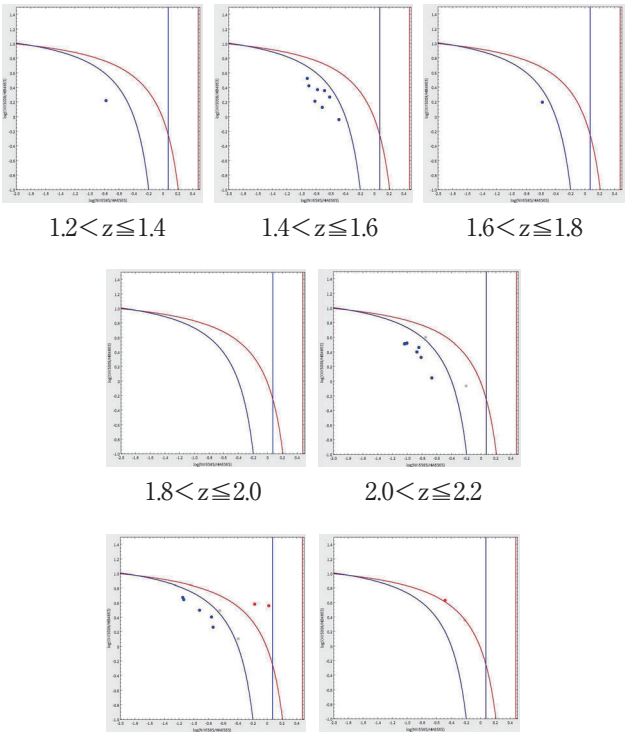

図 8　S/N ≧ 10 における 7 つの z 範囲での BPT 図（MOSFIRE-MOSDEF）

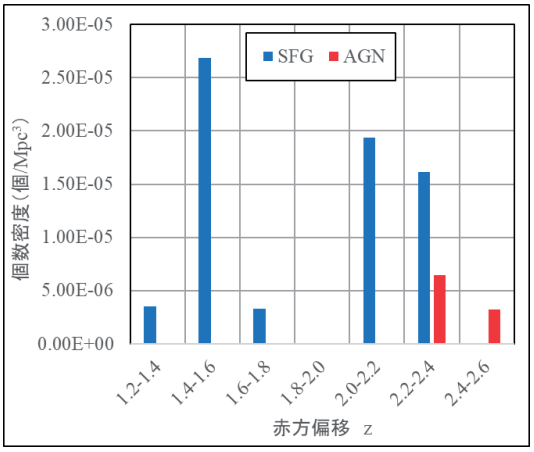

図 9　S/N ≧ 10 における SFG と AGN の個数密度の z 依存性（MOSFIRE-MOSDEF）

S/N≧10で は，SFGは1.2＜z≦1.4，1.4＜z≦1.6，1.6＜z≦1.8，2.0＜z≦2.2，2.2＜z≦2.4の5領域に分布し，AGNは2.2＜z≦2.4及び2.4＜z≦2.6の2領域にのみ分布した。また，S/N≧15では，SFGは1.2＜z≦1.4, 1.4＜z≦1.6, 1.6＜z≦1.8, 2.2＜z≦2.4の4領域に分布し，AGNは2.4＜z≦2.6の領域にのみ分布した。すなわち，AGNはSFGより高z領域に存在する傾向を保有すると考えられる。一方，S/N≧3とS/N≧5の低S/Nでは分布の傾向は認められていないが，これは，ノイズの混入が影響していると考えられる。上記より，1.2＜z≦2.6の宇宙において，AGNはSFGより高z領域に分布すると考えられる。

4.5 JWST/NIRSpecによる高z領域の測定論文の分析

Sanders et al. 2023のFigure 3. には，z=2.0-9.3の164個の天体について様々な輝線の輝度比によるBPT図が掲載されている。本研究では，[N_{II}]6585BPT図（縦軸[O_{III}]5008/Hβ-横軸 [N_{II}]6585/Hα）と，[S_{II}] 6718BPT図（縦軸[O_{III}]5008/Hβ-横軸[S_{II}]6718/Hα）に着目し，様々なz範囲におけるSFGとAGNのz依存性を分析した。

[N_{II}] 6585BPT図，[S_{II}]6718BPT図とも，z範囲2.7≦z＜4.0では，2.0≦z＜2.7からzが増加したことでSFGが右上に移動し，SFG/AGN境界に更に近づいた。更にz範囲が増加して4.0≦z＜5.0や5.0≦z＜6.5になると，右上方向への移動傾向は曖昧になり，むしろ上方向に移動したように見える。これは，銀河が遠方に存在することからS/Nの良い[O_{III}]5008は測定できているが，[N_{II}]6585や[S_{II}] 6718の輝度が測定限界に近づいているためと思われる。いずれにしても，zが増加するとAGN領域に分布する銀河の割合が増え，またSFG/AGN境界線から離れた位置に存在するようになっている。SFGとAGNのz依存性は，定性的ではあるが図10のようになる。すなわち，低zではSFG>AGNであり，高zではSFG<AGNの傾向を有することになる。

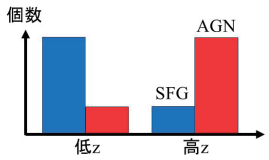

図 10 Sanders et al. 2023 の Figure 3 の [N_{II}] 6585BPT 図や [S_{II}] 6718BPT 図から得られる SFG と AGN の定性的な z 依存性

4.6 JWST/MIRIによる高z領域の測定論文の分析

Yang et al. 2023では，おおぐま座とうしかい座の間にあるExtended Groth Strip: EGS領域をJWSTのMIRIにより観測し，結果をCIGALEによるSEDフィッティング/モデリングを用いて分析することにより，銀河をSFG（本論文ではSFと記述），mixed，AGNに分類している。

Yang et al. 2023のFigure 3.から各z範囲及びSFGとAGNの個数を読み取って，サーベイ面積（9 $arcmin^2$）から求めたサーベイ体積により，SFGとAGNの個数密度を算出し，z依存性を図11に整理した。

図11からSFGとAGNの個数密度のzに対する傾向を見ると，SFGは低zではAGNより多くzの増加とともに減少す

るのに対し，AGNはzに関わらず概ね一定でz～3を超えるとAGNがSFGより多くなる傾向が読み取れる。すなわち，低zではSFGが多く，高zになるとAGNが多くなるという結果が得られた。

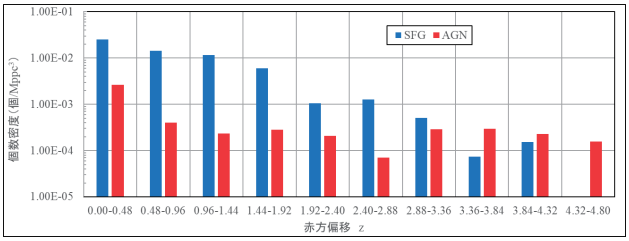

図 11　Yang et al. 2023 の Figure 3. から読み取った SFG, AGN の個数密度の z 依存性

5. 考察

SUBARU-FMOS, KECK-MOSFIRE, JWSTによるSFGとAGNの個数密度のz依存性から，サーベイ全体の傾向を抽出すると図12となる。

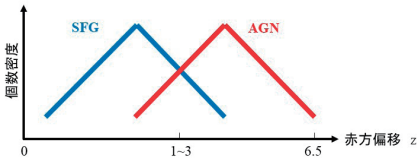

図 12　SUBARU-FMOS, KECK-MOSFIRE, JWST による SFG と AGN の個数密度の z 依存性（サーベイ全体の傾向）

図12から，下記の密度進化の傾向を読み取れる。

傾向（1）「SFGは低zに，AGNは高zに分布（z<6.5）」

傾向（2）「SFGとAGNの個数密度は，z=1～3で逆転」

最初に述べたように，銀河の光度進化と密度進化を引き起こすメカニズムには，

要因（A）「SFGが合体してAGNに変化」

要因（B）「AGNの活動性が減少」

があると考えられている。要因（B）のメカニズムには，ガスの枯渇，ADAFなどが考えられるが，本研究ではガスの枯渇に着目して，ガスの質量降着の速度とAGNの光度の関係について，簡単な計算で確認した。

銀河中心付近に存在する質量Mのガスが，SMBHの重力により降着円盤に質量降着して，そのエネルギーを電磁波（光度L_Q）として放出するとした場合，質量降着の時定数をτ，質量の電磁波への変換効率をη（0.1程度），光速をc，時間をtとすると，Aを定数として，

$$\frac{dM}{dt} = -\frac{M}{\tau} \quad \text{より，} M = A\exp\left(-\frac{t}{\tau}\right)\text{であるから，}$$

$$L_Q = \eta\left(-\frac{dM}{dt}\right)c^2 = \frac{\eta c^2 A}{\tau}\exp\left(-\frac{t}{\tau}\right)$$

$$\therefore\ \log(L_Q) = \log(e)\ln\left(\frac{\eta c^2 A}{\tau}\right) - \frac{t}{\tau/\log(e)} \qquad \text{式 3}$$

となる。Kartaltepe et al. 2015のFigure 1からzに対する光度の中央値を読み，横軸をzから宇宙年齢に変換したグラフを図13に示す。図13では，銀河の光度は宇宙年齢の増加とともに単調減少していて，16億歳～138億歳での光度減少の平均時定数τ_mは式3より，τ_m～15億年となった。ビッグバン後のある時点で銀河が一斉に生まれたとした場合，138億年後の現在において様々な赤方偏移zで観測される銀河はすべて誕生からの経過時間は同じであるが，電磁波の伝搬速度が有限であるためにzが大きいほど宇宙初期での姿を現すことになる。すなわち，

傾向（3）「生まれたばかりの銀河は明るく，時間の経過とともに暗くなっていく」

という光度進化の傾向を示している。

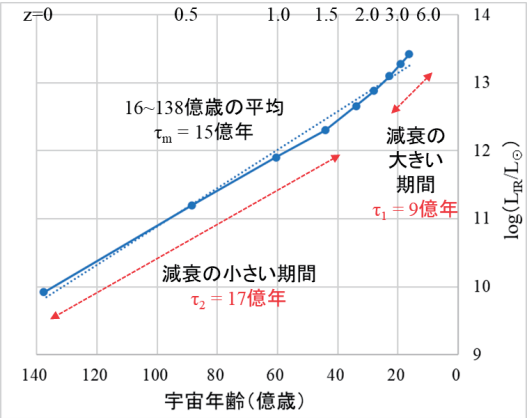

図 13　銀河の IR 光度と宇宙年齢
式 3 に従って質量降着の時定数 τ を導出

また，図13は2つの傾きの異なる減衰直線から構成されていて，宇宙年齢が16億歳～28億歳の「減衰の大きい期間（τ_1=9億年）」，及び44億歳～現在の「減衰の小さい期間（τ_2=17億年）」に分けることができる。AGNがSFGに変化してSFGが増えると，メジャー・マージャーやマイナー・マージャーにより銀河どうしの合体が起こり，要因（A）が一定の割合を占めるようになる。「減衰の大きい期間」も「減衰の小さい期間」も銀河の光度が単調減少していることから要因（A）より要因（B）の方が優勢であるが，「減衰の大きい期間」は要因（A）が少ないためτが小さく，「減衰の小さい期間」になるとSFGが増加して要因（A）増えてくるためにτが大きくなると考えることができる。

傾向（1）と傾向（3）を同時に満たし，初期宇宙で要因（A）によりSFGからクェーサーが形成される過程や，AGNの活動性が減少する過程，近傍宇宙でSFGからセイファート銀河などのAGNが再形成される過程を加えると，図14のモデルになる。このモデルについて，縦軸を個数密度，横軸をzで模式的にグラフ化すると図15のようになる。

5.1 ①AGN急増期（要因（A）>>要因（B））

図15の①AGN急増期は，宇宙が誕生（z=∞，0歳）してから最初にSMBHや巨大クェーサーが形成される（z=7,

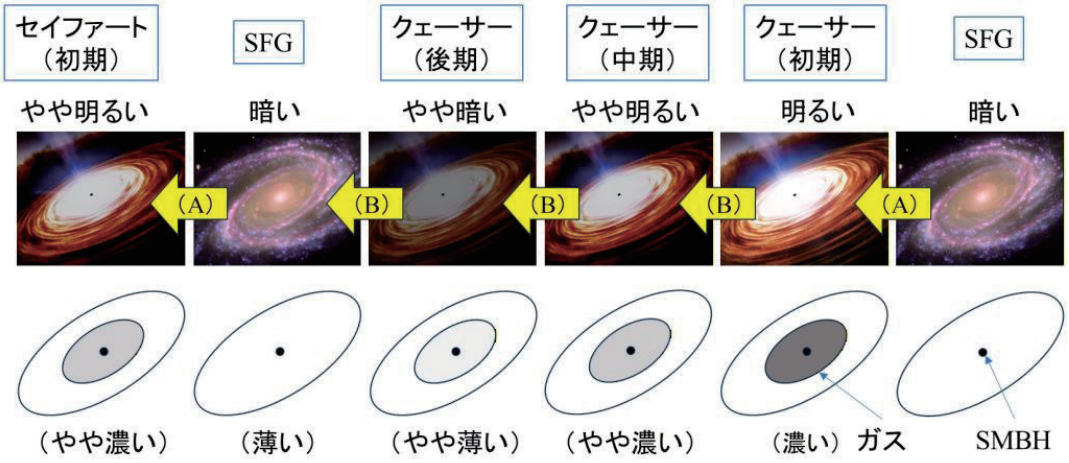

図 14　SFG とクェーサー・セイファート銀河・ライナーの変化

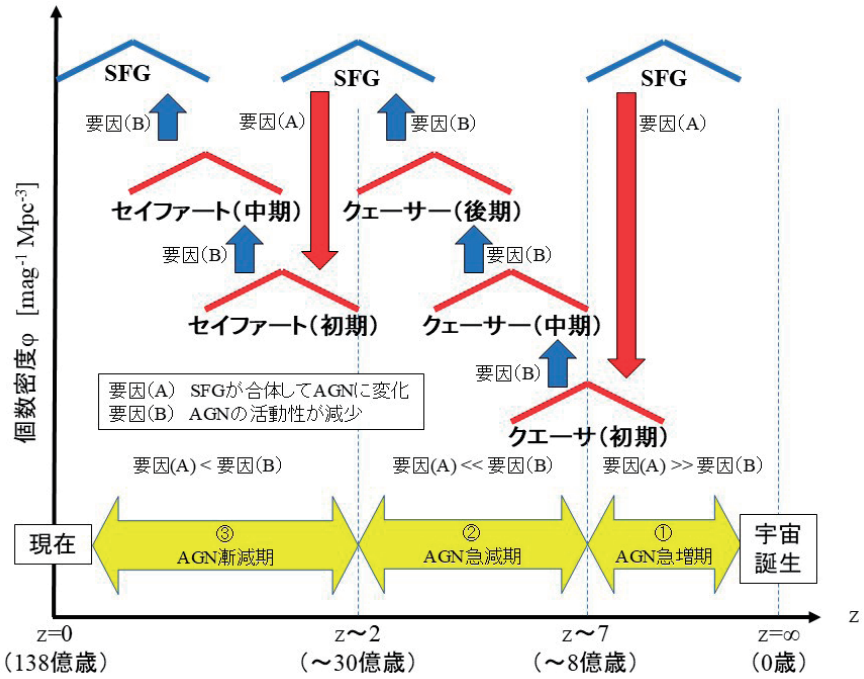

図 15　AGN の密度進化と光度進化のメカニズム

宇宙誕生後8億年）までの初期宇宙である。この時期は，1000M⊙程度の大質量星が誕生しやすく，大質量星は星団を形成してより個数密度の高い場所で連鎖的に合体を繰り返す「暴走合体」が起きる。「暴走合体」により超大質量星ができ，これらは短期間の内に超新星爆発を起こして100M⊙程度の中質量ブラックホール（Intermediate MassBlack Hole：IMBH）を残す。IMBHを種にしてガス降着と銀河の合体でどのように質量を増やせるかを調べたシミュレーションによると，宇宙年齢9億歳の頃までに10^9M⊙のSMBHができ，母銀河の質量は10^{12}M⊙（銀河系と同程度）となることが確認されている（Li et al. 2007）。

5.2 ②AGN急減期（要因（A）<<要因（B））

②AGN急減期は，①AGN急増期で形成されたAGNが活動性を失っていく時期と想定した（図15の減衰の大きい期間に対応）。降着円盤はガス粒子どうしの摩擦により熱せられ，数十万Kもの高温になるため，円盤中央部から強力なX線や紫外線が放射される。円盤の外側では温度は数千Kまで下がるため，可視光が放出される。また，電波銀河と呼ばれる銀河からは，電子と陽電子のペア・プラズマの流れである電波ジェットが噴出する。このようにして，母銀河中心部のガスは電磁波のエネルギーに置き換わるとともに，SMBHに飲み込まれてその質量を増加させることで消失していく。時間の経過とともにガスが消失していくと，式3に従って質量降着率（dM/dt）と光度L_Qが小さくなり，AGNの活動性が低下していくと考えられる。

傾向（2）「SFGとAGNの個数密度はz=1～3で逆転」は，図15のz～2の頃にSFGが増えたことで生じる。同様に，図1では暗い銀河が増えたz～2の頃に相当する。

5.3 ③AGN漸減期（要因（A）<要因（B））

③AGN漸減期では，②AGN急減期と同様にAGNが活動性を失って低光度の銀河に変化する過程は継続するが，②で再び形成されたSFGが合体してAGNに変化することによりAGNの減少は②より穏やかになり，銀河の光度減衰の速度は小さくなると考えた（図13の減衰の小さい期間に対応）。

地球から数億光年しか離れていない近傍宇宙で，波長1μm～1000μmの赤外線での光度が太陽1兆個分（$10^{12}L_{\odot}$）とクェーサーに匹敵する異常に明るい超高光度赤外線銀河ULIRGが多く見つかっている。それらは銀河本体から尾（腕）が出ている構造を持つものが多い。これらの尾は，複数の銀河が合体している，あるいは合体しつつある銀河に特徴的であることから，ULIRGは合体銀河であると結論づけられている（谷口 他 2012）。

大量にガスを含む渦巻銀河が合体すると，お互いの銀河に含まれていたガスが激しく衝突する。合体が進行するにつれてガスはさらに中心部に落ち込んでいき，ウルトラ・スターバーストを起こし，形成された若い大質量星からは強い紫外線や可視光が放射される。エネルギーを吸収して温まったダストからは強い赤外線が再放射され，外部から赤外線光度の異常に強い銀河として観察される。この状態がULIRGと解釈されている。一方，若い大質量星は，どんどん超新星爆発を起こして死んでいく（超新星バースト）。この時に発生した銀河風（スーパーウィンド）の影響で，合体銀河にあったガスやダストは銀河の外に吹き払われ，X線・紫外線・可視光で明るく光る中心核が見えてくる。これがクェーサーなどのAGNとして説明されている（カリテクモデル：Sanders et al. 1988）。また，渦巻銀河と衛星銀河の衝突で，セイファート銀河も形成される（谷口 他 2012）。

AGNの再形成の時定数をτ_xとすると，式4と図13のτ_1 = 9億年，τ_2 = 17億年を用いて，τ_x = -19億年となる。τ_xはSFGがAGNに変化するタイムラグであり，得られた19億年は，NASA Hubble Mission Team，2012の銀河合体の時間（約30億年）とオーダーは一致した。

$$\frac{1}{\tau_2} = \frac{1}{\tau_1} + \frac{1}{\tau_x} \qquad \text{式 4}$$

5.4 死んだクェーサー問題とダウンサイジングへの示唆

クェーサーのエネルギー源であるSMBHは，現在の宇宙年齢である138億歳程度では死なないのに，クェーサーが近傍宇宙には見当たらないのは，「クェーサーの中にSMBHは今でも存在するが，銀河中心部のガスが欠乏して降着現象が収まったことで普通銀河（SFG）として観測されているため」と理解することができる。

図1に示したように，光度の大きな（絶対等級の小さな）銀河ほど個数密度のピークは高z（初期宇宙）にあるため，明るい大きな銀河ほど先に形成されたように見え，それは合体による銀河の進化と矛盾するように感じられるが，「クェーサーが形成された後，ガス降着率が低下することにより暗くなっていき，暗いAGNの個数が増加する際に明るいAGNの個数が減少してそれぞれがピークを持つ」と考えると説明できる（図15）。明るい銀河ほど個数密度が小さいのは，明るいほどサーベイ体積が大きく換算されるためである。図1と，図15の②AGN急減期（～③AGN漸減期）が良く似ていることも，注目に値する。

6. まとめ

銀河の中心領域から強い電磁波を放射して活動性を示すAGN（活動銀河核）と，そのような活動性を示さないSFG（星形成銀河）を，固定境界法を用いたBPT図により分類したところ，SFGは低zに，AGNは高zに分布し，SFGとAGNの個数密度はz=1～3で逆転するという結果が得られた。また，銀河の光度は宇宙年齢の増加と共に単調減少し，生まれたばかりの銀河は明るかったが，時間の経過と共に暗くなっていくことがわかった。

上記より，初期宇宙でSFGが合体してクェーサーを形成，その後中心付近のガスが減って活動性が弱まってSFGに変化し，近傍の宇宙では再びSFGが合体してAGNを形成するというモデルを提案した。このモデルを用いると，「死んだクェーサー問題」や「ダウンサイジング」を説明できた。

謝辞

本研究をご指導いただいた放送大学教授の谷口義明様に深く感謝いたします。また，適格なアドバイスと数々のデータベースや論文を紹介いただいた東北大学准教授の村山卓様に心より感謝申し上げます。なお，谷口教授は2026年1月9日に逝去されました。衷心より谷口教授のご冥福をお祈り申し上げます。

参考文献

Baldwin et al. 1981, Publication of the Astronomical Society of the Pacific, 93, 5
Brinchmann et al. 2004, Monthly Notices of the Royal Astronomical Society, 351, 1151
Fan et al. 2001, AJ, 122, 2833
Hasinger et al. 2005, A&A, 441, 417
Hawking 1975, Communication in Mathematical Physics 43, 199-220
Ichimaru 1977, The Astrophysical Journal, 214, 840
Ikeda et al. 2011, The Astrophysical Journal Letters, 728, L25
Ikeda et al. 2012, The Astrophysical Journal, 756, 160
Kartaltepe et al. 2015, The Astrophysical Journal Letters,

806, L35
Kashino et al. 2019, The Astrophysical Journal, 241, 10
Kauffman et al. 2003, Monthly Notices of the Royal Astronomical Society, 346, 1055
Kewley et al. 2001, The Astrophysical Journal, 556, 121
Kewley et al. 2006, Monthly Notices of the Royal Astronomical Society, 372, 961
Kewley et al. 2013a The Astrophysical Journal, 774, 100 (September 10)
Kewley et al. 2013b The Astrophysical Journal Letters, 774, L10 (September 1)
Kriek et al. 2007, The Astrophysical Journal, 669, 776
Kriek et al. 2015, The Astrophysical Journal, 218, 15
Li et al. 2007, ApJ, 665, 187
Lynden-Bell 1969, Nature, 223, 690
Magorrian et al. 1998, Astron. J, 115, 2285
NASA Hubble Mission Team, 2012, https://science.nasa.gov/missions/hubble/nasas-hubble-shows-milky-way-is-destined-for-head-on-collision
Sanders et al. 1988, The Astrophysical Journal, 325. 74
Sanders et al. 2023, Draft version January 18, “Excitation and Ionization Properties of Star-forming Galaxies at z=2.0-9.3 with JWST/NIRSpec”
Shapley et al. 2015, The Astrophysical Journal, 801, 88
Shapley et al. 2019, The Astrophysical Journal Letter, 881, L35
Steidel et al. 2014, The Astrophysical Journal, 795, 165
Ueda et al. 2003, The Astrophysical Journal, 598, 886
Wang et al. 2021, Astrophysical Journal Letters, 907, L1
Yang et al. 2023, Submitted on 21 Mar. 2023 (v1), last revised 15 May 2023 (this version, v2) “CEERS Key Paper VI: JWST/MIRI Uncovers a Large Population of Obscured AGN at High Redshifts”
Zhang et al. 2021, The Astrophysical Journal, 922, 167
柏野 2017，天文月報，6月号，406
川勝　他　2011，日本物理学会誌，66，285
二間瀬敏史 2002,「なっとくする宇宙論」，講談社
ピーターソン 2010,「活動銀河核」，和田桂一ら訳，丸善
谷口 2004,「クェーサーの謎」，講談社ブルーバックス
谷口 他 2012,「巨大ブラックホールと宇宙」，丸善出版
谷口 2014，日本物理学会誌 69，744
谷口 他 2018,「銀河I　銀河と宇宙の階層構造」，日本評論社，シリーズ現代の天文学4

修士研究短報

日本語教育における「女ことば」
― 女性文末詞の使用に着目して ―

髙木 敬子†

"Women's Language" in Japanese Language Education: Focusing on the Use of Feminine Sentence-Final Particles

Keiko Takagi

1. はじめに

筆者は，以前から日本語教育の初級段階において，学習項目としても存在せず，教室でも教えることもない「～のよ」「～わよ」といった「女性文末詞」が聴解問題の中に漫然と出現していることが気になっていた。

先行研究によれば，日本語教材（教科書，聴解教材，試験問題）において，「女ことば」は，実社会の自然会話における使用の10倍以上の割合で出現していることが報告されている（水本・福盛・高田，2009）。学習項目としても存在せず，教室でも教えることもない「女ことば」が聴解問題の中に出現していて，果たしていいのだろうか。日本語学習者が「女性文末詞」を，女性はこのように話すものだ，話さなければならない，と思ったとしたら，それはそのまま看過していいものなのだろうか。

2024年4月から，認定日本語教育機関や登録日本語教員の制度が始まり，昨今の世の中のジェンダーに対する意識の変化の風潮も甚だしいが，日本語教育の教材は時代に追いついているのだろうか。

本稿では，外枠からの変化に対し，現状の教室の現場の日本語教育の中で，「女ことば」に焦点を当てて，現場の中でも時代の変化とともに変化が必要な点があれば，それを明らかにしたうえで，いくつかの提案を行いたい。

2.「女ことば」とは

国語学会編（1980）によれば，女性語の【特質】として7つが挙げられている。例えば，（1）女性特有の単語を使う，（2）漢語などの固いことばや野卑な，下品なことばを避ける，（3）間投詞や終助詞などの強意語を多く使う。女性特有のものがある，等々であるが，本稿では，上記の【特質】の中でも（3）の「間投詞や終助詞などの強意語を多く使う。女性特有のものがある」と書かれた部分の「終助詞」に着目する。

2.1「終助詞」の中の「女性文末詞」

国語学会編（1980）によると，終助詞とは，話し言葉の文末で頻繁に用いられているものだが，地域，性別，年齢による変種が多いとの記述がある。

本稿では，終助詞全般ではなく，終助詞の中でも，性別が「女性」であって，「女性」が用いる特徴的な表現である「～のよ」「～だわ」と言うような「女性文末詞」にのみ，焦点を当てる。

2.2「役割語」

金水（2014）は特定の人物像と強く結びついている言葉づかいについて「役割語」という概念を提示し，次のように述べている。

> ある特定の言葉づかい（語彙・語法・言い回し・イントネーション等）を聞くと特定の人物像（年齢，性別，職業，階層，時代，容姿・風貌，性格等）を思い浮かべることができるとき，あるいはある特定の人物像を提示されると，その人物がいかにも使用しそうな言葉づかいを思い浮かべることができるとき，その言葉づかいを「役割語」と呼ぶ。
>
> （p.205）

上記の定義によれば，女性特定の言葉づかいとされるものは，女性としての役割語と考えられる。日本語学会編（2018）は，類似の概念である，位相差，社会方言などでは，現実社会における話し手がいることが必須であるが，「役割語」は，現実の話し手がいるかどうかは問題ではなく言語面におけるステレオタイプ的知識の一種である，としている。であるならば，日本語学習者は女性特定の言葉づかいを聞いて，発話しているのは女性だと想起する知識を持つことまで求められてしまうということになる。

†2024年度修了（人文学プログラム）

2.3「女ことば」の歴史

中村（2012）によれば，『女ことば』は自然発生的に女性が使い始めて生まれたものではなく，つくられたものだという。明治5年の学制で，日本の女性が初めて公式に学生となったときは「女ことば」は存在しなかった。その後，明治12年に男女共学が廃止された。すると一部の女学生たちが「てよ」「だわ」「のよ」「こと」などの言葉づかいを始めた。いわゆる「てよだわ言葉」といわれるものだ。中村（2007）は，「女子学生は，「男女は等しく教育を受けるべき」であるが「女には男とは異なる役割がある」という矛盾に対するささやかな抵抗として，このような言葉づかいをはじめたのではないだろうか。」と述べている。その「てよだわ言葉」を今度は，言文一致小説の書き手がハイカラなイメージとして西洋の若い娘の翻訳に用いた。さらに，それを読んだ若い女性たちが使うことによって「てよだわ言葉」は普及していった。しかし，その言葉づかいは，良妻賢母教育の反抗とみなされ，それは身分の低い人達の言葉づかいから生まれたという理由をつけられ批判された。果てには軽薄とされ，国語としてみなされなかった。

ところが，第二次世界大戦が始まるとそれが一転した。植民地支配にあたり，「日本語の優秀さ」や「他国に対する優位性」を示すことが必要になると，「女ことば」は格上げされ国語に組み込まれた。「女ことば」は，天皇制国家の伝統あるものとされた。

やがて，第二次世界大戦に敗れたが，天皇が統治権を放棄して「象徴」として生き延びたように，女ことばも天皇制国家の伝統，大東亜の共通語の優位といった政治的意味を放棄し「自然の女らしさ」と結びつけられ「女性ことば」は生き延びた。

2.4「女性文末詞」の先行研究

村田（2018）は，母語話者にとって，規範的な位置づけとなる「学校教育における国語」の最初の段階，すなわち初等教育一年目の小学校の国語教科書で，「女ことば」を中心に広い意味で性別語がどのように提示されているのかを調査している。データの種類は，文部科学省検定教科書の小学校国語科用（一年生）上巻で，５つの出版社を選び5冊を調査対象資料としている。データの分析方法としては，各教科書ごとに人称詞ならびに女性専用の11の文末形式（「~~(だ)~~よ」，「~~(だ)~~ね」，「~~(だ)~~よね」，「わよ」，「わね」，「わよね」，「のよ」，「のね」，「のよね」，「の（断定）」「かしら」）が，何回現れたかを全数調査している[1]。

この調査の考察として，女性文末形式として選択した11の指標のうち，出現したのは，「~~(だ)~~よ」「~~(だ)~~ね」「わね」「のね」「の（断定）」「かしら」の6形式のみであった。それまでの研究で男女差の縮小傾向が明らかにされていたが，実際にこの調査を通じて，女児の発話に「だ」の使用が多いことが確認できたという。終助詞「わ」は衰退傾向にあると言われるが，母親の役割語として出現していること，母親の役割が「女ことば」によって象徴されている例が見られることも確かめられたと村田（2018）はまとめている。

次に日本語教材を扱ったものとしては，水本・福盛・高田（2009）がある。1994年から2006年の間に出版された日本語教材合計39種（教科書，聴解教材，試験問題）の調査において，「女性文末詞」は，実社会の自然会話における使用の10倍以上の割合で出現していることが報告されている。ただし，この研究は，2009年のもので，日本語能力試験（JLPT）も改訂前であり，また日本語教材の『みんなの日本語』も，改定前の古い版のものを資料としている。そのため，それ以降の日本語教育の教材の調査の余地はまだ残されているものと考えた。

2.5 女性文末詞の選定

本稿における「女性文末詞」の指標としては，金水（2014）が2010年以降と新しく，役割語について網羅されているため，そこに載っている「女ことば」を根拠とすることにした。また，さらに詳しく検討する必要がある際には，金水（2003）にも根拠を求めた。

表１　「女性文末詞」対照表

	女性文末詞	水本・福盛・高田（2009）	村田（2018）	金水（2003；2014）
1	だね	○	○	○
2	だよね	○	○	○
3	かしらね	○	○	○
4	てね			△
5	なさいね			○
6	のだ		○	○
7	のか（疑問）			○
8	のだね		○	○
9	のだよ	○	○	○
10	のだよね		○	○
11	だよ	○	○	○
12	てよ			△
13	わ	○		○
14	わね	○	○	○
15	わよ	○	○	○

前述の先行研究から，村田（2018）及び水本・福盛・高田（2009）で指標とされた女性専用文末形式と本稿で指標とした「女性文末詞」のまとめたものが表1である。（但し，村田（2018）の「わよね」に関しては，母語話者の国語教科書の調査での出現が「0」，且つ，水本・福盛・高田（2009）にも選出されていないため載せていない。）

本稿では，表の黄色部分の15形式を選択することとした[2]。

2.6「女性文末詞」の接続について

上記のように15形式を選んだが，「終助詞」との区別を

[1] 見せ消しで示してあるのは，終助詞「だ」の不使用（削除）である。
[2] 金水（2014）からの選定は○，金水（2003）からの選定は△とした。

明確にするためには，その直前につく品詞の接続についても整理をしなければならない。よって，表1をベースにその接続を表2にまとめた。

表2の1番の「ね」を例に用いて説明したい。そこで，①「おいしい」（形容詞）②「きれいな」（形容動詞）③「カバン」（名詞）の3つの品詞にそれぞれ「ね」を接続してみることにする。まず，直前の品詞が①「おいしい」（形容詞）について，最後に「ね」をつけると，「おいしいね。」となる。下線部の「ね」は，「ね」の直前の語が「おいしい」という形容詞であり，文としては成立するが，これは，男女ともに使用する終助詞の「ね」ということになってしまう。表2の1番を確認すると，金水（2003；2014）も水本・福盛・高田（2009）も「ね」が付されていても直前の品詞が，い形容詞ならば，「女性文末詞」とみなさないとしていることがわかる。村田（2018）は，「だ」の脱落としているが，仮に，「だ」を入れてみると，「おいしいだね。」となってしまう。よって，村田（2018）においても形容詞は「女性文末詞」とはみなさない，という解釈ができる。

次に，直前の品詞が②「きれいな」（形容動詞）や③「カバン」（名詞）の場合を考える。「ね」をつけると「きれいね。」や「すてきなカバンね。」となり，表2の金水（2003；2014）も水本・福盛・高田（2009）も「女性文末詞」とみなしている。村田（2018）が「だ」の脱落としているものにおいても，それぞれに「だ」を入れてみると，「きれいだね。」「すてきなカバンだね。」となり，男女共用のジェンダーレスな表現となる。村田（2018）も「だ」の脱落，「きれいだね。」「すてきなカバンだね。」を行うことにより，「きれいな」（形容動詞）や「カバン」（名詞）についた「ね」は「女性文末詞」であるとしている。よって，表2における接続の表現はそれぞれであるが，３つとも，何を「女性文末詞」とするかという点においては，同様のものを指していると言ってよい。

本稿では，文末詞をこのように定めた上で，初級の文法項目にない「女性文末詞」について，山内（2013）が「公式な学習（Formal Learning)」と分類するような場面でどの程度出現するのかを明らかにするために，日本語能力試験（JLPT）の公式問題集及び初級教科書の調査を行った。

3. 調査方法と資料

上記の調査を行うために，2.5 で選定した15形式が，どのくらい出現するのか，調査資料１と調査資料２を全数調査した。調査はまず，調査資料において，文末が本稿で定めた「女性文末詞」に該当するもの全ての抽出を行った。次に表2に則り，1文ずつ文末の直前がどのような品詞であるかを確認した上で，本稿で定めた15形式の「女性文末詞」に該当するかどうかを判定した。

3.1 調査資料１日本語能力試験（JLPT）公式問題集

これは，試験の主催元の国際交流基金，日本国際交流支援協会編が発行している日本語能力試験（JLPT）の公式問題集のN1～N5である。現時点では，2012年発行・2018年発行の2か年分が発行されており，本調査では，聴解試験部分（即時応答を除く会話部分）のみを調査対象とした。

3.2 調査資料２『みんなの日本語』初級Ⅰ・Ⅱ[3)]

『みんなの日本語』は，初級Ⅰは第1課～第25課，初級Ⅱは第26課～第50課という2冊セットになっている。内容はそれぞれの課ごとに「文型」「例文」「会話」「練習ABC」「問題」という構成となっておりこの構成は第1課から第50課まで変わらない。

本稿における調査は，その中の，会話形式になっている箇所である「例文」「会話」それから「問題」の中に組み込まれている聴解問題を対象とした。

4. 結果と考察

調査資料１と調査資料２いずれにも「女性文末詞」の出現が見られた。以降考察を行う。

4.1 調査資料1日本語能力試験（JLPT）公式問題集

レベル別に下から見ていくと，両年ともN5に出現はみられなかった。N4は，例文と2012年にそれぞれ1回だけ出現が見られた。2018年には「0」となっている。N１～N3は，2か年とも，すべてのレベルに出現しているのだが，レベルが上がるごとに出現が増加しているのではなく，N2に「女性文末詞」の出現が多いことがわかった。

表２「女性文末詞」の接続（直前の品詞）のまとめ

	女性文末詞	金水（2003；2014）	水本・福盛・高田（2009）	村田（2018）
1	ね	名詞、形容動詞の語幹（そうね、みたいね、ようねを含む）	名詞・な形容詞＋ね	「だ」の脱落
2	よね	名詞、形容動詞の語幹	名詞・な形容詞＋ね	「だ」の脱落
3	かしらね	文末（「かしら」を含む）		
4	てね	動詞の連用形　軽い命令の「～て」に「ね」が付く形。 「てよ」より柔らかい確認調になる。		
5	なさいね	命令形		
6	の	平叙文　文末　活用語の連体形（のね、のよ、のよねも同様）	動詞・い形容詞・な形容詞・名詞＋の	断定
7	の	疑問文　文末　活用語の連体形（のね、のよ、のよねも同様）	動詞・い形容詞・な形容詞・名詞＋の	
8	のね	文末　活用語の連体形	動詞・い形容詞・な形容詞・名詞＋の	
9	のよ	文末　活用語の連体形	動詞・い形容詞・な形容詞・名詞＋の	
10	のよね	文末　活用語の連体形	動詞・い形容詞・な形容詞・名詞＋の	
11	よ	断定の助動詞（「じゃ」「だ」「っす」など）を介さずに文末で直接	名詞・な形容詞＋よ	「だ」の脱落
12	てよ	動詞の連用形　軽い命令の「～て」に「よ」が付く形。		
13	わ	文末の動詞・形容詞・形容動詞・助動詞 （推量・意志・勧誘の助動詞「う」「よう」は除く）の後ろ		「わ」の付加
14	わね	文末の動詞・形容詞・形容動詞・助動詞 （推量・意志・勧誘の助動詞「う」「よう」は除く）の後ろ		「わ」の付加
15	わよ	文末の動詞・形容詞・形容動詞・助動詞 （推量・意志・勧誘の助動詞「う」「よう」は除く）の後ろ		「わ」の付加

[3)] 以降2冊合わせて『みんなの日本語』と表記する。

2か年の比較をすると，2012年に比べて，2018年の方が「女性文末詞」の出現がかなり減少していることが明らかになった。特に，2018年の問題において，N１とN4に至っては，「0」という結果であった。この結果から，N1～N5まで近年のジェンダーレスな社会の風潮に合わせて問題が考えられているのではないかと推察する。にもかかわらず，例文に同じものが使用されており，そこに「女性文末詞」が出現しているので，そこに対する配慮の余地は残されたままのようである。（図１）

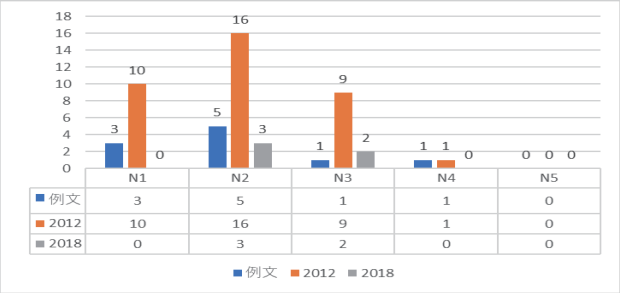

図１　日本語能力試験（JLPT）2012・2018 年の「女性文末詞」出現数比較

次に図２でまとめたのは，各レベルで出現した「女性文末詞」であるが，「だ」が脱落した形の「ね」に関しては，N1～N4まですべてに出現している。「のよ」もN1～N3まで出現がみられた。N1だけにみられたのは「かしらね」であった。「のよ」もN4以外では出現しており出現度の高い「女性文末詞」といえる。全体として，本稿で選定した15形式の指標において，「なさいね」以外は，すべて出現が確認できた。『みんなの日本語』を終了することで想定される日本語能力試験（JLPT）の合格はN4である。従って特にN4で出現が確認できた「ね」と断定の「の」について『みんなの日本語』に出てきているのか，次項の調査資料２の結果で確認をしておく必要がある。

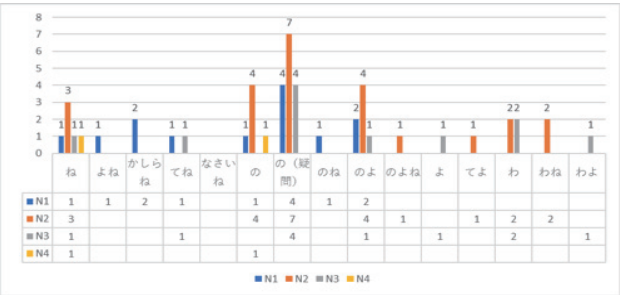

図２　各レベルで出現した「女性文末詞」

4.2 調査資料２『みんなの日本語』

下記の図3のとおり，『みんなの日本語』のⅠよりⅡのほうに多く「女性文末詞」の出現が見られた。ただ，初級の１冊目である『みんなの日本語』Ⅰの聴解に1回でも出現があったことは特筆すべき点だろう。総じて「会話」「聴解」「例文」の中で出現が圧倒的に多かったのは音声の「聴解」であった。文字として現れる部分（文字ベース）では，「会話」部分での出現は皆無であり，「例文」でも出現は1回だけだった。それは『みんなの日本語』Ⅱの第41課の例文の2でお母さんが子供に「だめよ。」と言い聞かせる表現であった。教科書の文字ベースとしての「女性文末詞」の出現は，それのみであった。

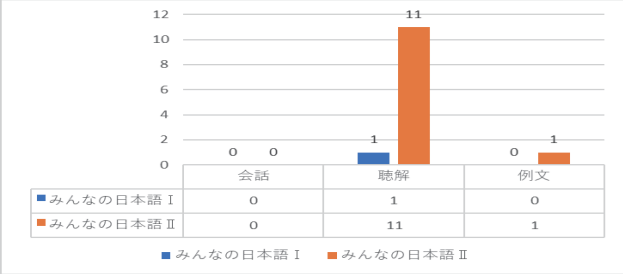

図３　『みんなの日本語』における「女性文末詞」出現箇所

ここで，問題にすべきなのは，圧倒的なシェアを誇る教科書の「聴解」部分に12回もの出現があったということだ。文字ベースではなく，「聴解」の問題で出現しているということは，そこに「刷り込み」が起こり得ると思われる。

また，調査資料１の日本語能力試験（JLPT）N4で出現が確認できた「ね」と断定の「の」について，それらが『みんなの日本語』に出てきているのか，確認をしておく必要があった。結果としては，文字ベースでの出現はなく，『みんなの日本語』Ⅱの「聴解」部分に「ね」が3回，断定の「の」が1回の出現がみられた。（図4）

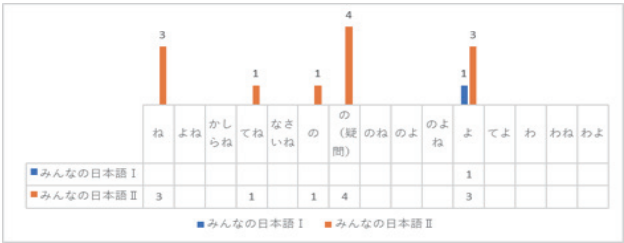

図４　『みんなの日本語』で出現した「女性文末詞」

よって，『みんなの日本語』の「聴解」で出現している「女性文末詞」が日本語能力試験（JLPT）の聴解問題N4でも出題されているということになり，その点においては整合性が取れていることがわかった。

最後に，調査資料１及び２で，どのような「女性文末詞」が使われていたのかをまとめる。

まず，調査資料１の日本語能力試験（JLPT）公式問題集では，選定した15形式のうち「だね」「だよね」「かしらね」「てね」「のだ」「のか（疑問）」「のだね」「のだよ」「のだよね」「だよ」「てよ」「わ」「わね」「わよ」の「なさいね」を除く14形式の出現が確認できた。

調査資料２の『みんなの日本語』では，選定した15形式のうち「だね」「てね」「のだ」「のか（疑問）」「だよ」の5形式の出現が確認できた。そのうちの「だよ」だけは，聴解の音声のみならず文字ベースで1回出現があった（先述した『みんなの日本語』Ⅱの第41課の例文の2でお母さん

が子供に「だめよ。」と言っている箇所）。それ以外は，調査資料１及び２の調査において，全て聴解という「音声」としての「女性文末詞」の出現であった。

初級では「女性文末詞」を教える文法項目が設けられていない。にもかかわらず，公式な学習（Formal Learning）に位置づけられる日本語能力試験（JLPT）公式問題集と『みんなの日本語』の聴解問題に「女性文末詞」が多く出現しているということが本調査で明らかになった。

5. おわりに

本稿で研究対象を「終助詞」ではなく，「女性文末詞」としたことには，理由がある。それは女ことばの歴史で見たとおり，「女性文末詞」には，女性に対する差別というものが内在しているからである（中村2007；2012）。

本稿の女性文末詞の調査の結果，日本語能力試験（JLPT）では少ないけれどもN4からの出現が認められたうえ，さらには，『みんなの日本語』においても出現が確認できた。『みんなの日本語』は，N4からN3の合格に相当するものである。ところが「女ことば」について教授する文法項目は設けられていない。教えてもいないのに，日本語能力試験（JLPT）の聴解問題に出現してしまうというのは，本来あってはならないことではないだろうか。「女性文末詞」が正式な教授項目に入っていないということは，現実には使われていない「役割語」にすぎないはずの「女性文末詞」が，それが「役割語」であるという意識をもたないまま，「女性文末詞」が「望ましい言葉づかい」として刷り込まれてしまう可能性が否定できない。

「女性文末詞」は単なる「役割語」ではない。女性差別を含んだ役割語なのであり，それを公式な学習の現場で使うことは，公式な学習の場に女性差別を持ち込むことに他ならない。

学習者が万が一，女性だからといってこういう言葉遣いをしなければいけない，あるいは使用することが期待されている，と思ってしまったら，それは実態とまず乖離する。そして，「女ことば」というもの自体が女性の差別と関わっているという観点から見れば，それを「刷り込み」という形で教えるのは決して望ましいものではない。

聴解問題であれば，男女の音声があれば，そこに「女性文末詞」は必要ではないだろう。改善の余地があるとすれば，「女性文末詞」に特徴的な「だ」の不使用をやめ，どちらも使用できるジェンダーレスな表現に改めればよいはずだ。社会の流れに沿って，日本語教育の中でも，「女性文末詞」の使用を控えていく必要があるだろう。

せっかく，日本語教育の法制度がようやく整い，動き出し，いまだかつてないほどの変革期を迎えたのである。これをきっかけに，次の段階として「公式な学習（Formal Learning）」である日本語能力試験（JLPT）と『みんなの日本語』に入り込んでいる差別用語である「女性文末詞」の使用についての処遇の議論が進むことを切望する。

謝辞

本論文の執筆にあたり，最後までご助言，ご指導を下さった大橋理枝先生に心から深く感謝を申し上げます。仕事の関係で休学期間を挟み，復学後も，やはり仕事との両立で果たしてやり遂げることができるのか不安でいっぱいでしたが，最後までやり遂げられたことは大橋先生のご指導のおかげにほかなりません。幾重にも感謝と御礼を申し上げます。

最後に，必死な私の姿を近くで応援し見守ってくれた家族，特に私の母に深く感謝します。有難うございました。

引用文献

金水敏（2003）『ヴァーチャル日本語　役割語の謎』岩波書店
金水敏編（2014）『<役割語>小辞典』研究社
国語学会編（1980）『国語学大辞典』東京堂出版
中村桃子（2007）『「女ことば」はつくられる』ひつじ書房
中村桃子（2012）『女ことばと日本語』岩波新書
日本語学会編（2018）『日本語学大辞典』東京堂出版
水本光美・福盛寿賀子・高田恭子（2009）「日本語教材に見る女性文末詞―実社会における使用実態調査との比較分析―」『日本語とジェンダー』第9号，11-26
村田年（2018）「国語教科書の中の「女ことば」：小学1年生用教科書（上巻）を資料として」『日本語と日本語教育』46，45-71
山内祐平（2013）「教育工学とインフォーマル学習」『日本教育工学会論文誌』37（3），187-195

調査対象資料

調査資料１日本語能力試験（JLPT）公式問題集
『日本語能力試験公式問題集N1』（2012）凡人社
『日本語能力試験公式問題集N2』（2012）凡人社
『日本語能力試験公式問題集N3』（2012）凡人社
『日本語能力試験公式問題集N4』（2012）凡人社
『日本語能力試験公式問題集N5』（2012）凡人社
『日本語能力試験公式問題集N1』（2018）凡人社
『日本語能力試験公式問題集N2』（2018）凡人社
『日本語能力試験公式問題集N3』（2018）凡人社
『日本語能力試験公式問題集N4』（2018）凡人社
『日本語能力試験公式問題集N5』（2018）凡人社
調査資料２『みんなの日本語』
『みんなの日本語』初級Ⅰ第二版（2012）スリーエーネットワーク
『みんなの日本語』初級Ⅱ第二版（2013）スリーエーネットワーク

YMOと，その時代。
― 1978年～1984年，ポップカルチャーについての考察 ―

中村 元信†

YMO and Its Age:
Exploring Pop Culture, 1978-1984

Motonobu Nakamura

1. はじめに

本論文は1978年～1984年の時代のサブカルチャーが，稀有な特徴を持っていたものだったことを検証するものである。元来サブカルチャーはメインカルチャーに対抗し，資本主義とは対立する文化であったが，1970年代後半学生運動が終息し，メインに対抗するサブの存在理由が薄れた。それに代わって現れたのが，資本主義を受け入れて楽しみを享受するサブカルチャーである。70年代後期～80年代初期のサブカルチャーは，大量消費の波に調和し，ポップカルチャーへと拡大したと考えることができる。さらにこの時期のポップカルチャーは1985年頃以降のポップカルチャーとは異なる。ポップカルチャーというと，1985年以降は〈大衆的な親しみやすいカルチャー〉であるが，1978年～1984年のポップカルチャーは，それに先立つ時代のサブカルチャーがもっていた先進性，高揚感，緊張感，熱量を保ちつつ，大量消費にも対応する形に変容したカルチャーである。85年以降はそういったものを失い，大量消費に飲み込まれた文化となってしまう。

本論文ではちょうどその時代に符合するかのように活躍したYMOにまず焦点を当てる。YMOは1978年11月にデビューし，1984年4月に散開した。本論ではYMOの深層を検証しながら，サブカルチャー～ポップカルチャーの変遷を多角的に（アート，ファッション，テレビなど）考察し，それらの有機的な繋がりを検証しその特性を解明する。

この期間，ユースカルチャーにおいてサブカルチャー・エリート（サブカルエリート）がヘゲモニーを握った。サブカルエリートは，商業主義を肯定し，ニューウェイヴ資本主義のアンテナとしての役割を果たしたと言える。サブカルエリートとは，時代の一歩先のサブカルチャーを発信するクリエイターであり，また時代を敏感に察知し，いち早くそのクリエイティヴを受容し拡散する一般人も指す。この時期のポップカルチャーは非常に特異なカルチャーだと考える。そこで1978～1984年のポップカルチャーを1985年以降のポップカルチャーと差異化するために，本論では〈ニューウェイヴ・ポップカルチャー〉とし，〈新しくてオシャレ〉〈早い＝時代を先取る敏感さ〉〈ポップ＝アート〉〈ポピュラー（大衆向け）〉と4つの点で定義する。ただしあまりにも大衆化が進めば，そのポップカルチャーが持つ先進性やアート性などの本質が失われることになる。

2. 突如出現した新たな音楽・YMO

YMOを作ったのは細野晴臣である。細野は1969年に日本語ロックの草分けとして伝説を生んだ，はっぴいえんどを結成。その後1977年に村井邦彦が創設したアルファとプロデューサー契約を交した。村井は世界に通用する音楽を目指しており，細野もそれに賛同しYMOを結成した。

YMOは当初からグローバル展開を視野に入れて作られたユニットである。なぜYMOがグローバルに展開し，日本で大ヒットとなり，ニューウェイヴ・ポップカルチャーの先駆者となったのか。YMOのメンバーのみならず，アルファの村井邦彦，川添象郎という二人の存在が欠かせなかった。

2.1 YMO誕生前夜～キャンティとアルファレコード

川添象郎の親である川添浩史が経営するイタリアンレストラン，キャンティが国際的文化サロンの場として大きく機能したことが，YMOグローバル化に繋がった。キャンティは1960年オープンし，創業者の川添浩史は川添象郎の父である。浩史は戦前より日仏文化交流を行い，戦後10年経たずしてその経験を生かし日本舞踊の海外興行のプロデュースを務めた。この経験が，村井と川添象郎へと伝承されYMOワールドツアーの成功に繋がる。

†2024年度修了（人文学プログラム）

キャンティはホスピタリティで多くの文化人・芸能人・将来有名になる若者で繁盛。細野も常連であり，海外の文化人も多く訪れ，国際文化交流を行った。

村井もキャンティの常連で，川添浩史からショウビズに対する薫陶をうけ，長男の象郎も海外のショウビズを学んでいたことから，象郎はアルファの取締役となりプロデューサーとなった。アルファは村井が大学卒業後1969年に立ち上げたレーベルである。村井は「自由な発想で音楽制作できる環境」と「自分たちの音楽を世界に広げること」を会社の目的とし，自分たちで原盤制作を手がけた。アルファは荒井由実を筆頭にヒットを飛ばす。細野は荒井の全アルバムに関わった。1977年に村井は〈世界進出〉という夢に向け，細野とプロデューサー契約を結ぶ。

77年細野のソロアルバムのレコーディングで高橋幸宏，坂本龍一の3人が偶然初めて集まった。このレコーディングで３人の息が一発でぴったりと合い，78年2月に細野は自分の家に坂本と高橋を招き，YMOの世界的構想を語り，坂本と高橋も同調した。YMOが世界進出に乗り出すそのコンセプトは〈無国籍〉であった。YMOのコンセプトでの無国籍と，「世界に通用する音楽は〈ディスコ・ミュージック〉」という村井の音楽観およびキャンティのコスモポリタニズムとの間には，少しズレがある。しかし細野は「東京」をコスモポリスにするべく，アジアを中心にした〈無国籍〉をコンセプトに据えたのである。コンセプトのズレを包摂しながら創作することで，YMOはグローバルなYMOとなり得たのである。

2.2 デビューとワールドツアー・日本で大ブーム

YMOのレコーディングは村井も川添も全く関わることができず，細野，坂本，高橋の3人だけで行われた。出来上がった音楽は奇妙な電子音が縦横無尽に駆け巡るサウンドで〈いまだかつてどこにもない音楽〉であり〈どこの国にも属さない無国籍なサウンド〉であったが，あまりにも奇抜で，発売数もヒットには程遠く，テレビもラジオも扱わなかった。

しかし村井は同時期，アメリカの大手レコード会社A&Mと双務契約を結んだ。A&Mはカーペンターズなどビッグアーティストを多く抱える。そのA&Mのアーティストを日本で売るだけではなく，アルファの音楽もA&Mからアメリカで売ると言う双務契約である。日本で売れなくてもアメリカでのヒットはできると読んだ村井は，A&MにYMOのアメリカ版のアルバムを発売させる。細野はYMOが創り出す新しい音楽を，世界全てに聴かすことができれば，少数にはYMOの音楽は理解されると信じていた。

79年A&M アメリカ本社内では8月に行う人気バンドの前座にYMOの出演という提案が出た。それを聞いた村井は即決し，急遽アメリカでの３日間のYMO出演が決まった。公演は盛り上がり，川添はそれをヴィデオに収録し，帰国後それを編集しMVとして，9月に発売されたセカンドアルバムの店舗でのPRに活用した。

一方で欧米でのワールドツアーが10月から始まった。このツアーで，村井と川添による徹底的なYMOのブランド化が行われる。飛行機はファーストクラス，移動はリムジンを用意した。村井は川添浩史の経験談を聞かされ，東洋の貧相なアーティストが安宿に泊まっている，と見られないようVIP待遇をしたのである。記者も大勢同行させた。結果的にワールドツアーは商業的には成功とはいえないものだったが，記者たちは「YMOが世界を魅了した」かのように凱旋記事を書いた。

日本でその記事を見て，店舗でMVを見たサブカルエリートは「欧米で大人気となったYMO」に注目し，アルバムの売り上げが急速に伸びた。YMOが帰国した11月には最新でオシャレな音楽として，YMOはメジャーになっていた。80年に入りライヴアルバムが出ると，YMOは国民的大ブームとなる。サブカルだったYMOが突然誰もが知るメジャーとなったのだ。ニューウェイヴ・ポップカルチャーへの昇華である。ところが80年秋に2度目のワールドツアーを終えたYMOは人気への戸惑いを覚えていた。その戸惑いを一掃すべく81年に難解なアルバムを出す。

2.3 音楽的先鋭性の第二形態

ニューアルバム『BGM』を聴いた多くのファンは愕然とする。暗く，メロディに乏しく，ノイジーで，期待していたものとは真逆のサウンドだったのだ。YMO結成当初からYMO自体のコンセプトはアルバムごとに常に変わってゆくと言っていたことを，そのまま実践したに過ぎない。しかし変化の振り幅がファンの想像をはるかに凌駕するものであった。多くのファンは離れ，アルバムの売り上げは伸びず，A&Mの契約も終了となった。ところがそのサウンドは大音量で聴くとアヴァンガルドな実験的要素がふんだんに盛り込まれている最先端の音楽であった。それゆえヨーロッパの少なからずのニューウェイヴバンドにも影響を与えた。

3人のYMOへのモチベーションはさらに上がる。11月にリリースされたアルバム『テクノデリック』では3人の息がぴたりと合い，サンプリングなど新たな技術を用いて，民族音楽とノイズと生活音，トランシーバーから多様な言語が飛び交う。膨大な実験とテクノロジーと，抜群の感性でまとめられた見事なアルバムとなった。

地域や時代をコラージュし“この世にあらざる音色”“どこの民族にも所有されず逆に世界のどこでも共有される音楽”というコンセプトを実現したものであった。販売数は『BGM』を下回ったが3人の中では満足できる作品だった。

これで3人はYMOを解散する気になったがアルファの村井は会社として継続しヒットを出すことを願った。妥協点は82年のYMO音楽活動休止，83年再開であった。

2.4　82年に3人が行なった異種交流

2月に坂本はRCサクセションの忌野清志郎とコラボをし「い・け・な・いルージュマジック」を発売。YMOとは音楽性が全く違う忌野清志郎とのコラボは話題となり大ヒットとなる。異種格闘技というべきこの挑戦から，音楽性の幅が広がり，新たなファン層の獲得を生んだ。

3人はさらに驚くべき行動に出る。テレビの特番にYMOは突如として漫才トリオとして登場する。〈テクノ〉を自虐的に利用した諧謔であることは明らかである。そこで披露されたのは，坂本が高橋の，高橋が細野の，細野が坂本のものまねをするなどというネタである。YMOのパーソナルな部分まで〈シャレ〉にしてしまったのである。ポップカルチャーはただ漫然と資本主義に利用されるのではなく，逆に資本主義を利用することで真髄を発揮する。YMOのオリジナル自体をパロディ化して，ポップの資本主義に対する姿勢を具現化したのである。

坂本にとって最大の経験は，初めての俳優経験と，映画音楽制作である。『戦場のメリークリスマス』の撮影が行われ，デヴィッド・ボウイ，坂本龍一，ビートたけしの異色のキャスティングは化学反応を起こした。ビートたけしはその後映画監督として活躍し，坂本は映画音楽に目覚める。その後『ラスト・エンペラー』をはじめ多くの映画音楽に携わることになった。『戦場のメリークリスマス』はボーダーを取り払った結果，新たな芸術的可能性とビジネスの可能性が微笑んだ時代の最良の産物なのだ。異種格闘コラボに新しい市場があると気づかせた力が80年代ニューウェイヴの力である。

2.5　83年の変貌～散開

1983年5月，音楽活動を再開したYMOが発表したのは歌謡曲「君に、胸キュン。」であった。パステルカラーのサマーセーターを着て楽器も弾かず歌番組に登場した３人は，おじさんアイドルとしての活動を宣言。サブカルエリートが仰天した。いきなりマスの王道である歌謡曲に乗り込んだのである。これはYMOによるキッチュの試みといえる。徹底的に大衆を題材として，懐古主義的な面を持ち合わせて作られたキッチュな作品，それが「君に、胸キュン。」なのである。キッチュは1980年代初頭，ポストモダンアートとして日本を席巻した。この流行をいち早く取り入れることで，やはりYMOは時代の最先端であることを証明したのである。この曲が大ヒットの後，YMOは解散を発表する。

散開ツアーのステージは〈ナチス〉を彷彿させる舞台で，衣装も〈ナチス〉を想起させる。これはパスティーシュである。〈ファシズム〉を肯定しないが，ファシズムに潜む社会心理的メカニズムに，あえて問いを投げかけた〈散開〉だったと考える。YMOは，ファシズムまでもポップでオシャレな存在として扱い，それが受け入れられたことになる。YMOのこの〈軽さ〉も，ニューウェイヴ・ポップカルチャーの重要な核のひとつなのである。

3. 都市，アート，ファッション

ほぼ同時期（1978-1984），YMOのようなニューウェイヴ・ポップカルチャーが，音楽以外の分野にも出現したと考える。そのようなポップカルチャーを，都市，アート，ファッションについて，資本主義との関わりから考察する。

3.1 ニューウェイヴ・ポップカルチャーの発信都市

70年代後半からニューウェイヴ・ポップカルチャーの中心地は渋谷である。渋谷は1964年東京オリンピックの再開発から変容し，70年代には多くのライヴハウスやレコード店，楽器店が開業し，サブカルエリートたちが集まるようになる。さらに西武セゾングループの進出が大きい。パルコに代表されるファッションビルに，ファッションに敏感なサブカルエリートが集まるようになりオシャレな街へ変貌した。西武百貨店は広告戦略に，サブカルの世界からコピーライター糸井重里を招く。1980年〈じぶん、新発見。〉という糸井のキャッチコピーと共に西武はイメージ広告を展開する。その後1981年〈不思議、大好き。〉に繋がり，1982年の〈おいしい生活。〉で西武百貨店の広告戦略は成功を収める。当時〈おいしい〉という形容詞は料理や食材にのみ用いられた言葉であり新鮮な驚きを与えた。糸井の広告コピーは，流通が〈モノを売る〉のではなく，〈新しい生活イメージを売る〉という堤の戦略を的確に表していた。ニューウェイヴの資本主義とサブカルの協働が生まれたのだ。

3.2 ポップなアート

60年代アメリカでムーヴメントとなったのが，アンディ・ウォーホルに代表されるポップアートである。日本ではその精神を生かしてガラパゴス的進化を遂げたアートが80年代に現れた。それが〈ヘタウマ〉である。ヘタウマは，本当は絵が上手いのに，わざと下手なように描かれた絵を意味する。その手法は1970年代に自然発生的に生まれたもの。ヘタウマという分野が認識されたのは，1980年の湯村輝彦の漫画『情熱のペンギンごはん』と言える。一見稚拙なデッサンと，歪んだ構図は，不思議なアート性を持っていた。アメリカでのポップアートは絵の様式（スタイル）ではなく，概念（コンセプト）のアートである。ヘタウマの概念は大衆でありキッチュである。それはハイカルチャーとローカルチャーの垣根を崩すことであり，その点においてもポップアートの精神に通じるものがある。湯村をきっかけにヘタウマはブームとなった。ヘタウマは日本人の気質から発生したと考えられる。技巧をひけらかせたりしない恥の文化，謙虚さの文化である。「ヘタウマ」というスタイルが，渋谷のローカル文化再編のなかで公用語化した。このような日本のガラパゴス文化はのちにマンガやアニメのように海外でも注目され，それが〈クール〉であると評価されるようになる。

3.3 個性的ファッションの登場

ファッション界では早くから日本人がグローバルな活躍をした。そのパイオニアは森英恵であり，山本寛斎，高田賢三，三宅一生などが70年代にグローバルに活躍した。しかしそれはハイカルチャーであった。

サブカルエリートが注目したのが〈東洋の衝撃〉として1981，1982のパリコレで西欧のファッションデザイン界に大きな衝撃を与えた山本耀司，川久保玲であった。それまでのデザイナーは高級が故に華やかな色彩を提示していた。それを否定するように，あえて黒を基調としたモノトーンのデザインを突きつけた。またシルエットはそれまでのパリコレでは，ボディラインをどう華麗に表現するかに重きを置いていたが山本と川久保の提示はあえて肉体を隠すシルエットで，ジェンダーを隠蔽するモードであった。穴の空いたボロは日本の侘び寂びの美を表現したものである。この精神は先述のヘタウマにつながるものである。あえてアシンメトリー，あえてボロは日本人の美学を西洋に突きつけることとなり，絶賛を受けたのである。

サブカルエリートは，新しいファッションのムーヴメントにいち早く注目した。パルコがまず反応し，1982年にDC（デザイナーズ＆キャラクターズ）ブランドを店舗に取り入れた。デザイナーズブランドとキャラクターズブランドはコンセプトが違うが，この時には両者とも同列にDCブランドという一つの記号として展開されたのである。パルコに続きマルイ，原宿ラフォーレ，東急109にDCブランドが店舗を構え，DCブランドブームが一挙に沸き立つ。DCブランドを着ることは，「個性的なオシャレ」であり，同時に他者との「差異化」を見せつけるものであり，資本主義に堂々と乗っていることを誇示するものであったといえる。

4. ニューウェイヴ・ポップカルチャーの時代感覚と脱構築

4.1 テレビが拡散した時代の空気感～軽薄短小～

1980年，フジテレビの『THE MANZAI』をきっかけに空前の漫才ブームが起こる。オシャレでポップな演出で，漫才に全国の若者を惹きつけた。少し遅れて始まった『オレたちひょうきん族』は若手の芸人が，コントにアドリブを入れるという，サブカル的意欲で溢れていた。裏に『8時だョ！全員集合』という国民的人気番組があり，最初は苦戦したが1年半後には視聴率で追い抜き，やがて常勝状態となる。この現象はエッジーなサブカルがマスに向けて拡散し始める兆候だ。徹底的に完成されたコントであるドリフに対して『オレたちひょうきん族』はアドリブの要素を入れることで〈偶発的な笑い〉を生み出すコント番組である。この〈偶発的要素〉が80年代の時代感覚であり，82年ごろにはそれがマスカルチャーとなったのである。規制緩和が正義であると感じさせる〈空気〉。なんでもありの世界に憧れる〈空気〉。マスの人間が脱領域化に敏感に反応する〈空気〉。こうしたカルチャーは軽薄短小と呼ばれた。テレビがマスメディアにも関わらず，ニューウェイヴ・ポップカルチャーの担い手として機能していたのは，そういう意味でこの時代特有の現象である。マスもサブも〈何が起こるかわからない期待感〉〈面白ければそれでいい〉というアドリブ性にエキサイティングな期待を持っていたのである。

その中で1982年からタモリ司会の『森田一義アワー笑っていいとも！』が始まった。タモリはそれまで，夜のイメージのあるサブカル芸人であった。そのサブカル芸人が，正午から始まるテレビの王道番組の司会になったのだ。これもまたサブカルからメインカルチャーへの変容であり，ニューウェイヴ・ポップカルチャーへの転換である。タモリが作った「根クラ」「根アカ」の二項対立は，表層的に明るく振る舞おうという強迫観念にもなった。サブカルエリートは，周りから一目置かれる存在でありながら，ともすればマニアックで「根クラ」と評価されかねない綱渡りの存在となってしまった。サブカルエリートが，文化的ヘゲモニーを1980年代中期に失ったことは，そういったマスカルチャーの精神・風潮が要因であると考える。

4.2 ファッションにおけるニューウェイヴ・ポップカルチャーの脱構築

DCブランドのニューウェイヴ・ポップカルチャー性が薄れてきたのは84年秋物くらいからである。それまではそれぞれのブランドが個性を際立たせていたのだが，その頃から「この秋はこれがおすすめ！」とブランドが足並みを揃えてひとつのブームを仕掛けるようになった。もはやDCブランドを着ることがサブカルエリートでも何でもなく，ポップカルチャーとして，一般大衆が熱狂するブームとして拡大していく。サブカルエリートはファッションにおいて，DCブランドから離れ，マスカルチャーのヘゲモニーを失うとともに，ファッションは流行に追随するマスカルチャーになったのである。

4.3 歌謡曲とサブカルのミックス

マスである歌謡曲に対峙するものがサブカルであった。サブカルの中でも〈オシャレで最先端〉のものは80年代にはニューミュージックとしてカテゴライズされるようになる。そのニューミュージックと歌謡曲を邂逅させたのが松田聖子である。80年デビューの頃は職業作家の曲を歌っていた松田だが，81年からニューミュージックの作家の曲を歌うようになる。10月に発売された「風立ちぬ」の作詞は松本隆，作曲は大瀧詠一で，はっぴいえんどのメンバーの組み合わせである。その後も松田はニューミュージック作家との協業を続け，歌謡曲とニューミュージックを脱構築しポップミュージックへと昇華させる。ここでもサブカルの先進性や個性は抜け，マスミュージックとなる。邦楽界

ではニューウェイヴ・ポップカルチャーはポップカルチャーとして大衆に広く支持されるジャンルとして脱構築されたのである。

5. 結論

ホンダ，ソニーと並んで文化でもYMOはグローバルになりかけた。しかし資本主義という波に飲み込まれそうになったので散開し，波から降りた。他の文化のジャンルでも波に飲み込まれ，大衆的なメインに拡散してしまったものも多い。この1978年～1984年のニューウェイヴ・ポップカルチャーとはサブカルの先進性とオシャレさを持ち合わせ，サブカルエリートがヘゲモニーをとった稀有な時代だといえよう。

しかし日本のサブカルチャーは今日でも大きな可能性を秘めていると考える。それがグローバルな視点から見た日本人独特の感性であり，伝統とテクノロジーを駆使した日本の力だと考える。今後も日本のサブカルチャーの可能性を追求していく。

6. 参考文献

大塚英志『「彼女たち」の連合赤軍——サブカルチャーと戦後民主主義』東京，角川書店，2001年
小林信彦『笑学百科』東京，新潮社，1982年
近藤正高『タモリと戦後ニッポン』東京，講談社，2015年
坂口昌章『ポストDC時代のファッション産業』東京，日本経済新聞社，1989年
坂本龍一『音楽は自由にする』東京，新潮社，2009年
鈴木哲也『セゾン——堤清二が見た未来』東京，日経BP社，2018年
田中雄二『電子音楽in JAPAN』東京，アスペクト，2001年
田中雄二『シン・YMO』東京，DU BOOKS，2022年
富澤一誠『ニューミュージックの衝撃』東京，共同通信社，1979年
永江朗『セゾン文化は何を夢見た』東京，朝日新聞出版社，2010年
野地秩嘉，『キャンティ物語』東京，幻冬社，1997年
藤井丈司『YMOのONGAKU』東京，アルチスパブリッシング，2019年
『別冊宝島885号——音楽誌が書かないJポップ批評30』東京，宝島社，2003年
細野晴臣『レコード・プロデューサーはスーパーマンをめざす』東京，CBS・ソニー出版，1979年
牧村憲一，藤井丈司，柴那展『渋谷音楽図鑑』東京，太田出版，2017年
松木直也『アルファの伝説——音楽家村井邦彦の時代』東京，河出書房新社，2016年
宮台真司編『サブカル真論』東京，ウェイツ，2005年
宮台真司，石原英樹，大塚明子『増補サブカルチャー神話解体』東京，筑摩書房，2007年
村井邦彦『音楽を信じる——We believe in music!』東京，日経BP，2024年
門間雄介『細野晴臣と彼らの時代』東京，文藝春秋，2020年
吉村栄一『YMO1978-2043』東京，KADOKAWA，2021年
ラリイ・マキャフリイ『アヴァン・ポップ』東京，筑摩書房，1995年

博士課程研究論文

化粧習慣形成と化粧支援の役割

村上 有美[†]

本稿ではスキンケアとメイクアップの機能的特性を皮膚科学的，心理学的視点から整理し，化粧習慣の形成プロセスを小児期から思春期，成人期，老年期まで概説するとともに，習慣変容の契機としての化粧支援の意義を考察する。化粧はスキンケアとメイクアップに大別される。スキンケアは洗浄・保湿・遮光に分類され，皮膚を清潔に保ち，皮膚バリア機能を維持・補強することで外部刺激から生体を防御する。メイクアップは皮膚色や質感を補正するベースメイクと，目や口もとに彩りを加えるポイントメイクから構成され，外見的自己像の形成や対人場面での望ましい印象形成を支える。両者は連続的かつ補完的に機能する。化粧習慣は小児期のスキンケアに始まり，皮膚状態や生活環境の変化に応じて生涯にわたり変容する。小児期のスキンケア習慣は保護者の行動や知識に依存し，適切な行動が子どもに伝達される。思春期には外見への関心や皮膚状態の変化を背景にスキンケアやメイクアップが主体的に開始され，成人期以降は乾燥，しみやしわといった老徴の出現により化粧習慣は再調整される。情報環境の変化により化粧情報は氾濫するが，個々に最適化された選択は困難であり，専門的知識に基づく化粧支援の必要性が高まっている。化粧支援は痤瘡やアトピー性皮膚炎，がん治療に伴う皮膚障害を有する患者への支援としても臨床的に活用されている。

The Formation of Cosmetic Habits and the Role of Cosmetic Support

Yumi Murakami

This paper reviews the dermatological and psychological functions of cosmetics, outlines the developmental process of cosmetic habit formation, and discusses the role of cosmetic support in facilitating beneficial behavioral changes. Cosmetics consist of two major components: skincare and makeup. Skincare includes cleansing, moisturizing, and sun protection, all of which maintain skin cleanliness and reinforce the barrier function that protects the body from external stressors. Makeup comprises base makeup, which corrects skin tone and texture, and point makeup, which adds color and definition to the facial features. Together, they function continuously and complement each other in daily life. Cosmetic habits begin in childhood through parental skincare practices and are shaped throughout life by changes in skin condition and the social environment. During adolescence, increasing concerns about appearance and emerging skin problems lead individuals to begin skincare and makeup independently. From adulthood onward, cosmetic routines are readjusted in response to age-related changes, such as dryness, pigmentation, and wrinkles. Although the modern information environment provides abundant cosmetic advice, selecting methods that are genuinely appropriate for everyone remains difficult, highlighting the growing need for professional and evidence-based cosmetic support. Such support is clinically relevant for individuals with acne, atopic dermatitis, or treatment-related skin disorders.

1. はじめに

皮膚は人体最大の臓器であり，外界刺激から身体をまもる防御機構としての機能を担うと同時に，自己像や他者からの評価に直結する外見の中心的要素を形成している。化粧はスキンケアとメイクアップに大別される。スキンケアは洗浄・保湿・遮光に分類され，皮膚を清潔に保ち，皮膚バリア機能を維持・補強することで外部刺激から生体を防御する。メイクアップは皮膚色や質感を補正するベースメイクと，目や口もとに彩りを加えるポイントメイクから構成され，外見的自己像の形成や対人場面での望ましい印象形成を支える。スキンケアおよびメイクアップといった化粧行為は，単なる美容目的を超えて，皮膚の健康維持と自己呈示という二つの機能を有し，日常生活において相互に補完しながら働く。これらの化粧習慣は固定的ではなく，ライフサイクルの進行とともにその形態と意味を大きく変える。スキンケア習慣は，小児期に親や養育者から与えられる受動的なケアとして始まり，思春期には自己意識の高

[†] 博士後期課程在籍中（人間科学プログラム）

まりとともに主体的な行動へ移行し，成人期以降は皮膚疾患の発症や加齢変化など具体的な問題を背景に再構築される。一方，メイクアップ習慣は思春期以降に顕著化し，自己呈示や仲間集団からの承認欲求といった社会心理学的要因の影響を強く受けながら，成人期には職業的役割や社会的期待に応じて調整され，高齢期には加齢による外見変化を補い，自尊感情を維持する手段として再構築される。両者は化粧という同じ枠組みに位置しながらも，その習慣化の契機や維持メカニズムはライフサイクルに応じて異なる特徴を示す。

小児期におけるスキンケアは，子に対する親のスキンケア習慣とも捉えられ，親の知識や前向きな取り組み姿勢は子のスキンケア実践に影響を与える。親による適切な養育行動としてのスキンケアは，将来にわたる望ましい化粧習慣の基盤となる。その後，思春期，成人期，老年期と成長するにつれ，化粧習慣は自立したものとして確立されていく。皮膚生理機能の発達や低下，生活環境，皮膚疾患の罹患，加齢変化といった内的・外的要因は化粧習慣の変容を促す契機となる。

現代社会では情報媒体が多様化し，化粧に関する情報は容易に入手可能となっている一方，個々の皮膚状態や嗜好に適した情報を選択することは容易ではない。こうした状況において「化粧支援」は，氾濫する情報と個人の要望との乖離を埋め，その時々の皮膚状態やライフサイクルに最適化された習慣形成を支える重要な介入手段となる。化粧支援とは，医療従事者や化粧の専門家が，適切なスキンケア・メイクアップの実践を促すためにおこなう支援・介入を指し，単なる技術支援にとどまらず，生涯を通じて適切なケアを継続する力を育むことを目指す。個人の力だけでは困難な習慣変容を支援し，望ましい行動変容を確実なものとする基盤として機能する。

本稿では，まずスキンケアとメイクアップの機能的特性を皮膚科学・心理学の観点から整理し，次にライフサイクルの視点から化粧習慣の形成プロセスを小児期から老年期まで概説する。最後に，習慣変容の契機としての化粧支援の意義について考察する。

2. 皮膚科学および心理学的視点からの化粧

化粧の構成要素であるスキンケアとメイクアップの役割を皮膚科学および心理学的視点から整理する。

2.1 皮膚科学的視点からの化粧

スキンケアの役割は洗浄・保湿・遮光に大別され，皮膚を清潔に保ち，皮膚バリア機能を維持・補強することで，外部刺激から生体を防御する。メイクアップは審美的機能が強調されがちであるが，スキンケアと同様に皮膚を保護する機能も有する。化粧下地やファンデーションは紫外線防御成分や保湿成分を含むことで，紫外線や乾燥から皮膚を保護する。ポイントメイクのうち口紅などは口唇を乾燥や紫外線から防御する。かつては，化粧品は接触皮膚炎や尋常性痤瘡の原因として（Kligman & Mills, 1972; 小林他, 1979），治療時には化粧を控えるよう指示されることが多かった。しかし近年は，原料の精製技術および安全性評価技術が向上し，疾患皮膚でも使用可能な低刺激性製品や面皰形成能が低いノンコメドジェニック製品が開発されている（村上, 2019）。さらにベースメイクアップには，皮膚色の不均一や質感を補正し，赤み・色素沈着・瘢痕を目立たなくさせるカバー機能がある。これらの外見補正機能と物理的保護機能を併せもつことから，メイクアップは単なる装飾ではなく，皮膚疾患患者における治療補助手段として位置づけられる（山﨑 他, 2023）。

2.2 心理学視点からの化粧

心理学的視点では，スキンケアとメイクアップはそれぞれ特徴的な心理的機能を担う。スキンケアは保湿剤の塗布などを通じて皮膚に触れる行為を含み，皮膚への接触は不安や緊張を緩和し安心感をもたらす（Field, 2010）。また，日常的なスキンケアによって皮膚状態を良好に保つことは，自分の健康を管理できているという自己効力感（Bandura, 1997; Nagae et al., 2023）の向上につながる。また，皮膚状態は自尊感情と密接に関連する（Dalgard et al., 2008）。メイクアップは社会心理学的に「自己呈示」「社会的相互作用」「印象管理」の中心的行動として理解される（Cash & Cash, 1982）。人は社会場面に応じて望ましい自己像を呈示する（Goffman, 1959）。思春期以降，他者との比較を通じて外見意識を高め，他者からの承認を得る手段としてメイクアップを利用する（Carlson Jones, 2004）。化粧行動は社会規範・ジェンダー役割・文化的美意識に強く規定されるため，個人の選択と社会構造が交錯する領域でもある。メイクアップには気分調整，ストレス緩和，自尊感情の回復といった情緒的機能もあり，心理的ウェルビーイングの向上に寄与する（Cash, 2011; Korichi et al., 2008）。日本においても，化粧は対人相互作用を円滑にするための非言語的スキルとして位置づけられ，対人魅力の向上に寄与する（大坊, 2000）。これらの点から，化粧は外見改善以上の意味をもち，人の対人行動・自己概念・社会適応を支える重要な役割を有する。

2.3 スキンケアとメイクアップの習慣形成と相違

スキンケアは，洗浄やバリア機能の維持・補強といった生理的必要性に基づく行動でもあり，疾患予防や健康維持を目的とした普遍的な生活習慣として，小児から高齢者まで広く実践されている。一方，メイクアップは自己イメージの形成や社会的相互作用における望ましい自己呈示を支える対人行動としての側面が強い。社会規範やジェンダー役割の影響を強く受けるため，現状では女性を中心とした習慣として形成されている点がスキンケアとは異なる。また，スキンケアが比較的安定して継続されるのに対し，メイクアップは社会的役割，他者評価，トレンドなどの状況

に応じて変動しやすい。また，技術習得や製品選択に一定の専門性が求められるため，習慣化の過程には個人差が大きい。これらの違いは，後述する化粧支援の内容や介入を構築する上で重要な視点となる。

3. ライフサイクルごとの化粧習慣

3.1 小児期ー親から与えられるスキンケア

小児期の化粧は主としてスキンケアであり，保護者による養育行為として提供される。小児期のスキンケアは，皮膚科学的意義と心理学的意義が相互に作用し，将来の習慣形成の基盤となる。

皮膚科学的視点では，小児期のスキンケアは皮膚疾患の一次予防として位置づけられる。小児期は皮膚バリア機能が未熟であり，外的刺激や乾燥の影響を受けやすい。そのため，入浴時の適切な洗浄，入浴後の保湿，および外出時の遮光は，健康な皮膚状態を維持するために不可欠なケアである（Yonezawa et al., 2018）。乳児期からの定期的な保湿剤塗布がアトピー性皮膚炎の発症リスクを低下させることが報告されており（Horimukai et al., 2014; Simpson et al., 2010），スキンケアが単なる美容的な習慣ではなく，アレルギーマーチの進行を食い止めるための予防医療的介入であることを示している。また，皮膚癌は主として生涯にわたる紫外線曝露量に起因し，60歳までに受ける紫外線曝露量の約50％が20歳までに蓄積されるとされる（Green, et al., 2011）。そのため，自らケアを実施できない小児期における親の適切な遮光スキンケアの有無は，高齢期の皮膚癌発症リスクやQOL（生活の質：Quality of Life）を規定する重要因子となる。

心理学的視点において，スキンケアは親子の愛着形成と社会的学習の場となる。Eriksonの発達課題では，人生を段階ごとの発達課題によって捉え，小児のうち特に乳児期の中心的課題として「基本的信頼感」の形成を位置づけている。身体的接触を伴うケアは，この基本的信頼感の成立に寄与し対人関係における安心感や他者への信頼の基盤を形成する要因となる（Erikson, 1968）。また，乳児が不快な状態（汚れや乾燥）から，ケアによって快適な状態へと満たされる経験は，自身の身体への肯定的イメージ（身体肯定感）と，親への信頼の基盤を築く。一方で，親の心理状態や態度は，子の認知や行動形成に直接的な影響を与える。社会的学習理論（Bandura, 1997）が示す通り，親は最も身近なロールモデルである。子は親が自分に対しておこなうケアや，親自身のスキンケア行動を観察・模倣し，それを当たり前の生活習慣として取り入れていく。アトピー性皮膚炎患児とその親を対象とした研究では，親の知識レベルや治療に対する意欲が高いほど，子のスキンケア実施率が高まり，リスク回避や生活管理といった実際の行動に正の影響を与えることが示されている（Nie et al., 2024）。また，親自身が皮膚疾患を有する場合，その経験が子のスキンケア教育への積極的な動機づけとなる可能性も示されている（Coffin et al., 2019）。一方で，親自身がスキンケアに無関心であったり，古い知識（紫外線対策の軽視など）に基づいた行動を取る場合，子は適切な習慣を学習する機会を失う。皮膚疾患を持つ子の親は心理的負担を感じやすく（Lewis-Jones et al., 2001），その緊張が子どもに伝わると，スキンケアを不快な義務や他者評価を回避する行為としてネガティブに意味づけさせてしまうリスクがある。つまり，小児期のスキンケア習慣は，親自身の習慣から始まり，子どもがそれを観察・学習することで主体的実行へと移行するプロセスで形成される。自己決定理論（Deci & Ryan, 2012）からこの過程は親からの外的調整から，子自身が価値を理解し自ら実践する自律的調整への動機づけの内面化プロセスとして捉えられる。したがって，親が強制ではなく，ケアの心地よさや意義を伝えることが，生涯にわたる望ましい化粧習慣の形成および将来的な自律的習慣の確立につながる。

3.2 思春期ー外見意識の高まりとアイデンティティ形成に伴う主体的ケア

思春期における化粧習慣は，身体的成熟に伴う皮膚状態の変化と，自我の発達によって外見意識が高まることが重なり，親主導のケアから主体的ケアへと移行する重要な時期である。この時期のスキンケアは単なる疾患管理に留まらず，メイクアップと共に自己像の確立や社会的適応に関わる行動として位置づけられる。

皮膚科学的視点では，思春期はホルモンバランスの変化によって，皮脂量が増加し，尋常性痤瘡などが発症しやすくなる時期である。日本における尋常性痤瘡の有病率は中学3年生で87.3%と最も高く，生涯罹患率は95.8%以上と推定されている（谷崎 他, 2020）。この身体的変化は自然な発達過程である一方，外見の変化として強く意識されやすく，自尊感情の低下（Morshed et al., 2023; Salve et al., 2019）や，他者からの視線や評価への不安を引き起こす可能性があり（Magin et al., 2006），医学的治療と並行した適切なスキンケアによる症状コントロールはQOL維持に不可欠となる。

心理学的視点において，思春期は自我同一性の確立が課題となる時期であり，身体の変化は自己概念の中心的要素となる。皮膚や顔の変化は自分らしさの一部として内面化され，他者からの承認を求める行動へとつながる。この時期は，Eriksonの発達課題における「同一性対同一性拡散」の段階に位置づけられ，自己像の統合と将来像の形成が求められる（Erikson, 1968）。社会的比較理論（Festinger, 1954）によれば，人は自己評価の基準を得るために他者と比較する傾向をもつ。思春期は自己概念が不安定な段階であり，同年代との比較が高まり，外見が主要な要素となることが示されている（Jones, 2004）。SNSの普及により視覚的比較が日常化し（O'Dea, 2012），スキンケアやメイクアップは見た目の自己呈示を支える実践として機能する。思春期の外見意識の高まりは虚栄的関心ではなく，社会的受容への適応的

反応であると考えられている（Jones, 2004）。自分の外見を整えることは，他者と関わる際の安心感や自己効力感を高め（Cash, 2012），ストレス対処としても働く。また，メイクアップの導入は自己演出の自由を体験する機会ともなり，対人不安の軽減やポジティブな自己評価を促す可能性がある。一方，過度な外見志向や社会的比較は，外見コンプレックスや摂食障害傾向を助長するリスクを伴う（Tiggemann, 2014）。このため，美の多様性や自己受容を含む心理教育的アプローチが不可欠であり，自己受容の概念を導入した化粧教育は，若者が自分の外見を批判ではなく思いやりをもって受け止める態度の形成を助ける（Neff, 2009）。

思春期の化粧習慣は身体的変化への対処行動であると同時に，社会的アイデンティティ形成の一部として理解される。外見を整えることは他者の視点だけではなく，自分自身をどう見るかという内的世界にも影響をおよぼす。また，この時期の患者では，治療遵守に対して心理的抵抗が生じやすい。教育的介入として，学校や地域における講座やオンライン情報提供などの多層的支援が有効である。これらの取り組みは，正しい知識の普及だけではなく，同年代間の共感的対話を促し，自分だけが悩んでいるのではないという認知の転換をもたらす点で心理的効果が高い。包括的な支援体制を構築することが求められる。

3.3 成人期ー問題対応と自己管理に基づく化粧習慣の最適化

成人期は，小児期・思春期を経て成熟した皮膚に加齢変化が生じ，さらに社会的責任が加わることで化粧習慣の意味づけが複雑化する。スキンケアやメイクアップは，個人のライフスタイルや価値観に基づいて最適化される。

皮膚科学的視点では，成人期は徐々に光老化症状（しみ，しわ等）が顕在化し，エイジングケアを目的としたスキンケアを開始する契機となる（須賀, 2006）。また，尋常性痤瘡，アトピー性皮膚炎，酒皶といった慢性疾患が継続している場合，スキンケアは引き続き治療の一部として位置づけられる（佐伯 他, 2024）。さらに，成人期は社会活動に伴う環境因子の影響を受けやすい。職業性の接触皮膚炎（高山 他, 2020）や職場環境（乾燥，マスクの着用，空調，紫外線曝露など）といった社会的要因が皮膚状態に影響することも報告されており（Byber et al., 2021; Techasatian et al., 2020），成人期のスキンケア行動は多様な外的環境からの影響を受けながら形成される。

心理学的視点では，成人期は仕事・家庭・地域活動などの多様な社会的役割を担う時期であり，外見は職業的信頼性や清潔感，社会的印象と密接に関わる。この時期は，Eriksonの発達課題における「親密性対孤立」および「世代性対停滞」の段階に位置づけられ，他者との親密な関係の構築や，社会的役割を通した生産性の発揮が中心的課題となる（Erikson, 1968）。スキンケアやメイクアップは他者からの評価を調整する行動として機能し，とくに対人場面の多い職種では社会的自己呈示に欠かせない手段となる。さらに，スキンケア行動が自己効力感を高めるという報告（Cash, 2012）や，メイクアップが気分調整作用を持ち，ストレス緩和や自己肯定感向上に寄与することが示されている（Korichi et al., 2008）。

成人期は妊娠・出産，ホルモン変動，ライフスタイル変化などに伴い，従来のスキンケアやメイクアップが合わなくなることがあり，各時期で化粧支援が必要とされる。一方で，多忙さ，育児負担，職場ストレスといった成人期特有の要因は，化粧習慣の途絶や不規則化を招く可能性がある。そのため，成人期には個々の生活環境に合わせた柔軟な介入が重要である。

総合的にみて，成人期のスキンケアとメイクアップは，加齢変化への予防・対処，皮膚疾患管理，職業的役割遂行，心理的安定など多面的な意義をもち，その習慣形成は身体的・社会的・心理的要因が複雑に相互作用しながら形成されるプロセスと理解できる。

3.4 老年期ー心身の変化への適応とQOL維持のためのケア

老年期は，皮膚の生理的，構造的変化が最も顕著となる時期であり，スキンケアは美容目的にとどまらず，健康とQOL維持のための問題対応的ケアとしての性格を強める。

皮膚科学的視点では，加齢に伴い，角層の肥厚化，表皮の菲薄化，皮脂量の減少，真皮コラーゲン密度の低下などが進行し，皮膚萎縮，乾燥，痒み，脆弱化などの問題が生じる。また，小児期から蓄積してきた紫外線曝露の影響は，老年期に日光角化症や皮膚癌として顕在化しやすい。これらの生理的変化を背景に，老人性乾皮症，皮脂欠乏性湿疹，皮膚掻痒症，皮膚癌など，老年期に特徴的な疾患が発症する。特に高齢者に多い皮膚掻痒症は慢性的な不快感を伴い，QOL低下や精神症状を悪化させるが，適切な保湿介入によって改善が得られる（越智 他, 2018）。さらに，高齢者は様々な薬剤を服用している場合が多いが，降圧剤や抗菌剤，外用鎮痛薬などにより薬剤性光線過敏症が誘発されるリスクがある（上出, 2010）。そのため，医療者による包括的なスキンケア支援と薬剤管理が重要となる。

心理学的視点では，老年期は心理学的にも大きな変化を迎える時期であり，Eriksonの発達課題において，この時期は「統合性対絶望」の段階に位置づけられ，喪失体験や役割変化と向き合いながら自尊感情や尊厳を維持することが課題とされる（Erikson, 1968）。この過程においてスキンケアやメイクアップは自己効力感の維持，抑うつ症状の軽減，社会参加意欲の向上に寄与することが報告されている（河合 他, 2016）。社会心理学的にも，退職や家庭内役割の変化により，人と接する機会が減る一方で，社会的つながりが健康寿命に影響することが明らかであり（Holt-Lunstad et al., 2015），化粧は他者との交流を促進し，社会的関係を維持する手段として機能する。

また，高齢者では関節痛，視力低下，可動域制限，認知機能の低下などにより，スキンケアやメイクアップの継続

が困難となることがある。能力や機会の制約によって行動が阻害されるため，ポンプ式容器への変更，塗布手順の簡略化，福祉用具の活用，介護者への教育など，環境・人的支援による行動可能性の拡大が習慣維持の鍵となる。近年では，高齢者施設でのメイクアップ介入が精神的健康，社会的活性度，認知機能に良好な変化をもたらすことが報告されており（高木・土田, 2001），化粧支援は老年期の行動変容支援としての新たな価値を持つ。

総じて，老年期のスキンケアとメイクアップは，加齢変化への対処，健康維持，尊厳保持，社会的つながりの確保という多面的役割を果たす。老年期の生活環境や心理的課題に応じた多角的な支援により，化粧は単なる美容や予防行動を超えて，高齢者のQOLを支える基盤として機能する。

4. 化粧支援の役割と理論的背景

4.1 化粧支援の方法

化粧支援とは，医療従事者や化粧の専門家が，適切なスキンケア・メイクアップの実践を促す指導・介入を指し，メイクアップによる単なる外見改善に留まらず，皮膚症状の改善とQOLの向上，さらには身体的・精神的・社会的健康を総合的に高める統合的な介入としての意義を持つ。支援の内容は，対象者の年齢・性別・疾患・生活環境・嗜好性に応じて個別化され，主に以下の2領域から構成される。

スキンケア支援

スキンケア支援では，皮膚科学的根拠に基づき，洗浄・保湿・遮光の適切な方法を指導する（村上, 2022）。多くの皮膚トラブルは不適切なセルフケアに起因することから，対象者が日常的におこなっている方法を確認し，具体的かつ再現可能な技術指導をおこなう。

洗浄: クレンジングおよび洗浄料で皮膚表面の汚れを除去する行為である。洗浄料については界面活性剤の濃度が高すぎたり，物理的な摩擦が加わったりすると皮膚のバリア機能が損なわれる。そのため，洗浄剤を十分に泡立てて擦らないように洗うことや，界面活性剤が皮膚上に残存しないよう丁寧にすすぐことを指導する。

保湿: ローションやクリームなど剤型の違いによって配合可能な保湿成分や得られる保湿効果が異なる。季節や皮膚状態に応じた剤型の選択基準，塗布のタイミング・量・回数，異なる剤型の重ね付けによる保湿強度の調整など（Ueda et al., 2022）を踏まえた実践的な方法を説明し，嗜好性も考慮しながら継続可能な方法を提案する。

遮光: 紫外線による皮膚への影響についての十分な理解を促したうえで，皮膚状態に適した日やけ止め製品の選択，必要な塗布量，十分な防御効果を得るための塗り直しの重要性を具体的に指導する。

メイクアップ支援

メイクアップ支援では，対象者の皮膚症状や肌悩みに応じて，皮膚症状を悪化させない適切な製品選択と，安全かつ効果的な使い方を提案する（村上, 2020）。

ベースメイク:化粧下地，コンシーラー，ファンデーションなどを用い，赤み・色素沈着・瘢痕・脱色素斑などの目立つ症状をカバーし，皮膚色や質感を補正する。

ポイントメイク: アイブロウやアイメイク，口紅等を通して彩りや華やかさを付与する。抗がん剤や脱毛症などで，眉や睫毛が欠損している場合には，骨格や目鼻の位置関係から眉の位置を決める方法やアイラインやつけまつげなどで睫毛を補う方法を指導する。皮膚症状によってはベースメイクで完全にカバーすることができない場合もあるが，視線誘導効果を有するポイントメイクを活用することで，他者からの視線を疾患部位から逸らすことができることを説明する（Murakami-Yoneda et al., 2015, 図1）。

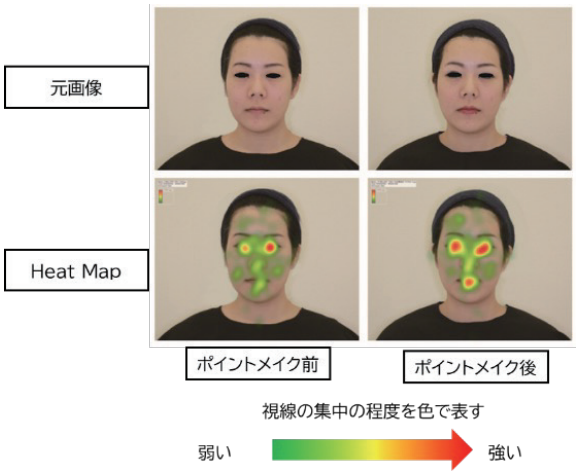

図1　ポイントメイクアップ前後における視線集中位置の変化

これらの指導においては，エビデンスに基づいた方法を，対象者が日常生活に取り入れやすい形にアレンジすることが重要である。たとえ，優れた効果のある方法であっても，対象者が自ら実践できなければ効果は得られない。対象者が自ら継続できるよう支援する。自宅で再現できるよう手順書や使い方動画を案内する。また，複数回実施することで，不明な点を解消し，うまくできなかった点を再度確認できる支援機会を設ける。

4.2 治療補助としての化粧支援

医療現場における化粧支援は，患者のQOL向上や皮膚疾患治療のアドヒアランスを高める治療補助手段として機能する。その役割は，皮膚科学的な症状管理と心理社会的支援の両面から構成される。

まず皮膚科領域におけるスキンケア指導は，治療効果の最大化と副作用対策において重要である。洗浄・保湿・遮光の正しい方法を指導することは，皮膚のバリア機能の改善，薬剤の効果を高めるとともに疾患の悪化予防に資する（畑 他, 2025; 菊地 他, 2013; Munehiro et al., 2012）。特に長期治療が必要なアトピー性皮膚炎や尋常性痤瘡などの皮膚疾患では，患者の自己管理能力を高める支援が不可欠である。適切な洗浄方法の習得は，化粧による皮膚トラブルを

回避するとともに化粧が原因で症状が悪化するのではないかという患者の不安を解消することにもつながる。これにより，治療と並行して安心して化粧を楽しめる環境が整い，結果として治療アドヒアランスの向上につながる（Matsuoka et al., 2006; 山本 他, 2016）。次に，メイクアップ支援は，患者の心理的負担を軽減し，社会復帰を支える役割を担う。尋常性痤瘡，アトピー性皮膚炎，酒皶，尋常性白斑などの患者は，赤み・色素沈着・瘢痕・脱色素斑といった目に見える症状により外見不安が高まり，これが外出回避や活動制限の一因となる。メイクアップによってこれらの症状をカバーすることは，他者からの視線を逸らし，外見に対する否定的感情を緩和し，自己効力感や自尊感情の改善につながる。抗がん剤治療による副作用（顔色の変化，眉毛や睫毛の脱毛）に対する介入としても有効である。外見上のコンプレックスが軽減されることで，患者の対人場面への自信が回復し，通院や治療継続への意欲向上という好循環が生まれる。

加えて，近年では化粧支援の対象領域は皮膚科以外にも拡大している。認知症においては，手先を使うメイク動作が脳への刺激となるほか（石橋, 2013），メイクアップ療法を実施した認知症高齢女性において認知機能（MMSEスコア）の有意な改善が認められる（Tadokoro et al., 2022）など，認知症予防としての可能性が示唆されており，身だしなみ行為が外出や対人交流の機会を生み出す効果が報告されている（平松・牛田, 2007）。また精神疾患領域においても，メイクが自己効力感や自己呈示感覚を高めることから，社会復帰支援プログラムの一環として活用が期待されている（Veçoso et al., 2024）。

化粧支援とは，専門家による介入を通じて，対象者が適切なスキンケアおよびメイクアップを実践できるよう化粧行為や方法を支援する取り組みであり，スキンケアとメイクアップはそれぞれ皮膚と外見に働きかけ，それらは皮膚・運動機能・脳機能・QOLという多面的な要素に影響を与える。これらの要素が相互に作用することで，最終的には身体的・精神的健康の維持および向上へとつながる（図2）。

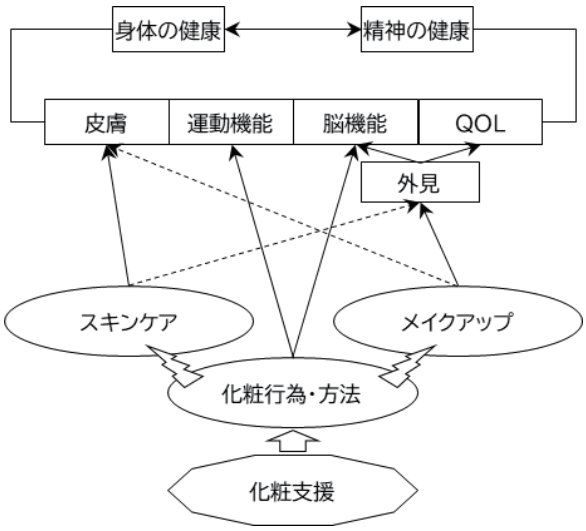

図２　化粧支援の構造と心身の健康への影響プロセス

5. 結論

本稿では，化粧習慣の形成プロセスと化粧支援の役割について概観した。化粧はスキンケアとメイクアップで構成され，皮膚の健康維持と社会的自己呈示という二つの機能を持ち生涯にわたり補完的に機能する。化粧習慣は，小児期における親などの養育者から与えられるケアとして始まり，思春期には主体的かつ社会的な行動へと発展し，成人期・老年期にはライフスタイルや加齢変化に応じて再構築される。特に小児期の親の関わりは，将来の習慣形成に影響を与える重要な決定要因であり，親への教育的支援の充実が求められる。現代において，化粧支援は単なる美容指導ではなく，皮膚疾患管理そしてQOLの維持に寄与する重要な支援として位置づけられる。今後は，個人の皮膚状態やライフサイクルに最適化されたエビデンスに基づく化粧支援プログラムの構築と普及が求められる。

謝辞

本論文の執筆にあたり放送大学教授森津太子先生から多くのご指導をいただきました。心から感謝申し上げます。

文献

Bandura, A. (1997). *Self-efficacy: The exercise of control*. W. H. Freeman.

Byber, K., Radtke, T., Norbäck, D., Hitzke, C., Imo, D., Schwenkglenks, M., Puhan, M. A., Dressel, H., & Mutsch, M.(2021). Humidification of indoor air for preventing or reducing dryness symptoms or upper respiratory infections in educational settings and at the workplace. Cochrane Database of Systematic Reviews(12)

Cash, T. F. (2012). *Encyclopedia of body image and human appearance*. Elsevier/Academic Press.

Cash, T. F., & Cash, D. W. (1982). Women's use of cosmetics: Psychosocial correlates and consequences. *International Journal of Cosmetic Science, 4*(1), 1–14.

Coffin, T., Wu, Y. P., Mays, D., Rini, C., Tercyak, K. P., & Bowen, D. (2019). Relationship of parent–child sun protection among those at risk for and surviving with melanoma: implications for family-based cancer prevention. *Translational Behavioral Medicine, 9*(3), 480–488.

大坊 郁夫（2000）．顔の魅力と認知――社会心理学的展望――，日本化粧品技術者会誌，*34*(3), 241–248.

Dalgard, F., Gieler, U., Holm, J. Ø., Bjertness, E., & Hauser, S. (2008). Self-esteem and body satisfaction among late adolescents with acne: results from a population survey. *Journal of the American Academy of Dermatology,*

59(5), 746–751.

Deci, E. L., & Ryan, R. M. (2012). Self-determination theory. *Handbook of theories of social psychology, 1*(20), 416–436.

Erikson, E. H. (1968). *Identity: Youth and crisis*. W. W. Norton & Company.

Festinger, L. (1954). A theory of social comparison processes. *Human Relations, 7*(2), 117–140.

Field, T. (2010). Touch for socioemotional and physical well-being: A review. *Developmental Review, 30*(4), 367–383.

Goffman, E. (1959). *The presentation of self in everyday life*. Doubleday.

Green, A. C., Wallingford, S. C., & McBride, P. (2011). Childhood exposure to ultraviolet radiation and harmful skin effects: epidemiological evidence. *Progress in Biophysics and Molecular Biology, 107*(3), 349–355.

畑 三恵子・増井 友里・中島 美知子・星野 雄一郎・村上 有美・松中 浩・本田 光芳（2025）．マスク素材の特性とマスク着用による皮膚障害の実態，日本皮膚科学会雑誌，*135*(1), 59-72.

平松 隆円・牛田 好美（2007）．化粧規範に関する研究――化粧を施す生活場面とそれを規定する化粧意識と個人差要因――，繊維製品消費科学，*48*(12), 843–852.

Holt-Lunstad, J., Smith, T. B., Baker, M., Harris, T., & Stephenson, D. (2015). Loneliness and social isolation as risk factors for mortality: a meta-analytic review. *Perspectives on Psychological Science, 10*(2), 227–237.

Horimukai, K., Morita, K., Narita, M., Kondo, M., Kitazawa, H., Nozaki, M., Motomura, K.-I., Sago, H., Takimoto, T., Inoue, E., Kamemura, N., Kido, H., Hisatsune, J., Sugai, M., Murota, H., Katayama, I., . . . Ohya, Y. (2014). Application of moisturizer to neonates prevents development of atopic dermatitis. *Journal of Allergy and Clinical Immunology, 134*(4), 824–830.

石橋 仁美（2013）．化粧を楽しむ生活を支援――作業療法の視点から――　リハビリテーション・エンジニアリング，*28*(3), 110–113.

Jones, D. C. (2004). Body image among adolescent girls and boys: a longitudinal study. *Developmental Psychology, 40*(5), 823-835.

上出 良一（2010）．薬剤性光線過敏症，日本皮膚科学会雑誌，*120*(6), 1165–1170.

河合 恒・猪股 高志・大塚 理加・杉山 陽一・平野 浩彦・大渕 修一（2016）．化粧ケアが地域在住高齢者の主観的健康感へ及ぼす効果――傾向スコア法による検証――，日本老年医学会雑誌，*53*(2), 123–132.

菊地 克子・小澤 麻紀・相場 節也・森田 栄伸（2013）．適切な顔面のスキンケアがアトピー性皮膚炎患者の皮膚生理機能とQOLに及ぼす影響，西日本皮膚科，*75*(1), 65-71.

Kligman, A. M., & Mills, O. H., Jr. (1972). “Acne cosmetica”. *Archives of Dermatology, 106*(6), 843–850.

小林 美恵・早川 律子・上田 宏（1979）．女子顔面黒皮症におけるパッチテスト成績，皮膚，*21*(3), 284–288.

Korichi, R., Pelle-de-Queral, D., Gazano, G., & Aubert, A. (2008). Why women use makeup: implication of psychological traits in makeup functions. *Journal of Cosmetic Science, 59*(2), 127–137.

Lewis‐Jones, M. S., Finlay, A. Y., & Dykes, P. J. (2001). The infants’ dermatitis quality of life index. *British Journal of Dermatology, 144*(1), 104–110.

Magin, P., Adams, J., Heading, G., Pond, D., & Smith, W. (2006). Psychological sequelae of acne vulgaris: results of a qualitative study. *Canadian Family Physician, 52*(8), 978–979.

Matsuoka, Y., Yoneda, K., Sadahira, C., Katsuura, J., Moriue, T., & Kubota, Y. (2006). Effects of skin care and makeup under instructions from dermatologists on the quality of life of female patients with acne vulgaris. *The Journal of Dermatology, 33*(11), 745–752.

Morshed, A., Noor, T., Uddin Ahmed, M. A., Mili, F. S., Ikram, S., Rahman, M., Uddin, M. B. (2023). Understanding the impact of acne vulgaris and associated psychological distress on self-esteem and quality of life via regression modeling with CADI, DLQI, and WHOQoL. *Scientific Reports, 13*(1), 21084.

Munehiro, A., Murakami, Y., Shirahige, Y., Nakai, K., Moriue, T., Matsunaka, H., Yoneda, K., Kubota, Y. (2012). Combination effects of cosmetic moisturisers in the topical treatment of acne vulgaris. *Journal of Dermatological Treatment, 23*(3), 172–176.

Murakami-Yoneda, Y., Hata, M., Shirahige, Y., Nakai, K., & Kubota, Y. (2015). Effects of makeup application on diverting the gaze of others from areas of inflammatory lesions in patients with acne vulgaris. *Journal of Cosmetics, Dermatological Sciences and Applications, 5*(2), 134-141.

村上 有美（2020）．メイクアップ化粧品の種類と使用方法，美容皮膚医学BEAUTY，*3*(6), 15–25.

村上 有美（2019）．ニキビ肌用化粧品とは，美容皮膚医学BEAUTY，*2*(4), 97–104.

村上 有美（2022）．スキンケア製品――洗浄剤・保湿剤・サンスクリーン剤――，美容皮膚医学BEAUTY，*5*(4), 6–14.

Nagae, M., Mitsutake, T., & Sakamoto, M. (2023). Impact of skin care on body image of aging people: A quasi-randomized pilot trial. *Heliyon, 9*(2), e13230.

Neff, K. D. (2009). The role of self-compassion in development: A healthier way to relate to oneself. *Human Development, 52*(4), 211–214.

Nie, Z., Fan, P., Zhou, Y., & Han, S. (2024). Knowledge, attitudes, and practices in adult patients and parents of pediatric atopic dermatitis patients: a cross-sectional study. *Frontiers in Public Health, 12*, 1460044.

越智 沙織・髙橋 彩・片山 一朗（2018）．高齢者の乾皮症に対する化粧品保湿クリームの検討，皮膚の科学，*17*(5), 274–283.

O'Dea, J. A. (2012). Body image and self-esteem. *Encyclopedia of body image and human appearance*, Academic Press

佐伯 秀久・大矢 幸弘・荒川 浩一・市山 進・勝沼 俊雄・加藤 則人・田中 暁生・谷崎 英昭・常深 祐一郎・中原 剛士・長尾 みづほ・成田 雅美・秀 道広・藤澤 隆夫・二村 昌樹・益田 浩司・松原 知代・室田 浩之・山本 貴和子・古田 淳一（2024）．アトピー性皮膚炎診療ガイドライン 2024，日本皮膚科学会雑誌，*134*(11), 2741–2843.

Salve, G. N., Chavan, S. D., Pathrikar, S. S., & Deshmukh, A. R. (2019). Quality of life in patients with acne vulgaris. *MGM Journal of Medical Sciences, 6*(1), 11–14.

Simpson, E. L., Berry, T. M., Brown, P. A., & Hanifin, J. M. (2010). A pilot study of emollient therapy for the primary prevention of atopic dermatitis. *Journal of the American Academy of Dermatology, 63*(4), 587–593.

須賀 康（2006）．皮膚科医が考えるアンチエイジング――皮膚老化の予防法と対応について――，順天堂医学，*52*(3), 429–436.

Tadokoro, K., Yamashita, T., Sato, J., Omote, Y., Takemoto, M., Morihara, R., Nishiura, K., Tani, T., & Abe, K. (2022). Chronic beneficial effect of makeup therapy on cognitive function of dementia and facial appearance analyzed by artificial intelligence software. *Journal of Alzheimer's Disease, 85*(3), 1189–1194.

高木 修・土田 昭司（2001）．シリーズ 21 世紀の社会心理学 1：対人行動の社会心理学：人と人との間のこころと行動　北大路書房

高山 かおる・横関 博雄・松永 佳世子・片山 一朗・相場 節也・池澤 善郎・足立 厚子・戸倉 新樹・夏秋 優・古川 福実・矢上 晶子・乾 重樹・池澤 優子・相原 道子（2020）．接触皮膚炎診療ガイドライン 2020，日本皮膚科学会雑誌，*130*(4), 523–567.

谷崎 英昭・林 伸和・大川 司・西井 貴美子・島田 辰彦・日本臨床皮膚科医会学校保健委員会（2020）．本邦における尋常性痤瘡のアンケートによる疫学的調査成績 2018，日本皮膚科学会雑誌，*130*(8), 1811–1819.

Techasatian, L., Lebsing, S., Uppala, R., Thaowandee, W., Chaiyarit, J., Supakunpinyo, C., Panombualert, S., Mairiang, D., Saengnipanthkul, S., Wichajarn, K., Kiatchoosakun, P., & Kosalaraksa, P.(2020). The effects of the face mask on the skin underneath: a prospective survey during the COVID-19 pandemic. *Journal of Primary Care & Community Health, 11*, 1-7.

Tiggemann, M. (2014). The status of media effects on body image research: Commentary on articles in the themed issue on body image and media. *Media Psychology, 17*(2), 127–133.

Ueda, Y., Murakami, Y., Saya, Y., & Matsunaka, H. (2022). Optimal application method of a moisturizer on the basis of skin physiological functions. *Journal of Cosmetic Dermatology, 21*(7), 3095–3101.

Veçoso, M. C., Zalla, S., Andreo-Filho, N., Lopes, P. S., Bagatin, E., Fonseca, F. L., Benson, H. A. E., & Leite-Silva, V. R. (2024). Effect of makeup use on depressive symptoms: An open, randomized and controlled trial. *Dermatology and Therapy, 14*(3), 777–791.

山本 晴代・髙田 文香・川田 暁（2016）．尋常性ざ瘡の女性患者に対するスキンケア・メイクアップ指導の患者満足度とQOL に与える影響，皮膚の科学，*15*(6), 493–501.

山﨑 研志・赤松 浩彦・大森 遼子・上中 智香子・川島 眞・黒川 一郎・幸野 健・小林 美和・谷岡 未樹・古村 南夫・山﨑 修・山本 有紀・宮地 良樹・林 伸和（2023）．尋常性痤瘡・酒皶治療ガイドライン 2023，日本皮膚科学会雑誌，*133*(3), 407-450.

Yonezawa, K., Haruna, M., Matsuzaki, M., Shiraishi, M., & Kojima, R. (2018). Effects of moisturizing skincare on skin barrier function and the prevention of skin problems in 3 - month - old infants: A randomized controlled trial. *The Journal of Dermatology, 45*(1), 24–30.

奈良時代の売券における価・直と価直

福田 美詠子†

土地売券における価・直・価直は，一般的に価格を表す語であるため，其々の違いには注意が払われてこなかった。しかし奈良時代の売券を分析したところ，3つは異なる意味を持つこと，互いに関連して対象地限定の経営資金を構成すること，直が養老令施行後に変化することが明らかになった。

価は，寺や王家などの中央勢力から，現地への銭の出資である。広い地の開墾のため4年分等のまとまった額が拠出され，それを証拠に立券される。直は，現地の運営資金である。郡郷や庄の現地責任者が預かった資金を，百姓（公民）への作料等に充てる。直で調達した産物が毎年納められることで，価が回収されていた。だが，価を食いつぶすことが多かったらしく，対象を熟田に絞り，銭を1年単位の貸付元本にして保全し，利子を産物で取る方法が現れる。この出挙を応用した仕組が，価直である。養老令施行後，直だけに出挙的仕組を被せるようになり，仲麻呂の乱後には直が稲になって，正税（国郡管理の公出挙）との融合が図られる。奈良末期は，直という字に正税の本稲・本利稲・利稲の3つの意味が生じ得る状況だった。備前国津高郡陸田売券は，直の多義性を利用して，絁の稲換算価格の暴落に，郷戸と郡郷が対処した事例と解釈できる。

平安前期の墾田売券は価直の一語に整理され，直が現地作料＝本稲，価は中央勢力への進納＝利稲になる。この変遷は，出挙的仕組「価直制」の成立として把握可能である。

The Three Words to Mean Land Prices in the Nara Period

Mieko Fukuda

価, 直 and 価直 are words that generally mean prices in ancient Japanese documents, thus, the difference between them to denote land price has been ignored. This paper addresses the issue of these usages in the land-deal-bills in the Nara period. As a result of the analysis, the following were clarified; the three words had different meaning, and were terms related each other to form management funds for target local field. Furthermore, 直's operation had changed after enforcement of 養老令.

価 meant a large investment for local field that was made by central powers such as temples and royal family houses. 直 meant local expenses and revenues. 直's annual products were the return on the価's multi-year investment. However, the investment often resulted in losses, hence an investment mechanism that applied 出挙(one-year financing) appeared; that was 価直. Thereafter直's payment method had changed from currency to rice plants, along with that, the fusion of 直 into 正税 (public financing) progressed.

The transition of 価, 直 and 価直can be understood as the institution of "価直 system".

1. はじめに

律令時代の土地売買は，現代と異なっており，「売買」の語で永売も賃租（賃貸借）も指す[1]。土地売買の価格は[2]，価か直あるいは総称の価直と記され，賃租料の意味もあるという。これらは養老田令公田条・賃租条と関わっており[3]，主に法制的な見地から精緻に論じられてきたが[4]，実務的には未解明な事項も残されているようにみえる。

具体例として「価」と「直」の使い分けがある。価も直も，土地に限らず売買に用いられる一般的な語で，アタヒと訓じて「ねだん。代価」の意を持つ[5]。口頭で区別が付かず，違いの有無はこれまで等閑視されてきた。だが，文字では異なる意味を与えられていたかもしれない。

試みに奈良時代から平安時代の売券を概観すると[6]，奈良時代には価・直・価直の用例がみられるが，平安前期における墾田の売買は価直で占められ，平安中期（摂関期）は売券自体が少ない中で価直・直が混在し，平安後期（院政期）には直が圧倒的に多くなる。8～12Cの間に意味が変わっていったとしても，当初の価・直・価直の書き分けが影響した可能性がある。とりわけ，平安前期の価直の盛行を理解するには，奈良時代の価と直を探る必要があろう。

8～9Cの売券は[7]，加藤友康氏が一覧にまとめておられ[8]，うち奈良時代は29通である【文末，表1】。29通を分析したところ[9]，価・直・価直の用法には差がみられ，藤

† 博士後期課程在籍中（人文学プログラム）

原仲麻呂政権を挟んで直が変化したことがわかった[10]。小稿では，それをよく表す6通を取り上げる。さらに，直の変化の実例として，宝亀期の備前国津高郡陸田売券2通とその関連文書を再検討する。

2. 大宝令制下の価と直

2.1 価の例

大宝令制下の売買の例として，『大日本古文書』4巻451頁（以下，古4-451のように記し，【文末，表1】に出典名を示す）をあげる。〈 〉は割注，〔 〕は別筆である。

【史料1】摂津国安宿王家家地倉売券（古4-451）

東大寺三綱牒　摂津職
　家壱区地参町陸段弐佰肆拾玖歩
　〈東生郡三町三段　今検益百十五歩　西成郡地三段二百卌九歩〉四至〈東小道　南小道　西谷　北道〉
　雙甲倉壱宇〈長五丈〉雙別〈各長一丈七尺八寸 広一丈六尺　高一丈二尺四寸　中空間長一丈四尺四寸〉
　未立倉壱口〈長高広如上　无扇幷敷板〉
　価銭壱佰貫文
牒，件家，以去天平勝宝四年正月十四日，従安宿王家買得已訖，仍具事状，立券如件，今以状牒，丶至准状，以牒，
　　天平宝字四年十一月十八日都維那僧等貴
佐官兼上座法師平栄
寺主法師法正
〔東西二郡司勘知已訖
　　東生郡擬大領正八位上難破忌寸浜勝
　　擬少領少初位下日下部忌寸主守
　　西生郡擬大領従八位上吉志船人　[11]
　　擬少領少初位下三宅忌寸広種
　　擬主政正八位下津守連白麻呂
　　天平宝字五年三月七日〕

〔摂津職判
以前，依三綱勘審得実，是以造券参通，送寺壱通，付郡壱通，連職壱通，
従四位下行大夫佐伯宿祢今毛人
　　正六位上行大進勲十二等村国連子老
　　正六位上少進勲十二等海犬養宿祢音依
　　正八位下少属阿倍朝臣比等
　　天平宝字五年三月七日〕

東大寺三綱は摂津職に牒を送り，天平勝宝4年(752) に安宿王家から買った3町6段強の地・価銭100貫文を立券した。8年間未立券だったが，天平宝字4年(760)に倉を残して地の大部分を新薬師寺に転売することになり[12]，遡って申請したものである。対象地所管の摂津職は，郡司に事実を確認し，判を与えた。

王家や寺といった中央勢力の間で，町単位（1町は10段）の大規模な地が売買された。価が動いて土地の名義が変わり，所管行政官司によって立券されている。

2.2 直の例

【史料1】に「連続シタルモノニカヽル」[13]文書を示す。

【史料2】安宿王家牒（古3-559）

□…□倉一宇〈（長）高広如上　无扇幷敷板〉
　在摂津国西生郡美努郷
　　直銭壱佰貫文
右，寺家得今月十一日牒�，為寺家庄□□件地者，官□牒旨依請已畢，今録事状□□報如前，以牒，
　　天平勝宝四年正月十四日奉事木工大属従六位下
　　貴室虫万呂

安宿王家から東大寺が摂津国の地を買った日付で，同額の100貫文だが，こちらは直である。

東大寺が得た3日前の牒に，寺家庄にする旨が記されていたと事実書にあるが，「売」「買」の文字はない。【史料1】とは事実書の内容が異なり，8年後に同件について立券申請の牒が出されているから，【史料2】だと立券できなかったことになる[14]。したがって，直の【史料2】は，価の【史料1】とは違う性格の文書と考えられる。

では，どのようなものか。【史料2】の日下には，木工寮の官人の名がある。【史料1】では東大寺三綱の都維那だから，同様の文書なら安宿王家司か知家事の署名となろうが[15]，そうではない。「奉事」とあって，現地における実務の責任者とみられる。彼が記録し報告したのは，文書冒頭の欠けた部分も含めた事書の内容についてであり，件の地の状態と「請」けたという事実である。すると，請けたのは，東大寺からの直銭100貫文（相当の仕事，おそらく倉の建設・運営）と読める[16]。【史料2】は売買を証しているものの，売券というよりも請直文に近い。

直銭は，【史料1】の価と同額同件同日なので，買人東大寺からの銭100貫文そのものである。現地の実務責任者に渡されており，彼に請け負わせた仕事のための資金であろう。この価は売人安宿王家には入らず，現地に出されたことになる。現代なら，代価より出資と呼ぶほうが相応しい。現地が預かった時点で直と呼ばれ，運営費に充てられた。

2.3 価に直が書き加えられた例

次は，価と直が一つの文書内に記された初見である。

【史料3】伊賀国阿拜郡柘植郷墾田売券（古3-334）

柘植郷長解　申常地売買墾田立券事
　神田柒段 上〈限東紀寺田　限西石部大万呂田　限南京戸敢朝臣梗万呂田　限北物部広万呂田〉〔直畢〕
　柘植郷戸主敢臣安万呂之売墾田者
　　付価銭捌貫〔天平勝宝三年歳次辛卯年始常地作料　一年直米四斛〕
右墾田，買得處元興寺三論衆
以前墾田売買人依法式立券者如件，仍具録状申送以解
　　天平勝宝元年十一月廿一日郷長桃尾臣井麻呂
　　田主敢臣安万呂〈左手食指〉〈本〉

証人　壬生少粳　同姓
　　石部石村
　　印代万呂
筆取　壬生浄足
税長　石部果安麻呂

元興寺三論衆は，柘植郷戸主の敢臣安万呂から墾田7段を価銭8貫で買った。直米4斛は割注として別筆で書き足されており，価と直は明らかに別物である。

価の銭を米に換算すると，価は直の4倍にあたる[17]。また，文書日付は天平勝宝元年(749)11月だが，直の注には天平勝宝3年(751)の年始とあって，年も季節もずれている。耕作の1周期が春播種に始まって秋収穫で終わることを鑑みると，文書の作成時点では翌天平勝宝2年作料が取られ（天平勝宝元年の耕作は終了済），1周期めぐって収穫の米が納められた後に，次の天平勝宝3年作料が別筆で書き加えられた，と考えられる。

そうだとすれば，この価は当該田について4年分の作料を前払いしたものであり（元手），毎年直が米（産物の一部）の代金として支払われる形で，取り崩されていったことになる。買人元興寺は天平勝宝5年秋収まで4回，直米を受け取ったのであり，その米は作料を4回請けた売人安麻呂戸の耕作による，との体裁をとった。価が尽きた4年後，売買契約を更新する場合は，新たな資金として価が出されただろう[18]。一連の売買は，安麻呂と元興寺で直接行われておらず，郡郷が間に入っており，価の預かり・直の支払い・産物の配分等も郡郷の管理下にあった。それが，郷長解という公的な文書で立券された理由とみられる。

3. 価直と養老令施行後の直

3.1 価直の例

価直と一語で記された初見をあげる。

【史料4】伊賀国阿拜郡柘植郷墾田売券（古3-500）

阿拜郡司解　申売買佰姓常地墾田立券事
　合田肆段壱佰捌拾歩〈柘植郷戸主車持首牛麻呂墾田者〉
　付価直弐貫弐佰伍拾文〈二段充五百六十文
　　二段充五百六十五文〉
　九条三里廿五小川原田壱段〈今治二段一百八十歩〉
　廿六小川原田北西田一段〈今治者〉
右田，得買東大寺已訖者，依法立券如件，仍具注状，以解，
　　天平勝宝三年四月十二日売人車持首牛麻呂
取券
大領従六位下敢朝臣安万呂　擬主帳稲置代首官足
国判聴許已訖
　　天平勝宝三年四月十三日従六位上行目勲十二等
　　山部宿祢馬養
正六位上行守池田朝臣足床
　　〔不入先文〕
〔以四年三月申了
　　通分〕

【史料3】と同じ阿拜郡柘植郷の件だが，こちらには4.5段の田の価直2貫250文の割注に内訳が記され，2段に560文/段，別な2段に565文/段が充てられている。計算すると，価直が充てられない田が0.5段（=180歩）ある。田の割注の「今治」が開墾中の田を含むことを示しており，それを除いたためと思われる。また，田1段あたり560～565文という価直の額は，【史料3】における価8貫÷7段=1142.86文/段のほぼ半分で，直の約2倍となる。価直が，価とも直とも別物であることが示唆されている。

しからば，価直とは何か。まず確認されるのは，奥の別筆「以四年三月申了」で，文書日付のちょうど1年後にあたっている。契約が1年後に更新され，買人東大寺の通分となったことがわかる[19]。【史料3】が4年分のまとまった額の価を現地に預けて直を毎年取り崩していたのに対し，1年更新として各年の直を価に充てた，と考えられる。

だとしても，なぜ直の2倍の額なのか。ここに，価直が出挙（利息付きの借貸）と同じ仕組だった可能性が浮上する。価を元本，5割の利子を直にしておく。現地で，年始に託した価銭を作料にして耕作し，半分の直に相当する産物を年末までに納入すると，ちょうど数字が合う。

【史料3】と大きく異なるのは，価が借貸の元本なら，毎年取り崩されることなく保全される点である。買人東大寺に有利となり，直の納入が滞れば預けた元本の返済を要求できるし，元本を引き上げなければ追加出資の必要もない。文書の奥に「不入先文」の別筆があるのは，契約更新にあたって価の追加を入れないという意味だと解される。

3.2 養老令施行後の直の変質

仲麻呂政権下の天平宝字期，直の変質が読み取れる。

【史料5】矢田部造麻呂家地売券（古15-127）

〔（端裏書）院東井戸矢田部豊嶋家券文〕
〔（端書）院東御倉後所券文〕
謹解　申売買家地事
合地壱段〈草屋一間　丸木倉一間〉直銭壱貫伍佰文〈北長尾山　東宇治宿祢乙白家　西法花寺尼北院　南田〉
右家地，大国郷戸主従八位上宇治連麻呂戸口矢田部造麻呂家地，此今売与東大寺僧勝康常地已訖，仍具注状，以謹解，
　　天平宝字五年十一月二日
　　売地主矢田部造麻呂
　　相知戸主従八位上宇治連〔麻呂〕
　　郷長多米連〔小林〕
　　証人正八位上三国真人〔蜂目〕
　　山村日佐〔豊国〕
〔判郡司
擬大領正八位上宇治宿祢〔水通〕　主政正八位下
　　神宮部造〔安比等〕
擬少領正八位上宇治宿祢　主帳外少初位上今木連　〕

〔先受銭二百文，十一月三日受銭七百七十文，又稲一斤〈卅文分〉合一貫文分度訖，
受人矢田部万呂正身　〕

天平宝字5(761)年11月，山背国宇治郡大国郷戸口が東大寺僧に，地1段を直銭1.5貫で売った。奥の別筆によると，売人は当日200文，翌日770文と30文分の稲，合せて1貫を受けている。分散した内容を合算した形で記載しており，1貫が受けた全額とみられる。

売人受取額の1.5倍が，事書の直と同額であることが注目される。これは，受取額を元本とし[20]，1年後に5割の利子を付けて元本も返却する銭出挙と同じではないか。

それにしても直の額がこれまでと違う。大宝令制下の【史料2】【史料3】では，買人から現地が預かった額を使って後日（複数年）産物を納め，その納品額が直であった。最終的に現地が受け取った額は納めた額と同額になる[21]。ところが【史料5】は，現地が受けた額より納める額が利子分多くなり，高いほうを直としている。

大宝令制下の大規模開墾では，倉・拠点の設置や灌漑設備・農工具の整備など莫大な費用がかかるのに，限られた地しか熟田化が進まず，中央勢力からの出資（価）が食いつぶされることが多かったと思われる[22]。その場合，寺などの中央勢力は，同額の納品物どころか多額の損失を蒙った。養老令制下では，中央勢力の出資を保全するため，熟田の直に出挙的仕組を設定するようになった可能性がある。

3.3 仲麻呂の乱後の直の稲化

仲麻呂の乱後の天平神護3年(767)2月下旬～3月上旬，没官田が改正された越前国で，直の文書が7通出された。

【史料6】酒部小国解（古5-649）

草原郷戸主酒部牛養戸口同戸口酒部小国解　申請墾田直事
合墾田参段　直稲柒拾弐束
西北一条十一上味岡里十三味岡田三段
右，田直稲，依員請已畢，仍注事状申上，謹解，
天平神（護）三年二月廿二日酒部小国
〔上件稲充畢〈二月廿六日〉　郡目代生江臣長浜
目代生江臣息嶋〕

郷戸口の解で，事書のとおり請直文の類である。直が稲という点は画期的である。奈良時代の売券において，価は例外なく銭であり，これは『続日本紀』和銅6(713)3.19詔の「売買田，以銭為価」の規制による。直も基本的に銭だったが，仲麻呂の乱を境に全て稲となった。

【史料6】の直は田1段あたり24束で，7通は皆，同水準である（荒田は8束/段）。銭に仮換算すると500～600文で[23]，【史料4】出挙の560～565文/段と同程度であった。この額は出挙本稲（元本）に相当したので，7通の直は，稲出挙の本稲と考えられる。奥の別筆は，文書日付とほぼ同時に，郷戸が現物を受け取ったことを表す。これは稲出挙が春耕作前に，田の営料（種籾や耕作人賃料など）として本稲を給されることと符合する[24]。別筆を記したのは郡目代であるから，給されたのは私出挙ではなく，公出挙の本稲＝正税であった可能性が高い[25]。

春に現地が請ける出挙本稲だとすれば[26]，直の示す意味が変わってくる。仲麻呂の乱前の【史料5】では，直が秋の納品額で出挙の本利合算だった。対して【史料6】は時期・額が異なるばかりか，現地が受けるのか納めるのかが違い，直の流れる方向が逆になっている。大宝令制下における直は，現地の産物（納品物）の買取額に充てられる費用で[27]，産物が郡や寺に納められていた[28]。直が銭なら産物の代金として現地に渡されておかしくないが，それ自体が産物でもある現物貨幣の稲だと，混乱が予想される。

そのため7通の直は本稲として，春に給されるだけでなく秋に返納される稲も指したと考えられる。つまり，現地が春に受ける元手の稲と秋に納める産物は，見かけ上同額とする。こうすれば，乱前の【史料5】における，現地が受けた額と納める額が異なるという難点も克服される。

しかし，出挙の利子はどこへ行ったのか。これは利子相当額の貢納物（調庸等）の進納で払ったことにしたと思う。正税（大税）と絁（目の粗い絹織物）が陸田（畠）の売買に絡む件が[29]，29通の最末期にある。ここまでの考察を前提にすると，利子の扱いを含めて，どんな解釈が可能か試みたい。

4. 備前国津高郡陸田売券と関連文書

4.1 関連する6通の文書

宝亀5～8年(774-777)の備前国津高郡の文書が6通，伝来している。それらの文書に関連があること，土地売買に正税などの賦課が影響していたことが，直木孝次郎氏と原秀三郎氏によって明らかにされている[30]。原氏の復原に基づき[31]，売券2通（29通に含まれる）と収税解2通を示す。―――は文書の切断箇所，下線は筆者が付した。

【史料7】備前国津高郡菟垣村常地畠売券（古6-577）

菟垣村□□（人長カ）漢部阿古麻呂解　申依正税不成常地売買畠（事）
合畠参段　充直稲捌拾束〈東田　南漢部真長畠　西（田）（北）漢部古比麻呂畠〉
右□…□口漢部□□人之大税不成散波畠常地売与同郷三野臣乙益如件，依券文造弐通，一通進郡家，一通給今主，仍注事状，券案立置，以解，
宝亀五年十一月廿三日戸主漢部阿古麻呂
税帳書直麻呂
郷長寺広床
徴漢部古比麻呂
〔以同月□…□〕
―――（以下の断簡は古6-592唐招提寺文書）―――
外員少領正八位上蝮王臣
主帳外大初位上藤
三野臣乙益沽進畠本券

【史料8】備前国津高郡津高郷陸田売券（古6-591）

津高郡津高郷人夫解　申進絁根売買陸田券文事
　合散波畠参段参拾弐歩　　充直稲肆拾肆束
　桉作部千紲畠三百廿歩　　充直稲拾参束
　漢部真長畠一段七十二歩　充直拾陸束
　蝮王部臣公楯畠一段　　充直稲拾伍束
以前，依庸米幷火頭養絁直不成，件陸田常地売与招提寺既畢，仍造券文二通，一通進郡，一通授買得寺，
　　宝亀七年十二月十一日税帳書直麻呂
　　村長寺広床
　　蝮王部（臣公）楯
〔以同日郡司判許
　大領外正六位上薗臣
　少領外従七位上三野臣浪魚〕

【史料9】津高郡収税解（古6-590 吉田文書）

津高郡収税□…□可請百姓等陸田直稲事
合肆佰伍拾束
　以十二月十一日受佰玖拾肆束
　　漢部古比麻呂八十束
　　漢部大楯六十八束
　　三野臣薗生十七束〈已上先券〉
　　桉作部千紲十三束
　　漢部真長十六束
遺弐佰伍拾陸束
以前陸田直，且請所幷遺注進如件，唯遺者既成正税，是以後日，望将請，仍注事状，謹解，
　　宝亀七年十二月十一日尾張祖継

【史料10】津高郡収税解（古6-595 唐招提寺文書）

津高郡収税解　申可請散波陸田直稲事
　合稲肆佰伍拾束
　　以去七年十二月十一日受百九十四束
　　以同年十二月廿三日受（廿三）束〈漢部阿古麻呂〉
　遺二百卅三束
以前陸田直先所請，幷今可給遺員如件，仍注事状以解
　　宝亀八年正月十八日収税尾張祖継
（追加）以同日，所遺稲弐佰参拾参束，依員受治既畢，
　　仍注事状，謹啓　　収税尾張祖継

残る2通を加え，6通の示す内容を時系列で追うと次のとおり。【史料7】宝亀5年，「正税不成」により戸主漢部阿古麻呂は畠を三野臣に売った。畠はその後，唐招提寺に売られている（断簡部分）。【史料8】宝亀7年には，漢部真長ら3人の陸田（畠）が「直不成」により唐招提寺に売られた。宝亀7.12.11備前国津高郡司牒（古6-591），郡が事実と確認。【史料9】同日，収税尾張祖継は450束の陸田直のうち194束を受けたと報告する。【史料10】12月中に阿古麻呂が23束を受けた。8年正月，収税は遺り233束も数が揃ったと報告する。宝亀8.4.7漢部阿古麻呂解（古6-596），阿古麻呂は（欠のため前半不明）納め終わったと報告した。

4.2 先学の解釈

直木氏は，正税出挙の重い利息と厳しい取立てが，農民をして「正税の皆済を急がせ」「田畠の売却にまで至らしめた」といわれる。津高郡について【史料8】と【史料9】に同じ人名と直稲がみえることから，【史料9】の450束は漢部古比麻呂以下5人に課せられた「官物の所当額であり」，直稲は「所当官物の稲を納付するために，古比麻呂らが陸田を永売した代価である」とされた。「正税以外の諸負担でも，滞納した時には，徴収者はこれを正税と同じ扱いにし，利息を付」しており，収税が「正税の扱いにする」と「農民を脅かし」たので，【史料10】の遺り233束も「やはり陸田を売却して」納入した，と推定される。

原氏は，次のように論じられる。津高郷内の郷長以外の7名は「連年の凶作と，苛酷な権力の収奪のために，自己所有の土地を売却」し「その代価を」「未納」の課税にあてた。【史料7】では「有力農民の共同体的相互扶助」による価格だったが，【史料8】はその半分という「苛酷」な安値で，それは「郡の税長によって所有地を差押えられ，一方的に唐招提寺に」売却されたことを示す，といわれる[32]。

4.3 小稿のアプローチ

直木氏も原氏も，直を土地売却の代金として説かれている。だが【史料9】には「請百姓等陸田直稲」の文言もある。3.3考察のように，直に正税が重ねられていたらどうか。

当件の前提を以下のように置く。戸主漢部阿古麻呂は，6通の最初から最後まで，3通に登場する。阿古麻呂が【史料7】で売った私有の畠は[33]，【史料8】の漢部真長の畠と【史料9】の漢部古比麻呂の畠に隣接しており，漢部の管理下に置かれていた同じ地目の土地である。これらは【史料8】事書の「絁」より，絁生産用の桑畠だった可能性が高い。よって，漢部阿古麻呂の戸が桑畠を持って，絁の生産に携わっていたと考えられる。

絁を生産する戸の正税との関わり方は，次のようであっただろう。戸は，春に絁生産の元手として，正税出挙本稲を請ける（a）。秋までに絁を生産して郡に納める。納品物はすべて絁。稲換算で本稲と利稲を合わせた額になる量を納入することで，出挙を進納していた。絁を本利稲合算相当として売上げた，といってもよい（b）。元手に5割の利子分を上乗せすることが，貢納（納税）にあたる。

郡側は，年始に百姓（公民）側に出した本稲を，年内に絁で徴収する。絁が稲換算で本利稲分になれば，本稲を回収し利稲も取ったことになる（b）。国郡は，調庸など中央への進上物（寺などの封主収入を含む）や交易の軽貨，物品貨幣などとして絁の現物を必要としていた。中央への進上物は，正税の利稲を使い，交易して入手する（c）[34]。

5. 津高郡売券の検討

5.1 穀価高騰の衝撃

5.1.1 宝亀5年の正税不成

絁の生産をしていた津高郡で，なぜ宝亀5年に突然，畠

が売却されたのか。これは『続日本紀』宝亀4(773).3.14条に「天下穀価騰貴」とあり，穀価高騰の影響だったと思う。穀価につれて稲価も上がる。すると正税の利稲で交易する絁は，それまでと同量であっても，引き換えの稲の量が減る。稲換算での絁の価格が暴落したのである。

年始に正税本稲を請けていた漢部戸では，年内に例年どおりの量の絁を納めても，稲に換算して正税本利合算額に満たなくなる。これが，正税不成だったとみられる。

正税出挙の本稲を返さないことは「未納」，賦課を払わないことは「未進」と称されるが，【史料7】には未納・未進の文字はない。不成に類する用例として天平勝宝2.5.6出挙銭解（古3-391）をみると，利息付の出挙銭が「秋時不過成」だったら「質」の田を進上する，とある。元利が揃わずに借金が返せないことを「不成」と呼んだ，と解される。

5.1.2 絁の暴落率

それでは，絁の暴落率はいかほどだったか。【史料9】は12月の日付で，事書に「可請百姓等陸田直稲事」合せて450束とある。年末なので，納めた絁を稲換算した額である。本稲分も絁で納めるなら正税本利稲にあたるため（4.3のb），450束こそ，例年，税が「成った」とされる基準額だったと考えられる。もっとも，正税帳などにおける机上の数値で，稲の現物が遣り取りされたものではない。

続いて【史料7】をみると，正税不成により畠を売った直は80束である。11月で当年の生産は終了している。年内は不成で確定してしまったから，翌年の資金で埋め合わせることになる。翌春に稲の現物で給される正税本稲を充てた（4.3のa）。そうであれば，宝亀5年11月時点の不成は本利合算に戻して，80束×1.5＝120束だったと考えられる（b）。漢部戸が例年どおり納めた量の絁は，稲換算で450-120=330束にしかならなかった。暴落率は26.7%となる。

330÷450=11/15=0.7333…　　1－0.733=0.267

5.2 絁生産の再編

5.2.1 宝亀5年の対策

漢部戸は突如として正税不成に陥り，請ける正税の本稲を減らさないと，次回も不成を重ねる恐れがあった。とはいえ，仕事の元手となる稲を減じて同量を生産するのも辛い。困ったのは漢部戸だけではない。正税を管理する郡や郷も苦慮した。正税本利稲は国の財産であって毀損すれば責任を問われるので，正税帳の数字は変えたくない。絁の量も，例年通りを確保する必要があった。この状況下，戸と郡郷が共同して打った対策が【史料7】だった。

まず，漢部戸から郡司一族である三野臣に畠を売り[35]，畠代に直を充て，宝亀5年分の正税帳上の不成を消す。宝亀6年の正税本稲は，実物80束を三野臣経由で漢部戸が受け，畠分の絁の元手にした。

一方，漢部戸が直接受ける正税本稲は減じて，不成が発生しないようにする。それまでの300束（本利合算450÷1.5）に，暴落後の11/15をかけた220束である。こうして畠分の本稲80束と合わせると，例年どおり300束の元手を請け，同量の絁を生産できる。郡は，暴落によるレートの変更を反映しつつ，正税・絁とも従来の量を確保した。

5.2.2 宝亀7年の直不成

ところが，宝亀7年にも畠は売られ，【史料8】にも不成の文字がみえる。今回は正税不成でなく，「庸米ならびに火頭養絁の直不成による」と記されている。これは，絁を現物で受け取っていた唐招提寺に対する郡の不成を，宝亀5年から持ち越していたものである。

正税帳では，寺への絁交易も稲で換算される。絁が安くなったので，同額の稲で換算すると絁同量では不足し，それまでよりも多くを寺に納める必要がある。同量しか納めなかった分が直不成で，算出すると40束分であった[36]。

5.2.3 宝亀7年冬～8年春の対策

郡郷や漢部戸たちは絁の価格が戻るのを待っていたが[37]，米の凶作が続き[38]，さらなる下落も危ぶまれる状況となった。そこで宝亀7年秋収時，暴落後の生産体制に移行することにした。畠を唐招提寺に売り，利稲相当の絁全量を現物で直納し，以後の不成発生を防止するのである。

【史料8】の直は，庸米等との調整もあって44束とされた。郡司一族の蝮王部が15束を持ち，29束を漢部真長ら2人が請ける[39]。29束を含む【史料9】194束に【史料10】23束と【史料7】80束を合わせ，請けられた直は合計で297束に達する。郡は，ほぼ暴落前の本稲数を確保した。

5.3 陸田売却のからくり

5.3.1 正税による直の請け手

一連の対策は，出挙を被せると直に3つの意味が生じ得ることを利用して設計された[40]。4.3のa正税本稲（10割），b正税本利合算（15割），c正税利稲（5割）である。

【史料9】は郡の立場での年末の文書なので，b正税本利合算の額である。当年の絁のうち，寺への直納が増える分，百姓側を組み替えている。450束の直の請け手を探しているようにみせながら，年始になればa本稲分の300束程が百姓に班挙できればよく，194束に【史料7】の80束を合わせると目途が立つ。年明けの【史料10】で，遣り233束もの稲が即日に処理されたのは，そのおかげである。

5.3.2 宝亀5年と宝亀7年売券における直

宝亀7年【史料8】における単位面積あたりの直が，5年【史料7】の半額になっているのも，直の意味が違ったためである。7年の直不成は寺との交易で発生しており，それは正税利稲で行われるので，埋める直はc利稲の額を基準として算出された。5年【史料7】は正税不成で郡内の百姓の直だからa正税本稲で算出されていた。c利稲はa本稲の5割なので，反当りが半額にみえる[41]。

最終的に，不成を解消した上で，百姓は暴落前に郡から給されていたのと同等の稲収入を，暴落後も寺経由で郡から得られるようになった。稲と絁の交換レートが切り替わった分を土地の売却で埋め，百姓と郡郷が協力して，それまでと同等の生産を続ける体制に再編したのである。

5.3.3 宝亀の禁制とその後

郡郷内部としては見事な対策といえようが，絁の寺への直送で中抜きされた取引も正税帳には残り，虚偽記載の疑いが生じる。中央政府は在地の動向に気付いたらしく『続日本紀』宝亀10.11.29勅で[42]，国司が「ひそかに規定以上に公出挙を行なう」隠截を禁じた[43]。桓武朝に至り，寺への土地売買禁制の罰則が強化される[44]。

そして平安前期は，郡内の墾田売券に価直の一語だけが用いられるようになる。直の多義性を利用した隠截を防ぐため，出挙の場合は価直に統一されたのだろう。ただし，大宝令制下の価直【史料4】の直は出挙の利子だったが，養老令制下の【史料6】の稲の直は本稲に相当するので，平安前期の直は本稲になっていた，と考えられる。

6. おわりに

論じたことをまとめる。売券の価・直は土地の価格だが，対象地限定の経営資金として捉えるほうが，奈良時代の実態に合う。大宝令制下では，価が中央勢力（寺・王家等）からの出資，直が現地の運営資金であり，直で買われた産物が毎年出資者に納められることで，価が回収されていた。養老令施行後は，直に出挙的仕組が使われるようになり[45]，仲麻呂の乱後には正税（公出挙）と融合する[46]。

如上の考察が成り立つならば，価直については次のように考えられる。奈良末期の備前国津高郡にみられた直の多義性は，直の一字に出挙的仕組を被せていたために起きた。そこで平安前期の墾田売券は，価直の語で出挙的仕組を表し，直に本稲，価に利稲を割り当てるようになる[47]。価は，奈良時代を通じて中央勢力からの出資だったが，平安前期には中央勢力への進納になった。

価直に価の字があることで，中央勢力からの出資で開墾された地という経緯が記録され，現地から利子を取る根拠となる。正税と言わず価直と称したのは，資金の出所の違いを明示するためである。また，価直と出挙が区別されたのは，価は一度の出資を複数年かけて回収していたが，稲出挙だと雑令以稲粟条に「貸し出した年に対してのみ利息を生ずる」との「定め」があったからである[48]。

価・直・価直は，相互に関連して対象地限定の経営資金を構成していた。その変遷は，墾田政策や出挙・賃租などの土地経営関連制度の変化を反映していようが，それ自体を一つの制度「価直制」の成立過程として把握していける可能性がある[49]。土地売買や賃租制との関係など，論じきれなかった課題は多いが，稿を改めたい。

表１　奈良時代の売券

年月日		文書　出典	価　直	本文箇所
天平	12.1.10	東 2-389　東南院	直	
	20.8.26	古 3-112　東南院	直（絁・税布）	
	20.11.19	古 3-133　東南院	価	
天平勝宝	1.11.21	古 3-334　東南院	価・直（米）	【史料３】
	3.4.12	古 3-500　東南院	価直	【史料４】
	3.7.27	古 3-513　東寺礼	価	
	4.1.14	古 3-559　東南院	直	【史料２】
	7.3.9	古 4-49　大学本	価	
	8.2.6	古 4-114　薬師院	価	
天平宝字	2.11.28	古 4-349　東南院	価	
	3.6.10	古 4-368　続修	直	
	4.11.7	古 4-448　東南院	価	2.1[12]
	4.11.18	古 4-451　東南院	価	【史料１】
	5.11.2	古 15-127 東南院	直	【史料５】
	5.11.27	古 4-520　東南院	価	
	8.2.9	古 5-476　東南院	価直・価	
	8.1□□	古 5-511 唐招提寺	直	
天平神護	2.10.21	古 5-554　東南院	価直（稲）直（稲）	
	3.2.22	古 5-645　東南院	直（稲）	3.3
	3.2.22	古 5-647　東南院	直（稲）	3.3
	3.2.22	古 5-648　東南院	直（稲）	3.3
	3.2.22	古 5-649　東南院	直（稲）	【史料６】
	3.2.24	古 5-650　東南院	直（稲）	3.3
	3.2.26	古 5-651　東南院	直（稲）	3.3
	3.3.2	古 5-656　東南院	直（稲）	3.3
神護景雲 3.9.11		古 5-701　東南院	価・価直	
宝亀	5.11.23	古 6-577 東大図書館*	直（稲）	【史料７】
	7.3.9	古 23-615 随心院*	価	
	7.12.11	古 6-591 唐招提寺	直（稲）	【史料８】

出所：文書の選定は加藤友康氏「八・九世紀における売券について」p728-729 による。古は『大日本古文書』，東は『東大寺文書』の巻 - 頁（古を優先）。出典の * は所蔵文書。
※「価 直」は筆者加筆。（　）がない価 / 直は銭。

注

[1] 吉村武彦「賃租制の構造」『日本古代の社会と国家』岩波書店1996 p279初出1978，吉田孝「補注9田令」井上光貞他編『律令』岩波書店1976 p574。永売には「常土」「常地」等と記された。

[2] 価格水準を網羅的に取り上げた研究に次がある。竹内理三「上代物価表」『竹内理三著作集第二巻日本上代寺院経済史の研究』角川書店1999 p309-315初出1934。

[3] 公田条「凡諸国公田，皆国司随郷土估価賃租，其価送太政官，以充雑用」。賃租条「凡賃租田者，各限一年，園任賃租，及売，皆須経所部官司，申牒，然後聴」。

[4] 地子（公田等の賦課）との違いも論点である。宮城栄昌「賃租制と地子制」『史学雑誌』66(7) 1957 p32-33，菊地康明「地子と価直」『日本古代土地所有の研究』東京大学出版会1969 p56-57初出1964，小倉真紀子「日本古代における田制と財政の研究」東京大学大学院人文社会系研究科2010年度博士論文p81等。

[5] 「あたひ」項『時代別国語大辞典上代編』三省堂1967

[6] 『平安遺文』文書名「売券」を中心とした約500通。

[7] 坂本賞三「八・九世紀の売券に関する一考察」『史学

研究』70 1958，佐藤進一『新版古文書学入門』法政大学出版局1997旧版1971，加藤友康「八・九世紀における売券について」土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集上巻』吉川弘文館1984，瀧澤武雄『売券の古文書学的研究』東京堂出版2006等。

[8] 加藤[7] p728-729。

[9] 天平15年(743) 墾田永年私財法以前は1通で，売券の殆どが同法以後である。

[10] 藤原仲麻呂が実権を握った天平宝字元年(757)，養老律令が施行される。墾田政策は仲麻呂の乱(天平宝字8，764)を境に動揺し，天平神護元年(765)に加墾禁止令が出され，宝亀3年(772)同令廃止となる。

[11] 西成・西生の表記混在は『大日本古文書』のまま。

[12] 古4-448。天平宝字4.11.7，売人の東大寺三綱が対象地管轄の摂津職に牒を送り，3町1段強の庄地・価銭84貫588文の立券を申請している。事実書には，主の安宿王が天平勝宝4年に価100貫文で売ったが未立券だった3町6段強の地を，新薬師寺に転売した，とある。

[13]『大日本古文書』3巻p559按文。

[14] 古4-448の証拠が【史料2】だが，不十分だったため，11日後に【史料1】が出されたとみられる。

[15] たとえば『東大寺文書』東南院文書2-394延暦6.3.20五百井女王家墾田施入状案の日下署名は「知家事中宮史生従八位下高向村主諸上」となっている。

[16]【史料2】文書名は『大日本古文書』に従ったが，木工大属従六位下貴室虫万呂か，奉事した組織の牒とするほうが適当だった可能性がある。なお，古4-58天平勝宝7.5.7相模国司牒造東大寺司「請国調邸地価事」（造倉・寺物運送）の日下に「従六位下行大目鬼室虫万呂」とあるのは，貴室虫万呂と同人とみられる。

[17] 竹内氏によると米1升5文が標準である。米１斛が500文で，価は16斛となる。竹内[2] p314,409-414。

[18] 新規の価の投入が不要な地が貢地になると思われる。

[19] 通分は，仏法僧を通して使用できる寺の資金。

[20] 11月なので，受取額は翌年の作料の前渡しになる。

[21] 最終的に価と同額になるので，【史料2】のように前払いで全部を受けた例も【史料3】のように毎年の納品額を累積する例も，どちらも直と呼んでよい。

[22] たとえば，東大寺領桑原庄など。

[23] 竹内氏によると稲1束から春米5升を得る。米1升5文で1束25文。竹内[2] p410。【史料5】には稲1斤30文とある。『令集解』田令田長条古記によれば租15斤=22束なので，1束は30×15/22≒20.5文（250/360なら20.8文）。

[24] 公出挙は，春・夏の2度現地に給され，秋収時に5割の利稲と共に返される。公出挙の本稲を正税と呼ぶ。

[25] 吉村氏は 8C中～9C初の土地価直の分析により，賃租が出挙と「同じようなシステム」だったとされる。吉村[1]p288-290。

[26]『令義解』田令公田条「春時取直者為賃也」が想起される。

[27]【史料2】も納品物額の前払いとして把握できる。

[28] 古7-44弘福寺領讃岐国山田郡田図の直米など。

[29] 大税は，天平6(734).1.18勅の官稲混合により，正税になっている。薗田香融『日本古代財政史の研究』塙書房1981 p22,51,105。【史料7】も事書に正税とあるので，小稿では大税は正税と同義として論を進める。

[30] 直木孝次郎「正税と土地の売買」『奈良時代史の諸問題』塙書房1968初出1954，原秀三郎「荘園形成過程の一齣―唐招提寺の土地集積を中心として」『日本古代の木簡と荘園』塙書房2018初出1967。

[31] 原氏は綿密な考証により，6通がかつて連券であったことを証し，切断部分を復元された。原[30]p384。

[32] 直木[30] p168-171。原[30]p398,384,396。

[33] 散波畠に関して，佐川弘「散田」項『国史大辞典』に，8・9Cの散田は「私有地」「副次的田」とある。

[34] 薗田[29]p22。宮川麻紀「律令国家の財政と流通」『日本古代の交易と社会』吉川弘文館2020p247,248初出2015。

[35] 少領が【史料8】三野臣，【史料7】蝮王臣である。

[36] 絁の暴落前の交易単価を1疋あたりp束とおくと，暴落後は疋別p×11/15束となる。寺へ納める絁の量は，国郡の利稲交易によるので，津高郡分は利稲150束相当，暴落前は絁150/p疋。暴落後も同量なら，稲換算の価格は(p×11/15)×150/p=110束で，40束が不足する。

[37] 絁の価格が戻れば漢部戸が三野臣から畠を買い戻すことを想定して，宝亀5年時点では郡内での畠売買に留めていたとみられる。

[38] 原[30]p394-395。

[39] 郡司一族の蝮王部15束は利稲差額を埋める役割で（百姓29束×0.5=14.5），本稲は請けない。【史料9】に蝮王部だけがいない理由である。なお，直不成が40束なのに44束としたのは，津高郡正税本稲300束を297束に減じた本利4.5束を，蝮王部が引受けたためで，蝮王部は庸米の高騰分で調整したとみられる。

[40]【史料4】利稲，【史料5】本利稲，【史料6】本稲。

[41] 寺に納める絁の量は，暴落前より増えた。増加分に対応する面積の陸田を，新たに売却している。

[42] 同勅には「出挙をうけた百姓が償う物がなく，家を売り，田を売って，他郷に浮浪・逃亡する」とある。

[43] 直木[30]p161。また，宮川[34] p175。

[44]『続日本紀』延暦2(783).6.10勅，『日本後紀』延暦14(795).4.27勅。

[45] 経営方式としての賃租と表裏をなした可能性がある。

[46] 現地の百姓にとっての直は，年内に納める産物から，年始に請け取る作料＝正税本稲へと変化した。

[47]【史料4】価直の直を【史料6】の直にしたもの。

[48]「不得因旧本」（雑令以稲粟条）。直木[30] p169。

[49] 平安前期の『三代実録』元慶5(881).2.8条に「或地子，或価直」とあり，地子制と価直を対比している。

修士研究報告

『方丈記』終末部分における長明思想の解明

Elucidation of Chomei's Thought in the Final Section of *Hojoki*

†大野 浩
Hiroshi Ohno

1 はじめに

『方丈記』の終末部分における記述は、長明思想の解明にとりわけ重要な意味を持つものと考える。鴨長明は『方丈記』を結ぶに当たって、次のように記述している。

抑一期の月かげ傾きて、余算の山の端に近し。たちまちに三途のやみに向はんとす。何の業をかかこたむとする。仏の教へ給ふ趣は、事にふれて執心なかれとなり。今草庵を愛するも、閑寂に着するも、障りなるべし。いかゞ要なき楽しみを述べて、あたら時を過ぐさむ。しづかなる暁、このことわりを思ひ続けて、みづから心に問ひていはく、世をのがれて山林にまじはるは、心ををさめて道を行はむとなり。しかるを、汝姿は聖人にて、心は濁りに染めり。栖はすなはち、浄名居士の跡をけがせりといへども、たもつところは、わづかに周利槃特が行ひにだに及ばず。若しこれ貧賤の報のみづから悩ますか、はた又妄心のいたりて狂せるか。その時、心更に答ふる事なし。只かたはらに舌根をやとひて、不請阿弥陀仏、両三遍申してやみぬ。

于時建暦の二年、弥生の晦日ごろ、桑門の蓮胤、外山の庵にして、これをしるす。

鴨長明は、内省し、自己批判の言を述べながら、最終的に自己の生き方を否定するに至ったのか、あるいは自己の生き方を肯定し得ていたのか。その両極の揺れ幅の中で、長明思想の解明は、未だ十分な論証がなされていないという研究の状況がある［1］。鴨長明は、自らの心への問いに対して、「心更に答ふる事なし。」と記述しているが、この一節においても、鴨長明は私たちに確実に語り掛けているものがあるのではないか。鴨長明に、明確な自己否定の言はない。私見を述べれば、鴨長明の思想の一つの核心として、自己肯定の思想があったと考える。このことに関して、以下、五つの視点から、論拠を示しながら論証してみたい。

なお、本研究において、鴨長明の思想を簡略化した言葉として、長明思想という言葉を用いている箇所があるが、意味は鴨長明の思想と同じであることを申し添えておく。『方丈記』には、諸種の伝本が存在しているが、本研究においては、古本系の広本である大福光寺本を底本とした。大福光寺本は、現存する最古の写本であり、鴨長明の思想の根本が最も如実に示されていると考えるからである。（引用に当たっては、市古貞次校注『新訂方丈記』岩波文庫、一九八九年、を使用する。）

2 五つの視点による長明思想の解明

（1）テキストクリティイクに関わる視点

一つ目の視点は、テキストクリティイクに関わる視点である。本文（テキスト）を批判（クリティイク）するに当たって、どのような配慮が必要なのであろうか。池田亀鑑氏は、古典の批判と解釈に関わって、「批判と解釈とは、相互に緊密に結合され、交互に制約しあう。おのおのは他のものの前提として、また同時に帰結として考察される。二者は依存することなくしては存在しえない。」と論述している［2］。批判と解釈の双方の重要性を鑑みるとき、『方丈記』における長明思想の解明に当たって、テキストクリティイクに真摯に取り組むことは、極めて重要であると考える。

『方丈記』の終末部分に、「今草庵を愛するも、閑寂に着するも、障りなるべし。」という一節があるが、大福光寺本影印・翻字を確認すると、「サハカリナルヘシ」と記述されている［3］。大福光寺本を底本としても、「サハカリナルヘシ」を諸本に

†二〇二三年度修了（人文学プログラム）

よって改め、「障りなるべし」としている訳注本は複数ある。佐竹昭広氏の校注による『方丈記』においては、底本に大福光寺本を用いながら、「今、草庵ヲ愛スルモ、閑寂ニ着スルモサバカリナルベシ。」と底本に即した表記にしている［4］。本文校訂におけるこのような相違は、いかにして生じているのであろうか。佐竹昭広氏は、脚注において、次のように記述している。

底本「サハカリ」は意味不明瞭。一応「サバカリ」と読んで、この前後を、草庵を愛着して止まないのも、静かさに執着するのも、所詮それだけのことであろう、つまらないことだの意に解して置く。誤写あるか。諸本、「さはり（障り）なるべし」とあり、意味直截。［5］

佐竹昭広氏は、「サハカリ」に関して、意味不明瞭と指摘し、誤写の可能性を念頭に置きながらも、底本に沿って翻刻し、解釈しているのは、参考になる。また、浅見和彦氏は、「さばかりなるべし」と本文を表記した上で、次のように論述している。

もちろん、大福光寺本にも誤脱とおぼしき個所、あるいは書写ミスと思われる個所もあるわけで、ここもその一つと考えられる余地は十分ある。しかし、本文の校訂には常に慎重さが要求されよう。底本の表記で意味が何とかとれる場合は、まず原表記を尊重することを第一とすべきなのではなかろうか。たとえ前後の文脈からして多少不自然な文章であっても、また作品全体の論旨からして、多少逸脱、あるいは齟齬をきたす場合であっても、所与の文章の範囲で解釈していくほかないのではなかろうか。［6］

浅見和彦氏は、本文校訂の際の慎重さを指摘し、「まず原表記を尊重することを第一とすべき」ことを論述しており、参考になる。この一節において、確かに「サハカリ」を「サハリ」の誤写と考え、「障り」と捉えることで意味が明確になるという考え方はあるであろう。しかし、「サハカリ」が「サハリ」の誤写であるという確証はない。意味の取りやすさから、本文を校訂してしまうことは、作品の解釈や作者の思想をゆがめてしまうことになりかねないのではないか。ミシェル・フーコーは、「文学は結局のところ言語からなる事実にほかならない」と述べている［7］。底本である大福光寺本の「サハカリナルヘシ」を根拠とするなら、「それだけのことであろう」と解釈することが可能であり、むしろ底本の表記を尊重して捉えることを検討してもよいのではないか。鴨長明が、方丈の庵を愛することや静かな生活に執着することを、「障り」と否定的に捉えていたのか、そうではなかったのか、ということは長明思想の解明に大きく関わることであり、慎重に見ていく必要がある。

（2）数寄に関わる視点

二つ目の視点は、数寄に関わる視点である。死を間近なものとして意識したとき、「しかるを、汝姿は聖人にて、心は濁りに染めり。栖はすなはち、浄名居士の跡をけがせりといへども、たもつところは、わづかに周利槃特が行ひにだに及ばず。」と自己批判する心中には、仏行への至らなさと、その分、数寄に心を寄せていることに関しての思うところがあったものと考える。鴨長明が自己批判の弁を述べる背景には、数寄に関わる、どのような思いがあったのであろうか。

鴨長明は、「仏の教へ給ふ趣は、事にふれて執心なかれとなり。」と述べている。極楽往生するためには、執着する心を捨て去らなければならない、ということを鴨長明は自覚している。あえてこのような言を述べているのは、自己が好んでいる和歌や管弦が、世間で言う狂言綺語であるということへの引っ掛かり、うしろめたさのような気分が多少なりともあったのではないか。浄土への志向を有する鴨長明には、和歌や管弦を好むという数寄への志向に関して、外なる他者に対しても、そして、内なる自己に向けても、理あることを改めて明示しておく必要があったのではないか。『方丈記』における、このような数寄に関する鴨長明の問題意識は、『方丈記』とほぼ同時期に執筆されたと見られる鴨長明の他の著作である『無名抄』及び『発心集』において、その答えの発露を見いだすことができる。

『無名抄』では、歌学書・歌論書として、和歌が中心的に取り上げられているだけでなく、そこには、数寄への礼賛とも言える鴨長明の思いが書き込まれていることを読み取ることができる。和歌に関しては、「近代の歌体」と見出しが付けられた章段において、次のような記述がある。（『無名抄』の引用に当たっては、久保田淳訳注『無名抄　現代語訳付き』角川ソフィア文庫、二〇一三年、を使用し、ページ数を付す。）

いづくかは歌のただものいふにまさる徳とせむ。一言葉に多くの理を籠め、表さずして深き心ざしをつくし、見ぬ世のことを面影に浮かべ、卑しきを借りて優を表し、おろかなるやうにて妙なる理を究むればこそ、心も及ばず、言葉も足らぬ時、これにて思ひを述べ、わづかに三十一字がうちに天地を動かす徳を具し、鬼神を和むる術にては侍れ」。（104ページ）

「近代の歌体」という章段は、『無名抄』の中で最も長文な章段である。和歌に関する問答形式の論述になっており、そこから鴨長明の和歌への深い認識や思いを汲

み取ることができると言えよう。和歌について、「わづかに三十一字がうちに天地を動かす徳を具し、鬼神を和むる術にては侍れ」という記述からは、『古今和歌集』の仮名序及び真名序の影響を受けながら、和歌の持つ力を前面に表出している鴨長明の信念が伺えるのである。

『無名抄』には、数寄が仏道とどのように関わるかの言明は不明瞭であるが、『発心集』では、仏道との関わりにおいて、数寄が明確に論じられている。「宝日上人、和歌を詠じて行とする事　幷　蓮如、讃州崇徳院の御所に参る事」と題する説話の中に次の一節がある。（『発心集』の引用に当たっては、三木紀人校注『新潮日本古典集成　方丈記　発心集』新潮社、二〇一六年、を使用し、ページ数を付す。）

況や、和歌はよくことわりを極むる道なれば、これによせて心をすまし、世の常なきを観ぜんわざども、便りありぬべし。彼の恵心の僧都は、和歌は綺語のあやまりとて、読み給はざりけるを、朝朗に、はるばると湖を詠め給ひける時、かすみわたれる浪の上に、船の通ひけるを見て、「何にたとへん朝ぼらけ」と云ふ歌を思ひ出だして、をりふし心にそみ、物あはれにおぼされけるより、「聖教と和歌とは、はやく一つなりけり」とて、其の後なむ、さるべき折り折り、必ず詠じ給ひける。（中略）

大弐資通は、琵琶の上手なり。信明、大納言経信の師なり。彼の人、さらに尋常の後世の勤めをせず。只、日ごとに持仏堂に入りて、数をとらせつつ琵琶の曲をひきてぞ、極楽に廻向しける。

勤めは功と志とによる業なれば、必ずしもこれをあだなりと思ふべきにあらず。中にも、数奇と云ふは、人の交はりを好まず、身のしづめるをも愁へず、花の咲き散るをあはれみ、月の出入を思ふに付けて、常に心を澄まして、世の濁りにしまぬを事とすれば、おのづから生滅のことわりも顕はれ、名利の余執つきぬべし。これ、出離解脱の門出に侍るべし。（２７６ページ～２７８ページ）

この説話では、宝日上人という聖が、和歌を詠じることを修行とし、極楽往生を果たしたことが述べられる。その後、引用した「和歌はよくことわりを極むる道なれば、これによせて心をすまし、世の常なきを観ぜんわざども、便りありぬべし。」という論述に至る。鴨長明は、この一節において、和歌がこの世の無常を観じ、極楽往生の「便り」となることを、確信を持って語っていると言えよう。その傍証として、自身が方丈の庵の中にその抄物を持ち込む程の多大な影響を受けていた『往生要集』の著者である源信、恵心僧都を登場させる。恵心僧都は、「和歌は綺語のあやまりとて、読み給はざりける」人物であったが、ある早朝、琵琶湖を眺めていた際に、霞わたった波の上を船が通っていくのを見て、「何にたとへん朝ぼらけ」という歌を思い出し、深く心に染み入り感動することがあった。恵心僧都は、「聖教と和歌とは、はやく一つなりけり」と悟り、その後は、しかるべき折々には和歌を必ず詠じるようになった。この説話において、鴨長明は、和歌を狂言綺語として忌み避けていた恵心僧都が和歌を巡る一つの体験を契機として仏の教えと和歌とが根本では一つのものであるという認識に至ったことを書き記すことで、和歌が仏道に通じるものであるという自己の見方や考え方を明確に示していると言えよう。このような和歌と仏道との関わりを、鴨長明は、『方丈記』執筆の時点で自覚していたのであろうか。「何にたとへん朝ぼらけ」という歌は、『拾遺和歌集』巻第二十哀傷における沙弥満誓の「世中を何にたとへむ朝ぼらけ漕ぎ行く舟の跡の白浪」と見られる[8]。この古歌については、『方丈記』における「若し跡の白波にこの身をよする朝には、岡の屋にゆきかふ船をながめて、満沙弥が風情をぬすみ」という一節に巧妙に取り込まれている。満沙弥とは、満誓沙弥を略した言い方であり、沙弥満誓の別称である。鴨長明は、方丈の庵の暮らしの中で、白波のはかなさに我が身をなぞらえ、沙弥満誓の和歌を想起していたのである。『方丈記』のこの一節は、「ことさらに無言をせざれども、独り居れば、口業ををさめつべし。必ず禁戒を守るとしもなくとも、境界なければ、何につけてかやぶらん。」という一節に続くものであり、鴨長明が自らの暮らしと仏道修行との関わりを述べている文章の一連であることを指摘しておきたい。まさに鴨長明は、『方丈記』においても、和歌が仏道修行に通じることを意識していたと言えるのではないか。

『発心集』のこの説話は、和歌に続いて、琵琶の仏道における効験を示す。大弐資通は、「琵琶の上手」であり、通常の修行はしないで、毎日持仏堂に入り、演奏回数を数えさせながら琵琶の曲を弾いて極楽に廻向した。この説話は、琵琶の曲を弾くことが極楽往生につながることを示していると言えよう。このような琵琶と仏道との関わりを、鴨長明は、『方丈記』執筆の際に意識していたのであろうか。『方丈記』には、「満沙弥が風情をぬすみ」の一節に続いて、「もしかつらの風、葉をならす夕には、尋陽の江を思ひやりて、源都督の行ひをならふ。」という一節がある。源都督は、源経信のことであり、大納言の官職にあった人物である。琵琶により極楽への廻向を果たした大弐資通は、この源都督、すなわち大納言経信の師でもある。鴨長明が『方丈記』に取り上げた源都督は、師である大弐資通から多大な影響を受けていたことを想像することができるが、琵琶が仏道修行になるという念も引き継いでいた可能性はあるだろう。「源都督の行ひをならふ」という鴨長明においては、琵琶の曲を弾くことが、「源都督の行ひをならふ」だけでなく、その師である大弐資

通の極楽への廻向の説話まで想起した、仏道修行としての琵琶の弾奏であるという意識が全くなかったとは言い切れないのではないか。少なくとも、鴨長明は、「みづから情をやしなふ」という効用を自覚的に描き出しているのである。

鴨長明は、『発心集』のこの説話で、「数奇と云ふは、人の交はりを好まず、身のしづめるをも愁へず、花の咲き散るをあはれみ、月の出入を思ふに付けて、常に心を澄まして、世の濁りにしまぬを事とすれば、おのづから生滅のことわりも顕はれ、名利の余執つきぬべし。これ、出離解脱の門出に侍るべし。」と数寄について論述している。数寄は、「常に心を澄まして、世の濁りにしまぬ」ことであり、「名利の余執」も尽きるものであるという言明は、数寄をまさに肯定的に捉えている鴨長明の思想を現出したものであると考える。鴨長明には、数寄が、「出離解脱の門出」となるという確信があり、それは自らの極楽往生への願いと通じ合うものであるという認識があったと言えよう。

数寄に関する鴨長明の見方や考え方は、『発心集』において、一つの帰結を見ることができると考えるが、鴨長明が生きた時代においては、数寄は仏道との関わりの中で、どのような捉えがされていたのであろうか。藤原俊成は、歌論書である『古来風躰抄』において、次のように論述している。

ただし、かれは法文金口の深き義なり。これは浮言綺語の戯れには似たれども、ことの深き旨も顕はれ、これを縁として仏の道にも通はさんため、かつは煩悩即ち菩提なるが故に、法華経には、「若し俗間の経書……之を略す……資生の業等を説かば皆正法に順はん」といひ、普賢観には「何者かこれ罪、何者かこれ福、罪福主無く、我が心自ら空なり」と説き給へり。よりて、今、歌の深き道を申すも、空・仮・中の三諦に似たるによりて、通はして記し申すなり。[9]

藤原俊成が用いている「浮言綺語」という言葉に関わり、有吉保氏は、「美辞麗句で飾った文学的表現。「狂言綺語」の意に近い。和歌を作ることは、仏教にいう十悪の一つである妄語綺語の罪を犯すことになるが、逆にこれを機縁として、仏法を賞賛し、信仰のために生かすということ。」と頭注に記している[10]。また、石田瑞麿氏は、狂言綺語に関わる論述の中で、藤原俊成の『古来風躰抄』を取り上げ、引用文中の「かれ」は天台止観を指し、「これ」は和歌を指すということを指摘した上で、藤原俊成は、「天台止観との対比の上で、和歌も仏道への道と説く。」と記述している[11]。藤原俊成は、和歌によって「ことの深き旨」も顕われることを説き、和歌が仏道にも通じるものであることを論じているのである。

藤原俊成は、鴨長明と同時代に生きた、当代の第一人者の歌人であり、鴨長明による『無名抄』にも、しばしば登場している。久保田淳氏は、『無名抄』への先行歌学書の影響に関する論述において、次のように指摘している。

藤原俊成の『古来風躰抄』やその子定家の『近代秀歌』は『無名抄』執筆以前に成っているが、長明がこれらの歌論書を見る機会があったかどうかはわからない。和歌に対する彼の執心の深さを思えば、もしもそれらの存在を聞き知ったならば、おそらく読もうと手を尽くしたことであろう。[12]

久保田淳氏は、鴨長明が、藤原俊成の『古来風躰抄』等を読もうと手を尽くした可能性を指摘しており、参考になる。鴨長明が、藤原俊成を意識していたことは『無名抄』から読み取ることができるが、和歌と仏道に関する藤原俊成の論述から影響を受けていたということも否定しきれないのではないか。藤原俊成や鴨長明の時代より少し後には、例えば、無住が『沙石集』の序において、「然レバ狂言綺語ノアダナルタハブレヲ縁トシテ、佛乗ノ妙ナル道ニ入シメ」と端的に書き記しているように、数寄を仏道に通じるものと捉える見方や考え方は、より一般的なものになっていったと考えることができよう[13]。これまで見てきたとおり、鴨長明においても、数寄は決して否定するものではなく、むしろ和歌や管弦に親しむ方丈の庵での暮らしは、仏道への志向にとっても有益であると認識していたものと考える。

では、そのような鴨長明が、なぜ、『方丈記』の終末において、自己批判と読み取れる弁を述べているのであろうか。

(3) 自己批判に関わる視点

三つ目の視点は、自己批判に関わる視点である。『方丈記』の終末部分において、鴨長明は、それまでの文章の内容、調子を一変させて、自己の生き様、在り様を内省し、「何の業をかかこたむとする。」、「いかゞ要なき楽しみを述べて、あたら時を過ぐさむ。」、「しかるを、汝姿は聖人にて、心は濁りに染めり。栖はすなはち、浄名居士の跡をけがせりといへども、たもつところは、わづかに周利槃特が行ひにだに及ばず。若しこれ貧賤の報のみづから悩ますか、はた又妄心のいたりて狂せるか。」と、立て続けに自己批判と読み取れる論述を展開する。なぜ、鴨長明は、『方丈記』一編の終末部分に及んで、自己批判の弁を述べるに至ったのか。鴨長明の自己批判には、どのような意味が込められていたのか。

鴨長明の自己批判には、いくつかの要素が絡んでおり、単純な理由として説明することはできないと考える。鴨長明の数寄に関する論述を見ても、数寄への思いや

こだわりについて、仏道を妨げる煩悩として捉えていなかったと読み取れることは、これまで考察してきたとおりである。では、一体、何故に、鴨長明は内省し、自己批判の弁を述べなければならなかったのか。私見を述べれば、そこには、自らが書き記す方丈の「記」において、自己批判をあえて言明しようとする意図が、鴨長明の根底に、強固で確実なものとしてあった、ということを想定できるのである。

度重なる自然災害、武士の台頭と源平の争乱、政局の不安定さ、貴族社会から武家社会への変動という大きく移り変わる時代の中で、多くの人間が自らの生き方や在り方に苦悩していたのではないか。自ら仏道を志した人物群像を概観しただけでも、自己批判を後世に遺した人間は少なくはない［14］。仏教思想、とりわけ平安中頃から鎌倉への移行期に、大きな流行を見た浄土信仰に関わる思想、及びそこに関わっていた人間から、鴨長明も少なからず影響を受けていた。鴨長明自身が、一人の人間として自己が抱え込んでいる煩悩の存在に鋭敏であったということはあるとしても、そこには、変化する時代の中で、仏教思想の広がりを背景にした一つの時代精神が、その時代に生きた人間に多分に影響を与えていたということもあるのではないか。古代から中世へと変動する時代の思想に関わり、歴史学の立場から、石母田正氏は次のように論述している。

> 平安後期文化を典型的に代表するものは浄土的思想と散文文学であると思うが、散文文学の創始者としての紀貫之と往生思想の先駆者としての空也上人がともに延喜時代に属することが示すように、二つのものは延喜以後の時代精神を基礎として深く連関して発達して来たように思われる。（中略）
>
> 浄土信仰の本質は、個々人の煩悩と罪悪の自覚を基礎とする体験的反省的な点にあるが、かかる体験と反省の契機となったものは平安京の現実に外ならなかったと思う。浄土教はいうまでもなく現実を五濁の悪世と理解する末法思想に基づいているが、その場合体験的に理解された現実とは具体的には都市的現実であった。（中略）
>
> 浄土信仰の基体となったかかる都市的個人は、同時に物語文学の作者でもあった。（中略）平安後期の知識人の創った文学は貴族文学という単純な表現では現わし得ない複雑なものがあったと思われる。それは正しく貴族的なものの反省であり批評であると考えるべきであろう。
>
> 以上の如く延喜以後の文化の二つの典型である浄土教的な思想と散文文学は内面的に深い連関をもつと考えるのであるが、これらの新しいものに共通するものは、古い貴族的秩序から解体されようとしている個人の反省と内面化であり、また往生思想が身分的差別を無視する点に見られる如く貴族的世界観の否定である。［15］

石母田正氏は、平安後期文化の特質を歴史家としての視線で明確に論述しており、大変示唆的である。石母田正氏が指摘している「個人の反省と内面化」は、鴨長明の内省と自己批判に通じるものがあると考える。鴨長明自身、いわゆる五大災厄を語り、自らの来歴について簡略ではあるが触れる中で、貴族社会の解体を意識し得ていたと言えよう。身分的、階層的な社会への嫌悪感、忌避感があり、方丈の庵へと結実していくのである。石母田正氏が「延喜以後の時代精神」「延喜以後の文化」と指摘していることは、鴨長明の意識と共鳴してくる。鴨長明は、福原への遷都に関わる記述の中で、「伝へ聞く、古の賢き御世には、あはれみを以て国を治め給ふ。」と論じている。「古の賢き御世」とは、仁徳天皇や醍醐天皇の御代を指しているものと見られる。この時代には、民に対する慈悲深い統治がなされていたという認識が、鴨長明にはあったのであろう。醍醐天皇は延喜の時代の天皇であり、延喜の帝とも称されていた。ここからは、「古の賢き御世」を取り上げることで、変質しつつある当時の時代を批判する鴨長明の意識が読み取れるのである。石母田正氏が「平安後期の知識人の創った文学」を「正しく貴族的なものの反省であり批評である」と捉えている点も着目に値する。鴨長明の『方丈記』は、平安末期から鎌倉初期の時代精神を背景としている批評文学であり、まさに自己や時代に対する「反省」や「批評」が込められているものと捉えることができよう。

鴨長明の自己批判の意味を把捉するに当たって、別の角度からも考察してみたい。『方丈記』全体の構成との関連である。『方丈記』全体の構成に関しては、著者である鴨長明により、極めて意図的に構築されたものである。過去・現在・未来という時間や災厄空間・住まい空間という空間を描き分けながら、自己の思想を際立たせる効果を上げていると言えよう。終末部分において鴨長明が記述する自己批判と読み取れる論述も、意図的な構成の一環としてそこに位置付けられたものであるのではないか。佐竹昭広氏は、『方丈記』の五段構成に関わる大曾根章介氏の指摘を引用しながら、五段構成の第五段の持つ意味について、次のように論述している。

> 一方、大曾根章介は、方丈記の五段構成が中国の「詩序」の五段構成と合致することを指摘した。重要な指摘である。
>
> 当時の漢文に序というのがありますが（詩序や和歌序）、これは五段に書くということが鎌倉時代の『王沢不渇鈔』に書かれています。そして最後を「云尓」で結ぶわけなのです。これによりますと、第一段に時候や詩会（あるいは歌会）の場所が勝れていたことを書き、二段目は前を承けて発展さ

せ、三段目が中心になるわけですが、三段目が表題の言葉を用いて書きます。普通ですと『方丈記』ですから、方丈ということを三段目にかならず入れるということになっているのです。四段目はこれを承けて華麗な対句を並べ、最後は謙遜の言葉で結ぶことになります。とくに守るべきことは第三段の詩題を取ることと第五段の作者の謙辞を述べることです。（シンポジウム・日本文学『中世の隠者文学』、学生社、昭和五十一年刊）

詩序は「一序可存五段」（王沢不渇鈔・下）、第三段「載題字」（同上）、「第五段自謙句云也。卑下詞也」（カナ抄、王沢不渇鈔・下、寛永十一年刊）を原則とする。

詩序の五段構成の叙述法に倣ったと見える方丈記の第一段は、文頭に「先発端叙事詞」、発語「夫（それ）」を省略した形（事実、後世、誤って「夫行河ノ流不断ズシテモトノ水ニ非ズ」と引用したものがある。見聞愚案記・巻五）として、最後の第五段は、「自謙句」「卑下詞」の段として読まねばならない。[16]

佐竹昭広氏は、大曾根章介氏の論述を効果的に引用しながら、その指摘を「重要な指摘である。」とし、『方丈記』の「最後の第五段は、「自謙句」「卑下詞」の段として読まねばならない。」と論定しており、参考になる。鴨長明は、『方丈記』の終末部分において、自分はそこまで思っていないが、あえて強い印象が残る形で、自らを謙り卑下する弁を述べていることは推定できる。『方丈記』の記述が、詩序の五段構成に倣ったものであるという指摘を踏まえたとき、自己の住まいへのこだわりや和歌や音曲へのこだわりに関して肯定的に捉える鴨長明の思念は、やはりそこに重なり合っているものと考えるのである。

鴨長明の自己批判に関して、変動する一つの時代を背景としながら、人間としての煩悩への自己省察が存在していたことが伺える一方で、あえて自己批判の論を展開する、という鴨長明の明確な意図が、そこには込められていたのではないか。その明確な意図とは何か。私見を述べれば、鴨長明の自己批判には、それを論の踏み台にして、自己の生き方をそのまま肯定しながら、更に高みの在り様へと昇華させたいという願いがあったものと想定できるのである。鴨長明が、方丈の庵に持ち込み、精神的な拠り所にしていたと思われる法華経の論理の影響をそこに垣間見ることができるかもしれない。法華経の論理に関して、植木雅俊氏は、次のように指摘している。

方便品の初めのほうで三乗を否定していたのは、〝否定のための否定〟ではなく、最終的に〝肯定するための否定〟であったのだ。三乗は、それぞれに思い込みに執着している。現状のままでは肯定できない。それらの思い込みを脱却させるために否定という形をとった。そのうえでの肯定である。ここに『法華経』の止揚の論理を見ることができる。[17]

植木雅俊氏は、法華経の論述における止揚の論理を指摘していて、大変示唆的である。止揚の論理は、否定を通じて肯定へと導く。鴨長明の自己批判の弁は、自己の生き方の肯定にとどまらず、更なる高みへと自己の在り様を導くための意図的な論述であったのではないか。その論述の展開としての鴨長明の肯定の弁は、どこにあるのか。鴨長明は、「その時、心更に答ふる事なし。」と記述している。鴨長明は、心の師となることを信念としている人間である。心に右往左往されることなく、心を制御して生きていく。心が答えることがないということは、あえて明確に判を下すことを鴨長明自身が留保していると捉えることができるのではないか。人間は誰しも煩悩を抱えている、それを否定することはできないだろう。一方、自らの生き方を否定することは、鴨長明にとって到底できなかったに違いない。そこには、建前と本音の理論も介在しているものと考える。最終的には、自己の生き様、在り様として示すよりほかなかったのではないか。鴨長明は、「只かたはらに舌根をやとひて、不請阿弥陀仏、両三遍申してやみぬ。」という一つの仏行を示すのである。それは、一つの生き方、在り方であったということもできよう。この謎めいた言葉、阿弥陀仏の称名、そして、沈黙。ここに、鴨長明の答えが暗示されているものと考える。鴨長明の大願は、極楽往生である、と私は捉える。極楽往生のためには、自己の愚かさをあえて明示することで仏行を成し遂げ、結果的に現世での自己の生き方をも肯定するという、鴨長明の答えが浮き彫りになってくるのである。このことを引き続き論証していく。

（4）先人の思想からの影響に関わる視点

四つ目の視点は、先人の思想からの影響に関わる視点である。私は、ここで先人の思想として、源信の『横川法語』を提示したい。源信からの影響に関しては、『往生要集』による影響が多方面にわたって見られることを本研究においても度々触れてきた。今、ここで取り上げる『横川法語』については、これまでの先行研究において、鴨長明の思想との関連が論述されていることを管見ながら目にすることができていないが、私は極めて重要な影響を鴨長明に及ぼしているものと考える[18]。『横川法語』の全文は、以下のとおりである。

夫れ一切衆生、三悪道をのがれて人間に生るること大なるよろこびなり。身はいやしくとも畜生におとらんや、家貧しくとも餓鬼にはまさるべし、心に思ふことかなはずとも地獄の苦しみには比ぶべからず。世の住みうきは厭ふたよりなり、人かずならぬ身のいやしきは菩提をねがふしるべなり、このゆゑに人間に生るることを悦ぶべし。信心あさくとも本願深きがゆゑにたのめば必ず往生す、念佛ものうけれども唱ふれば定めて來迎にあづかる功德莫大なり、このゆゑに本願にあふことをよろこぶべし。又妄念はもとより凡夫の地體なり、妄念の外に別の心もなきなり。臨終のときまでは一向に妄念の凡夫にてあるべきぞと心え、念佛すれば、來迎にあづかりて蓮臺にのるときこそ妄念をひるがへして悟りの心とはなれ。妄念の中より申し出したる念佛は濁りに染まぬ蓮の如くにして、決定往生うたがひあるべからず。妄念をいとはずして信心のあさきを歎き、こころざしを深くして常に名號を唱ふべし。[19]

『横川法語』の鴨長明への影響に関して、形式面と内容面について考察したい。

形式面においては、『横川法語』の記述と『方丈記』の記述との間で、とりわけ以下の二点の照応が指摘できると考える。『横川法語』を（横）、『方丈記』を（方）として併記する。

（横）念佛ものうけれども唱ふれば
（方）若し念仏物うく、読経まめならぬ時は、

（横）妄念の中より申し出したる念佛は濁りに染まぬ蓮の如くにして、
（方）汝姿は聖人にて、心は濁りに染めり。

『横川法語』と『方丈記』には、共通する言葉が明らかに見られる。その語句の用いられ方を見るとき、それぞれが用いられている文脈は、むしろ反対の意味を示すものとして記述されていることは着目してよいのではないか。鴨長明は、先人の言葉を巧みに自己の文章に入れ込み、独自の意味を醸し出す文章として成立させることができる有数の著作者であると言ってよいだろう。先人の言葉を巧みに取り入れながら、そこに鴨長明自身の持つ固有の見方や考え方を表出していく。『横川法語』と『方丈記』の関係では、源信が仏道者の立場により、正面から仏の教えや念仏の効用を述べているところを、鴨長明は自らの人間性、煩悩や妄念を有する存在としての自己を前面に出した表現として、源信の言葉を取り込んでいる可能性を読み取ることができるのである。

内容面においては、人間の捉えや往生への方途としての念仏に関わり、『横川法語』は『方丈記』に極めて重要な影響を及ぼしているものと推定できる。「夫れ一切衆生、三悪道をのがれて人間に生るること大なるよろこびなり。」という源信の人間賛歌とも読み取れる言葉は、いわゆる五大災厄や不本意な過去を経た後、方丈の庵での暮らしにおいて、数寄に親しみ、時に小童との遊行を楽しむ、という鴨長明の人間としての生き方、そこで感じていた心情と通じるものがあるのではないか。『方丈記』における方丈の庵での暮らしに関わる記述は、人間として生まれてきたことの喜びを鴨長明が実感し、表出したものとして捉えることができるのである。

『横川法語』は、別名、『念仏法語』と言われる。そこには、念仏の効用や方途が簡明に述べられている。源信は、「信心あさくとも本願深きがゆゑにたのめば必ず往生す」と記し、「念佛ものうけれども唱ふれば定めて來迎にあづかる功德莫大なり」と述べ、仏の本願をたのみ、念仏を唱えることの功德を明らかにする。また、人間は誰しも妄念を持っている。「妄念の外に別の心もなきなり」と言い、「臨終のときまでは一向に妄念の凡夫にてあるべきぞ」と教えるのである。この源信の言葉は、「汝姿は聖人にて、心は濁りに染めり。」、「はた又妄心のいたりて狂せるか。」などの自己批判の言を述べる鴨長明の心情と通じてくる。鴨長明が自らを、妄心、言い換えれば、妄念の至れる人間であるとし、最終局面において念仏を唱えるのは、まさに、「妄念の中より申し出したる念佛は濁りに染まぬ蓮の如くにして、決定往生うたがひあるべからず。」という源信の言葉を受けたものとして考えることができる。自己批判の言、つまり、愚者、妄念の持ち主としての自覚は、極楽往生を決定付けるために欠かせないものとして鴨長明に受け止められていたと言えよう。

ここで、鴨長明の「只かたはらに舌根をやとひて、不請阿弥陀仏、両三遍申してやみぬ。」について、論じていきたい。鴨長明の念仏、阿弥陀仏の称名には、どのような意味が込められていたのか。「舌根をやとひて」や「不請」は、どのように解釈することが可能なのか。鴨長明の見方や考え方に少なからぬ影響を与えた源信は、天台宗の僧侶である。加藤周一氏は、源信が『往生要集』で論じる極楽往生の方法に関して、次のように論述している。

その一つは、天台宗の理論がいう「四種三昧」のなかで「常行三昧」、つまり専心念仏を強調し、その他の修行を「助念の方法」、つまり平行して行うことが望ましい補助的手段としたことである。このようにあきらかな「念仏」中心主義をうち出したという点で、源信流は、円仁から良源に到る先行の天台宗理論家とちがう。その二つは、「念仏」の内容が、阿弥陀を観念し（「観念」は、ここでは、阿弥陀の法身を文字どおり「念」じながら「観」ることである）、その

名を称えることであるとして、「観念」と「称名」と何れに重点があるのか、はっきりさせていないということである。相手次第で、あるときには「観念」中心主義をとり、あるときには「称名」中心主義をとっているようにも読める。その点では、あきらかに「称名」を推した法然（一一三三～一二一二）の立場とちがう。『往生要集』の後に書かれたとされる『横川法語』では、源信も「称名」を説いた、「唱ればさだめて来迎にあづかる功徳莫大なり」。そのまえには、「信心あさくとも本願ふかきがゆゑに、頼まばかならず往生す」という句がある。本願はむろんすべての衆生を救おうという阿弥陀の本願である。[20]

加藤周一氏は、源信の唱える極楽往生の方法に関して、注意しておきたい二点を端的に指摘しており、参考になる。加藤周一氏の論を踏まえながら、『方丈記』における源信の影響を考察すると、「念仏」「観念」「称名」の仏行をなす鴨長明の姿が浮かび上がってくる。鴨長明は、方丈の庵に「阿弥陀の絵像」等を置き、「若し念仏物うく」という記述において、念仏に取り組むことがあったことを読み取ることができる。庵の外の様子については、「谷しげゝれど西はれたり。観念のたよりなきにしもあらず。」と記しており、浄土の観想を含め、観念に取り組んでいたことが伺える。そして、最終局面においては、「只かたはらに舌根をやとひて、不請阿弥陀仏、両三遍申してやみぬ。」と述べ、称名をなしていたことを明らかにしているのである。『横川法語』には、観念については触れられていない。源信は、念仏の内容として、『横川法語』においては称名の優位さを説いていると見てよいであろう。鴨長明が『方丈記』の中で最終的に仏行としてなしているのが称名であるということを念頭に置くとき、鴨長明が『往生要集』だけでなく『横川法語』を読み、『横川法語』の教えを自己の信仰の一つの拠り所にしていた可能性は否定できないのではないか。むしろ自ら信奉する先達、源信の書に広く目を通し、自らの思想や行動の基盤としていたことは十分考えられるのである。

鴨長明が『方丈記』の終末部分で、なぜ自己批判の言を述べたのか。そして、『方丈記』一編の最後に、なぜ阿弥陀仏の称名を描き出したのか。この二つのことは密接に結び付いていると考える。私見を述べれば、鴨長明には、極楽往生への強い願いがあり、その願いが自己批判の言につながり、称名という仏行につながっていったものと推論する。極楽往生を果たすためには、何をなせばよいのか。「臨終のときまでは一向に妄念の凡夫にてあるべきぞ」、「妄念の中より申し出したる念佛は濁りに染まぬ蓮の如くにして、決定往生うたがひあるべからず。」という源信の教えがある。鴨長明は、自らを否定するのではなく、妄念のある人間としての自己をそのまま受け止め、自らを周利槃特にも及ばない愚かな人間であるという自覚の中において、念仏を行うことを自らの究極の行としたのではないか。その念仏は、「妄念をいとはずして信心のあさきを歎き、こころざしを深くして常に名號を唱ふべし。」という源信の教えのとおり、阿弥陀仏の称名だったのである。阿弥陀仏の本願は、すべての衆生を救済することである。それは、救済を請う、請わない、を問わない性格のものである。「信心あさくとも本願深きがゆゑにたのめば必ず往生す」という言葉には、他力の思想が込められていると言えよう。源信は、『往生要集』においても、他力をたのむ教えを記述している。それは鴨長明の思想に影響を与えたと考え得る「常に心の師となるべし。心を師とせざれ。」の直前に、止観（摩訶止観巻二上）の言葉として、次のように示されている。

人の重きものを引くに、自力にて前まずは、傍の救助を仮りて、則ち軽く挙ぐることを蒙るが如し。行人もまたしかり。心弱くして、障を排ふことあたはずは、名を称して護りを請ふに、悪縁も壊することあたはず。[21]

阿弥陀仏の本願をたのみ、他力を信じ、称名する。鴨長明には、仏教における他力の思想が影響を及ぼしており、それが『方丈記』の最終局面での記述において反映されているというのが私の考えである。私見ではあるが、「只かたはらに舌根をやとひて」という言葉には、観念だけに留まるのではなく、阿弥陀仏を信じ、舌を動かし称名せよ、という鴨長明の思いが表出されているのではないか。「不請」に関しては、阿弥陀仏の本願により、自分が請わなくても仏は救ってくれる、という鴨長明の思いが読み取れるのである。鴨長明の極楽往生への志は、阿弥陀仏の本願をたのみにして、自己批判の認識を言明し、称名の行をなす、という一つの筋道をたどり、後は沈黙の中で心願の成就を待つのである。その沈黙は、現世での死、そして、来世での往生を象徴しているようにも読み取れるのである。

先人の思想からの影響ということで、源信からの影響を論述してきたが、鴨長明とほぼ同時代に生きた仏道者として、浄土宗の宗祖である法然の影響の可能性についても言及しておきたい。鴨長明が方丈の庵を構えた日野の地は日野氏の所領であった。鴨長明と親しい関係にあった人物として、日野の法界寺を拠点に活動していた禅寂、俗名日野長親がいる。この禅寂は、法然の弟子であり、禅寂を介在することで、鴨長明と法然との間に何らかの接点があったという可能性も推定できるのである。鴨長明と法然の関係に関して、木下華子氏は、次のように論述している。

『尊卑分脈』には禅寂が「外山建立」したとの記載もあり、現在では、長明を日野へと誘い、居住地などを斡旋したのは禅寂だと考えるのが定説である。

長明の著作に直接の言及を見出すことができない以上、慎重に検討すべき問題ではあるが、禅寂との交流を通じて法然の言説に触れていた可能性は斟酌しうるものであるし、この時代の知識人が法然の言説と全く無関係なところにいると考えるのも不自然であろう。[22]

木下華子氏は、鴨長明が法然の言説に触れていた可能性に関して、禅寂を通じた関係のみならず、当時の知識人の状況を踏まえて指摘しており、参考になる。法然は、専修念仏の教えを説いていた。鴨長明が行った称名は、法然の教えとも通じるものがあると捉えることができよう。なお、浄土真宗の宗祖である親鸞についても、一言付言しておきたい。親鸞は、日野氏の出身で、禅寂と同様に法然の弟子となる。ほぼ同時代、同場所において、鴨長明と法然、親鸞が生き、様々な曲折を経ながら、それぞれの思想を展開していったと言えよう。引き続き、鴨長明の自己肯定の思想を裏付ける論拠を示していきたい。

（5）自己の生き方の根幹に関わる視点

五つ目の視点は、自己の生き方の根幹に関わる視点である。いわゆる五大災厄や自己の来歴にまつわる様々な経験を経る中で、鴨長明は自己の思想を形成していったと捉えることができる。中でも出家遁世は、鴨長明にとって人生における大きな転機であり、そのことが方丈の庵へと結び付き、『方丈記』一編を生み出したとも言えよう。鴨長明は、『方丈記』の最後の一文において、自己を「桑門の蓮胤」と称している。桑門とは、出家して修行する人、僧侶、沙門のことであり、蓮胤は、鴨長明の法名である。ここには、明らかに、仏門に入った人間としての、鴨長明の自覚や決意を読み取ることができるのである。

今、鴨長明の自己肯定の思想を論じるに当たり、仏教思想からの影響を見落とすことはできない。人間の生き方の根幹に関わる仏教思想、それは、いったいどのような思想なのであろうか。釈尊は自らの入滅を前に、拠り所とすべきものは、「自己」と「法」だと説いた。この釈尊の教えは、「自帰依」「法帰依」と言われ、「自灯明」「法灯明」という言葉としても伝えられている。釈尊が、入滅を前に遺した言であり、釈尊の教えの核心を示すものとして、重要な意味を伝え得ていると言えよう。

鴨長明は、仏教の経典類、とりわけ法華経という法については方丈の庵に持ち込むまでして、自己の生き方の拠り所とした。同様に、自己という存在を自己の生き方の根幹に関わる拠り所としていたのではないか。『方丈記』には、住まい作りにおいて、「われ今、身の為にむすべり、人の為に作らず。」という記述がある。また、「若しなすべき事あれば、すなはちおのが身をつかふ。」という記述もある。これらは、まさに自己を拠り所として生きていくという鴨長明の生き方を示しているのである。自己を愚かで妄心の持ち主であるとし、自己批判の言を述べたとしても、草庵を愛し、閑寂に着する自己、数寄に生き、仏道に生きる自己、という人間を否定することは到底なかったと言えるのではないか。仏教思想の影響を少なからず受けていた鴨長明という人間を考えるならば、自己と法を拠り所とし、むしろ自己を肯定する生き方を貫いていこうとしていたと捉えることができよう。そこには、鴨長明の根底をなす思想として、自己肯定の思想を見ることができるのである。

謝辞

本研究において、放送大学大学院の島内裕子教授には、専門的な貴重なご指導を懇切丁寧にしていただきました。島内裕子教授による「響映読み」の方法論は、本研究の大きな支えになりました。末筆ながら、ここに心より感謝申し上げます。

注

[1] 浅見和彦氏は、『方丈記』における論争に関して、「脚注にもふれたように、「不請」の語義をめぐって各説入り乱れ、また終章そのものをどう把えるかということで論争がたえないところである。（中略）いずれも決定的な根拠に窮しており、各論者個人の読みにどうしてもよらざるをえないため、論争はまだまだ引き続いていこう。」（傍点は原文のまま。）と指摘している。（浅見和彦訳・注『原文＆現代語訳シリーズ方丈記』笠間文庫１４０ページ、笠間書院、二〇一二年。）

[2] 池田亀鑑『古典学入門』岩波文庫92ページ、岩波書店、一九九一年。

[3] 市古貞次校注『新訂方丈記』岩波文庫１２０ページ～１２１ページ、岩波書店、一九八九年。

[4] 佐竹昭広・久保田淳校注『新日本古典文学大系39方丈記　徒然草』28ページ、岩波書店、一九八九年。

[5] 注4書、28ページ。

[6] 注1書、１４１ページ～１４２ページ。

[7] ミシェル・フーコー『フーコー文学講義　大いなる異邦のもの』ちくま学芸文庫86ページ、柵瀬宏平訳、筑摩書房、二〇一一年。

[8] 小町谷照彦校注『新日本古典文学大系７拾遺和歌集』３８９ページ、岩波書店、一九九〇年。沙弥満誓は、万葉集の歌人であり、『万葉集』巻第三の中

に、「世の中を何に譬へむ朝開き漕ぎ去にし船の跡なきごとし」（佐竹昭広・山田英雄・工藤力男・大谷雅夫・山崎福之校注『新日本古典文学大系1萬葉集一』237ページ、岩波書店、一九九九年。）という和歌が所収されている。

[9] 橋本不美男・有吉保・藤平春男校注・訳『日本古典文学全集50歌論集』275ページ、小学館、一九七五年。

[10] 注9書、275ページ。

[11] 石田瑞磨『日本古典文学と仏教』9ページ、筑摩書房、一九八八年。

[12] 久保田淳訳注『無名抄　現代語訳付き』角川ソフィア文庫284ページ～285ページ、KADOKAWA、二〇一三年。

[13] 渡邊綱也校注『日本古典文學大系85沙石集』57ページ、岩波書店、一九六六年。『沙石集』の巻第五本「（一一）學生ノ歌好ミタル事」と題する説話には、『発心集』と同様に、恵心僧都が和歌により狂言綺語への念を改めた話が所収されている。そこには、「或説ニハ、近江ノ湖ニ、船ノユクヲミテ、此兒、（改行）世ノ中ヲ何ニタトエン朝ボラケ　コギ行舟ノアトノ白浪（改行）ト詠ジケルヲ聞テ、歌ヲ好マレケルトモ云ヘリ。」（注13書、220ページ。）と記述されている。また、「サレバ、古人ノ佛法ヲ修行セシ、必ズシモ此道ヲステズ。折ニ隨フ述懐、コレ多ク聞ユ。」（注13書、221ページ。）とある。鴨長明や『方丈記』、『発心集』等の名を見ることはできないが、鴨長明の生き方やその著作から影響を受けている可能性はあると考える。なお、狂言綺語と仏道に関する言述は、『沙石集』の他に、『平家物語』や『十訓抄』においても見いだすことができる。

[14] 例えば、源信は自らを「予が如き頑魯の者」（源信『往生要集（上）』岩波文庫10ページ、石田瑞磨訳注、岩波書店、一九九二年。）と記し、法然は自らを「十悪の法然房、愚痴の法然房」（法然の伝記『法然上人行状絵図』による。大橋俊雄校注『法然上人絵伝（上）』岩波文庫220ページ～221ページ、岩波書店、二〇〇二年。）と述べ、親鸞は自らを「愚禿釋の親鸞」（親鸞『教行信証』岩波文庫24ページ、金子大栄校訂、岩波書店、一九五七年。）と称している。遡れば、最澄においては、「愚が中の極愚、狂が中の極狂、塵禿の有情、底下の最澄」（最澄『願文』安藤俊雄・薗田香融校注『日本思想体系4最澄』287ページ、岩波書店、一九七四年。）とする自己批判の言がある。

[15] 石母田正『中世的世界の形成』岩波文庫340ページ～345ページ、岩波書店、一九八五年。

[16] 注4書、368ページ～369ページ。

[17] 植木雅俊『法華経とは何か　その思想と背景』中公新書118ページ、中央公論新社、二〇二〇年。

[18] 藤井智海氏は、源信僧都の人間観に関する論文の中で、横川法語について取り上げ、「最後に今一つ往生要集と関連して考うべきものに彼の有名な横川法語がある。この法語は往生要集六巻の精随を納めた一枚の紙にも足らないものであるが、実に源信僧都の巧まざる宗教的観照、覚感の吐露として称讃すべきものである。否な彼の人間観を眺める上に於ては要集以上に明らかに打出されていることが窺知されるのである。」（原文ママ）と論述している。（藤井智海「源信僧都の人間観」日本仏教学会編『仏教の人間観』232ページ、平楽寺書店、一九六八年。）なお、藤井智海氏は、横川法語と鴨長明を結び付ける論述はしていない。藤井智海氏には別に、「鴨長明の仏教思想私観」という論文（『同朋学報10号』27ページ～59ページ、同朋学会、一九六三年。）もあるが、ここでは横川法語を取り上げることはなく、横川法語の鴨長明への影響についても触れていない。

[19] 源信『横川法語』国訳大蔵経編輯部編『国訳大蔵経：昭和新纂　宗典部　第1巻』485ページ、東方書院、一九三二年。引用は、国立国会図書館デジタルコレクションに拠った。なお、『横川法語』は、改行の有無や漢字の用い方等に相違はあるが、宮坂宥勝校注『日本古典文學大系83假名法語集』51ページ～52ページ、岩波書店、一九六四年、においても参照することができる。宮坂宥勝氏は、「念佛もの憂けれども」に関して、「類句、「念仏ものうく、読経まめならぬ時は」（大系本、方丈記、三八頁）。」と頭注に記述しているが（51ページ）、鴨長明の思想との関連については言及していない。

[20] 加藤周一『日本文学史序説上』145ページ、筑摩書房、一九七五年。

[21] 源信『往生要集（上）』岩波文庫328ページ、石田瑞磨訳注、岩波書店、一九九二年。

[22] 木下華子「『方丈記』終章の方法」『文学　第13巻・第2号』102ページ、岩波書店、二〇一二年。木下華子氏は、同論文において、先行研究を整理しながら、「「不請」は「阿弥陀仏」を修飾する美称であり、「不請阿弥陀仏」とは「衆生が請わずとも救いの手を差しのべる阿弥陀仏」の意であるとしたい。」と論述している。（注22論文、105ページ。）

付記

本論文は、修士論文の要所を抽出し圧縮して報告するものである。詳細に関しては、研究成果の全体をご参照いただければ幸いである。

2025 年度 教育研究活動委員会
オンラインジャーナルワーキンググループ

［主任］ 齋藤 正章（社会経営科学プログラム 准教授）

［副主任］ 鶴見 英成（人文学プログラム 准教授）

下夷 美幸（生活健康科学プログラム 教授）

橋本 朋広（臨床心理学プログラム 教授）

大西 仁（情報学プログラム 教授）

岸根 順一郎（自然環境科学プログラム 教授）

編 集 後 記

このたび『放送大学文化科学研究』の第5号を発刊することができました。これもひとえに皆様方（執筆者である修了生の方はもちろん指導された先生方，事務方，編集業者の方，そして刊行を待たれていた読者の方々）のお陰であると編集委員を代表して心より御礼申し上げます。

目次をご覧になるとお分かりのとおり放送大学大学院で学ばれた皆さんのテーマは多岐にわたります。また，書式も横書きだけでなく，縦書きもあったりします。これは六つのプログラムがあることに加え，多くの学生が，学生と仕事あるいは家事との二足の草鞋を履いていることにも関係があります。社会とのつながりの中で「なぜだろう」「どうしてだろう」と感じたことをテーマにして，その解決の糸口を示してくれています。一方で，芸能や古典について趣味の範疇を乗り越えて学問としたテーマもあります。どのテーマも，現実の仕事や生活，長年抱いていた興味や関心にもとづいた地に足のついたものですので，たとえ専門分野が違っても読む者を魅了して止みません。このことは「学生論文集」として紙媒体で2004年に刊行された『Open Forum』からずっと受け継がれている放送大学大学院の教育研究活動の成果であり，誇りでもあります。

大学院を修了した少なくない皆さんが，教員やインストラクターといったいわゆる「先生」となっています。教える立場になると「私はまだ何も知らない」と知り，再び学部や大学院の門をたたきます。こうして，生徒が先生になり，先生が生徒になるという「知の循環」つまり生涯学習のあり方の一つが体現されているのです。この論文集が多くの方の目にとまり，一人でも多くの人が知の循環に入られるきっかけとなることを切に願います。

2026年2月11日
2025年度 教育研究活動委員会
オンラインジャーナルワーキンググループ主任
齋藤 正章

放送大学文化科学研究 第５巻
The OUJ Journal of Arts and Sciences Vol.5

2026年2月20日発行

［ 編集 ］2025年度 教育研究活動委員会
オンラインジャーナルワーキンググループ

［ 発行 ］放送大学
〒261-8586　千葉県千葉市美浜区若葉2-11
Tel：043-276-5111（総合受付）

Copyright © The Open University of Japan. All rights reserved.

2025

放送大学文化科学研究

The OUJ Journal of Arts and Sciences